

令和2年度

国の施策及び予算に対する
東京都の提案要求

令和元年6月



このたび、令和2年度の国の施策及び予算に対し、東京都が現在抱える課題の早急な解決と、施策の確実な実現のため、提案要求をとりまとめました。

大臣及び各府省庁におかれましては、都の提案要求の実現に向けて的確な措置をとられるよう、お願いいたします。

令和元年6月

東京都

目次

事 項 名		頁
令和2年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求（概要）		1
「国と東京都の実務者協議会」に係る協議事項について		2
「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議 東京都との連絡協議会」に係る要望事項について		7
1	地方分権改革	9
1	真の分権型社会の実現 (最重点《一部》)	10
2	国境離島の維持・保全	17
1	海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	18
3	行財政改革	23
1	法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保	24
2	都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し	25
3	社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う国の責任による確実な財源の確保等	27
4	財政上の不合理な措置の是正	29
5	地方税収納金整理資金制度の創設	31
6	地方法人課税の分割基準の適正化	32
7	社会保障・税番号制度の拡充等	34
8	「ふるさと納税」制度の見直し【新規】	36
9	自動車関係諸税の見直し及び地方税財源の確保	37
10	自治体情報セキュリティクラウドの推進	40
11	公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化 (最重点)	42
12	LGWAN（総合行政ネットワーク）環境のセキュリティ確保	44
4	災害対策	45
1	首都直下地震等への備え (最重点)	46
2	帰宅困難者対策の推進 (最重点)	49
3	緊急地震速報の改善	51
4	災害医療体制の充実	53
5	災害時における安定的な燃料供給体制の確立	55
6	大規模災害時における被災者の生活再建支援制度の在り方	58
7	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた消防体制の充実強化	59
8	災害情報等の多言語発信について【新規】	60
5	都市整備	61
(1)都市づくり・防災		
1	建築物の耐震化の推進 (最重点)	62
2	木造住宅密集地域の整備促進 (最重点)	69
3	総合的な治水対策の推進 (最重点《一部》)	76
4	東京港の地震・津波・高潮対策の推進 (最重点)	98
5	大規模水害対策の推進 (最重点)	99
6	ライフライン施設の耐震化などの推進	106
7	羽田空港の液状化対策の推進	108
8	長周期地震動対策の推進	109
9	利水・治水対策の推進等	110
10	下水道事業に対する交付制度の拡充 (最重点《一部》)	113
11	水の有効利用の促進	125
12	不法係留船対策の推進 (最重点)	127
13	国際競争力強化に資するまちづくりの推進 (最重点)	129
14	市街地の開発に係る諸事業の推進 (最重点)	130
15	大都市圏における地籍調査の推進	136
16	既存住宅ストックの活用と空き家対策の促進 (最重点)	137
17	マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進 (最重点)	141
18	都営住宅ストックの有効活用	146
19	大都市補正の適用地区拡大	148
20	公共用地取得に係る登記関連法の改正【新規】	149
21	公共事業推進のための行政代執行法の改正	151
22	公共事業と農地保全を両立するための制度改正	152
23	東京における一体的な都市づくりの推進のための仕組みづくり	154
24	首都移転の白紙撤回	156
25	鉄道施設の耐震化の推進	157

事 項 名		頁
26	病院等の耐震化対策に係る補助制度の拡充	158
27	私立学校の耐震化対策に係る助成の拡充	159
28	浄水場更新事業等に対する財政措置の強化・充実	162
29	防災行政無線の安定運用に向けた電波法の改正	166
30	住宅セーフティネット制度の改善【新規】	168
31	サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のための財政支援【新規】	171
(2)道路・鉄道		
32	東京外かく環状道路の整備促進 (最重点)	172
33	高速道路網の整備推進及び有効活用等 (最重点)	175
34	国道等の整備推進 (最重点)	182
35	道路・橋梁事業の推進 (最重点《一部》)	184
36	鉄道駅のバリアフリー化の推進 (最重点)	201
37	都市鉄道ネットワーク等の強化 (最重点)	204
38	BRT整備推進のための制度の創設・拡充 (最重点)	207
39	都市高速鉄道整備の充実・強化	209
40	連続立体交差事業の推進 (最重点)	214
41	踏切対策推進のための制度の創設・拡充	216
42	交通結節点における施設整備助成の拡充	217
43	ITSを活用した高度な交通対策の一層の推進	218
44	無電柱化事業の推進 (最重点)	219
45	バス事業の環境整備の促進【新規】	223
(3)基地対策・空港・港湾		
46	羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進 (最重点)	225
47	首都圏新空港の調査検討の推進	232
48	米軍基地対策の推進 (最重点《一部》)	234
49	小笠原航空路の整備促進 (最重点)	240
50	物流機能の強化等に向けた東京港整備の推進 (最重点)	242
51	魅力的な水辺空間の創造に対する支援の拡大	244
52	震災にも強い東京港の機能強化 (最重点)	245
53	民有港湾施設の適切な維持管理の推進	246
54	島しょ港湾等の整備促進	247
55	東京港の新海面処分場の財源確保	248
56	島しょ港湾等の防災対策の推進 (最重点)	249
6	環境・エネルギー	251
1	気候変動対策の推進 (最重点)	252
2	ゼロエミッションビークルの普及促進 (最重点)	265
3	再生可能エネルギーの本格的な普及拡大 (最重点)	267
4	水素社会の実現に向けた着実な取組 (最重点)	272
5	ヒートアイランド対策・暑熱対応の推進	276
6	緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	277
7	公園整備事業等の推進 (最重点)	279
8	都市再生推進のための国有財産の活用	283
9	小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進	286
10	自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化	287
11	道路環境対策の推進 (最重点)	289
12	微小粒子状物質 (PM _{2.5})・光化学オキシダント (O _x) 対策の推進	291
13	市街地土壌汚染対策の推進	293
14	PCB廃棄物処理の促進	295
15	森林循環促進に向けた施策の拡充 (最重点)	297
16	東京湾の水質改善対策の促進	299
17	食品ロス削減施策の推進 (最重点)	300
18	ヒアリ等の侵入、定着防止措置の実施	302
19	プラスチック対策の推進 (最重点)	304
20	国立公園の活用【新規】 (最重点)	306
7	福祉・保健・医療	309
1	少子社会対策の推進 (最重点《一部》)	310
2	特別な支援を要する子供と家庭に係る施策の充実	321
3	高齢社会対策の推進 (最重点《一部》)	331

事 項 名		頁
	4 医療保険制度の改革等	345
	5 障害者施策の推進	349
	6 生活・雇用に関するセーフティネットの強化	363
	7 保健医療施策の推進	369
	8 ウイルス肝炎対策の強化	400
	9 新興・再興感染症対策の充実	402
	10 健康危機管理体制の充実	405
	11 放射能による健康影響に係る検査体制等の整備	412
8	生活・産業	415
	1 国際金融・経済都市の実現 (最重点)	416
	2 地方消費生活行政の財源確保	418
	3 文化政策の推進	419
	4 MICE推進施策の強化 (最重点)	421
	5 統合型リゾート(IR)整備に伴う制度構築の着実な実施	423
	6 外国人旅行者に対する査証発給要件の緩和 (最重点)	424
	7 外国人の受入環境の整備促進 (最重点)	425
	8 ベンチャー企業の支援の拡充	431
	9 中小企業者の円滑な資金調達の推進	432
	10 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善 (最重点)	434
	11 ウメ輪紋ウイルス(プラムボックスウイルス)の緊急防除	436
	12 ライフ・ワーク・バランスの推進 (最重点)	437
	13 非正規労働者に対する支援の強化	443
	14 障害者の就業支援策の一層の充実 (最重点)	446
	15 水道事業の国際展開の支援に向けた取組の強化	448
	16 情報通信網の維持管理に対する支援	450
	17 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応	451
	18 職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策の充実 (最重点)	452
	19 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進 (最重点)	453
	20 国内の水道事業者への支援	456
	21 企業による保育施設設置への支援	457
	22 中小企業の人材確保・定着への支援	458
	23 高齢者の就業を推進するための支援の充実【新規】	459
9	スポーツ・青少年・教育	461
	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援 (最重点)	462
	2 スポーツ振興事業の推進	466
	3 若者の社会的自立を支援する施策の拡充	478
	4 子ども・子育て支援新制度施行後における幼児教育の質の確保	479
	5 私立学校助成の拡充	481
	6 高等学校等就学支援金制度の必要経費の確保等	483
	7 公立学校の教職員定数の充実及び学級編制標準の改定	485
	8 特別支援学校の養護教諭等の定数改善	487
	9 いじめ問題等に対する取組の充実	488
	10 教育支援センターの機能強化、不登校特例校の拡充等	490
	11 学校における働き方改革の実現 (最重点)	492
	12 児童ポルノ等の自画撮り被害から青少年を守る施策の充実	495
	13 学校施設の空調設備整備に対する支援 (最重点)	497
	14 学校における法的相談体制等への支援【新規】	499
	15 外国人の子供に対する教育の充実【新規】	501
10	治安対策	503
	1 首都東京を守るテロ対応力の強化 (最重点《一部》)	504
	2 サイバー攻撃対策の強化 (最重点)	508
	3 総合的な治安対策の充実・強化 (最重点《一部》)	510
	4 再犯防止施策の充実	524
	5 国民保護事案に関する対策の推進 (最重点)	526
参	1 省庁別提案要求事項一覧	529
考	2 所管局別提案要求事項一覧	535

※1 【新規】は、重点事項に新たに追加されたもののことである。

※2 最重点《一部》は、内容の一部を最重点事項とするもののことである。

令和2年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求（概要）

最 重 点 事 項

1	<p>「セーフ シティ」の実現～もっと安全、もっと安心、もっと元気な首都・東京～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 首都直下地震等への備え、帰宅困難者対策の推進、建築物の耐震化の推進、木造住宅密集地域の整備促進 ○ 総合的な治水対策の推進（都市型水害対策の推進）、東京港の地震・津波・高潮対策の推進、大規模水害対策の推進 ○ 下水道事業に対する交付制度の拡充、道路・橋梁事業の推進（道路施設の予防保全型管理） ○ 無電柱化事業の推進 ○ 震災にも強い東京港の機能強化 ○ 島しょ港湾等の防災対策の推進 ○ 学校施設の空調設備整備に対する支援 <p style="text-align: right;">など</p>
2	<p>「ダイバーシティ」の実現～誰もがいきいきと生活できる、活躍できる都市・東京～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道駅のバリアフリー化の推進 ○ 少子社会対策の推進 （子供・子育て支援における施策の充実、企業が取り組む次世代育成支援の推進、待機児童解消に向けた支援の充実） ○ 高齢社会対策の推進（大都市にふさわしい介護報酬及び施設基準の見直し、認知症対策の総合的な推進）【最重点化】 ○ 外国人の受入環境の整備促進（多文化共生社会の実現に向けた総合的な方針の策定） ○ ライフ・ワーク・バランスの推進（働き方改革の推進、テレワークの推進） ○ 障害者の就業支援策の一層の充実 ○ 職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策の充実 ○ 学校における働き方改革の実現 <p style="text-align: right;">など</p>
3	<p>「スマート シティ」の実現～世界に開かれた、環境先進都市、国際金融・経済都市・東京～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京外かく環状道路の整備促進、高速道路網の整備推進及び有効活用等、国道等の整備推進 ○ 都市鉄道ネットワーク等の強化 ○ 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進 ○ 米軍基地対策の推進（横田基地の軍民共用化の推進）【最重点化】 ○ 小笠原航空路の整備促進【最重点化】 ○ 物流機能の強化等に向けた東京港整備の推進 ○ 気候変動対策の推進、ゼロエミッションビークルの普及促進 ○ 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大、水素社会の実現に向けた着実な取組 ○ 森林循環促進に向けた施策の拡充 ○ 食品ロス削減施策の推進、プラスチック対策の推進 ○ 国立公園の活用【新規】 ○ 国際金融・経済都市の実現 ○ 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進 <p style="text-align: right;">など</p>
4	<p>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援 ○ 首都東京を守るテロ対応力の強化、サイバー攻撃対策の強化 <p style="text-align: right;">など</p>
5	<p>地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 真の分権型社会の実現（地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革の推進、大学の定員増抑制の見直しなど地方創生に資する施策の推進）

	重点事項	うち最重点事項
令和2年度前期提案要求（R元.6）	152	58
平成31年度前期提案要求（H30.6）	151	60

※1 最重点事項は、重点事項のうち、特別に知事が国に強く働きかける事項（新規1、最重点化3）

※2 重点事項は「2020年に向けた実行プラン」「地方分権改革の推進」等の実現に資するものであって、知事名で国に強く要求する事項

「国と東京都の実務者協議会」に係る協議事項について

1 首都東京の重要施策に係る実務者による国と東京都の協議について

東京の活力の増進により、我が国全体の発展を促進する観点から、国と連携が必要な東京都の重要な施策について、実務者による国と東京都の協議を行うため、国と東京都の実務者協議会を設置することとし、平成31年1月28日に第1回会議を開催した。

8項目20施策について、国と東京都が協議を行い、首都東京が抱える様々な課題を解決しながら、首都として「稼ぐ力」を高めていくとともに、東京が首都としての役割をしっかりと果たし、我が国の活力の増進に貢献していくために取り組んでいく。

2 8項目20施策と国への提案要求内容対応一覧表

以下の表は、国と東京都の実務者協議会における協議事項の20施策に対応する、都の提案要求内容を取りまとめたものである。

項目番号	施策番号	8項目 / 20施策 / 提案要求内容	対応頁
1 首都圏空港・港湾機能の充実			
	1 羽田国際空港の機能強化		
	<ul style="list-style-type: none"> 羽田空港の更なる機能強化と国際化を推進するため、空港容量の拡大について可能な限りの方策を総合的に検討すること。 国が提案した飛行経路の見直しについては、2020年までの実現に向け、施設整備や環境対策等を着実に進めるとともに、引き続き地元への丁寧な情報提供と、安全管理の徹底や騒音影響の軽減に取り組むこと。 	225	
	<ul style="list-style-type: none"> 都心に近く、24時間利用可能な空港である羽田空港の機能を最大限に発揮するため、広域交通ネットワークの整備を推進すること。 今後の羽田空港の更なる機能強化に的確に対応するため、空港アクセスの強化を検討すること。 	228	
	2 東京2020大会期間中の横田基地の民間航空利用		
	<ul style="list-style-type: none"> 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う多くの来訪者に対応するため、横田基地でのビジネス航空の受入れを含めた民間航空の利用を実現すること。 	236	
	3 小笠原航空路の整備促進		
	<ul style="list-style-type: none"> 航空路開設に関する諸課題の解決に支援を行うとともに、財政措置も含め、特段の配慮を講じること。 	240	
	4 東京港の国際競争力強化		
	<ul style="list-style-type: none"> 中央防波堤外側コンテナふ頭（Y3バース）の早期完成に向けて整備を推進すること。 物流機能強化に資する外貿コンテナふ頭、内貿ユニットロードふ頭等の整備スケジュールにあわせて、埠頭整備資金貸付金も含めて、必要な財源を確保すること。 	242	
	<ul style="list-style-type: none"> 震災時においても、首都圏の物流機能を確保するため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y3バース）の耐震強化岸壁について、整備を推進すること。 震災時の被災者避難や緊急物資の輸送に対応する品川ふ頭（S3バース）、10号地その2ふ頭（VA2バース）の耐震強化岸壁の整備に必要な財源を確保すること。 	245	
2 幹線道路の整備促進による道路ネットワークの早期完成等			
	5 東京外かく環状道路(東名高速～湾岸道路間)の整備促進		
	<ul style="list-style-type: none"> 外環（東名高速～湾岸道路）については、関越道～東名高速間が進展している現時点で、次の段階を見据え、必要な調査を加速させるとともに、「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」における議論も踏まえ、羽田空港に向かって東名高速～湾岸道路間の全区間の計画を早期に具体化すること。 	172	

項目番号	施策番号	8項目 / 20施策 / 提案要求内容	対応頁
	6	高速道路網の整備推進等 <ul style="list-style-type: none"> ・都市高速道路晴海線のⅡ期区間（晴海～築地）について、早期に事業者を決定し、事業化を図ること。 ・都心環状線の築地川区間等の都市再生に関する検討を進め、着手すること。 ・日本橋周辺のまちづくりと連携し、首都高速道路の地下化に向けて取組を進めること。 ・引き続き、周辺のまちづくりと十分な連携を図るとともに、可能な限りコストを縮減した上で、大型車交通の環状機能の確保など、残された課題の解決に向けて取り組むこと。 	175 180 181
	7	国道等の整備推進 <ul style="list-style-type: none"> ・国道357号のうち、多摩川トンネルについては、羽田空港周辺と京浜臨海部の連携強化に向けて、実施工程を示しつつ整備を推進し、早期開通を図ること。 ・国道15号については、「品川の顔」となる品川駅西口駅前広場の再編整備に不可欠な都市基盤である。このため、品川駅周辺の関連する事業等との連携を図った上で、本線と西口駅前広場の整備推進を図ること。 	182
3 首都圏鉄道網の拡充			
	8	鉄道ネットワーク等の強化促進 <ul style="list-style-type: none"> ・交通政策審議会諮問第198号に対する答申において「事業化に向けて検討を進めるべき」とされた6路線の整備に向けて、事業スキームを早期に構築するとともに、補助制度の積極的な活用や拡充、財源の確保など必要な措置をとること。 ・同答申において、検討熟度が低く構想段階だが、国際競争力の強化に資すると位置づけられた「都心部・臨海地域地下鉄構想」及び「都心部・品川地下鉄構想」について、事業スキームの早期構築に向け、積極的に支援すること。 ・整備効果が見込まれるものの、収支採算性に課題があるとされたJR中央線の三鷹・立川駅間の複々線化などの路線について、新しい整備の仕組みづくりを検討するなど、必要な措置をとること。 	204
4 大都市防災対策の強化、首都機能の維持、国土強靱化の推進			
	9	豪雨・高潮対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・都市型水害対策を推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。 ・時間50ミリ対策を着実に進めるとともに、新たな目標整備水準の達成に向け、護岸整備と次の大規模事業に必要な財源を確保し、確実に配分すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・環状七号線地下広域調節池（石神井川区間） ・善福寺川和田堀公園調節池 等 ・都民の生命と財産を守り、首都東京の中核機能を確保するため、東京港における地震・津波・高潮対策を早急に講じられるよう、必要な財源を確保すること。 ・都県境を越える百万人単位の広域避難は、地方自治体だけでは十分な対応が困難な課題であるため、大規模水害時の避難計画の策定等、国は強いリーダーシップを持って対策を推進すること。 	78 98 99

項目番号	施策番号	8項目 / 20施策 / 提案要求内容	対応頁
	10	首都直下地震への備え	
		・耐震対策緊急促進事業及び住宅・建築物安全ストック形成事業の耐震診断・耐震改修等の費用助成について、必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げるなど拡充を図ること。	62
		・住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業について必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げる等拡充を図ること。	64
		・延焼遮断帯の整備を推進するため、必要な財源を確保するとともに補助要件を見直すこと。	69
		・木密地域の早期かつ着実な防災性向上を図るため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等に取り組むこと。 特に、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地において、防災上重要な生活道路の整備やその沿道の不燃化を促進するため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等を行うこと。	71
		・昨年度、地震時等に著しく危険な密集市街地における道路整備が重点配分対象事業となった。引き続き、首都直下地震の切迫性を踏まえ、特定整備路線の整備に必要な財源を確保すること。	184
		・都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るために、無電柱化の実施に必要な財源を確保すること。	219
		・自治体が民間事業者の協力を得ることの障害を取り除くため、法改正を行い、首都圏だけでなく全国共通の「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設を国として早期に実現すること。	49
		・首都直下地震等の災害から住民の生命と財産を守るとともに、首都機能への打撃を最小限にとどめるため、財政上の措置を実施するなど、首都直下地震対策を具体的に推進すること。	46
		・大震災時に発生する帰宅困難者に対し、一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供のための体制整備、帰宅支援など、総合的な帰宅困難者対策を推進すること。	49
	11	都市インフラ機能の維持・保全	
		・橋梁やトンネル等の予防保全計画を策定し、これに基づく対策を着実に実施することにより、既設施設を将来世代に良好な状態で継承していくために必要な財源を確保すること。	188
		・下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するために、下水道施設の改築・更新に係る財源を確保し、必要額を確実に配分すること。	113
		・管きよの老朽化対策を支援する恒久的な制度として、改築・更新に係る新たな交付金制度を創設すること。	116
5		国際金融都市・東京の実現、外国人受入環境の改善	
	12	金融系企業参入促進に係る各種支援・規制緩和	
		・金融系外国人材等が安心して活躍できる生活環境を整備するため、②高度金融人材等のニーズにかなった家事使用人利用の促進を図るため、特区による高度人材の家事使用人や親の帯同要件の更なる規制緩和を実現すること。④外国人の都内生活の利便性向上等の観点から、ペイロールカード口座への賃金支払を可能とする労働基準法上の特例を創設すること。 ・ビジネス環境が充実したポテンシャルの高い都心の国有地など、産業の活性化に資する拠点等となる場を確保すること。	416

項目 番号	施策 番号	8項目 / 20施策 / 提案要求内容	対応頁
	13	外国人の受入環境の整備促進、バリアフリー化の推進	
		・外国人旅行者が利用しやすい無料の公衆無線LAN等の整備を推進すること。	425
		・「キャッシュレス・消費者還元事業」の実施期間を延長するとともに、中小・小規模事業者へ普及啓発の強化を図ること。	427
		・AIによる多言語音声翻訳技術の開発及び利用促進を図ること。	462
		・地下鉄運転の時間延長など外国人の受入環境整備の推進策について検討すること。	204
		・ホームドア等の整備を更に加速させるために必要な財源を確保すること。 ・ホームドア等の整備を促進するため、コスト削減を図るための技術開発の支援等を行うこと。	201
		・鉄道駅におけるエレベーター等のバリアフリー施設の整備を更に加速させるために必要な財源を確保すること。	202
		・国は、多文化共生社会の実現に向けた総合的・体系的な方針を定め、国、地方自治体、受入企業、在住外国人支援団体等の役割を明確にし、外国人の受入環境整備のために必要な施策を推進すること。 ・国は、全ての在住外国人が安全・安心に暮らし、社会の担い手として活躍できるよう、多様な外国人が集住する東京の特性も踏まえ、都内自治体や在住外国人支援団体等への財政支援を含め、必要な環境整備を進めること。	429
	14	国立公園の活用	
		・東京にある3つの国立公園について、ナショナルパークとしてのブランド化を進め、世界の旅行者が長期滞在したいと望む地とすべく、アクセス改善を含む積極的な観光振興を図ること。 ・国立公園事業等、本来国が実施すべき事業については、国が着実に実施するとともに、対象を拡大すること。やむを得ず都が行う場合には、それに見合う財源を措置すること。 ・東京にある3つの国立公園について、ナショナルパークとしてのブランド化を進めるため、「国立公園満喫プロジェクト」等により計画的・集中的な投資を行うこと。 また、国立公園内のアクセスや回遊性を向上させる歩道整備、エコツーリズム推進のための人材育成等、地域の観光振興のために都や地元自治体が行うハード・ソフト対策について支援策を講じること。 その際、国立公園の豊かな自然環境の次世代への確実な継承を念頭におき、保護と利用のバランスを十分に図ること。	306
6		戦略的な特区制度の活用	
	15	経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会の実現	
		・経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会「Society5.0」を実現するため、安全面に配慮した官民連携の開放型データプラットフォームの構築や次世代モビリティサービスの実現などを支援すること。	416

項目番号	施策番号	8項目 / 20施策 / 提案要求内容	対応頁
7 女性・障害者の活躍推進			
16		働きながら子育て、介護しやすい環境の整備推進	
		<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業が、改正育児・介護休業法を踏まえ、育児休業期間の延長を確実に行うとともに、自主的な取組を進められるよう、両立支援制度の導入と定着に向けた施策を充実すること。 ・中小企業が、育児・介護休業法の改正を踏まえ、育児休業期間の延長（1歳⇒2歳）を確実に行うとともに、育児目的休暇の導入など自主的な取組を進められるよう、助成金の拡充など両立支援制度の導入と定着に向けた施策を充実すること。 	313
		<ul style="list-style-type: none"> ・働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるため、育児休業制度について、期間延長の条件撤廃や給付金の給付率引き上げ、事業主による制度実施の徹底など制度改革を行うこと。 	310
		<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、働き方改革推進支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、「働き方改革」に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を合わせて実施すること。 	437
		<ul style="list-style-type: none"> ・東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、テレワークの導入が促進されるよう、普及啓発や企業への支援策などを拡充すること。また、テレワークが適切に実施されるよう、ガイドライン等の普及啓発を図ること。 	441
17		障害者の法定雇用率引き上げに伴う企業への支援	
		<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業の法定雇用率2.3パーセントへの引き上げを見据えて、企業に対する周知徹底や事業主に対する一層の支援策を講ずること。 ・週所定労働時間20時間未満の障害者の雇用に対する支援策を講ずること。 	446
8 少子・高齢社会への備え			
18		大都市特有の保育ニーズへの対応に向けた取組の推進	
		<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童の多くを占める3歳未満の低年齢児を中心に受け入れ、育児休業明けなど年度途中の入所ニーズにも柔軟に対応している都の認証保育所の実績を認め、認証保育所を国の制度に位置付け、十分な財政措置を講ずること。 	310
19		福祉人材定着のための仕組みづくり	
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬改定に向けて実施する介護事業経営実態調査等について更なる精緻化を進め、人件費割合や物件費・土地建物の取得費等の実態の把握・分析を適切に行った上で、東京の実態に合わせ、介護報酬へ適切に反映すること。 	331
		<ul style="list-style-type: none"> ・保育士宿舍借り上げ支援事業について、待機児童数や財政力指数等に関わらず補助対象となる採用後の年数を同一とするとともに、従前と同水準の交付額を確保すること。また、採用後11年目以降の職員や保育士以外の職員も補助対象とするよう制度の充実を図ること。 	317
20		認知症対策の総合的な推進	
		<ul style="list-style-type: none"> ・認知症疾患医療センター運営事業について、事業実施に必要な財源を措置すること。 ・行動・心理症状（BPSD）の改善等に効果的な支援手法の普及促進など、都道府県及び区市町村が地域の実情に応じた事業を円滑に実施するために必要な財源を措置すること。 	339

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議
東京都との連絡協議会」に係る要望事項について

1 東京2020大会に向けた国と東京都の連携について

東京2020大会に向けて、国と開催都市である東京都とのより密接な連携に資するため、平成26年1月31日、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議 東京都との連絡協議会」（平成27年7月24日に会議名称を変更）を開催し、大会の成功のため財政支援を含めた国の協力を要請した。

これを踏まえ、より具体的な検討を行うため、平成26年3月27日に幹事会を設置し、現在、11項目30施策について、令和2年度予算における確実な措置等に向け、東京都と関係府省庁との間で具体的な協議を進めている。

2 要望事項(11項目30施策)

【2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議
東京都との連絡協議会 第11回 幹事会(平成31年4月17日開催)】

項目 番号	施 策	対応頁
1	円滑な大会運営の実現	
	大会期間中の円滑な輸送の実現	462
	暑さ対策の推進	276,289,462
	安定的な大会運営	462
2	競技会場の整備等	
	競技会場の整備	462,466
	競技会場等となる都立公園及び海上公園の整備	【協議終了】
	競技会場周辺の防災対策の強化	82,98
3	輸送手段の整備	
	三環状道路の整備及び利用しやすい料金体系の構築	172,177
	会場周辺道路・公共交通機関の整備	175,177,180,182,184,207,514
	拠点駅周辺の基盤整備	217
	羽田空港の機能強化	225,228,229
	大型クルーズ客船ふ頭の整備	【協議終了】
4	交通機関や公共空間のバリアフリー化	
	鉄道のバリアフリー化	201,202,203
	道路のバリアフリー化	192,219,514
5	テロ対策など治安対策等の強化	
	治安の維持向上	510
	首都東京を守るテロ対応力の強化	59,504,508
	防災・危機管理体制の強化	59,78,120,402,515
6	外国人旅行者の受入体制の整備	
	快適な滞在環境の整備	424,425,462
7	大会開催都市にふさわしい環境の整備	
	大会開催に向けた緑化の推進	187,279,289
	大会開催に向けた環境施策の推進	87,89,118,127,244,299
8	スポーツ・教育・文化の振興	
	スポーツ施設の整備等	469,473
	オリンピック・パラリンピック教育の推進	462
	文化プログラムの推進	462
9	日本の技術力の発信と成長機会の獲得	
	水素エネルギー利活用の推進	272
	大会を契機とした経済活性化	453
10	パラリンピック競技大会に向けた競技会場の整備等	
	競技会場の整備及び安定的な大会運営	462,476
	障害者スポーツの振興	469,473,476
	鉄道のバリアフリー化(再掲)	201,202,203
	道路のバリアフリー化(再掲)	192,219,514
11	全国的な大会開催気運の醸成・文化イベントの展開	
	オールジャパンでの開催気運の盛り上げ	462
	日本文化の魅力発信の充実	462

※ これらの要望事項は、東京2020大会に向けて完了を目指す事業だけでなく、取組を加速させていく事業を含めて整理している。

1

地方分権改革

1 真の分権型社会の実現

1 地方分権改革の推進

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)
(都所管局 総務局・財務局・主税局)

- (1) 「新しい東京」の創出に向けて改革を押し進めることができるよう、都の権限・責任を拡大すること。
- (2) 地方分権改革の更なる推進のために、「提案募集方式」の制度の見直しを行うこと。
- (3) 権限とそれに見合う税財源とを一体として移譲すること。

<現状・課題>

地方分権改革は、地域の実情に応じ、地方自治体が自らの判断と責任において、自主的・自立的な行財政運営を行い、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することにより、都民生活の向上を図るものである。

これまで二次にわたる地方分権改革において、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しが行われ、平成26年度から導入されている「提案募集方式」においても、地方からの提案に対する国の対応方針が示され、累次の地方分権一括法等が施行されるなど、地方分権改革は一定の進展を見せている。

しかし、依然として、地方自治体が条例で定める基準の内容を国が法令で拘束する「従うべき基準」が存在していることに加え、「提案募集方式」についての問題点も明らかになってきている。

また、権限に見合った財源が不可欠であるにもかかわらず、国と地方の税収比率が歳出比率に見合ったものになっていないといった問題もある。

<具体的要求内容>

- (1) 「新しい東京」の創出に向けて、東京が直面する諸課題の解決や東京の更なる成長創出に資する施策を、自らの判断と責任により主体的に推進できるよう、国からの権限移譲や義務付け・枠付けの見直しを行うこと。

また、「従うべき基準」については、三次にわたる一括法の附則の規定を踏まえ、真に必要なものに限定し、新たな設定は原則行わないこと。

- (2) 「提案募集方式」については、第四次地方分権一括法の附帯決議も踏まえ、地方自治体からの提案を尊重し、政府全体でその実現に向けた取組を強力に推進すること。

提案の検討に当たっては、支障事例の有無にかかわらず、課題発生 of 未然防止効果、国と地方の役割分担等の観点も重視し、地方自治体がより活用しやすいものとなるよう、継続的に制度の見直しを図っていくこと。

また、法改正に伴う政省令の整備に当たっては、条例制定等に必要な期間

を確実に確保できるよう、法の成立後、速やかに行うこと。

(3) 権限とそれに見合う税財源とを一体として移譲すること。

法律に基づく基礎自治体への権限移譲に当たっては、国は地方交付税の不交付団体や特別区を含め、全ての区市町村に対し、必要な財源を確実に措置すること。

参 考

○三次にわたる一括法の附則の規定における記述（抜粋）

国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○第四次地方分権一括法の附帯決議（抜粋）

今後における改革の推進の手法として「提案募集方式」を導入するに当たっては、地方公共団体からの積極的な提案が行われるよう体制を整えるとともに、地方公共団体からの提案を尊重し、その実現に向けた取組を強力に推進すること。

また、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲を希望する提案等であっても、地方公共団体間で制度が異なることにより住民に不利益が生じないよう留意しつつ、その実現に努めること。

2 地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革の推進【最重点】

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)

(都所管局 財務局・総務局・主税局)

- (1) 地方税財政制度の抜本的改革を、地方分権に資するよう、早急に実現すること。
- (2) 消費税収の国と地方の配分割合の見直しなど地方税源の拡充を図るとともに、地方の自立につながる、安定的な地方税体系を早急に構築すること。
- (3) 地方の実態を踏まえ、必要な地方交付税総額を確保すること。

<現状・課題>

真の地方自治は、地方自治体が自らの権限と財源に基づき、主体的に行財政運営を行うことで初めて実現できるものである。

しかし、我が国の財政は、国民が負担する租税収入の配分が、国税と地方税で6対4であるのに対して、国の歳出と地方の歳出の配分は4対6と、歳入と歳出における国と地方の比率が逆転している。

こうした中、令和元年度税制改正において、地域間の財政力格差の拡大を理由に、再び法人事業税の一部が国税化され、これまで以上の規模で都道府県に再配分する新たな措置が講じられることが決定されたところである。

日本全体の持続的な成長を実現するためには、地方自治体が、自主的・自立的な行財政運営を行い、各々の個性や強みを発揮することが重要であり、地方自らが地域の課題解決に率先して取り組んでいくため、国から地方への権限移譲を進めるとともに、果たすべき役割と権限に見合った財源を一体として確保する必要がある。

そのためには、国・地方間の税財源の配分の見直しなど、地方税財政制度の抜本的な見直しに本腰を入れて取り組むべきである。

また、地方税収の安定的な確保という視点から、消費税収の国と地方の配分割合の見直しについて検討するなど、地方の将来にわたる安定的な自治体運営を可能とするため、本質的な議論を進めていくことが必要である。

さらに、これらと合わせ、財源保障機能と財源調整機能を持つ地方交付税制度について、法定率の更なる引上げなどにより、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額を確保し、制度改善に取り組むことが不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 地方の真の自立を確立するため、地方が果たすべき役割と権限に見合うよう、日本の持続的な発展に資する地方税財政制度の抜本的な改革に取り組み、国・地方間の税財源の配分の見直しを行うこと。

- (2) 消費税込の国と地方の配分割合の見直しなど地方税源の拡充を図るとともに、地方分権に資する安定的な地方税体系を早急に構築すること。その際、税制の見直しに関しては、地方税の応益原則や地方法人課税の税源涵養インセンティブを最大限尊重するとともに、受益と負担という地方税の原則を無視した地方間の水平調整は行わないこと。
- (3) 財源保障機能と財源調整機能を持つ地方交付税制度について、地方交付税の法定率の更なる引上げなどにより、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額を確保し、制度改善に取り組むこと。

3 地方分権に資する国庫補助負担金改革の実現

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)

(都所管局 財務局・総務局)

- (1) 国庫補助負担金は、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係るものについては、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、必要な財源を確実に措置すること。
- (2) 国庫補助負担金改革を地方分権に資する地方税財源の拡充につながるものとするため、地方と本質的な議論を行うこと。

<現状・課題>

地方分権改革の推進に当たっては、地方の自由裁量を拡大し、国庫補助金など国からの依存財源ではなく、最終的には自主財源である地方税を拡充する方向で検討をすべきである。このためには、まず、国と地方の役割を見直した上で、国の関与の必要のない事務に係る国庫補助負担金については原則として廃止し、権限の移譲と併せて必要な財源が確実に措置されなければならない。

国庫補助負担金改革を真の地方分権に資するものとするため、地方の取組をその実情を踏まえないまま一律に評価すべきではなく、制度設計等に当たっては、国は地方と十分に議論を尽くすべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 国庫補助負担金は、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係るものについては、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、必要な財源を確実に措置すること。
- (2) 国庫補助負担金改革を真の地方分権に資する地方税財源の拡充につながるものとするため、地方と本質的な議論を行うこと。

4 国直轄事業負担金の更なる改革

(提案要求先 総務省・財務省・国土交通省)
(都所管局 総務局・財務局・建設局・港湾局)

- (1) 計画段階から地方自治体の意見を十分反映できる事前協議を法制化すること。
- (2) 地方分権の観点から、国直轄事業の範囲について見直しを行い、地方が担うことができる事業は財源とともに地方へ移管すること。
- (3) 地方自治体に負担金を返還する仕組みの構築を検討すること。

<現状・課題>

都は建設に関する負担金については、適切なものは負担していく用意がある。しかし、直轄事業負担金制度については、国と地方の役割分担に応じた国直轄事業の範囲の見直しや事前協議の法制化、返還の仕組みの検討などが実現していない状況である。

<具体的要求内容>

- (1) 事業の検討に当たっては、計画段階から地方自治体の意見を十分反映できるよう協議を行う仕組みを担保するために、事前協議の法制化を行うこと。
- (2) 地方が地域の課題に主体的に対応できるよう、国の直轄事業の範囲を国が責任を負うべきものに限定し、地方が担うことができる事業については財源とともに地方へ移管すること。
- (3) 国庫補助金においては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき国に返還する仕組みがある。こうした仕組みを参考に、直轄事業負担金を財源とする国の直轄事業においても国に不適切な支出等があった場合には、負担した地方自治体に返還する仕組みを検討すること。

5 大学の定員増抑制の見直しなど地方創生に資する施策の推進

【最重点】

(提案要求先 内閣官房・文部科学省)
(都所管局 政策企画局)

- (1) 真の地方創生の実現のため、東京を含む地方が自主性をもって実効性のある施策を展開できるよう、地方の権限と財源の拡充を図ること。
- (2) 東京23区の大学における定員増の抑制等について、明確かつ適切な指標や基準を設定の上、速やかに効果検証を行い、早期撤回を含めた必要な見直しを実施すること。

<現状・課題>

国は、地方創生を名目として、平成30年5月に東京23区の大学における定員増の抑制を含む法律を制定し、同年10月には関係政令等が施行された。

地方創生の重要性に異論はないが、真の地方創生を実現するためには、地方への人の流れを無理に押し進めることではなく、各地方がそれぞれの個性や強みを発揮して魅力ある環境づくりを支援することが必要である。

そのためには、東京を含む地方が自主性をもって実効性のある施策を展開できるよう、地方の権限と財源の拡充を図るべきである。

こうした中、次代を担う人材の育成やイノベーションの創出に極めて重要な役割を担う大学に対して、場所だけを理由に学生の選択や大学経営の自由を縛る規制を行うことは、学生の成長の機会を奪うだけでなく、大学の教育・研究体制の改革を滞らせ、国際競争力を低下させることに繋がりがかねない。

日本全体の持続的な発展のためにも、法律の附帯決議にあるとおり、適切な時期に運用状況や効果について検証を行い、必要な見直しを行うことが不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 真の地方創生の実現のため、東京を含む地方が自主性をもって実効性のある施策を展開できるよう、地方の権限と財源の拡充を図ること。
- (2) 東京23区の大学定員増の抑制やその例外事項について、①効果を検証するに当たっては、客観的な第三者機関を設置し、明確かつ適切な指標や基準を設定すること、②第三者機関は、都などの意見も聞きつつ、速やかに効果検証を行うこと、③その検証結果を踏まえて、早期撤回を含めた必要な見直しを実施すること。

1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための 国境離島の維持・保全

(提案要求先 内閣官房・内閣府・外務省・文部科学省・農林水産省・
経済産業省・国土交通省・環境省)
(都所管局 総務局)

南鳥島近海におけるレアアースの資源調査・開発の推進や、尖閣諸島の戦略的な活用など、我が国の排他的経済水域等の根拠となる国境離島の維持・保全により、海洋国家としての我が国の地位を堅持すること。

<現状・課題>

我が国は世界第6位となる広大な領海・排他的経済水域や大陸棚を有する。豊富な水産資源や多様なエネルギー・鉱物資源を有する海洋は、我が国の活力や富の源であり、生じる利益は、都民はもとより、全ての国民に及ぶ。国は、平成27年6月に「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」を改正したが、排他的経済水域等の權益を確保し、海洋国家としての我が国の地位を堅持するためには、いわゆる国境離島が極めて重要な役割を担っており、その重要性について、今後も普及・啓発を行い、理解を深めるとともに、周辺海域の警備体制強化も含めて、島々を適切に維持・保全していくことが必要である。

伊豆諸島や小笠原諸島を所管する都は、沖ノ鳥島等の国境離島の利活用を図るなどにより、我が国のおよそ4割を占める排他的経済水域や大陸棚の保全に資する取組を推し進めてきた。

こうした中、平成24年に南鳥島近海において確認された高濃度のレアアースを含む泥には、ハイテク産業に不可欠ながら世界的生産量の少ない重レアアースが多く含有されることから、産業など東京が持つ都市力や都民生活の維持発展にとって重要である。

国は、平成25年度から、第2期海洋基本計画に基づき資源量調査及び技術分野の調査・研究に取り組み、平成28年7月に資源ポテンシャル評価としてとりまとめたところであるが、引き続き南鳥島近海のレアアース泥の資源調査を効率的かつ効果的に実施し、開発に向けた取組を進めていくことが必要である。

尖閣諸島もまた、排他的経済水域等の權益確保を図る上で極めて重要な国境離島である。平成24年、都はこの島々を公有化して所有を安定させた上で、その活用を図ろうとした。都がこの基本方針を打ち出した後、これに賛同する約10万4千の方々から14億円を超える寄附金が寄せられた。

同年9月、都は洋上から現地調査を行い、自然環境の保全や地元自治体が強く要望する漁業者のための施設等の設置などの必要性を確認した。

その後、島々は国の所有となった。その活用は国において行われるべきもので

あることから、都は、寄せられた志を国による島々の活用に資する取組のための資金として託せるように、平成25年3月、尖閣諸島活用基金を設置した。

国は、多くの方々の貴重な志を受け止め、尖閣諸島の活用を図る必要がある。

さらには、その他の国境離島についてもその維持・保全に万全の備えを講じる必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 国境離島に関する維持・保全策の推進

- ① 排他的経済水域等の権益確保の実効性を高めるために、国境離島について、低潮線の保全のほか、社会経済活動の基礎となる公共施設を整備し自然保護や漁業振興を図るなど、あらゆる維持・保全策を推進すること。
- ② 国境離島に関する普及・啓発を行うこと。
- ③ 国境離島の保全・管理・振興を図るため、必要な法整備を進めること。特に、有人国境離島地域については、伊豆諸島の一体的な維持・振興を図れるよう、伊豆諸島北部地域を特定有人国境離島地域に加えること。

(2) 南鳥島近海のレアアース開発等の推進

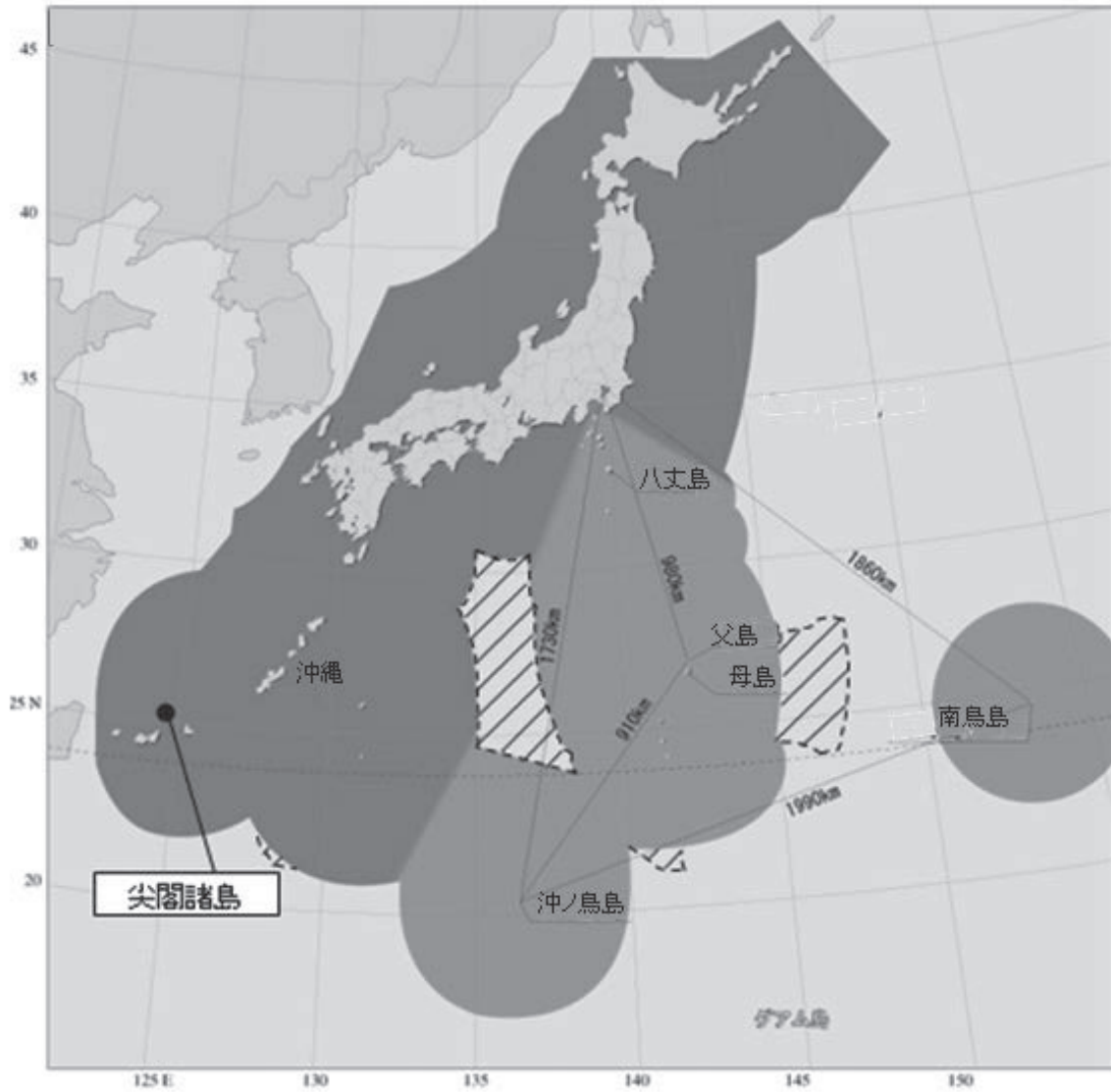
- ① 南鳥島近海のレアアース泥の資源量等調査を、経済産業省や文部科学省等の関係省庁が一体となり、効率的かつ効果的に実施し、引き続き有望海域の特定を進めること。
- ② レアアースの開発・生産に当たっての揚泥、製錬、残渣処理等に関する技術的検討・調査及びこれらの環境影響評価等を今後も進めること。
- ③ 南鳥島の利活用の推進のために、効率的な物資輸送を可能とし、かつ、海洋資源開発の拠点等となる港湾施設等の建設整備を着実に推進するとともに、航空機を活用してより迅速な対応ができるよう滑走路の延伸等の整備を行うこと。

(3) 尖閣諸島の戦略的活用の実施

- ① 国の所有となった尖閣諸島について、ヤギの被害から貴重な動植物を守ることや、海岸漂着物の処理などにより自然環境を保全し、また、地元漁業者のための船溜りや無線中継基地、さらには有人の気象観測施設といった地元自治体が強く要望する施設を設置するなど、有効活用を早急に図ること。
- ② 尖閣諸島周辺海域における経済活動の継続の観点から、日台漁業協定で定められた法令適用除外水域等においても地元漁業者が確実に操業できるよう、地元自治体等の意見・要望を踏まえて支援策を講じるなど、地元漁業の振興に向けた取組を推進すること。
- ③ 尖閣諸島の史実や自然環境保全の重要性等について、国内外へ効果的に情報を発信し、国際社会への一層の理解促進を図ること。

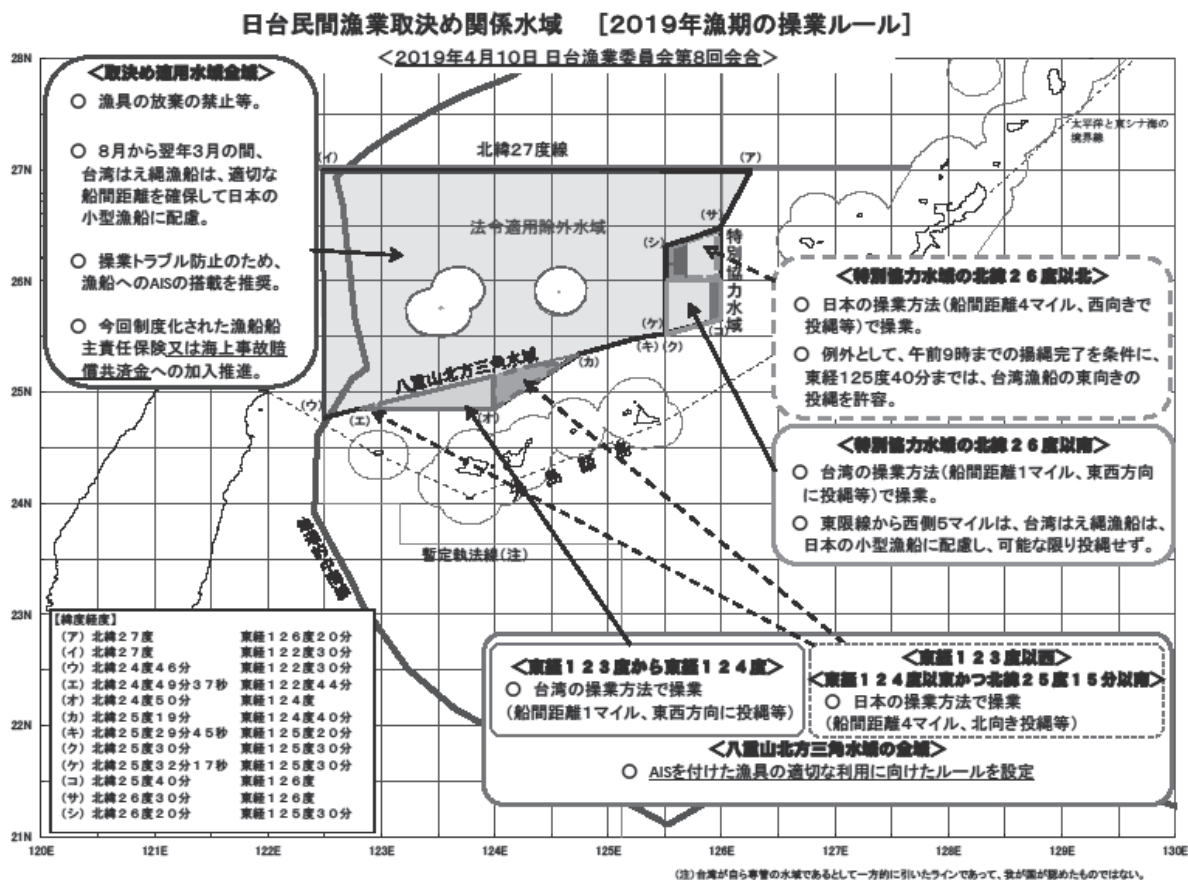
参 考

【日本の排他的経済水域（EEZ）及び延長大陸棚】



- 東京都に接する排他的経済水域
- 上記以外の日本の排他的経済水域
- ◇ 日本の延長大陸棚（平成24年4月大陸棚限界委員会勧告分）

【日台民間漁業取決め関係水域】



※ 法令適用除外水域
 日台双方が自らの漁業に関する関連法令を相手側に適用しない水域

※ 特別協力水域
 法令適用除外は行わないとしたものの、日台双方の操業を尊重しつつ、操業秩序の確立のため最大限の努力が払われる水域

3

行財政改革

1 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局・総務局・主税局)

今後、更に法人実効税率を引き下げる場合には、国の責任において行うこととし、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

<現状・課題>

平成28年度税制改正において、成長志向の法人税改革の一環として、平成30年4月1日から、法人実効税率が29.74パーセントまで引き下げられたが、引下げと併せて課税ベースの拡大などが行われ、代替財源の確保が図られた。

そもそも、地方法人課税は、産業振興、雇用対策、警察・消防のほか社会資本の整備など、企業の生産活動を支える公共サービスに必要な財源を賄うため、法人に応分の負担を求めるものであり、地方の重要な基幹税として不可欠なものである。

特に、税収に占める法人二税の割合が高く、地方交付税による財源保障を受けることができない都は、代替財源を伴わない税率引下げにより大きな影響を受けることとなりかねない。

これらを踏まえれば、今後、更なる実効税率の引下げを行う場合には、その対応は国の責任において行われるべきであり、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないよう、確実に代替財源を確保すべきである。

<具体的要求内容>

今後、更に法人実効税率を引き下げる場合には、国の責任において行うこととし、税率引下げによる地方自治体の減収については、代替財源を確実に確保し、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

2 都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し

(提案要求先 総務省)
(都所管局 総務局・財務局)

都区財政調整制度における特別区財政調整交付金について、調整税の収入額から過誤納還付金を控除した額を交付金の原資とするよう、法令の規定を整備すること。

<現状・課題>

都区財政調整制度において、都が特別区に交付する特別区財政調整交付金の原資は、地方自治法・同法施行令により、調整税（都が徴収する市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税）の収入額の一定割合とされている。

一方、調整税に係る過誤納還付金は、都の歳出予算として経理されるため、その影響額が交付金の算定上反映されていない。

また、還付金額が多額に上っており、都財政に深刻な影響を与えているものである。

<具体的要求内容>

特別区財政調整交付金の原資については、実態に見合ったものとなるよう、調整税の収入額から過誤納還付金を控除した額を交付金の原資とするように規定の整備を行うこと。

参 考

【調整税に係る過誤納還付金の推移】

年度	過誤納還付額	うち特別区の配分割合
		に相当する額
16年度	290億円	151億円
17年度	231億円	120億円
18年度	175億円	91億円
19年度	219億円	120億円
20年度	356億円	196億円
21年度	759億円	418億円
22年度	228億円	125億円
23年度	211億円	116億円
24年度	216億円	119億円
25年度	163億円	90億円
26年度	162億円	89億円
27年度	184億円	101億円
28年度	122億円	67億円
29年度	227億円	125億円
30年度見込	169億円	93億円

※ 特別区の配分割合：12～18年度…52%、19年度以降…55%

3 社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う 国の責任による確実な財源の確保等

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局)

- (1) 幼児教育及び高等教育の無償化を含めた社会保障の充実に要する経費については、消費税率引上げの意義を踏まえ、地方交付税による措置ではなく、国の責任において全ての自治体に対し確実に財源を確保すること。
- (2) 国策による制度の創設や見直しにより、費用や減収が生じる場合には、国の責任において確実に財源を確保すること。
- (3) 具体的な制度設計等に当たっては、地方の意見を十分に踏まえたものにするため、国から地方に対して協議を行うこと。
- (4) 地方に対して、既存事業との関係等を明確に示すとともに、早期の情報提供を行うこと。

<現状・課題>

社会保障・税一体改革については、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立し、消費税率及び地方消費税率の引上げによる増収増分は、子ども・子育て支援や医療・介護の充実に向けた施策の実施など、社会保障の充実・安定化に充てるとされた。また、平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、人づくり革命に係る施策についても税率引上げによる財源を活用することとされた。

幼児教育及び高等教育の無償化を含めた社会保障の充実に要する地方自治体の財源については、税率引上げによる増収分に加えて、地方交付税による財源保障が行われているが、交付税不交付団体では、社会保障の充実に必要な財源を、自主財源から捻出しなければならない。その結果、社会保障の充実に係る財源は消費税の引上げと社会保障給付の重点化・効率化によって確保するという一体改革の意義は希薄化することとなる。

さらに、引上げと同時に導入される軽減税率制度による減収分についても、財源が確保されない場合、地方の社会保障財源に影響を与えることになる。

本来、社会保障のようにあまねく国民が受けるべき施策において、国が新たな制度を創設し施策を実施していく際に生じる地方の財政負担については、国の責任で財源を確保すべきであり、財源保障の対象とならない自治体が存在する制度設計は問題がある。

社会保障の充実に要する財源については、地方へ負担を転嫁することなく、国の責任において、全ての自治体に対し確実に財源を確保すべきである。

加えて、「新しい経済政策パッケージ」を実施する際には、地方行財政に係るものについて、地方と十分に協議をするとともに、地方において必要となる安定財源を国の責任においてしっかり確保すべきである。

その他の施策についても、国策による制度創設や見直しを行う場合は、国は、早期にそのあり方を示すとともに、確実に財源を確保すべきである。

< 具体的要求内容 >

- (1) 幼児教育及び高等教育の無償化を含めた社会保障の充実に要する地方財源については、将来の負担増を見据え、地方交付税による措置ではなく、国の責任において、全ての自治体に対し確実に財源を確保すること。
- (2) 国策による制度の創設や見直しにより、費用や減収が生じる場合には、国の責任において確実に財源を確保すること。
地方自治体に対する財源措置に当たっては、全ての地方自治体へ確実に財源を補填する必要があることから、地方交付税による措置ではなく、実際の必要額に応じた税源移譲や交付金等の創設により財源を措置すること。
- (3) 具体的な制度設計等に当たっては、地方の意見を十分に踏まえたものにするため、国から地方に対して協議を行うこと。
- (4) 地方に対して、既存事業との関係等を明確に示すとともに、早期の情報提供を行うこと。

4 財政上の不合理な措置の是正

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局・主税局)

現在都が受けている、極めて不合理な措置について、地方税財政制度の抜本的見直しを待つまでもなく、速やかに是正すること。

<現状・課題>

- (1) 地方揮発油譲与税の譲与制限等、地方交付税の不交付を理由とする財源調整等の措置を受けている。
- (2) 大公使館、領事館の用に供する固定資産等で派遣国の所有に係るものについては、固定資産税及び都市計画税が非課税とされ、地方自治体はその分の税収減を余儀なくされている。

<具体的要求内容>

- (1) 地方交付税の不交付を理由とする財源調整等を廃止すること。
 - ① 地方揮発油譲与税の譲与制限
 - ② 特別法人事業譲与税の譲与制限
 - ③ 国庫補助金における財政力に応じた調整措置
- (2) 大公使館、領事館等に対する非課税措置により減収となっている固定資産税、都市計画税相当分を補填すること。

参 考

(1) 財源調整

① 財源調整の内容

地方揮発油譲与税 (地方道路譲与税)	不交付団体に対しては、①前年度交付税算定上の財源超過額の2/10、又は②交付団体方式で算定した額の2/3、のいずれか少ない方の額が控除されている。 現在、都は②による譲与制限を受けている。
特別法人事業譲与税	不交付団体に対しては、基準特別法人事業譲与税額(特別法人事業譲与税の総額に相当する額を各都道府県の人口で按分した額)の3/4(財源超過額を上限)が控除される。
国有提供施設等所在市町村助成交付金	不交付団体に対しては、交付団体方式で算定した額の7/10が控除されている。
その他	都が不交付団体であること等を理由として、補助率に財政力指数の逆数を乗じるなど、補助率の割り落とし等が行われている。

※ 21年度から、地方道路税は地方揮発油税に、地方道路譲与税は地方揮発油譲与税に名称が変更された。ただし、21年度以降も地方道路税として収入された額は、地方道路譲与税として譲与される。

② 財源調整額の推移

(単位：億円)

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
地方揮発油譲与税	44	42	41	40	39
地方道路譲与税	0	0	0	0	0
特別法人事業譲与税	—	—	—	—	—
国有提供施設等所在市町村助成交付金	0.6	0.7	0.6	0.7	0.7
その他	306	0	0	0.4	17
合 計	351	42	42	42	57

※ 平成29年度までは決算ベース、平成30年度及び令和元年度は当初予算ベース。

※ 特別法人事業譲与税は、令和2年度譲与開始

5 地方税収納金整理資金制度の創設

(提案要求先 総務省)
(都所管局 財務局・総務局・主税局)

地方税収納金整理資金制度を創設すること。

<現状・課題>

現行制度では、地方税収入は、還付金控除前の、いわばグロスの収入額が一般会計に編入されているが、これには次のような問題がある。

- ① 過誤納金等の収入を一般経費の財源としていること。
- ② 還付金を一般会計予算に計上して支出するときは、予算上の制約から迅速な還付に支障が生ずること。

一方、国では、①・②の問題に対処するため、昭和29年度に国税収納金整理資金制度を創設した。それ以降、国税収入等はいったん歳入歳出外として同整理資金に受け入れ、そこから還付金等を控除した額を一般会計又は特別会計に組み入れている。これによって、国税の還付金は、その財源が同整理資金に留保され、そこから支払われるので、歳出予算に制約されずに支払うことができるようになっている。

そこで、地方税についても、各地方団体の実状に合わせ、国税と同様の扱いができるように、地方税収納金整理資金制度を創設すべきである。

<具体的要求内容>

地方税収入の経理の合理化と、過誤納金の還付金等の支払に関する事務処理の円滑化を図るため、国税における国税収納金整理資金制度と同様の制度を創設すること。

6 地方法人課税の分割基準の適正化

(提案要求先 総務省)

(都所管局 主税局)

- (1) 大都市にとって不利益となっている分割基準の適正化を図ること。
- (2) 地方法人課税の分割基準の不合理な見直しを行わないこと。

<現状・課題>

分割基準は、複数の地方自治体に事務所等を持つ法人について、課税標準である所得等を関係自治体間で配分するための基準である。法人が自治体から受ける行政サービスの対価として税を負担するという応益原則に基づき、法人の事業活動が行われている地域に税収が正しく帰属するよう、各自治体における事業活動の規模を適切に反映したものでなければならない。

一方で国は、法人事業税の分割基準について、これまで幾度にもわたり、社会経済情勢の変化等を名目としつつも、実質的には財政調整を目的とする都市部に不利益な改正を行っており、現在の基準は法人の事業活動の規模を適切に反映したものとなっていない。

分割基準を財政調整の手段として用いることは、行政サービスの受益と事業活動との対応関係を歪め、基準そのものに対する信頼を失わせるものであり、こうした不合理な改正を行うべきではない。

<具体的要求内容>

- (1) 法人事業税の分割基準を、従業者数など法人の都道府県ごとの事業活動の規模を適切に反映したものとすること。
- (2) 地方自治体間の財政調整の手段として、地方法人課税の分割基準の見直しを行うなど、税制の姿を歪める不合理な改正は行わないこと。

参 考

【不合理な法人事業税分割基準改正の推移】

区 分	昭和37年度 改正前	昭和37年度	昭和45年度	平成元年度	平成17年度	現行
製造業	従業者数	資本金1億円 以上の法人 本社従業者数 は1/2	→	資本金1億円 以上の法人 工場従業者数 は1.5倍	本社従業者数の 1/2措置を廃止	従業者数 資本金1億円 以上の法人 工場従業者数 は1.5倍
銀行業 保険業	1/2を事務所数、 1/2を従業者数	→	資本金1億円 以上の法人 本社従業者数は 1/2	→	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数
証券業	従業者数	→	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数
サービス 産業等 ※	従業者数	→	同上	→	1/2を事務所数、 1/2を従業者数 本社従業者数の 1/2措置を廃止	1/2を事務所数、 1/2を従業者数

※電気・ガス供給業、倉庫業、鉄道業・軌道業を除く。

【不合理な法人事業税分割基準の改正による都の減収額の推移】

(単位：億円)

年 度	平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
減収額	885	930	1,038	1,297	1,405	1,779	1,859	1,731	1,945	1,991

(注)平成30年度は補正後予算ベース、令和元年度は当初予算ベース。

7 社会保障・税番号制度の拡充等

(提案要求先 内閣府・文部科学省)
(都所管局 戦略政策情報推進本部・生活文化局)

- (1) マイナンバー制度については、国民の認知や理解が深まるよう、引き続き分かりやすい周知・広報を行うこと。
- (2) 制度の安全かつ適切な運用に当たり、対象事務の見直しや、システム及びネットワークの改修等や維持管理に要する経費については原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないよう財政措置を講じること。
- (3) 行政運営の効率化等を図るため、制度の運用に当たり、地域の実情や個別課題に応じた必要な措置を講じること。

<現状・課題>

社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）を定める「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下「法」という。）等の番号関連4法案が平成25年5月31日に公布され、平成28年1月からマイナンバーの利用が開始された。また、平成29年7月からの情報連携の試行運用期間を経て、平成29年11月からは本格運用が実施されている。

マイナンバー制度については、国民の認知や理解が深まらなければ、普及・定着が進まない。国民が適切に「マイナンバー」及び「マイナンバーカード」を取り扱えるよう、制度の概要、メリット等に加え、注意すべき事項等についても、引き続き、分かりやすい周知・広報を行う必要がある。

また、都及び都内区市町村においては、マイナンバー制度の安全かつ適切な運用のための準備を進めてきたが、セキュリティ対策の実施や、対象事務の見直しに伴う仕様変更等、大きな費用負担が生じてきた。今後も、制度の運用を進めていく中で、状況に応じたセキュリティの強化、連携する情報の見直しや制度拡大に伴う事務の追加等が継続的に生じるものと考えられる。これらに伴い、システムにおける対応作業及び改修が必要となることから、費用負担が継続的に生じる見込みである。

さらに、マイナンバー制度の導入準備を進める中で、行政の効率化等を図るために事務を移譲した法人においてマイナンバー制度を利用できない等の個別課題が生じている。

マイナンバー制度の円滑な導入や広範な普及を促進し、制度の基本理念である国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るためには、地域の実情や個別課題に応じた措置を講じる必要がある。

具体的には、授業料等の保護者負担軽減事務において、法の直接適用を受ける就学支援金はマイナンバー制度を利用することができるが、都の補助を受けて公益財団法人東京都私学財団が実施する奨学給付金及び特別奨学金は利用対象外となっており、提出書類の簡素化につながらない。

<具体的要求内容>

- (1) 国民が適切に「マイナンバー」及び「マイナンバーカード」を取り扱えるよう、その概要、メリット、安全性や信頼性等に加え、注意すべき事項等についても、引き続き、分かりやすい周知・広報を行うこと。
- (2) 制度の安全かつ適切な運用に当たり、対象事務の見直しや、システム及びネットワークの改修等や維持管理に要する経費については原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないよう財政措置を講じること。
- (3) 都における行政運営の効率化や行政サービスの向上を図るため、都の補助を受けて公益財団法人が実施する事務についてもマイナンバー制度を利用可能とするなど、制度の運用に当たり、地域の実情や個別課題に応じた必要な措置を講じること。

8 「ふるさと納税」制度の見直し

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 主税局・財務局・総務局)

- (1) 「ふるさと納税」について、寄附本来の趣旨等を踏まえた見直しを行うこと。
- (2) 「ワンストップ特例」制度に伴う地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

<現状・課題>

「ふるさと納税」は、個人がふるさとやお世話になった地方自治体を応援する仕組みとして平成20年度に創設され、都道府県や市区町村に寄附をした場合、二千元を超える部分について、一定の上限まで、所得税及び住民税から全額が控除される制度となっている。

「ふるさと納税」による寄附は、地域の活性化に資する面もある一方で、より多くの寄附金を集めるために返礼品競争が過熱した状況となっているなど、寄附本来の趣旨を促す制度となっていない。

また、居住地ではない地方自治体への寄附により、自らが居住する地方自治体の住民税から控除を受ける「ふるさと納税」は、受益と負担という地方税の原則に照らしても適当ではない。加えて、所得に応じて控除額の上限も高くなる仕組みとなっているため、返礼品と相まって、高所得者が「ふるさと納税」を事実上の節税対策として活用することも可能であり、公平性の観点からも問題がある。

更に、平成27年度税制改正で創設された「ワンストップ特例」は、国税である所得税から控除すべき税額について、居住地の地方自治体の住民税から控除する制度であり、税収減については地方交付税により補填されるが、地方交付税による減収補填を受けられない不交付団体は、本来、国が負担すべき税収減が転嫁されている問題もある。

こうした中、国は、令和元年度税制改正において、返礼品について、返礼割合3割以下の地場産品に限るなど一定の見直しを行ったが、様々な問題点は解消されていない。

<具体的要求内容>

- (1) 「ふるさと納税」について、寄附本来の趣旨等を踏まえた見直しを行うこと
- (2) 「ワンストップ特例」制度に伴う地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること

9 自動車関係諸税の見直し及び地方税財源の確保

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 主税局・財務局)

- (1) 自動車を取り巻く環境の変化等を踏まえ、自動車関係諸税の課税の在り方を見直すこと。
- (2) 自動車関係諸税の課税の在り方を見直す場合には、地方自治体に減収が生じることのないよう、税収規模を維持すること。
- (3) 燃料課税については、現在の税率水準を維持すること。

<現状・課題>

現在、パリ協定を背景として、世界的に電気自動車等環境性能に優れた自動車の導入を拡大する動きが加速しており、都においても、2030年までに電気自動車を含むゼロエミッションビークルの新車販売割合を5割まで引き上げることを目標として、様々な施策を実施している。

また、近年、カーシェアリングなど所有を前提としない自動車の利用が拡大しつつあるほか、自動運転技術が目覚ましく向上するなど、自動車をめぐる環境は大きく変化している。

東京都税制調査会は、こうした社会経済上の変化を踏まえ、平成30年度答申において「今後は、将来の自動車をめぐる様々な状況の変化を見据え、税制のグリーン化と税負担のあり方という両面において、中長期的な視点から自動車関連税改革について検討を行っていくべきである」と提言した。

また、平成31年度与党税制改正大綱においても、検討課題として「技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」と明記された。

化石燃料による走行を前提とした現行税制の下では、電気自動車等の普及に伴い、地方税収が減収していくことが懸念される。こうした課題のほか、自動車を取り巻く大きな環境変化に税制が対応するためには、自動車関係諸税の課税の在り方を見直していく必要がある。

一方、自動車の使用は、環境負荷の発生、道路施設の利用、交通行政サービスの享受等の社会的コストを伴うものである。地方自治体は、こうしたコストに対する施策を実施する役割を担っており、とりわけ道路施設については新たな建設だけでなく、維持・更新の必要性が増している。これらの対応に要する地方自

治体の財源として、自動車関係諸税の税収を安定的に確保することが不可欠である。

また、燃料課税については、化石燃料消費が地球温暖化に与える影響や地方自治体の安定的な財源となっていることなどを踏まえ、引き続き、現在の税率水準を維持すべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 自動車を取り巻く環境の変化等を踏まえ、自動車関係諸税の課税の在り方を見直すこと。
- (2) 自動車関係諸税は、環境負荷など自動車の社会的コストに対し、地方自治体を実施する施策のための貴重な財源となっていることから、その課税の在り方を見直す場合には、地方自治体に減収が生じることのないよう、税収規模を維持すること。
- (3) 燃料課税については、化石燃料消費が地球温暖化に与える影響や地方自治体の安定的な財源となっていることなどを踏まえ、引き続き、現在の税率水準を維持すること。

参 考

【自動車関係諸税の都における収入額】

(単位：億円)

税 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
自動車税	1,056	1,046	1,046	1,050	1,082
自動車取得税	138	143	173	182	84
軽油引取税	409	408	408	403	402
地方揮発油 譲与税	22	21	21	20	20

(注)平成30年度は、地方揮発油譲与税を除いて補正後予算、地方揮発譲与税は当初予算

(注)令和元年度は当初予算

(注)自動車取得税及び軽油引取税について、法定目的税として収納された額は除く

【「平成30年度東京都税制調査会答申」（平成30年10月26日）より抜粋】
Ⅲ 3 (2)

今後は、将来の自動車をめぐる様々な状況の変化を見据え、税制のグリーン化と税負担のあり方という両面において、中長期的な視点から自動車関連税改革について検討を行っていくべきである。

【「平成31年度与党税制改正大綱」（平成30年12月14日）より抜粋】
第三 6

自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

10 自治体情報セキュリティクラウドの推進

(提案要求先 総務省)
(都所管局 戦略政策情報推進本部)

都道府県と区市町村が協力して高度なセキュリティ対策を講じる自治体情報セキュリティクラウドの後年度負担に対し、必要な財源を確実に措置すること。

また、自治体情報セキュリティクラウドの次期整備方針を早期に示し、必要な財源を確実に措置すること。

<現状・課題>

国では平成27年6月に発生した日本年金機構における個人情報流出事案を受け、同年12月に、都道府県に対し、自らの情報セキュリティ対策の充実とともに、自治体情報セキュリティクラウドの構築をはじめ、都道府県内区市町村における必要な情報セキュリティ水準の確保のための支援について要請している。

都ではこれまでも東京都サイバーセキュリティポリシーに基づき、関係組織と緊密な情報共有を行いながら、情報セキュリティ対策に取り組んでいる。

また、区市町村においても同様にそれぞれのセキュリティポリシーに基づき対策を講じているところであり、現状では、都道府県が一律にセキュリティ対策を実施する権限を有していない。このような状況の中、国の要請を受け、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、平成29年度から運用を行っている。

国は、自治体情報セキュリティクラウドの構築に当たり、その負担の一部について財源措置を行ったが、財政措置の対象は、構築に対する経費に限定されている。

また、セキュリティ対策については、社会情勢やIT技術の進歩等に伴い、脅威も変化していくため、自治体情報セキュリティクラウドの構築後も新たな脅威に対応するための機能追加を含めシステムの維持管理やリプレース等の多大な後年度負担が発生するものである。については、これらのシステム経費に対しても、地方交付税の不交付団体や特別区を含め、全団体に対し、必要な財源を早急に措置することが不可欠である。あわせて、自治体情報セキュリティクラウドを適切に運用していくためには、国、都道府県及び区市町村の役割分担や権限を明確にすることが必要である。

なお、都が構築した自治体情報セキュリティクラウドは令和3年度中に更改時期を迎えるため、自治体情報セキュリティクラウドの次期整備方針を早期に示し、必要な財源を確実に措置することが不可欠である。

<具体的要求内容>

都道府県と区市町村が協力して高度なセキュリティ対策を講じる自治体情報セキュリティクラウドの後年度負担に対し、国は地方交付税の不交付団体や特別

区を含め、全団体に対し、必要な財源を確実に措置するとともに、国、都道府県、区市町村の役割分担及び権限を明確に規定すること。

また、自治体情報セキュリティクラウドの更改に当たり、構築方式、運用形態及び財源処置の対象等の整備に係る方針を早期に示すこと。

1 1 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化【最重要】

(提案要求先 総務省)
(都所管局 総務局)

多様な公務の現場において、その特質を踏まえた働き方改革を加速するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」を地方公務員にも活用できるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

<現状・課題>

「働き方改革」は、国全体の最重要課題の一つであり、女性、男性、高齢者、障害や難病のある方など、誰もが活躍できる、一人ひとりのライフスタイルに応じた働き方を実現することが急務である。

そのためには、「働き方改革」の旗振り役である行政組織自体の働き方改革に率先して取り組み、民間企業も巻き込んだ大きなムーブメントにつなげていく必要がある。

一方、地方公務員の勤務条件は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）等を踏まえて条例で定めることとされているが、公務職場では、民間企業に比べて柔軟かつ多様な働き方が法令上制約されている状況にある。労働基準法（昭和22年法律第49号）では、「1年単位の変形労働時間制」が規定されているが、地方公務員には適用除外とされており、公務員の柔軟な働き方を検討する上での制約となっている。

都はこれまで、現行の法令の枠内で可能な限り、柔軟で多様な勤務時間制度について試行を重ね、昨年4月からは「フレックスタイム制」も本格導入したが、多岐に及ぶ公務の実態や職員の働き方のニーズに応えるには、働き方の選択肢を更に拡大する必要があり、法令の枠内の手法では不十分であると認識している。

今後、「働き方改革」を更に加速していくため、地方公務員自らが、生活と仕事の両方を大切にする「ライフ・ワーク・バランス」を実現し、職員一人ひとりの力を100パーセント引き出すことが出来る仕組みを整備していく必要がある。

<具体的要求内容>

公務員の柔軟かつ多様な働き方を実現するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」について、公務職場においても、公務運営を確保しつつ活用が可能となるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

参 考

○ 「1年単位の変形労働時間制」等の導入 関係法令

① 労働基準法

(労働時間)

第三十二条の四 (抜粋)

使用者は、…(略)…第三十二条の規定にかかわらず、その協定で第二号の対象期間として定められた期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において、…(略)…労働させることができる。

二 対象期間 (その期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとする。(略))

② 地方公務員法

(他の法律の適用除外等)

第五十八条 (抜粋)

3 労働基準法第二条、…(略)…第三十二条の三から第三十二条の五まで…(略)…の規定は、職員に関して適用しない。

○ 「1年単位の変形労働時間制」及び「フレックスタイム制」の制度概要

① 「1年単位の変形労働時間制」

1年単位の変形労働時間制は休日の増加による労働者のゆとりの創造、時間外・休日労働の減少による総労働時間の短縮を実現するため、1か月を超え、1年以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として業務の繁閑に応じ労働時間を配分することを認める制度

② 「フレックスタイム制」

職員の正規の勤務時間を、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とした上で、公務の運営に支障がないと認められる範囲で、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることができる制度

1 2 LGWAN（総合行政ネットワーク）環境のセキュリティ確保

（提案要求先 総務省）
（都所管局 戦略政策情報推進本部）

LGWAN（総合行政ネットワーク）接続系とインターネット接続系の分割について、必要な財源を措置すること。

<現状・課題>

国は平成27年6月に発生した日本年金機構における個人情報流失事案の発生及び社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）の本格運用を踏まえ、同年12月に都道府県に対し「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」を要請しており、その中で、マイナンバーによる情報連携に活用されるLGWAN環境のセキュリティ確保のため、LGWAN接続系とインターネット接続系を分割することを求めているが、その実施に必要な経費について、補助対象は区市町村のみとなっている。

このような状況の中で、国の要請を踏まえ、都においても、庁内ネットワークの更新に合わせ、LGWAN接続系とインターネット接続系の分割を実施することを予定しているが、本措置に係る庁内ネットワークシステムの構築及び本システムの維持管理には従来以上に多大な負担が発生する。

については、国が求めるLGWAN接続系とインターネット接続系の分割に係る経費について、必要な財源を措置することが不可欠である。

<具体的要求内容>

国が求めるLGWAN接続系とインターネット接続系の分割に係る経費について、都道府県に対して必要な財源の措置を講じること。

4

災害対策

1 首都直下地震等への備え【最重点】

1 首都直下地震対策の具体的な推進

(提案要求先 内閣官房・内閣府・国土交通省)
(都所管局 総務局・政策企画局)

- (1) 首都直下地震等の災害から住民の生命と財産を守るとともに、首都機能への打撃を最小限にとどめるため、財政上の措置を実施するなど、首都直下地震対策を具体的に推進すること。
- (2) 九都県市の集積を生かした、迅速かつ確実に機能し得る首都機能のバックアップ体制の充実・強化を早急に進めること。

<現状・課題>

平成25年11月、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)が制定され、同年12月に施行された。平成26年3月には、同法に基づく緊急対策区域・首都中枢機能維持基盤整備等地区が指定され、前者には東京都の全区市町村が、後者には東京都千代田区、中央区、港区及び新宿区が含まれることとなった。

また、同じく3月には、同法に基づく首都直下地震緊急対策推進基本計画(以下「基本計画」という。)が閣議決定された。平成27年3月には、今後10年間で達成すべき減災目標を設定するとともに、当該目標を達成するための施策について具体目標等を定めることを内容とする基本計画の変更がなされた。この変更に伴い、具体的な目標と、目標達成に係る所管省庁が明確となったが、依然として当該目標達成に向けて事業を具体的に実施する主体が明確になっていない。さらに、この法では、緊急対策区域に指定された区市町村を含む都県は地方緊急対策実施計画(以下「地方計画」という。)を作成することができるとされているが、現時点では地方計画等に位置付けられた首都直下地震対策に対する国の具体的な財政上の措置等は図られていない。

平成28年熊本地震、平成30年の大阪府北部を震源とする地震や北海道胆振東部地震といった相次ぐ大地震の発生により、避難所等の防災拠点となる施設の耐震化、円滑な物資輸送及びり災証明書の発行など、防災対策の実効性を高める上での課題が改めて明らかになった。首都直下地震に関しても、これらの課題解決に向けた具体的な取組が求められている。

また、首都機能のバックアップに関しては、基本計画に基づき作成された政府業務継続計画においては、被害想定を上回る事態を想定し、同計画で定められている代替拠点以外の代替拠点への移転に関して、さいたま新都心等の東京圏内の地区のほか、東京圏外も含め代替拠点となり得る地域を対象に、既存の庁舎、設

備及び資機材の活用等に係る具体的なオペレーションについて検討していくこととしている。

しかし、発災時に可能な限り速やかに機能する体制を構築するためには、でき得る限り、物理的・時間的にも近接で確実な立ち上げが可能なさいたま新都心など首都圏内の拠点を活用すべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 首都直下地震をはじめとする災害から首都圏3,500万住民の生命と財産を守るとともに、国の政治経済の中核機能への打撃を最小限にとどめるため、基本計画において「政府が講ずべき措置」として掲げられている対策に限らず、国が責任を持って防災力の更なる強化のための施策を着実に実施していくこと。
- (2) 首都直下地震対策特別措置法で定められている地方計画、首都中枢機能維持基盤等整備計画、特定緊急対策事業推進計画などの中に位置付けられた、都をはじめ地方自治体が進める首都直下地震対策に対して、具体的な財政上の措置等を実施すること。
- (3) さいたま新都心を緊急災害対策本部の代替拠点として位置付けることをはじめ、首都圏を構成する九都県市の集積を生かした、迅速かつ確実に機能し得る首都機能のバックアップ体制の充実・強化を早急に進めること。

2 国土強靱化の推進

(提案要求先 内閣官房)
(都所管局 総務局)

国土強靱化地域計画に位置付けられた強靱化の取組に対して、具体的な財政措置を実施すること。

<現状・課題>

平成25年12月に施行された、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）において、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「地域計画」という。）を定めることができるとされている。都は様々な自然災害から都民や首都機能を守るため、東京における防災施策の指針として「東京都国土強靱化地域計画」を平成28年1月に策定した。

東京は我が国の人口の約1割が居住する大都市であるだけでなく、政治・行政・経済などの首都機能を有する日本の心臓であり、災害時には応急対策から、復旧・復興まで中枢機能を担わなければならない。

災害時においても、首都機能を維持していくための取組にかかる財政需要は膨大であり、東京都は多額の事業費を計上している。その取組は東京だけのためではなく、日本にとって不可欠なものである。

国は、地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援として、34の関係府省庁の交付金・補助金等の交付の判断に当たって、一定程度配慮している。しかし、首都機能はもちろん、医療機能、交通・物流機能、情報通信機能等様々な重要機能の在り方を強靱化の観点から見直し、対策を着実に推進することは、国家的な観点からも大きな意義と責任があり、東京都だけがその責任を負うことは適当ではない。地域計画に位置付けられた取組に対しては普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全団体が交付対象となる新たな交付金の創設、新規の予算枠の創設、既存事業の補助率かさ上げ等確実かつ具体的な財政措置を実施することが必要である。

<具体的要求内容>

地域計画に位置付けられた国土強靱化の取組に対して、普通交付税の交付・不交付にかかわらず、首都機能の維持・向上という観点からも、新たな交付金の創設、新規の予算枠の創設、既存事業の補助率かさ上げ等、東京都への具体的な財政措置を実施すること。

2 帰宅困難者対策の推進【最重要】

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省・国土交通省)
(都所管局 総務局)

大震災時に発生する帰宅困難者に対し、一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供のための体制整備、帰宅支援など、総合的な帰宅困難者対策を推進すること。

<現状・課題>

東京都防災会議の「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（平成24年4月）では、帰宅困難者は約517万人発生すると想定している。

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の調査によれば、東日本大震災においても、鉄道の運行停止により都内で約352万人の帰宅困難者が発生し、多数の帰宅困難者が駅前に滞留するなど、課題が顕在化した。首都直下地震等の大規模地震が発生し、多くの人々が帰宅を開始した場合、建物倒壊や火災などで、帰宅困難者自身が危険にさらされるだけでなく、発災後に優先して実施していかなければならない救助・救護・消火活動・緊急輸送等を妨げることになりかねない。

このため、企業や学校等における施設内待機や鉄道事業者等の利用者保護などの一斉帰宅の抑制、行政と民間事業者の協力による一時滞在施設の確保、家族との安否確認や正確な情報提供に必要な情報通信基盤の整備、安全が確認された後の代替輸送も含めた帰宅支援などの対策を強化する必要がある。

都ではこうしたことを踏まえ、都と国で、経済団体、鉄道事業者等と横断的な課題について検討する協議会を設置し、官民それぞれが連携して行う対策について、平成24年9月に最終報告を取りまとめた。都は、この協議会での議論を踏まえ、平成25年4月から「東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）」を施行しているが、対策はまだ道半ばである。

特に、民間事業者による従業員の一斉帰宅の抑制や利用者保護の徹底とそれに必要な備蓄の推進、民間事業者による帰宅困難者の受入促進、帰宅困難者に対する情報提供など、広域的課題について大きな役割を果たすことは国の責務であり、国をはじめ都や民間事業者を含めた社会全体で取り組む総合的な帰宅困難者対策を推進する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 「一斉帰宅の抑制」の観点から、従業員の施設内待機とそれに必要な3日分の飲料水や食料等の備蓄を行うことについて、国として、民間事業者に対する働きかけを強化すること。
- (2) 「利用者保護」の観点から、鉄道事業者や集客施設の設置者または管理者などに対し、利用客の保護を図ることや、必要となる飲料水や毛布、医薬品などを備蓄するよう指導すること。

さらに、利用者を保護するために必要となる、利用者が安全に待機できる

場所や、飲料水や毛布、医薬品などを備蓄する倉庫を設置するよう強く働きかけること。

- (3) 「一時滞在施設の確保」の観点から、以下の措置を講じること。
- ① 自治体が民間事業者の協力を得ることの障害を取り除くため、法改正を行い、首都圏だけでなく全国共通の「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設を国として早期に実現すること。
 - ② 国の庁舎及び関係機関の所有又は管理する施設について、発災時に、都や区市町村の要請により、帰宅困難者の一時滞在施設として使用できる施設を確保するとともに、飲料水や食料等の備蓄、情報通信体制の整備、非常用電源等の確保など、運営体制の整備を行うこと。
 - ③ 今後の民間が担う一時滞在施設において不可欠な帰宅困難者用の3日分の飲料水及び食料等の備蓄が実施できるよう、財政措置を講じること。その際は、民間事業者の負担を可能な限り軽減するとともに、民間事業者が、それぞれ負担した費用について、発災後に災害救助法（昭和22年法律第118号）による支弁を受けられることを明確にすること。
 - ④ 一時滞在施設の確保を図ることを目的に実施される災害時拠点強靱化緊急促進事業について、その対象区域を政令指定都市若しくは特別区の主要駅の周辺又は中核市、若しくは県庁所在都市の中心駅の周辺とする区域に限定しているが、この要件を緩和し、全ての駅周辺を事業対象区域とすること。
 - ⑤ 一時滞在施設に協力をした民間事業者に対し、法人税の軽減などの税制措置を行うこと。
- (4) 「迅速な安否確認と正確な情報提供」の分野では、災害時に強い通信基盤の整備や、帰宅困難者が必要とする情報を迅速かつ的確に提供するための体制づくりについて、早期に実現すること。
- (5) 「帰宅支援」について、要配慮者の特別搬送に関するマニュアルの策定や鉄道運行の早期復旧を図れる体制づくりなどオペレーションに係る検討を進めること。

参 考

○ 一時滞在施設確保状況（平成31年1月現在）

【施設数】996所（国等26、都立204、区市町村247、民間519）

【受入人数】約36.3万人※

（国等約1万人、都立約7.3万人、区市町村約10万人、民間約18万人）

※92万人の都内需要者数（屋外で被災した行き場のない帰宅困難者）に対し、約39.4%

3 緊急地震速報の改善

(提案要求先 気象庁)
(都所管局 総務局)

緊急地震速報について、首都直下地震等に対応できるよう発表の迅速性と予想精度向上のための取組を早急に行うこと。

<現状・課題>

首都直下地震については切迫性が高く、政府の地震調査委員会によれば、マグニチュード7クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70パーセント程度と推定されている。

また、平成25年12月に中央防災会議が発表した首都直下地震の被害想定では、死者最大約2万3千人、経済的被害約95兆円と、甚大な被害をもたらすことが想定されている。

緊急地震速報は、こうした被害の軽減に有効であるが、原理的にP波とS波の到達時間の差を利用していることから、震源に近いところ（おおむね30km以内）では速報が間に合わないといった限界がある。

気象庁では、新しい観測技術の導入や大深度地震計を含む新たな地震観測網の取り込み等の構想を平成26年度に打ち出し、平成28年12月にIPF法導入、平成30年3月にPLUM法の運用開始等、技術的・設備的改良を進めているが、時間的猶予が少ない直下型地震に関しては、速報性の更なる改善が必要である。

なお、首都直下地震対策特別措置法においても、首都直下地震に関する観測及び測量のための施設等の整備については、国の努力事項と規定されている。

<具体的要求内容>

気象業務法の規定により、地震動により重大な災害が起こるおそれのある際に発表する、「緊急地震速報（警報）」は気象庁のみが発表できるとされている。

新しい観測技術の導入や新たな観測網データの取り込みなどにより、今後緊急地震速報の精度向上と時間短縮が期待される。しかし、時間的猶予の少ない首都直下地震については、被害軽減に向け都内に対しより迅速で正確な速報発表を行うため、国において下記の施策を強化・推進すること。

- (1) 発生した地震をより迅速・正確に観測できるよう、地震観測点を適切な位置に増設すること。
- (2) 観測された地震の情報を即時に分析し、大きな地震動が予想される地域及び震度をより迅速・正確に推定するなど、予測技術の更なる改善を推進すること。

参 考

(1) 緊急地震速報の種類について

緊急地震速報には、利用者のニーズに合わせて「緊急地震速報（警報）」と「緊急地震速報（予報）」の2種類がある。

・緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れ(震度4以上)が予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する。

・緊急地震速報（予報）

最大震度3以上の揺れが予想されたとき、またはマグニチュード3.5以上と推定されたとき等に発表する。

(2) 緊急地震速報（警報）の発表主体について

気象庁は、平成19年10月1日の一般提供開始当初、緊急地震速報を、気象業務法第11条に基づく観測成果の発表として提供していたが、その後気象業務法を改正し、地震動（地震による揺れ）に関する警報・予報と位置付けた（平成19年12月1日施行）。

その際、発表する名称については、引き続き「緊急地震速報」を用いることとし、警報を「緊急地震速報、あるいは緊急地震速報（警報）」、予報を「緊急地震速報（予報）」と定めている。

これにより、緊急地震速報(警報)は、気象庁以外のものによる発表が禁じられるとともに、NHKに放送の義務がそれぞれ規定された。

(3) 首都直下地震対策特別措置法における記述

（地震観測施設等の整備）

第三十五条 国は、首都直下地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めなければならない。

(4) I P F法について

気象庁が平成28年12月14日より運用を開始した、緊急地震速報の技術的な改善手法の1つであり、緊急地震速報の震源決定や地震判定において、より信頼性を向上させた震源の推定手法である。

(5) P L U M法について

気象庁が平成30年3月22日より運用を開始した、緊急地震速報の技術的な改善手法の1つであり、巨大地震の震源から遠い地域での震度予測において、精度を向上させた震度の推定手法である。

4 災害医療体制の充実

(提案要求先 内閣府・厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

都道府県が地域の実情を踏まえた災害医療体制を構築できるよう、全国一律の画一的な基準を設定することなく、地方自治体の自主性及び自立性に基づく取組についても、国の責任において必要な財政支援を行うこと。

また、災害時の効果的な広域支援のあり方について具体的に検討し、国の責任と役割を明確にすること。

<現状・課題>

都はこれまで、災害対策基本法に規定する東京都地域防災計画に基づき災害拠点病院として82病院を指定するとともに、救命救急センター等25病院に東京DMATを整備し、1,000人を超える隊員の養成を行い、震災のみならず、都市型災害等の大規模災害に対応できる体制整備を進めてきた。

一方、国においては、「災害医療等のあり方に関する検討会」の報告（平成23年10月31日厚生労働省）において、被災地外から参集したDMATに必要な物資の提供や移動手段の確保、関係機関の連携体制の構築に向けた地域災害医療対策会議の設置支援など、災害医療体制の整備における国の役割や責任を明らかにしていない。

特に、DMATについて、都では、東京消防庁連携隊の編成など、災害現場で活動する東京DMAT活動の安全確保策等を講じているところであるが、国が定めるDMAT活動は、十分な安全確保策が図られていない。

さらに、国は、都道府県が航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置することとし、都に対しては都内3か所の候補地にSCUを設置するよう求めているが、東京国際空港、基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）及び陸上自衛隊立川駐屯地の3か所とも設置運営について関係省庁間で十分な調整が図られていない。広域的な災害対策であることから、国が責任を持って対策を講じるべきである。

このほかにも、災害時における船舶を活用した医療救護活動の検討や、個人情報保護を踏まえた診療記録の保持、共有など広域的な連携について、国が主体となって進める必要がある。

また、国の通知を受け、都は広域災害救急医療情報システム（EMIS）への全病院登録が完了した。災害時に医療機関が被災状況等の入力を行うためには、入力内容や操作等に関する研修を行う必要があるが、国は都道府県担当者に対する研修しか実施していない。

災害拠点病院の指定要件については、衛星通信回線の確保や食料・飲料水・医薬品等の備蓄を3日間程度とすることが示されているが、拠点病院においてこれ

らの要件を満たすための体制整備を行う際の国からの支援策は講じられていない。

加えて、災害拠点病院は災害時における患者の多数発生時（入院患者については通常時の2倍、外来患者については通常時の5倍程度を想定）に対応可能なスペース等を有することが望ましいとされているため、国土交通省の「災害時拠点強靱化緊急促進事業」を活用し整備をしている。しかし、備蓄倉庫を国の補助金等を活用して整備することなどが事業要件となっているため、補助金を活用できる災害拠点病院は限られており、整備促進を図れない。

<具体的要求内容>

- (1) 災害医療体制の充実に向け、全国からDMATなどの医療チームが参集した場合に必要な資器材や搬送手段の確保について国の役割と責任を明確化するとともに、地方自治体が地域の実情に応じた取組を行うことができるよう、熱傷をはじめ災害時に想定される重症者の治療に必要な医薬品・資器材等の備蓄、地域災害医療対策会議の設置準備等に対して補助制度の充実に努めること。
- (2) 広域的に被災地支援を行うDMAT活動については、「病院支援及び地域医療搬送」と「現場活動」を明確に区別し、特に災害現場において消防機関等による安全管理を徹底して、広域的に被災地支援を行うDMAT隊員の安全性を十分に確保すること。
- (3) 東京国際空港、基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）及び陸上自衛隊立川駐屯地において航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置運営できるように、内閣府等と調整すること。
- (4) 災害時の船舶の活用については、国が主体となって検討を行うこと。また、災害現場等で用いられている緊急時の診療記録について、災害発生時や大規模イベントでの多数傷病者発生時に円滑に使用できるよう、法的な位置付けや運用上の課題等に関する整理を行い、制度を整えること。
- (5) 医療機関などが災害時に迅速で確実な情報の入力ができるよう、EMIS研修に必要な財政支援を行うこと。
- (6) 災害拠点病院における災害時用の通信回線や食料等の備蓄に要する経費について、財政支援を行うこと。
- (7) 災害医療体制の強化を図れるよう、災害時拠点強靱化緊急促進事業の事業要件の見直しについて検討すること。

5 災害時における安定的な燃料供給体制の確立

1 災害時における安定的な燃料供給体制の確立

(提案要求先 内閣府・資源エネルギー庁)
(都所管局 総務局)

大規模災害が発生した場合でも、都民の生活に直結する重要な施設へ安定的に燃料が供給されるよう、都と連携し、体制を強化・運用すること。

<現状・課題>

東日本大震災では、宮城、茨城、千葉等の6製油所が稼働を停止し、平常時の約3割に相当する処理能力が失われ、石油事業者は、他地域の製油所の稼働率を引き上げるなどにより対応したが、計画停電や道路の通行止め等の影響により、東京都も含め、局地的な燃料不足が生じた。

国は、石油備蓄法を平成24年11月に改正し、災害時における国家備蓄の放出や石油元売会社に対する災害時石油供給連携計画の作成・届出を義務付けるなど体制の強化を図った。また、平成28年4月に発生した熊本地震の経験を踏まえて、自家発電機の導入を支援することにより、災害時において地域の石油製品の供給拠点となる「住民拠点SS」の整備を進めている。さらに、平成30年に相次いで発生した災害での課題を踏まえ、製油所・油槽所の非常用発電機の整備など強靱化対策を実施している。

都は、給油所事業者との契約による燃料備蓄とともに、災害時石油供給連携計画に積極的に関与することで、災害拠点病院等の災害対策上重要な施設の燃料確保を進めることとし、平成27年5月に、資源エネルギー庁、石油連盟等との連携体制を構築するため「大規模災害時における石油燃料の確保に関する連絡協議会」を設置した。

今後、首都直下地震などが発生した場合、燃料供給が確実に確保されないと、都内は大きく混乱し、都民生活に支障を来すとともに、復旧・復興の妨げになることが懸念されることから、体制の一層の充実が必要となる。

<具体的要求内容>

- 大規模災害発生時においては、国は、国家備蓄及び民間備蓄の活用並びに災害時石油供給連携計画の適切な運用等により、燃料供給体制を確保すること。
- 都民生活への影響を極力抑えるため、都が燃料を備蓄している東京都指定給油所をはじめ、国が整備する住民拠点SS等に対して継続的に燃料供給を行うこと。
- あわせて、都民の生活に直結する重要な施設（災害拠点病院をはじめとする医療施設、上下水道施設、警察・消防施設、交通施設など）へ継続的に燃料が供給されるよう、都との連携を更に強化するなど、体制を整備・運用すること。

2 医療機関の電力と水の確保に対する支援

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

大規模災害発生時に、医療機関が診療機能に支障を来さないよう、電力と水の確保についての具体的支援策を講じること。

<現状・課題>

平成30年に相次ぎ発生した大阪北部地震や平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震、台風21号など大規模な自然災害では、医療機関は、停電や揺れ、断水等により病院機能に支障を来すなど医療提供体制に大きな影響を受けた。

様々な検査機器、生命維持装置が稼動している医療機関にとって、電力不足による診療機能の低下は、患者の生命維持そのものを脅かす事態に直結するものである。

また、人工透析や創洗浄、器材洗浄、厨房、便所等多くの水を必要とする医療機関にとって、災害時における断水は、診療の継続を極めて困難にするものである。

都は、大規模災害発生時等の電力不足に対応するため、平成23年度から平成25年度にかけて病院及び診療所を対象とした自家発電設備の整備に係る補助を実施した。令和元年度からは、災害拠点病院とそれを補完する役割を担う災害拠点連携病院を対象に、自家発電設備の浸水対策及び地震の揺れ対策に係る補助を実施している。

国は、災害拠点病院や救命救急センター等一部の病院を対象に、自家発電設備及び受水槽の整備などの経費を支援しているが、災害時に発生する多くの患者に対応するためには、医療機関が機能を維持しその役割を果たすことが重要であることから、国の責任において災害時に全ての医療機関の診療機能を確保するための具体的かつ実効性のある支援策を講じるべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 大規模災害発生時等の電力不足に医療機関が的確に対応できるよう、国は適切・正確な情報を提供すること。
- (2) 災害拠点病院のほか、自家発電装置の設置や増設、移設などを検討する全ての医療機関に対する支援制度を早急に創設するとともに、自家発電設備の浸水対策及び地震の揺れ対策についても施策を講じること。また、全ての医療機関の自家発電装置等の燃料については、国の責任において確保するとともに、確実に供給するための体制を整備すること。
- (3) 受水槽の設置や増設などを検討する全ての医療機関に対する支援制度を早急に創設すること。
- (4) 風害や落雷などを含めたあらゆる災害時において傷病者へ確実に医療を提供できるよう、体制確保に必要な整備費補助を創設すること。

3 水道事業に供する石油燃料の安定的な供給に向けた支援

(提案要求先 経済産業省)

(都所管局 水道局)

水道事業に供する石油燃料の安定的な供給に向けた措置を講じること。

<現状・課題>

東日本大震災時の被災による製油所の稼働停止、被災地への最優先配備等の影響により、石油燃料の供給が著しく不足した。

また、運搬手段となるタンクローリー車も被災による在庫減及び被災地への重点投入に伴い、調達に支障が生じた。

当局においても、震災直後、計画停電時に稼働させた自家発電設備及び局有車等の事業用車両に供給する石油燃料の確保が著しく困難となった。

また、将来的に首都直下型地震が起きた際にも、同様に都内において燃料確保が困難となり、水道水の供給及び応急復旧・給水に支障が生じることが想定される。

平成24年11月に、石油の備蓄の確保等に関する法律の一部改正が施行され、災害時の石油供給体制等が強化され、国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）の中で、「被災後の供給量には限界が生じることを前提に供給先の優先順位の考え方を事前に整理する。」とされたが、水道事業体に対する供給が不明確である。

<具体的要求内容>

震災や計画停電等により石油燃料の供給がひっ迫した場合において、都民生活及び首都機能の維持に必要な水道事業体への安定的な供給に向けた措置を講じること。

6 大規模災害時における被災者の生活再建支援制度の在り方

(提案要求先 内閣府)
(都所管局 福祉保健局)

被災者生活再建支援基金では対応困難な大規模な災害が発生した場合には、国の全額負担による新たな支援制度を構築すること。また、制度の構築に当たっては、被災者の生活再建のニーズに即したものとすること。

<現状・課題>

被災者生活再建支援制度については、平成19年11月の法令改正により、被災者生活再建支援金の支給要件である年齢及び所得制限の撤廃による対象世帯の拡大や、用途を限定した上で実費額を支給する方式から、用途を限定しない定額渡し切り方式への変更など、被災者の生活支援の充実に向けて一定の見直しが行われた。

しかし、その原資は都道府県が相互扶助の観点から踏まえ拠出した被災者生活再建支援基金のみである。支援金の負担割合については、東日本大震災では特例的な措置として国が10分の8、地方が10分の2となったものの、現行制度では、国、地方とも2分の1となっている。政治・経済の中心地である東京を中心とした首都圏に、首都直下地震等大規模災害が発生した場合には、支出は兆単位に上ることが見込まれ、現行制度で対応することは困難である。

大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）においても、「別に法律で定めるところにより、特定大規模災害からの復興のための財政上の措置その他の措置を速やかに講ずるもの」とされている。

また、現行制度では、住宅の全壊被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが要件となっており、同じ災害で被災しても被災者生活再建支援法が適用されない地域が生じるなど、被災者の生活再建のニーズに即した仕組みとなっていない。

<具体的要求内容>

被災者生活再建支援基金では対応困難な大規模な災害が発生した場合には、国の全額負担による新たな支援制度を構築すること。また、制度の構築に当たっては、被災者の生活再建のニーズに即したものとすること。

7 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた消防体制の充実強化

(提案要求先 消防庁)
(都所管局 東京消防庁)

- (1) 災害発生時の消防体制の強化に向けた財政支援を実施すること。
- (2) テロ災害や多数傷病者発生時における対応強化のための支援を行うこと。
- (3) 新興・再興感染症対策の強化に向けた支援を行うこと。

<現状・課題>

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）に向けては、大会会場を含む都内全域における万全な消防特別警戒体制の確立による安全・安心な大会開催環境の確保と、大会を契機として今後さらに発展する首都東京における災害発生時の消防体制を充実強化していく必要がある。

また、世界の注目を集める一方でテロの標的となりうる東京 2020 大会の開催に際し、NBC 災害及び多数傷病者発生事案等に対する救助救急体制をさらに強化する必要がある。

加えて、近年の国際化の進展や大会開催に向け外国人来訪者が増加を続けていることから、感染症対策の強化が喫緊の課題となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 消防特別警戒体制の確立に必要な車両・資器材及び首都東京における災害発生時の消防体制強化に向けた支援を行うこと。
- (2) 遠隔型及び携帯型化学物質検知装置等の高度なNBC 災害対策資器材の配置を行うこと。
- (3) 救急隊員に対する感染症対策への支援を行うこと。

8 災害情報等の多言語発信について

(提案要求先 気象庁)
(都所管局 総務局)

気象庁が発信する防災情報を多言語で発信するなど、災害時における外国人への情報提供体制を充実すること。

<現状・課題>

近年、訪日外国人旅行者は大幅に増加し、平成30年には3,119万人を超え、過去最高を記録しているほか、在留外国人も平成30年には263万人に達している。こうした中、平成30年に発生した大阪府北部を震源とする地震や北海道胆振東部地震では、観光客を含む多くの外国人が防災情報等を収集できない事態が生じるなど、多言語での防災情報等の発信についての課題が浮き彫りとなった。

気象庁においては、情報配信事業者等が多言語で防災情報を発信する場合に必要な翻訳表現を考案し、多言語辞書として公表している。(緊急地震速報・津波警報)

しかし、災害時に情報発信を行うには、当該多言語辞書を活用したとしても、発信主体ごとに情報の多言語化を行う必要があり、発信主体ごとに多言語への翻訳の費用が発生する状況にある。

災害時等の緊急事態における災害情報等の多言語での発信に当たっては、外国人が必要とする情報を迅速かつ正確に提供するとともに、全国で均質的な情報提供を確保するためにも、国による情報発信を行う体制を整備することが必要である。

<具体的要求内容>

災害時等の緊急事態においても、迅速かつ正確に国の災害情報を多言語により提供できる体制の更なる整備を図るとともに、災害情報の発信に当たっては、発信主体ごとに多言語への翻訳を行うのではなく、気象庁により一元的に多言語化を図ること。

参 考

気象庁作成『多言語辞書』について

気象庁が、緊急地震速報を情報配信事業者等が多言語で提供する際に必要となる翻訳表現を、内閣府・観光庁の協力を得て、『緊急地震速報の多言語辞書』として平成27年3月に公表し、同年10月には津波警報も加えて改訂している。

(翻訳言語：

英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・「やさしい日本語」)

5

都市整備

5
都市
整備

1 建築物の耐震化の推進【最重点】

1 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

- (1) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、耐震対策緊急促進事業等の適用期限を令和7年度まで延長するとともに、住宅・建築物安全ストック形成事業に統合し、建物所有者や自治体に係る事務手続きの負担を軽減すること。
- (2) 耐震対策緊急促進事業及び住宅・建築物安全ストック形成事業の耐震診断・耐震改修等の費用助成について、必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げるなど拡充を図ること。特に、緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等の費用助成について、特に倒壊の危険性が高い建築物の場合に限り、交付対象限度額の割増しを行うこと。加えて、段階的改修の際、2回目以降の工事が未定の場合も助成できるよう拡充を図ること。
- (3) 耐震改修した場合の固定資産税の減額措置について、一定期間延長するとともに対象建築物を拡大して実施すること。

<現状・課題>

東日本大震災では、道路分断などにより、発災後の早急な救命救急活動や物資輸送が滞るなど大きな支障が生じ、緊急輸送道路の機能の確保の重要性が改めて明らかになった。

首都直下地震の切迫性が指摘されている東京においても、大地震が起きた際に都民の生命・財産を守るとともに首都機能を確保するため、防災拠点や他県等と連絡する緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を進め、建物の倒壊による道路閉塞を防止することは喫緊の課題である。緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を早急かつ強力に促進するため、継続して必要な財源を確保・拡充するとともに、以下のとおり施策を充実することが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を図るため、平成25年度に創設された要安全確認計画記載建築物に対する耐震対策緊急促進事業等について、現在、

令和4年度末までに補強設計に着手したものとされている耐震改修等の適用期限に係る事業要件を、建物所有者や地方公共団体が、耐震化に向けて着実に取り組めるよう、東京都耐震改修促進計画で定める耐震化の目標年次である令和7年度まで延長すること。

また、建物所有者は、住宅・建築物安全ストック形成事業による区市町村の助成制度の申請手続きとは別に、国の耐震対策緊急促進事業の申請手続きを行う必要がある。建物所有者には制度の仕組みが分かりにくく、手続きも煩雑であり、自治体にとっても同じ建物に対して二つの助成手続きが発生し負担になっている。そのため、令和2年度以降は制度を改正し、住宅・建築物安全ストック形成事業に耐震対策緊急促進事業の助成費用相当分の助成率を上乗せするなど、事業の統合を図り、建物所有者や自治体に係る事務手続きの負担を軽減すること。

(2) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に重点的に取り組む地方公共団体を支援するため、耐震対策緊急促進事業及び住宅・建築物安全ストック形成事業の耐震診断・耐震改修等の費用助成について、必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げるなど拡充を図ること。特に倒壊の危険性が高い建築物の耐震改修工事は、通常の改修工事に比べコストがかかることから、都では独自に補助対象事業費用床面積当たりの限度額について通常の改修工事より割り増して設定し、その全てを対象に最大9割助成となる制度としている。特に倒壊の危険性が高い建築物に係る補助対象費用床面積当たりの限度額を実態に合った限度額に割り増すこと。加えて、緊急輸送道路の通行機能を速やかに高めるため、特に倒壊の危険性が高い建築物については、段階的改修を行う際に2回目以降の工事が未定の場合でも、改修後の I_s 値を0.3以上にすれば助成できるよう改善し、その解消に向けた施策の強化を図ること。

(3) 平成26年度の税制改正において、耐震改修促進法（平成7年法律第123号）に基づき耐震診断が義務化されている建築物について、平成28年度末までに改修工事を実施した場合に翌年度から2年度分の非住宅を含む家屋に係る固定資産税額の2分の1に相当する金額（改修工事費の2.5%を限度とする。）の減額措置が講じられた。

平成29年度の税制改正において、当該措置については、平成28年度末までとしていたところを3年間延長し、令和元年度末までとしたところであるが、耐震化を今後も進めていくため、その後についても、一定期間延長して実施するとともに、耐震診断が義務化されていない避難路沿道建築物や緊急輸送道路沿道の建築物についても、耐震化を進めることが重要であることから、対象を拡大して実施すること。

2 住宅の耐震化の促進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業について必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げる等拡充を図ること。また、平成30年度から開始された総合支援メニューについても、交付対象限度額を引き上げ、除却にも使用できるようにする等拡充を図ること。

<現状・課題>

首都直下地震の切迫性が指摘されている中、地震発生時に住宅が倒壊した場合、道路閉塞や出火により避難・救援活動が妨げられ、大規模な市街地火災につながるおそれがある。都民の生命・財産の保護及び地域の被害の軽減を図るため、住宅の耐震化のスピードアップを図り、国が定めた目標である令和2年度住宅の耐震化率95%を達成するため、重点的に促進する必要がある。しかし、住宅・建築物安全ストック形成事業における耐震改修等への国の交付率は、現在11.5%であり十分ではない。

<具体的要求内容>

住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業について必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げる等拡充を図ること。また、平成30年度から開始された総合支援メニューについても効果を検証し、現在の交付対象限度額の100万円を引き上げ、建物所有者の負担を軽減し、現在は対象外とされている建物の除却にも使用可能にするなど、更なる拡充を図ること。

参 考

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

○事業概要

- ・災害時に早期復旧を図るため、防災拠点や他県等と連絡する緊急輸送道路の沿道の耐震化を進め、建物の倒壊による道路閉塞を防ぐことが重要。
- ・東京都耐震改修促進計画において、「地震発生時に閉塞を防ぐべき道路」を指定し、沿道の建築物の耐震化を促進。
- ・促進計画で耐震化を図るべき路線として指定した緊急輸送道路については、住宅・建築物安全ストック形成事業を活用。
- ・平成19年度に、東京都地域防災計画に定める緊急輸送道路全路線を指定し、区市と連携して法に基づく指導・助言を実施するとともに、補助事業を実施。

特定緊急輸送道路沿道建築物（耐震改修促進法第七条第一項第二号に規定する要安全確認計画記載建築物）については、令和元年度末までに耐震化率90%かつ特に倒壊の危険性が高い建築物（I s 値が0.3未満相当の建築物）の解消、令和7年度末までに耐震化率100%の達成が目標。

○住宅・建築物安全ストック形成事業における緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震化支援の概要

*耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に対しては、耐震対策緊急促進事業による補助の上乗せ等を措置（耐震診断は令和4年度末までに着手したもの、補強設計及び耐震改修は令和4年度末までに補強設計に着手したものが対象。）

- 耐震診断（補助限度額1,030円/㎡～3,600円/㎡）
- 耐震改修・建替え・除却（補助限度額50,300円/㎡）

○要望する耐震改修等の費用に係る助成制度のイメージ

■ 現行（東京都の場合）

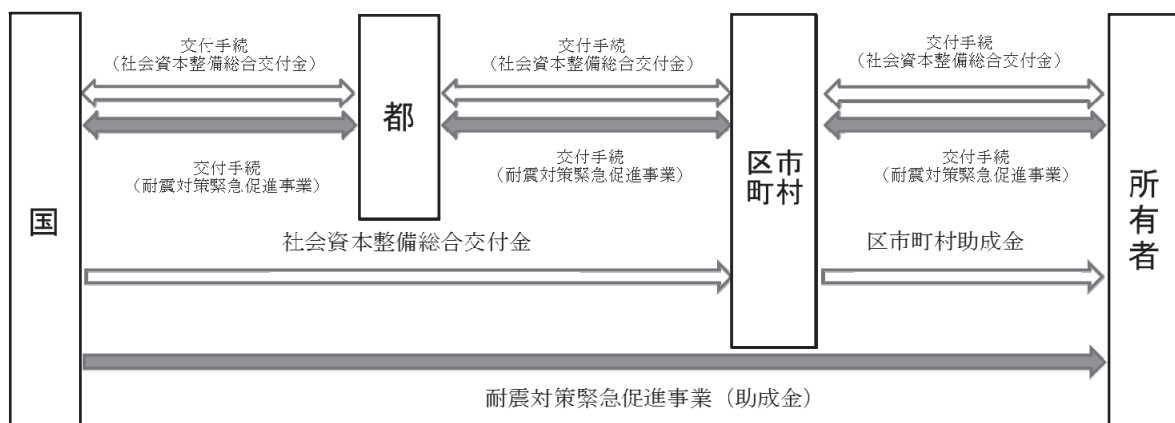
緊促※ 1/15	社会資本総合交付金 1/3	地方自治体 (都 1/3 及び区市町村 1/6)	自己負担 1/10
-------------	------------------	-----------------------------	--------------

■ 提案

社会資本総合交付金	地方自治体	自己負担
-----------	-------	------

※緊促：耐震対策緊急促進事業

○現在の住宅・建築物安全ストック形成事業（社会資本整備総合交付金）と耐震対策緊急促進事業の事務手続きフロー図



○要望する特に倒壊の危険性の高い建築物の場合の補助対象費用床面積当たりの限度額の例（平成28年度以降、東京都実施）

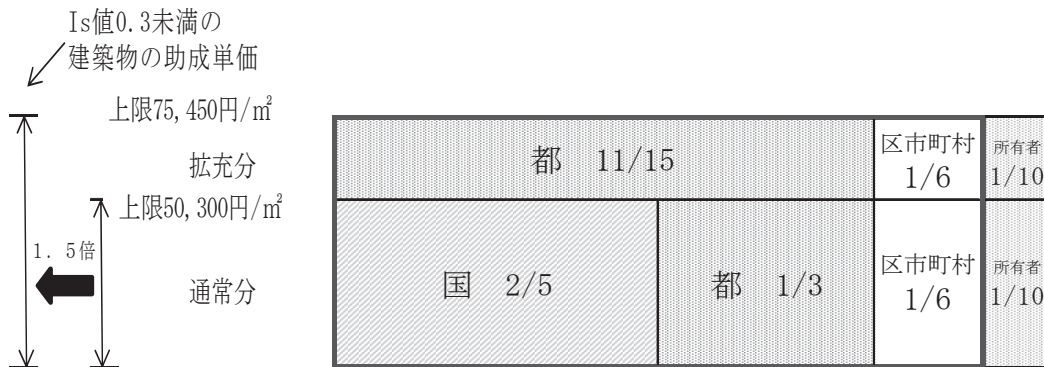
通常の建築物の場合

⇒建築物：50,300円/㎡、マンション：49,300円/㎡

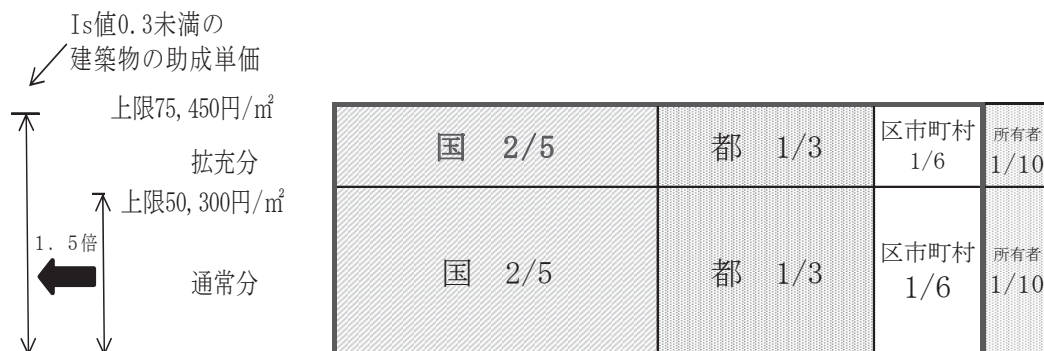
特に倒壊の危険性の高い建築物の場合

⇒建築物：75,450円/㎡、マンション：73,950円/㎡

■ 現行（東京都の場合）



■ 提案



○段階的改修の助成拡充

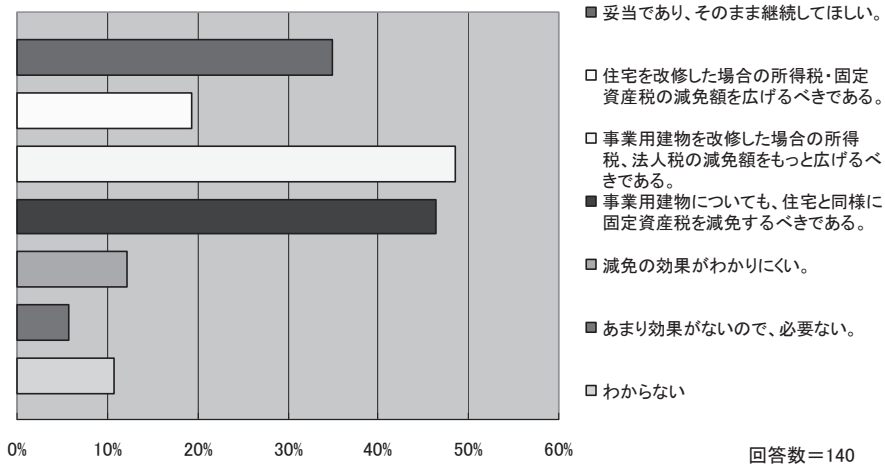
- ・耐震化促進に向けた検討委員会において、建物所有者の取組に対する更なる支援として、段階的改修への対応の必要性の提言
- ・段階的改修は、最終工程の担保への懸念から各自治体は導入を躊躇
- ・令和7年度までの完了や、所有者による2回目の工事計画立案が困難な場合が多く、2回目工事の担保は実務上困難な状況
- ・一方で、特に倒壊の危険性が高い Is 値 0.3 未満の建築物の解消は、地震での倒壊によって道路を閉塞する確率が低減され、震災時における特定緊急輸送道路の機能を確保する観点から有効
- ・このため、2回目以降の工事が未定の場合でも、改修後の Is 値を 0.3 以上とすれば助成できるよう、国に対して提案要求

○特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況
(2019.1 末時点)

Is 値	棟数
0.3 未満	1,248
0.3 以上 0.6 未満	1,304
0.6 以上、除却済等	2,165
不明（未診断、診断中）	120
合計	4,837

○税制上の優遇措置に係るアンケート結果

「平成19年8月 モデル路線沿道建物所有者アンケート」



住宅の耐震化促進

【住宅・建築物安全ストック形成事業の概要】

	制度概要（主な要件等）
耐震診断	補助率：地方公共団体が実施する場合 国 1/2 地方公共団体以外が実施する場合 国 1/3 + 地方公共団体 1/3
耐震改修等	<p>補助対象：耐震改修工事費（建替え含む。）</p> <p>補助率：次の①又は②のどちらかを、地方公共団体ごとに選択できる。（物件ごとに変更することはできない。）</p> <p>①耐震改修工事費 × 23.0%（国 11.5% + 地方公共団体 11.5%） 工事費の 23.0% について、国費で 1/2（交付限度額 41.1 万円/戸）を補助</p> <p>②耐震改修工事費</p> <p>100 万円未満の場合 20 万円 100 万円以上 200 万円未満の場合 30 万円 200 万円以上 300 万円未満の場合 50 万円 300 万円以上 の場合 70 万円 各金額について、国費で 1/2 を補助</p> <p>住宅の耐震化を総合的に支援するメニュー【平成 30 年度創設】</p> <p>対象区市町村：戸別訪問等を実施するなど、住宅耐震化に向け積極的な取組を行うとともに、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき毎年度 P D C A サイクルを実施する区市町村</p> <p>交付対象：耐震設計等費及び耐震改修費用を合算した額</p> <p>交付対象限度額：100 万円 （ただし改修工事費の 8 割を限度とする。）</p> <p>交付率：1/2</p> <p>対象建築物：マンションを除く住宅</p> <p>※マンション：共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が 1,000 ㎡以上であり、地階を除く階数が原則として 3 階以上のもの</p>

【住宅の耐震化を総合的に支援するメニューに関する主な区市町村意見】

- ・区市町村は人員不足であることから、本メニューを利用する場合のアクションプログラム策定や個別訪問などは、事務負担に対して費用対効果が低い。
- ・除却に使用できるようにしてもらいたい。
- ・設計と工事がセットになっていることが使い勝手を悪くしているため、分けて使用できるようにしてもらいたい。

2 木造住宅密集地域の整備促進【最重点】

1 災害に強い都市構造の確保

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

- (1) 延焼遮断帯の整備を推進するため、必要な財源を確保するとともに補助要件を見直すこと。
- (2) 避難場所等として機能する公園整備を推進するため、必要な財源を確保・拡充すること。

<現状・課題>

平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生した大規模な市街地火災では、木造住宅等が密集する市街地で火災が発生した場合の危険性が改めて明らかになった。

首都直下地震による東京の被害想定では、建物の全壊・焼失は約30万棟にも及ぶとされている。

また、都内には大規模な市街地火災が発生するおそれのある木造住宅密集地域は、約13,000ha存在する。

大地震から都民の生命と財産を守るとともに、首都機能の確保を図るため、延焼を防止する延焼遮断帯の形成や、それに囲まれた内側の市街地の不燃化、都民の生命を守る避難場所の確保など、災害に強い都市構造を早期に確保することが重要である。

しかし、延焼遮断帯の形成率は約66%、木造住宅密集地域の中で震災時に特に甚大な被害が想定される地域(整備地域)の不燃領域率は約62%にとどまるなど、いまだ不十分な状況にある。

都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を加速させるため、平成23年度から「木密地域不燃化10年プロジェクト」を立ち上げ、従来より踏み込んだ取組を支援する「不燃化特区制度」や、延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路である「特定整備路線」を事業化し、整備を進めている。

<具体的要求内容>

- (1) 木造住宅密集地域において、道路整備と沿道の不燃化を重層的に推進することにより、震災時の延焼拡大を防止し避難路としても機能する「延焼遮断帯」の整備を図るため、
 - ① 「特定整備路線」をはじめとする街路事業について、必要な財源を確保すること。
 - ② 都市防災総合推進事業について、必要な財源を確保すること。
 - ③ 都市防災総合推進事業の都市防災不燃化促進について、事業の着手を更

に促進するため、補助採択要件を不燃化率一律70%未満とするのではなく、道路幅員に応じた柔軟な採択要件（都の延焼遮断帯形成基準*を参照）にすること。

（例）

・幅員20mの場合、不燃化率60%で補助採択

※ 都の延焼遮断帯形成基準：都市計画道路等の路線ごとに、市街地火災に対する焼け止まり効果の有無を延焼シミュレーションにより測定し、道路幅員に応じた不燃化率の形成基準を定めたもの。

（2）震災時に、避難場所や救援・復興活動の拠点として機能する公園の整備を短期集中的に進めるため、用地取得について、国費率を3分の1から2分の1に引き上げるとともに、必要な財源を確保すること。

参 考

○ 災害に強い都市構造の確保

1 延焼遮断帯の整備

・特定整備路線

放射32号線、補助26号線、補助29号線など

・都の不燃化率の目標値（延焼遮断帯の形成基準）

幅 員	沿道の不燃化率
27m以上	—
24m以上27m未満	40%
16m以上24m未満	60%
11m以上16m未満	80%

2 公園の整備

【現行国費率】用地取得1/3、整備1/2

【防災上、整備が必要な公園】都立篠崎公園、都立和田堀公園ほか

2 地域の防災性の向上

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 木密地域の早期かつ着実な防災性向上を図るため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等に取り組むこと。
特に、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地において、防災上重要な生活道路の整備やその沿道の不燃化を促進するため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等を行うこと。
- (2) 防災街区整備事業の実施における要件を緩和すること。
- (3) 防災再開発促進地区内における、道路・公園整備等に対する税制上の更なる優遇措置を講じること。
- (4) 新防火規制に係る区域における、不燃化等に対する税制上の優遇措置を講じること。
- (5) 不燃化建替え等を促進するため、独立行政法人住宅金融支援機構が実施しているまちづくり融資の金利を引き下げること。
- (6) 防火改修・建替え等を通じた市街地の安全性の確保を目的に改正された建築基準法を踏まえ、老朽建築物の不燃化に対する支援策を講じること。
- (7) 木密地域の改善を加速するため、権利者などの移転を促すことを目的として、公有地等を活用した移転先を整備する新たな取組に対し、支援策を講じること。

<現状・課題>

平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生した大規模な市街地火災では、木造住宅等が密集する市街地で火災が発生した場合の危険性が改めて明らかになった。

都内には、震災時に大規模な市街地火災が発生するおそれのある木造住宅密集地域が広範囲に分布しており、約13,000ha存在している。

都は、これまでも、延焼遮断帯の形成とともに建築物の不燃化・耐震化を進めてきたが、木造住宅密集地域の中で震災時に特に甚大な被害が想定される地域(整

備地域)の不燃領域率は約62%にとどまるなど、いまだ不十分な状況にあり、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地の不燃化など、地域の防災性の向上を図ることが重要である。

都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を加速させるため、平成23年度から「木密地域不燃化10年プロジェクト」を立ち上げ、従来より踏み込んだ取組を支援する「不燃化特区制度」により、市街地の不燃化を強力に進めている。

また、平成27年度には「防災都市づくり推進計画」を改定し、特に、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地の改善を進めるため、防災上重要な生活道路の整備を促進することで、沿道建築物の不燃化・耐震化を促進する取組を開始した。具体的には、地域ごとに、震災時の緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動が可能な幅員6m以上の道路や、避難に有効な4m以上の道路(以下「防災生活道路」という。)を計画に位置付けて道路の拡幅整備を計画的に進め、併せて沿道の建替え工事費の一部を助成し、不燃化の更なる加速と道路の整備を進めている。

また、電柱の倒壊による道路閉塞など、防災生活道路の機能に支障が生じないように、無電柱化を促進していく。

こうした取組を着実に実施していくためには、引き続き安定的・継続的に財源を確保することが必要不可欠である。

さらに、老朽化した木造建築物の建替え等による市街地の安全性向上を図るため、延焼防止性能の高い建築物の建蔽率の制限緩和や防火規制の合理化などを盛り込み改正された建築基準法(昭和25年法律第201号)を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を進めることが重要である。

加えて、木造住宅密集地域の改善を加速するため、道路の拡幅整備などに伴い移転が必要な権利者や、無接道等により老朽建物の建替えが困難な権利者などの生活や既存コミュニティに配慮した、魅力的な移転先を確保するとともに、移転により生じた種地を防災まちづくりに活用する新たな取組に着手する必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 木密地域の不燃化を加速するため、以下のとおり不燃化建替え、防災生活道路をはじめとした細街路の拡幅や沿道の不燃化、延焼遮断帯の形成、無電柱化の促進等、防災都市づくりに資する事業への財源の優先的な確保と既存事業の要件緩和や新たな制度の創設を行うこと。

①住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)については、必要な財源を確保するとともに、早期かつ着実に防災性の向上を図るため、共同住宅等への建替えについては、国費率を従来よりも引き上げることや、共同施設整備の対象範囲を全ての建替え規模に対応できるよう、拡充すること。

②住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)の建替促進事業による戸建てから戸建てへの建替えについて、隣地取得や敷地面積などの要件を緩和すること。

③都市防災総合推進事業において、避難経路転換用地の取得について、道路を新設する場合に幅員4m未満の部分の用地費も補助対象化し、対象地域に関しても、重点密集市街地に限らず設定できるよう要件を緩和すること。

- ④一時集合場所等への避難経路となる防災生活道路等の沿道の不燃化促進のため、既存制度の要件緩和に取り組むこと。
- ・住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の延焼遮断帯形成事業における、対象戸数や幅員に関する要件の緩和
 - ・都市防災総合推進事業の都市防災不燃化促進における不燃化促進区域や助成対象建築物に関する要件の緩和
 - ・上記又は、防災生活道路沿道の不燃化促進に対する助成制度の創設
- ⑤また、狭隘道路における無電柱化を促進するため、必要な財源を確保すること。
- (2) 都が防災まちづくりを進めている地域は狭小な宅地が多いため、防災街区整備事業における個別利用区制度の運用に当たっては、耐火建築物を建築するなど、特定防災機能の確保に資する対策を行う場合は、敷地の最低限度の要件（100㎡）を緩和すること。
- (3) 主要生活道路や公園・広場の整備及び共同建替えを促進するため、防災街区整備方針に位置付けられた防災再開発促進地区内における、防災生活道路をはじめとした細街路の拡幅、公園・広場の整備及び共同建替えなどに対して、土地・建物等の譲渡に係わる所得税などの税制上の更なる優遇措置を講じること。
- (4) 耐火性の高い建物への建替えを促進するため、東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）に基づいて新たな防火規制を行う区域において、不燃化建替え等に伴う登録免許税や工事費相当額の一部の所得税からの控除などの税制上の優遇措置を講じること。
- (5) 木造住宅密集地域において、高齢者世帯の住居の建替えに伴う資金面の負担を軽減し、不燃化建替え等を促進するため、独立行政法人住宅金融支援機構が実施している高齢者向け返済特例制度の融資金利の引下げを図ること。
- (6) 防火地域・準防火地域における延焼遮断効果の高い建築物の建ぺい率制限の10%緩和や、防火規制の合理化などを盛り込んだ建築基準法の改正を契機とした木造住宅密集地域の改善を促進するため、既存建築物の不燃化改修に対する支援策を講じること。
- (7) 木密地域の権利者などが移り住みたくなるような魅力的な受け皿づくりのため、民間事業者を活用した移転先の整備等をさらに促進するため、民間建設型都市再生住宅等整備事業の助成制度を拡充すること。

参 考

○ 地域の防災性の向上

1 既存事業の要件緩和や活用しやすい制度の創設

住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の国費率

地区公共施設等整備（道路、公園等） 1 / 2

（重点整備地区内において密集住宅市街地整備型により施行する事業）

市街地住宅等整備（共同施設整備等に要する費用） 1 / 3

- 2 防災街区整備事業における個別利用区の敷地の最低限度100㎡の緩和
- ・防災街区整備事業における個別利用区については、その敷地の最低基準面積を特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画に関する都市計画において定められた最低限度の数値又は100㎡のうち、いずれか大きい数値とすることと規定
 - ・延焼防止上及び避難上有効な特定防災機能の確保、土地の合理的かつ健全な利用の観点から一定規模（100㎡）以上の面積を有する個別利用宅地については、共同化の必要性はない。
 - ・個別利用区の設定は、出来るだけ地権者の意向に沿うため土地から土地への権利変換を認めた仕組み

3 税制上の優遇措置

【新たな防火規制】（平成15年3月、「東京都建築安全条例」改正）

規制の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、全ての建築物は、準耐火建築物以上の性能とする。 ・延べ面積が500㎡を超えるものは、耐火建築物とする。
規制の区域	防災都市づくり推進計画で定める整備地域やその他の特に震災時に発生する火災等による危険性が高い地域で、知事が指定する区域

4 独立行政法人住宅金融支援機構のまちづくり融資（高齢者向け返済特例制度）の金利の引下げ

- ・高齢者向け返済特例制度

対象となる住宅	共同建替事業、地区計画等適合事業、マンション建替事業等のまちづくり融資の対象となる事業により建設される住宅（耐震改修、バリアフリー）
対象者	建替事業の対象となる住宅に建替え前から居住している高齢者（借入申込時満60歳以上）
融資限度額	<p>「保証ありコースの場合」</p> <p>1,000万円、又は、一般財団法人高齢者住宅財団が保証設定する保証限度額うち、いずれか低い金額</p> <p>「保証なしコースの場合」</p> <p>5,000万円、又は、機構による担保評価額（建物及び土地の評価額の合計額×60%）のうち、いずれか低い金額</p>
融資金利	<p>「保証ありコースの場合」</p> <p>1.04%（全期間固定金利）</p> <p>「保証なしコースの場合」</p> <p>2.80%（全期間固定金利）</p>

	※いずれも平成30年10月1日から適用
返済方法	利息のみ毎月返済。元金は、借入申込者の死亡時に「相続人が一括返済」又は「担保提供された建物・土地を処分」することにより返済

5 建築基準法の一部を改正する法律

【法案の概要】

○建築物・市街地の安全性の確保

維持保全計画に基づく適切な維持保全の促進等により、建築物の更なる安全性の確保を図るとともに、防火改修・建替え等を通じた市街地の安全性確保を実現

- ・防火地域・準防火地域内において、延焼防止性能の高い建築物の建蔽率を10%緩和

○木造建築物等に係る制限の合理化

中層木造共同住宅など木造建築物の整備を推進するとともに、防火改修・建替え等を促進

- ・防火地域・準防火地域内において高い延焼防止性能が求められる建築物についても、内部の壁・柱等において更なる木材利用が可能となるよう基準を見直し

6 魅力的な移転先の整備に対する制度の拡充

【現状と今後の予定】

- ・平成30年度は、先行実施地区（足立区江北地区、足立区関原地区）における事業実施方針を公表し、このうち足立区江北地区について事業者募集を開始
- ・平成31年度は、先行実施地区（2地区）で事業開始予定
- ・平成31年度予算において、民間建設型都市再生住宅等整備事業を活用予定※

【想定される支援策の例】

- ・整備地域内で展開される、木密地域の解消に資する事業の施行に関連して、その居住する住居を失い、住宅等に困窮すると認められる者を入居させる住宅の整備等に対する設計費、建設費等の補助（上記※の要件緩和）
- ・居住者に対する移転費補助
- ・民間事業者に対する施設の維持管理費補助
- ・税制優遇 など

3 総合的な治水対策の推進

1 生命や財産を守る治水事業の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

国土の保全及び国民の生命や財産を守る治水は国の基本的責務であるため、必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。

<現状・課題>

治水事業は一部を除き法定受託事務であり、国の基本的な責務である。

首都東京では、人口が密集する市街地が形成され、政治、経済等の中枢機能が集積していることから、人々の希望と活力の大前提である安全・安心を確保するための治水対策の推進と十分な財源確保が必要不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 国の基本的な責務である治水事業について必要な財源を確保するとともに、首都東京に対して必要額を確実に配分すること。
- (2) 災害が発生した地域における災害対策の予算は別枠とし、災害を未然に防止する予防対策の予算について必要な財源を確保すること。
- (3) 治水事業を強力に推進するため、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策以降も必要な財源を確保すること。

参 考

国土交通省平成31年度予算の動向について

(国土交通省：予算概要平成31年1月29日資料より)

○平成31年度の公共事業関係予算は、対前年度比1.18倍の予算が確保
(単位：億円)

項 目	31年度	30年度	対前年度比
国土交通省予算(国費)	68,609	58,047	1.18

※この他に、東日本大震災復興交付金等が、復興庁予算等に計上されている。

※3か年緊急対策のための臨時・特別の措置を含む。

○国民の生命や財産を守る治水事業への配分状況

(単位：億円)

項 目	31年度	30年度	対前年度比
水管理・国土保全局 関係予算(国費)	11,003	8,442	1.30

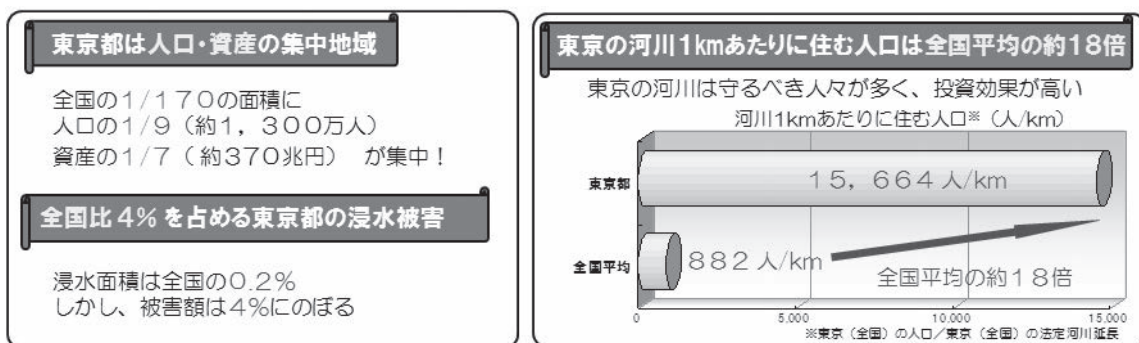
※この他に、社会資本整備総合交付金等がある。

※3か年緊急対策のための臨時・特別の措置を含む。

東京都における治水事業の動向について

○安全・安心・元気な「セーフシティ」の実現に向けて、地震・津波・高潮対策や都市型水害対策などの取組をより一層推進していく。

○東京都における治水対策の必要性



未だ道半ばの治水対策
 【洪水対策】 時間50分対策護岸整備率67%
 【地震対策】 M8クラスの海溝型地震等で
 堤防等の施設が一部損傷

**首都東京に暮らす
1,300万都民の命と
暮らしを守る総合的な
治水対策を推進!**

2 都市型水害対策の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・下水道局)

都市型水害対策の推進に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

都はこれまで、時間50ミリ降雨に対応可能な護岸、調節池等の整備を進め、水害の早期軽減に努めてきた。しかし、近年、時間50ミリを超える台風や局地的集中豪雨に伴う水害が増加しており、降雨状況の変化への対応が急務となっている。東京は膨大な人・資産・情報が高度に集積された日本の中核であり、大規模な浸水が発生した際の被害とその影響は、非常に深刻で広範囲なものとなる。

このため、平成24年11月に、これまでの時間50ミリから、区部で時間最大75ミリ、多摩部で時間最大65ミリに目標整備水準を引き上げ、時間50ミリまでの降雨は護岸整備を基本とし、それを超える降雨には道路や公園など用地買収の必要のない公共空間を活用した新たな調節池等により対応する「整備方針」を策定した。この方針に基づき、護岸整備を着実に進めるとともに、優先度の高い流域においては、平成28年度以降に着工した環状七号線地下広域調節池や石神井川城北中央公園調節池等の大規模事業の整備を本格化していく。さらに、平成30年7月豪雨などの災害を踏まえ、防災事業の緊急総点検を実施し、石神井川など8河川において、新たな調節池の事業化に向けた検討を前倒しで実施するとともに、各流域間で調節池容量を相互に活用できる環七地下広域調節池の延伸等について検討していく。

内水氾濫対策としては、時間50ミリの降雨に対応する下水道施設を整備するとともに、大規模地下街や甚大な被害が発生している地区については、時間75ミリまで整備水準をレベルアップした施設整備を進めている。今後は、首都東京の安全性をより高めるため、最新の流出解析シミュレーションの技術を活用して下水道施設の能力を検証するなどして、新たな75ミリ対策地区の追加等を検討する。また、流域下水道の広域雨水幹線の設計を実施する予定である。さらに、東京アメッシュの機能向上など、ソフト対策も推進している。

今後とも、頻発する集中豪雨への対応や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を安全に開催するためにも、都市型水害対策の推進が求められている。

<具体的要求内容>

- (1) 都市型水害対策を推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

(2) 時間50ミリ対策を着実に進めるとともに、新たな目標整備水準の達成に向け、護岸整備と次の大規模事業に必要な財源を確保し、確実に配分すること。

- ・ 環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）
- ・ 善福寺川和田堀公園調節池
- ・ 石神井川城北中央公園調節池
- ・ 野川大沢調節池 ※規模拡大
- ・ 境川金森調節池
- ・ 境川木曾東調節池
- ・ 谷沢川分水路

(3) 東京都豪雨対策基本方針に基づき実施している以下の対策地区などにおいて下水道管きよの整備を推進し効果を早期に発現していくため、財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

【75ミリ施設整備】

○地下街対策地区

- ・ 東京駅丸の内口
- ・ 新橋・汐留駅
- ・ 銀座駅
- ・ 上野・浅草駅

○市街地対策地区

- ・ 目黒区上目黒、世田谷区弦巻
- ・ 目黒区八雲、世田谷区深沢
- ・ 大田区上池台
- ・ 文京区千石、豊島区南大塚

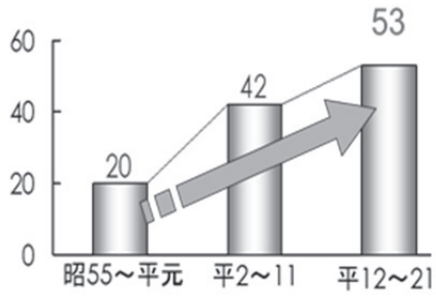
【50ミリ拡充施設整備】

- ・ 港区白金、品川区上大崎
- ・ 品川区戸越、西品川
- ・ 中野区東中野、杉並区阿佐谷
- ・ 杉並区荻窪
- ・ 文京区千駄木

参 考

[治水事業]

【近年多発する集中豪雨】



時間 50mm以上を上回る豪雨回数



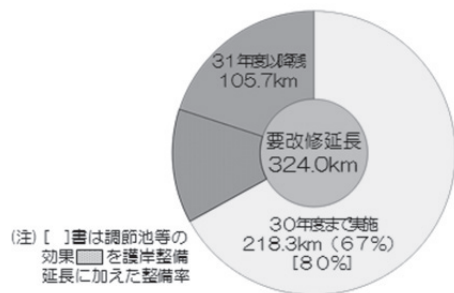
平常時の妙正寺川



平成17年9月豪雨時(時間112mm)

豪雨による河川の変化

【護岸の整備状況】



護岸整備率(H31年3月末見込み時点)



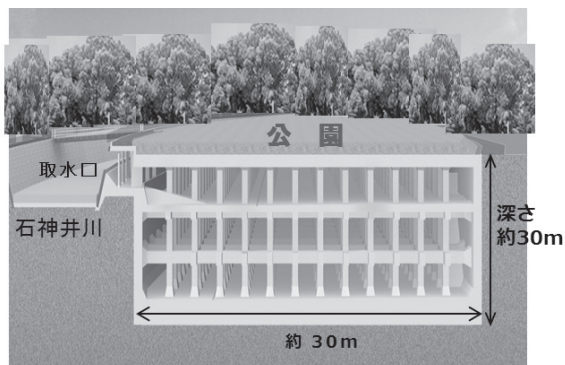
整備前



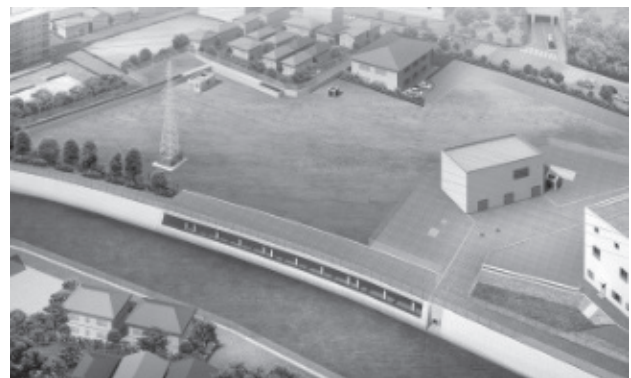
整備後

護岸の整備前・整備後の状況

【調節池等の整備】

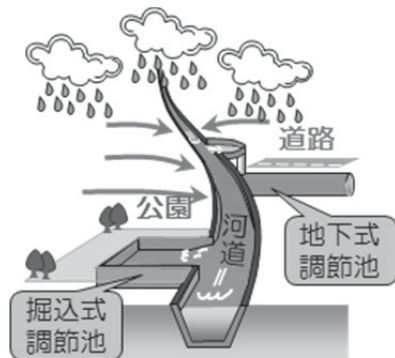


石神井川城北中央公園調節池イメージ

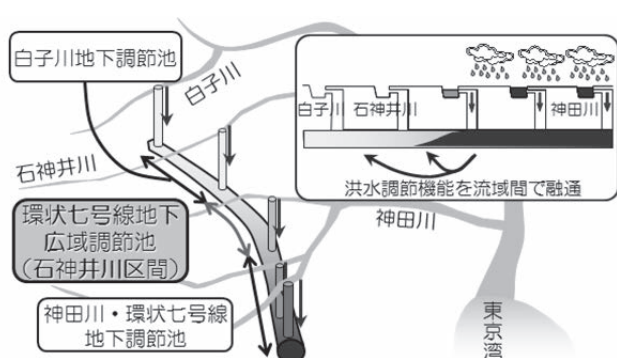


境川木曾東調節池イメージ

【レベルアップに対応する調節池等イメージ】



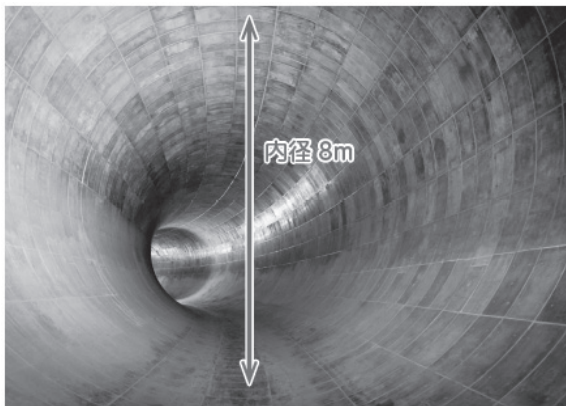
調節池による対応イメージ



環状七号線地下広域調節池イメージ

[下水道浸水対策事業]

【下水道施設の整備状況】



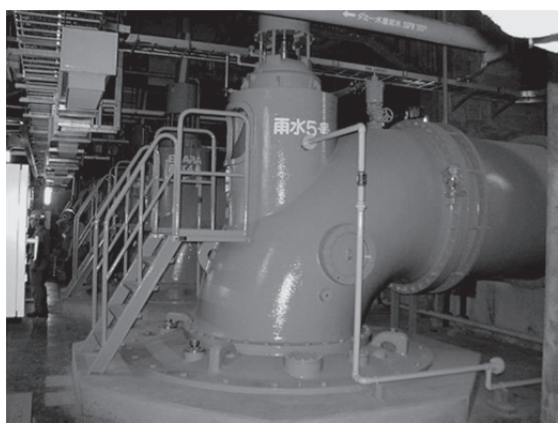
完成した管きょ
《第二溜池幹線》



雨水ポンプ所（建設中）
《千住関屋ポンプ所》



完成した雨水調整池
《南元町雨水調整池》



雨水排水ポンプの増強
《先行待機型ポンプ》

3 地震・津波・高潮対策の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

東部低地帯の河川における地震・津波・高潮対策の推進に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

東部低地帯の河川では、これまで水門や堤防等の整備を着実に進め、関東大震災時の震度に対する構造物の耐震性と、伊勢湾台風級の高潮に対する堤防の高さを確保してきた。

東日本大震災を踏まえて東京都防災会議が示した最大想定津波に対しては、現行の堤防高で対応が可能である。

しかし、東部低地帯の河川では、水門や堤防等の耐震性能の調査を行った結果、マグニチュード8.2の海溝型地震など、想定される最大級の地震によって施設の一部が損傷し、満潮時に最大想定津波が重なった場合、浸水による被害が発生する可能性がある。

このため、都は、このような地震が発生した場合においても各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止するよう、平成24年12月に策定した「整備計画」に基づき、約86キロメートルの堤防の耐震化と22施設の水門等の耐震・耐水対策を進めている。

人々に安心感を与え東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に備えるためにも、特に優先度の高い水門・排水機場等と水門外側の堤防における対策を早期に完了させるなど、地震・津波に伴う水害対策への取組を早急に推進していく。

また、隅田川などの主要河川については、大地震に対する安全性を高めるとともに、水辺環境の向上を図るため、背後地開発と連携してスーパー堤防等の整備を早期に推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 地震・津波・高潮対策の推進は、低地帯に暮らす300万人の命と、人口、資産が高度に集積する首都の機能を守るため、待ったなしの課題であることから、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 特に優先度の高い水門・排水機場等と水門外側の防潮堤の地震・津波対策については、早期に対策を完了できるよう、必要な財源を確保すること。
- (3) 背後地開発と連携して推進する都のスーパー堤防整備について、必要な財源を確保すること。

参 考

【東部低地帯の河川施設整備計画】

将来に渡って考えられる最大級の地震が発生した場合においても、各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止する



4 ソフトとハードの連携した土砂災害対策の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 建設局)

ソフトとハードの連携した土砂災害対策を推進するため、砂防関係事業及び土砂災害防止法に基づく基礎調査について必要な財源の確保及び制度拡充等を図ること。

<現状・課題>

都内には、土砂災害のおそれがある箇所が約15,000か所あると想定しており、平成20年の八王子市初沢地区における土石流、平成28年の板橋区西台一丁目のがけ崩れなど、台風や局地的な集中豪雨により毎年のように土砂災害が発生している。特に、平成25年には伊豆大島において、24時間雨量824ミリに達する記録的な豪雨により甚大な土砂災害が生じ、多くの尊い人命、財産が失われた。

砂防施設の整備等のハード対策については、避難所などの重要度や災害発生の危険度を考慮して箇所ごとの緊急性を評価するなど、計画的に整備を推進している。しかしながら、全ての土砂災害のおそれのある箇所で対策を実施するには、膨大な費用と時間を要することから、ハード対策の着実な推進とともに、警戒避難体制の確立に必要となる土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策を推進していくことが重要である。

土砂災害防止法に基づく基礎調査（1巡目）については、平成29年度までに完了しており、同調査による区域指定については、平成31年度前半までに完了させることとしている。

また、土砂災害防止法では、おおむね5年ごとに、基礎調査を行うことを規定している。東京都は、1巡目調査から5年を経過した箇所において2巡目の基礎調査に着手しており、今後も計画的に調査を進めていく予定である。開発圧力の高い東京都は、開発行為により地形改変が行われている場合が多く、新たな危険箇所の発生が無いか等、基礎調査により確認していく必要がある。

一方、土砂災害防止法に基づく基礎調査に必要な財源は、平成27年度から地方交付税交付金により填補されることとなったが、東京都は不交付団体のため他の道府県に比べて著しく不利な措置となっている。

さらに、区市町村からは区域指定に伴う固定資産税の評価が減額されることへの対策など支援措置の創設や充実、また区域指定後に区市町村に整備が求められる土砂災害ハザードマップ作成にあたり採択要件の緩和を求める意見などが上がっている。

このほか、活火山を多く抱える伊豆諸島では、火山噴火に伴う泥流や溶岩流の発生により、溪流周辺の平地に集中している人家が被害を受ける危険性があるため、火山砂防事業の推進が急務となっている。

また、火山ガスにより山腹が荒廃している地域では、山腹から発生する土砂流出により満砂状態の砂防堰堤が多く見受けられる。

< 具体的な要求内容 >

- (1) 砂防事業、火山砂防事業、地すべり防止事業及び急傾斜地崩壊対策事業を着実に推進するため、必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 土砂災害のおそれのある箇所を明らかにする基礎調査（2巡目）を計画的に実施していくため、東京都が地方交付税交付金の不交付団体であることを勘案し、防災・安全交付金の配分に配慮するなど、必要な財源を確保すること。
- (3) 土砂災害特別警戒区域の指定に伴い、市町村が固定資産税評価額の減額を行った際に、財政上の負担が生じないように支援措置を講じること。
- (4) 土砂災害警戒区域における警戒避難体制を確立するために、市町村による土砂災害ハザードマップ作成等に対し、交付対象事業の採択要件を緩和すること。
- (5) 土砂災害特別警戒区域の指定に伴い、避難所や要配慮者利用施設を区市町村や施設管理者が区域外に移転する場合の財政措置を創設すること。
- (6) 土砂災害特別警戒区域において、区域指定解除のための防災工事に対し、区市町村が助成などを行う際の財政上の支援措置を講じること。
また、既存建築物の補強に対しては、住宅・建築物安全ストック形成事業の一層の充実を図ること。
- (7) 火山ガスの発生等で植生が育たない三宅島等の特殊な地域においては、砂防堰堤等の機能を十全に発揮させるため、嵩上げ等新たな機能改良を伴わない堆積土砂の除去についても採択されるよう、交付対象事業の要件を緩和すること。

参 考

【都内の土砂災害危険箇所の分布状況】

○土砂災害のおそれがある箇所は、
約15,000か所あると想定

- 急傾斜地の崩壊
- 土石流
- 地すべり



【土砂災害警戒区域等の指定状況】

＜平成31年3月末時点＞

全体計画（想定）	指定済み箇所数
15,000か所	土砂災害警戒区域 14,574か所
	土砂災害特別警戒区域 11,307か所

【整備状況】

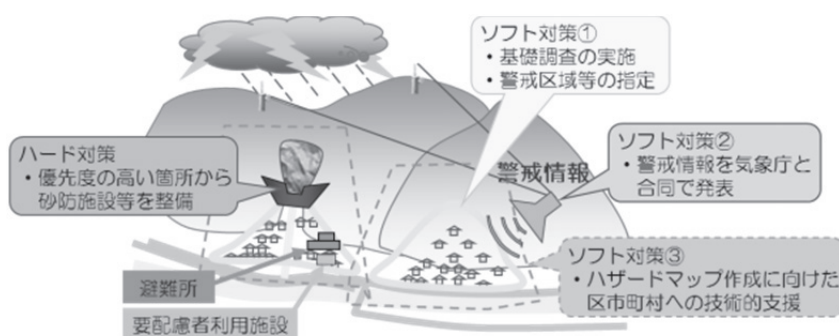
＜平成31年3月末時点＞

区 分	全体計画 A	整備状況 B
砂防事業	159 溪流	115 溪流
急傾斜地崩壊対策事業	64 地区	52 地区
地すべり対策事業	13 地区	13 地区

【ソフトとハードが連携した土砂災害対策のイメージ】

【基礎調査の国費率】

現行 1 / 3



5 水辺空間のにぎわいの創出及び緑化の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 建設局)

水辺空間におけるにぎわいの創出及び緑化の推進に必要な財源の確保及び制度充実を図ること。

<現状・課題>

都では、都市に残された貴重なオープンスペースである河川において、水害に対する安全対策のみならず、緑化の推進や人々が水辺に親しめる空間としての整備など、河川空間の魅力向上に努めてきた。

さらに、平成28年度に策定した「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」において、隅田川の浅草、両国等のエリアで恒常的なにぎわい創出に関する施策を掲げた。

また、国においても、平成23年4月に「河川敷地占用許可準則」の改正を行い、地域活性化のための飲食店やオープンカフェ等について、一定のルールの下、営業活動を行う事業者等による占用を可能とする規制緩和を行ったほか、水辺とまちをつなげる、水辺と人をつなげるミズベリング・プロジェクトを開始するなど、水辺空間の利用や民間活力の積極的な活用等の取組を推進していくこととしている。

今後、首都東京の更なる魅力向上を図るとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、世界の人々を手厚く「おもてなし」するため、道路や公園などの施策と幅広く連携しながら、舟運拠点や、オープンカフェ等の河川敷地の民間活用を支援するインフラ、回遊性向上に資するインフラ等の整備を進めるなど、河川空間を活用した恒常的なにぎわいづくりに取り組んでいく必要がある。

さらに、これまで整備してきた点在する既存の緑をネットワーク化することで都市環境を改善するなど、水辺空間の緑化を推進していく必要がある。

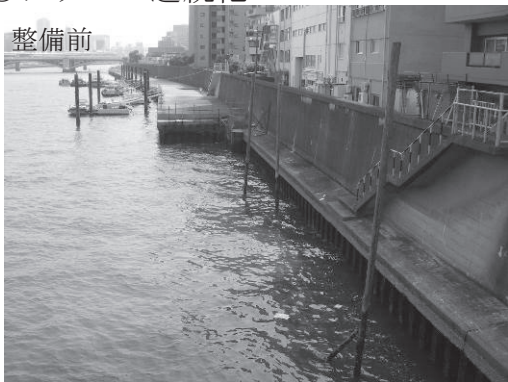
<具体的要求内容>

- (1) 水辺空間のにぎわいづくりを推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 水辺空間の緑化を推進するために必要な財源を確保するとともに、交付金制度の充実を図ること。

【にぎわいづくりの取組事例】

○テラスの連続化

整備前



整備後



○河川敷地を活用したオープンカフェ



○舟運拠点の整備イメージ



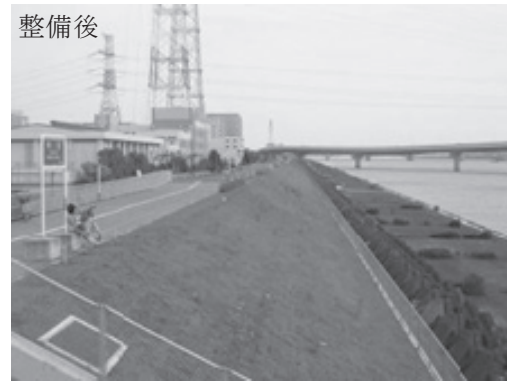
【河川緑化の取組事例】

○中川の堤防緑化

整備前



整備後



○大栗川の護岸緑化

整備前



整備後

6 水質浄化の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

良好な水質を維持し、都民が水辺に親しめるようにするため、計画的なしゅんせつについて必要な財源の確保を図ること。

<現状・課題>

都はこれまでに、環境基本法に基づき水質浄化の取組を進めてきた。

しかし、隅田川、新河岸川、日本橋川をはじめとする感潮河川では、一部区間において河床に堆積した汚泥により水質の悪化や悪臭の発生がみられるとともに、こうした悪臭の発生等が舟運の活性化を阻害する要因の一つともなっている。

このため、引き続き汚泥のしゅんせつ等の水質浄化対策を進めていく必要がある。

しゅんせつに当たっての事前の底質調査の結果、隅田川においてダイオキシン汚染土等の有害物質が確認されており、これらの有害物質の処分のため、今後の費用の増大が懸念されている。

また、河川と連続した公有水面（外濠^{ぼり}）では、平常時に流れがほとんどない閉鎖性水域であるため水質が悪化しており、河川と同様に水質浄化の取組が必要である。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、河川や公有水面の水質改善により良好な水辺空間を創出することで、都民だけでなく海外からの来訪者等も水辺に親しむことができるように、計画的にしゅんせつを実施していく必要がある。

<具体的要求内容>

計画的なしゅんせつについて必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

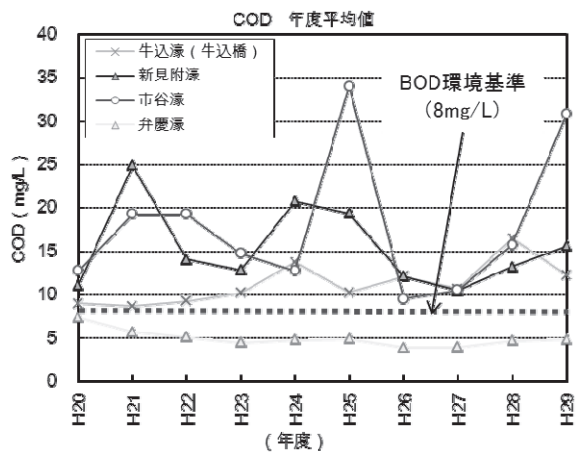
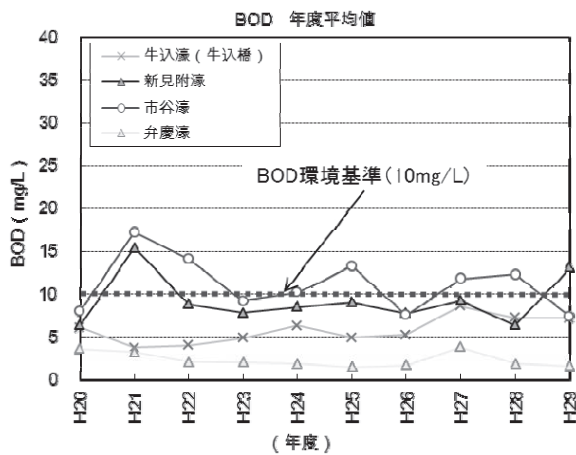
参 考

【しゅんせつの実施状況】（平成31年3月末時点）

河川名	しゅんせつ目標土量 （平成28年度～令和2年度）	しゅんせつ実施土量 （平成30年度）
隅田川	327.2千m ³	59.6千m ³
新河岸川	46.2千m ³	7.3千m ³
日本橋川	17.5千m ³	4.0千m ³
外濠	42.4千m ³	14.2千m ³

【公有水面（外濠）の水質の状況】

弁慶濠以外の濠では、環境保全のための最低限の基準であるCOD 8mg/L以下を満たしていない。外濠からの流入が下流を流れる神田川や日本橋川の水質悪化の一因となっている。



※BODは河川E類型における基準（環境保全のための最低限の基準）を準用
 ※CODは湖沼C類型における基準（環境保全のための最低限の基準）を準用

7 流域貯留浸透事業の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

流域における雨水の流出を抑制するため、流域貯留浸透施設の整備について必要な財源の確保、国費率の引上げ及び制度拡充を図ること。

<現状・課題>

都は、河道などの治水施設の整備に加え、総合治水対策の一環として、流域における雨水の流出を抑制するため、都の関連施設に加え、関係区市町村とも協力して公共施設への貯留浸透施設の設置や透水性舗装の実施などを推進している。

しかし、流域貯留浸透事業の採択要件では、地方自治体等が設置する300立方メートル以上の貯留浸透機能を持つ施設とされており、小規模な貯留浸透機能を持つ施設については、財政支援の対象となっていない。

<具体的要求内容>

- (1) 流域貯留浸透施設の整備について必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京への確実な配分と国費率の引上げを図ること。
- (2) 1施設300立方メートル未満の小規模な貯留浸透施設についても取組を推進できるよう、交付対象事業の採択要件を緩和すること。

参 考

【整備状況】

<平成31年3月末時点見込み>

区 分	整備状況
流域貯留浸透施設 (S58～)	100か所

8 海岸保全事業の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

伊豆諸島等における海岸保全事業について必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

我が国は、台風、地震、津波などに対し、厳しい地理的・自然条件にあることから海岸災害が多発しており、東日本大震災においても甚大な海岸災害が発生した。また、海岸侵食も顕在化してきており、放置すれば貴重な国土が失われることになり、その保全は極めて重要である。

伊豆・小笠原諸島沿岸は、海岸背後の平坦な場所に人口・資産の多くが集中している。また、島しょ地域沿岸は豊かな海洋自然環境が広がり、島の貴重な観光資源となっている。

このことから、自然環境へ配慮しつつ、台風、低気圧及び季節風等による波浪・高潮等から人命・財産及び国土を保全するため、これまで以上に着実な海岸保全事業の推進が求められている。

このような状況の中、都は、比較的発生頻度の高い津波に対して防護機能を確保するためのハード対策や、発生頻度が極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対して、住民等の避難を軸にしたソフト対策を進めている。

また、平成26年6月の海岸法改正において、海岸保全施設の維持又は修繕に関する規定が明確化され、予防保全の考え方に基づいた維持管理の徹底が求められているところである。都においても、伊豆・小笠原諸島に、台風や冬季の波浪など厳しい自然条件にさらされている海岸保全施設が多数あり、計画的な維持又は修繕により、所要の防護機能を確保していく必要がある。

このほか、海岸の一部で浸食が見られるものの保全対象が少ないなど国の交付要件に合致しないため、浸食対策事業の実施が困難な海岸がある。

<具体的要求内容>

- (1) 海岸保全事業を推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 計画的な維持又は修繕による海岸保全施設の予防保全型管理を進めるために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (3) 伊豆諸島等は常に外洋に面しており、全国的に見ても波浪条件が厳しいという特殊性を踏まえ、浸食対策事業における採択要件を緩和すること。

参 考

【海岸施設の状況】



老朽化による施設の破損状況 (左)御蔵島・御蔵海岸、(右)三宅島・阿古海岸



海岸侵食による汀線(海岸線)の後退(大島)

9 河川管理施設の点検に向けた財源確保等

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

近年頻発する豪雨等に対しても施設の機能を確実に発揮させるため、河川管理施設の点検の着実な実施に必要な財源を確保するとともに、更なる交付金の充実を図ること。

<現状・課題>

都がこれまでに整備した河川管理施設は、今後急速に高齢化が進行することが想定されている。その中で、近年頻発する豪雨等に対しても、施設の機能を確実に発揮させるために、定期的な点検による施設健全度の把握が必要である。

河川法の改正に伴い、河川管理施設の点検は、目視により一年に一回以上の適切な頻度で行うことが義務付けられている。

一方、現時点での河川管理施設の点検に対する交付対象は、大規模な水門・ポンプ設備等の一部のみに限られている。

これらのことから、河川管理施設の点検を着実に実施していくために、財源の確保と交付金制度の充実が不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 定期点検が義務付けられた堤防等をはじめとした河川管理施設の点検に必要な財源を確保するとともに、更なる交付金制度の充実を図ること。
- (2) 堤防が存する区間に設置された水門、樋門等の点検については、機械設備等も点検の対象に含まれ、より多くの経費を要することから、必要となる財源を確保するとともに、更なる交付金制度の充実を図ること。

参 考

(1) 河川管理施設の点検事業費
平成31年度 予算(当初)

(単位：百万円)

区 分	事業費
河川管理施設の点検	277
堤防・護岸等点検	86
地下調節池・分水路点検(土木躯体)	9
地下調節池設備保守点検	44
水門・排水機場設備保守点検	138

(2) 河川管理施設の点検事例

○堤防・護岸の点検



堤防点検

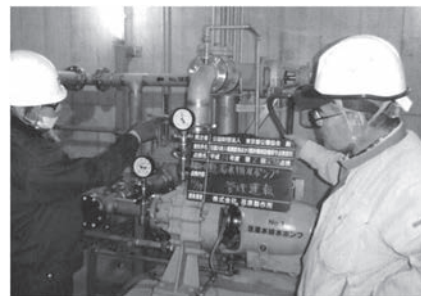


護岸点検

○地下調節池・分水路の点検



土木躯体点検



設備点検

○水門・排水機場の点検



水門点検



排水機場点検

1 0 河川構造物（地下調節池・分水路）の予防保全型管理の推進

（提案要求先 国土交通省）

（都所管局 建設局）

地下調節池や分水路等の再構築が困難な河川管理施設の予防保全を目的とした補修工事等の実施に必要な財源を確保するとともに、更なる交付金制度の充実を図ること。

<現状・課題>

都がこれまで整備を進めてきた鉄筋コンクリートで構築された堤防・護岸をはじめとした河川構造物は、建設後相当年数が経過し、一部の施設に顕著な損傷が見受けられるようになってきた。今後は補修や更新の必要な施設が急速に増加することが想定されている。

そのため、従来の対症療法的な応急補修による管理から、施設の長寿命化及び補修費用の低減・平準化を図る予防保全型管理への転換が求められている。

特に、河川構造物の中でも地下調節池・分水路は、治水上重要な施設であるが、地下に設置されていることから再構築が困難なため、一層の長寿命化を図る必要がある。

このことから都は、平成28年3月に「河川構造物（地下調節池・分水路）の予防保全計画[土木構造物編]」を策定し、地下調節池・分水路を対象として、予防保全型管理を導入している。

一方、河川管理施設の予防保全（長寿命化）に関する交付金の対象施設は、水門やポンプ設備等の一部のみに限られており、また、平成30年度より拡充される地方交付税制度を活用した公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）においても、地下調節池や分水路等の土木構造物は対象外となっている。

今後、不交付団体である都が管理する地下調節池や分水路等の治水上重要な施設において予防保全型管理を着実に実施していくためには、財源の確保と交付金制度の充実が不可欠である。

<具体的要求内容>

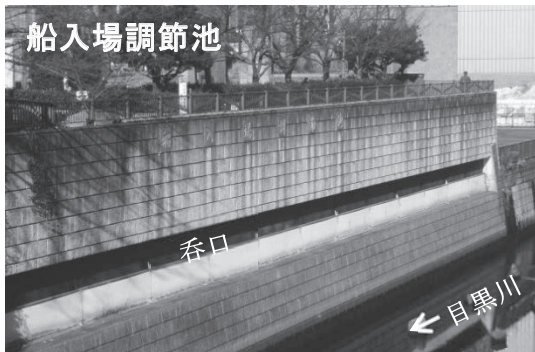
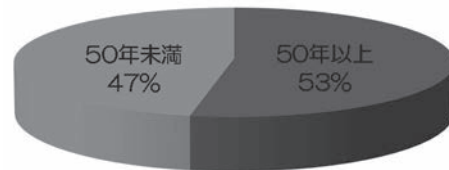
地下調節池や分水路等の再構築が困難な河川管理施設の予防保全を目的とした補修工事等の実施に必要な財源を確保するとともに、更なる交付金制度の充実を図ること。

参 考

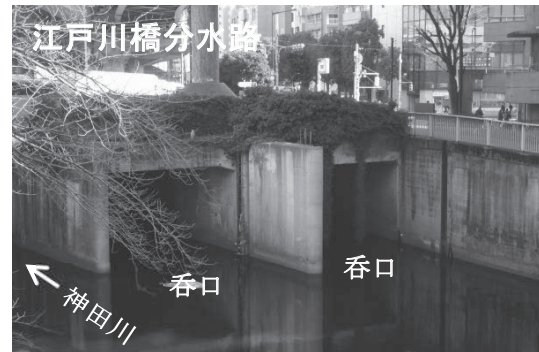
(1) 都管理の施設（地下調節池・分水路）の現状

約30年後、地下調節池・分水路
（全17施設）のうち、約50%が完成から
50年を経過する見込み

【約30年後の状況（令和27年度）】



目黒区 1990年完成



文京区 1977年完成

(2) 各施設の補修工事着手時期

(「河川構造物（地下調節池・分水路）の予防保全計画[土木構造物編]」より)

施設名	平成27～31年度	平成32～36年度
お茶の水分水路	○	
江戸川橋分水路		○
水道橋分水路		○
飛鳥山分水路	○	
高田馬場分水路	○	
三沢川分水路	○	
荏原調節池	○	
上高田調節池	○	
妙正寺川第二調節池	○	
船入場調節池		○
落合調節池		○
神田川・環状七号線地下調節池		○
霞川調節池		○
黒目橋調節池		○
比丘尼橋下流調節池		○
仙川小金井分水路		
入間川分水路		

※計画で対象としている上記17施設に加え、新しい施設が建設された場合は、計画の見直しの際に随時取り込んでいき、健全度調査の上必要があれば対策を実施していく。

4 東京港の地震・津波・高潮対策の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 港湾局)

都民の生命と財産を守り、首都東京の中核機能を確保するため、東京港における地震・津波・高潮対策を早急に講じられるよう、必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

日本の中核機能が集中する首都東京に大規模地震が発生し、海岸保全施設の機能が失われると、約300万人が暮らす沿岸部低地帯に海水が浸入し、甚大な被害を受けるおそれがある。

首都東京が機能不全に陥れば、我が国の社会・経済活動、国民生活への影響は計り知れない。

このため、水門・防潮堤等の海岸保全施設の耐震性強化を図るなど、東京港における地震・津波・高潮対策を強力・早急に押し進めていかなければならない。

<具体的要求内容>

最大級の地震や台風に備え、水害から都民の生命・財産、首都東京の中核機能を守るため、海岸保全施設の耐震性強化を図るなど、東京港における地震・津波・高潮対策を強力・早急に講じられるよう、必要な財源を確保すること。

5 大規模水害対策の推進【最重点】

1 大規模水害対策の推進

(提案要求先 内閣府・国土交通省)
(都所管局 総務局・建設局)

人口や産業が集積した首都圏では、荒川、利根川等の国が管理する大河川で大規模水害が発生した場合、被害が甚大となるので、国が責任を持って、大規模水害対策を確実に推進すること。

<現状・課題>

平成18年6月、中央防災会議に「大規模水害対策に関する専門調査会」が設置され、平成22年4月に報告書がまとめられた。

その報告書の想定によれば、荒川及び利根川などの大河川が氾濫すると、首都圏で最大530km²が浸水し、約230万人に影響が出るとされている。

都内においても、近年の地球温暖化などにより大規模水害の危険性は増している。こうした膨大な避難者や甚大な経済被害が想定される大規模水害については、荒川や利根川などの大河川を管理する国が、責任を持って地方自治体を越えた総合的な対策に取り組むことにより、被害の軽減等を確実に推進することが極めて重要である。

国は報告書を受け、平成24年9月に「首都圏大規模水害対策大綱」を取りまとめ、平成25年11月に「首都圏大規模水害対策協議会」を設置した。平成28年6月には、中央防災会議 防災対策実行会議の下に、「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」を立ち上げ、平成30年3月に報告書を公表し、洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難に関する基本的考え方を示した。この報告書を踏まえ、大規模水害時の広域避難の具体化に向けた検討を行うため、平成30年6月、内閣府・都と共同で、「首都圏における大規模水害広域避難検討会」を設置した。

また、平成29年5月には「荒川下流タイムライン（拡大試行版）」の運用を開始している。

しかし、これらの取組においては、特に広域避難が必要な場合における関係機関の具体的な体制や活動を定めるに至っていない。

平成27年の関東・東北豪雨、平成28年台風10号による豪雨、平成30年7月豪雨など、近年、各地で大規模水害が発生している。水害対策は喫緊の課題であり、こうした対策への取組を速やかに進める必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 都県境を越える百万人単位の広域避難は、地方自治体だけでは十分な対応が困難な課題であるため、大規模水害時の避難計画の策定等、国は強いリーダーシップを持って対策を推進すること。

(2) 大規模水害対策に係る現行制度の改善や新たな仕組み・体制を構築する場合には、地方自治体の意見を十分に取り入れること。

また、地方自治体などが行う新たな対策については、必要な財源などの措置を講じること。

(3) 国と関係機関が一体となって具体的な大規模水害対策の検討を加速するとともに、国と地方の責任と役割分担を明らかにすること。

また、検討に当たっては、地方自治体の意見を十分取り入れること。

(4) 荒川水系河川整備計画に記載された調節池群など、大河川の氾濫を防止する治水対策の着実な推進とともに、既存施設の維持管理を適切に行うこと。

(5) 荒川や利根川などの大河川が氾濫した場合、東部低地帯が広範囲かつ長期間浸水する恐れがあるため、早期の排水に向け体制の充実を図ること。

参 考

平成24年9月公表 内閣府「首都圏大規模水害対策大綱」参考資料

平成20年9月8日中央防災会議発表「荒川の氾濫時の浸水想定」

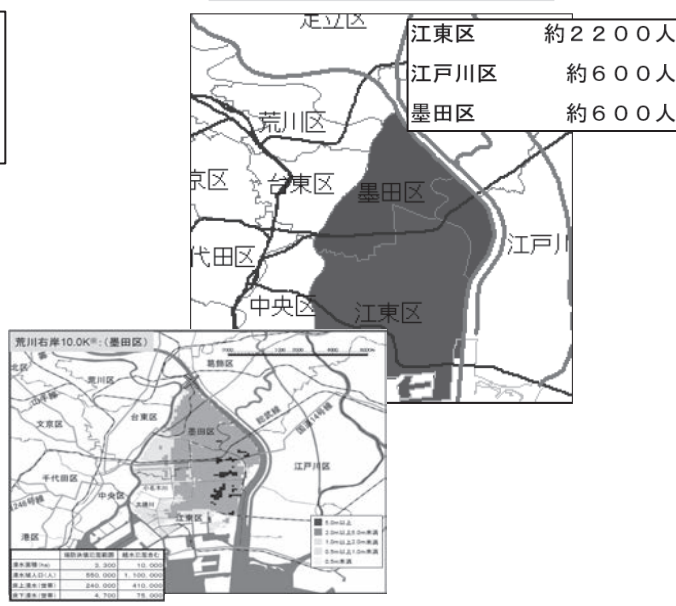
右岸21キロ地点が決壊した場合
・被害状況

死者数:約2,000人



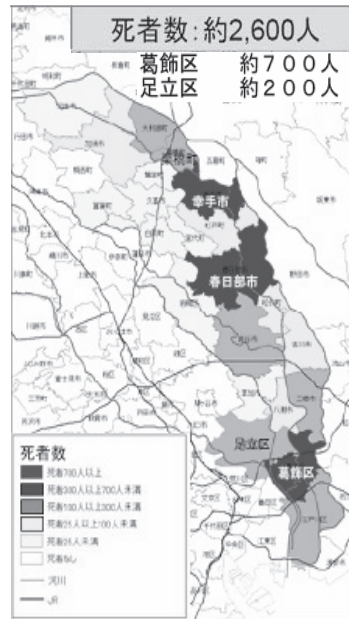
右岸10キロ地点が決壊した場合
・被害状況

死者数:約3,500人



平成20年3月25日中央防災会議発表「利根川の洪水はん濫時の被害想定」

右岸136キロ地点が決壊した場合
 ・被害状況



2 荒川第二・第三調節池の整備推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

首都圏の洪水被害の軽減を図る、荒川第二・第三調節池の整備を積極的に推進すること。

<現状・課題>

荒川は、その氾濫原内に人口・資産が集積している東京都及び埼玉県を貫流する国土管理上最も重要な河川の一つであり、大規模な氾濫が発生した場合には、首都圏に甚大な被害を与えることとなる。

平成28年3月に策定された「荒川水系河川整備計画」においては、戦後最大洪水である昭和22年9月洪水（カスリーン台風）と同規模の洪水が発生しても災害の発生を防止することを整備水準の目標としている。計画では基本高水のピーク流量11,900 m³/s（岩淵地点）に対し、洪水調節施設により5,700 m³/sを調節することとしているが、現在完成した4施設（荒川第一調節池、二瀬ダム、浦山ダム、滝沢ダム）だけでは未だ調節量が不足している状況にある。

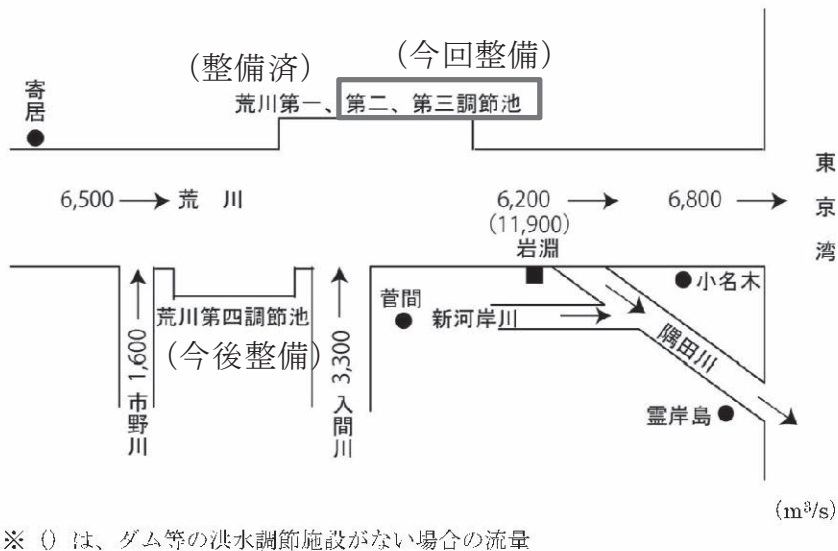
このため、平成30年度より荒川中流部の荒川第二及び第三調節池事業が着手された。荒川下流に位置する首都東京の洪水被害の軽減を図る当該調節池の整備は極めて重要であり、今後積極的に事業を推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 首都東京の洪水被害を軽減する荒川第二、第三調節池の整備を推進し、事業効果の早期発現を図ること。
- (2) 事業の実施にあたっては、徹底したコスト縮減に努めること。

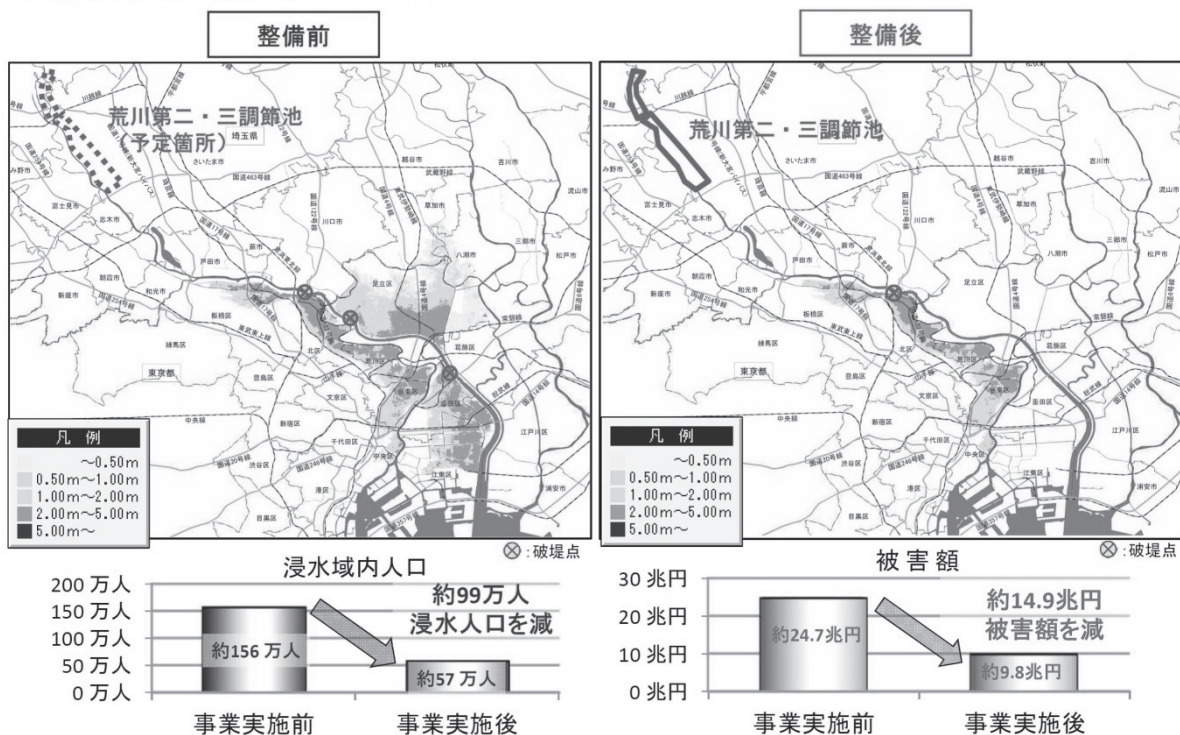
参 考

【荒川整備計画流量図】（荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】平成28年3月）

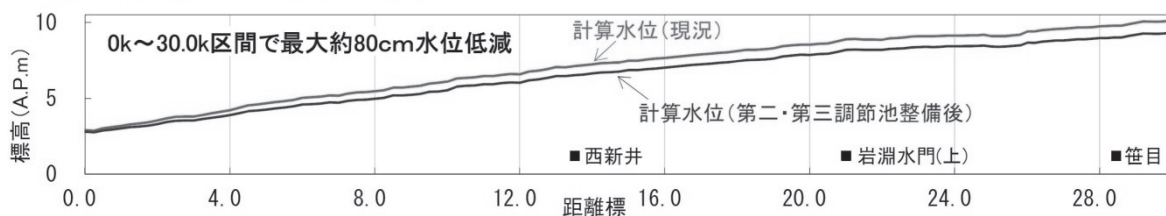


荒川直轄河川改修事業（荒川第二・第三調節池）＜大規模改良工事＞
新規事業採択時評価 説明資料

【整備効果(整備計画規模1/100)】



【調節池下流部の水位低減効果】



3 高規格堤防（スーパー堤防）事業の推進

（提案要求先 国土交通省）
（都所管局 建設局・都市整備局）

首都圏の洪水や地震に対する安全性を高め、まちづくりにも寄与する高規格堤防（スーパー堤防）事業を着実に推進すること。

<現状・課題>

直轄管理河川における高規格堤防事業は、首都圏を洪水から守るとともに、まちづくりを進めていく上で重要な事業であり、その構造的特徴から破堤しにくいだけでなく、地震時の液状化等にも強いため、震災対策としても有効である。

東京は、河川の氾濫原に多くの人口・資産等が集積しており、東部低地帯に300万人が暮らしているなど、水害から都民の命と暮らしを守るためには堤防の安全性向上は特に不可欠である。

平成31年度予算では、篠崎公園地区（江戸川）や新田一丁目地区（荒川）などが整備されるが、首都東京の安全性を上げていくためには、今後も積極的に事業を推進していく必要がある。

また、現行の直轄事業負担金の負担割合は3分の1と、一般的な河川改良事業並の負担割合となっている。一方で、例えば、道路事業では、高速道路の負担金（新直轄方式）について都県の負担は4分の1となっている。

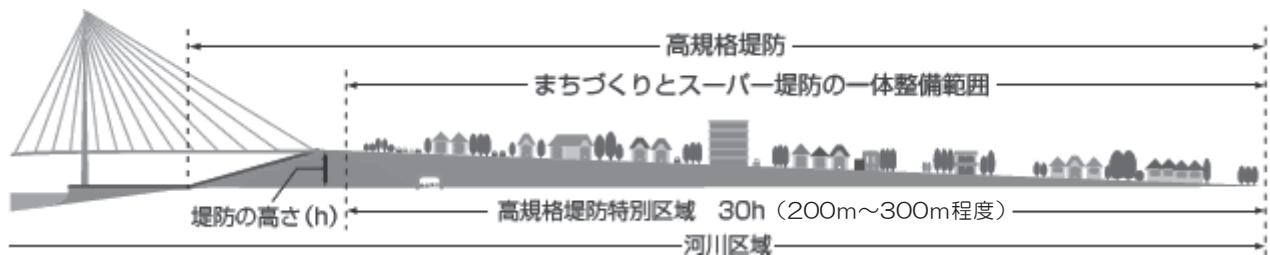
<具体的要求内容>

- （1）地震や豪雨による水害から都民を守るため、土地区画整理事業等と連携し、早期の事業着手と一層の整備促進を図ること。
- （2）高規格堤防事業の実施に当たっては、共同事業者に十分な説明責任を果たすとともに、コスト縮減に努めること。
- （3）高規格堤防事業の直轄事業負担金について、負担軽減を図ること。

参 考



高規格堤防（スーパー堤防）事業対象河川図（首都圏）
 ※出典：平成24年度予算決定概要



高規格堤防（スーパー堤防）断面図（イメージ）

【直轄事業負担金の負担率】

直轄事業		国	都県
河川事業	その他の改良事業 （高規格堤防事業含む）	2 / 3	1 / 3
	大規模改良事業	7 / 10	3 / 10
道路事業	高速自動車国道 （新直轄方式）	3 / 4	1 / 4
	一般国道（直轄国道）	2 / 3	1 / 3

6 ライフライン施設の耐震化などの推進

(提案要求先 内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省)
(都所管局 総務局・建設局)

首都直下地震などへの必要な対策を着実に進めるため、ライフライン施設の耐震化などを推進すること。

<現状・課題>

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震において、火力発電所の損傷による北海道全域の停電は住民に対して多大な影響を与えた。

都でも首都直下地震発生時に同様な被害が無いように備える必要があり、現在、ライフラインの早期復旧に向けた取組として、上下水道の耐震化や道路整備による無電柱化を図るとともに、ライフラインの復旧活動拠点の確保に努めている。

国においても、国道における無電柱化を進めており、特にセンター・コア・エリア内の整備に努めているところである。

また、都は平成24年4月に、首都直下地震など東京に被害を及ぼす地震に関する被害想定を公表し、同年11月には、被害想定で明らかになった東京の防災上の課題や東日本大震災の教訓を踏まえて、地域防災計画を修正した。同計画では、被災から60日以内に全てのライフラインの機能を95パーセント以上回復させることを目標としており、その達成のためにも施設や設備の耐震化などを更に推進していく必要がある。

一方、平成25年11月に制定された首都直下地震対策特別措置法に基づき、平成26年3月に策定された「首都直下地震緊急対策推進基本計画」では、首都直下地震の発生に備えた地震防災対策のうち、都を含む緊急対策区域における政府の講ずべき措置として、「ライフライン等の耐震化」が掲げられており、平成27年3月の改定では、設定された減災目標を達成するための具体的な目標等が設定されるなど、国としての主体的かつ計画的な対策の更なる推進が求められる。

<具体的要求内容>

首都中枢機能の維持及び首都圏における経済活動の継続のため、電力・都市ガス・通信関係の事業者等に働きかけ、発電・送電システム等の耐震性の向上や供給裕度の確保等、ガスなどの埋設管の耐震化や無電柱化を促進すること。緊急交通路（緊急車両の通行を円滑にするため、大規模災害時に一般の車両が通行を禁止・制限される道路）における共同溝の設置についても推進すること。

参 考

	被害想定結果【東京湾北部地震冬 18 時 ・風速 8m/s・支障率（％）・都全体】 （H24.4「首都直下地震等による東京の 被害想定」）	復旧目標【95％以上】 （東京都地域防災計画震災編）
電力	17.6	7 日
ガス	26.8	60 日
通信	7.6	14 日

7 羽田空港の液状化対策の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・総務局)

震災時においても、空港機能が確保できるよう、羽田空港の液状化対策を推進すること。

<現状・課題>

空港は震災時の緊急物資の輸送拠点等として極めて重要な役割を担うため、空港施設の耐震性の強化などを推進していく必要がある。

羽田空港では、平成23年3月に発生した東日本大震災において液状化の被害はなかったが、震災時において、当面、通常時の50%の輸送能力を確保するために必要な施設の耐震対策として、C滑走路などについて液状化対策が進められてきたところであり、早急に完了させる必要がある。

さらに、羽田空港は国内外の航空ネットワークを維持する上で特に重要な空港であり、国民生活・社会経済活動に与える影響が大きいことから、震災時において、輸送能力等、航空ネットワークの機能低下を最小化するため、A滑走路など空港施設の耐震化をより一層進める必要がある。

<具体的要求内容>

震災時の緊急物資の輸送拠点等としての機能を確保し、航空ネットワークの維持や背後圏経済活動の継続性確保等を図り、通常時の50%の輸送能力を確保するため、羽田空港のC滑走路等の液状化対策をできる限り早期に完了させること。

さらに、震災時において、輸送能力等、航空ネットワークの機能低下を最小化するため、A滑走路や国内線の駐機場など空港施設の液状化対策を推進すること。

8 長周期地震動対策の推進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

超高層建築物等が多く建設されている首都東京の安全を確保するため、超高層建築物等の構造方法を認定した国の責務として、更なる長周期地震動対策を早急に取りまとめ、建物所有者等に対し対策を講じるよう、要請すること。

<現状・課題>

東日本大震災では、都内の超高層建築物において、大きな揺れが長い間、観測された。

国土交通省は、平成28年6月に「超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策について」を公表した。

内閣府においては、関東地域などに影響が大きいとされる相模トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動の検討が進められており、国土交通省ではこれら調査研究の結果を踏まえて、建築物に対応した検証用地震動の作成等、必要な対策を行っていく予定としている。

いつ発生するか分からない巨大地震への備えを万全にしていくためにも、建物所有者等による長周期地震動対策を早急に講じる必要がある。

<具体的要求内容>

超高層建築物等が多く建設されている首都東京の安全を確保するため、超高層建築物等の構造方法を認定した国の責務として、関東地域などに影響が大きいとされる相模トラフ沿いの巨大地震による具体的な長周期地震動対策を早急に取りまとめ、建物所有者等に対し対策を講じるよう、要請すること。

9 利水・治水対策の推進等

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局・水道局)

- (1) 「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」、
「利根川水系河川整備基本方針」、「荒川水系河川整備基本方針」、
「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」及び「荒川水系河川整備計画」に基づき、必要とされるダムや導水路を一日も早く事業を完了させるとともに、徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること。
- (2) ハッ場ダムの地元関係住民のための生活再建事業を着実に実施するとともに、水特事業や基金事業に対する財政支援措置を充実すること。

<現状・課題>

都は、渇水や洪水に対する安全性を向上させるため、利水・治水対策の促進に努めている。霞ヶ浦導水事業や思川開発事業は、多大な費用を要する事業であり、事業期間の長期化が大きな課題となっている。また、平成28年度、利根川水系では、記録的な少雪、早期の雪解け及び5月からの少雨によりダムの貯水量が大幅に低下し、過去最長の取水制限が実施されるなど、今後は気候変動の進行により、これまで経験したことのない厳しい渇水の発生も懸念される。以上のことから、これら施設の早期完成が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 首都東京の都民生活や都市活動に支障を来すことのないよう、渇水に対する安全度を向上させる霞ヶ浦導水事業、及び治水に対する安全性を向上させる思川開発事業について、一日も早く事業を完了させるとともに、徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること。
また、利根川・荒川の水を首都東京に安定導水する上で不可欠な利根導水路大規模地震対策事業については、計画工期内に工事を完成させるため、必要な予算の確保を図ること。
- (2) 地元で生活再建を目指している人々がこれ以上将来の不安や生活上の不便を来すことのないよう、生活再建事業を着実に実施するとともに、水源地域対策を充実強化するため、水源地域対策特別措置法による地域整備事業に対する財政支援の拡充、利根川・荒川水源地域対策基金事業に対する国費の投

入を図ること。

参 考

(1) 水源施設の早期完成

【利根川・荒川における渇水状況】注) () は自主節水

年 度	制限期間	日数	最大制限率(%)	
			取水制限	給水制限
H6	7/15～9/19	6 7	3 0	1 5
H7(冬)	H8/1/12～3/27	7 6	1 0	(5)
H8	8/13～9/25	4 4	3 0	1 5
H8(冬)	H9/2/1～3/25	5 3	1 0	—
H13	8/10～27	1 8	1 0	(5)
H24	9/11～10/3	2 3	1 0	—
H25	7/24～9/18	5 7	1 0	—
H28	6/16～9/2	7 9	1 0	(5)
H29	7/5～8/25	5 2	2 0	—

※利根川水系は8ダム体制(H4)、荒川水系は4ダム体制(H22)以降

【都関連水源施設の完成予定】

施設名	完成予定年度	開発予定水量(万m ³ /日)
霞ヶ浦導水	H35	12

【都関連導水施設の完成予定】

施設名	完成予定年度
利根導水路大規模地震対策事業	H33

(2) 水源地域対策の充実強化

【都関連施設の水源地域整備計画の進捗】

施 設	H30年度末進捗率(%)
八ッ場ダム	94

【国の財政支援の現状】

事業	財政支援
水源地域対策特別措置法事業	対象
水源地域対策基金事業	対象外

【水源地域対策特別措置法 地域整備事業に対する国の財政支援対象事業の国費率の^{かさ}高
上げ】

地域整備事業	事業数
国の財政支援対象事業	24事業
国の財政支援嵩上げ対象事業	7事業

(3) コスト縮減の充実

【都関連施設整備の残事業費】

単位：億円

施設	総事業費 ()内は都負担 ^(*)	工期		
		～H29	H30～	
霞ヶ浦導水	1,900 (66)	1,534 (57)	366 (9)	H35 まで
思川開発	1,850 (101)	911 (46)	939 (55)	H36 まで

(*)都負担額は国庫補助を除いたもの

10 下水道事業に対する交付制度の拡充

1 下水道施設の改築・更新に係る財源の確保【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 下水道局)

下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するために、下水道施設の改築・更新に係る財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

東京都区部の下水道は、法定耐用年数50年を超えた管きよの延長が既に1,800kmに達し、今後、高度経済成長期以降に整備した膨大な量の下水道施設が一斉に耐用年数を迎えることから、施設の老朽化対策を計画的に実施していく必要がある。また、多摩の流域下水道についても、今後、老朽化が進行していく。

住民の安全を守り、安心して快適な生活を支えるため、老朽化対策は、浸水対策や震災対策等と同様に、大都市共通の課題となっている。

一方、国の財政制度等審議会において、受益者負担の観点から、下水道使用料の算定にあたり将来の施設更新に必要な費用を適切に原価に含めるべきとの指摘があった。さらに、国の財政支援は受益者負担の原則と整合的なものに見直す必要があり、交付金については、平成30年度予算から未普及の解消及び雨水対策に重点化していくべきとの建議がなされた。これを受けて、国の平成30年度予算は、未普及の解消及び雨水対策に重点化する方針の下、都の下水道事業においては、雨水対策に係る交付金は重点的に配分されたものの、交付金の当初配分総額は前年度と比べて減額となり、平成31年度も重点化の方針に変更はない。

また、国は「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、重要インフラの緊急対策を平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)までに集中的に実施することとしているが、下水道事業の対象は浸水対策等に限定されている。

下水道は、汚水を処理することで公衆衛生を確保するとともに、公共用水域の水質を保全するなど、公共的役割が極めて大きい事業である。水質汚濁防止法(昭和45年12月25日法律第138号)では、国の責務として、地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するために必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならないと明記されている。

また、下水道法(昭和33年4月24日法律第79号)では、施設の設置に加えて改築も国庫補助の対象とされるとともに、地方財政法(昭和23年7月7日法律第109号)では、国は重要な都市計画事業に要する経費を負担すると規定され、都市計画事業である下水道事業への経費負担は、国が義務的に支出する負担金として整理されている。

さらに、首都東京は、政治、経済、文化、情報などあらゆる面で極めて重要かつ高度な機能が集積し、我が国の発展、国際社会における競争力の向上に重要な役割を担っている。その都市インフラとしての下水道サービスの安定的な提供は、

都民のみならず、国全体に受益が及ぶことから、国が果たす役割は大きい。

以上のことから、国は下水道が持つ公共的役割に対する責務を有しており、これは改築・更新時についても変わるものではないと認識している。

< 具体的要求内容 >

都民の安全を守り、安心して快適な生活を支えるため、さらには都が今後も首都機能を発揮し、我が国の発展をけん引していくには、都市インフラとしての下水道サービスの継続的かつ安定的な提供が不可欠であり、国は下水道の公共的役割に対する責務を有している。

今後も、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するために、下水道施設の改築・更新に係る財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

参 考

○財政制度等審議会

1 「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議（平成29年5月25日）
より抜粋

Ⅱ. 主要分野において取り組むべき事項 3. 社会資本整備

(2) 生産性向上に向けた中長期的な課題と今後の方向性

今後は維持管理・更新が主要課題になることを踏まえると、受益と負担の関係を明確化するための環境が整う中、受益者負担の原則を徹底し、集中豪雨による浸水被害の防止等の雨水対策・水質保全等の役割を勘案しつつ、原則として使用料で必要な経費を賄うことを目指すべきである。

2 平成30年度予算の編成等に関する建議（平成29年11月29日）
より抜粋

Ⅱ. 平成30年度予算編成における具体的な取組 4. 社会資本整備

(2) 平成30年度予算における重点課題

社会資本整備総合交付金等については、平成30年度予算から、下水道の公共的役割・性格を勘案し、地域の特性等に配慮しつつ、未普及の解消及び雨水対策に重点化していくべきである。

○関係法令

1 水質汚濁防止法

(国及び地方公共団体の責務)

第十四条の五の三

国は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁に関する知識の普及を図るとともに、地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するために必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない。

2 下水道法

(公共下水道、流域下水道及び都市下水路に関する費用の補助)

第三十四条

国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

※下水道事業への補助については、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理

2 管きよの老朽化対策への支援【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 下水道局)

管きよの老朽化対策を支援する恒久的な制度として、改築・更新に係る新たな交付金制度を創設すること。

<現状・課題>

東京都区部の下水道は、平成6年度末に普及概成し、以降、下水道の主要事業は普及促進から老朽化対策を主体とした改築・更新に転換してきた。現在、都は、下水道を整備してから50年以上が経過した都心部を、再構築を重点的に行う第一期再構築エリアとして事業を進めている。

再構築を着実に実施してきた結果、道路陥没は減少しているが、第一期再構築エリアの事業進捗率は平成29年度末で49パーセントにとどまっている。整備後50年を経過した管きよは既に1,800kmに達し、今後20年間で約8,900kmに増加していく中、現在、国の採択で交付対象として認められている主要な管きよの範囲は、下水道法施行令第24の2第2項で、主に大都市では口径3,500mm以上となっており、老朽化対策への財政支援が不足している。

また、口径にかかわらず整備から50年を経過した管きよを交付対象としている「下水道老朽管の緊急改築推進事業」は、平成29年度末で終了した。

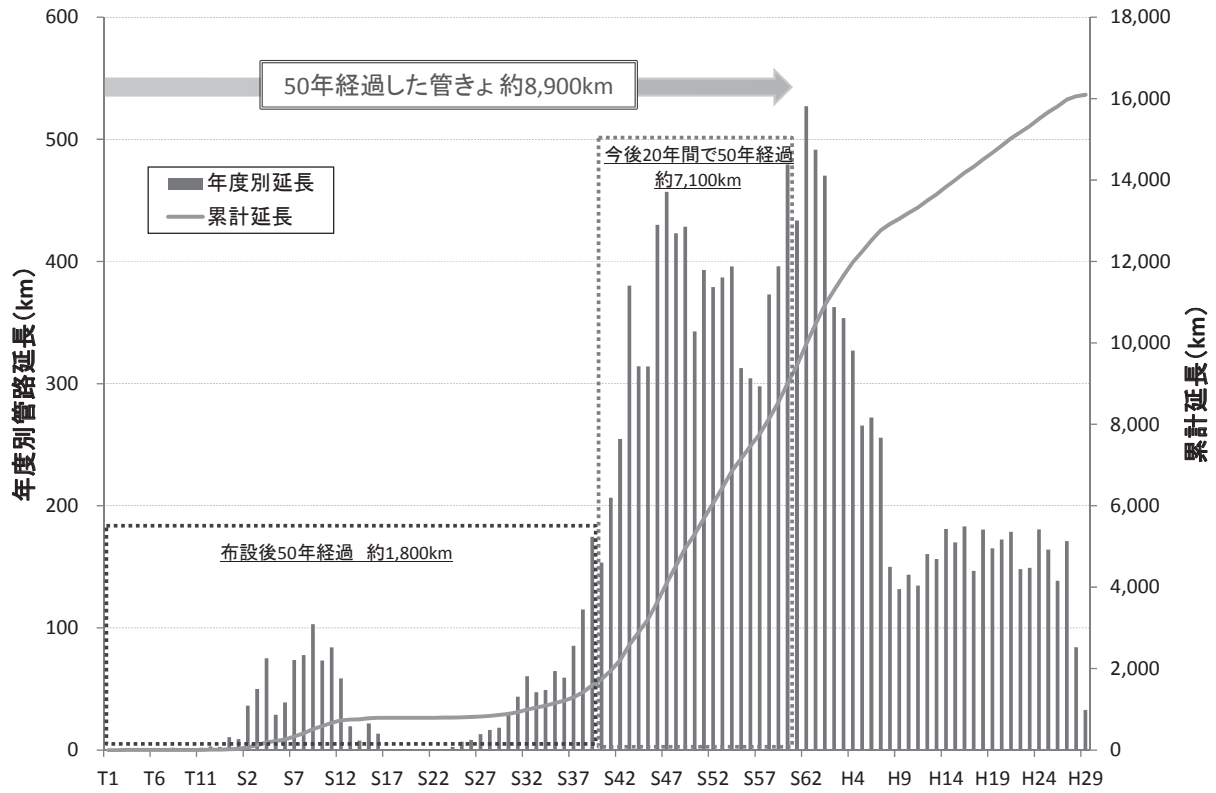
首都機能を確保していくとともに、都民が安心して利用できる下水道サービスを提供するため、さらには、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を安全に開催するためにも、老朽化対策を進めていく必要があり、国の財政支援等が不可欠である。

<具体的要求内容>

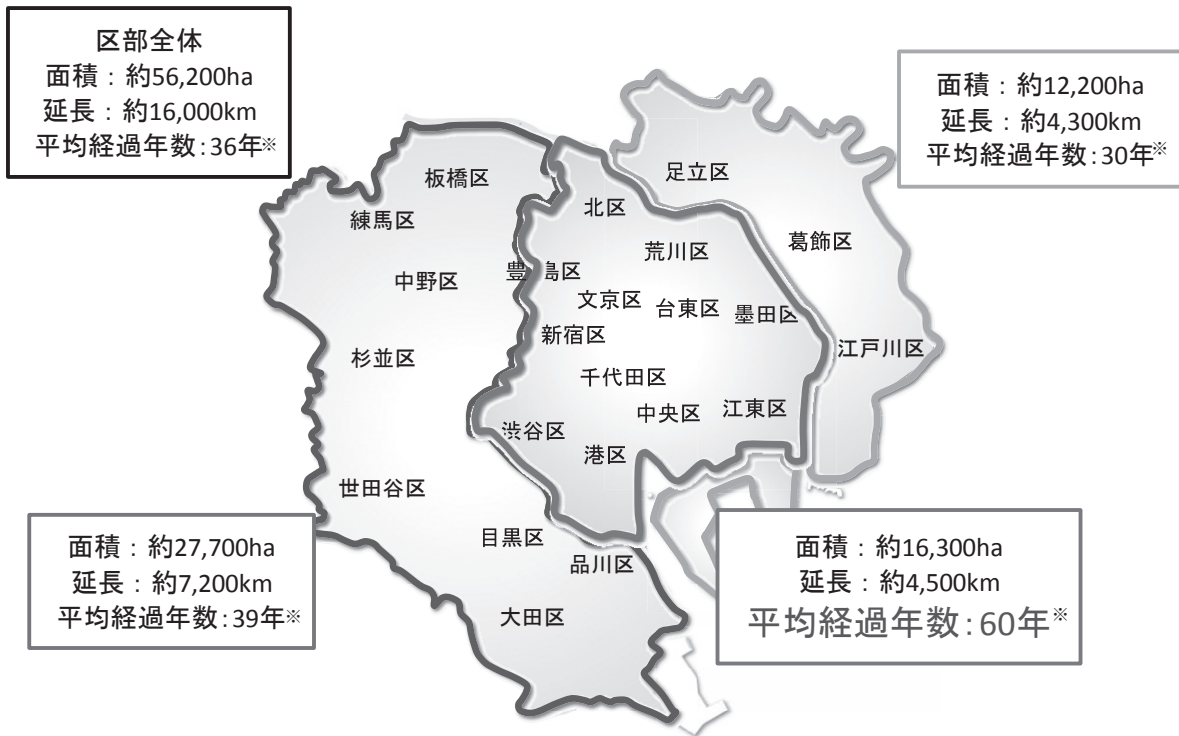
今後、老朽化した下水道管きよが急速に増大する状況においても、首都機能を確保し都民の安全・安心で快適な生活が確保されるよう、恒久的な制度として、改築・更新に係る新たな交付金制度の創設を行い、下水道管きよの老朽化対策を支援すること。

参 考

【東京都区部における更新時期を迎えた下水道管きょ（年代別建設状況）】



【再構築エリアと平均経過年数】



※平成 29 年度末における下水道管の平均経過年数

3 合流式下水道の改善

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 下水道局)

公共用水域の水質改善に寄与する合流式下水道の改善について、「合流式下水道緊急改善事業」を、水処理施設と同様の高い国費率に設定し、支援すること。

<現状・課題>

東京都区部は、その歴史的、地形的特徴により、約80パーセントが合流式下水道で整備されている。

しかし、合流式下水道では、大雨の際にまちを浸水から守るため、汚水まじりの雨水を河川などへ放流せざるを得ず、公共用水域の水質汚濁の一因となっている。

このため合流式下水道の改善は、良好な水環境の創出を進める都において重要な課題となっている。

さらに、下水道法施行令の改正に伴い、令和5年度(2023年度)までに、雨天時放流水質をBOD40mg/L以下にすることが求められている。加えて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市としてふさわしい水環境の更なる改善が求められている。

このことから、降雨初期の特に汚れた下水を貯留する雨水滞水池(貯留池)や汚濁物を効率的に除去する高速ろ過施設の整備を推進している。

しかし、雨水滞水池は、終末処理場に設置し沈殿処理、簡易処理を行う場合のみ高い国費率としているが、都心部の終末処理場は敷地が狭いため、終末処理場外に設置する必要があるが、この場合は、同様の機能を保有しているにもかかわらず水処理施設より低い国費率となっている。

<具体的要求内容>

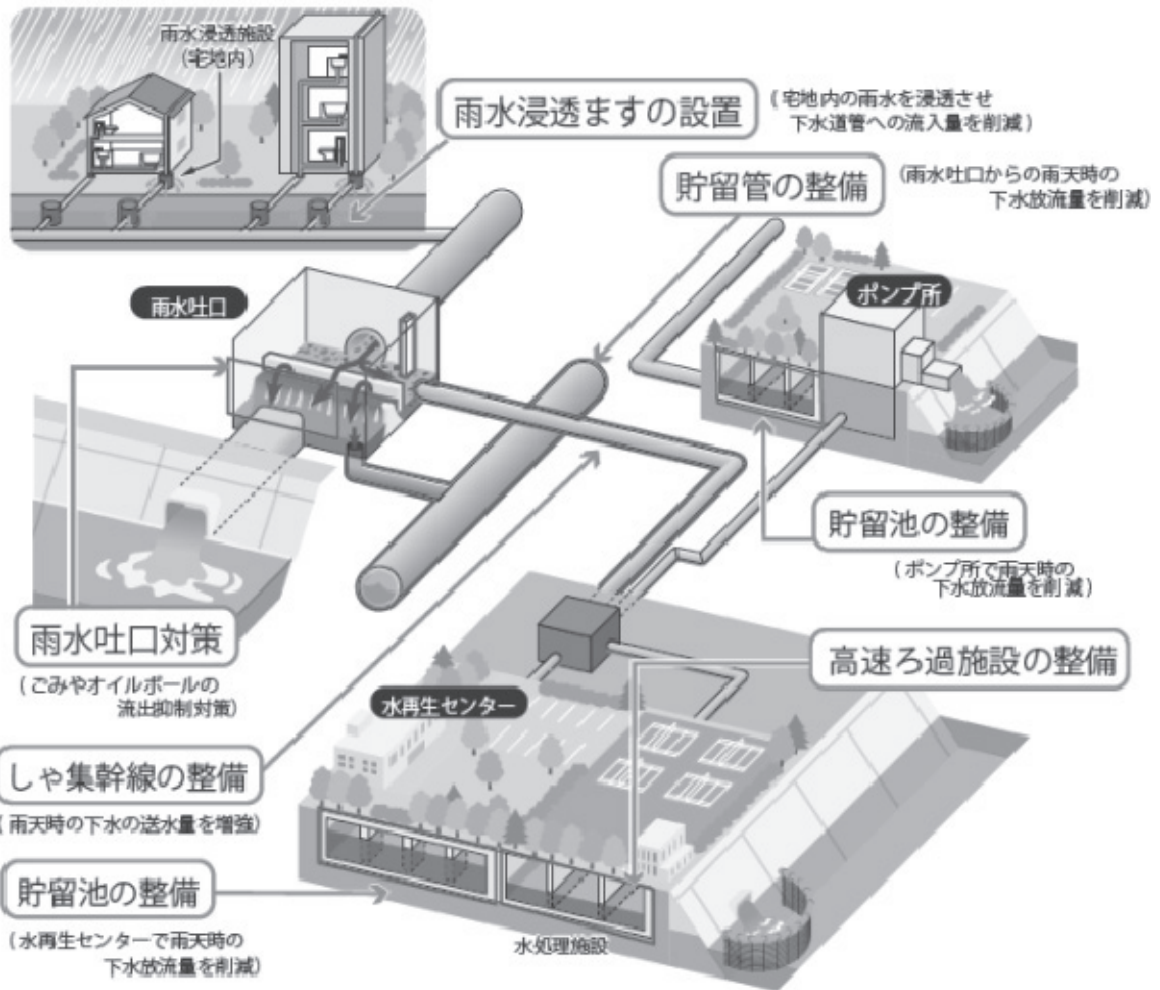
公共用水域の水質改善に寄与する合流式下水道の改善について、「合流式下水道緊急改善事業」を、水処理施設と同様の高い国費率に設定し、支援すること。

参 考

【雨天時の雨水吐口】



【合流式下水道の改善のイメージ】



4 下水道施設における震災対策の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 下水道局)

下水道施設における震災対策事業の推進に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

首都直下地震などの発生が危惧される中、首都機能を維持していくためには、震災後における公衆衛生や生活環境等への甚大な影響を回避するため、下水道が必ず確保すべき機能の保持が急務となっている。

現在、都では、震災後にも必ず確保すべき揚水・簡易処理・消毒機能を維持するため、水再生センター及びポンプ所の耐震対策に取り組んでいる。

また、避難所などのトイレ排水を受け入れる機能や緊急輸送道路などの交通機能を確保するため、下水道管の耐震化を推進している。

なお、平成29年度末で、水再生センター及びポンプ所のうち耐震対策を実施した施設の割合は38パーセント、ターミナル駅や災害復旧拠点などの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部を耐震化した割合は80パーセントとなっている。

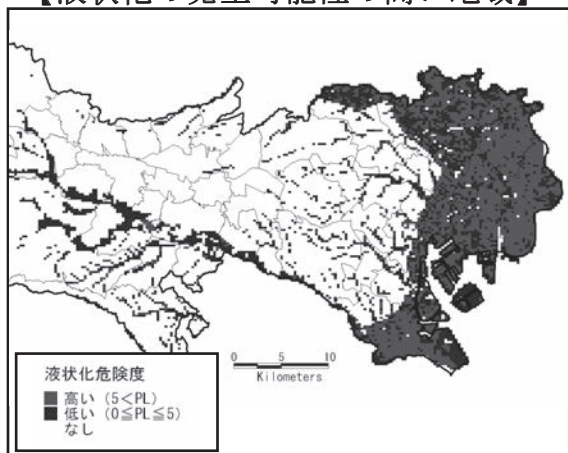
首都機能を確保していくとともに、都民の安全・安心を支える下水道サービスを提供するため、さらには、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の安全な開催を支えるためにも、下水道施設の震災対策を着実に推進する必要がある。

<具体的要求内容>

下水道施設における震災対策事業の推進に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

参 考

【液状化の発生可能性の高い地域】



(出典:平成 24 年度首都直下地震による東京の被害想定報告書)

【液状化の発生状況（東日本大震災）】



新浦安

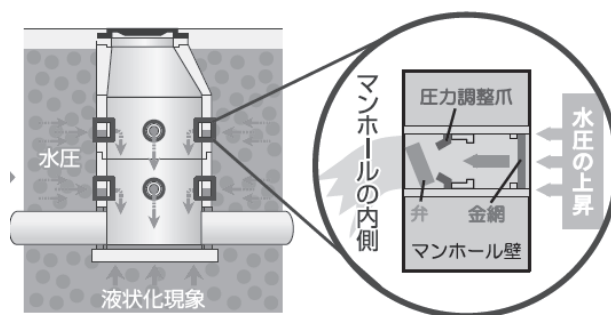
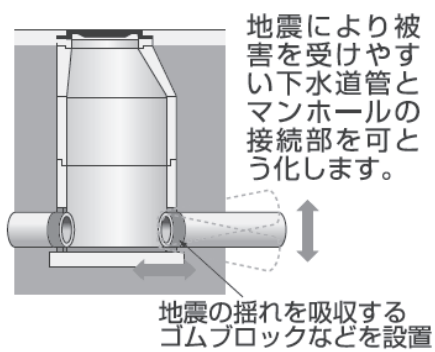


新木場

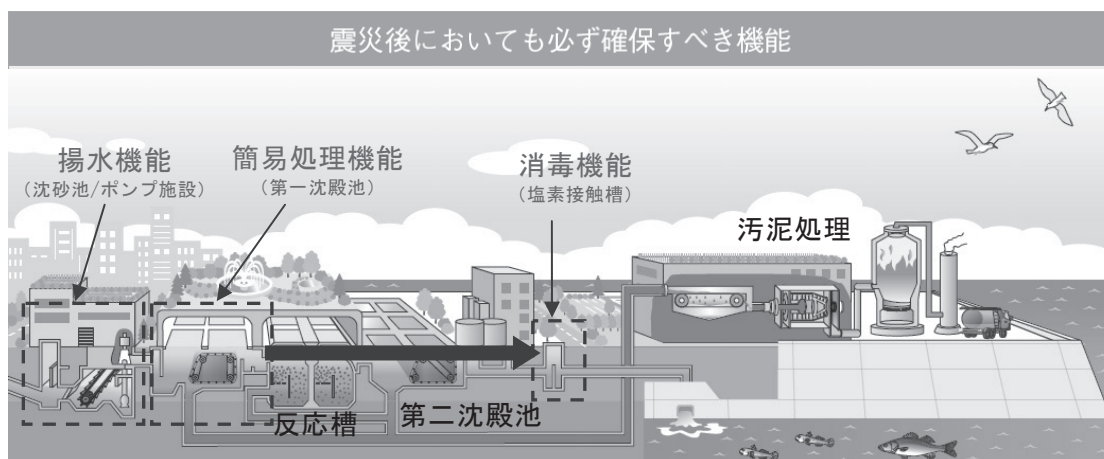
【下水道管の震災対策】

○下水道管とマンホールの接続部の耐震化

○マンホールの浮上抑制対策



【下水道施設の震災対策】



5 確実な財源の確保

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 下水道局)

消費税率の引上げに伴い増加する事業費や労務単価等の見直しに伴う所要経費に対する財源を確保すること。

<現状・課題>

東京都の下水道は、高度経済成長期以降に整備した膨大な下水道施設が今後一斉に更新時期を迎えようとしている。

また、近年多発している局地的集中豪雨や今後発生することが危惧される首都直下地震などに対応するため、災害に強い下水道の構築が急務となっている。このように、下水道施設の再構築、浸水対策及び震災対策などを推進していくためには、多額の事業費が必要となる。

一方で、平成26年4月から消費税率が8パーセントとなり、令和元年10月に更に10パーセントにまで引き上げられる予定である。

また、労務単価等の大幅な見直しにより、平成25年度以降、事業実施に当たっての所要経費が大幅に増加している。

そのため、交付金対象事業においても、適切な交付金の配分が受けられない場合、事業の着実な執行に支障を来すこととなる。

<具体的要求内容>

消費税率の引上げに伴い増加する事業費や労務単価等の大幅な見直しに伴う所要経費について、国において適切な財源を確実に確保すること。

6 下水道事業における再生可能エネルギーの活用及び省エネルギー 対策

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 下水道局)

下水道事業における再生可能エネルギーの活用及び省エネルギー
対策への取組に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

平成27年5月の下水道法改正において、下水汚泥の燃料・肥料としての再生利用が努力義務化された。国土交通省生産性革命本部においても、国土交通省生産性革命プロジェクトの取組の一つとして、下水汚泥の徹底的な活用によりエネルギーを創出すること等が掲げられている。

東京都下水道局は、都内における電力使用量の1パーセント強を占める都内最大級のエネルギー消費者である。今後も浸水対策や合流式下水道の改善など下水道サービスの向上を図るためには、エネルギー使用量の拡大や温室効果ガスの増加が見込まれる。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災では、計画停電、夏季の電気使用制限、電気や燃料の料金の急激な値上げなどに直面し、エネルギーの安定確保が困難となり、下水道事業及び経営は大きな影響を受けた。

下水道事業の遂行には、これからもエネルギー対策の着実な推進と温室効果ガスの発生抑制が不可欠であるため、平成26年6月に下水道事業におけるエネルギー基本計画「スマートプラン2014」、平成29年3月には、下水道事業から排出される温室効果ガスの一段高い削減目標を設定した「アースプラン2017」を策定した。

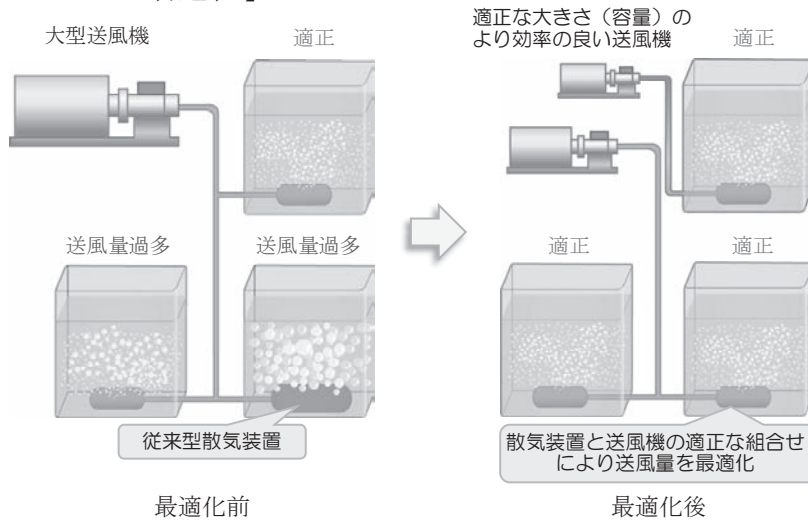
下水汚泥のエネルギー化を推進するとともに、これらの計画に位置付けた再生可能エネルギー活用の拡大や省エネルギーの更なる推進を効果的に進め、さらには、非常時でも下水道機能を維持するために必要なエネルギー危機管理対応の強化などを図っていく必要がある。

<具体的要求内容>

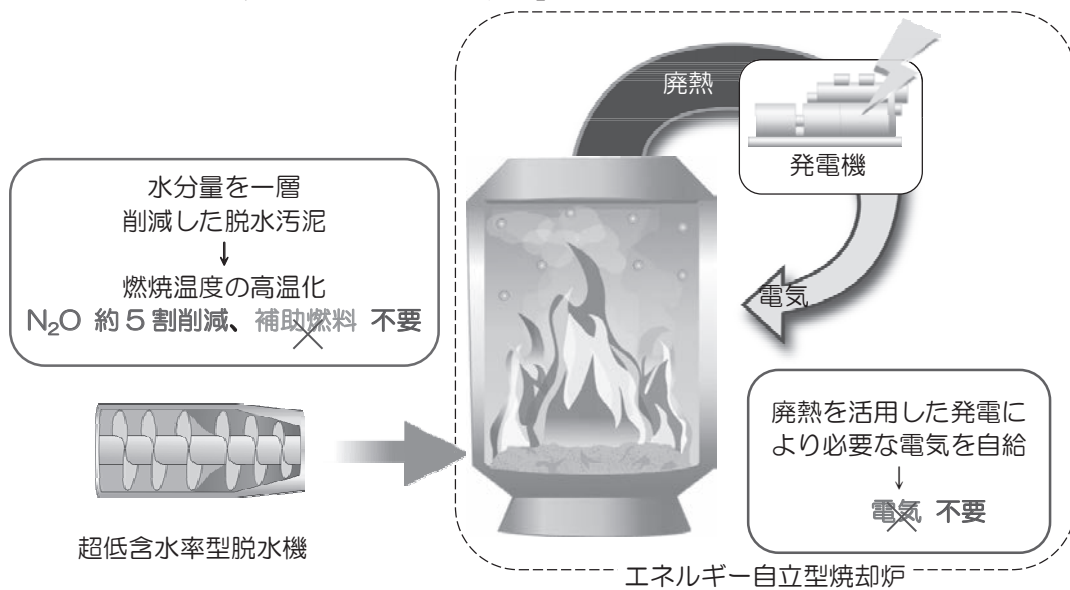
引き続き、下水道事業における再生可能エネルギーの活用及び省エネルギー対策への取組に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

参 考

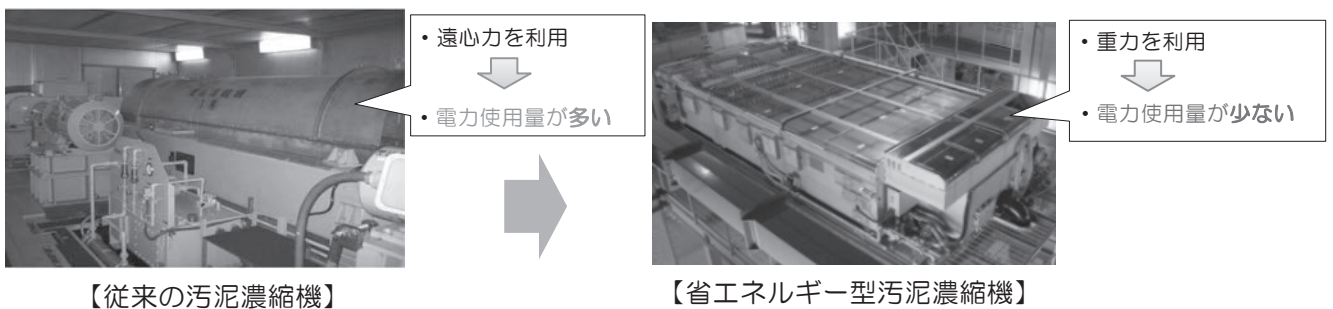
【ばっ気システムの最適化】



【エネルギー自立型焼却システムの導入】



【省エネルギー型汚泥濃縮機の導入】



1 1 水の有効利用の促進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

水の有効利用を進めるため、必要な支援の拡大を行うこと。

<現状・課題>

限りある水資源の有効活用を図るため、雑用水^{*}や雨水の利用を推進していく必要がある。国においては、水の有効利用の推進などに関する関係法令が整備されたが、開発事業者に対しての支援措置はいまだ不十分である。

※雑用水とは、人の飲用その他これに類する用途以外の雑用系用途に供される水をいう。

<具体的要求内容>

循環型社会の構築を目指し、雨水や下水再生水等による雑用水利用など水の有効利用を促進していくため、以下のことを要求する。

- (1) 污水处理施設の税優遇措置である特別償却制度など、雑用水利用に必要な支援をすること。
- (2) 雨水利用のための施設整備について、助成を行う地方公共団体に対する財政支援制度を充実すること。

参 考

○ 国の施策の現状

- ・雑用水利用は、関係法令は整備されたが、関係省庁（国土交通省、厚生労働省、環境省など）が多岐にわたり、支援の内容がまだまだ不十分
- ・現在の雑用水利用の促進に係る主な施策

建築基準法上の優遇措置	建物床面積の容積率算定除外 (限度として基準容積率の1.25倍)
-------------	-------------------------------------

(参考) 過去の雑用水利用の促進に係る主な施策

〈平成19年度末で廃止〉 税制上の優遇措置	汚水処理用水設備に係る特別償却率 14/100
〈平成20年9月末で廃止〉 融資制度 (日本政策投資銀行)	対象事業 水資源の有効利用、雨水の流出抑制又は汚濁負荷の低減が図られているなどの要件を満たす建築物の整備事業(例:個別・地区循環方式の導入) 融資比率40%

(参考) 都の現状

○ 都における雑用水利用に関する指導(水の有効利用促進要綱)

利用方式	原水	対象規模
個別循環方式	循環利用水	延床面積3万㎡以上又は 雑用水量100m ³ /日以上 (住居、倉庫及び駐輪駐車の数値は除く)
地区循環方式	循環利用水	
広域循環方式	下水再生水	延床面積1万㎡以上
雨水利用方式	雨水	

○ 都における雑用水利用施設の現状(平成29年度末)

雑用水利用方式	件数	計画水量
個別・地区・広域循環方式	813	133,022m ³ /日
雨水利用方式	1,666	—

1 2 不法係留船対策の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

不法係留船を根絶するため、船舶について、保管場所を義務付ける制度を創設すること。

<現状・課題>

首都東京の河川には、現在約210隻の不法係留船がある。これまで、不法係留船について都は、暫定係留施設の整備と代執行等の強制措置により、プレジャーボートを中心に縮減に一定の成果を上げてきたが、暫定係留施設及び代執行には多大な費用がかかる。

また、小型船舶操縦士免許取得者は増加傾向にあり、問題の抜本的な解決を図るためには、船舶について保管場所を義務付ける法制度の創設が必要である。

平成19年6月「プレジャーボートの三水域連携による放置艇対策検討委員会」の提言では、「特に放置艇対策が進捗している地域では係留・保管能力が十分であると想定されるため、保管場所確保の法制化を早期に図るべき」としている。

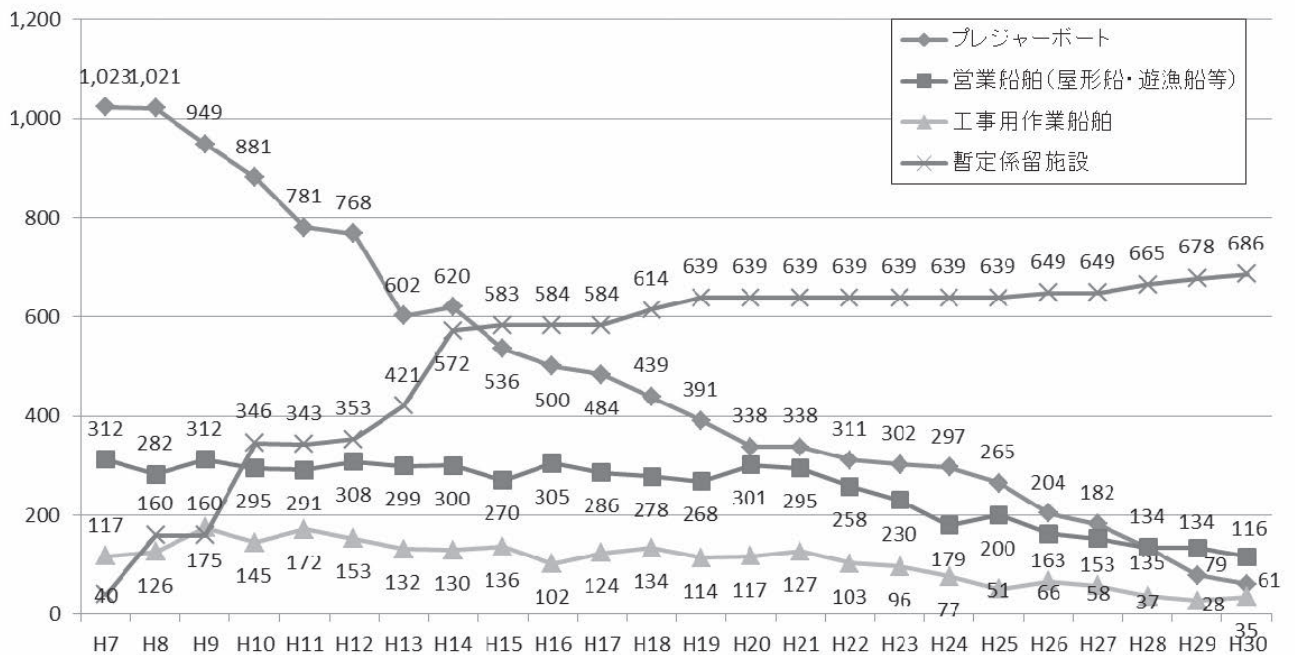
このため、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会時における水辺景観向上を図るためにも、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に相当するような制度を創設する必要がある。本要望は平成5年以降、九都県市首脳会議においても要望しているものである。

<具体的要求内容>

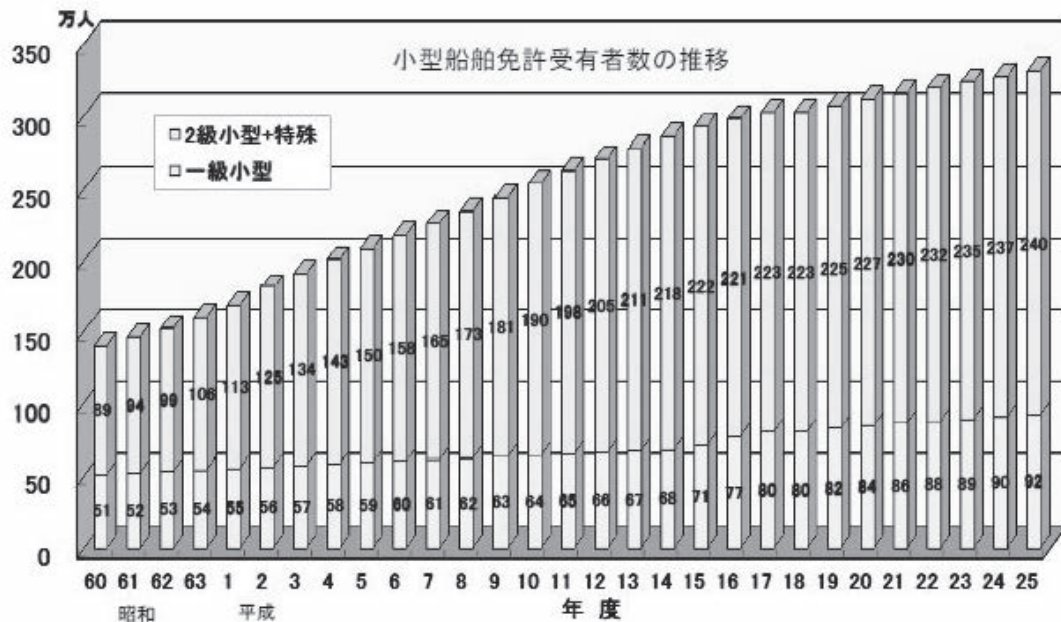
不法係留船を根絶するため、船舶について、保管場所を義務付ける「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に相当する法制度を創設すること。

参 考

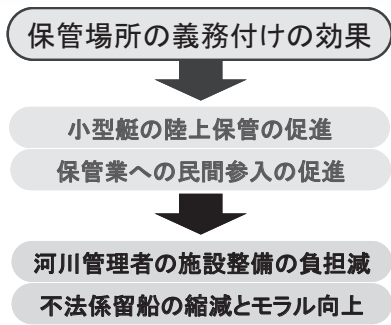
【都内河川の不法係留船の推移】



【小型船舶操縦士免許取得者の推移 全国】



新規免許取得者が
放置をする前に
法制度の整備を！



1 3 国際競争力強化に資するまちづくりの推進

【最重点】

(提案要求先 内閣府・国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

国際的な都市間競争に勝ち抜くため、都市再生緊急整備地域等における都市拠点インフラの整備や、優良な民間開発の誘導に必要な財源を確保するとともに、制度の拡充等を図ること。

<現状・課題>

平成23年4月、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）の改正により、「特定都市再生緊急整備地域」の制度が創設され、都市拠点インフラの整備に係る予算支援が創設されるとともに、民間都市再生事業に対する金融支援が充実された。

また、平成25年12月には、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）が施行され、産業の国際競争力強化や国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、都市計画法（昭和43年法律第100号）や民間都市再生事業計画の認定の特例措置が創設されるなど、更なる制度拡充が図られた。

さらに平成28年6月には、「日本再興戦略2016」において、都市再生特別措置法の特例等を活用する都市再生プロジェクトの合計数を今後2年間で100事業とする構想を掲げ、その早期実現を目指すことが示された。平成31年3月末現在、東京都では、国家戦略特別区域会議に34のプロジェクトを提案しており、国・都・民間事業者等が連携し、都市再生の推進に取り組んでいるところである。

<具体的要求内容>

- (1) 特定都市再生緊急整備地域の整備計画等の実施に必要な財源を確保すること。
- (2) 民間が行う都市再生事業が着実に推進されるよう、都市再生事業として認定された事業において、市街地再開発事業の保留床取得について、権利床取得者と同等の税制上の優遇措置を行うなど、支援拡充を行うこと。

1 4 市街地の開発に係る諸事業の推進【最重点】

1 土地区画整理事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 都市再生や都市機能の更新に資する土地区画整理事業の推進に必要な財源を確保すること。
- (2) 土地区画整理事業における無電柱化の推進に必要な財源を確保するとともに、技術的基準を示すこと。
- (3) 沿道整備街路事業に対する助成制度の拡充を検討すること。

<現状・課題>

- (1) 土地区画整理事業は、未整備な市街地又は市街地予定地において、道路や公園などの公共施設と宅地を一体的・総合的に整備し、交通の円滑化、防災性の向上、地域の活性化などを図り、安全で快適な市街地を創出する重要な事業である。

現在、都内では区部及び多摩地域の46地区で公共施行、民間施行の土地区画整理事業が行われているが、これらの地区では保留地処分金以外に各種補助金の導入なくしては事業が成立しない。

また、最盛期を迎えるターミナル駅の再編整備等の大規模な都市基盤整備など、東京の都市再生に資する取組を着実に進めるためにも、引き続き安定的・継続的に財源を確保することが必要不可欠である。

- (2) 土地区画整理事業は、面的な無電柱化が可能な事業であるが、都市計画道路等の幹線道路以外の道路については、無電柱化に係る整備費負担などの財政的課題、地上機器の設置場所などの技術的課題の両面から、無電柱化が進まない状況である。土地区画整理事業における無電柱化を進めるためには、新たな財源確保や技術的基準が必要である。
- (3) 都市計画道路の整備は、地域の幹線道路網の形成、交通の円滑化、防災性の向上などを図る重要な事業である。

その促進のため、多様化する権利者の意向に応えられる「沿道整備街路事業」などのまちづくり手法を活用した道路整備を導入していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 事業を着実に推進するため、必要な財源を安定的・継続的に確保する必要がある。万が一財源が削減された場合、東京の都市再生に資する大規模な都市基盤整備や面的な無電柱化等の着実な推進、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。

特に、既成市街地の公共施設整備を行う都施行の六町地区、日野市施行の

西平山地区、羽村市施行の羽村駅西口地区、都市再生機構施行の品川駅北周辺地区、羽田空港跡地地区、中野三丁目、共同施行の南町田駅周辺地区や大規模な都市基盤整備を伴う渋谷駅街区地区のほか、今後、都市再生機構施行を予定している品川駅街区や江戸川区施行を予定している南小岩などに対する財源を事業期間に応じた確保すること。

- (2) 土地区画整理事業による面的な無電柱化を推進するため、以下のとおり、必要な財源の確保と制度の拡充や新たな技術基準の制定を行うこと。
- ① 都市計画道路以外の区画道路の無電柱化の推進を図るため、都は補助制度の拡充を行った。国においても、区画道路の無電柱化を実施する事業を対象に、無電柱化の費用に対する補助制度の拡充を図ること。
 - ② 無電柱化を行う場合において、設計の概要に関する基準を新たに定めること。
- (3) 沿道整備街路事業を推進するため、事業の用に供する土地の先行取得、都市計画道路区域外の建物移転や工事に対する助成制度の拡充を検討すること。

参 考

1 土地区画整理事業の推進（都市整備局所管分）

【事業中地区数】

（ ）は平成31年度交付金対象地区数

施行者	区部	多摩	計
都	8 (1)	0 (0)	8 (1)
区市町	3 (0)	18 (17)	21 (17)
都市再生機構	4 (2)	0 (0)	4 (2)
組合	0 (0)	8 (0)	8 (0)
個人	3 (1)	2 (1)	5 (2)
計	18 (5)	29 (17)	46 (22)

(平成31年3月31日現在)

※その他事業前調査要望：1地区

2 市街地再開発事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 都市再生や都市機能の更新に資する市街地再開発事業の推進に必要な財源を確保すること。
- (2) 大街区化の推進に必要な財源を確保すること。
- (3) 事業促進を可能にする柔軟な権利変換手法を導入すること。
- (4) 組合設立等に係る人数同意要件を合理的にすること。
- (5) 市街地再開発事業により整備された住宅や事務所等の複合建築物のうち、従前の住宅部分に対応して取得された住宅部分に係る固定資産税及び都市計画税について、床面積割合にかかわらず、通常の住宅と同様の税負担とする措置を講じること。

<現状・課題>

- (1) 市街地再開発事業は、都市の骨格である道路・公園等の公共施設の整備、敷地の統合や共同建築物の建築等により、土地の高度有効利用と都市機能の更新や魅力ある都市拠点の形成・国際競争力の強化、密集市街地の解消など東京の都市再生を図る上で重要な事業である。
現在、都内では40地区が事業中であり、公共施行だけでなく、民間による組合施行も行われている。これらの地区は、近年高騰し、高止まりしている建設工事費の影響を大きく受けており、確実な国費の導入が不可欠である。今後、虎ノ門駅前地区、春日・後樂園地区などで事業が最盛期を迎え、また、浜松町二丁目地区、中野二丁目地区など複数の市街地再開発事業が工事に着手する予定であり、引き続き安定的・継続的に財源を確保することが、事業を着実に進めていくために不可欠である。
- (2) 都心部等では、街区規模が小さい、区画道路の幅員が狭いなどにより、ポテンシャルを生かし切れていない地区がある。市街地環境の改善や土地の有効・高度利用を図るためには、市街地再開発事業を活用した大街区化を進めることが必要である。
- (3) 平成28年の法律改正により、施設建築敷地予定地内に既に地下鉄等の区分地上権が設定されている場合、権利者全員の合意を得ることなく当該地上権の保全が可能となったが、市街地再開発事業の実施に合わせて、新たに地下鉄等を整備する場合、権利者全員の合意が得られない限り、当該区分地上権の設定ができず、事業の円滑な推進が困難である。
- (4) 現行法では組合設立等に際し、区域内の宅地所有者等の3分の2以上の同意を要するが、宅地分割を行ってこの人数要件を成立又は不成立にさせようとする者がいた場合、分割された後の宅地所有者等の人数によって算定しな

ければならない。

- (5) 戸建住宅や集合住宅を、市街地再開発事業により住宅や事務所等の複合建築物として整備し、当該建築物の総床面積に占める住宅の床面積割合が一定の割合に満たない場合、土地及び家屋の固定資産税及び都市計画税について、住宅部分であっても非住宅用途としての取扱いを受けることとなり、従前と同様に住宅用途として評価・課税される場合と比べて税の負担が増大する。

<具体的要求内容>

- (1) 市街地再開発事業の財源が削減された場合、東京の都市再生や都市防災機能強化に向けた不燃化・面的な無電柱化などの取組や、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。このため、事業の着実な推進に必要な財源を安定的・継続的に確保すること。
また、不動産市況の悪化、建設工事費の高騰等を踏まえ、状況に即応した財政支援を行うこと。
- (2) 都心をはじめとする既成市街地において、街区再編や機能更新を計画的に行い、都市再生を進めていくための、大街区化の推進に必要な財源を継続的かつ安定的に確保すること。
- (3) 権利者全員の合意が得られない場合でも、事業促進が可能となるように、施設建築敷地内に新たに整備する地下鉄等の区分地上権を設定できる柔軟な権利変換手法を導入すること。
- (4) 宅地の小割り・分割を行っても、同意対象人数が増えないような算定の方法とするなど、人数同意要件の算定方法の見直しを行うこと。
- (5) 市街地再開発事業により整備された住宅や事務所等の複合建築物のうち、従前の住宅部分に対応して取得された住宅部分に係る固定資産税及び都市計画税について、総床面積に占める住宅の床面積割合にかかわらず、通常の住宅と同様の税負担とする措置を講じること。

3 住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

安全で快適な住宅市街地の形成を図るため、住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）の推進に必要な財源を確保するとともに、地区公共施設等整備に係る国費率を引き上げること。

<現状・課題>

現在、都内では15地区が事業中であり、住宅や公共施設の整備等を総合的に行うことにより、快適な居住環境の創出や密集市街地の改善が図られている。

住宅市街地総合整備事業を着実に進めていくためには、今後も引き続き財源を安定的・継続的に確保することが必要不可欠である。

また、良好な住宅市街地整備には、都市計画道路などの関連公共施設のみならず、関連公共施設の採択基準に満たない規模の小さな区画道路などの地区公共施

設整備も行われる。こうした施設は、居住者が利用し、生活に密着した施設が多いが、国費率が関連公共施設と比較して低く、事業を推進するに当たり、地方公共団体の財政の負担が大きくなっている。

< 具体的要求内容 >

住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）の財源が削減された場合、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。安全で快適な住宅市街地の形成を図るため、事業の推進に必要な財源を安定的・継続的に確保するとともに、地区公共施設等整備の現行国費率3分の1を都市計画道路などの関連公共施設整備や住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）と同率の2分の1に引き上げること。

4 道路整備と一体的に進める沿道のまちづくりの推進

（提案要求先 国土交通省）
（都所管局 都市整備局・建設局）

道路整備と一体的に進める沿道のまちづくりの推進に必要な財源を確保するとともに、税制上の優遇措置を講じること。

< 現状・課題 >

首都直下地震による東京の被害想定によると、大地震が発生した場合、最悪のケースでは、建物の全壊・焼失は約30万棟にも及ぶとされ、都内に約13,000ha存在する木造住宅密集地域では、大規模な市街地火災が発生するおそれがある。

このため、市街地火災の延焼を防止する延焼遮断帯の形成が重要である。

木造住宅密集地域等で実施している「一体開発誘発型街路事業（道路整備と一体的に進める沿道のまちづくり）」は、道路整備により発生する沿道の小規模、不整形な残地を交換・集約化した上で建物の共同化を図るなど、沿道地域の土地利用の高度化と延焼遮断帯形成による防災性、安全性の向上を早期に発現させる整備効果が大きい重要な事業である。

現在、都内では8地区が事業中であり、道路用地買収の進捗により火災の延焼防止や緊急時の避難路としての空間が生まれ、当該地域での防災性が向上している。これに併せ、沿道においても、共同化住宅が完成するなど、沿道の不燃化等に資するまちづくりが着実に前進している。

一体開発誘発型街路事業の財源が削減された場合、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。今後も事業を着実に進めていくため、事業の推進に必要な財源を引き続き安定的・継続的に確保することが必要不可欠である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 一体開発誘発型街路事業は、道路ネットワークの形成を図るとともに、沿道における建替え促進等による共同化・不燃化により延焼遮断帯が形成され、

地域の防災性向上が早期に発現するなど、整備効果が大きい。事業の円滑な推進のため、国費を重点的に配分するとともに、事業の推進に必要な財源を安定的・継続的に確保すること。

- (2) 一体開発誘発型街路事業の推進に当たり、都市防災総合推進事業及び住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)と連携し重層的な展開を図り、延焼遮断帯の形成を促進することが重要である。そのため、事業の推進に必要な財源を安定的・継続的に確保すること。
- (3) 一体開発誘発型街路事業の推進に当たり、当該道路用地取得により生じた残地の売却について、都市計画道路区域内と同様に、譲渡所得に対する税制上の優遇措置を講じること。

1 5 大都市圏における地籍調査の推進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

都市部における地籍調査の重要性に鑑み、区市町村からの要望額を満たす適正な予算額を確保すること。

<現状・課題>

地籍調査の効果は多方面に及び、公共事業・民間開発事業のコスト縮減、災害復旧の迅速化、公共物管理の適正化などが挙げられる。

平成29年度末の地籍調査の進捗率は、全国平均で52%であるが、都は全国平均を大きく下回る22.9%である。

都では首都直下地震等の被災の影響が想定されている木造密集地区をはじめ、DIDD（人口集中地区）を中心に、地籍調査の積極的な推進に取り組んでいるところである。

平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として、地籍調査の成果が迅速な災害復旧に貢献するものとして改めて認識された。今後、地籍調査の重要性が増大していくので、地籍調査の一層の推進のため、国の積極的な支援が必要である。

<具体的要求内容>

地籍調査は2、3年継続して行うことが一般的であり、予算上の裏付けが確保されないと事業の継続が困難となるものである。

細街路や密集市街地など土地の権利関係が錯綜^{さくそう}している都市部において、地籍調査は、都市再生などまちづくりの推進はもとより、災害時の境界復元にも極めて有効であるので、国においては、区市町村の要望どおりの適正な予算額を確保すること。

1 6 既存住宅ストックの活用と空き家対策の促進

【最重点】

1 既存住宅流通の活性化

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 住宅政策本部)

既存住宅流通を促進する施策を総合的に推進すること。

<現状・課題>

我が国では、既存住宅は、その品質や管理状態とは関係なく築年数の経過とともに市場での価値が低下する状況にあり、そのため、住宅の平均使用年数は欧米と比べて短く、既存住宅市場も十分に活性化していない。

国は、平成25年度に「中古戸建て住宅に係る建物評価の改善に向けた指針」を策定し、それを踏まえ、平成27年度には「既存住宅価格査定マニュアル」が改訂されるなど、建物の維持管理状況等が適切に反映される建物評価手法の整備が進められてきた。

また、平成30年4月から、既存住宅売買時における建物状況調査（インスペクション）に関する説明が宅地建物取引業者の義務になるとともに、一定の要件を満たす既存住宅の広告販売時に、国の定める標章を付与できる「安心R住宅」制度が開始された。

東京都では、平成29年3月に改定した住宅マスタープランにおいて、目標の1つに「良質な住宅を安心して選択できる市場環境の実現」を掲げ、既存ストックの有効活用を図っていくこととしている。平成30年3月には、事業者向けに「既存住宅の流通促進に向けた指針」を策定し、平成30年度からは、消費者の不安を解消し安心して既存住宅を売買できるよう、不動産・建設等からなる事業者グループの登録制度や、建物状況調査（インスペクション）費用等への補助を新たに開始したところである。

既存住宅について、消費者が安心して選択できるような魅力あるものにしていくためには、新築時から維持管理期、売買時までの全体を通じて、住宅の品質及び性能が確保され、取引時にそれらが明らかになり、その価値が適切に評価されるような市場の形成が必要であり、既存住宅の取得やリフォーム等に当たって、税制面からの積極的な支援も必要である。

また、空き家の発生を抑制する観点からも、既存住宅を売買や賃貸の各市場に流通させていくことが有効である。

<具体的要求内容>

- (1) 新たな評価指針に基づく建物評価手法については、内容が複雑で価格査定実務を行う宅地建物取引業者等にとって活用しづらいものとなっているため、簡便で統一的なものとするとともに、金融機関等にも広く普及を図ること。

- (2) 既存住宅の流通活性化に向け、適正な維持管理や質の向上を図る観点から、住宅取得に関する税制優遇を幅広く見直し、いわゆる住宅ローン減税などについて、安心R住宅など一定の品質を有する既存住宅の取得においても、その品質や性能等に応じた優遇措置を講じること。
- (3) 適正な維持管理や質の向上に寄与するリフォーム等を促進する観点から、省エネルギー改修など一定のリフォーム等を行った場合に受けられる税制優遇措置について、適用要件を緩和するなど、住宅所有者の自主的な取組を促進するための措置を講じること。

2 空き家対策の促進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 住宅政策本部)

地域の状況を踏まえた空き家の利活用等を促進するため、法改正により更なる空き家施策の拡充を図ること。

<現状・課題>

平成30年住宅・土地統計調査（住宅数概数集計）によると、空き家は全国で約846万戸、東京都で約81万戸となっており、全住宅ストックの約1割を占めている。

空き家は、適切な管理がなされなければ、老朽化し地域の居住環境の悪化や防災機能の低下を招くことが懸念されることから、利活用を含む空き家の包括的な施策の推進が重要となっている。

東京都では、平成29年3月に改定した住宅マスタープランにおいて、目標の1つに「活力ある持続可能な住宅市街地の実現」を掲げ、空き家対策の推進による地域の活性化を図っていくこととしている。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「特措法」という。）に基づき、区市町村が地域の状況に応じ、総合的かつ計画的に空き家に関する施策等を進めているところであり、より実効的な取組を促進していくためには、更なる施策の充実が必要である。

(1) 即時執行について

特措法の制定後、自治体は特措法に基づき、助言又は指導、勧告及び命令の経路を経て、代執行による措置を講じることができるようになった。一方で、都内のいくつかの自治体においては、特措法施行前から空き家等に関する条例を制定して取り組んでいる。中には、特措法に規定されていない即時執行（災害等により、人の生命、身体又は財産に危険が差し迫る状態の空き家等に対して、所有者の同意を得ずに必要な最小限度の措置を講ずること。）について規定している自治体もある。

しかし、条例に基づく即時執行の規定は、特措法における代執行の規定との整合性が整理されておらず、法的根拠が明確でない中での条例を根拠とした執行は、訴訟等に発展するおそれがある。

このため、即時執行について特措法に規定し、位置付けを明確にする必要がある。

(2) 空き家の発生を抑制するための特例措置について

当該特例では、相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋であって、当該相続開始の直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったものに限って対象としている。

しかし、被相続人が高齢期に健康を保って一人暮らしができる人ばかりではなく、介護が必要なため子供世帯との同居を選択する人もいる。

この特例措置は、相続人が使用していない放置された古い空き家や、その取壊し等後の敷地の流通による有効活用を促進し、空き家の発生を抑制する

ことを目的としているため、一時的な居住の実態により特例の対象とならないことについて、区市町村の担当者からも疑問が呈されており、特例の対象要件を見直す必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 区市町村が特措法に基づき、緊急に危険回避をする際は、所有者の同意を得ずに行政措置を講じることが可能となるように法改正を行うこと。
- (2) 租税特別措置法を改正し、令和元年度より改正された被相続人の老人ホーム等に入所していた場合と同様に、被相続人の一時的な転居や被相続人以外の者が同居していた場合についても、相続により生じた相続人が使う見込みがない古い空き家又は当該空き家の取壊し等後の敷地の譲渡（当該譲渡の対価の総額が1億円を超えないものとする。）であれば、特例措置の対象とすること。

参 考

(1) 代執行

特措法において、区市町村長は「特定空き家等」の所有者等に対し、必要な措置を助言・指導、勧告及び命令することができる。その措置が履行されないときに、行政代執行法に基づき、本来所有者等が履行すべき措置を代執行することができる。

(2) 空き家の発生を抑制するための特例措置について

平成28年度税制改正により導入された制度

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供されていた家屋を相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）又は取壊し等後の土地を譲渡した場合（譲渡価額が1億円以下）には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除する。

この特例を適用するために、相続人が確定申告時に必要となる「被相続人居住用家屋等確認書」の発行を区市町村が行うこととされている。

<適用期間>

平成28年4月1日から令和5年12月31日までに譲渡すること。

<対象となる家屋についての主な要件>

- ①相続の開始の直前に、被相続人以外に居住をしていた者がいない。
- ②昭和56年5月31日以前に建築された建物（区分所有建築物を除く）
- ③相続の時から譲渡の時まで、居住等の用に供されていたことがない。

17 マンションの適正な管理と円滑な再生による 良質なストックの形成促進【最重点】

(提案要求先 法務省・国土交通省)
(都所管局 住宅政策本部)

大都市における主要な居住形態として広く普及しているマンションの適正な管理と円滑な再生を促進するための更なる支援策を講じること。

<現状・課題>

東京においてマンションは、約184万戸あり、総世帯数の約4分の1が居住するなど、主要な居住形態として広く普及している。また、マンションは、市街地の構成要素として、まちの活力や魅力、防災力の形成とも密接に関連しているなど、地域のまちづくりやコミュニティ形成にとって重要な存在となっている。

その一方で、経年とともに、建物の老朽化と居住者の高齢化という「二つの老い」が確実に進行しており、管理組合の機能低下等によって管理不全に陥り、スラム化すれば、周辺環境にも悪影響を及ぼし、深刻な社会問題へと発展するおそれがある。

こうした事態を引き起こさないためにも、長期的視点に立って実効性のあるマンション施策を積極的に展開し、適正な管理と円滑な再生を促進していく必要がある。都は、これらの課題認識を踏まえ、平成28年3月に「良質なマンションストックの形成促進計画」を策定し、マンション施策を総合的・計画的に推進することとした。

また、本年3月に、マンションの管理不全を予防し、適正な管理を促進するため、「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」を制定した。令和2年度からは、昭和58年以前に建築された6戸以上のマンションを対象とする管理状況の届出制度により、把握した状況に応じて、管理組合に対し助言・支援等を行うこととしている。

国においては、法令や標準管理規約等の整備、マニュアル・ガイドブックの作成、住宅団地の再生のあり方に関する検討、補助、融資、税制等による支援等、様々な取組が行われているが、本条例及び計画の推進に当たっては、なお不十分な面があり、更なる法整備や支援策の拡充等が必要である。

<具体的要求内容>

[マンションの管理水準の向上]

- (1) 優良な管理が行われているマンションや、災害時における避難者の一時受入れなど、地域への貢献を積極的に行うマンションを評価し、税制、金融等の優遇措置を講じるなど、管理水準の向上を促進するための仕組みを設けること。

[既存マンション取引時における管理情報の開示促進等]

(2) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）で規定する重要事項説明の前の段階でも、既存マンションの購入予定者が管理組合の財務・管理に関する情報の開示を受けられるよう、マンション標準管理規約などの関係規定等を整備すること。

また、優良な管理が行われているマンションが市場で評価されるよう、価格査定における維持管理に関する査定条件の充実等の措置を図ること。

[改修によるマンション再生の促進]

(3) 改修・改築に伴う共用部分の専有部分化など、現行では全区分所有者の同意が必要と解される事項について、特別多数決議で実施できる制度を導入すること。

(4) 改修によるマンション再生に対する補助制度（優良建築物等整備事業の既存ストック再生型）の継続や拡充を図るとともに、バリアフリー改修や省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置も継続すること。

[耐震性不足マンション等の早期解消]

(5) 耐震診断及び耐震化のための計画策定や、耐震改修工事にかかる区分所有者の自己負担が、より軽減されるように、住宅・建築物安全ストック形成事業における国の補助割合を拡大すること。

(6) 耐震性が特に低いマンションや、まちづくりの観点から建替え等の必要性が高いマンションについては、建替えや敷地売却に必要な決議要件（5分の4の特別多数決議）を緩和するとともに、建替えにおける借家人の同意要件を緩和するなど、合意形成をより円滑に進めるための措置を講じること。

[既存不適格等により建替えが困難なマンションの再生の円滑化]

(7) 全員同意が必要となる非現地での建替えを特別多数決議で可能とする仕組みを創設すること。

また、非現地での建替えや隣接地等との共同建替えを権利変換手続で行うことができる新たな事業手法を創設するとともに、税制上の優遇措置も講じること。

(8) マンション敷地売却制度は、耐震性が不足するマンションのみが対象とされているが、既存不適格等で建替えが困難なマンションや、まちづくりの観点から除却の必要性が高いマンションについても適用の対象とするとともに、買受人が耐震性不足のマンションを改修し、継続して活用することが出来るよう既存マンションの除却を要件としないなど、適用要件の緩和も併せて措置すること。

(9) 敷地に借地権等が設定されるマンションの土地所有権は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）において権利変換の対象とならず、法による権利調整ができないことから、建替えの円滑化を図るため、権利変換ができる仕組みの整備を図ること。

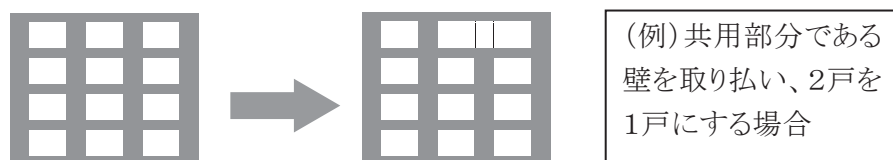
(10) 複数の開発整備事業を段階的に実施する区域において、老朽マンションを売却し、先行して整備された住宅を取得する区分所有者に対する税制優遇措置を講じるなど、まちづくりと連携して老朽マンションの再生が円滑に進む仕組みを充実させること。

〔団地型マンションの再生の円滑化〕

(11) 団地型マンションは、権利者が多く、権利形態や管理方式も様々であり、団地内の建物の一括での建替えが難しい場合も多いことから、その再生を進めるため、段階的・部分的な建替え・改修等を円滑化する仕組みの整備・充実を図るとともに、団地一括建替え決議に係る棟別要件を緩和すること。

参 考

(3) 改修・改築に伴う共用部分の専有部分化などを特別多数決議で実施できる制度の導入



現行法上、上記のような場合は、共用部分の処分に当たり、共用者全員の同意が必要となる。今後、人口減少とともに想定される住宅需要の低下等に対応するため、ワンルームマンションなど狭小住戸のファミリー世帯向けへの更新や、住宅以外の用途への部分的なりノバージョンなどについて、特別多数決議により可能となるようにすべきである。

(5) 住宅・建築物安全ストック形成事業の耐震化支援の概要

※平成22年度から「社会資本整備総合交付金」に再編

	制度概要（主な要件等）
耐震診断及び耐震化のための計画の策定	補助率：地方公共団体が実施する場合 国1/2 地方公共団体以外が実施する場合 国1/3 + 地方公共団体1/3
耐震改修工事	補助対象：耐震改修工事費（建替えを含む。） 補助率： (1000㎡以上のマンション) 1/3（国1/6 + 地方公共団体1/6） 工事費の1/3について、国費で1/2を補助 (1000㎡未満のマンション) 23.0%（国11.5% + 地方公共団体11.5%） 工事費の23.0%について、国費で1/2を補助

○耐震診断及び耐震化のための計画策定

■ 現行の助成制度

国 1/3	地方自治体 1/3	自己負担 1/3
----------	--------------	-------------

※現行の自己負担割合 1 / 3 を軽減するため、国の補助割合の拡大を要望

○耐震改修工事

■ 現行の助成制度

(1000 m²以上のマンション)

国 1/6	地方 1/6	自己負担 2/3
----------	-----------	-------------

(1000 m²未満のマンション)

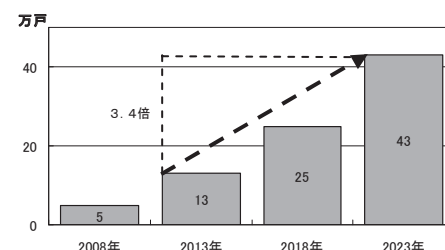
国 11.5%	地方 11.5%	自己負担 77%
------------	-------------	-------------

(6) ~ (9)

【マンション建替法に基づく建替えの実績（件数）及び築40年以上の戸数の推移】

(単位：件)

年度	15~20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	計
東京都	17	2	5	5	3	5	4	1	5	6	53
全国 (東京都分を含む)。	46	4	5	6	5	10	5	3	7	8	99



注) 構造計算書偽装物件を除く。

(10) まちづくりと連携した老朽マンションの再生を円滑化する仕組みの充実

東京の都心部などの老朽マンション等が集積する区域や大規模団地などにおいては、複数の開発整備事業を段階的に実施し、先行する事業において区分所有者の移転先となる受け皿住宅を確保することで、合意形成の促進や引越し・仮住居費用の削減、住宅の集約化による合理的な土地利用が可能となり、一体的なまちづくりを進める上で有効である。

このため、地区計画の目標や方針に沿って、複数の開発整備事業等が計画的に実施される区域では、まちづくりに協力する区分所有者が、不動産の譲渡所得に対する課税などにより不利益を受けないよう、市街地再開発事業におけるやむを得ない事情により転出する場合と同等の税制優遇措置を講じるなど、まちづくりと連携して老朽マンションの再生が円滑に進む仕組みを充実していただきたい。

(11) 団地再生を円滑化する仕組みの創設

団地型マンションは、権利者が多数であることに加え、権利形態や管理方式が様々であり、団地内の建物の一括建替えが困難な場合もあるなど、その再生に当たっては、単棟型のマンションにはない課題を解決していく必要がある。

このため、段階的・部分的な建替え・改修等を円滑化する仕組みの整備・充実に努めるとともに、団地一括建替え決議に係る棟別要件を緩和していただきたい。

区分所有法の建替え決議の議決要件

単棟型【第62条】	区分所有者及び議決権の各4/5以上
団地(一括) 【第70条】	団地全体:区分所有者及び団地内建物の敷地の持分割合の各4/5以上 各団地内建物:区分所有者及び議決権の各2/3以上
団地(部分) 【第69条】	団地全体:土地の持分割合の3/4以上(ただし、建替えにより特別の影響を受ける棟についてはその棟単独で3/4以上) 建替え棟:区分所有者及び議決権の各4/5以上による建替え決議(又は全員同意)

18 都営住宅ストックの有効活用

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 住宅政策本部)

東京都における都営住宅ストックの有効活用が着実に図られるよう事業推進に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

平成29年3月に東京都住宅マスタープランを改定し、目標の1つに「住宅確保に配慮を要する都民の居住の安定」を掲げ、都営住宅では、その中心的な役割を果たすため、適切に維持更新しながら、既存ストックを有効活用していくこととしている。

このため、東京都では、昭和40年代以前に建設された都営住宅の建替えを進め、エレベーターの設置や玄関、室内の段差解消など、バリアフリー化された良質な公的住宅ストックへの更新を図っている。

また、建替えに当たっては、敷地の有効利用により生み出された用地を活用し、道路、公園の整備による住環境や防災性の向上、子育て支援施設や高齢者福祉施設の整備促進などに取り組んでいる。さらに、避難場所に指定されている団地等において、周辺からの避難経路や敷地の安全性、緊急車両の通行を確保するため、周辺道路や団地内の無電柱化を進めている。

今後は、建替規模を現在の年間3,800戸から最大で4,000戸程度に拡大を図る中で、高齢者を含め、誰もが住みやすい都営住宅への更新を加速していくことが不可欠である。

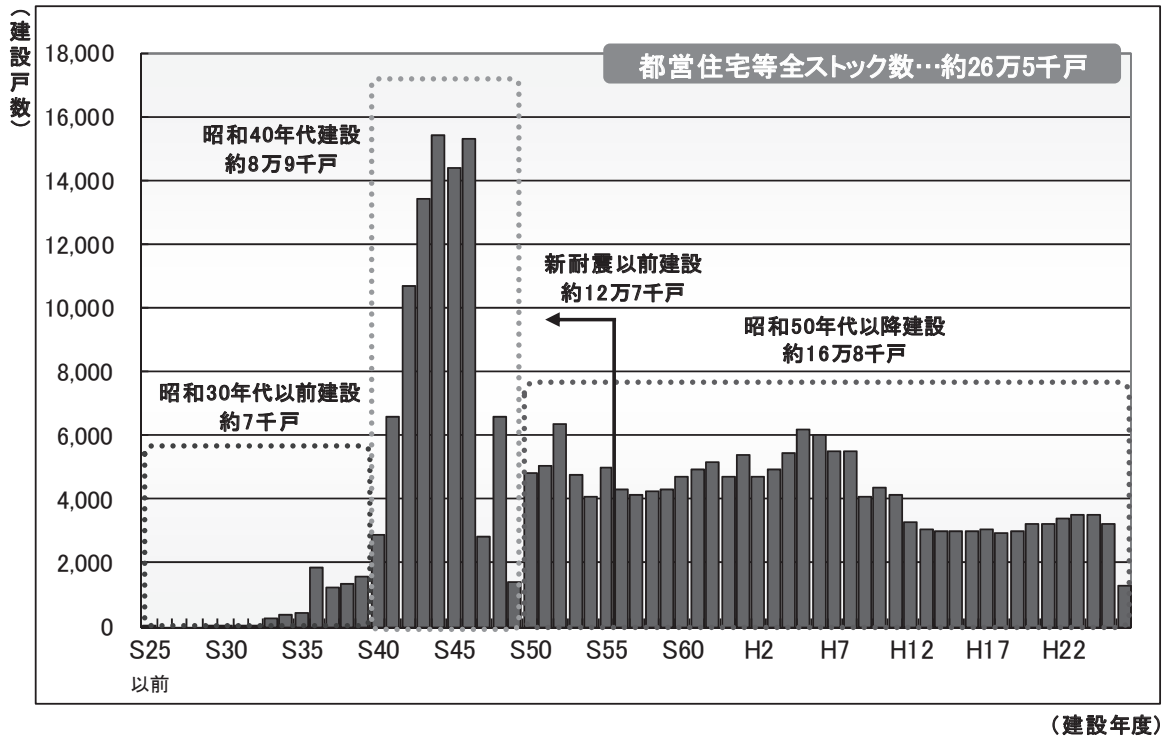
さらに、ストックの長寿命化に向けて、耐久性の向上等を図る修繕事業を計画的に実施していくことや、都営住宅の耐震化の推進、環境負荷への取組としての共用部等の照明器具のLED化も併せて進めていく必要がある。

<具体的要求内容>

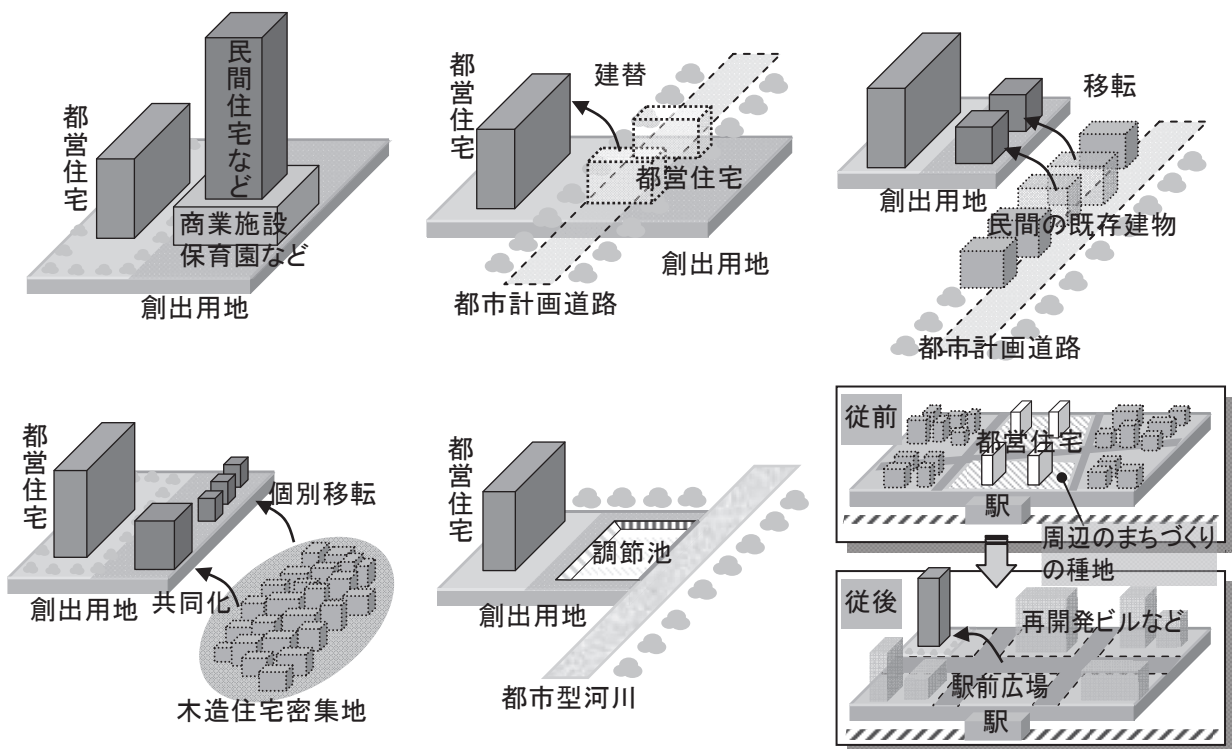
東京都における都営住宅の建物及びその敷地のストックの有効活用が着実に実施されるよう、都営住宅の建替事業、長寿命化に向けた耐久性の向上等を図る修繕及び環境配慮の取組等の推進に必要な財源を確保すること。

参 考

都営住宅等の建設年度別ストックの状況(平成30年3月31日現在)



都営住宅の用地を活用したまちづくりのイメージ



19 大都市補正の適用地区拡大

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 建設局)

不調・不落対策として八王子市だけでなく都市計画区域内の多摩地区全体を大都市補正（共通仮設費、現場管理費の上乗せ補正）の適用地区に指定すること。

<現状・課題>

国土交通省では、不調・不落対策として、平成21年度から3大都市（東京23区、横浜市、川崎市、大阪市、名古屋市の市街地）で行う鋼橋架設工事、舗装工事、電線共同溝工事及び道路維持工事を対象に、大都市補正（共通仮設費、現場管理費の上乗せ補正）を導入している。

平成22年度には札幌市や仙台市、さいたま市など18市が大都市補正の適用地区となり、平成23年度には更に相模原市、平成24年度には八王子市や静岡市など4市も追加され、適用地区は順次拡大している。

平成27年度には「都市計画区域内の多摩地区」^{※1}（25市2町）についても適用される市街地補正（大都市補正よりも補正值を低減）が導入されたものの、これらの地区は、大都市補正の適用地区に指定された市^{※2}と人口密度を比較しても同等以上であることなどから、大都市補正の適用地区に指定されるべきであると考えます。

※1 都市計画区域内の多摩地区の人口密度（括弧内はDID地区内の人口密度）

5,075人/km²（8,914人/km²）

※2 既適用地区の人口密度

北九州市1,954人/km²（5,513人/km²）、仙台市1,376人/km²（6,720人/km²）、新潟市1,115人/km²（5,671人/km²）、相模原市2,193人/km²（9,280人/km²）、八王子市3,098人/km²（8,247人/km²）、川口市9,331人/km²（10,305人/km²）、草加市8,996人/km²（9,764人/km²）、静岡市499人/km²（5,981人/km²）など

・大都市補正は適用地区に指定された市のDID地区で適用

・数値は平成27年国勢調査による

<具体的要求内容>

不調・不落対策として八王子市だけでなく都市計画区域内の多摩地区（武蔵野市や三鷹市、町田市、日の出町など25市2町）を地区全体として大都市補正（共通仮設費、現場管理費の上乗せ補正）の適用地区に指定すること。

注）入札時に応札者がいない場合を「不調」、応札価格が予定価格を超える場合を「不落」という。

20 公共用地取得に係る登記関連法の改正

1 公共事業の起業者による筆界特定申請

(提案要求先 法務省)
(都所管局 建設局)

- (1) 公共事業の起業者による筆界特定申請を可能とすること。
- (2) 起業者申請時は費用負担免除とすること。

<現状・課題>

高度防災都市の実現や交通・物流ネットワークの形成に向けて、首都東京の都市基盤施設の用地取得を加速させることが喫緊の課題であるが、そのためには以下の解決が必須である。

公共事業において土地所有者が早期の買収を希望しているときでも、隣接地の事情（所有者の立会拒否や所在不明、共有者間の係争等）により土地の境界確認ができないと、土地売買契約を締結できない。任意の契約によらず、土地収用の手続により起業者が所有権を原始取得することは可能であるが、裁決を得るまで長期間を要することになり、早期契約の要望には対応できない。

また、起業者が土地収用法により隣接地との境界未確定のままの土地の一部を取得しても、分筆できないため、従前の所有者の残地部分が登記上分かれず、残地部分を売却できない。

もっとも、筆界特定制度（不動産登記法第131条以下）を利用すれば、分筆を実現して上記の問題を回避できる可能性がある。

しかしながら、不動産登記法には、筆界特定は土地の登記名義人しか申請できず、その手続における測量に要する費用等は申請人の負担とすることが定められている。このため、公共事業のために筆界特定制度を利用すると、土地の登記名義人の自発的な意思表示や費用負担が必要となってしまう。

<具体的要求内容>

- (1) 公共事業（土地収用法第3条規定の収用適格事業、都市計画事業等）の事業用地について、起業者である国及び地方自治体が、筆界特定の申請をできるよう不動産登記法等を改正すること。
- (2) 公共事業の施行主体である国又は地方自治体が筆界特定の申請をする際は、申請人が負担する定めとなっている費用を免除するよう不動産登記法等を改正すること。

2 共有者全員の同意によらない所有者不明土地の分筆申請

(提案要求先 法務省)

(都所管局 建設局)

収用適格事業の場合は、所有者不明土地の、土地の価格の過半数を超える持分に達する共有者が、民法第 251 条によらず、単独又は共同で分筆登記の申請を可能とすること。

<現状・課題>

高度防災都市の実現や交通・物流ネットワークの形成に向けて、首都東京の都市基盤施設の用地取得を加速させることが喫緊の課題であるが、そのためには以下の解決が必須である。

相続未了等の事情がある共有地の取得については、多数の共有者（多い場合は、数百名）が存在することになるが、全員と売買契約を締結するまでは分筆登記ができないことから、共有者の一部に売却の意向があったとしてもその者と先行して売買契約はできない。加えて、全員から契約への合意を得るまでの間に一部の共有者に転売、相続という事情が発生すると、その度に新たな共有者に説明・交渉し合意を得る必要が生じ、結果的に契約時期が大幅に後ろ倒しになってしまう。

また、最終的に全員の合意を得られない場合には土地収用手続を行うことになるが、裁決申請後の手続開始決定における分筆登記が行われるまで、売却の意向がある地権者も収用手続に巻き込み、不必要な負担を課すこととなっている。

<具体的要求内容>

収用適格事業の場合は、所有者不明土地（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第 2 条第 1 項）の、土地の価格の過半数を超える持分に達する共有者が、民法第 251 条によらず、単独又は共同で分筆登記の申請を行えるように不動産登記法等を改正すること。

2 1 公共事業推進のための行政代執行法の改正

(提案要求先 内閣官房)
(都所管局 財務局・建設局)

公共事業の早期実現を図るため、行政代執行を円滑に行うことができるよう、必要な法令整備及び制度創設等を行うこと。

<現状・課題>

平成14年度の土地収用法の改正により、収用手続上の問題については一定程度解消されたものの、収用手続の最終局面で実施する行政代執行における問題が依然残っており、公共事業の実現に障害となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 住居不明者に対する書類送達を民法の公示送達に代え、都道府県知事による公示送達制度を設けること。
- (2) 多数当事者に対する戒告書等の書類送達に代表者送達制度を設けること。
- (3) 代執行庁等が占有者を排除できるよう法令を整備すること。
- (4) 代執行庁が撤去した物件を一定期間保管後に処分できるような制度を設けること。
- (5) 代執行庁が徴収できる費用として、戒告書の発送から撤去物件の保管・処分まで一連の費用を法令に明文化すること。

2 2 公共事業と農地保全を両立するための制度改正

(提案要求先 財務省・農林水産省・国土交通省)
(都所管局 都市整備局・産業労働局)

- (1) 農地を公共事業用地として譲渡し、代替農地を取得する場合において、相続税等納税猶予の特例適用農地の買換え及び収用等に伴う譲渡所得の課税特例に係る代替資産取得の期限を延長すること。
- (2) 農業者が公共事業に協力した場合、代替農地を確実に取得できるよう、必要な制度の見直しを行うこと。

<現状・課題>

農地は、新鮮で安全な農産物を供給する場であるとともに、特に東京都においては潤いのある景観や良好な住環境の形成にも資する貴重なオープンスペースとなっている。

しかしながら、農業者の相続等を契機として、農地は年々減少傾向にあり、また、営農継続を希望する農業者であっても、公共事業に協力する場合に、代替農地を取得できないため、現行制度の下では、公共事業の実施と農地保全の両立を図ることが困難な現状にある。

具体的には、農業相続人が農地を公共事業用地として譲渡した場合、相続税等納税猶予措置を継続して受けられるのは、1年以内に代替資産を取得した場合に限定されている（譲渡所得の課税特例に係る代替資産の取得期限は2年以内）。

しかし、農地そのものが少ないことに加え、農地を手放すケースは相続の発生などに限られていることから、期限内の取得は極めて困難である。

また、農地法については、代替地を目的とした農地の取得、保有は認められていないため、関係自治体等はあらかじめ代替農地を確保しておくことができない。

さらに、生産緑地法では、買取り申出のあった生産緑地について、地方公共団体等が買い取らない旨の通知をするまでは、農業者は、買取りの相手方になることができないため、代替農地として確実に取得することができない。

以上のことから、公共事業の施行と確実な農地保全を両立できるよう、相続税等の税制度や農地に関する諸制度の改善が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 農業者が農地を公共事業用地として譲渡し、代替農地を取得する場合において、相続税等納税猶予の特例適用農地の買換え及び収用等に伴う譲渡所得の課税特例に係る代替資産取得の期限を延長すること。

(2) 公共事業に協力した農業者が代替農地を確実に取得できるよう、関係自治体等があらかじめ代替農地を確保することを可能にするなど、農地の権利移動の制限や生産緑地の買取りの仕組み等、農地に関する諸制度について必要な見直しを行うこと。

2 3 東京における一体的な都市づくりの推進のための仕組みづくり

(提案要求先 内閣府・国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 用途地域等に関する権限移譲が行われた多摩部においても、引き続き、広域の見地から一体的な都市づくりの推進が担保できるよう、都市計画法等において、実効ある仕組みを講じること。
- (2) 首都としての風格ある景観など、広域の見地から必要な景観形成を図ることができるよう、景観法等において、実効ある仕組みを講じること。

<現状・課題>

平成22年に策定された地域主権戦略大綱や、平成23年に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」を受け、三大都市圏における用途地域等の都市計画決定権限については、平成24年4月に特別区を除き、全ての市町村へ権限が移譲され、区市町村が景観行政団体となる際に必要とされる都との協議において、同意を要しないこととする方針が示された。

用途地域は、市街地の土地利用を定め、都市のあり方を方向付ける基本的な都市計画である。東京は、区部と多摩部にわたり、歴史的にも市街地が連担していることから、区部の決定権限が都に留保されたとしても、多摩部の権限が移譲され、日本の心臓部・頭脳部の役割を担ってきた東京において、都が今日まで取り組んできた、一体的な都市づくりの継続が困難となる。

また、区市町村が景観行政団体となる際には、都がこれまで行ってきた、一行政区域を越える広域的な景観形成への取組を引き継ぐことを前提として、都は協議・同意に応じてきており、その同意が不要となることによって、首都にふさわしい風格ある景観や、複数の区市町村にまたがる河川、崖線及び丘陵地などについて一体的な景観形成が困難となるおそれがある。

その結果、政治、経済、文化など、あらゆる面で高次の機能が集積している東京はもとより、首都圏全体の活力、ひいては日本全体の国際競争力の維持・向上に支障を来すことにもなりかねない。

<具体的要求内容>

用途地域等に関する権限移譲が行われた多摩部においても、引き続き、広域の

見地から一体的な都市づくりの推進が担保できるよう、都市計画法等において、実効ある仕組みを講じること。

首都としての風格ある景観など、広域の見地から必要な景観形成を図ることができるよう、景観法等において、実効ある仕組みを講じること。

2 4 首都移転の白紙撤回

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 政策企画局)

首都移転の白紙撤回を決定し、国会等の移転に関する法律を廃止すること。

<現状・課題>

東京一極集中の是正などを目的に進められてきた首都移転は、その後の社会経済情勢の大きな変化により、もはやその論拠も意義も完全に失っている。

しかしながら、当初から今日まで国民的議論を全く欠いたまま、いまだ国会等の移転に関する決議と法律が残置されている。

我が国の、国と地方の債務残高は1,000兆円を超えており、更に莫大な移転費用の負担をかけることになれば、日本の将来に大きな禍根を残すことは明白である。

もはや東京一極集中のデメリットは、広域交通基盤の強化などにより十分に解決可能な課題となっている。

今なすべきことは首都移転ではなく、首都圏のポテンシャルを引き出し、その活力や国際競争力を高め、さらに発展させることである。

そのためには、三環状道路等の整備、羽田空港の機能強化・更なる国際化などを推進し、首都圏の経済を盛り上げる具体的施策を講じていかなければならない。

<具体的要求内容>

国全体の利益のため、政府としても首都移転の白紙撤回を決定し、国会等の移転に関する法律を廃止すること。

2 5 鉄道施設の耐震化の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

鉄道施設総合安全対策事業費補助について、鉄道事業者による鉄道施設の耐震化の進捗状況を踏まえ、必要な財源の確保を図ること。

<現状・課題>

東日本大震災では、鉄道施設等の都市施設に甚大な被害が生じた。首都圏の鉄道施設が被災すれば、その影響は計り知れず、都市機能は麻痺することになるなど、鉄道施設の耐震性向上を急ぐ必要がある。

国と都は、平成18年度から、乗降客が1日1万人以上の高架駅などにおけるラーメン高架橋のせん断破壊対策等の耐震補強に対し、協調して補助を実施している。

国は、耐震補強の進捗状況等を踏まえ、補助事業の目標期限を平成34年度末まで延長した。

また、平成28年4月の熊本地震における道路橋の被害を踏まえ、ロックンブ橋脚を有する橋りょうの耐震対策が補助対象であることを明確化（目標年限：平成34年度）するとともに、輸送量の多い路線の早期復旧の重要性等から、首都圏の利用者数1日5万人以上の路線の曲げ破壊対策を補助対象とした。

鉄道利用者及び地域住民の安全・安心を確保するためには、鉄道施設総合安全対策事業費補助制度の必要な財源の確保を図り、鉄道施設の耐震化を促進していく必要がある。

<具体的要求内容>

鉄道施設総合安全対策事業費補助について、鉄道事業者による鉄道施設の耐震化の進捗状況を踏まえ、必要な財源の確保を図ること。

26 病院等の耐震化対策に係る補助制度の拡充

(提案要求先 厚生労働省・国土交通省)
(都所管局 福祉保健局)

病院等の耐震化対策に係る補助を拡充すること。

<現状・課題>

現在、医療施設の耐震化に係る補助制度として、医療施設等耐震整備事業など様々な制度があるが、医療機関が計画的に耐震化に取り組めるよう、それぞれの制度について、更に拡充する必要がある。

医療施設等耐震整備事業では、補助対象病院や補助基準額を順次拡大してきているが、全ての病院を対象とした制度とはなっていない。

医療施設耐震化臨時特例交付金については、病床過剰地域においては、病床を10パーセント以上削減することが要件とされている。また、平成26年度着工案件までが補助対象となっていることから、新たに着工する医療機関は対象とならない。

耐震対策緊急促進事業については、平成25年度から、階数3以上延べ床面積5,000平米以上の大規模な建物を有する病院への補助が創設されたが、耐震診断は平成28年度末まで、耐震改修は平成30年度末までに耐震化のための計画策定に着手することが要件とされている。

また、社会福祉施設等の耐震化については、臨時特例交付金が平成26年度着工案件をもって終了し、平成27年度以降の耐震化の推進については、社会福祉施設等施設整備費補助金などの既存補助制度により必要な財源の確保を行うこととされた。しかし、既存補助制度では、財源が限られており、耐震化整備の案件に対応することは困難な状況となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 医療施設等耐震整備事業について、耐震化を行う全ての病院が補助を受けられるよう十分な財源を確保するとともに、補助の内容の充実を図ること。
- (2) 医療施設耐震化臨時特例交付金については、医療機関が計画的に耐震化に取り組めるよう、恒常的な支援策とし、必要な財源措置を講じるとともに、病床数の削減義務を見直すこと。
- (3) 耐震対策緊急促進事業については、恒常的な支援策とし、必要な財源措置を講じること。
- (4) 社会福祉施設等の耐震化を促進するため、既存補助制度とは別に新たな交付金を創設するなど、財政措置をすること。

27 私立学校の耐震化対策に係る助成の拡充

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 生活文化局)

- (1) 耐震化対策に係る補助予算を十分確保すること。
- (2) 耐震化対策に係る助成制度を拡充すること。

<現状・課題>

平成28年に改正された国の基本方針は、住宅及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を平成32年度までに95パーセント以上にすることを目標としている。

また、平成30年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」では、学校施設等の耐震性及び劣化状況や構造体の耐震化に関する緊急対策を2020年度までの3年間に於いて集中的に実施するとしており、都内の私立学校についても速やかに耐震化を推進する必要がある。

都では、従来より、私立学校の耐震化対策に係る独自の助成制度を設け、私立各種学校や学校法人立以外の私立幼稚園、専修学校についても補助の対象とするとともに、耐震診断や地震による倒壊等の危険性が高い施設の工事に係る補助率については、最大で5分の4とするなど、制度の拡充に努めてきた。

一方、現行の国の助成制度は、地震による倒壊等の危険性が高い施設に係る補助率を平成20年度に3分の1から2分の1に引き上げたものの、各学校の負担は依然として重く、また、補助対象についても学校法人立の私立学校の耐震化工事のみとなっている。国の基本方針を達成するためには、助成制度を更に拡充し、私立学校が早急に耐震化工事を実施できる環境を整備することが必要である。

また、非構造部材の耐震化についても、私立学校が着実に進めることができるよう、国の予算を十分に確保することが不可欠である。

<具体的要求内容>

私立学校の耐震化を早急に進めるため、以下のとおり取り組むこと。

- (1) 非構造部材の耐震化を含め私立学校の耐震化対策に係る補助予算を十分に確保すること。
- (2) 耐震化対策に係る助成の補助率の更なる引き上げを行うとともに、私立各種学校及び学校法人立以外の私立幼稚園、専修学校の非構造部材を含めた耐震化対策に係る助成制度を設けること。

参 考

○ 都の予算及び施策の現状

【私立高等学校・中学校・小学校・幼稚園（学校法人立以外の幼稚園を含む。）

・専修学校・各種学校に対する助成】

・私立学校安全対策促進事業費補助

耐震診断、耐震補強工事、耐震改築工事、非構造部材耐震対策工事に要する経費について補助する。

〔補助率〕耐震診断 5分の4以内

耐震補強工事 倒壊等の危険性が高い施設 5分の4以内
上記以外の施設 3分の2以内

(ただし、国庫補助対象事業は国庫補助金を含めて上記率以内)

耐震改築工事 倒壊等の危険性が高い施設 5分の4以内
上記以外の施設 3分の2以内

非構造部材 2分の1以内。ただし、国庫補助対象事業は3分の1以内

31年度予算 4,912,316千円

〈参考〉30年度予算 6,280,110千円

29年度予算 7,145,781千円

○ 国の施策の現状

【学校法人立の私立幼稚園に対する助成】

・私立幼稚園施設整備費補助

耐震補強工事、非構造部材耐震対策工事に要する経費について補助する。

〔補助率〕耐震補強工事 倒壊等の危険性が高い施設 2分の1以内
上記以外の施設 3分の1以内

非構造部材 3分の1以内

(ただし、耐震化工事と合わせて実施する場合は当該補助率)

【私立高等学校・中学校・小学校、専修学校に対する助成】

・私立高等学校等施設高機能化整備費補助（防災機能強化施設整備費補助）

耐震補強、耐震改築工事及び非構造部材耐震対策工事に要する経費について補助する。

〔補助率〕耐震補強工事 倒壊等の危険性が高い施設 2分の1以内
上記以外の施設 3分の1以内

耐震改築工事 倒壊等の危険性が高い施設 3分の1以内

非構造部材 3分の1以内

(ただし、耐震化工事と合わせて実施する場合は当該補助率)

- ・専修学校防災機能等強化緊急特別推進事業
学校施設の耐震診断を含む耐震補強工事、非構造部材耐震対策工事に要する経費について補助する。
〔補助率〕 3分の1又は2分の1以内

28 浄水場更新事業等に対する財政措置の強化・充実

(提案要求先 総務省・厚生労働省)
(都所管局 水道局)

- (1) 浄水場更新事業、浄水施設の覆蓋化等の必要な機能向上を対象とする新たな制度の創設や採択基準の緩和など、必要な財源を確実に措置すること。
- (2) 水道施設の耐震性強化等を推進するため、採択基準を緩和するなど財政措置の強化・充実を図り、必要な財源を確実に措置すること。
- (3) 水源開発の促進等のため、採択基準を緩和するなど財政措置の強化・充実を図り、必要な財源を確実に措置すること。

<現状・課題>

都の浄水場は、高度経済成長期の水道需要の急増に対応するため、短期間かつ集中的に整備・拡張したものが多く、施設能力全体の約7割に当たる施設がこの時期に建設されている。これらの施設は、建設からおおむね半世紀を経て老朽化が進んでおり、平成30年代以降、一斉に耐用年数の60年が経過する。

これら多くの浄水場の更新に当たっては、更新時に能力を低下させることなく安定給水を確保するため代替浄水施設を先行整備して計画的に行うことが必要である。

また、近年、国民の生活を脅かす火山噴火やテロ行為等のリスクも高まってきており、特に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）に向け、世界中の耳目が東京に集まる中、基幹ライフラインは、テロをはじめとした様々な危機に対して、万全を期す必要がある。このような危機に対して、水面が屋外に開放されている浄水場では、抜本的な予防対策が課題となっている。基幹施設である浄水場が停止する事態となれば、その影響は甚大となるため、浄水場の更新に併せ、浄水施設（池状構造物）の覆蓋化を講じていく必要がある。

しかし、これらの事業には、巨額な整備費用を要するものの料金収入の増加は見込めず、切迫性が指摘される首都直下地震に備えた耐震化事業等とあいまって、水道事業を取り巻く財政事情は厳しい状況にある。

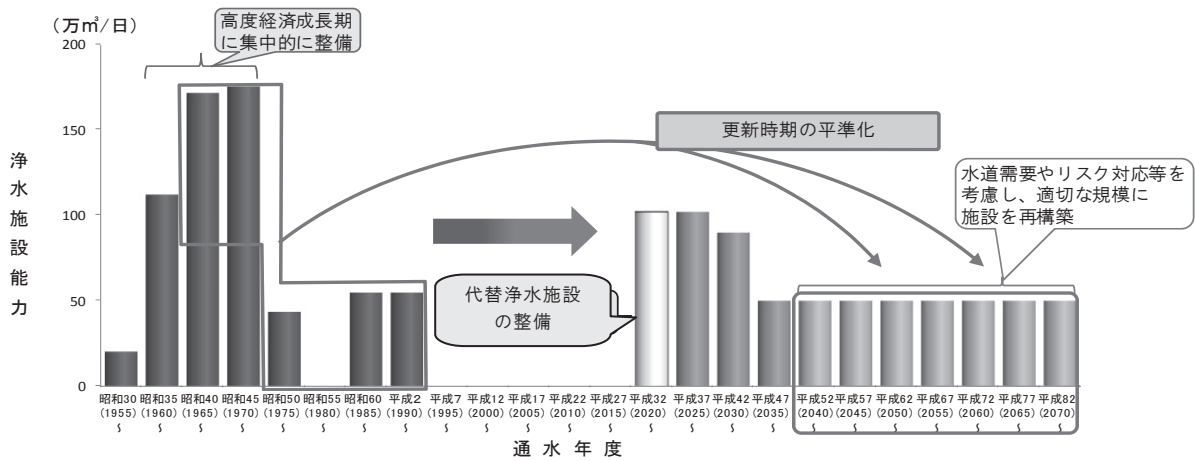
また、現在、緊急時給水拠点確保等事業及び水道管路耐震化等推進事業が生活基盤施設耐震化等交付金の対象事業とされるが、今後、水道施設の耐震性強化等を推進していくには、採択基準や交付率などの措置が不十分である。

さらに、新規水源開発の促進、水道施設の再構築等に係る費用は多額であり、今後ともこれらの事業を計画的に推進していくには、採択基準や補助及び交付率等の措置が不十分である。

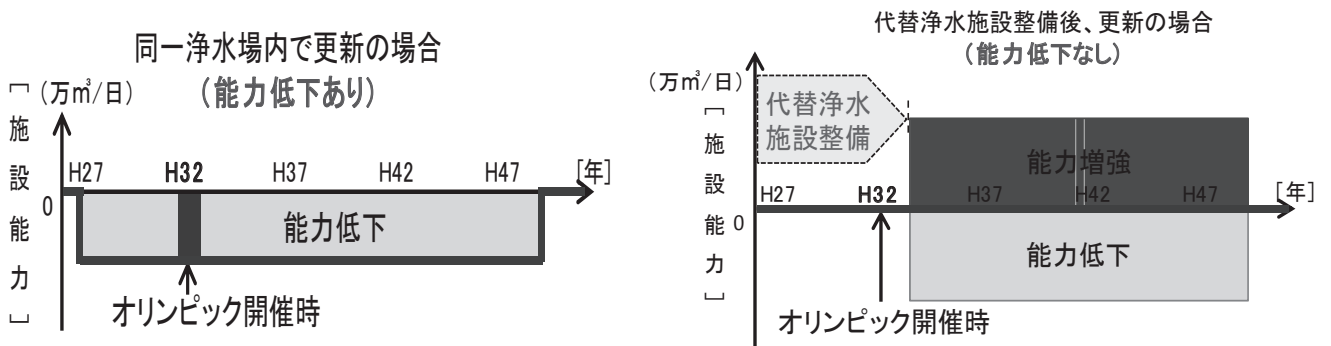
<具体的要求内容>

- (1) 東京 2020 大会開催期間中を含め、将来にわたり首都東京の安定給水に支障を来さず、着実に実施することが不可欠であるため、浄水場更新事業及び浄水施設の覆蓋化等の機能向上を対象とする新たな制度の創設や採択基準の緩和など、必要な財源を確実に措置すること。
- (2) 水道施設における耐震性強化等を推進するため、採択基準を緩和し、交付枠を拡大するとともに、交付率を大幅に引き上げること。
- (3) 新規水源開発の促進及び水道諸施設の整備等に要する費用が多額であるため、採択基準を緩和し、補助及び交付枠を拡大するとともに、補助及び交付率を大幅に引き上げること。

参 考



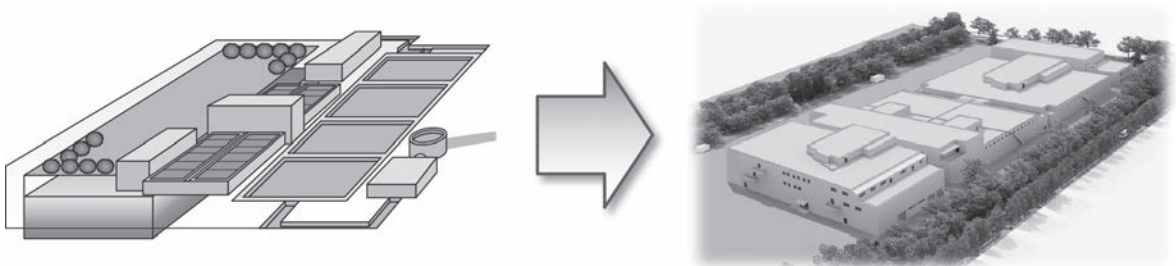
【大規模浄水場更新（代替浄水施設整備の必要性）】



【大規模浄水場更新（代替浄水施設等整備）の工程】

	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
境浄水場	代替浄水施設等工事										
三郷浄水場	代替浄水施設等工事										

【覆蓋化イメージ図】



水道施設の耐震性強化等

【交付率】

(単位 百万円)

事業名	交付率	30年度 ^{※1}			要件
		国	都		
		交付枠	交付額	交付基本額	
緊急時給水拠点確保等事業 (配水池、緊急時用連絡管、貯留施設、緊急遮断弁)	1/4	63,200	0	0	地震等による水道施設の被害等のおそれが今後特にあること等
水道管路耐震化等推進事業 (導水管、送水管、配水管、石綿セメント管、鋳鉄管、塩化ビニル管等の更新)	1/2 ～ 1/4				<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧事業を行った導水管、送水管及び厚生労働大臣が必要と認める区間の耐震化整備事業であること。 ・地震による水道施設の被害等のおそれがあること。 ・給水人口が5万人未満 ・給水人口が5万人以上で家庭用10m³の水道料金が、給水人口5万人以上の水道事業者の平均料金^{※2}よりも高いもの等

※1 平成31年度予算と平成30年度補正予算の合計

※2 家庭用10m³の平均料金 (平成31年4月1日現在)

全国平均	1,543.0円
都平均	1,118.6円

新規水源開発の促進及び水道諸施設の整備等

ア 国庫補助(都分)

(単位 百万円)

補助事業名	補助率	30年度補助額	30年度補助基本額	採択基準上の基本額	差引増減
水道水源開発施設整備事業	1/3	2,251	6,751	6,751	0

イ 建設改良事業費に占める国庫補助額(都分)

(単位 百万円、%)

区分	事業費	補助額	割合
平成27年度	86,991	481	0.6
平成28年度	97,788	986	1.0
平成29年度	95,808	1,643	1.7
平成30年度(予算)	139,221	2,251	1.6
平成31年度(予算)	124,455	1,489	1.2

29 防災行政無線の安定運用に向けた電波法の改正

(提案要求先 総務省)
(都所管局 総務局)

重要無線通信である防災行政無線の電波伝搬障害対策に係る建築主（原因者）の費用負担について電波法に明記すること。

<現状・課題>

防災行政無線は、災害発生時にNTT回線などが使用できなくなった場合でも、都民の生命や財産を守るために情報の収集や伝達を区市町村や防災機関と相互に行う極めて重要な情報連絡網であり、災害時には不可欠なものである。

近年、高層ビルの建設に伴い、防災行政無線の電波伝搬障害が発生する事案が毎年のように発生している。しかし、電波法では、その電波伝搬障害対策について、建築主と無線局免許人の協議に任されているのみであり、費用負担について明確にはされていない。都においては、電波伝搬障害対策の費用負担について建築主と協議しているが、協議が難航している。

<具体的要求内容>

電波法で重要無線通信の伝搬障害防止区域に指定された区域における防災行政無線については、その公共性と重要性を考慮し、高層ビル等の建築主（原因者）に対して、電波伝搬障害対策の費用負担を義務づけることを電波法に明記すること。

参 考

電波法

(重要無線通信障害原因となる高層部分の工事の制限)

第102条の6 前条第1項及び第2項の規定により、届出に係る高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となると認められる旨の通知を受けた建築主は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、その通知を受けた日から2年間は、当該指定行為に係る工事のうち当該通知に係る障害原因部分に係るものを自ら行い又はその請負人に行わせてはならない。

一 当該指定行為に係る工事の計画を変更してその変更につき第102条の3第2項（同条第6項及び第102条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出をし、これにつき、前条第1項及び第2項の規定により当該高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る主要無線通信障害原因とならない旨の通知を受けたとき。

- 二 当該伝搬障害防止区域に係る主要無線通信を行う無線局の免許人との間に次条第1項の規定による協議が調ったとき。
- 三 その他総務省令で定める場合

(重要無線通信の障害防止のための協議)

第102条の7 前条に規定する建築主及び当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行なう無線局の免許人は、相互に、相手方に対し、当該重要無線通信の電波伝搬路の変更、当該高層部分に係る工事の計画の変更その他当該重要無線通信の確保と当該高層建築物等に係る財産権の行使との調整を図るため必要な措置に関し協議すべき旨を求めることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による協議に関し、当事者の双方又は一方からの申出があつた場合には、必要なあつせんを行なうものとする。

30 住宅セーフティネット制度の改善

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 住宅政策本部)

- (1) 重層的住宅セーフティネット構築支援事業を継続すること。
- (2) 家賃・家賃債務保証料低廉化補助の限度額を見直すこと。
- (3) 家賃低廉化補助の要件を緩和すること。

<現状・課題>

平成 29 年 10 月 25 日に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律が施行され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（以下「セーフティネット住宅」という。）の登録制度、高齢者等の見守りなどの生活支援を行う居住支援法人の指定制度、住宅の改修費や家賃・家賃債務保証料低廉化費用の補助制度を内容とする住宅セーフティネット制度が開始された。

セーフティネット住宅の登録数は、国は令和 2 年度末までに 17 万 5 千戸を、東京都は令和 7 年度末までに 3 万戸を目標としているところ、平成 30 年度末時点において、全国では 8,279 戸、都では 296 戸となっている。また、平成 30 年度末現在、都内区市町村の居住支援協議会は 10 区 4 市で設立されており、都が指定した居住支援法人は 19 法人となっている。さらに、家賃低廉化補助を実施した区市町村は、昨年度において 2 自治体となっている。

このような状況において、セーフティネット住宅の登録促進に向けてより実効的な取組を促進していくためには、財政支援をはじめとする更なる施策の充実が必要である。

- (1) 居住支援協議会・居住支援法人の居住支援活動を支援する重層的住宅セーフティネット構築支援事業は、令和元年度までの時限措置とされている。居住支援協議会は、都において、令和 2 年度までに区市の 50%以上で協議会を設立することを目標としており、区市における設立機運が高まりつつある中、設立後の活動に対して、引き続きの財政支援が必要である。また、居住支援法人は、特定非営利活動法人や一般社団法人など、非営利法人とされ、必要な財源の確保が難しい状況にあり、入居者への見守りなどの居住支援業務を軌道に乗せることが困難である。
- (2) 入居者負担を軽減するための補助は、国費の補助限度額が、家賃低廉化補助が 2 万円／戸・月、家賃債務保証料低廉化補助が 3 万円／戸であるにも関わらず、両者を併用した場合の合計限度額が家賃低廉化補助の限度額と同額に設定されており、両者をそれぞれの限度額まで活用できない仕組みとなっている。
- (3) 家賃低廉化補助の要件について、入居者の政令月収が「15 万 8 千円を超えないもの」とされているが、都は全国平均よりも民間賃貸住宅の家賃が高いため、都営住宅の入居資格収入基準の裁量階層に相当する、より高い月収の

世帯についても家賃低廉化補助の対象とする必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 令和元年度までの時限措置とされている重層的住宅セーフティネット構築支援事業について、令和2年度以降も継続すること。
- (2) 登録住宅に対する家賃・家賃債務保証料の低廉化補助について、それぞれの限度額まで活用できるよう、合計の限度額の見直しを行うこと。
- (3) 登録住宅に対する家賃低廉化補助について、入居者の政令月収に係る要件を「21万4千円を超えないもの」に改めること。

参 考

(1) 重層的住宅セーフティネット構築支援事業

【目的】

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、居住支援協議会・居住支援法人による住宅確保要配慮者の入居円滑化の取組等を支援する。

【対象事業】

< 居住支援協議会 >

- ・相談窓口の設置
- ・新たな住宅セーフティネット制度の周知・普及
- ・要配慮者の居住の安定を図る取組
- ・要配慮者向け民間賃貸住宅に係る情報発信
- ・福祉関係部局との連携
- ・円滑な入居に資するモデル的取組
- ・その他の取組

< 居住支援法人 >

- ・入居相談（不動産店への同行やコーディネートなど民間賃貸住宅への円滑な入居支援）
- ・居住支援サービス（定期的な見守りや家賃滞納時等における生活相談などの生活支援）
- ・附帯業務（新たな住宅セーフティネット制度の周知・普及や住宅の登録促進への協力に係る取組）

【補助金の額】

- ・単年度あたり1,000万円を限度に支援（補助率10/10）

(2) ・ (3) 家賃・家賃債務保証料の低廉化補助の概要

	家賃低廉化に係る補助	家賃債務保証料の 低廉化に係る補助
対象世帯	月収 <u>15.8 万円</u> (収入分位 25%) 以下の世帯	
補助率・ 補助限度額	国 1 / 2 + 地方 1 / 2 (国費限度額: <u>2 万円</u>)	国 1 / 2 + 地方 1 / 2 (国費限度額: <u>3 万円 / 戸・年</u>)
	※家賃と保証料に係る支援は、合計して <u>24 万円 / 戸・年</u> を限度として併用可能。	

3 1 サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のための財政支援

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 住宅政策本部)

サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するため、スマートウェルネス住宅等推進事業による財政支援を継続すること。

<現状・課題>

平成 23 年に改正された高齢者の居住の安定確保に関する法律（通称「高齢者住まい法」）により、サービス付き高齢者向け住宅の登録制度が創設された。

東京都では、「都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020 年に向けた実行プラン（平成 28 年 12 月）」において、政策目標として、サービス付き高齢者向け住宅等を令和 7 年度末までに 2 万 8 千戸整備することとしている。都は、国の補助に加え、整備費補助を行うなど供給の促進を図り、平成 30 年度末現在の整備状況は、約 2 万 1 千戸（うちサービス付き高齢者向け住宅は約 1 万 4 千戸）となっている。

今後、東京は、世界に例を見ない規模とスピードで高齢化が進んでいくことから、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、目標達成に向け、サービス付き高齢者向け住宅の整備を着実に進めていく必要がある。

しかし、スマートウェルネス住宅等推進事業による国の補助対象は、令和 2 年度までに着手する事業とされている。

<具体的要求内容>

令和 2 年度までに着手する事業を補助対象としているスマートウェルネス住宅等推進事業によるサービス付き高齢者向け住宅整備事業について、令和 3 年度以降も継続して補助を実施すること。

参 考

スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱 抜粋

第 4 補助事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業のいずれかに該当し、第一号は平成 32 年度までに着手する事業（平成 33 年 3 月 31 日において完了しないものについては、同日後に実施される事業の部分を除く。）、（中略）国土交通大臣（以下、「大臣」という。）が予算の範囲内において補助金を交付する必要があると認めるものとする。

- 一 サービス付き高齢者向け住宅整備事業
(以下、略)

3 2 東京外かく環状道路の整備促進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

(1) 外環（関越道～東名高速）については、首都圏における交通・物流の根幹を成す重要な道路であるため、整備に必要な財源を十分に確保し、早期に開通すること。

事業の実施に当たっては、安全を最優先に工事を進めるとともに、コスト縮減に努めること。また、都が受託している青梅街道インターチェンジの用地取得が円滑に進むよう、相互に連携して取り組むこと。

(2) 「対応の方針」を国の責任において確実に履行すること。

また、外環の整備に併せ、ジャンクションやインターチェンジ周辺等におけるまちづくりなどについて、都や沿線区市と協力し推進すること。

(3) 外環（東名高速～湾岸道路）については、関越道～東名高速間が進展している現時点で、次の段階を見据え、必要な調査を加速させるとともに、「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」における議論も踏まえ、羽田空港に向かって東名高速～湾岸道路間の全区間の計画を早期に具体化すること。

<現状・課題>

東京が日本経済のエンジンとして、我が国の成長をけん引するため、また、災害時における首都東京の安全・安心を確保するためには、首都圏の陸・海・空の交通・物流ネットワークの強化が極めて重要である。

とりわけ、首都圏における交通・物流の根幹を成す外環は、渋滞緩和によるヒト・モノのスムーズな流れの確保、首都直下地震など大規模災害時における避難・救急活動ルート確保など、様々な効果が期待されており、早期整備が必要である。

外環（千葉区間）については、平成30年6月2日に開通し、関越道から東関東

道までが結ばれ、都内を通過する交通が外環道に転換するなどの整備効果が発現している。

外環（関越道～東名高速）については、平成 29 年 2 月の東名ジャンクション側に続き、平成 31 年 1 月、大泉ジャンクション側からもシールドマシンが発進し、全線で工事が本格化している。

また、外環（東名高速～湾岸道路）については、首都圏三環状道路で唯一未整備・未着手の区間となっており、三環状道路のいわば総仕上げとして、羽田空港や京浜港へのアクセスを強化するなど、環状道路としての機能を最大限に発揮させるために不可欠な路線である。このため、国、東京都及び川崎市の三者で構成する「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」の議論も踏まえ、東名高速～湾岸道路間の全区間について、計画を早期に具体化する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 外環（関越道～東名高速）は、首都圏における交通・物流の根幹を成す重要な道路であるため、整備に必要な財源を十分に確保し、早期に開通すること。

事業の実施に当たっては、大深度地下における高度な技術力を要する本線トンネル工事や本線とランプをつなぐ地中拡幅工事等について、安全を最優先に整備を進めるとともに、コスト縮減に努めること。また、都が受託している青梅街道インターチェンジの用地取得が円滑に進むよう、相互に連携して取り組むこと。

引き続き、国、都、NEXCO 東日本・中日本による東京外かく環状道路（関越～東名）事業連絡調整会議を活用し、情報の共有化を図りながら進めること。

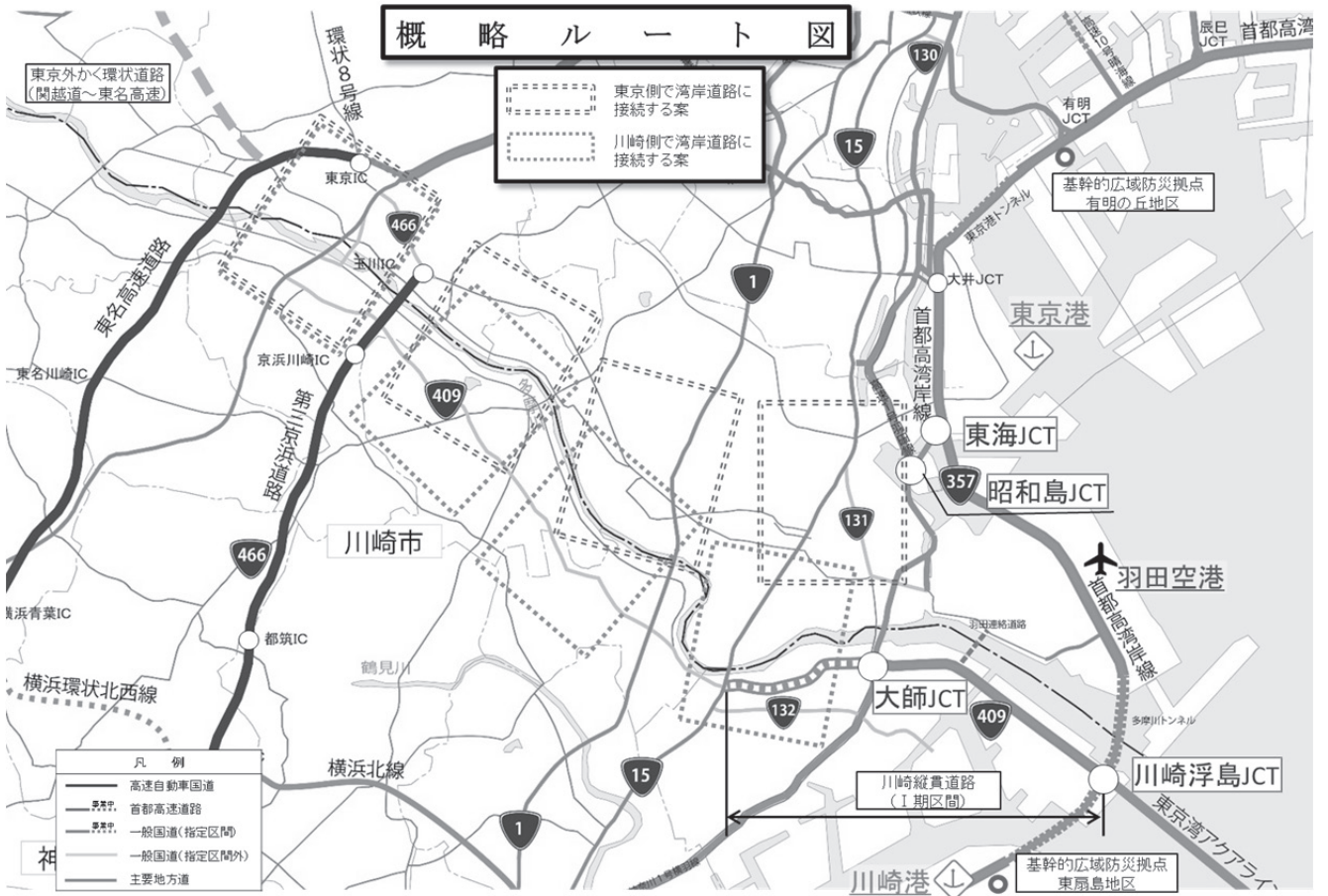
- (2) 地域住民の意見や要望に対する「対応の方針」を国の責任において確実に履行すること。

また、外環の整備に併せ、ジャンクションやインターチェンジ周辺等のまちづくりについて、都や沿線区市と協力し推進すること。特に 3 区市に跨る中央ジャンクション周辺のまちづくりについては、国が主導し、都や沿線区市と協力してまちづくりを推進すること。

さらに、アクセス道路整備についても積極的に支援を行うこと。

- (3) 東名高速～湾岸道路間については、関越道～東名高速間が進展している現時点で、次の段階を見据え、計画の検討に必要な調査を加速させるとともに、「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」における議論も踏まえ、透明性、客観性を確保しつつ、羽田空港に向かって全区間の計画を早期に具体化すること。

参 考



出典:「東京外かく環状道路(東名高速～湾岸道路間)計画検討協議会」資料より

3 3 高速道路網の整備推進及び有効活用等【最重点】

1 高速道路網の整備推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

交通渋滞解消や環境改善、防災機能向上、観光・企業活動の活性化等、高いストック効果を発現する首都圏の高速道路ネットワークの充実を図ること。さらに、これに必要となる財源を確保すること。

<現状・課題>

三環状道路をはじめとする首都圏の高速道路は、交通渋滞の解消、環境改善、地震による被災時の緊急輸送、災害や事故による非常時の回機能確保、さらには、観光・企業活動の活性化等、非常に高いストック効果の発現が期待される。

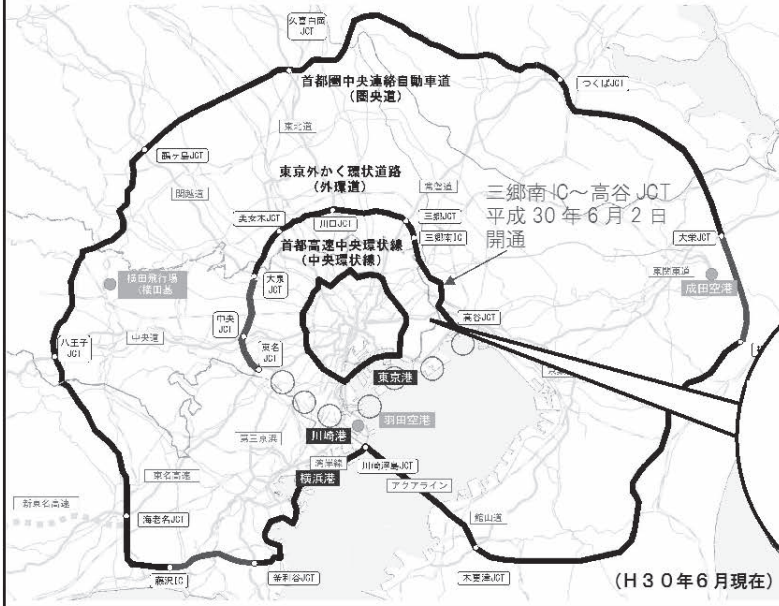
平成27年3月に首都高速中央環状線が全線開通し、三環状道路の最初のリングが完成するとともに、平成29年2月には茨城県区間が全線開通し、東名高速から東関東道までの6つの高速道路が圏央道で結ばれた。

また、圏央道の千葉県区間や4車線化等の整備推進に向け、財政投融資を活用するなど、整備加速が期待される。このように、三環状道路の整備は着々と進んでいるが、引き続き、首都圏における高速道路ネットワークの充実を図ることが重要である。

<具体的要求内容>

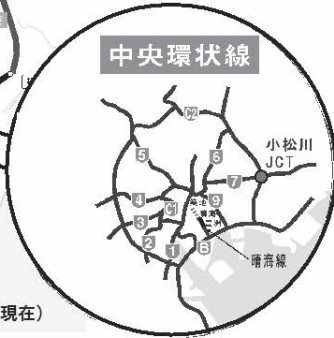
- (1) 首都圏三環状道路のうち、東京外かく環状道路及び首都圏中央連絡自動車道に必要となる財源を確保し、早期かつ確実に整備を推進すること。
- (2) 都市高速道路晴海線のⅡ期区間(晴海～築地)について、早期に事業者を決定し、事業化を図ること。
- (3) 環状線本来の機能を発現させるため、中央環状線の既に通している小松川JCTの改良により交通渋滞解消に寄与するとともに、事業の推進に必要な財源を確保すること。
- (4) 都市高速道路の整備に対する日本高速道路保有・債務返済機構への出資率については、出資者である地方公共団体の意見を尊重し決定すること。

高速道路網の整備状況



○首都圏三環状道路の整備率
(H30年6月現在)
約82%

- ・中央環状線：100%
- ・外環道：58%
- ・圏央道：90%



■凡例

供用中区間	——
事業中区間	——
主な渋滞対策事業中区間	●
計画路線	■ ■ ■
調査中・構想	○ ○ ○

2 高速道路網の有効活用

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

首都圏の高速道路網の有効活用を図るため、混雑状況に応じた料金施策の導入など、引き続き、一体的で利用しやすい料金体系の実現に向けて取り組むとともに、既存の高速道路の渋滞対策やスマートインターチェンジの整備等を推進すること。とりわけ、中央道調布付近の渋滞対策については、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、またその後の観光客等の増加を見据えて更なる対策を実施すること。

<現状・課題>

移動の効率性が極めて高く、環境にもやさしい首都圏を目指し、高速道路網を最大限活用できる料金体系を実現することが必要不可欠である。

この首都圏の高速道路料金については、平成 27 年 9 月に国から示された具体方針（案）に基づき、平成 28 年 4 月から新たな料金体系が導入され、料金体系の整理・統一及び起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現が図られるとともに、利用者の急激な負担増への配慮として、激変緩和措置も講じられた。今後も、首都圏三環状道路のネットワーク機能を最大限発揮させるよう、交通状況などの検証を行い、地方の意見を踏まえた上で、引き続き、一体的で利用しやすい料金体系の実現に向けて取り組む必要がある。

一方、我が国の高速道路のインターチェンジは、平均間隔が約 10 km と、欧米諸国の約 2 倍もの長さがあり、利便性が低く、高速道路が有効活用されていない。

そのため、ETC 車両に限定し、従来のインターチェンジに比べてコンパクトに整備することが可能なスマートインターチェンジの設置により、整備費用や管理コストを削減する。

また、アクセス改善による利便性向上を図ることで、地域生活の充実や経済の活性化などが実現すると考えられる。これらのことから、整備推進が期待されている。

また、中央自動車道の調布付近や小仏トンネル付近等については、恒常的な渋滞の解消に向けた取組が進められている。このうち調布付近については、平成 27 年 12 月に調布インターチェンジから三鷹バス停手前までの間で付加車線が設置され、その効果が確認されたところであるが、車線数が減少する三鷹バス停付近を先頭に引き続き速度低下が発生している。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催時などには、観光客等の増加に伴い高速道路利用率の増大が予想されることから、早期の渋滞対策実施が強く望まれている。

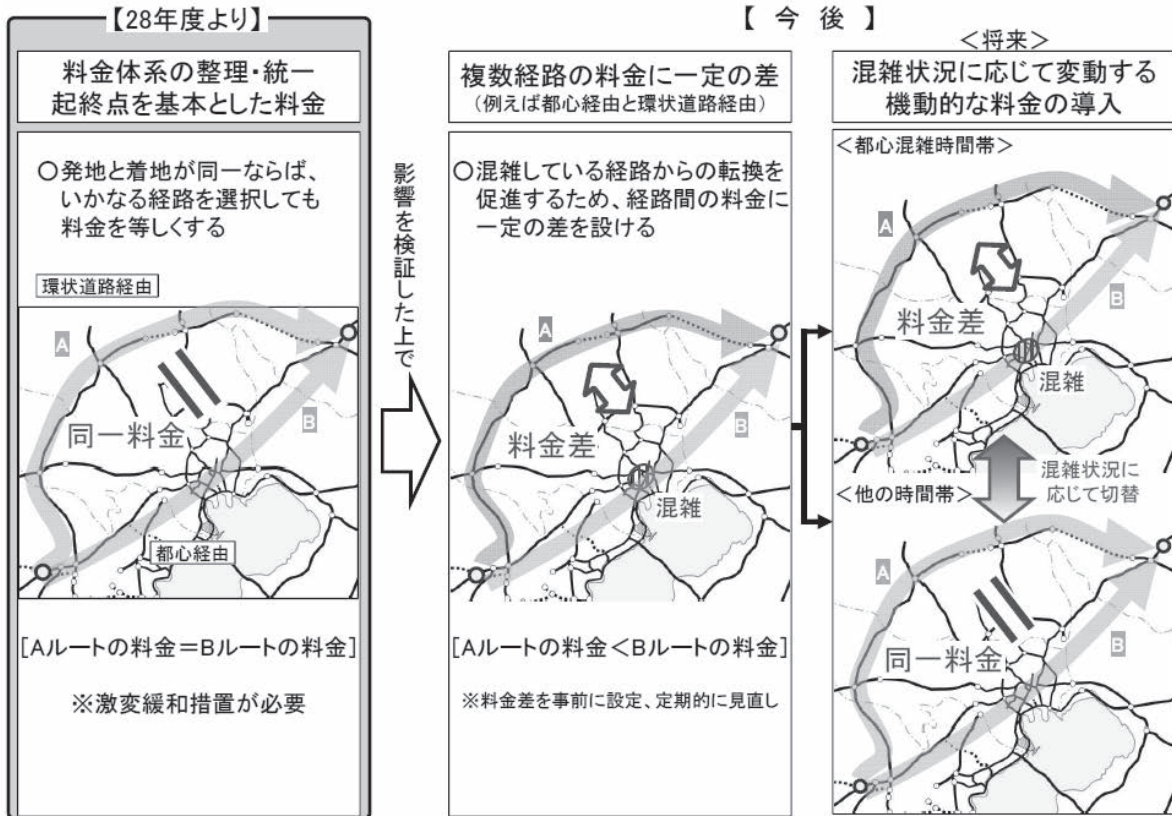
<具体的要求内容>

- (1) 首都圏の高速道路料金については、引き続き、一体的で利用しやすい料金体系の実現に向け、新たな料金体系導入による交通状況の変化や債務の償還計画への影響などについて検証するとともに、会社間の乗継ぎに伴うターミナルチャージの重複徴収の解消や会社間の境目に位置する本線料金所の撤去などについても積極的に取り組むこと。
また、ビッグデータを活用し、混雑状況に応じた料金施策を導入するなど、利用者へのサービス向上を図ること。
- (2) 首都圏における既存の高速道路の利便性向上や交通の円滑化、一般道路の渋滞緩和及び地域の活性化を図るため、スマートインターチェンジの整備推進、ITSの推進等に取り組むこと。
- (3) 中央自動車道の調布付近や小仏トンネル付近の渋滞対策について、一日も早く完成させること。とりわけ、三鷹バス停付近を先頭とする渋滞を解消するため、三鷹料金所付近においても、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、またその後の観光客等の増加を見据えて更なる対策を実施すること。

参 考

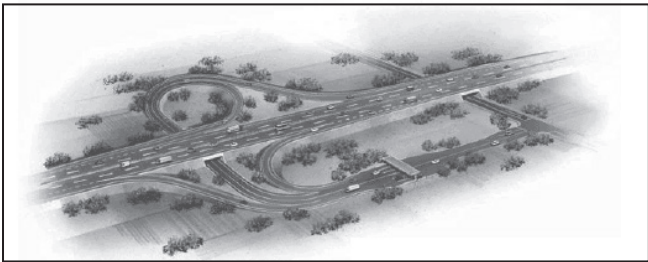
(1) 首都圏の高速道路料金体系

段階的な見直しのイメージ



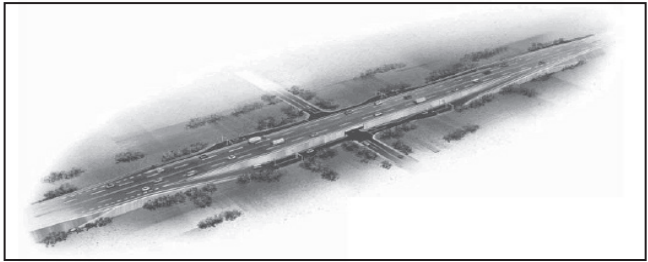
(2) スマートインターチェンジの整備推進

従来型 IC



料金所ブースを1か所に集約するため、広い敷地が必要になる。

スマート IC (ETC 専用 IC) 概念図



料金所ブースを集約しなくてもよいことから、少ない用地で済み、建設コストの縮減が可能。

3 高速道路の老朽化対策及び逆走対策

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

首都高速道路をはじめとした高速道路構造物の老朽化対策を推進するとともに、逆走対策についても取組を進めること。

<現状・課題>

首都圏における高速道路構造物は、災害時に首都圏の機能を維持するとともに日本の東西交通の分断を防ぎ、救援・復旧活動を支える重要な社会資本である。

開通から50年が経過した首都高速道路をはじめとする高速道路構造物は、平成24年の中央道笹子トンネル天井板落下事故に見られるように、老朽化が進んでおり、対策が急がれている。

このため、平成25年12月に首都高速道路株式会社が、平成26年1月には東日本及び中日本高速道路会社が大規模更新等に関する計画等を示した。

また、同年6月には、高速道路会社の料金徴収期間を延長する法律が施行され、各高速道路会社が事業許可を取得している。

首都高速道路については、一部区間で大規模更新等が着手されている。

また、東日本及び中日本高速道路株式会社等が管理する高速道路の道路構造物については、平成28年12月に個別施設計画が示されている。

2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を控えていることから、高速道路利用者の安全安心を確保していくため、大規模更新等の詳細な実施内容を早期に示した上で、高速道路会社が取組を実施していくよう、国が責任を持って指導していく必要がある。

また、高速道路での逆走は、死亡事故等の重大な事故につながる可能性が高く、逆走車両のみならず、正しく走行している車両も巻き込まれる極めて危険な行為であり、撲滅に向けた取組が必要である。

<具体的要求内容>

(1) 首都高速道路構造物の老朽化対策については、大規模更新として、1号羽田線（東品川栈橋・鮫洲埋立部）、1号羽田線（高速大師橋）、3号渋谷線（池尻～三軒茶屋）について事業を推進するとともに、都心環状線の築地川区間等の都市再生に関する検討を進め、着手すること。

また、東日本及び中日本高速道路株式会社が管理する高速道路構造物については、計画に基づき、大規模更新及び修繕等を着実に実施すること。

(2) 老朽化対策の実施に当たっては、三環状道路の早期整備により都心への流入交通量を減らすなど、更新のための環境を整えながら、取組を進めること。

(3) 高速道路での逆走に対しては、国や高速道路会社等において対策を進めているところであるが、高齢化の進展や、認知症問題の顕在化といった社会状況を踏まえ、今後も、逆走事故の撲滅を目指し、取組を推進すること。

4 日本橋周辺の首都高速道路地下化への取組

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

日本橋周辺のまちづくりと連携し、首都高速道路の地下化に向けて取組を進めること。

<現状・課題>

首都高速道路は、我が国の経済活動を支える重要な基盤施設として高度経済成長期以来これまで大きな役割を担ってきたが、建設から長い年月が経ち老朽化が進んでいる。一方、整備に急を要したことから、日本橋周辺では首都高が川の上空を通過しており、周辺景観に与える影響について様々な議論がされてきた。

このような状況の中、平成26年に日本橋周辺を含めた首都高の大規模更新計画が策定されるとともに、平成28年には日本橋周辺で検討が進むまちづくりの取組が、国家戦略特区の都市再生プロジェクトに追加されている。

この機会を捉え、平成29年7月に、国、都、首都高速道路株式会社は共同で、国際金融都市にふさわしい品格のある都市景観の形成、歴史や文化を踏まえた日本橋の顔づくり、沿道環境の改善などのため、日本橋周辺のまちづくりと連携して首都高の地下化に向け取り組んでいくこととした。

同年11月には首都高日本橋地下化検討会を立ち上げ、国、都、中央区及び首都高速道路株式会社が、地下化の計画の具体化に向け、協力していくことを確認し、平成30年5月の第2回検討会において対象区間及び地下ルート(案)を、同年7月の第3回検討会において概算事業費及び概算スキームを公表した。

平成31年2月に都市計画変更素案説明会を実施しており、引き続き、関係機関との調整を進め、都市計画などの手続を着実に実施し、早期の事業化を図ることが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 都及び首都高速道路株式会社とともに、検討及び調整を進め、事業化に向けた手続を着実に実施し、早期の事業着手を図ること。
- (2) 引き続き、周辺のまちづくりと十分な連携を図るとともに、可能な限りコストを縮減した上で、大型車交通の環状機能の確保など、残された課題の解決に向けて取り組むこと。

3 4 国道等の整備推進【最重要】

国道の整備推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局・港湾局)

- (1) 国道357号(多摩川トンネル、その他の未整備区間)について整備推進を図ること。
- (2) 国道15号(品川駅周辺道路拡幅、品川駅西口駅前広場)について整備推進を図ること。
- (3) 国道16号(町田立体)について早期完成に向け整備推進を図ること。
- (4) 国道20号(八王子南バイパス、日野バイパス(延伸))について整備推進を図ること。
- (5) 首都圏の都市間連携を強化する国道(国道6号など)について整備推進を図ること。

<現状・課題>

都市交通の混雑を緩和し交通を円滑化するとともに、被災時における通行機能を強化する都市幹線道路の体系的なネットワークを構築する必要がある。

国道357号は、東京湾岸の広域的なネットワーク形成のみならず、国際化が進む羽田空港へのアクセス向上や京浜三港の連携強化にも寄与する重要な路線である。このうち、未整備の多摩川トンネルは、羽田空港周辺と川崎側の京浜臨海部を結ぶ連絡道路の整備と同時に進めることとなっており、早期完成に向け整備推進を図ることが重要である。国土交通省の平成31年度予算においても、前年度とほぼ同額が確保されたものの、道路関係予算が大幅に削減された平成22年度と同規模となっており、骨格幹線道路である国道の整備に支障を来すと危惧されるため、十分な財源確保が必要不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 国道357号のうち、多摩川トンネルについては、羽田空港周辺と京浜臨海部の連携強化に向けて、実工程を示しつつ整備を推進し、早期開通を図ること。加えて、臨港道路南北線の開通等も見据え、その他の未整備区間についても、早期に事業着手し整備を推進すること。
- (2) 国道15号については、「品川の顔」となる品川駅西口駅前広場の再編整備に不可欠な都市基盤である。このため、品川駅周辺の関連する事業等との

連携を図った上で、本線と西口駅前広場の整備推進を図ること。

(3) 国道16号町田立体については、本線部が平成28年4月に開通し、平成31年3月にランプ部が開通した。引き続き早期完成に向け、一般部の整備を推進すること。

(4) 圏央道へのアクセス機能強化と防災力の向上に寄与する国道20号八王子南バイパス、日野バイパス（延伸、延伸Ⅱ期）については、必要な予算を確保し、整備推進を図ること。

特に、国道20号八王子南バイパス事業においては、接続する国道16号の整備に向けた検討も併せて行うこと。

また、日野バイパス（延伸）において、土地区画整理事業により用地を確保した部分については、早期に事業効果を発現させるために、早急に整備を行うこと。

(5) 国道6号、国道14号など現在事業中の箇所については、必要な予算を確保し、早期開通を図り、その他の箇所についても、整備推進を図ること。

35 道路・橋梁事業の推進

1 道路・橋梁整備の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

日本経済のけん引役である東京のインフラの強化は、日本全体の活性化に繋がり、投資効果も高いことから、東京の道路整備を着実に推進するため、必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に措置すること。

<現状・課題>

首都東京は、日本の全人口の1割を超える約1,380万人が生活し、総生産額が全国の約2割に当たる約107兆円に上るなど、人やモノ、企業が集積し、日本経済の中枢を担っている。しかし、都市計画道路の完成率は、約60パーセントとまだまだ道半ばであり、混雑時旅行速度が区部においては、全国平均約33km/hの半分以下で、国内外主要都市と比較して非常に低い水準にある。このことが、慢性的な交通渋滞を生じさせ、都市機能の停滞や都市環境の悪化を招くなど、東京の最大の弱点となっている。首都東京の道路整備は、オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、また、同競技大会後を見据え、生産性の向上により経済成長を促進し、国際競争力を強化するためにも、極めて重要となっている。

一方、東日本大震災では、救援活動や救援物資輸送を支えるなど、改めて道路ネットワークの重要性が明らかになった。

そのため、首都圏三環状道路のみならず幹線道路ネットワークなどを早期に整備し、首都東京の渋滞解消・防災性の向上・環境改善を図ることが喫緊の課題となっている。

さらに、都では首都直下地震の発生が懸念される中、高度防災都市の実現に向け、震災時に特に甚大な被害が想定される約6,900ヘクタールの整備地域における防災性の向上を図る都市計画道路（特定整備路線）の整備を推進することとなっている。

また、都県境の道路は、災害時の広域避難や緊急物資輸送などを行うためにも非常に重要であるが、隣接県市の財政負担が厳しいこと等から整備が進まないことが課題となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 国は、道路予算全体を増額し、個別補助金、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金など、地方自治体の道路整備の財源を安定的・継続的に確保するとともに、日本経済のけん引役である東京のインフラの強化は、日本全体の活性化に繋がり、投資効果も高いことから、都への道路関係予算の配分

を増額すること。また、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の最終年度である令和2年度の予算確保はもとより、翌年度以降も継続的に推進を図るため、新たな支援制度の検討を行うなど、必要な財政措置を行うこと。

- (2) 昨年度、地震時等に著しく危険な密集市街地における道路整備が重点配分対象事業となった。引き続き、首都直下地震の切迫性を踏まえ、特定整備路線の整備に必要な財源を確保すること。
- (3) 都県間の道路ネットワークの形成により交通を円滑化し、周辺県との連携を強化するとともに、災害時の広域避難や緊急物資輸送などを行う都県境の道路整備を重点配分対象事業に位置付けるなど、支援すること。

東京の主な道路事業

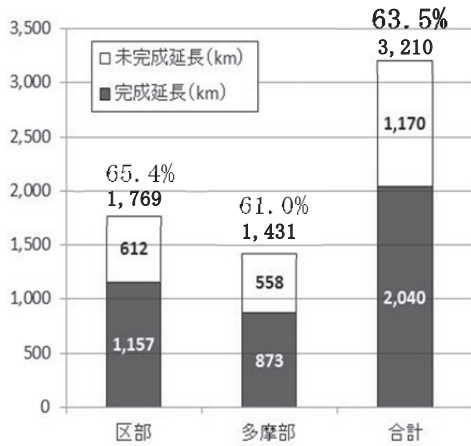
- ① 区部の放射・環状道路整備
環状1号線、環状2号線、環状5の1号線、環状6号線
放射25号線、放射35・36号線など
- ② 多摩の南北・東西道路整備など
府中所沢・鎌倉街道線、東京八王子線、新青梅街道、南多摩尾根幹線など
- ③ 交通の円滑化や耐荷力向上を図る橋梁^{りょう}整備
若潮橋、関戸橋、等々力大橋（仮称）など
- ④ 連続立体交差事業
京王京王線、西武新宿線など
- ⑤ 道路整備による多摩山間、島しょ地域の防災力強化
多摩川南岸道路、秋川南岸道路、（仮称）梅ヶ谷トンネルなど
- ⑥ 「木密地域不燃化10年プロジェクト」特定整備路線
放射32号線、補助26号線、補助29号線など
- ⑦ 立川広域防災基地^{*}へのアクセス性を強化する都市計画道路
立川東大和線、中央南北線など

※立川広域防災基地：南関東地域に広域的な災害が発生し、首都機能に甚大な被害が生じた場合に、災害応急活動の中核拠点となる重要な施設。

参 考

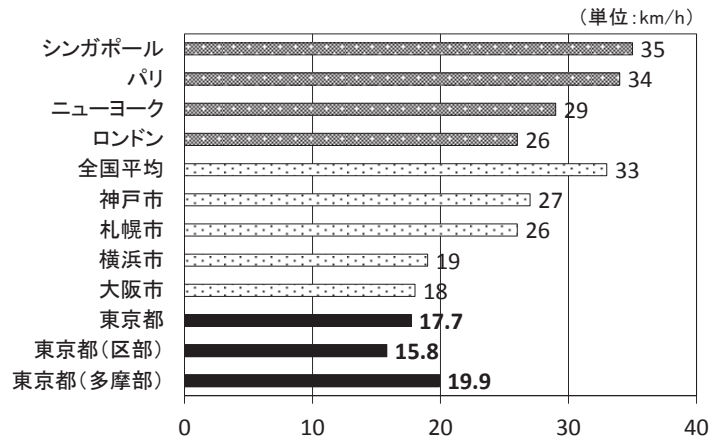
(1) 東京の道路交通

都市計画道路の整備延長



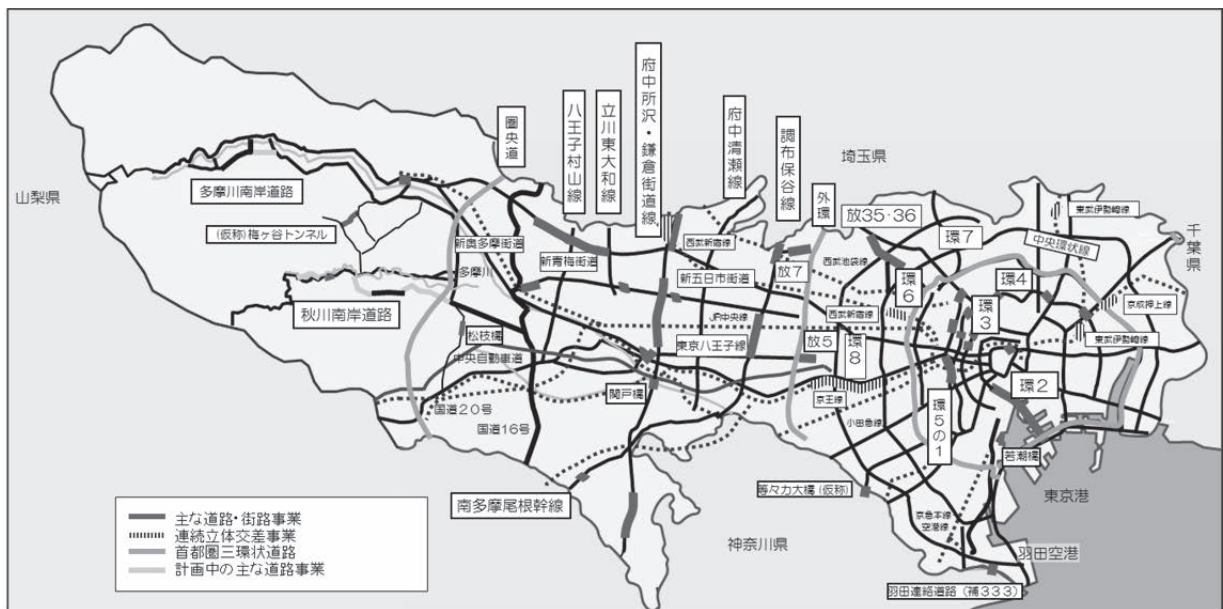
出典：東京都資料(H29年3月末現在)

主要都市の平均旅行速度



出典：平成27年道路交通センサス、自動車交通研究2017、国土交通省社会資本整備審議会都市計画部会を基に作成

(2) 東京の主な道路事業



2 街路樹の充実（質の向上）

（提案要求先 国土交通省）
（都所管局 建設局）

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）に向け、美しい景観と緑陰を確保するため、都内街路樹の維持管理を充実させる必要があり、国道においても、一層、維持管理の充実を図ること。

<現状・課題>

豊かな緑は、風格ある都市景観の形成やヒートアイランド現象の緩和、大気浄化など、都市環境の改善に寄与する。

東京 2020 大会においては、マラソンコースをはじめ、これまで創出してきた連続する豊かな道路の緑が、世界中の人々から注目される。

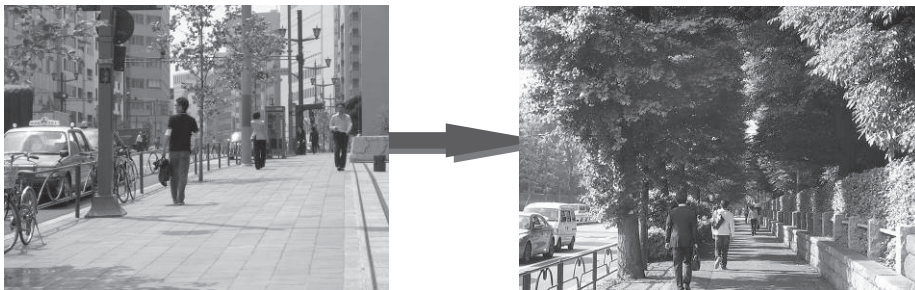
そこで、道路の緑が織りなす美しい景観を維持・向上させ、東京の魅力として示していくため、都内の街路樹について、充実した維持管理により、美しく大きな樹冠の確保など、質の向上を図る必要がある。

<具体的要求内容>

東京 2020 大会に向け、都内街路樹の維持管理を充実させて質の向上を図る必要があり、美しく大きな樹冠の確保等のため、国道においても、計画的な^{せん}剪定等、一層街路樹の維持管理の充実を図ること。

参 考

【街路樹の充実（質の向上）のイメージ】



3 道路施設の予防保全型管理【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

橋梁^{りょう}やトンネル等の予防保全計画を策定し、これに基づく対策を着実に実施することにより、既設施設を将来世代に良好な状態で継承していくために必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

橋梁、トンネルの多くは、高度経済成長期に集中して建設されたため、高齢化が進み、近い将来一斉に更新時期を迎えることになる。

このため、橋梁^{りょう}の長寿命化修繕計画、及びトンネルの予防保全計画に基づく対策を実施することにより、これまでの対症療法型管理から予防保全型管理へ転換し、更新時期の平準化と総事業費の縮減を図るとともに、道路網の安全・安心を確保することにより、将来世代にこれらの社会資本を良好な状態で継承していく必要がある。

都は、平成21年3月に「橋梁^{りょう}の管理に関する中長期計画」、平成27年11月に「トンネル予防保全計画」を策定し予防保全型管理の取組を推進しており、今後、他の道路施設においても、予防保全型管理を導入していく予定である。

また、区市町村においても、橋梁^{りょう}等の長寿命化修繕計画の策定を進めており、今後、計画に基づく事業を実施していく予定である。

<具体的要求内容>

- (1) 道路施設の予防保全型管理を推進していくため、長寿命化修繕計画に基づく対策を実施するために必要な財源を確保すること。
- (2) 区市町村において、橋梁^{りょう}等の長寿命化修繕計画の策定に必要な財源及び同計画に基づく対策を実施するために、必要な財源を確保すること。

参 考

1 橋梁^{りょう}の長寿命化修繕計画策定状況（平成31年4月1日現在）

(1) 策定済み

	自治体名
1 都	東京都
23区	北区、葛飾区、品川区、大田区、江東区、墨田区、中央区、板橋区、千代田区、江戸川区、目黒区、文京区、世田谷区、足立区、豊島区、港区、渋谷区、杉並区、中野区、練馬区、新宿区、荒川区、台東区
26市	町田市、国分寺市、立川市、武蔵野市、青梅市、多摩市、調布市、狛江市、稲城市、東久留米市、あきる野市、八王子市、小平市、羽村市、西東京市、東村山市、清瀬市、日野市、福生市、三鷹市、武蔵村山市、東大和市、小金井市、府中市、国立市、昭島市
2町	奥多摩町、日の出町
3村	檜原村、神津島村、小笠原村

(2) 平成31年度策定予定

	自治体名
1町	瑞穂町
1村	三宅村

2 平成31年度の予算

(1) 都の予算（当初）

（単位：百万円）

区 分	事業費	うち補助事業費 （国費）
橋梁 ^{りょう} の長寿命化	11,867	5,954 (2,977.2)
トンネルの予防保全	829	120 (60.00)

補助率 0.50

(2) 区市の予算（当初）

（単位：百万円）

区 分	事業費	うち補助事業費 （国費）
橋梁 ^{りょう} の長寿命化 （工事・計画策定）	1,275.0	1,275.0 (637.5)

補助率 0.5～0.69

3 実施計画（東京都）

- ・橋梁^{りょう}の長寿命化については、令和6年度末までに約160橋に着手する。
- ・トンネルの予防保全型管理の取組については、令和6年度末までに、26トンネルに着手する。

4 道路災害防除事業の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

土砂災害を未然に防ぐことにより、道路の安全性を向上させる道路災害防除に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

多摩地域や島しょ部の山岳道路では、台風や集中豪雨により落石や崩落等の土砂災害が発生している。

災害の発生に伴う、物的、人的被害や、通行止めによる経済的損失、日常生活に及ぼす影響を防ぐためには、道路斜面の落石や崩落等による土砂災害を未然に防止する必要がある。

このため、日常的な巡回点検に加え、専門技術者により斜面の安定度を評価する5年に一度の定期点検、大雨等の際に行う異常時点検などにより、斜面の状況を的確に把握し、擁壁や落石防護柵の設置など多様な斜面对策を現道の拡幅や代替ルート整備と併せて効果的に推進し、総合的に道路の防災性を高めていくこととした。

<具体的要求内容>

道路斜面の補強や落石防護対策等の道路災害防除に必要な財源を確保すること。

参 考

道路災害防除事業

1 平成31年度 都の予算（当初）

（単位：百万円）

区 分	事業費	うち補助事業費 (国費)
道路災害防除事業	4, 6 8 7	9 9 1 (4 9 8)

道路災害防除事業に対する補助率 0. 5 0（小笠原0. 6 0）

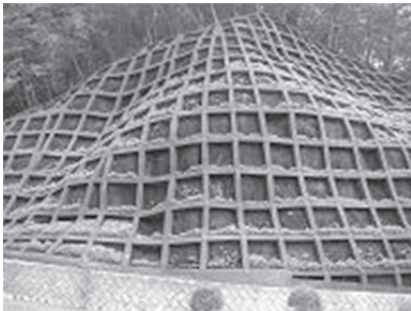
2 都への当初内示額

（単位：百万円）

区 分	平成29年度	平成30年度
道路災害防除事業 (国費)	1 2 7 (7 2)	3 1 (1 8)

3 対策事例

道路斜面对策



法枠工



落石防護柵工



モルタル吹付工



落石防護網工

5 交通安全施設事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

誰もが安全で安心して利用できる道路空間を創出するため、歩道整備や道路のバリアフリー化、自転車走行空間整備の実施に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

都は、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、「東京都交通安全計画」に基づき、交通安全施設の整備等を積極的に推進してきた。

現行の第10次計画（平成28年度～令和2年度）では、令和2年度までに交通事故死者数を125人以下とすることを目標としているが、平成30年の死者数は143人であることから、交通安全施設の一層の整備拡充を進める必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 歩行者等を自動車交通から分離し、道路交通の安全と円滑化を図るため、歩道整備の実施に必要な財源を確保すること。
- (2) 高齢者や障害者を含む誰もが安心して歩ける歩行空間を確保するため、段差解消や勾配改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、道路のバリアフリー化の実施に必要な財源を確保すること。
- (3) 歩行者、自転車、自動車とともに安全で安心して通行できる道路空間を実現するため、地域の道路事情に応じた整備手法による自転車走行空間整備の実施に必要な財源を確保すること。

参 考

1 都道における交通安全施設の整備状況

【歩道整備状況】

(平成30年4月1日現在)

区分	整備対象 道路延長	整備済延長		未整備延長
			うち幅員2m以上	
区部	894 km	798 km	732 km	96 km
多摩地域	990 km	705 km	456 km	285 km
全体	1884 km	1503 km	1188 km	381 km

【「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づく道路のバリアフリー化整備状況】

(平成30年4月1日現在)

区分	整備対象延長	整備済延長
競技会場や観光施設周辺等の都道	90 km	34 km
駅、生活関連施設等を結ぶ都道	90 km	16 km
計	180 km	50 km

【「東京都自転車走行空間整備推進計画」に基づく自転車走行空間整備状況】

(平成30年4月1日現在)

整備手法	整備済延長
車道を活用した自転車レーン	60.9 km
広い歩道を活用した自転車走行空間	86.8 km
水道敷や河川敷等を活用した自転車道	44.4 km
計	192.1 km

2 平成31年度 都の予算（当初）

(単位：百万円)

区 分	事業費	うち国費対象事業費（国費）
歩道整備 バリアフリー化 自転車走行空間整備	9,584	3,213（1,607）

3 都への当初内示額

(単位：百万円)

区 分	平成30年度	平成31年度
歩道整備 バリアフリー化 自転車走行空間整備 (国費)	0（0）	0（0）

6 交差点改良事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

慢性的な交通渋滞を解消し、交通事故防止を図るため、交差点改良に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

現在、東京都内では、いまだ慢性的な交通渋滞が各所で残っており、渋滞を緩和し円滑な道路交通を確保することは、喫緊の課題である。

渋滞の大半は交差点で発生しており、特に右折車線のない交差点において、右折車が後続車の進行を妨げることによる、交差点部の通過時間の増大が、大きな要因の一つとなっている。

交差点直前の比較的短い区間の土地を取得し、右折車線等の設置を行う交差点改良事業を実施し、右折待ち車両による渋滞を緩和するとともに、交差点付近の歩道を整備して歩行者、自転車の交通安全対策を図ることが求められている。

<具体的要求内容>

慢性的な交通渋滞を解消し、交通事故防止を図るため、右折レーン設置をはじめとした交差点改良の実施に必要な財源を確保すること。

参 考

1 交差点改良事業の整備状況

(平成30年4月1日現在)

	計画箇所数	完成箇所数 (一部完成*含む)
交差点改良事業 (第3次交差点すいすいプラン)	76	23

※2次プランによる継続箇所を含む。

2 平成31年度 都の予算 (当初)

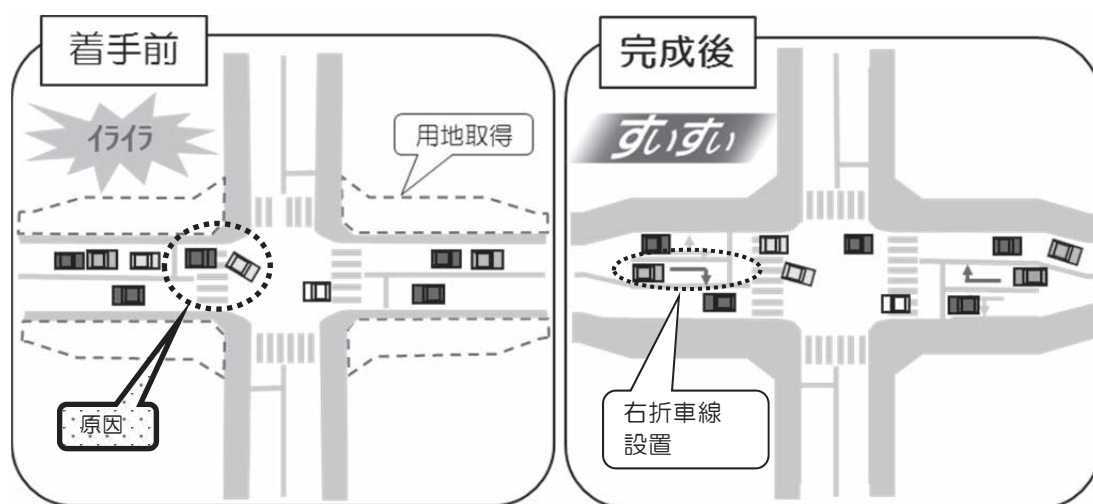
(単位:百万円)

区 分	事業費	うち国費対象事業費 (国費)
交差点改良事業	4,161	633 (317)

3 都への当初内示額

(単位:百万円)

区 分	平成30年度	平成31年度
交差点改良事業 (国費)	0 (0)	0 (0)



交通渋滞の緩和を図るとともに、交差点付近の歩道も併せて整備し、安全確保に努めています。

7 観光施策に資する道路の景観整備

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

観光施策に資する道路の景観整備に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

江戸期に培われた歴史的観光資源や、高度に発展した国際都市に残る豊かな自然など、東京を訪れる人が多様な魅力を感じられるような風格ある観光都市への取組が進んでいるが、そうした拠点を結ぶ道路の景観整備は約5割にとどまっており、継続して取り組んでいくことが必要である。

<具体的要求内容>

皇居周辺や六本木などの国際観光都市東京の核となる地域において、地域特性を反映し、美しくうるおいのある良好な都市景観を創出する道路整備を推進するため、道路の景観整備に必要な財源を確保すること。

参 考

1 観光施策に資する道路の景観整備事業の整備状況

(平成30年4月1日現在)

区 分	計画施設延長	完成施設延長	整備率
観光施策に資する 道路の景観整備事業	78.4 km	42.4 km	54%

2 平成31年度 都の予算(当初)

(単位:百万円)

区 分	事業費	うち国費対象事業費(国費)
道路の景観整備事業	645	100(50)

3 都への当初内示額

(単位:百万円)

区 分	平成29年度	平成30年度
道路の景観整備事業 (国費)	0 (0)	0 (0)

【整備実施例】



中央区銀座（外堀通り）



台東区東上野（浅草通り）

8 臨海部道路網の整備【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局)

東京港の国際競争力及び地震災害に対する危機管理機能の強化に向け、中央防波堤地区の臨港道路について、整備に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

東京港の国際競争力を強化し、首都圏の生活と産業を支えるとともに、震災時における迅速な緊急物資輸送や被災者避難が行えるよう、ふ頭と背後地とを結ぶ道路ネットワークの充実・強化を図ることが必要である。

特に、中央防波堤地区においては、外貿コンテナ及び内貿ユニットロードターミナルなどのふ頭施設の利用に伴う交通需要に対応することが喫緊の課題である。

このため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y3）の整備スケジュールに合わせ、中央防波堤地区の臨港道路を完成することが不可欠である。

<具体的要求内容>

中央防波堤地区の臨港道路の整備は、東京港の国際競争力を強化し、首都圏の生活と産業を支えるとともに、震災時における迅速な緊急物資輸送や被災者避難が行えるなど、大きなストック効果を発現する。

このため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y3）の整備スケジュールに合わせ、中央防波堤地区の臨港道路を完成できるよう、整備に必要な財源を確保すること。

9 道路施設の点検に向けた財源確保等

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

道路の本格的なメンテナンス体制を構築するため、トンネルや橋など道路施設の点検を着実に実施するのに必要な財源を確保するとともに、更なる交付金の充実を図ること。

<現状・課題>

高度経済成長期に集中的に整備された道路ストックは、今後急速に高齢化することから、本格的なメンテナンス体制の構築が求められている。

道路法においては、道路の予防保全の観点も踏まえた点検を含む維持・修繕の実施等が規定され、国が定める統一的な基準により、5年に一度の頻度で近接目視により点検を行うことが義務化された。

点検の義務化に伴い、比較的財政基盤の弱い区市町村が道路施設の点検を着実に実施していくために、必要な財源の確保や技術力の向上等が不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 定期点検が義務付けられたトンネル、橋などの道路施設や、街路灯、道路標識などの道路附属物の点検に必要な財源を確保すること。
- (2) 特に、鉄道や高速道路を跨ぐ橋の点検については、作業時間や物理的な制約を受け、より多くの経費を要することから、必要となる財源を確保するとともに、補助率の引き上げなど更なる交付金の充実を図ること。
- (3) 道路施設の定期点検における近接目視について、効率的かつ経済的に行える新たな点検手法、技術の開発を行うこと。
- (4) 職員の点検技術の向上を図るため、国が実施している道路維持管理研修等の更なる強化や点検員の資格制度の確立など、技術的な支援を拡充すること。

参 考

(1) 道路施設の点検事業費

平成31年度 予算(当初) ※都分、区市町村分を含む。 (単位:百万円)

区 分	事業費	うち補助事業費 (国費)
道路施設等の点検・調査	2, 1 1 6	4 7 9 (2 3 9)
橋梁の点検	1, 0 5 7	2 2 0 (1 1 0)
舗装の調査	4 4 6	1 0 6 (5 3)
その他道路施設の点検・調査	6 1 3	1 5 3 (7 6)

(2) 道路施設の点検事例

○橋梁の点検



橋梁点検車による定期点検



詳細健全度調査

○舗装の調査



路面下空洞調査



路面性状調査

○その他施設(トンネル・擁壁等)の点検



トンネル点検



擁壁点検

3 6 鉄道駅のバリアフリー化の推進【最重点】

1 移動等円滑化方針及び基本構想の作成促進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

都は、区市町村の基本構想策定に係る経費について、区市町村への補助を実施している。

これまで、基本構想により、鉄道駅や駅周辺地域の面的・一体的なバリアフリー化が図られてきているものの、基本構想を作成した区市は平成29年4月現在で約6割と、作成が十分ではない。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）が改正され、マスタープラン制度が導入され、第24条の2で、区市町村は移動等円滑化促進方針を作成するよう努めるものとされた。

また、第25条で、基本構想の作成について、改正前はできる規定であったが、改正後は努力義務とされた。

この改正により、今後、移動等円滑化促進方針及び基本構想を作成する区市町村が増えると思込まれる。

<具体的要求内容>

区市町村の移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成に必要な財源を確保すること。

2 ホームドア等の整備促進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局・交通局)

(1) ホームドア等の整備を更に加速させるために必要な財源を確保すること。

(2) ホームドア等の整備を促進するため、コスト縮減を図るための技術開発の支援等を行うこと。

<現状・課題>

ホームからの転落等による人身障害事故を防止し、利用者や鉄道輸送の安全性を確保するため、ホームドア整備を加速させる必要がある。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）の開催に向け、多くの観客が訪れる競技会場周辺の駅や空港アクセス駅等について、ホームドア整備を促進していく必要がある。

ホームドアの整備に当たっては、車両扉の位置の異なる列車への対応やホーム幅の縮小、停車時間の増大による輸送力の低下、更には膨大な投資費用などの課題があり、整備は進んでいない現状にある。

国は鉄道事業者のホームドア整備を促進するため、10 万人以上の駅を優先的に設置費用に対する補助を実施しているが、都では対象を 10 万人未満の駅に拡大することなどにより、整備を加速化する方策を検討している。

< 具体的要求内容 >

- (1) 東京 2020 大会の開催も見据え、ホームドア等の整備を更に加速させるため、鉄道事業者の積極的な取組を促すとともに、10 万人未満の駅を含め整備に必要な財源を確保すること。
- (2) 異なる扉位置の車両への対応やコスト縮減を図るための技術開発の支援等を行うこと。

3 エレベーター等の整備促進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

鉄道駅におけるエレベーター等のバリアフリー施設の整備を更に加速させるために必要な財源を確保すること。

< 現状・課題 >

高齢者や障害者等をはじめ、鉄道駅を利用する全ての人の円滑な移動環境を確保するため、エレベーター等の設置を促進する必要がある。

これまでに、都内の約 9 割の駅でホームから出入口まで段差なく移動できる経路が 1 ルート確保されているが、複数の出入口が離れた位置にある駅や乗換えに段差のある移動を伴う駅等においてエレベーターの設置を加速させ、駅における利用者の移動環境を更に高めていく必要がある。

また、東京 2020 大会の開催に向け、多くの観客が訪れる競技会場周辺の駅や空港アクセス駅等において、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」の標準基準（17 人乗り程度）以上を満たすエレベーターの設置を促進していく必要がある。

都では、駅利用者の移動等の円滑化を促進するため、駅におけるエレベーター等の設置費用に対する補助を実施しているが、優先してバリアフリー化を促進する駅の考え方を鉄道事業者に示すことにより、整備を加速化する方策を検討している。

< 具体的要求内容 >

東京 2020 大会の開催も見据え、1 ルート未整備駅の解消はもとより、最短経

路を考慮したルート複数化や、競技会場周辺駅や空港アクセス駅等におけるエレベーター等のバリアフリー施設の整備を更に加速させるため、事業者の積極的な取組を促すとともに、都がバリアフリー化を促進する駅の整備に必要な財源を確保すること。

4 トイレ環境の整備

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・交通局)

競技会場周辺等の主要駅や空港アクセス駅などにおいて、トイレ環境の充実に係る財源を確保すること。

<現状・課題>

平成29年2月に公表された「ユニバーサルデザイン2020行動計画(以下、「UD2020」という。)」で、トイレ環境の整備を図るため、ガイドラインを改正するとの見解が示された。

これを受け、平成30年3月に公表された公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドラインでは、多機能トイレを整備した上で、一般トイレへの機能分散により、利便性向上を図ることが必要であるとしている。

都は、東京2020大会を見据え、訪日外国人旅行者や高齢者のニーズに対応した鉄道駅トイレの利便性や快適性を向上させるため、平成29年度に和式トイレの洋式化に係る補助を開始した。平成30年度からは、競技会場周辺等の鉄道駅における多機能トイレ整備への補助制度を拡充した。

<具体的要求内容>

競技会場周辺等の主要駅や空港アクセス駅などにおいて、障害者対応型便所(多機能トイレ)の整備など、トイレ環境の充実に係る財源を確保すること。

3 7 都市鉄道ネットワーク等の強化【最重点】

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

- (1) 交通政策審議会諮問第198号に対する答申において「事業化に向けて検討を進めるべき」とされた6路線の整備を促進すること。
- (2) 同答申において、検討熟度が低く構想段階だが国際競争力の強化に資するとされた路線の事業スキームの早期構築に向け、積極的に支援すること。
- (3) JR中央線複々線化などの事業化に向けて、新しい整備の仕組みづくりを検討するなど、早期に必要な措置を講じること。
- (4) オフピーク通勤の取組を促進すること。
- (5) 快適通勤の実現に向けた混雑緩和策等の検討に対し支援・協力を行うこと。

<現状・課題>

東京圏における今後の都市鉄道の在り方について、平成28年4月に交通政策審議会諮問第198号に対する答申が公表された。この答申では、東京圏の都市鉄道が目指すべき姿として、成長をけん引する経済活動等を支える基盤として機能強化を図り、東京圏の国際競争力の強化に資することや、混雑の緩和など更なるサービス水準の引上げにより、豊かな国民生活に資することなどを示した上で、その実現に向けて、国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクト、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトとして、路線の新設・既設施設の改良に関するプロジェクトが挙げられている。

答申に位置付けられた路線の実現には、事業主体や収支採算性、技術的な課題等への対応が必要である。

都は、答申において事業化に向けて検討などを進めるべきとされた6路線を中心に、沿線の区市町や鉄道事業者等の関係者ととともに、具体化に向け、事業スキーム等の検討を実施するとともに、平成30年4月に鉄道新線建設等準備基金を創設して、6路線に係る事業などの財源の確保に努めている。

また、平成29年度から都はオフピーク通勤を促進する時差Bizの取組を開始した。平成31年からは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とその先を見据え、時差Bizや働き方改革に繋がるテレワーク等と、交通混雑緩和に資する交通需要マネジメント(TDM)を「スムーズBiz」として、一体的に推

進している。

< 具体的要求内容 >

(1) 答申において「事業化に向けて検討を進めるべき」とされた6路線の整備促進

交通政策審議会諮問第198号に対する答申において「事業化に向けて検討を進めるべき」とされた6路線の整備に向けて、事業スキームを早期に構築するとともに、補助制度の積極的な活用や拡充、財源の確保など必要な措置をとること。

(2) 国際競争力の強化に資する路線の事業スキームの早期構築に向けた支援

同答申において、検討熟度が低く構想段階だが、国際競争力の強化に資すると位置づけられた「都心部・臨海地域地下鉄構想」及び「都心部・品川地下鉄構想」について、事業スキームの早期構築に向け、積極的に支援すること。

(3) 新しい鉄道整備の仕組みづくりの検討などの措置

整備効果が見込まれるものの、収支採算性に課題があるとされたJR中央線の三鷹・立川駅間の複々線化などの路線について、新しい整備の仕組みづくりを検討するなど、必要な措置をとること。

また、地下鉄運転の時間延長など外国人の受入環境整備の推進策について検討すること。

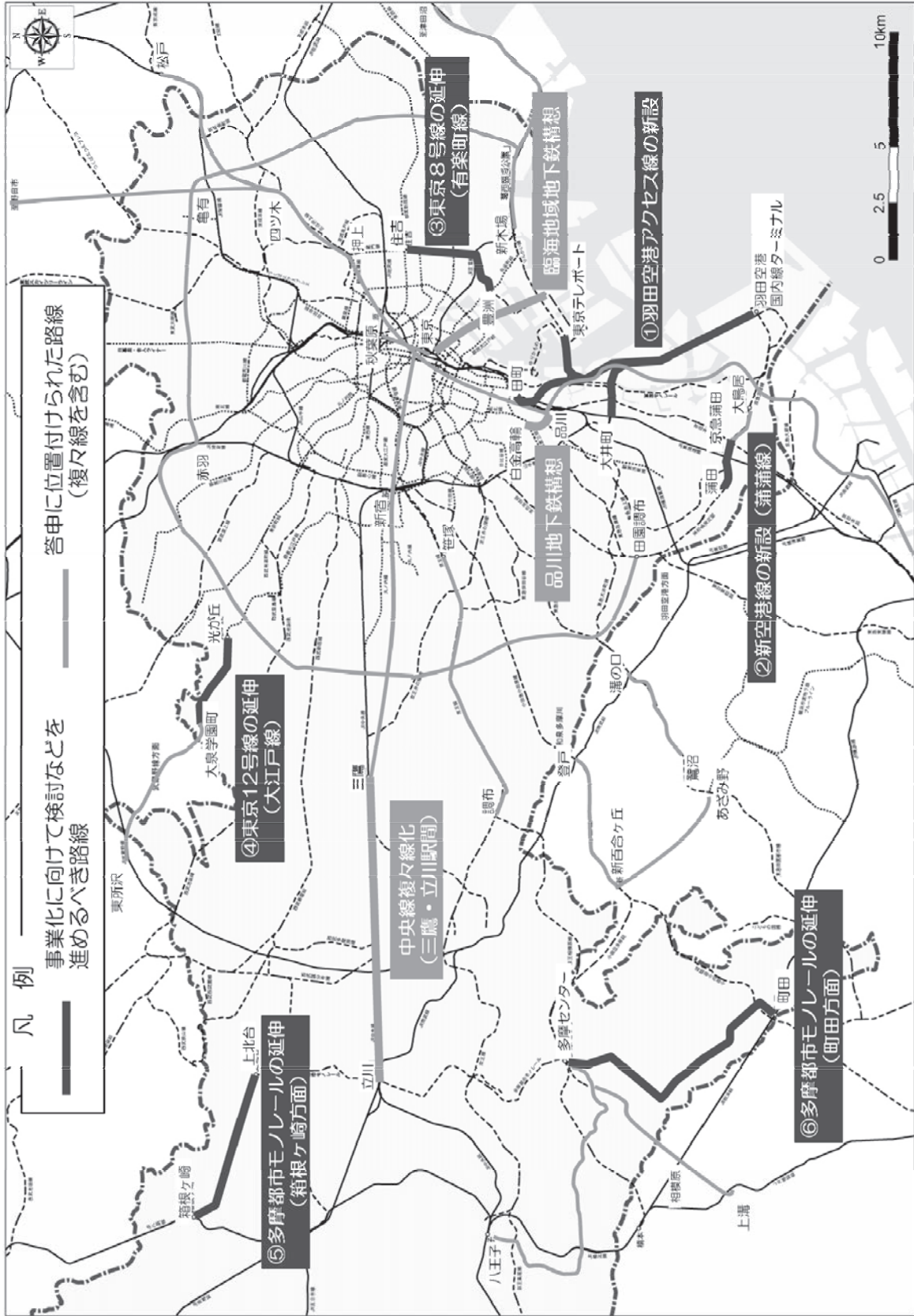
(4) オフピーク通勤の取組の促進

答申を踏まえ、鉄道利用者に対するオフピーク通勤へのインセンティブの付与に取り組むことや、輸送需要と輸送力の関係について区間別・時間帯別で詳細に分析し、より一層の混雑の見える化を検討することについて鉄道事業者の積極的な取組を促すなど、オフピーク通勤の取組を促進すること。

(5) 快適通勤の実現に向けた混雑緩和策等の検討に対する支援・協力

混雑緩和対策として、輸送力強化等の観点から、先端技術も活用した車両や運行システムの改良など、中長期的に実現可能な施策の検討にあたり、国において指導・助言等の支援・協力を行うこと。

交通政策審議会諮問第198号に対する答申に位置付けられた路線



※検討熟度が低く構想段階だが国際競争力の強化に資するとされた路線：「都心部・臨海地域地下鉄構想」、「都心部・品川地下鉄構想」
 整備効果が見込まれるものの、収支採算性に課題があるとされた路線：「中央線複々線化(三鷹・立川駅間)」など

38 BRT整備推進のための制度の創設・拡充 【最重点】

(提案要求先 内閣府・国土交通省・環境省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) BRTの導入に関して、連節車両等の購入、インフラ整備及び自動走行技術等の新技術導入に伴うコスト増に対して、各補助制度の拡充や創設を行うこと。
- (2) BRTの整備を推進するための枠組とそれに合わせた補助制度の創設を行うこと。

<現状・課題>

BRTは、地下鉄やLRTなどと比較して導入に要する期間が短く、交通需要への速やかな対応が求められる地域等において、今後、鉄道やバス等と共に公共交通の一翼を担う交通システムである。また、BRTの導入において、燃料電池車両や低公害型連節車両を利用することにより、二酸化炭素排出量の少ない交通システムを構築し、低炭素社会の実現に寄与する。

都が進めている都心と臨海地域とを結ぶBRTは、2020年度の先行的な運行、2022年度以降の本格運行を予定しており、環境負荷にも配慮したBRTの実現に向けて運行事業者等と調整を進めている。

今後、ターミナルや車両基地の整備、連節車両や燃料電池車両の調達のための支援など、BRT事業を推進するための枠組みを確保する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 連節車両、燃料電池車両への補助の拡充
- (2) BRT事業におけるターミナル、車両基地の整備への補助の創設
- (3) 内閣府SIPによる自動走行技術等の新技術導入費用に関する補助の創設
- (4) 乗降時間短縮に向けた、車両内における車いすの取扱いの弾力的な運用
- (5) 行政手続の簡素化による導入期間の短縮
- (6) 上記も含めて、BRT事業推進のための包括的な制度の創設

参 考

【BRTに関する既存の補助制度】

《事業者向け》

- ・公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業（環境省地球環境局）（国土交通省連携事業）
主な補助対象：BRT、LRTを中心とした公共交通利用への転換など
補助率：国 1/2
 - ・地域公共交通確保維持改善事業（国土交通省総合政策局）
主な補助対象：連節車両、停留施設、バスロケーションシステムなど
補助率：国 1/3
 - ・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業・旅行環境整備事業（国土交通省）
主な補助対象：ICカード、バスロケーションシステム、多言語化など
補助率：国 1/3
 - ・再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業（環境省水・大気環境局）
主な補助対象：燃料電池車両、充電施設など
補助率：国 1/3（都上限5,000万円）
- *車庫・営業所・整備場に関する補助なし

《自治体向け》

- ・社会資本整備総合交付金（基幹事業）（国土交通省都市局）
主な補助対象：ターミナル、停留施設など
補助率：国 5.5/10、1/3 等
- ・国際競争拠点都市整備事業（国土交通省都市局）
主な補助対象：BRTの整備（停留所、走行空間等）
補助率：国 1/2

39 都市高速鉄道整備の充実・強化

1 地下高速鉄道事業の補助金の確保

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 交通局)

大規模改良工事等に必要な財源を継続的に確保すること。

<現状・課題>

交通局では、日本の成長をけん引する国際交流拠点として開発が進められている品川駅周辺地域に位置し、今後周辺の開発により大幅な利用者の増加が見込まれる浅草線泉岳寺駅について、周辺のまちづくりと連携し、ホームやコンコースの拡張などの駅施設の大規模改良を行い、駅の安全で円滑な利用とともに、混雑に起因する列車の遅延等の防止を図ることとしている。

また、浅草線へのホームドアの整備やエレベーター整備によるバリアフリールートの充実など、必要な施策を着実に進めていくためには、地下高速鉄道整備事業費補助制度による大規模改良工事等に必要な財源の継続的な確保が必要不可欠である。

<具体的要求内容>

地下高速鉄道整備事業費補助制度について、大規模改良工事等に必要な財源を継続的に確保すること。

参 考

○地下高速鉄道整備事業費補助

【大規模改良工事 国庫補助金】

(単位：千円)

年 度	大規模改良補助金
27	499,662
28	788,053
29	1,202,902
30	1,200,625
31(予算)	1,794,396

※ 交通局の収入年度区分による。

【大規模改良工事 補助対象事業（平成31年4月現在）】

- ・浅草線泉岳寺駅の大規模改良
ホームの拡幅やコンコースの拡張等の大規模改良工事を行う。
- ・大江戸線勝どき駅の大規模改良
ホームの増設やコンコースの拡張等の大規模改良工事を行う。
- ・新宿線へのホームドアの整備
令和元年秋までに全21駅にホームドアを整備する。
- ・浅草線へのホームドアの整備
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会までに、新橋、大門、三田及び泉岳寺の4駅にホームドアを先行的に整備する。また、令和5年度までに交通局が管理する全ての駅でのホームドア整備を目指す。
- ・乗換駅等へのエレベーター整備
他の事業者とも連携を図りながら、乗換駅等へのエレベーター整備を行う。

2 地下高速鉄道事業の企業債に係る財政負担の緩和

(提案要求先 総務省)

(都所管局 交通局)

政府資金及び旧公営企業金融公庫資金をもって起こした企業債の公的資金補償金免除繰上償還制度を復活させるとともに、条件を緩和すること。

<現状・課題>

平成30年度末の建設改良に係る政府資金及び旧公営企業金融公庫資金をもって起こした企業債の残高のうち、年利4%以上の高利率のものは、約121億円であり、今後の利子負担額は、約15億円となるなど大きな財政負担となっている。

平成24年度まで政府資金及び旧公営企業金融公庫資金をもって起こした企業債の公的資金補償金免除繰上償還制度があったが、都については、財政力指数や資本費の条件等から対象外となっていた。このため、この制度を復活させるとともに、条件を緩和することを求める。

なお、平成19年度に年利7%以上について、繰上償還が認められた。

<具体的要求内容>

高金利の未償還企業債が大きな財政負担となっているため、政府資金及び旧公営企業金融公庫資金をもって起こした企業債の公的資金補償金免除繰上償還制度を復活させるとともに、条件を緩和すること。

参 考

【平成30年度の企業債の発行条件と償還期限等】

(年利：%)

区 分	年 利	償 還 方 法
政 府 資 金	0.01	10年元利均等償還（据置なし） 財政融資資金 ※1
機 構 資 金	0.01	10年元利均等償還（据置なし）※1、※2
民間(公募)	0.085	10年満期一括償還 平成31年3月発行

※1 政府資金及び機構資金の年利は、平成31年3月のもの（平成30年度の発行実績はない。）

※2 機構資金とは、地方公共団体金融機構（旧公営企業金融公庫）の資金である。

【都市高速鉄道事業債の元利償還金と期末残高の推移】（単位：百万円）

年 度	元金償還金	支 払 利 子	元利償還金計	期 末 残 高
2 6	41,193	10,048	51,241	441,308
2 7	46,573	8,478	55,051	399,735
2 8	31,126	7,519	38,645	373,609
2 9	51,413	6,520	57,933	327,196
3 0	31,595	5,735	37,330	300,601
3 1（予算）	37,266	5,142	42,408	268,335

※ 特例債を含む。

3 鉄軌道輸送システムにおける省エネルギー化の推進

(提案要求先 国土交通省・環境省)

(都所管局 交通局)

鉄軌道輸送システムにおける省エネルギー化に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

東日本大震災や原子力発電所における事故の発生以降、社会全体で環境負荷を低減させるための取組が進められている。鉄軌道事業もその例外ではなく、国においては、省電力化や低炭素化を推進するための設備等を導入する事業者に対して、費用の一部を補助する様々な事業を実施してきた。

交通局では、電力回生システムの採用や環境負荷の低減に配慮した省エネルギー車両の導入など、鉄軌道輸送システムにおける省電力化や低炭素化に取り組んでいるが、こうした取組は、省電力化や低炭素化の技術の普及を促すものであり、今後も着実に推進するためには、引き続き、国による支援や、複数年度事業に係る初年度一括契約についても補助対象とするなど条件の緩和が必要不可欠である。

<具体的要求内容>

鉄軌道輸送システムにおける省エネルギー化に必要な財源を継続的に確保し、複数年度事業に係る初年度一括契約についても補助対象とするなど条件を緩和すること。

4 0 連続立体交差事業の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

- (1) 連続立体交差事業の推進に必要な財源の確保を図ること。
- (2) 連続立体交差事業と併せて整備する街路事業や市街地開発事業に必要な財源の確保を図ること。
- (3) 高架下等の空間における公租公課相当額で利用できる公共利用面積の拡大について、制度の改善を検討すること。

<現状・課題>

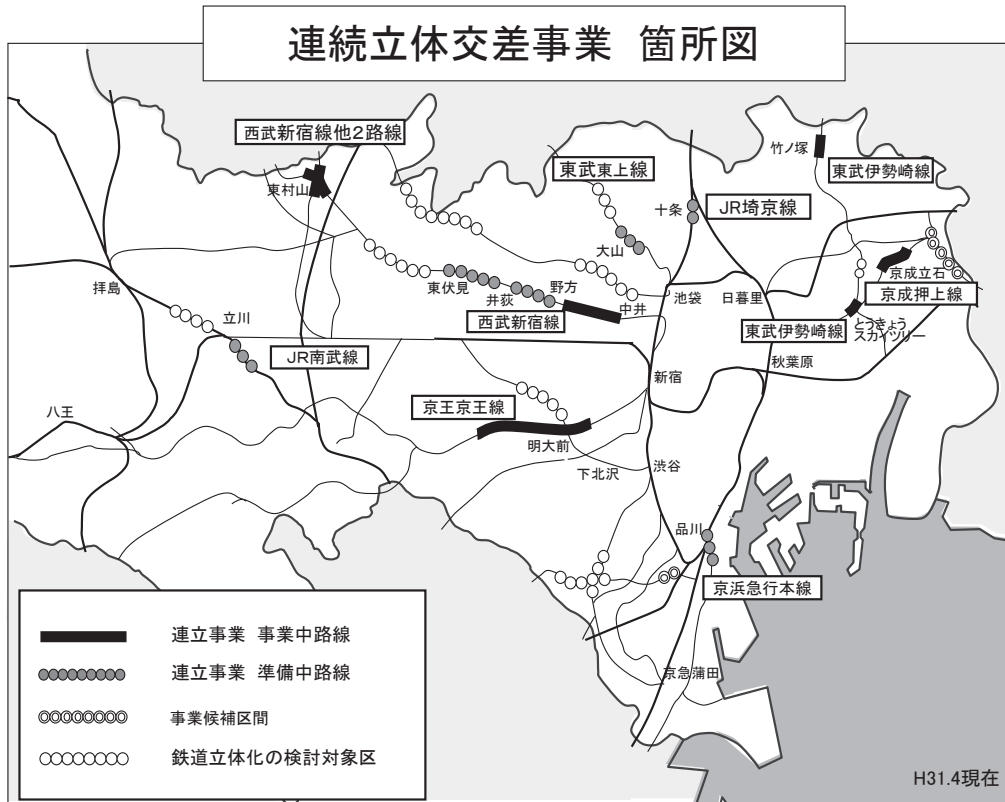
東京都内には、約1,050か所の踏切が存在し、交通渋滞をはじめとした様々な問題が日常的に発生している。

このため、鉄道を連続して高架化又は地下化し、数多くの踏切を同時に除却することで、道路ネットワークの形成を促進し、交通渋滞や地域分断を解消して、地域の活性化や都市の防災・安全性の向上にも資する連続立体交差事業の推進が必要である。

また、高架化や地下化により、新たに生み出される高架下などは、極めて貴重な都市空間であり、現行の制度では、高架下等貸付可能面積の15パーセントを公租公課相当額で公共利用が可能と定められている。しかし、都内で連続立体交差事業が実施された沿線区市では、公共施設の整備に必要な面積が不足しており、一部の区市では費用を負担し、15パーセントを超えて利用している。

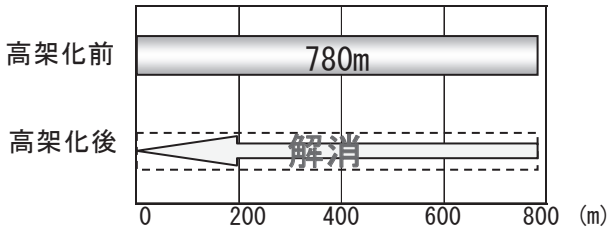
<具体的要求内容>

- (1) 現在、都施行の京王京王線（笹塚駅～仙川駅間）、西武新宿線（中井駅～野方駅間、東村山駅付近）などの3路線4か所に加えて、区施行の東武伊勢崎線（竹ノ塚駅付近、とうきょうスカイツリー駅付近）で連続立体交差事業を進めている。また、都施行のJR埼京線（十条駅付近）、京浜急行本線（泉岳寺駅～新馬場駅間）などの5路線6か所で事業化に向けた準備を進めている。これらの事業とともに、今後新たに事業化に取り組む箇所について必要な財源を確保すること。
- (2) 連続立体交差事業と併せて整備することにより渋滞解消や沿線のまちづくりなど、周辺への波及効果の大きい東京都・区市施行の街路事業や市街地開発事業に対しても必要な財源を確保すること。
- (3) 高架下等の空間を有効に活用し、事業効果を高めるため、費用負担を伴わずに公租公課相当額で公共利用できる面積の拡大について、制度の改善を検討すること。



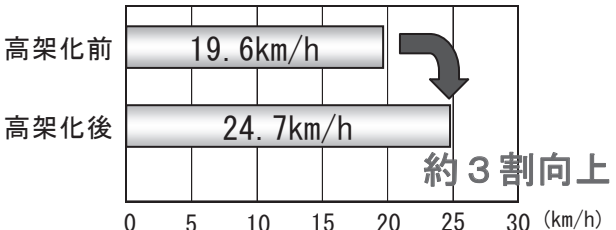
京浜急行本線・空港線（京急蒲田駅付近）の
平成24年10月全線高架化による効果

第一京浜の交通渋滞が解消



※ 上り方面（川崎方面から品川方面）の最大渋滞長

第一京浜の自動車平均走行速度が向上



※ 第一京浜の環7～環8間における朝・昼・夕の平均走行速度（平成24年11月調査）

※ 国土交通省が進めている蒲田立体（南蒲田交差点）開通（平成24年12月）により、さらに道路交通の円滑化が図られている。

4 1 踏切対策推進のための制度の創設・拡充

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

早期に実施可能な踏切対策を一層推進すること。

<現状・課題>

東京都では、平成16年6月に策定した「踏切対策基本方針」に基づき、踏切対策を推進してきた。

しかし、未だ東京都内に残されている約1,050か所の踏切では、交通渋滞や踏切事故等の様々な問題が発生しており、こうした踏切における問題を解消する必要がある。東京都では、現在、連続立体交差事業などの抜本的な対策を積極的に推進している。

一方で、立体化には多くの時間を要するため、早期に実施可能な対策として、踏切システムの改善や踏切道の拡幅など、地域の状況に応じた対策を促進しており、今後も引き続き、こうした対策を一層推進することが課題となっている。

<具体的要求内容>

踏切対策を総合的かつ計画的に推進するためには、早期に実施可能な対策を一層推進する必要がある。

- (1) 踏切における安全性を確保しつつ、交通処理能力を拡大する観点から、鉄道事業者による踏切システムの改善や高度化を図る事業について、道路交通円滑化を推進するための必要な措置を講じること。
- (2) 踏切における安全性を向上させるため、鉄道事業者による踏切保安設備の整備を促進するための財源の確保など必要な措置を講じること。
- (3) 鉄道交差部における交通の円滑化及び安全性の確保の観点から踏切道の拡幅、歩道橋・地下道の設置及び地方道（区市町村道）における道路立体化を促進するための必要な措置を講じること。
- (4) 生活拠点駅周辺のボトルネック踏切等を解消し、駅周辺のまちづくりを推進することを可能とするため、局所的に鉄道立体化を行うことのできる制度を創設すること。

4 2 交通結節点における施設整備助成の拡充

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

交通施設整備への必要な財源の確保や、国費率の拡大など、必要な措置を講じること。

<現状・課題>

高齢者をはじめ誰もが暮らしやすい、自動車に頼らないまちづくりを進めるために、これまでも、都内各地において、自由通路や駅前広場等の基盤整備を進め、駅周辺の移動を円滑化するとともに、交通結節点としての機能を強化している。

国においては、平成31年度から、都市・地域交通戦略推進事業について都市の中心部などエリアを限定したきめ細やかな街路空間づくりを戦略的に進めるための計画「地区交通戦略」に係る支援メニューが拡充されたところである。

これらの基盤整備に当たっては、社会資本整備総合交付金制度等を活用していることから、財源の確保のみならず、事業の更なる推進に向け、国費率の拡大などが必要である。

<具体的要求内容>

地域の拠点となる鉄道駅等の交通結節点において、ユニバーサルデザインの観点も踏まえ、使いやすさ・暮らしやすさなどの向上を図り、都市の再生を着実に推進するため、自由通路、駅前広場などの交通施設整備への必要な財源の確保や、国費率の拡大など、必要な措置を講じること。

4 3 I T S を活用した高度な交通対策の一層の推進

(提案要求先 内閣官房・内閣府・警察庁・総務省・経済産業省・国土交通省)
(都所管局 都民安全推進本部・警視庁)

官民が保有する情報資産の有効活用を図るため、道路交通情報の共有化を推進し、相互に連携利用が行える体制を構築すること。

<現状・課題>

都は、安全・快適かつ環境にやさしい交通社会の実現を目指した交通対策の一環として、I T S (高度道路交通システム) を活用した各種の取組 (最適な信号制御を実施する「需要予測信号制御」や交通需要の分散を狙った「交通情報板設置」など) を推進している。

現在、自動車メーカーのみならず、I T 企業等が、自動車から多様なプローブデータを収集・解析し、高度な情報提供を行うなど、官民で様々な I T S に関する取組が進められている。道路・交通に関する情報は、交通渋滞の緩和のみならず、交通事故の削減にも資するものであり、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会や、その先まで見据えた、高度な交通対策を推進していくため、道路・交通に関する様々な情報を更に効率的かつ効果的に活用していくことが必要である。

そのため、官民の枠組みを超えた情報等の連携・共有を早期に実現させるため、国がリーダーシップを取り、仕組みづくりを推進する必要がある。

<具体的要求内容>

官民が個別に収集し保有する道路交通情報の共有化を推進し、相互に連携利用が行える体制を構築すること。

4 4 無電柱化事業の推進【最重点】

1 無電柱化事業の推進

(提案要求先 総務省・経済産業省・国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るために、無電柱化の実施に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

無電柱化事業は、災害時に電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐとともに電線類の被災を軽減するなど、東京の防災力を高め、都民が安心・安全に暮らせる「セーフシティ」を実現していくために重要である。

また、安全で快適な歩行空間の確保や良好な都市景観の創出を図る上でも重要な事業である。

都は、センター・コア・エリア内のほか、防災上、重要な位置付けにある緊急輸送道路や、災害時や災害復旧の拠点となる施設等を結ぶ路線で重点的に無電柱化を進めている。

その結果、都道の地中化率は約40パーセントに達しているが、諸外国の都市と比較するといまだ大きく立ち遅れている。

無電柱化を進めるためには、事業者間の競争やイノベーションを促し、コスト削減を図るとともに、都民に対して無電柱化の意義や効果を積極的にPRすることが重要である。

国では、「無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号）」が平成28年12月に施行されたが、都としても、この法律の趣旨を踏まえ、区市町村と連携した総合的・計画的な無電柱化の推進、都道における電柱新設の禁止などを盛り込んだ「東京都無電柱化推進条例（平成29年東京都条例第58号）」を平成29年9月に施行した。さらに、平成30年3月には条例に基づき新たに「東京都無電柱化計画」を策定し、平成30年4月に策定された国の無電柱化推進計画の目標達成を見据え無電柱化に積極的に取り組んでいる。また、平成30年度に都が実施した「防災事業の緊急総点検」や、国が実施した「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急点検」を受け、電柱倒壊による停電を防止するためにも、更に無電柱化を推進していく必要がある。これらを踏まえ、本年3月には「東京都無電柱化推進計画（第七期）」を改定し、令和2年度までの整備計画を定め、着実に無電柱化を進めている。

しかし、国道や都道といった幹線道路に比べ、区市町村道のような狭隘道路あいにおける無電柱化の整備は、あまり進展していない。

そのため、都では木造住宅密集地域において、震災時の円滑な消火・救援活動や避難に資する主要な生活道路の整備や土地区画整理事業などの市街地整備の機会を捉えて、区市町村道における無電柱化を促進していくことが求められてい

る。

今後、都道の無電柱化を加速させるとともに、面的な無電柱化を推進するため、区市町村道や土地区画整理事業などで整備する道路の無電柱化を一層促進していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 東京の防災力を高め、「セーフ シティ」を実現するとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）開催に向けて、都内全域で無電柱化をより一層推進するため、事業推進に必要な財源の確保と補助率の引き上げを図ること。
- (2) 東京 2020 大会開催に向けて、国道においても、おおむね首都高速中央環状線の内側のエリアであるセンター・コア・エリア内の無電柱化を完了させるとともに、防災の視点を重視し、センター・コア・エリア外の無電柱化を推進すること。
- (3) 区市町村道等の無電柱化を促進させるため、更なるコスト縮減とコンパクト化を図る無電柱化技術の開発を推進するとともに、地上機器を民地等に設置するための仕組みを構築すること。
- (4) 電線管理者の費用負担減を図るための財政的支援制度を拡充すること。

参 考

1 都道における整備状況

【無電柱化の整備状況】 (平成30年4月1日現在)

	整備対象延長	整備延長	地中化率
区 部	1, 288 km	744 km	58 %
うちセンター・コア・ エリア	536 km	514 km	96 %
多 摩	1, 040 km	191 km	18 %
計	2, 328 km	935 km	40 %

2 平成31年度 都の予算（当初）

（単位：百万円）

区 分	事業費	うち国費対象事業費（国費）
無電柱化整備事業	20, 949	2, 367（1, 184）

※ 事業費は、既設道路における整備にかかるもの。

3 都への当初内示額

(単位：百万円)

区 分	平成30年度	平成31年度
無電柱化整備事業 (国費)	3,066(1,533)	3,621(1,811) ※平成30年度補正予算含む

【整備事例】 日野市高幡（川崎街道）
(整備前)



(整備後)



2 臨港道路の無電柱化

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局)

臨港道路における緊急輸送道路の無電柱化の推進に必要な財源の確保を行うこと。

<現状・課題>

道路の上空を輻輳(ふくそう)する電線類や歩道内にある電柱は、都市の景観を損ねるだけでなく、歩行者や車いすの通行の妨げとなっている。また、震災や台風等の災害時には、倒壊した電柱や切断された電線類により道路が閉塞し、避難路の確保や緊急車両の通行、物資輸送等の支障となるおそれがある。

このため、災害発生直後において、緊急車両の通行や緊急物資の輸送など、重要な役割を担う臨港道路における緊急輸送道路の無電柱化は不可欠である。

<具体的要求内容>

臨港道路における緊急輸送道路の無電柱化が計画的に推進できるよう、必要な財源の確保を行うこと。

4 5 バス事業の環境整備の促進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 交通局)

バスの利用促進を図る施策を推進すること。

<現状・課題>

(1) 現在のノンステップバスは、前扉から中間扉までは通路がフラットであるが中間扉より後方に段差が生じている。交通局ではより一層のバリアフリーを追求するため、車内の通路後方にある段差を解消した「フルフラットバス」を平成30年度に日本で初めて導入し、営業運行を開始した。

一方、フルフラットバスは国内メーカーでは開発がされておらず、外国メーカーのみが製造しており、現在の車両は構造や大きさ等、ベースの仕様が国産とは異なっていることから、幅員の狭い箇所が多いなど外国と道路構造の異なる国内においては、走行可能な路線が限定される。また、車両後方の通路幅が狭いことにより、誰もが後方まで移動しやすくなるというフルフラットバスの長所を十分に活かしていないほか、価格においても輸入による輸送費用等の経費を要するため、国内メーカーに比べて高額となるなど様々な課題がある。

(2) 交通局では、高齢化の進行及び訪日外国人旅行者の増加といった事業環境の変化や、バス停留所での待ち時間の負担軽減を図るバス接近表示装置や駅等におけるバス案内用デジタルサイネージなど、案内システムの設置を推進し、バスの利便性向上を図っている。





<具体的要求内容>

(1) フルフラットバスについて、乗合バスの目指すべき将来像として明確に位置づけるとともに、標準仕様の策定や国内メーカーによる開発に向けた積極的な支援を行うこと。また、ノンステップバスと比較し高額となるフルフラットバスを導入するバス事業者に対し、ノンステップバスとの差額を補助するなどの支援を行うこと。

(2) バスの利便性を向上させるために、事業者が行う案内システムなどの整備に対して引き続き支援を行うこと。

参 考

フルフラットバスとノンステップバスの比較

フルフラットバス	ノンステップバス (2018年度いすゞ)
<p data-bbox="443 421 609 456">(外観画像)</p>  <p>A side-view photograph of a white Full Flat Bus. The bus has a long, low profile with a flat roof and large windows. It is parked on a paved surface in front of a building.</p>	<p data-bbox="1002 421 1168 456">(外観画像)</p>  <p>A side-view photograph of a white Non-Step Bus. The bus has a slightly higher roof than the Full Flat Bus and features a step at the front entrance. The side of the bus has the text "Non-Step Bus" and "いすゞ" (Isuzu) visible.</p>
<p data-bbox="443 772 609 808">(車内画像)</p>  <p>An interior photograph of a Full Flat Bus. The floor is flat and dark-colored. The seats are arranged in rows with a patterned fabric. Handrails are mounted overhead. A wheelchair icon is visible on the side panel near the front.</p>	<p data-bbox="1002 772 1168 808">(車内画像)</p>  <p>An interior photograph of a Non-Step Bus. The floor is flat and dark-colored. The seats are arranged in rows with a patterned fabric. Handrails are mounted overhead. A wheelchair icon is visible on the side panel near the front.</p>

4 6 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進

【最重点】

1 羽田空港の更なる機能強化と国際化

(提案要求先 法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省)
(都所管局 都市整備局・港湾局)

- (1) 羽田空港の更なる機能強化と国際化を推進するため、空港容量の拡大について可能な限りの方策を総合的に検討すること。
国が提案した飛行経路の見直しについては、2020年までの実現に向け、施設整備や環境対策等を着実に進めるとともに、引き続き地元への丁寧な情報提供と、安全管理の徹底や騒音影響の軽減に取り組むこと。
- (2) 夜間駐機場や国際線・国内線乗継ぎ経路の拡充など、拠点空港機能の強化を進めること。
- (3) 再拡張事業により拡大された深夜早朝時間帯の発着枠について、有効に活用すること。
- (4) 羽田空港の更なる機能強化に併せて、ビジネス航空の一層の受入れ体制の強化を図ること。
- (5) 自然災害や不測の事態に対して、航空機発着の定時性確保や空港の安全確保に万全を期すため、適切な対策を講じること。

<現状・課題>

都は、従来の自治体の枠組みを超えて国の新しい滑走路整備に無利子貸付けを行うなど、羽田空港の再拡張事業を推進してきた。こうした努力が実を結び、平成22年10月にD滑走路と国際線旅客ターミナルの供用が開始され、本格的な国際空港となった。羽田空港は、都心に近く24時間利用できる空港であり、我が国の将来を左右する重要なインフラであるため、その機能を十二分に発揮させていくことが必要である。一方、羽田空港は現在、深夜早朝の時間帯を除いてフル稼働の状態であり、現行の運用ではこれ以上発着枠を増やすことができないことから、空港容量の更なる拡大について可能な限りの方策を総合的に検討し、国際線の増枠を図ることにより、東京の国際競争力を強化していく必要がある。

平成26年8月に、国は、都県市及び政令市等からなる協議会を設置し、飛行経路の見直し等により、2020年までに国際線の発着回数を年間約3.9万回増加することが可能となる機能強化策を提案した。

この提案について、国は、平成27年度から平成30年度まで、5期にわたり都内で延べ122日間のオープンハウス型説明会を開催した。

2020年までの機能強化を着実に推進するためには、引き続き、関係自治体及び地元住民に対し丁寧な情報提供を行うとともに、安全管理の徹底や騒音影響の軽減に取り組み、環境影響等に配慮した方策の更なる具体化を進める必要がある。

ビジネス航空は、グローバルな企業活動に不可欠なビジネスツールとして欧米で広く利用されている。平成28年4月に発着枠を拡大し、平成30年10月に新たな駐機スポットを整備するなど、受入れ体制の強化が図られ、一定の改善は見られたが、東京ひいては我が国の国際競争力を強化するため、ビジネス航空の更なる受入れ体制の強化が必要である。

さらに、自然災害や不測の事態に対し、航空機発着の定時性の確保や空港の安全の確保に万全を期す必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) -① 羽田空港の更なる機能強化と国際化を推進するため、既存施設の機能向上、施設整備、管制や環境面における制約への対応、旧整備場地区の活用などあらゆる角度から空港容量の拡大について可能な限りの方策を総合的に検討すること。

あわせて、国際線の利用者に不便が生じないように、出入国管理、税関及び検疫体制を確保すること。

- (1) -② 国が提案した飛行経路の見直しについては、2020年までの実現に向け、施設整備や環境対策等を着実に進めること。新飛行経路運航開始までの間、さまざまな手段を通じて、継続的に地元への丁寧な情報提供と意見聴取に努めること。安全管理については引き続き万全を尽くし、落下物対策の強化に向けて、未然防止策の徹底と事案発生時の対応強化の両面からなる総合的な対策を実効的に実施すること。騒音影響の軽減に当たっては、低騒音機の導入促進を図るとともに、新たに助成要件が緩和された学校・保育所等の防音工事助成について、円滑な実施に努めること。

また、新飛行経路に関連した騒音測定局の増設を行うなど、騒音影響に関する監視及び情報提供に取り組むこと。

- (1) -③ 長期的な航空需要の増加に対応するため、東京2020大会開催以降の方策など、更なる機能強化についても検討を進めること。

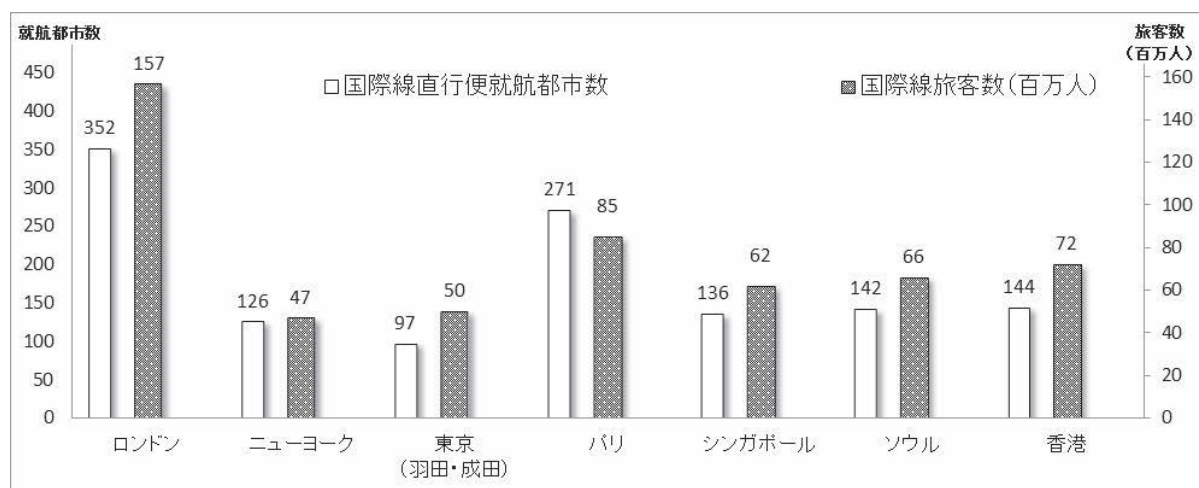
なお、検討に当たっては、空港機能と港湾機能が共存できるよう配慮すること。

- (2) 夜間駐機場の拡充や国際線・国内線地区を結ぶトンネル（際内トンネル）の整備など、拠点空港機能の強化を進めること。

- (3) 24時間利用可能な羽田空港を最大限活用するため、空港アクセスや旅客の利便性向上のための施設を充実させ、深夜早朝時間帯の就航拡大を図ること。
- (4) 羽田空港の更なる機能強化に併せて、ビジネス航空の一層の受入れ体制強化を図ること。
- (5) -① 高潮や、大雪などの自然災害や不測の事態に対して、航空機発着の定時性確保や空港の安全確保に万全を期すため、適切な対策を講じること。
- (5) -② 船舶動静把握を引き続き適切に行い、東京港における港湾機能の確保に万全を期すこと。

参 考

(1) 諸外国の主要都市との比較



(旅客数：2018年、就航都市数：2018年3月時点) 出典：国交省資料から作成

(2) 再拡張事業

- ・平成19年3月着工、平成22年10月21日供用開始
- ・事業費 総額約7,300億円（うち、都は総額約1,085億円の無利子貸付けを実施）

2 羽田空港の機能発揮に資する交通アクセス等の強化

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 都心に近く、24時間利用可能な空港である羽田空港の機能を最大限に発揮するため、広域交通ネットワークの整備を推進すること。
- (2) 今後の羽田空港の更なる機能強化に的確に対応するため、空港アクセスの強化を検討すること。
- (3) 深夜早朝時間帯の国際線発着枠を一層活用するため、深夜早朝時間帯における交通アクセスの利便性の向上を図ること。

<現状・課題>

羽田空港は、都心に近く、24時間利用可能な空港である。このポテンシャルを十二分にいかすためには、深夜早朝時間帯の交通アクセスの利便性の向上とともに、幹線道路や公共交通など、空港アクセスの一層の強化が重要である。

このため、広域交通ネットワークの整備を進めており、国道357号多摩川トンネルについても平成27年度に事業着手した。

今後、国は関係自治体等と連携を図りながら、羽田空港の機能強化に的確に対応するため、空港アクセスの強化を検討する必要がある。

また、平成26年度、都は国に協力し、深夜早朝時間帯のアクセスバス実証運行を実施した。この成果を踏まえ、平成27年度から、民間が主体となり、国・都縣市等で構成される「東京国際空港の深夜早朝時間帯におけるアクセスバス運行協議会」が支援を行い、運行を実施している。今後とも、深夜早朝時間帯の国際線発着枠の活用のため、より一層の空港アクセスの利便性向上を図る必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 都心に近く、24時間利用可能な国際空港である羽田空港の機能を最大限発揮する国道357号多摩川トンネルなどの空港と連結する広域交通ネットワークの整備を推進すること。
- (2) 今後の羽田空港の更なる機能強化に的確に対応するため、交通政策審議会答申第198号で位置付けられた空港アクセスの強化に資する路線の実現に向けて、財源の確保等必要な措置をとること。また、外環については、関越道から東名高速間の整備が進展している現時点で、次の段階を見据え、羽田空港に向かって、東名高速から湾岸道路間の全区間の計画を早期に具体化すること。
- (3) 深夜早朝時間帯の国際線発着枠を一層活用するため、深夜早朝時間帯における鉄軌道やアクセスバス等の利便性の向上を図ること。

3 羽田空港をいかす空港跡地のまちづくり推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

- (1) 「羽田空港跡地まちづくり推進計画」に掲げた2020年のまちづくり概成を目指し、空港と一体となった魅力的なまちづくりを進めること。
- (2) 空港跡地に係る多摩川の堤防整備を着実に進めること。
- (3) 跡地の売却・活用にあたっては、まちづくりに資する土地活用のあり方について、協議を進める等、必要な措置を講ずること。

<現状・課題>

羽田空港跡地は、空港の沖合展開事業以来の経過によって生じた広大な土地であり、空港に隣接する希少な空間であることから、跡地利用に当たっては、空港と密接に関連し、一体となった利用を図ることが重要である。

跡地利用については、羽田空港移転問題協議会（メンバー：国土交通省、東京都、大田区及び品川区。以下「三者協」という。）において、平成22年に「羽田空港跡地まちづくり推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、第1ゾーン及び第2ゾーンの土地利用や基盤施設、まちづくりの進め方等について取りまとめた。

平成23年には、跡地（第1ゾーン）及び都内の4地域が、国際戦略総合特区「アジアヘッドクォーター特区」に位置付けられ、平成26年には、大田区を含む9区が国家戦略特区に指定された。さらに、平成28年4月には羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会（第3回）において、本地域の拠点形成を図るための取組を推進することが確認された。

第1ゾーンは大田区が中心となり土地区画整理事業の事業化に向けた検討が進められ、平成28年2月に都市計画が決定され、10月に施行者である独立行政法人都市再生機構が、事業認可を取得し、現在、基盤整備工事を進めている。建物整備については、平成29年5月に産業交流施設等の整備・運営を行う民間事業者を選定、平成30年9月に大田区が国・URから土地を取得した上で事業者へ貸し付け、12月に本体工事に着手した。

第2ゾーンは国が平成28年6月に宿泊施設等の整備・運営を行う民間事業者を選定し、平成30年4月、工事に着手した。また、大田区は堤防を活用した緑地整備を進め、平成31年4月、一部を供用した。

多摩川堤防は、第1ゾーンのまちづくりに併せた高潮対策に向け、大田区が平成29年3月に「羽田空港跡地かわまちづくり計画」を登録、国が平成29年3月に多摩川水系河川整備計画を変更し、平成30年3月、工事に着手した。

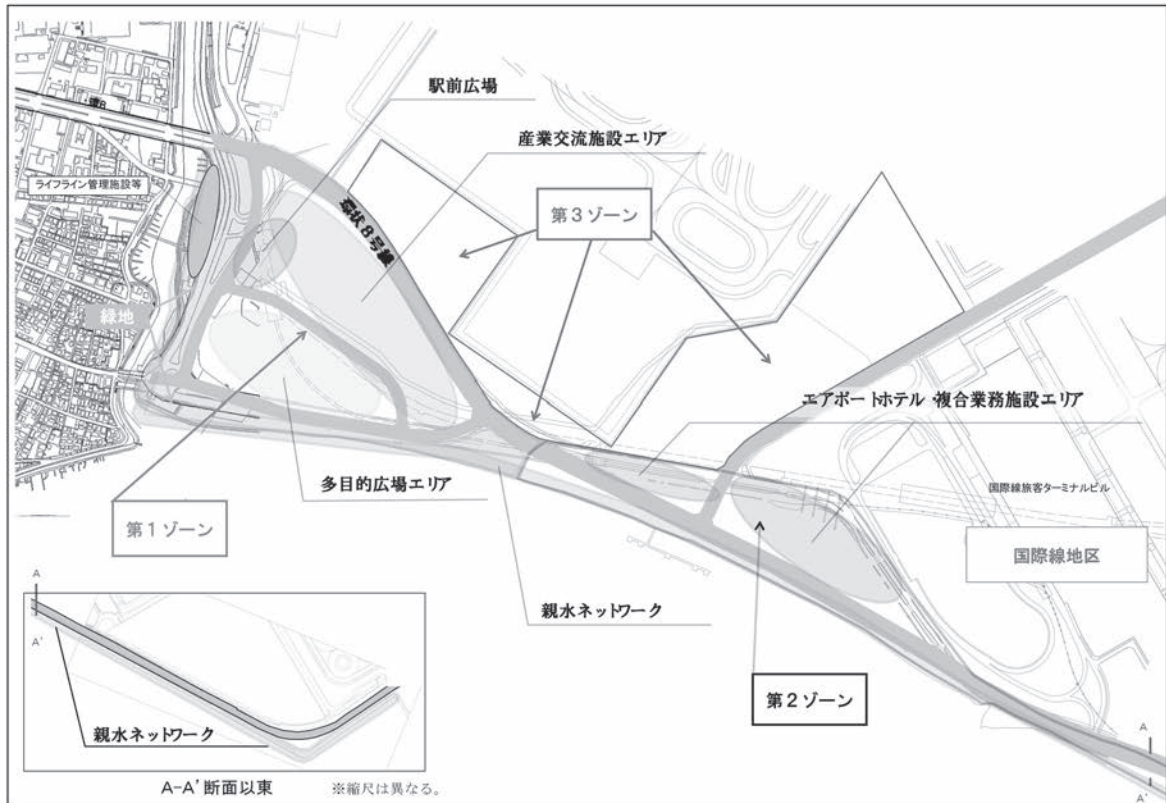
引き続き、関係者が協力し、「推進計画」に基づきまちづくりを進めていく必要があり、羽田空港を所管し、現在跡地を管理している国の役割が重要である。

<具体的要求内容>

- (1) -① 「推進計画」に掲げた2020年のまちづくり概成を目指して、第2ゾーンの開発や、都市基盤の整備を進めること。これに当たっては、三者協での協議を継続し、関係自治体と十分に調整を行うこと。
- (1) -② 第2ゾーンの整備に当たっては、「推進計画」に基づき、国際線地区との補完的・一体的な土地利用を図るとともに、親水性や景観に配慮しつつ、第1ゾーンや水際線との連続性、船着き場との円滑なアクセス等を確保すること。
- (1) -③ 土地利用の具体化や堤防の検討に当たっては、「推進計画」に基づき、多摩川沿いには長い水際線をいかした良好な景観を創出して、快適で魅力ある親水ネットワークの形成について具体的な整備計画を検討すること。
- (1) -④ 跡地を可能な限り有効に活用するため、既存ライフラインやライフライン管理施設の移設等について、引き続き必要な協議に協力すること。
- (2) 跡地及び空港を高潮等から守るため、第1ゾーン、第2ゾーンの多摩川堤防について、着実に整備を進めること。
- (3) 跡地の売却・活用にあたっては、まちづくりに資する土地活用のあり方について、協議を進める等、必要な措置を講ずること。

参 考

(1) 「羽田空港跡地まちづくり推進計画」 (平成 22 年 10 月) における土地利用



(2) 平成 23 年に、跡地 (第 1 ゾーン) 及び都内の 4 地域がアジアヘッドクォーター特区に位置付けられた。国有地処分にあたっての国への提案事項である処分条件の緩和 (①随意契約、②減額譲渡) については平成 24 年秋協議において、第 1 ゾーンの開発計画策定段階で、別途調整を行うこととされた。

4 7 首都圏新空港の調査検討の推進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

首都圏新空港構想の具体化に向け、調査検討を推進すること。

<現状・課題>

首都圏の空港では、首都圏第3空港調査検討会（平成12年～平成14年）を踏まえ、羽田空港D滑走路等の整備が行われ、羽田空港、成田空港の容量は、平成26年度に、74.7万回の年間発着枠に達した。

一方、平成26年7月の首都圏空港機能強化技術検討小委員会の中間取りまとめでは、首都圏第3空港は依然として首都圏空港の抜本的機能強化の一方策と考えられ、同検討会で指摘された課題について検討していく必要があるとされている。

<具体的要求内容>

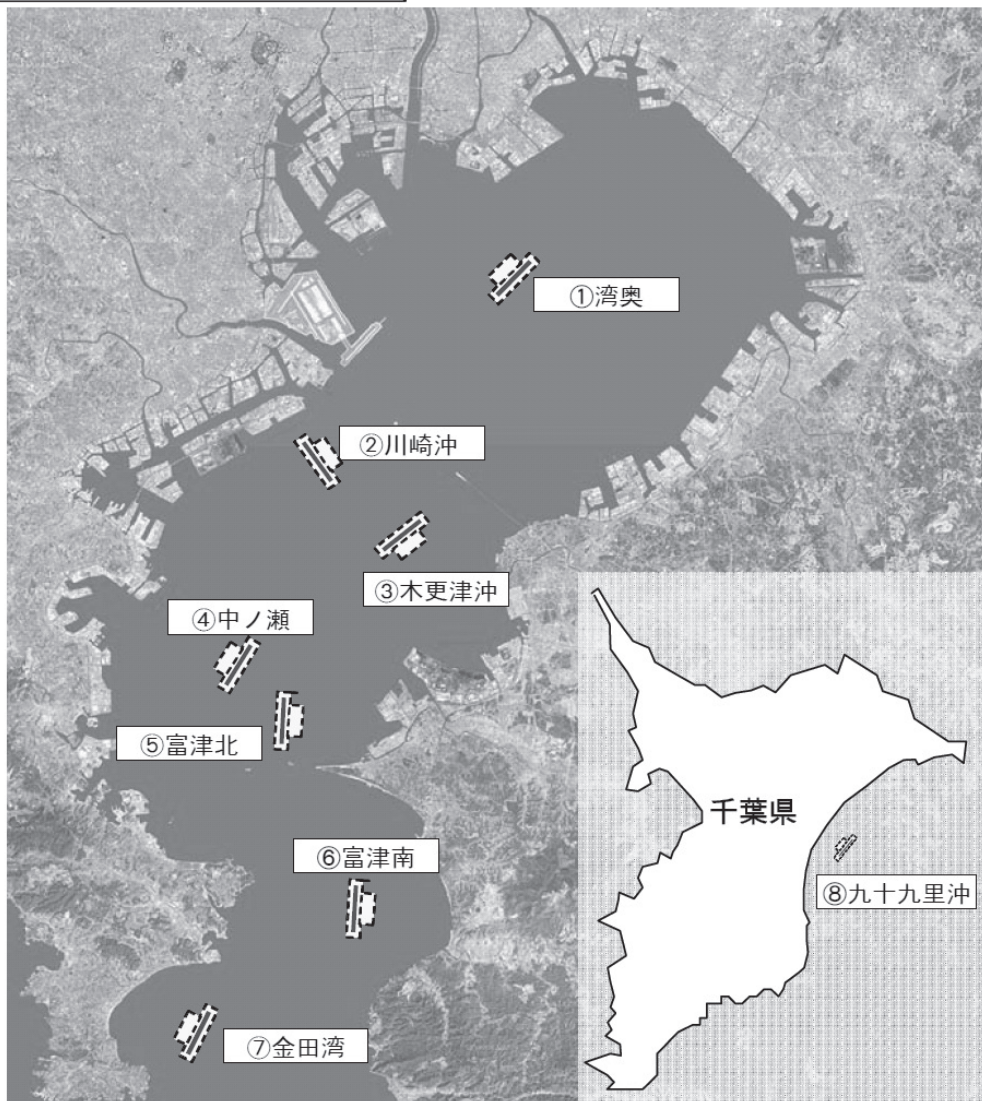
今後とも増加傾向にある首都圏の航空需要に対応していくため、首都圏新空港構想の具体化に向け、羽田及び成田両空港における利用状況や中期的な動向等も踏まえ、関係自治体とも十分に連携して調査検討を推進すること。

参 考

国土交通省航空政策審議会 航空分科会答申（平成19年6月）

「首都圏第三空港については、これまで実施されてきた検討において、東京湾における空域の確保や空港アクセスを始めとする様々な課題が明らかになってきたが、首都圏における旺盛な航空需要等に鑑みると、羽田及び成田両空港における利用状況や中期的な動向等も踏まえつつ、長期的な視野に立って引き続き検討を行うことが望ましい。」

各候補地位置(8候補地)



4 8 米軍基地対策の推進

1 米軍基地の整理・縮小・返還の促進

(提案要求先 外務省・防衛省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 米軍基地の整理・縮小・返還が促進されるよう必要な措置を講ずること。
- (2) 多摩サービス補助施設及び赤坂プレス・センターについて、直ちに返還されるよう必要な措置を講ずること。

<現状・課題>

都内には、現在7カ所の米軍基地があるが、基地の存在は、都民生活に様々な影響を与えるだけでなく、地域のまちづくりの障害にもなっている。このため、基地の整理・縮小・返還に向けて取り組む必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 日米地位協定(第2条第3項)では、合衆国は、米軍施設及び区域が必要でなくなった場合は日本国に返還しなければならず、そのために必要性を絶えず検討する旨定められている。これを受けて、基地の使用目的や返還の可能性を検討するとともに、地元自治体の意見を聴取し、その意向を尊重の上、基地の整理・縮小・返還に取り組むこと。
- (2) 多摩サービス補助施設については、市街地に隣接する貴重な緑地であり、広く都民に開放するため、直ちに返還されるよう取り組むこと。
また、赤坂プレス・センターについても同様に取り組むこと。

参 考

○ 都内の米軍基地

【都内米軍基地の概要】

平成31年3月1日現在

施設名	所在地	用途	面積(m ²)
赤坂プレス・センター	港区	事務所(事務所、ヘリポート等)	26,938
横田飛行場	立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町 (埼玉県狭山市)	飛行場(滑走路約3,350m×約60m、住宅、学校、事務所等)	7,136,404 ※7,139,452
府中通信施設	府中市	通信(事務所、通信施設)	16,618
多摩サービス補助施設	多摩市、稲城市	その他(ゴルフ場、レクリエーション施設等)	1,948,345
大和田通信所	清瀬市 (埼玉県新座市)	通信(通信施設)	247,166 ※1,197,845
硫黄島通信所	小笠原村	通信(訓練施設)	6,630,061
ニューサンノー米軍センター	港区	その他(宿泊施設)	7,243

※埼玉県域も含む基地全体の面積



2 横田基地の軍民共用化の推進【最重点】

(提案要求先 内閣官房・法務省・外務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・
国土交通省・防衛省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 横田基地の軍民共用化に関する日米協議を進め、早期実現を図ること。
- (2) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催時に横田基地における民間航空の利用を実現すること。

<現状・課題>

都は、基地周辺地域住民の生活の利便性の向上や経済の活性化に資するよう、軍民共用化を促進してきた。

共用化に関する日米協議については、「再編実施のための日米のロードマップ」に位置付けられ、日米のスタディグループによる検討が行われてきたが、現在まで合意に至っていない。

首都圏の空港容量は、2020年代前半には限界に達することが予測されており、国土交通省の審議会において、横田共用化も含めた首都圏空港機能強化策の検討が行われた。平成26年7月には「中間取りまとめ」が発表され、「その他の空港の活用等」として横田基地が取り上げられた。

横田基地の民間航空利用は、空港容量の拡大や首都圏西部地域の航空利便性の向上など、首都圏の空港機能を補完し、多摩の振興はもとより、首都圏ひいては日本経済の発展にも資するものである。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う多くの来訪者への対応やその後の航空需要も見据え、横田基地でのビジネス航空の受入れを含めた民間航空の利用を実現する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 横田基地の軍民共用化については、政府関係省庁と都との「連絡会」を早期に開催し、着実に日米協議を進め、その早期実現を図ること。その協議に当たっては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後の航空需要も見据えること。また、国道16号など、共用化を進める上で必要となる周辺基盤整備を迅速に推進すること。
- (2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う多くの来訪者に対応するため、横田基地でのビジネス航空の受入れを含めた民間航空の利用を実現すること。

参 考

○これまでの主な経緯

- 平成15年 5月 ブッシュー小泉会談で軍民共用化の実現可能性の検討に合意
12月 政府関係省庁（内閣官房、外務省、国土交通省、防衛省）と都による連絡会を設置
- 平成17年 9月 「横田の民間航空利用の効果を検証する公開シンポジウム」開催（財団法人統計研究会・首都大学東京共催）
- 平成18年 5月 ・在日米軍再編の最終とりまとめ「再編実施のための日米のロードマップ」に合意（日米安全保障協議委員会）
・JALとANAが国と都に「横田飛行場の軍民共同使用に関する要望書」提出
10月 第1回日米協議（スタディグループ）開催
- 平成19年 5月 八都県市首脳会議が、横田飛行場の民間航空利用等の早期実現について、国に要望することを決議
6月 国土交通省の交通政策審議会航空分科会が、共用化に向けた取組を積極的に推進する必要があると答申
9月 安倍首相がブッシュ大統領に共用化の実現に向けた検討について協力を要請
11月 高村外務大臣がゲイツ米国防長官と会談し、軍民共用化に関する日米協議を継続していきたいと発言
- 平成20年 3月 軍民共用化に関する検討委員会が「横田基地軍民共用化推進セミナー」を開催
10月/11月 関東地方知事会、八都県市首脳会議が、米新政権下における共用化等の早期実現について、国に要望することを決議
- 平成21年11月 八都県市首脳会議が、共用化の早期実現に重点的に取り組むよう、国に要望することを決議
- 平成22年 8月/11月 首都圏連合フォーラム及び九都県市首脳会議が、共用化に向けて重点的に取り組むよう国に提言
11月 都が横田基地の活用を含めた「首都圏におけるビジネス航空受入れ体制強化に向けた取組方針」を策定
12月 都が「横田基地軍民共用化推進セミナー」を開催
- 平成24年 4月 ・石原知事がキャンベル米國務次官補に、共用化の早期実現を要請
・日米首脳会談で野田首相からオバマ大統領に、共用化の検討を要請
7月 共用化に関する政府関係省庁と都による局長級会議開催
10月 関東地方知事会が、共用化について、米国との協議を具体的に進め早期実現を図るよう、国に要望することを決議
- 平成25年10月/11月 関東地方知事会、九都県市首脳会議が「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた支援について」の国への要望の中で、共用化の早期実現の要望を決議
- 平成26年 7月 国土交通省 交通政策審議会 首都圏空港機能強化技術検討小委員会の「中間とりまとめ」の中で、「その他の空港の活用等」として議論
10月 関東地方知事会が「日本の成長を支える国際政策の取組について」の国への要望の中で、共用化の早期実現の要望を決議
- 平成27年 2月 多摩地域商工会・商工会議所28団体が「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」を設立
10月 関東地方知事会が「関東圏における交通ネットワークの強化について」の国への要望の中で、横田飛行場の活用等の要望を決議
- 平成28年 5月 関東地方知事会が「関東圏における交通ネットワークの強化について」の国への要望の中で、横田飛行場の活用等の要望を決議
- 平成29年 8月 首都圏整備促進協議会が、国への「首都圏整備事業推進に関する提案・要望」の中で、共用化の早期実現を提案・要望
- 平成30年 8月 首都圏整備促進協議会が、国への「首都圏整備事業推進に関する提案・要望」の中で、共用化の早期実現を提案・要望
- 平成31年 1月 「国と東京都の実務者協議会」においても、東京2020大会期間中の横田基地の民間航空利用について協議することに合意

3 横田空域及び管制業務の返還

(提案要求先 外務省・国土交通省・防衛省)
(都所管局 都市整備局)

横田空域及び管制業務の早期全面返還を実現するとともに、同空域の活用により首都圏空域の効率的な運用を図ること。

<現状・課題>

在日米軍が管理する横田空域は、一都九県にわたる広大なエリアに広がっている。「再編実施のための日米のロードマップ」に基づき、同空域の一部については平成20年9月に返還され、羽田空港の容量増加に対応した管制が可能となったところであるが、依然、民間航空機の運航の支障となっている。

より安全で効率的かつ騒音影響の少ない航空交通を確保していくためには、横田空域を全面返還させ、首都圏の空域を再編成し、我が国が一体的に管制業務を行うことが不可欠である。

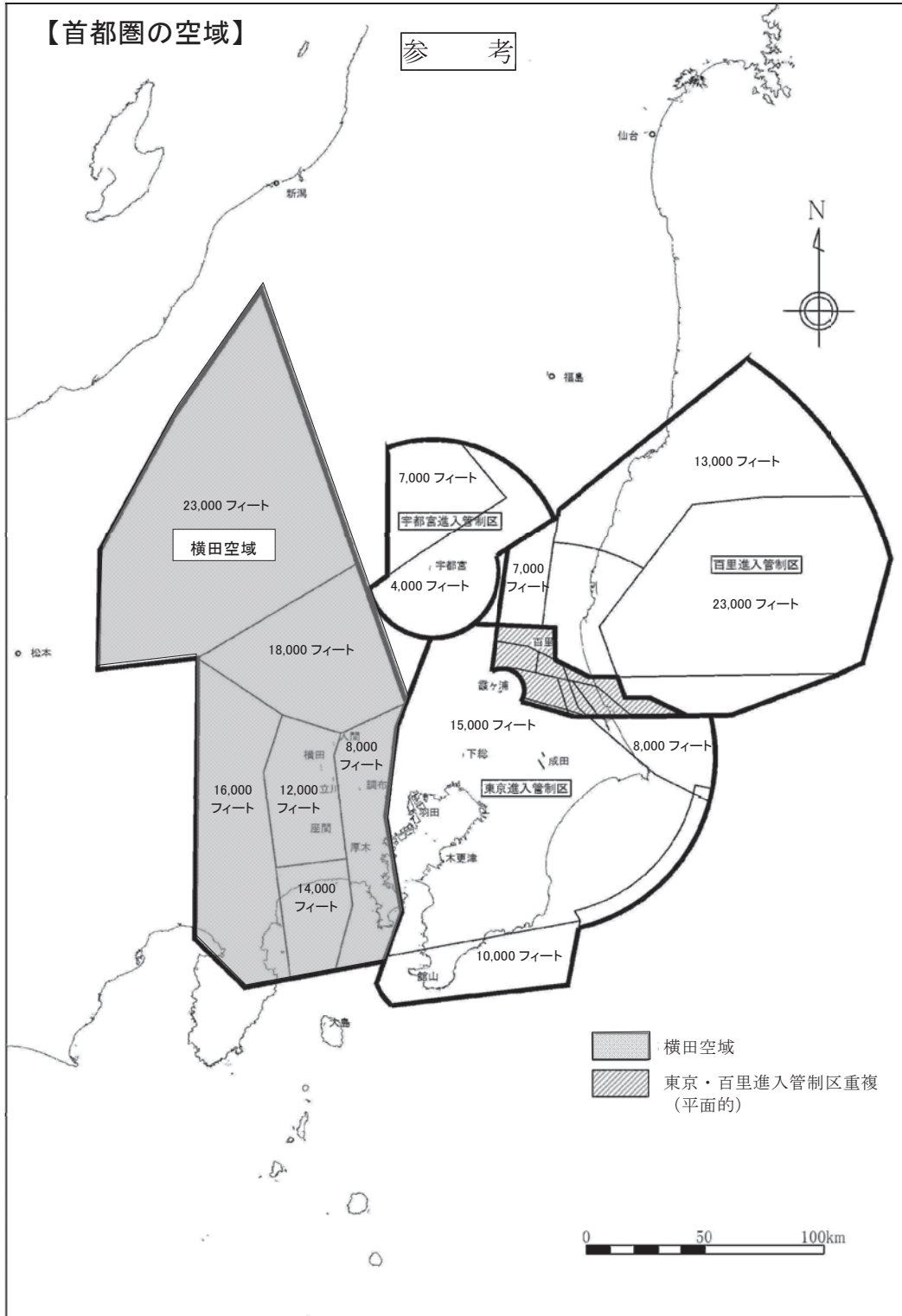
そこで、既に平成22年5月に検討が完了した“横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討”の結果を明らかにし、それを踏まえ、日米協議を着実に進展させることが必要である。

<具体的要求内容>

日米両政府による“横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討”の結果を明らかにすること。それを踏まえた具体的協議を進め、横田空域及び管制業務の早期全面返還を実現するとともに、同空域の活用により首都圏空域の効率的な運用を図ること。

【首都圏の空域】

参 考



4 9 小笠原航空路の整備促進【最重点】

(提案要求先 国土交通省・環境省)
(都所管局 総務局・環境局・港湾局)

- (1) 都が進める調査・検討に対し、指導・助言等の支援・協力を行うこと。
- (2) 航空路開設に関する諸課題の解決に支援を行うとともに、財政措置も含め、特段の配慮を講じること。

<現状・課題>

小笠原諸島は、本土から南に約1,000キロメートル離れた太平洋上に位置し、約2,600人の村民が在住している。同諸島の存在により、水産資源や鉱物資源など海洋資源の開発可能性を秘めた、我が国の排他的経済水域の約3割という広大な海域を確保しており、国益を維持する上でも重要な地域である。しかしながら、本土から小笠原諸島への交通手段は、近年の世界的な交通アクセス短縮の中において、今なお片道所要時間が24時間の船舶航路に限られている。

小笠原諸島への航空路開設は、小笠原村の産業振興並びに村民の生活安定向上の観点から大変重要な意味を持つものであり、高速交通アクセス手段の確保は、都のみならず、我が国にとっても喫緊の課題であるが、いまだ実現に至っていない。

都はこれまでも、航空路開設に向け、検討を重ねてきた。平成20年2月には、航空路開設の検討を進めるため、都と小笠原村による小笠原航空路協議会を設置し、同年10月には、小笠原航空路協議会が行うPI活動に対して、評価・助言を行う第三者機関である小笠原航空路PI評価委員会を設置して、自然環境と調和した実現可能な航空路案について協議を行ってきた。

今後とも、自然環境と調和した航空路の早期開設を目指し、引き続き調査費を計上し、小笠原村民の意向を十分に踏まえながら、鋭意、調査・検討を進めていく所存である。

また、実現可能な航空路案のとりまとめに向けては、引き続き、各省庁より技術的・法律的な助言を得ながら、調査・検討を進める必要がある。さらに、今後、整備に向けた具体的な調整を進める段階では、財政措置に向けた協議についても推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

小笠原諸島への航空路に関する諸課題の解決には、国の協力が不可欠であることから、次の2点について要望を行う。

- (1) 引き続き、都が進める調査・検討に対し、適切な指導、助言などの支援協力をを行うこと。
- (2) 航空路開設に関する諸課題の解決に支援を行うとともに、財政措置も含め、

特段の配慮を講じること。

参 考

小笠原諸島への航空路開設に関する経緯

○ 経 緯

- ・平成 3年11月 国の「第6次空港整備五箇年計画」において
予定事業として採択
- ・平成 6年 3月 平成6年第1回都議会定例会において、「小
笠原空港の早期建設促進に関する決議」
- ・平成 7年 2月 空港の位置を兄島に決定
- ・平成 8年12月 国の「第7次空港整備五箇年計画」において
継続事業として採択
- ・平成10年 5月 空港の位置を時雨山周辺域に決定
- ・平成13年11月 時雨山周辺域での空港建設計画の撤回を決
定
- ・平成17年12月 平成17年第4回都議会定例会において、
「小笠原諸島への交通アクセス改善の早期
実現に関する決議」
- ・平成18年11月 振興開発計画に、「航空路について将来の開
設を目指し検討」と明記
- ・平成20年 2月 都が村と「小笠原航空路協議会」を設置
- ・平成20年10月 小笠原航空路協議会が「小笠原航空路P I 評
価委員会」を設置
- ・平成21年 6月 小笠原航空路P I 実施計画書を策定
- ・平成31年 3月 小笠原航空路協議会に、国（国土交通省国土
政策局長）が参加

5 0 物流機能の強化等に向けた東京港整備の推進

【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局)

東京港の物流機能を強化するため、

- (1) 中央防波堤外側コンテナふ頭（Y3バース）の早期完成に向けて整備を推進すること。
- (2) 物流機能の強化に資する外貿コンテナふ頭、内貿ユニットロードふ頭等の整備スケジュールに合わせ、必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

東京港では、施設能力を大幅に上回る外貿コンテナ貨物を取り扱っており、交通混雑等による外部不経済が発生する要因ともなっている。これまで、早朝ゲートオープンの実施や車両待機場の整備等、短期的かつ即効性のある取組を行い一定の成果を上げているが、今後も貨物量の増加が見込まれるため、東京港における抜本的な施設能力の向上が重要である。このため、事業中の中央防波堤外側コンテナふ頭を早期に完成させるとともに、既存コンテナふ頭の再編整備を進める必要がある。

また、内貿ふ頭では、船舶の大型化とRORO船による貨物輸送量の増大が進んでいることから、これらに対応したふ頭機能の強化が必要である。

<具体的要求内容>

(1) 中央防波堤外側コンテナふ頭の整備推進

東京港の物流機能を強化するため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y3バース）の整備を推進すること。

(2) 必要な財源の確保

- ① 物流機能強化に資する外貿コンテナふ頭、内貿ユニットロードふ頭等の整備スケジュールにあわせて、埠頭整備資金貸付金も含めて、必要な財源を確保すること。
- ② 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金について、港湾管理者が運営上必要とする事業に柔軟に対応するとともに、必要な財源を確保すること。

(3) 直轄対象事業であっても、補助事業等で事業採択すべきと港湾管理者が申し出た場合には、補助事業等で採択するなど、物流機能の強化に向けた港湾管理者の取組に対し、十分な支援を行うこと。

<現状・課題>

都は、これまで東京港の港湾管理者として港湾物流の状況変化、ふ頭利用者ニーズ等に精通し、港湾施設計画の策定、既存施設の改良、維持補修等の事業のみならず、新規施設の建設を迅速かつ、安全、円滑に遂行してきており、直轄対象事業となるような新規施設の建設についても、十分な経験・技術力を有している。

また、東京港は、既存ふ頭の再編等による港湾機能の向上が必須となっている。

今後、東京港の限られた空間（陸域・海域）において、周辺エリアとの一体的開発による物流機能の強化や、既存の港湾利用者と調整を踏まえた施設改修などを迅速かつ効率的に行い、より一層の機能強化を図っていく必要がある。

このため、東京港においては、港湾の整備・運営に係る十分な実績を有する港湾管理者が主体となり、動きの激しい港湾情勢への迅速かつ的確な対応を図ることが重要である。

<具体的要求内容>

(3) 港湾管理者の取組に対する支援

- ① 東京港の港湾施設の事業実施に当たっては、直轄対象となる事業であっても、補助事業や貸付金事業で事業採択すべきと港湾管理者が申し出た場合には、補助事業や貸付金事業として速やかに事業採択するなど、物流機能の強化に向けた港湾管理者の取組に対し、十分な支援を行うこと。
- ② 直轄事業の予算要求に当たっては、計画段階から港湾管理者と十分に協議を行うとともに、港湾管理者の事前了解を得ること。

5 1 魅力的な水辺空間の創造に対する支援の拡大

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 港湾局)

人々が集い、憩う魅力的な水辺空間を創造していくため、

- (1) 東京港の水質を改善する海浜の整備等に必要な財源を確保すること。
- (2) 運河の環境を改善する汚泥しゅんせつ・覆砂事業に必要な財源を確保すること。
- (3) 海上公園の改良に必要となる補助対象施設の拡充を図ること。

<現状・課題>

東京港では、海浜や運河等の水辺を活かした新たなまちづくりが進むとともに、近年、住民に身近な水辺では、イベント開催が盛んに行われている。

このため都は、東京港の親水空間の創出及び自然環境の保全・再生を目的に自然の水質浄化機能として重要な役割を果たす海浜等の整備や運河部において臭気や水質悪化の原因となる汚泥のしゅんせつ・覆砂、緑の量の確保に向けた海上公園の整備に取り組んできた。

こうした取組を更に充実させ、東京オリンピック・パラリンピック競技大会以降も魅力的な水辺空間を創造していくためには、新たな浅場や干潟などの海浜整備を推進するとともに、引き続き運河部での汚泥しゅんせつ及び覆砂事業を着実に進めていく必要がある。

また、ダイオキシン類等の有害物質が確認された際には、これらの有害物質の処分を適切に行う必要がある。あわせて、海上公園についても海辺という立地特性を更に活かした改良を進めることで、魅力的な水辺空間の形成を図る必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 自然の水質浄化機能として重要な役割を果たす海浜の整備等に必要な財源を確保すること。
- (2) 運河における良好な水環境の再生のため、汚泥しゅんせつ・覆砂事業に対する財源を確保すること。
- (3) 更なる魅力的な水辺空間の創造に向けて、海上公園の改良に必要となる公園施設の対象範囲の拡充を図ること。

5 2 震災にも強い東京港の機能強化【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局)

- (1) 震災時においても、首都圏の物流機能を確保するため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y 3 バース）の耐震強化岸壁について、整備を推進すること。
- (2) 震災時の被災者避難や緊急物資の輸送に対応する品川ふ頭（S 3 バース）、10号地その2ふ頭（VA 2 バース）の耐震強化岸壁の整備に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

首都直下地震等の切迫性が指摘される中、首都圏4,000万人の生活と産業を支える東京港では、外貿コンテナふ頭のうち耐震強化岸壁は4バースと少なく、震災時にも港湾機能を確保し首都圏経済活動の停滞を回避するためには、更なる増設が不可欠である。

このため、東京港第8次改訂港湾計画において、幹線貨物輸送に対応する耐震強化岸壁の計画を拡充したところであり、整備を着実に進める必要がある。

また、震災時に被災者の避難や緊急物資の海上輸送に対応する耐震強化岸壁についても、推進する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 震災時においても、首都圏の物流機能を確保する幹線貨物輸送に対応する耐震強化岸壁を拡充するため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y 3 バース）について、整備を推進すること。
- (2) 震災時の被災者避難や緊急物資の輸送に対応する品川ふ頭（S 3 バース）、10号地その2ふ頭（VA 2 バース）の耐震強化岸壁の整備推進に必要な財源を確保すること。

5 3 民有港湾施設の適切な維持管理の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局)

民有港湾施設の維持管理等に関する制度の改善及びその施設の耐震化推進のためのインセンティブについて十分な取組を行うとともに、制度の運用に当たっては、現場実情に配慮した措置とすること。

<現状・課題>

大規模地震時にも航路機能を確保するため、特定技術基準対象施設（以下「対象施設」という。）の維持管理報告徴収等の制度が平成26年6月1日に施行され、港湾管理者が対象施設を管理する民間事業者等からその維持管理状況を報告させ、立入調査権を有する旨規定された。

しかし、対象施設を管理する民間事業者等を特定するための制度がないために、港湾管理者が報告徴収を求める前提となる情報を入手することが困難なものになっている。

加えて、対象施設の範囲が過大になると、民間事業者等の負担が大きくなるが、省令で一律に施設種別によって対象施設が指定されたため、実際には、緊急時の航路を確保するという立法の趣旨から必要のない施設までもが報告徴収の対象となるなど、個々の港湾の実情に即していない。

さらに、港湾施設を保有する民間事業者に対する耐震化の支援策には、無利子貸付と税制特例が設けられているものの、インセンティブとしては十分ではない。

<具体的要求内容>

- (1) 対象施設の維持管理報告徴収等の制度については次の点について改善すること。
 - ① 対象施設の設置者及び管理者を特定することを可能とするために、その設置者等に対して港湾管理者への必要事項の届出を義務付ける制度を創設すること。
 - ② 対象施設の範囲については、省令で列挙した施設のうちから、港湾の実情に合わせて非常災害時の航路確保のため必要な範囲を港湾管理者が指定できるようにすること。
- (2) 民有港湾施設の施設管理者に対し、円滑な耐震化が可能となるよう、補助制度等の十分な財政措置を、国の責任で行うこと。

5 4 島しょ港湾等の整備促進

(提案要求先 農林水産省・国土交通省)
(都所管局 港湾局)

島民の生活や産業を支えるとともに、観光や賑わい^{にぎ}づくりの拠点となるよう、島しょの港湾・漁港整備に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

島しょの港湾等は、島と本土を結ぶ人や物の結節点であるばかりでなく、漁業、観光など島の基幹産業の振興や地域の賑わい^{にぎ}の拠点としても非常に重要な機能を果たしている。

しかし、伊豆・小笠原諸島は、我が国でも特に厳しい気象・海象条件下にあり、定期船は大島等の一部を除くと就航率が未だ低い水準にある。

また、島しょを訪れる観光客は減少傾向にあり、島が自立的に発展していくためには、島の玄関口となる「みなと」を観光や賑わい^{にぎ}づくりの拠点として再生し、島全体の活性化につなげていく「みなとまちづくり」を進めていかなければならない。

さらに、東京の離島は、我が国の領海、排他的経済水域の保全、海洋資源の利用、自然環境保全等、国家的にも重要な役割を担っており、近年その重要性が増している。

このため、これまで以上に島しょの港湾・漁港の整備を積極的に進めていくことが必要であり、その施設整備に当たっては、国費を重点的に投入すべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 島民生活や産業を支えるために不可欠な、港湾・漁港の岸壁、防波堤等、補助対象となる基幹的施設については、今後も整備が着実に継続できるよう、必要な財源を確保すること。
- (2) 交付金により整備中の施設は、未だ就航率の低い港の防波堤や岸壁等、生活に密接に関連するものが多く、地元の要望も大きい。このため、事業が中断されることなく確実に実施できるよう、必要な財源を十分確保すること。

5 5 東京港の新海面処分場の財源確保

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局)

東京港の新海面処分場整備の財源を確保すること。

<現状・課題>

都は、廃棄物等を適正に最終処分し、快適な都民生活や都市の継続的な発展を支えていくため、東京港内に新海面処分場を整備している。

新海面処分場の廃棄物埋立護岸は、AからGの7ブロックに分割し、廃棄物等の埋立処分計画等を基に段階的に整備を進めることとしている。護岸整備のほか、新海面処分場をできるだけ長期間使用するため、廃棄物等の減量・資源化はもとより、海底地盤を掘下げる深掘による延命化対策も推進している。

平成21年度からDブロックの護岸整備を進めており、引き続きDブロックの整備を計画的かつ着実に進める必要がある。

<具体的要求内容>

東京港の新海面処分場整備による廃棄物等の適正な最終処分を行うことは、快適な都民生活や都市の継続的な発展を支えるなど、大きなストック効果を発現する。

廃棄物等の適正な最終処分を行うため、新海面処分場の護岸整備及び延命化対策の計画的な推進に必要な財源を確保すること。

また、護岸の整備に当たっては、複数年にわたり連続して施工する必要があることから、国庫債務負担においても必要な財源を確保すること。

56 島しょ港湾等の防災対策の推進【最重点】

(提案要求先 農林水産省・国土交通省)
(都所管局 港湾局)

地震、津波、火山噴火等の災害から島民や来島者の安全を確保するため、島しょ港湾・漁港・海岸の防災対策に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

南海トラフ等による巨大地震発生時には、伊豆諸島の各港に短時間で大規模な津波の来襲が想定されており、港湾施設利用者等が迅速に避難できる施設の整備が急務となっている。

また、本土からの陸路による人員、物資等の搬出入が不可能な島の特殊性に鑑み、発災直後においても大型船舶が着岸可能な緊急輸送用岸壁や道路等の確保が必要である。

加えて、大島の三原山や三宅島の雄山では、これまで火山噴火が繰り返し発生しており、全島避難を余儀なくされるなど、噴火発災時における島民避難を含めた備えも不可欠となっている。

さらに、台風等の異常気象時における高潮などから背後の集落や施設を防護していくために、海岸保全施設の整備も進めていかなければならない。

このため、これまでも増して島しょ港湾・漁港・海岸における防災対策を積極的に進めていくことが必要であり、その施設整備に当たっては、国費を重点的に投入すべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 津波避難施設や被災時の復旧活動を支える緊急輸送用岸壁等について、今後とも整備が着実に継続できるよう、必要な財源を確保すること。
- (2) 火山噴火時の円滑な避難に備えるため、噴火避難用岸壁の静穏度向上に必要な防波堤等の整備が着実に継続できるよう、必要な財源を確保すること。
- (3) 台風の襲来や低気圧の通過に伴う高潮などから、島民の生命と財産を守るため、海岸保全施設の整備に必要な財源を確保すること。

6

環境・エネルギー

1 気候変動対策の推進【最重点】

1 実効性ある温室効果ガス削減対策の実施

(提案要求先 総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) 「1.5℃目標」に貢献する2050年までの脱炭素化に向けた野心的な目標と明確な道筋を設定すること。また、国際社会が進める脱炭素化に向けた先導的な役割を果たしていくため、規制的措置を含む総合的な施策を早期に構築すること。施策構築に当たっては、CO₂排出総量削減義務と排出量取引制度を導入するとともに、業務ビル対策や中小企業及び家庭での省エネ対策の促進など、実効性ある対策を実施すること。
- (2) 「地球温暖化対策のための税」については、気候変動対策における国と地方の役割分担を踏まえ、地方への十分な財源配分を行うこと。

<現状・課題>

気候変動の影響の甚大さと対策の緊急性が改めて浮き彫りになった今、気候変動対策は大きな転換点を迎えている。既に避けられない気候変化への対応が急務となっているとともに、世界では、石炭火力発電からの撤退や再生可能エネルギーの大幅な増加など、「1.5℃追求：2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」に向けた動きが加速している。また、気候変動対策は、「持続可能な開発目標（SDGs）」を実現するために不可欠なものでもある。

平成30年6月4日の未来投資会議における総理発言でも、平成31年4月に公表された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会提言」においても、「もはや温暖化対策は、企業にとってコストではなく、競争力の源泉」との認識が示されているように、投資家から脱炭素社会への対応力を問われるようになった企業にとっては、再エネ利用など脱炭素に向けた積極的な取組が実践できる地域への立地が当該企業の価値を高めることにもつながるようになってきた。

各国は、COP26までに、一層野心的な新しい「国が決定する貢献（NDC）」を策定することが求められているが、気候変動対策における日本のプレゼンスを高めるためには、我が国の優れた環境技術を十二分に活用した実効性ある対策を早急に講じて、温室効果ガスの国内での大幅削減を目指すことで脱炭素社会への転換を先導し、世界全体の排出削減に最大限貢献していくことが必要である。

このためには、需要家側の省エネ対策の更なる徹底と再生可能エネルギーの主力電源化など、エネルギー利用のあり方の大幅な見直しを図る必要がある。

また、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月から導入されたが、税の導入に伴う税収に関し、気候変動対策における国と地方の役割分担を踏まえた財源配分が課題となっている。

<具体的要求内容>

(1)

ア 「1.5℃目標」に貢献する、遅くとも2050年までの脱炭素化に向けた明確な目標と道筋の設定

IPCC 特別報告書「1.5℃の地球温暖化」（2018年10月）の内容を踏まえて、温室効果ガスの排出について、遅くとも2020年をピークとし、2030年までに大幅な削減を実現し、2050年には全世界で実質排出ゼロを達成するための野心的な目標の設定と明確な道筋を明らかにすること。

また、COP26 までに、新しい「国が決定する貢献（NDC）」を策定するに際しては、自らの強い意思表示と具体的施策を礎に、「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現にも寄与する、一層野心的な計画策定を目指すものとし、国際社会が進める脱炭素社会の実現に向けて先導的な役割を果たしていくこと。

イ カーボンプライシングなど脱炭素社会実現のための規制的措置を含む総合的な施策の早期構築

既存火力発電については、更なる高効率化と脱炭素化を図る必要がある。このためにも、火力発電所を対象としたCO₂排出量の削減義務化や電力需要家と火力発電所を対象とする国内排出量取引制度等実効性の高い規制的措置の導入を含む総合的な施策を早期に構築すること。

ウ 総量削減を中核とする実効性の高いキャップ&トレード制度の早期実現

国内排出量取引制度の創設に当たっては、以下の点を実現し、実効性の高い制度とすること。

- ① 原単位規制ではなく、総量削減義務を導入すること。
- ② 高効率でかつ低炭素な火力発電所の稼動を推進するため、直接排出方式により火力発電所の排出総量を対象とすること。
- ③ 事業者単位でなく、事業所単位の制度とすること。
- ④ 特に大量の温室効果ガスを排出する事業所を対象とし国が実施する制度と、それ以下の一定程度の温室効果ガスを排出する事業所を対象とし地方自治体が発行する制度の二制度を創設し、国と地方がともに積極的な役割を果たす制度とすること。
- ⑤ 東京都のキャップ&トレード制度や都道府県・政令指定都市が実施している報告書制度など、先行する地方自治体の制度との整合を図ること。
- ⑥ 国内排出量取引制度と整合するよう省エネルギー法及び地球温暖化対策推進法を改めるとともに、事業所からの報告内容を地方自治体に提供し、国と地方の効果的な連携を進めること。

エ 家庭部門等の強化

- ① ライフスタイルやビジネススタイルの転換を促し、より一層の節電を図るため、不要な広告や店舗の照度、小売・量販店等の営業時間や放送事業の時間帯の設定等、エネルギー使用のあり方の見直しを関連業界に働きかけること。
- ② エアコンやテレビ等の家電に電力使用量及びCO₂排出量を表示する機能の標準搭載や、電気・ガスにとどまらず、ガソリンや灯油などの領収書にCO₂排出量を表示するなど、CO₂の可視化の取組を促進すること。
- ③ トップランナー基準を満たした高効率給湯器の普及を飛躍的に促進するため、家庭に対する助成制度などにおいて、より一層の財政的措置を講じること。
- ④ 家電製品等の製造事業者に対して、製品の工場出荷時の初期設定を省エネモードとするとともに、省エネモードの設定方法を消費者に分かりやすく情報提供するよう求める仕組みを構築すること。

オ オフィスや事業所等における取組

- ① 一般社団法人日本建築学会等の提言も踏まえ、過度に照度に偏重しすぎている現行の照明設計・基準の考え方から転換し、質の高い照明環境の形成に向けた新たな基準を設定すること。
なお、照度基準については、旧照度基準1979版の照度範囲（300～750ルクス）に戻すとともに、設定照度は、300～500ルクスでの対応を推奨すること。
- ② 外気取り入れによる空調設備の無駄な稼働を防ぐため、室内空気中のCO₂濃度の一律的な管理基準について、省エネルギー・節電の観点から見直しを行うこと。
- ③ 扉を開け放したまま冷暖房を行っている店舗営業など、明らかに無駄なエネルギー利用と考えられる行為に対して、エネルギー使用の合理化を求める仕組みを構築すること。
- ④ 省エネ法に、ピークシフト行動を評価する仕組みが設けられているが、今後は、「原単位削減」の観点だけではなく、エネルギー消費量の削減を更に強化するため、「エネルギー使用総量の削減」の程度を評価する仕組みの追加も検討すること。

カ 地球温暖化対策の実現に向けた普及啓発活動の強化

実効性のある地球温暖化対策を実現するためには、全ての国民及び事業者が一丸となって取り組む必要がある。地球温暖化対策に対する意識を高めるため、広く国民及び事業者に対して情報発信するなど、地球温暖化対策計画に記載した取組について効果的かつ着実に実施すること。

キ 地方自治体の温室効果ガス排出量算定に必要なデータの確保

エネルギー供給事業者から自治体へのデータ提供について法的に義務付けるなど、各自治体が確実に温室効果ガス排出量算定に必要なデータ提供を受けられるようにすること。

(2) 「地球温暖化対策のための税」の導入に伴う地方財源の確保等

地方分権改革との整合性や気候変動対策における国と地方の役割分担を踏まえ、国と地方で財源を適切に配分し、地方自治体がある地域特性にあった省エネ施策の推進事業に充当できるようにすること。

2 LED照明等の高効率照明の普及促進

(提案要求先 経済産業省・環境省)

(都所管局 環境局)

- (1) LED照明等の高効率照明の普及目標達成に必要な具体的な取組を推進すること。
- (2) LED照明の普及を加速化させることにより省エネへの参加意識を醸成し、更なる省エネ行動の促進を図ること。
- (3) 既設蛍光灯器具へ直管型LEDランプを取り付ける際の注意点について、国民に周知徹底すること。

<現状・課題>

国は、LED照明等の高効率照明が、2020年までにフローで100%、2030年までにストックで100%普及することを目標として取組を進めている。

身近でありながら、照明は大きなエネルギー消費割合を占めており、例えば、白熱電球200万個をLED電球に置き換えると、1年間で、都庁舎の電力消費量の約5年分に相当する1億8千万kWhの削減が可能である。照明のLED化という費用対効果の高い身近な取組をピンポイントでPRし、具体的な効果を実感してもらうことで、省エネルギーに対する意識改革を進め、地球温暖化対策を加速化させる必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 普及目標の確実な達成に必要な取組の推進

エネルギー基本計画（平成30年7月）及び地球温暖化対策計画（平成28年5月）で掲げるLED照明等の高効率照明の普及目標達成に必要な具体的な取組を推進すること。

また、LED照明化は、費用対効果の高い対策であるが、導入時の一時的な費用負担が大きいことが普及を妨げる要因となっている。更なる普及促進のため、必要な財政支援を実施すること。

(2) LED照明の普及による更なる省エネ行動の促進

LED照明化の効果等についての普及啓発を実施することにより、その導入を加速化させるとともに、LED照明の導入を通じて省エネへの参加意識を醸成し、更なる省エネ行動の促進を図ること。

(3) 直管型LEDランプの安全性の確保

直管型LEDランプの既設蛍光灯器具への交換取付けは、事業所において取り組みやすい省エネ対策である。

一方、直管型LEDランプは、様々なメーカーが製品を提供しており、既設の蛍光灯器具に合わない直管型LEDランプを装着して、発火、発煙、過熱等の事故が発生するケースもある。このため、既設の蛍光灯器具に直管型LEDランプを取り付ける際の注意点について、国民に周知徹底すること。

3 建築物の低炭素化の促進

(提案要求先 文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) エネルギー消費性能が建築物の基本的性能に位置付けられたが、建築物のエネルギー性能にも大きな影響を与える外壁等による熱の損失を防止する性能、いわゆる外皮性能に関する指標についても建築物の基本的性能に位置付けること。
- (2) 新築建築物のエネルギー消費性能基準の強化を図るとともに、エネルギー消費性能をより詳細に把握できるようにすること。
- (3) 新築大規模住宅のエネルギー消費性能基準への適合義務化を早急に導入すること。
- (4) 新築建築物への再生可能エネルギー導入義務化を検討すること。
- (5) エネルギー性能の表示制度について、その実効性を担保するため、表示の義務化を図ること。
- (6) 低炭素な既存建築物の普及促進策を講じること。
- (7) テナントビルの低炭素化を推進させるため、平成28年に国が作成したガイドを活用し、グリーンリースの普及拡大を図ること。
- (8) 国等が所管する教育施設及び医療施設の低炭素化を推進すること。

<現状・課題>

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）において、平成29年4月から一定規模以上の非住宅用途の新築建築物におけるエネルギー消費性能基準への適合義務化が開始された。

これにより、建築物の基本的性能としてエネルギー消費性能が位置づけられ、建築基準法と連動することから建築物のエネルギー消費性能の向上に向けた底上げ効果が一定程度期待できる。

一方、建築物省エネ法の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）において、住宅以外の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務化の対象が拡大されることになったが、住宅への適合義務化の導入については見送られた。しかし、住宅におけるエネルギー消費性能向上対策は喫緊の課題であることを踏まえると、一定規模以上の住宅への省エネルギー適合義務化を導入することが重要である。

さらに、建築物のエネルギー消費性能は、建築設備だけでなく外皮性能にも大きく影響を受ける。そのため、建築主等が講ずべき措置として、外皮性能の向上に係る措置を位置付け、建築物の外皮性能を把握できるようにするとともに、外皮性能の向上が持つ意義や効果について明確な認識を持てるようにすることが重要である。また、EUでは既に、エネルギーの性能表示を指令し、多くの国が制度義務化しており、東京都でも省エネルギー性能評価書やマンション環境性能表示を義務付けているが、国においても「建築物省エネ法」に基づき、新たに住宅用途も対象に含めた建築物の省エネルギー性能の表示制度が位置付けられ、平成28年4月から適合義務化に先駆けて施行している。しかしながら、この第三者認証の仕組みも有する表示制度は任意の表示制度となっており、低炭素化建築物の普及に向け、こうした表示制度の実効性の担保が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) エネルギー消費性能が建築物の基本的性能に位置付けられたが、建築物のエネルギー性能にも大きな影響を与える外壁等による熱の損失を防止する性能、いわゆる外皮性能に関する指標についても建築物の基本的性能に位置付けること。

「建築物省エネ法」により、平成29年4月から新築建築物におけるエネルギー消費性能基準への適合義務化が開始されたが、建築設備のエネルギー性能は、外皮性能にも大きく影響を受けることから、建築主が建築する際に、エネルギー消費性能と併せて外皮性能を把握できるようにするとともに、当該法令に建築主が取り組むべき外皮性能の向上に関する措置も盛り込むべきである。

- (2) 新築建築物のエネルギー消費性能基準の強化とエネルギー消費性能のより詳細な把握について

エネルギー消費性能基準を今後も定期的に見直すとともに、引き上げていくこと。

また、複合用途の建築物におけるエネルギー消費量については、建物用途毎の内訳を明らかにするものとする。

東京をはじめ、大都市では一つの建物に商業用途と住宅用途が存在する大規模な複合用途の建築物が多く存在する。しかし、省エネルギー計画書では建物全体のエネルギー消費量しか把握できない様式になっている。こういった建築物に関しては、建物全体のエネルギー消費量のデータだけでなく、建物用途ごとのデータを把握することも省エネを推進するには不可欠である。

建築物の省エネルギー性能を判断するため、「建築物省エネ法」では、一次エネルギー消費量により行っているところである。建築物のエネルギー性能を飛躍的に高めていくためには、積極的にあらゆる再生可能エネルギーを利用していくことが不可欠である。しかしながら、現在の一次エネルギー消費量の算定プログラムでは、太陽光による発電量の反映にとどまり、自然通風や自然採光の利用などの建築的手法を含めた積極的な再生可能エネルギーの活用を反映することができない。国は、再生可能エネルギーの積極導入に向け、一次エネルギー消費量の算定に、再生可能エネルギーの利用を反映するための評価方法を開発し、活用できるようにすること。

(3) 新築大規模住宅のエネルギー消費性能基準への適合義務化について

建築物省エネ法の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）において、住宅以外の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務化の対象が拡大（2千㎡以上から300㎡以上）されることになった。しかし、住宅への拡大については、省エネ基準への適合率が比較的低い水準にとどまっているため、適合義務制度導入により市場の混乱を引き起こすことが懸念されることから、適合義務化導入が見送られた。

住宅におけるエネルギー消費性能向上対策は喫緊の課題であることを踏まえると、一定規模以上の住宅への省エネルギー適合義務化を早期に導入するべきである。

(4) 新築建築物への再生可能エネルギーの導入義務化を検討すること。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度や低炭素建築物の認定制度が開始されたが、令和12年度までにZEBやZEHを実現していくためには、断熱や日射遮蔽性能等の建築設備の省エネの推進に加え、オンサイト（＝需要側）での、太陽光・太陽熱等の再生可能エネルギーの導入が不可欠である。新築建築物における再生可能エネルギーの導入については、各種必要設備等設置後の余剰スペースへの導入を検討するにとどまり、導入には消極的になっている。再生可能エネルギーの普及・導入のためには、義務化に向けた取組を進めていくべきである。

(5) エネルギー性能の表示制度について、その実効性を担保するため、表示の義務化を図ること。

国は、平成28年4月から一次エネルギー消費量の指標を活用し、建築物の省エネルギー性能表示制度を新たに開始したところであるが、この制度は、第三者認証による任意の表示制度となっている。建築物の取引において、建築物の省エネルギー性能が比較検討できるようにしていくためには、比較対象となるあらゆる建築物に表示が行われていることが不可欠である。本制度の表示についても「建築物省エネ法」の中で義務付けること。

(6)

ア 既存建築物の省エネルギーの進展を促す評価指標の拡大に当たっての検討

経済産業省における業務部門のベンチマーク制度対象業種拡大に当たっては、環境性能が高く良好なマネジメントがなされている建築物が高く評価される指標となるよう検討すること。

イ 既存建築物における環境価値評価の普及促進

低炭素な建築物の普及促進を図るため、環境価値評価である CASBEE、BELS、都のカーボンレポートなどを「建築物の環境価値評価に関する事項」として宅地建物取引業法で定める重要事項説明に追加すること。

また、国等の事業所が民間ビル等に入居する際の基準とするなど活用に努めること。

さらに、世界的に ESG 投資の動きが強まる中で、既存建築物の低炭素化に向けた投資を喚起していくことが重要である。このため、事業所ごとの CO₂ 排出実績等のデータを保存する自治体と連携を図りながら、既存建築物の運用段階に着目した環境認証の仕組みを構築するなど、グリーンファイナンスを通じた低炭素化を促進すること。加えて、ホテル等を対象とした環境認証の仕組みであるエコマーク認証の普及拡大を図ること。

(7) グリーンリースの普及拡大を図ること。

ビルオーナーとテナントの双方が協働して、テナントビルのエネルギー消費低減に取り組むグリーンリースを普及させるため、国土交通省は、平成 28 年 2 月にグリーンリース・ガイドを作成した。国は、不動産関係団体と連携して優良事例やその有効性を広くビルオーナー等に周知しグリーンリースの普及拡大を図ること。

(8) 国等が所管する教育施設及び医療施設の低炭素化の推進

国等が所管する教育施設、病院等について、それぞれの施設に求められる機能を確保した上で、省エネ化が大きく進む設備改修が促進されるよう予算措置を行うこと。特に、国立大学法人又は独立行政法人については、国が監督官庁として積極的に関与し、事業者の模範となるよう率先して教育及び医療施設の低炭素化を図ること。

4 自動車からの温室効果ガス排出量削減対策の推進

(提案要求先 経済産業省・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) 乗用車（特に重量の重い車種）について、自動車メーカーが率先して更なる燃費向上を進めるインセンティブが働く燃費基準を導入すること。
- (2) 自動車の燃費の評価に当たっては、カーエアコン等の電装品も含めた自動車総体として評価すること。
- (3) 車両総重量3.5トン超の重量車について、次期燃費基準を達成する車両が早期に市場投入されるよう、自動車メーカーに働きかけること。
- (4) 事業者等のエコドライブを評価できる仕組みの構築に努めること。
- (5) 重量車や小型貨物自動車について、ハイブリッド車の車種の拡大や燃費の更なる向上を、自動車メーカーに働きかけること。また、このようなCO₂排出量の少ない自動車へのシフトを促す税制や各種優遇制度の充実を図ること。
- (6) 自動車から公共交通機関への転換を促進するため地域の特性に応じた取組への助成を行うとともに、物流におけるモーダルシフトの推進策を講じること。
- (7) 自動車メーカーによる不正行為の抑止と再発防止に向けて、自動車型式指定制度を適正かつ厳格に運用すること。

<現状・課題>

自動車交通に起因するCO₂排出量は、我が国の総排出量の約15%を占め、その削減は、気候変動対策として極めて重要である。

- (1) 我が国では、昭和54年にガソリン乗用車の燃費基準値が初めて策定され、またその後の基準強化等により、自動車の燃費は大幅に向上した。しかしながら、我が国の燃費基準は重量が重い車ほど基準が緩くなるよう階段状に設

定されていることから、車両にオプション装備を追加することで重量を増し、より重い重量区分へ移行することで、絶対燃費が悪化するにもかかわらず、燃費基準値を満足する可能性が増え、エコカー減税等の優遇措置の対象となるケースが発生している。これは、車両の軽量化を進め自動車からのCO₂排出総量を減らしていこうという企業努力を弱めることとなる。

また、乗用車の平成32年度燃費基準から採用された企業別平均燃費基準方式（CAFE方式）では、車両の重量区分毎の燃費目標値を各自動車メーカーの出荷台数実績で加重調和平均したものをCAFE基準値としているが、この方式を用いると、小型・軽量車に比べ燃費の劣る重量の重い車を多く扱う自動車メーカーのCAFE基準値は、小型・軽量車を多く扱うメーカーに比べ甘いものとなり、やはり自動車の小型・軽量化を進めるインセンティブが働きにくくなっている。

そのため、自動車からのCO₂排出総量を削減するため、車両の軽量化を促すことなどを目的とし、特に重量の重い自動車の燃費を向上させる燃費基準を導入することが必要である。

- (2) 現行の制度における燃費の測定・評価は、カーエアコンやカーナビなどの自動車に標準装備となっている電装品を稼働させず、自動車本体を対象に行われている。実効性のある燃費評価のためには、電装品等の影響を含めた自動車総体の燃費評価が必要である。
- (3) 車両総重量3.5トン超のトラック・バスについては、国土交通省及び経済産業省が、「交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会自動車燃費小委員会」及び「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会自動車判断基準ワーキンググループ」合同会議による重量車の次期燃費基準に関するとりまとめに基づき、平成31年3月29日に重量車の新しい燃費基準を策定・公表した。
今後、次期燃費基準の目標年度である2025年度を目途に基準を達成する車両の市場投入が見込まれるが、重量車からのCO₂排出量削減に向けて、更なる早期の市場投入が必要となる。
- (4) 都は平成24年度から、エコドライブに努める貨物運送事業者を評価する「東京都貨物輸送評価制度」を実施し、個々の自動車の燃費管理やトラック運転手へのエコドライブの意識付け等が、自動車からのCO₂排出量削減に大きな効果があることが判明している。こうした事業者によるエコドライブの取組が更に広まるよう、取組を支援する仕組みが必要である。
- (5) 重量車や小型貨物自動車からのCO₂排出量削減のためには、ハイブリッド車の普及や燃費の向上が必要である。そのため、自動車メーカーが、これらハイブリッド車の車種の拡大や燃費の向上に取り組むよう働きかける必要がある。
- (6) 鉄道等へのモーダルシフトについては、大手の貨物運送事業者（大口貨物）による取組は進んでいるが、中小事業者等にとっても取り組みやすい施設整備等への支援や仕組みづくりを行い、引き続きモーダルシフト推進のための取組が必要である。
- (7) 平成28年度、国内自動車メーカーが、本来の燃費値よりも良い値とする

ために、燃費・排出ガス試験において設定する走行抵抗値を法令で定めた試験方法と異なる不正な方法で算出し、国に提供していたことが発覚した。

これは、我が国の燃費基準等の信頼性の根幹を揺るがす事態であり、自動車環境行政及び自動車業界の国際的な信頼失墜につながりかねない。

<具体的要求内容>

(1) 乗用車起源のCO₂排出総量を削減するため、乗用車の平成32年度燃費基準に示された平均燃費規制において、車両重量化の抑制や重量がかさむ車両の一層の燃費改善を促すよう、車両の重量区分毎の燃費目標値を、各自動車メーカーの出荷台数実績で加重調和平均したものをCAFE基準値とするのではなく、全社共通の燃費基準値を設定すること。

それにより難しい場合は、車両の重量区分毎ではなく、米国でも採用されている車両の大きさ（フットプリント、軸距と輪距の積）に応じた燃費目標値を定め、また燃費目標値を階段状に設定するのではなく、米国と同様にフットプリントと燃費目標値が直線的に変化する方法に改めること。

(2) カーエアコンやカーナビなどの自動車に標準装備となっている電装品を稼働させないで燃費の測定、評価を行う現行の制度を改め、自動車本体だけでなく、電装品等の影響を含めて燃費を向上させる評価制度とすること。

(3) 車両総重量3.5トン超のトラック・バスについて、次期燃費基準を達成する車両が早期に市場投入されるよう自動車メーカーに働きかけること。

(4) 国は、自動車の燃費や燃料使用状況を自動で取得し保存することができる車載装置等の導入や、エコドライブによるCO₂排出量の削減に取り組む事業者等が社会的、経済的に評価される仕組みを構築すること。

(5) トラック・バスなどの重量車や、事業者が多く使用するバンやワンボックスタイプなどの小型貨物自動車について、ハイブリッド車の車種の拡大や実燃費が更に向上されるよう、自動車メーカーに対して働きかけること。また、このような自動車へシフトをすることが、経済的にもメリットをもたらすよう、CO₂排出量がより少ない自動車ほど優遇される税制の構築を進めるとともに、導入補助制度の拡充や道路利用料金の割引などの優遇措置を講じること。

(6) 自動車から、公共交通機関への転換を進めるため、地域の特性に応じた取組に対する助成を行うこと。

また、物流における共同配送や自営転換、鉄道等へのモーダルシフトを推進していくため、中小・零細事業者でも取り組みやすい仕組みづくりや大都市での実効的な施策の推進に資するよう十分な助成額の確保等を行うこと。

(7) 走行抵抗値をはじめ、自動車の指定審査時にメーカーから提供される基礎情報を厳正に審査することなど、認証制度を適正かつ厳格に運用するとともに、自動車メーカーに対して抜き打ち検査を実施するなど、不正行為防止の実効性を担保すること。

また、不正行為を行った自動車メーカーに対して、罰則の厳格な適用を行うこと。

5 自転車シェアリングの普及促進

(提案要求先 国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) 自転車シェアリングの普及促進に向けて、安全性を確保しつつ、更なる利便性の向上を図るための措置を関係省庁との連携により講じるとともに、初期整備等への財政支援を行うこと。
- (2) 公共的な交通手段としての定着を図るため、交通事業者の積極的な協力を促すための気運醸成や働きかけを行うこと。

<現状・課題>

自転車シェアリングは、自動車から自転車への転換による環境負荷の低減や、放置自転車対策など、多様な効果が期待できる。

東京都は自転車シェアリングの普及促進に向けて、これまで、専用駐輪施設（サイクルポート）用地の確保に係る調整（都道や公開空地等）や財政面など、各区の取組を多角的に支援してきた。平成28年2月から、利用者の利便性向上の観点から、先駆的に取り組む4区（江東、千代田、港、中央）と連携し、区境を越えた広域相互利用を開始し、新宿区、文京区、渋谷区、品川区、大田区及び目黒区とも連携するなど、周辺エリアへの展開を図っている。

自転車シェアリングが、公共的な交通手段としてより有効に機能するためには、公共交通機関に近接した場所や観光地など、需要の高い場所へサイクルポートを拡充するとともに、公共交通機関との連携が必要である。その際、ヘルメット着用や交通マナーの遵守等に向け、安全面での対策も進めていくことが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 安全性を確保しつつ、自転車シェアリング事業の更なる利便性の向上を図るため、事業採算性にも配慮しながら、国道（道路占用）をはじめとした国の施設にサイクルポートの設置を拡大できるよう、関係省庁との連携により、積極的に取り組むこと。また、都市再生特別措置法の改正により都市再生整備計画区域内における都市公園にはサイクルポートの設置が可能となったが、引き続き都市公園全般に設置が可能となるよう関係省庁との連携により規制緩和を図ること。さらに、初期整備等への財政支援は、事業運営に不可欠な自転車本体にも拡充するとともに、対象地域を都内全域とすること。
- (2) 自転車活用推進法の施行を踏まえ、自転車シェアリングの公共的な交通手段としての定着を図るため、公共交通機関との連携やサイクルポート用地の提供など交通事業者の積極的な協力を促すための気運醸成や働きかけを行うこと。

6 分散型エネルギーの導入とエネルギーマネジメントの推進

(提案要求先 経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) コージェネレーションシステム（CGS）の導入など、災害時の業務継続も想定したエネルギー供給体制を整備する取組を支援すること。
- (2) 蓄電池システムの普及を着実に進めるため、導入を促進する継続的な支援策を講じること。
- (3) 地域でのエネルギーマネジメントの取組を継続的に支援すること。

<現状・課題>

気候変動問題に適切に対処しながら経済成長も両立するスマートエネルギー都市の実現に向けて、需給両面の取組を進めることが不可欠である。

供給面の取組では、都外からの電力供給のみに頼るのではなく、太陽エネルギー等の再生可能エネルギー、コージェネレーションシステム等の低炭素かつ高効率な電源の普及拡大などにより、更なるエネルギーの低炭素化と首都東京のエネルギーセキュリティを高める取組を進めていく必要がある。

需要面の取組では、省エネ対策に加え、デマンドレスポンスやピーク時間帯の電力需要を抑えるなど、電力の供給状況を踏まえながら需要を無理なく効率的に制御するエネルギーマネジメントの取組を推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 非常時のエネルギー供給体制の整備

都市開発の機会を捉えてコージェネレーションシステム（CGS）を導入し、エネルギーの面的な利用によって都市の低炭素化と災害時の業務継続性を確保する取組に対し、継続的な支援を行うこと。

(2) 蓄電システムの普及

蓄電システムは、非常時の電源として活用できるほか、太陽光発電システムとの連携により、建物や地域でのエネルギーの自家消費拡大にも有効である。

国は、蓄電システムの導入促進に向けて継続的な支援策を講じること。

(3) エネルギーマネジメントの促進

家庭や事業所、地域でのエネルギーの有効利用を促進するため、ICT等も活用したエネルギーマネジメントの取組を継続的に支援すること。

2 ゼロエミッションビークルの普及促進【最重点】

(提案要求先 経済産業省・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) ゼロエミッションビークルの普及に向け、優遇制度の拡充や規制的手法の導入など、より積極的な政策展開を行うこと。
- (2) ゼロエミッションビークルの技術開発、価格低減が促進されるよう、国からも自動車メーカーに働きかけること。
- (3) ゼロエミッションビークルのエネルギー供給インフラ整備の促進を図ること。

<現状・課題>

- (1) 自動車から環境へ及ぼす影響は、いまだに大きい。

自動車交通に起因するCO₂排出量は、我が国の総排出量の約15%を占めており、また、いまだに環境基準を達成できないPM2.5や光化学オキシダントの原因物質であるNO_xやVOCを排出しているなど、自動車の環境対策は、気候変動対策や大気汚染対策として必要不可欠である。

その根本的な解決に向けて、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、いわゆるゼロエミッションビークルの普及は重要となる。国においては2030年における新車販売に占める電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の割合を20~30%、燃料電池自動車を最大3%にするとしている。こうした中、都においては、2030年におけるゼロエミッションビークルの乗用車新車販売に占める割合を50%まで引き上げることを目指している。しかし、2018年における都内の販売実績は、約1.8%にとどまっている。

- (2) ゼロエミッションビークルは、車種展開が進んでいない分野もあることや電気自動車の航続距離の問題など、普及に当たっての技術的課題が多く見受けられることや、車両価格も同クラスの通常エンジン車やハイブリッド自動車と比較して高価である。

- (3) 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車は、普段停めてある駐車スペースに充電設備があれば、その場で充電できるメリットがある。

しかし、都市部ではマンション等の集合住宅の居住者が多いが、集合住宅では充電器の設置・運用に係る費用分担について住民の合意形成が困難であり、利用に関するルールの決め方が分からないといった実態があるほか、新築の集合住宅の場合に国の補助制度を利用する際、補助対象経費とマンション建設工事費の切り分けが困難な場合が多く、補助金申請の手続が煩雑なために、申請が進んでいない実態もあり、こうしたことが充電設備の普及に当たり課題となっている。

加えて、月極や時間貸しの駐車場などでも普及が進んでいない。

また、燃料電池自動車は、水素ステーションにおいて短時間で充填できるメリットがあるが、水素ステーションは各種規制や、設備が高額なことなどから、普及が十分に進んでいない。

<具体的要求内容>

- (1) ゼロエミッションビークルへシフトをすることが、経済的にもメリットをもたらすよう、CO₂排出量がより少ない自動車ほど優遇される税制の構築を進めるとともに、導入補助制度の拡充や道路利用料金の割引などの優遇措置を講じること。

また、将来的にガソリン車やディーゼル車の販売禁止を検討する等、世界的にゼロエミッションビークルを強制的に導入する政策を行う動きもあることから、我が国においても規制的手法の導入等も検討するなど、より積極的な政策展開を行うこと。

- (2) 革新的なバッテリーの開発、ゼロエミッションのバス、トラック、バイクにおける、車種展開の拡大、メーカー間の部品等の共用化など、自動車メーカーに対して、技術開発や価格低減が進むよう、国からも働きかけを行うこと。

- (3) 電気自動車の充電設備や水素ステーションなど、ゼロエミッションビークルのエネルギー供給インフラの整備を図ること。

夜間など自動車が使用されない際には必ず駐車されている、自動車の使用の本拠となる場所への充電設備の設置を促進すること。

特に、集合住宅における電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の充電設備導入促進のため、「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のための充電設備設置に当たってのガイドブック（平成29年6月改訂）」等を踏まえ、費用分担の考え方や運用ルール作り等の参考となる事例等を一層周知することや、新築の集合住宅への設置に係る補助制度の見直しなど、集合住宅の特性を踏まえた導入促進に向けた実効性ある取組を推進すること。

加えて、月極や時間貸しの駐車場にも、設置を促進する取組を推進すること。

また、水素ステーションの整備促進に向けて、必要な規制緩和を行うとともに、財政支援を継続すること。

3 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大【最重点】

(提案要求先 内閣府・経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) 「2050年・実質排出ゼロ」を実現するための意欲的な再生可能エネルギーの導入目標を設定し、導入拡大を最大限加速させること。
- (2) 再生可能エネルギーの利用拡大に向けた電力系統の運用改善・強化整備を図ること。
- (3) 再生可能エネルギーの継続的な利用・導入拡大に必要な制度等を整備すること。
- (4) 島しょ地域における再生可能エネルギーの大量導入の実現に向けた必要な措置を行うこと。
- (5) 波力発電など海洋エネルギーの開発・利用に必要な措置を講じること。
- (6) 再生可能エネルギー熱利用促進に必要な実効性の高い全国的な普及策を構築すること。
- (7) 環境に配慮した電力選択の喚起及び消費者保護に必要な措置を行うこと。
- (8) 使用済太陽光発電設備の3R対策を講じること。

<現状・課題>

パリ協定の発効以降、世界的に脱炭素社会の実現に向けた気運が高まっている中、先進諸国を中心に大幅な温室効果ガスの削減に加え、再生可能エネルギーについても、これまで以上に高い中期目標を掲げる動きが広がっている。

また、企業においてもRE100等、再生可能エネルギーを積極的に調達しようとする動きが急速に高まっている。

平成31年4月に公表された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会提言」においても、「再生可能エネルギーは、現時点では安定供給面、コスト面で様々な課題が存在するが、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、長期

を展望した環境負荷の低減を見据えつつ活用していく重要な低炭素の国際エネルギー源であるため、その主力電源化を図っていくべきもの」との認識が改めて示されている。国としても意欲的な導入目標を改めて設定する必要がある。

平成24年7月から電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT制度」という。）が施行され、全国的な再生可能エネルギーの普及により、CO₂排出抑制、エネルギー自給率向上や化石燃料の節約のほか、地域経済活性化や雇用創出効果など国内経済への波及効果を生んでいる。

一方、発電コストは国際水準と比較して依然高い状況にある。

加えて、全国的に系統制約が顕在化するなど、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた様々な課題が明らかになっている。特に、太陽光発電設備は、余剰電力買取制度及びFIT制度の創設を端緒に、我が国で導入量が急速に伸びており、寿命を迎える2040年前後に、廃棄物として大量に排出されることが見込まれている。設備の中の太陽光パネルには、鉛などの有害物質を含有しているものもあり、その処分費が比較的高額になるため、経営基盤が強固でない発電事業者が使用済みの太陽光パネルを放置するなどの不適正な処理を行う懸念がある。

さらに、再生可能エネルギーによる熱利用は、支援策が不十分であるため普及が進まず、再生可能エネルギーのポテンシャルが十分活用できる状況にはない。

また、消費者の取組として環境に配慮した電力選択を喚起するとともに、国や電気事業者は、適切な情報発信と消費者ニーズに即した情報提供を行うべきである。

<具体的要求内容>

(1) 「2050年・実質排出ゼロ」を実現するための意欲的な再生可能エネルギーの導入目標の設定

国は、第5次エネルギー基本計画（平成30年7月策定）において、再生可能エネルギーを主力電源として位置付け、最大限導入する方針を示しているが、再生可能エネルギーの導入目標については、太陽光発電や風力発電等の導入が国の目標を上回るペースで進んでいるにもかかわらず、現行どおり、2030年度に22～24%で据え置いたままである。

「2050年・実質排出ゼロ」の脱炭素社会を実現するためには、国レベルでの再生可能エネルギー施策の強化が極めて重要である。国際的な発電コストの低下や急速な普及を踏まえた意欲的な目標を改めて設定し、再生可能エネルギーの導入拡大を最大限加速させること。

(2) 再生可能エネルギーの利用拡大に向けた電力系統の運用改善・強化整備

再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、系統の空き容量不足による接続拒否や高額な系統増強費用の請求による事業断念、接続可能となっても出力抑制を課せられるなど、全国的に系統制約が顕在化している。

これら再生可能エネルギー導入の阻害要因を取り除くため、以下の内容について検討を行い、電力系統の運用改善、強化整備を図ること。

① 既存系統の最大限の活用

系統を増強するためには、多額の費用と時間を伴うことから、まずは既

存系統を最大限に活用することが重要である。

現行の系統利用においては、先着順に系統接続の容量枠を確保する仕組みのため、実際の系統利用の有無を問わず、既存電源が優遇され、新規電源は空容量の確保が困難で参入障壁となっている。

現在、日本版コネクト&マネージとして、一定の制約条件の下での系統接続を認める方向で検討されているが、新規電源に対してだけでなく、既存電源も含めた全ての電源を対象にするとともに、再生可能エネルギーの優先接続を図るなど、再生可能エネルギーの積極的な導入に向けた制度設計を行うこと。

また、水力や蓄電池など調整電源の一層の活用、太陽光や風力などの変動特性の把握や気象情報を用いた発電出力予測の活用などの系統運用技術と合わせ、既存系統を最大限に活用すること。

② 広域的な電力融通の実現

風力など大規模発電設備の設置ポテンシャルが高い、東北地方等においては、再生可能エネルギーの発電量が地域の需要を上回る状況もあり、地域内の電力需給を一致させるため、無制限・無保証の再生可能エネルギーの出力抑制が課せられる。

電力需給調整を局所的な運用に止めず、東北東京間連系線等、地域間連系線の活用など、日本全体として広域的な電力融通を図ることで出力抑制を最小化すること。

③ 系統設備の整備

長期的に再生可能エネルギーの導入拡大を図るためには、一定の系統の増強及び更新投資が必要となる。

系統増強に当たっては現状、発電事業者等の原因者への特定負担も生じるが、社会的インフラを整備する観点で踏まえ、特定の者に過度に負担を強いることのないように措置を講じること。

特に大規模な系統増強が必要となる場合には、特定の事業者だけで負担を負わせるのではなく、系統を利用する事業者等と共同で負担する等、負担金の軽減に努め、再生可能エネルギーの開発が進むよう改善すること。

(3) 再生可能エネルギーの継続的な利用・導入拡大に必要な制度等の整備

再生可能エネルギーの継続的な利用・導入拡大を推進するためには、FIT制度の着実な運用を図るとともに、FIT制度の買取期間の終了後も見据えた適切な環境整備を行う必要がある。ついては、以下の必要な措置を講じること。

① FIT制度における入札制度の改善

FIT制度の買取価格の低減を目的に、平成29年度から大規模太陽光発電設備、平成30年度には大規模バイオマス発電設備に対する入札制度が導入されたが、入札条件である系統接続に係る手続や高額な保証金の負担などを理由として、入札を辞退する事業者が多く存在している。今後の入札実施に当たっては、こうした課題の改善を図り、事業者の開発意欲が削がれないよう十分に配慮すること。

また、入札対象範囲を拡げる場合には、電源ごとの導入実態を考慮した

うえで、適切な制度設計を行うこと。

② FIT制度買取期間終了後の対応

平成31年11月以降、住宅用太陽光発電の買取期間の終了を契機として、蓄電池等と組み合わせた自家消費利用を促進するなど、再生可能エネルギーの継続利用が損なわれないよう適切な措置を講じること。

また、住宅用太陽光発電設備を設置した需要家が、買取期間終了に伴う環境変化に対応できるよう、官民一体となって広報、周知の徹底を図ること。

③ 税制優遇措置の強化

再生可能エネルギーの更なる利用・導入拡大のため、再エネ高度化投資促進税制の対象設備に太陽光発電や風力発電等を含める等、税制優遇措置を強化すること。

④ 太陽光発電設備の適切な保守・メンテナンス体制の構築

保守・メンテナンスや施工の不良等による太陽光発電の発電量低下や途絶が生じることのないよう国は、設置状況や事故事例の実態を把握し、関係業界と連携を図りながら、長期にわたる安定的な発電の維持に必要な体制を構築するとともに、その重要性について、施工業者や設置者に対し、適切な情報発信を行うこと。

(4) 島しょ地域における再生可能エネルギーの大量導入の実現

島しょ地域は、電力需要が小さく、電力系統へ接続できる再生可能エネルギーの量が限られている。CO₂を排出しないゼロエミッションアイランドの実現に向け、系統への接続可能量拡大のための技術検討や実証の促進、再生可能エネルギーの大量導入に必要な支援策を講じること。

また、再生可能エネルギーの長期保存による季節間の電力変動への対応技術である水素蓄電の導入に向けた必要な支援策を継続すること。

(5) 波力発電など海洋エネルギーの開発・利用に必要な措置

波力発電など新たな海洋エネルギー技術の開発について、エネルギー関係技術開発ロードマップに沿って着実に推進すること。

また、海洋エネルギーによる電力を系統に接続するための海底送電ケーブルなどのインフラ整備を支援すること。

(6) 再生可能エネルギー熱利用促進に必要な実効性の高い全国的な普及策の構築

再生可能エネルギー熱市場の活性化のため、イギリスなど海外の先進事例も参考に、太陽熱や地中熱などの再生可能エネルギー熱利用を全国的に促進する本格的な支援制度を創設すること。

(7) 環境に配慮した電力選択の喚起

電力小売全面自由化以降、ビジネスモデルが多様化する中、消費者が電力選択をするに当たり十分な情報を得ることができる環境整備が必要となってくる。

国は消費者に対し、電力小売自由化の仕組みについて、分かりやすく、正確な情報発信を行うとともに、電気事業者に対しては、供給する電気の電源構成について契約時に消費者へ説明する等、積極的に情報公開が行われるよ

う、必要な措置を講じること。

(8) 使用済太陽光発電設備の3R対策

太陽光発電設備の廃棄適正化に向け、総合資源エネルギー調査会のワーキンググループで廃棄費用を担保する制度について検討が開始された。既に、太陽光発電事業者に対して廃棄費用を外部積立させる方向性が示されているが、具体的な制度設計に当たっては、使用済太陽光発電設備の適切な処理が行えるよう、算定根拠を明らかにした上で、適切な積立金の水準を設定すること。

また、発生抑制及び資源の循環利用の観点から、太陽光パネルのリユース及びリサイクルを促進する対策を講じること。

4 水素社会の実現に向けた着実な取組【最重点】

(提案要求先 消防庁・経済産業省・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局・交通局・都市整備局)

- (1) 「水素基本戦略」及び「水素・燃料電池戦略ロードマップ」に基づき、具体的な取組を着実に推進すること。
- (2) 水素を利用する意義や水素の安全性等に関して、更なる普及啓発を図ること。
- (3) 燃料電池自動車や定置用燃料電池等の普及促進及び水素ステーションの早期整備のため、複数年度にまたがる継続的かつ柔軟な財政支援を行うとともに、支援対象についても拡大を図ること。

また、更なる低炭素社会の実現や系統電力の負荷軽減に向けて、まちづくりにおける水素エネルギー活用のためのインフラ整備等に必要な財政支援を継続すること。

- (4) 燃料電池バス等の普及のため、購入等に対する財政支援を継続的に行うこと。

特に、「再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業」における燃料電池バス車両導入において、前年度までに導入した実績のある団体についても、補助率を2分の1にすること。また、燃料電池タクシー車両導入への補助率についても、2分の1にすること。

さらに、バス専用水素ステーションの整備を促進するため、複数年度にまたがる継続的かつ柔軟な財政支援を行うとともに、車庫内等における水素ステーション整備についても、財政支援を行うこと。

(5) 水素ステーションの整備促進に向けて、「規制改革実施計画」等に基づき、必要な措置を着実に推進すること。

また、技術開発の動向も踏まえ、必要な規制緩和を検討すること。

(6) 水素業務に従事する人材の育成及び確保に向けて、保安監督者の資格取得機会拡大及び実務経験を積む機会の更なる確保等、国として支援策等を講じること。

(7) CO₂フリー水素の供給システムの確立に向けて、国として先導的な役割を果たすこと。

また、東京 2020 大会開催時における福島県産CO₂フリー水素の活用に向けて、国として支援策を講じること。

(8) 選手村地区において実施する水素の利活用について、施設整備に向けた補助制度の拡充を実施すること。

<現状・課題>

近年の地球温暖化等の問題が深刻化する中、利用の段階で水しか排出しない水素エネルギーは、低炭素な次世代エネルギーとして注目されている。

また、水素関連製品は我が国の高い技術力の結晶であり、水素エネルギーの普及による経済波及効果は大きい。さらに、燃料電池自動車や燃料電池バスなどは災害時の非常用電源としての利用も期待されている。

国の成長戦略にも位置付けられている水素エネルギーを本格的に利活用する社会を早期に実現することは、資源小国である我が国にとって極めて重要である。

こうした中、平成 29 年 3 月から都営バスにおいて燃料電池バスが導入され、現在 15 台が営業運行しており、この度初めて民間事業者においても 1 台導入され、計 16 台が運行されている。

このような流れを止めることなく、水素エネルギーの普及拡大を図ることが求められている。

東京 2020 大会は、日本と東京の変革の好機であり、これを契機に水素の普及拡大を図ることで、我が国の高い技術を世界にアピールする絶好の機会ともなる。

また、選手村における水素導入は、環境先進都市の実現に向け、一般の住宅地における水素利用のモデルを構築するとともに、エネルギー・環境施策の先進的な取組を実施・PR し、水素社会の構築を先導することが期待される。

しかし、水素エネルギーの普及に当たっては様々な課題があり、国民の理解促

進、コスト低減や購入費用の負担軽減、規制緩和、低炭素な水素の供給等を進めていかなければならない。

よって、水素社会の実現に向けて、政府に対し、次の事項を実現するよう強く求める。

<具体的要求内容>

(1) 水素社会の実現に向け、「水素基本戦略（平成29年12月26日決定）」及び「水素・燃料電池戦略ロードマップ（平成31年3月改定）」で示された新たなロードマップ及びアクションプランの具体的な取組を着実に実施すること。

(2) 水素エネルギーの利用拡大には、国民の理解が重要であることから、水素を利用する意義や水素の安全性等に関する、更なる普及啓発を図ること。

(3) 燃料電池自動車や定置用燃料電池、外部給電機器等の普及及び水素ステーションの整備のため、東京2020大会を契機として、水素社会への移行を加速させる財政支援を継続的に行うこと。

また、支援対象を、既存の水素ステーションへの充填設備増設・増強、及び障壁の設置や、燃料電池業務・産業用車両用水素ステーションなどにも拡大すること。

また、更なる低炭素社会の実現や系統電力の負荷軽減に向けて、水素を地域のエネルギー源の一つとして取り込み、まちづくりにおける水素エネルギー活用のためのインフラ整備等に必要な財政支援を継続すること。

国の予算措置は単年度にとどまり基金創設もされていないため、事業者が長期的な視点を持って事業展開していくに当たり、支障が生じている。また、製造に長期間かかる機器についても発注と納品が同一年度となることが求められており、迅速な水素ステーション整備の妨げになる例もある。このため、複数年度にまたがる継続的かつ柔軟な財政支援を行うこと。

また、燃料電池自動車の利便性向上のために、高速道路から一時退出して水素充填を行う場合の高速道路料金の調整等を検討すること。

(4) 燃料電池バス等の購入等に対する財政支援を継続的に行うこと。特に、「再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業」における燃料電池バス車両導入において、前年度までに導入した実績のある団体についても、補助率を2分の1にすること。また、燃料電池タクシー車両導入への補助割合についても、2分の1にすること。

また、燃料電池バスに対する補助の予算規模を拡大すること。

燃料電池バスの普及に向けては、バス専用の水素ステーションの設置が重要であることから、事業者への複数年度にまたがる継続的かつ柔軟な財政支援を行うとともに、バス事業者が車庫内等に水素ステーションを整備する場合についても、整備費用等の財政支援を行うこと。

さらに、民間事業者に対して燃料電池トラックの実証開発等への支援等を行い、新たな水素活用分野への早期普及の働きかけを行うこと。

(5) 水素ステーションについて、国は「規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）」等に基づく規制緩和を進めており、2020年に整備費・運

営費を半減するとしていることから、現在の見直し項目の着実な実施を加速させる必要がある。

公道と水素充填設備との保安距離規制に関して、ディスペンサーと公道との離隔距離の短縮を可能とする新たな代替措置が例示基準へ追加されたが、更なる緩和を進めること。

また、水素ステーションの整備促進に向けた使用可能な材質の拡大等については、安全性の確保を前提として、早期に規制緩和を実現すること。

ガソリンスタンドと水素ステーションを併設する場合の固定給油設備と水素ディスペンサー間の距離規制について、早期に実効性のある見直しを行い、近接設置を可能にすることで、敷地が限られる都市部においても水素ステーション整備を促進すること。

また、水素ステーションの保安検査方法について見直しが実施されたが、事業者負担の軽減、営業休止期間の短縮をより一層進めること。

さらに、今後、様々な用途で水素エネルギーの利活用を促進するためにも、技術開発の動向も踏まえ、必要な規制緩和を検討すること。

- (6) 水素ステーション等において水素業務に従事する人材の育成及び確保に向けて、保安監督者の資格取得機会を拡大するよう、講習終了のみを要件とした免状取得を可能とする関係法令の改正や、複数回の試験実施を想定した地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正を行うなど、国として支援策等を講じること。

また、中小事業者等が新たに水素ステーション事業に参入しようとした場合、実務経験を積む機会を自ら確保することが困難であることから、国として更なる支援策等を講じること。

- (7) 低炭素社会の構築には、水素の安定的な供給とともに、再生可能エネルギーを活用した水素エネルギーの普及が重要である。CO₂フリー水素の供給システムの確立に向けて、国として実効ある支援策や制度構築を図ること。

また、東京2020大会開催時における選手村等での福島県産CO₂フリー水素の活用に向けて、福島県浪江町における再生可能エネルギーを利用した水素エネルギーシステムの実証事業を着実に進めるとともに、国として支援策を講じること。

加えて、水素の「製造」だけでなく、水素輸送車への燃料電池の活用など、「輸送」における低炭素化のための技術開発等への支援も行うこと。

「水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業」が開始されたが、導入促進に向け更なる拡充を図ること。

- (8) 選手村地区における、水素ステーションの増強や定置用燃料電池の設置等、段階的な整備に対する補助制度を拡充すること。

5 ヒートアイランド対策・暑熱対応の推進

(提案要求先 内閣官房・環境省・国土交通省)
(都所管局 環境局)

- (1) 民間事業者や自治体を実施するヒートアイランド対策を支援すること。
- (2) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）の開催に向け、関係府省庁、組織委員会及び都との連携により、実効性ある暑さ対策の具体化を図ること。あわせて、国等所管施設における暑熱対応を推進すること。

<現状・課題>

- (1) 東京都においては、緑の分布などの被覆状態や排熱量が地域によって異なることから、都内全域で画一的な対策を講じていくのではなく、区市町村や公共物管理者による地域・地点特性に応じた施策展開、民間事業者や住民など身近な主体によるまちづくりを進めていくことが重要である。
- (2) 真夏に開催される東京 2020 大会に向けては、暑さ対策という観点に立った取組の一層の強化が必要となっている。こうした観点から、国では、「東京 2020 に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議」を設置し、関係府省庁、組織委員会、都が構成員となって、暑さ対策に係る検討を行っており、競技会場等における暑さ対策や多様な情報発信等を推進することとしている。

<具体的要求内容>

- (1) 民間事業者や自治体が保水性舗装、遮熱性舗装、街路樹整備、屋上・壁面・敷地内などの緑化、高反射率塗料、保水性建材などの対策を実施する場合に十分な財政措置を講じること。
- (2) 「東京 2020 に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議」において、関係府省庁、組織委員会及び都との連携により、実効性ある暑さ対策の具体化を図ること。
あわせて、東京 2020 大会に向け、国や独立行政法人等が所有するスポーツ施設等において暑熱対策を講じること。

6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充

(提案要求先 総務省・財務省・文部科学省・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局・都市整備局)

緑地の保全や創出を推進するための税財政措置を講じること。

<現状・課題>

都市における緑は、生物の生息・生育空間として都市の生物多様性を支える存在であり、都民に潤いや安らぎを与えるだけでなく、都市化に起因するヒートアイランド現象の緩和や、火災の延焼防止や都市水害の軽減、避難場所の提供など、重要な役割を有している。

豊かで潤いのある質の高い都市生活を実現するためには、都内における緑の保全・創出が急務となっていることから、都はこれまでも、失われつつある貴重な緑地の保全地域指定、一定規模以上の開発の際の緑化の義務付け、公立小中学校等の校庭の芝生化などの取組を進め、緑の保全と創出に努めてきた。

しかしながら、都市及び都市近郊の樹林地等については、所有者に緑地として保有し続ける意思があるにもかかわらず、高額な相続税のため転用・売却される事例が多く、緑地喪失の主要な原因となっている。また、平成27年1月から、相続税の基礎控除の引下げ、税率構造の見直し（最高税率の引上げ等）が行われたことから、緑地の喪失が更に進むおそれがある。

<具体的要求内容>

- (1) 市街地において貴重な緑地である樹林地等について、緑地として永続的に担保されるよう、相続税等の優遇措置及び保全策に対する財政措置を講じること。
- (2) 下記の緑地については、土地所有者の理解と協力を得て、地域指定を円滑に進めるため、用地の買取りに伴う譲渡所得の特別控除額を現行の1,500万円（特別緑地保全地区は2,000万円）から引き上げること。
 - ① 都立自然公園特別地域
 - ② 都自然環境保全地域特別地区
 - ③ 都独自の保全緑地
 - ④ 特別緑地保全地区（都市緑地法）
- (3) 都市緑地法に基づく緑地の保全を推進するため、下記の措置を講じること。
 - ① 市民緑地制度については、契約期間20年未満であっても税の優遇措置を受けられるよう、契約期間に応じた段階的な相続税評価額の控除を行うなど、現在の制度を拡充すること。
 - ② 特別緑地保全地区制度については、現行の相続税の8割評価減の優遇税制について、更なる拡充を図ること。
- (4) 都市の緑地を保全していくためには、土地所有者の理解と協力が不可欠であることから、地方自治体が条例等に基づく独自の制度として契約・協定など締結した緑地の所有者に対し交付する緑地奨励金等について、非課税措置

を講じること。

(5) 都市及び都市近郊の緑地保全を推進するため、下記の指定がなされた土地に関する固定資産税を地方税法上非課税とするとともに、それに伴う十分な財政支援を行うこと。

- ① 都独自の保全緑地
- ② 区市町村独自の保全緑地
- ③ 都自然環境保全地域特別地区
- ④ 都立自然公園特別地域
- ⑤ 都市緑地法による特別緑地保全地区
- ⑥ 鳥獣保護区特別保護地区
- ⑦ 区市町村指定の保存樹林

(6) 市街地における緑の創出は、国や地方自治体、民間企業などあらゆる主体による取組が重要であることから、国においても、国立大学法人附属小中学校の校庭の芝生化の推進など、国や独立行政法人が所有する施設の敷地及び屋上等の緑化を強力に推進するため、必要な財政措置を講じること。

7 公園整備事業等の推進【最重点】

1 公園整備事業等の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

水と緑のネットワーク形成を推進するため、公園緑地及び特別緑地保全地区の整備や用地取得等に係る必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分するとともに、制度の拡充を図ること。

<現状・課題>

東京の公園緑地は、国内外の他都市に比較して著しく少ない。

また、丘陵地や低地、水辺などの緑は、生物多様性の保全やレクリエーションの場の提供、都市気候の調節など重要な役割を担うため、早急に保全・整備が必要である。

さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に当たり、外国人利用者の増加を視野に、都市の魅力を高めるため、文化財庭園等の観光・文化の拠点となる都市公園の整備が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 首都東京を緑あふれる都市にするため、都市公園や特別緑地保全地区等のあらゆる公園緑地及びその関連施設の整備や用地取得等に十分な交付金を確保すること。
- (2) 世界からの来訪者の「おもてなし」の場となる庭園や動物園を含む都市公園の改修に十分な交付金を確保するとともに、補助対象施設の拡充を行うこと。
- (3) 公園整備や特別緑地保全地区の用地取得に係る国費率を3分の1から2分の1に引き上げること。
- (4) 増大する都民のレクリエーション需要や、市街地における防災上の避難地の確保等に対応するため、国営昭和記念公園の整備を促進すること。

参 考

(1) 公園整備事業の推進

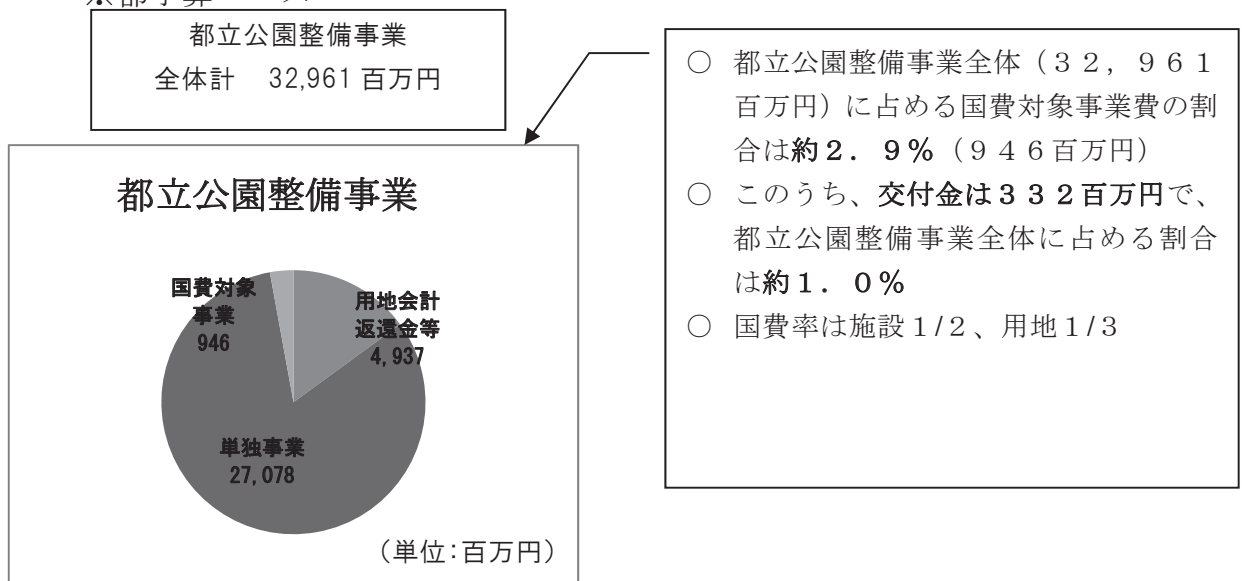
【都の公園整備の計画と実績】

区 分		都市計画公園・緑地計画 決定面積 (平成30年4月現在)	公園整備済面積 (平成30年4月現在)
		規模 (ha)	規模 (ha)
都市公園	都立公園	3,956	2,024
	その他公園	7,439	3,870
都市公園以外の公園		—	1,946
計		11,395	7,804
一人当たりの公園面積 ※全国平均 10.3㎡/人		8.3 (㎡/人)	5.7 (㎡/人)

都区市町共同で策定した「都市計画公園・緑地の整備方針」(平成23年12月改定)に基づき、都市計画公園・緑地の効率的な整備を推進していく。

【平成31年度 都予算に対する交付金の割合 (事業費)】

※都予算ベース



(2) 特別緑地保全地区の指定状況

(平成30年4月1日現在)

区 域	箇 所 数	面 積
	箇 所	h a
23 区	17	86.44
多摩・島しょ	32	226.27
東京都全体	49	312.71

(3) 用地買収費に対する現在の国費率

区 分		国費率	根拠法令
公園整備		1 / 3	都市公園法施行令第31条
参 考	道路・街路整備	1 / 2	道路法56条
	河川整備	1 / 2	河川法第60条第2項

※ 1 / 2 とすることを要求

2 防災公園の整備

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

防災公園の整備促進のため、必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分するとともに、用地取得に係る国費率を引き上げること。

<現状・課題>

震災時の首都東京の機能確保は喫緊の課題であり、都市の防災機能を高めるため、救援・復興の活動拠点や避難場所となる防災公園整備は急務である。

さらに、東日本大震災を踏まえ、首都直下地震などの震災の備えを万全とし、災害に強い首都東京を実現するため、防災公園整備はより一層、早期に着実な整備が求められる。

国は、広域避難地（避難場所）への避難人員を、一人当たり2平方メートルで算定するとしているが、都立公園を核とする避難場所で、一人当たりの有効面積が2平方メートルに及ばないものが多く、防災公園の拡張整備や機能向上のための施設改修が必要である。

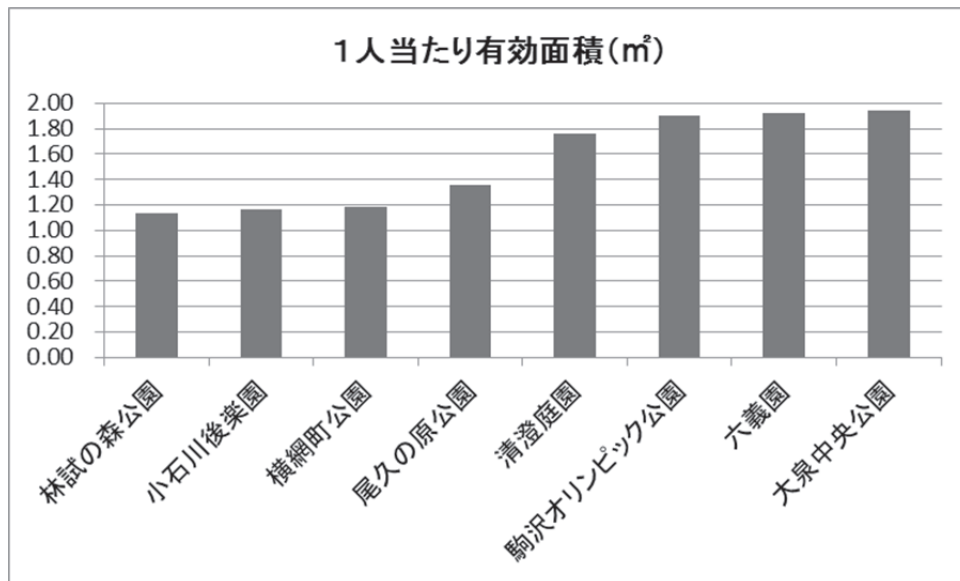
<具体的要求内容>

- (1) 公園整備事業推進のため必要な交付金を確実に配分すること。
- (2) 「東京都地域防災計画」で指定された、避難場所である防災公園の整備・改修を短期集中的に進めるため、必要な交付金を確実に配分すること。
- (3) 公園整備の用地取得に係る国費率を3分の1から2分の1に引き上げること。

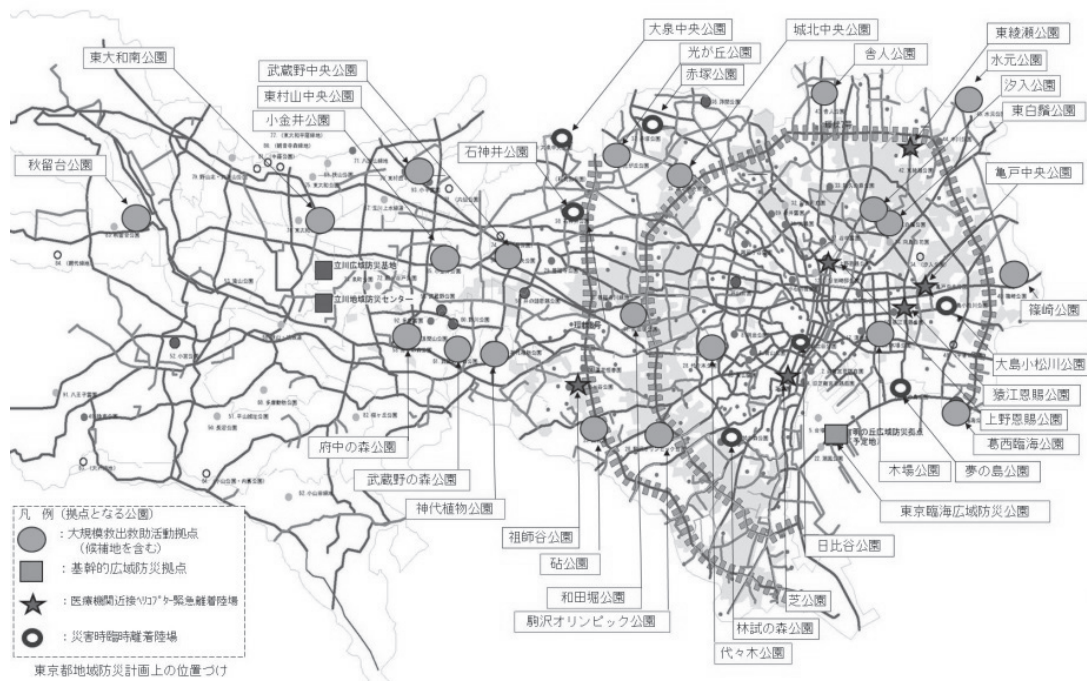
参 考

(1) 防災公園の整備促進

【避難場所に指定された都立公園で有効面積が 2 m²/人未満の公園 (H30.6)】



【東京都の防災公園整備】



(2) 用地買収費に対する現在の国費率

区分	国費率	根拠法令
公園整備	1/3	都市公園法施行令第31条
参考	道路・街路整備	1/2 道路法56条
	河川整備	1/2 河川法第60条第2項

※ 1/2とすることを要求

8 都市再生推進のための国有財産の活用

1 国有財産の活用

(提案要求先 財務省・国土交通省)
(都所管局 都市整備局・環境局・建設局)

- (1) 都市再生事業推進のため、国有財産の減額取得を可能にすること。
- (2) 緑あふれる都市に再生するため、国有財産の公園確保の仕組みづくりや緑の保全・創出に努めること。

<現状・課題>

国家公務員宿舎跡地やその他国有財産は、東京の都市再生のためにも貴重な資源であり、防災、環境、基盤整備等といった課題の解決のためにも、計画的な土地利用が望まれる。

また、都市の公園確保のための貴重な資源であるとともに、敷地内の豊かな緑は、都市における良好な緑地として大きな役割を果たしている。

平成22年6月に財務省が公表した「新成長戦略における国有財産の有効活用について」において、国家公務員宿舎の地域活性化や都市再生の貢献に関する記載が見られるが、その後、具体的な内容は示されていない。

<具体的要求内容>

- (1) 「新成長戦略における国有財産の有効活用について」における国家公務員宿舎の地域活性化や都市再生への貢献に関する具体的な内容を早期に明確にし、着実に国有財産の移転再配置を進めるとともに、都の実施する基盤整備と密接に関連する国有地（議員宿舎・国家公務員宿舎・庁舎などの跡地）を都市再生の貴重な資源として、地元自治体が活用できるよう減額取得を可能にすること。
- (2) 都市計画公園区域や隣接する国有地については、自治体が優先的に用地を確保できる仕組みを充実するほか、自治体に対する無償貸付制度を継続・拡充すること。
- (3) 国有地の利活用の検討に当たっては、以下のとおり既存樹木の保全や新たな緑地の創出などに努めること。
 - ① 引き続き国有地として保有する場合は、都市における良好な緑地の確保の観点から、既存樹木の保全あるいは新たな緑地の創出に配慮すること。
 - ② 国有地として保有せず、民間事業者等に貸付又は売却などを行う場合は、既存樹木の保全あるいは新たな緑地の創出に関する条件付けを検討するなど、都市における良好な緑地の確保に努めること。

2 公園整備に係る国有財産の活用

(提案要求先 財務省・国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

都立旧岩崎邸庭園の拡張に当たり、都が整備する場合には、隣接する国有地を無償で貸し付けること。

<現状・課題>

都立旧岩崎邸庭園（都市計画旧岩崎邸公園）について

旧岩崎邸庭園は、国有財産である国指定重要文化財「旧岩崎家住宅」を、都が無償で借り受け、都立の文化財庭園（約1.8ヘクタール）として公開している。平成13年10月に開園し、年間約20万人が訪れる首都東京の文化・観光拠点である。

本来の岩崎邸は、当該庭園のほか、隣接する国有地（合同庁舎及び宿舎敷地）等を含み、現状の倍以上の規模を有していた。日本の近代文化の象徴ともいえる明治期の典型的な大邸宅の遺構を保全・活用するため、かつて広大な規模を誇る和館や書院庭等が配置されていた国有地を公園区域に拡張するなど、文化・観光拠点機能の拡充を図る必要がある。

<具体的要求内容>

首都東京の公園の重要な機能を拡充するため、都立旧岩崎邸庭園の拡張に当たり、都が整備する場合には、国有地を無償で貸し付けること。

参 考

(1) 国有地の無償貸付制度の概要

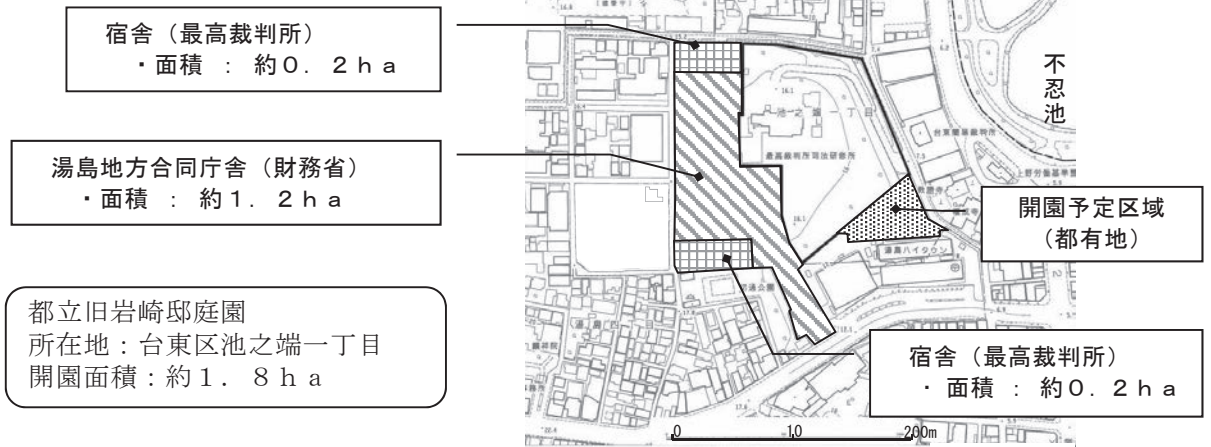
【法令上の優遇措置】

国有財産法 第22条	地方公共団体が緑地・公園の用に供する場合 無償で貸し付けることができる
------------	-------------------------------------

【運用】

財務省通達 ○未利用国有地等の管理処分方針について (H23. 5. 23財理第2199号)	以下のものについては、優遇措置を適用せず、 全面積を時価売払いするものとする <ul style="list-style-type: none"> ・物納財産 ・独立行政法人通則法の規定に基づき国に現物納付された財産 ・国が移転経費を要した財産
--	--

都立旧岩崎邸庭園拡張区域



宿舎（最高裁判所）を除く各施設については、「東京23区外の庁舎等の移転・再配置計画について（H19. 6. 15）/国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」により廃止予定時期が示された湯島地方合同庁舎については、廃止・移転については示され（平成26年度以降）ているが、具体的な時期が示されていない。

9 小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進

(提案要求先 文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局)

世界自然遺産を将来にわたって保全していくため、外来種対策など、国は自らの取組を強化するとともに、都、村の取組に対して財政支援などを積極的に行うこと。

<現状・課題>

小笠原諸島は、平成23年6月に世界自然遺産に登録された。世界遺産は人類共通の財産であり、未来の世代に引き継ぐために確実に守らなければならない。それは、世界遺産条約締約国である日本の責任である。

そこで、世界自然遺産の適正な保全管理を推進するに当たっては、国が、主体的に取り組む必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 国は、小笠原諸島の世界自然遺産の保全管理について、「世界自然遺産 小笠原諸島管理計画」に基づき、今後とも着実に外来種対策などに取り組むこと。特に、緊急の課題である兄島のグリーンアノール対策については、機動的な緊急対策を進めるとともに、根絶に向けて十分な財政措置を講じ、的確な取組を行うこと。
- (2) 国は、新たな外来種の侵入拡散防止に積極的に取り組むなど、世界遺産委員会の勧告に適切に対応すること。
- (3) 国は、オガサワラオオコウモリ、アカガシラカラスバト、ムニンノボタンなど絶滅に瀕する固有の希少動植物の保護増殖事業への取組を拡充すること。
- (4) ノヤギの駆除を含む植生回復等都や村が行う事業については、引き続き財政措置を講じること。

10 自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化

1 環境・保健対策の充実

(提案要求先 環境省)
(都所管局 福祉保健局)

大都市における大気汚染の状況を踏まえ、大気汚染物質の健康影響に関する研究調査などを推進し、環境・保健対策の充実を図ること。

<現状・課題>

大気汚染物質と健康被害との関係については、国において各種の研究調査が実施されており、平成21年9月に、微小粒子状物質(PM2.5)の健康影響に関する評価が行われ、環境基準が設定された。

しかし、いまだ、粒子状物質や共存大気汚染物質の健康影響等について未解明な部分も多く、必要な研究調査等を推進し、早急に実効性ある対策を講じていく必要がある。

<具体的要求内容>

微小粒子状物質(PM2.5)などによる大気汚染の健康影響に関する研究調査を推進し、大都市における大気汚染の状況を十分に踏まえた公害健康被害予防事業の内容の強化充実及び対象地域の拡大を図ること。

2 大気汚染による健康被害者に対する総合的な救済策の実施

(提案要求先 環境省)

(都所管局 福祉保健局・環境局)

大気汚染による健康被害者に対する総合的な救済策を実施すること。

<現状・課題>

健康被害者に対する救済では、平成19年8月の東京大気汚染訴訟の和解を受け、都は、気管支ぜん息の医療費助成を、それまで18歳未満だったものを平成20年8月から全年齢に拡大して実施してきた。本制度により認定を受けた18歳以上の患者は平成31年2月末時点で約6万7千人となっている。

都は、制度創設時に関係者が拠出した原資をほぼ使い切ること、関係者からの新たな財源拠出が困難なことなどから、18歳以上の患者への新規認定を平成26年度末で終了するとともに、現に助成を受けている患者に対し、平成30年度からは自己負担を導入し、引き続き都の応分の負担による助成を実施している。

しかし、自動車排出ガスによる大気汚染の根本的な原因は、国の規制が遅れたことにあり、国は健康被害防止に有効な対策及び総合的な健康被害者救済策を、責任をもって講じていく必要がある。

<具体的要求内容>

大気汚染による健康被害者の早期救済のため、都としては医療費助成を実施しているが、国の責任として、大気汚染による健康被害者に対する総合的な救済策を検討し、早急に有効な対策を講じること。

1 1 道路環境対策の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

幹線道路の騒音対策や夏の暑さ対策等を推進し、沿道住民の生活環境を改善するために必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

幹線道路の沿道においては、騒音・大気汚染など環境が厳しい箇所もあり、沿道住民の生活環境改善に向けた課題が依然として残されているため、その対策が求められている。

また、夏の暑さ対策の一つとして、路面温度の上昇を抑制する効果のある舗装を敷設する必要がある。特に、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で予定されているマラソンコース等の競技コースにおいては、着実に推進する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 騒音対策としての低騒音舗装、緩衝建築物一部負担に必要な財源を確保すること。
- (2) 夏の暑さ対策としての遮熱性舗装等に必要な財源を確保すること。
- (3) 騒音対策としての防音工事助成に対して財政的支援を実施すること。
- (4) 自動車排出ガスによる大気汚染が特に著しく、重点的な対策を実施することが必要な地点について、国が主体となって、必要な調査と対策の検討を行うこと。
- (5) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、国道においても、街路樹^{せん}剪定など、維持管理を充実させるとともに、「アスリート・観客にやさしい道づくりに向けた提言（平成 28 年 10 月）」の実現のため、より一層、遮熱性舗装等や緑陰の形成などの夏の暑さ対策を図ること。

参 考

(1) 沿道環境対策事業

平成31年度 都の予算 (当初)

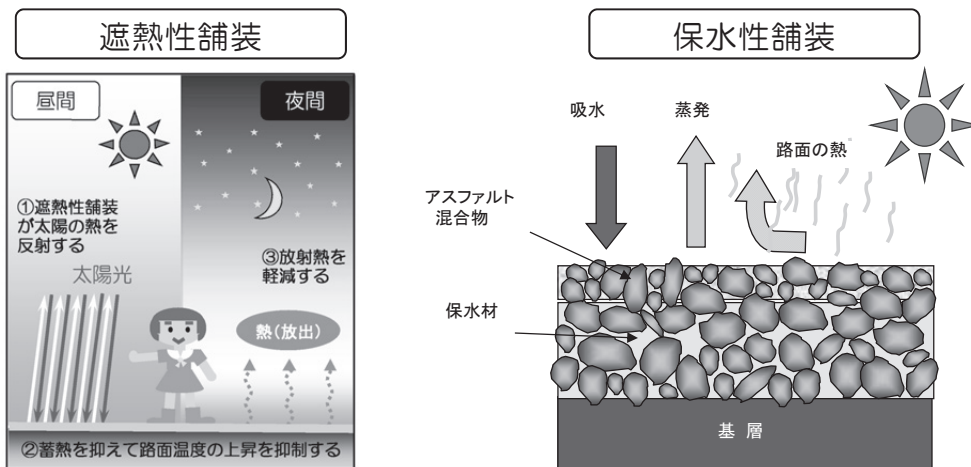
(単位：百万円)

区 分	事業費	うち補助事業費 (国費)
沿道環境改善事業	15,355	1,677 (839)
低騒音舗装	8,606	274 (137)
遮熱性舗装・保水性舗装	6,493	1,203 (602)
防音工事助成	56	0 (0)
緩衝建築物一部負担	200	200 (100)

区 分	事業費	国、首都高速(株)の負担金額
局地汚染対策	50	14

都、国、首都高速(株)が負担比率に基づき負担している。

(2) 路面温度上昇を抑制する環境対策型舗装



- ・ 舗装表面に遮熱材を塗り、赤外線を反射して熱吸収を防ぐ舗装。
- ・ 舗装表面に塗るため、低騒音舗装に施工しても騒音低減機能は損なわない。
- ・ 舗装の空隙に注入した保水材によって、雨水などの水分を吸収し、蓄えることができる舗装。
- ・ この水分が晴天時に蒸発する気化熱で路面温度を下げ、舗装から大気への放熱を少なくする。



1 2 微小粒子状物質（PM_{2.5}）・光化学オキシダント（O_x）対策の推進

（提案要求先 経済産業省・国土交通省・環境省）
（都所管局 環境局）

大気環境中の微小粒子状物質（PM_{2.5}）と光化学オキシダント（O_x）の濃度改善のため、発生源の実態や生成メカニズムを解明し、総合的かつ広域的な対策を早急に講じること。

<現状・課題>

東京の大気汚染は、各種固定発生源対策やディーゼル車走行規制等の実施などにより、浮遊粒子状物質による大気汚染に係る環境基準を達成するなど確実に改善している。残された課題として、大気環境中で光化学反応等により二次的に生成するPM_{2.5}やO_xの濃度改善がある。

PM_{2.5}の都内の濃度は、これまでの対策により大幅に低減してきているが、いまだ全測定局では環境基準は達成できていない。O_xは、全国的に環境基準を超過した状況が続いている。

PM_{2.5}やO_xは、発生源が多岐にわたり、大気中の挙動について未解明な部分が多く、日本国内の排出源のほか大陸からの越境汚染を含む広域的な大気の流れに起因することなどから、国は、行政区域を越えて広く存在する発生源の実態や二次生成機構等を解明し、これまでの原因物質対策（揮発性有機化合物（VOC）や窒素酸化物（NO_x）等）の効果検証を踏まえながら、総合的かつ広域的な対策を講じる必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 多岐にわたる発生源の実態や生成メカニズム、大気の流れ、全球的なバックグラウンド濃度の影響等について、引き続き詳細な解明を行い、これまでの対策の効果検証を踏まえながら、原因物質削減目標の設定など総合的かつ実効性のある広域的な対策を早急に講じること。

また、誤解を招くことのないよう、健康影響などに関する正確な情報やデータを適切に提供すること。

(2) VOCは、PM_{2.5}とO_xを生成する主要な原因物質の一つであることから、その排出削減に向けた対策等を引き続き強力で推進すること。

① 平成18年4月より進めてきた大気汚染防止法に基づく排出規制と事業者による自主的取組を併せたVOC排出削減対策について、これまでの対策の効果検証を詳細に行い、事業者の取組の効果を定量的に把握できるようにすること。

② PM_{2.5}とO_x生成能の高いVOCをそれぞれ明らかにする調査や植物起源VOCの排出量の実態把握を進めること等により、VOC排出削減

によるPM_{2.5}とO_xの低減効果の定量的な予測精度を向上させること。

- ③ 法規制の対象にならない中小事業者に対し、一層自主的取組が促進されるよう、財政支援も含め、早急に推進策を講じること。
- ④ 自主的取組を実効性あるものとするため、小型・低コストの処理装置や排出量の管理が容易にできる測定機器及び代替品となる低VOC資材の開発・普及を促進すること。
- ⑤ VOC排出事業者へ製品製造を発注している事業者に対し、VOC対策を盛り込んだ発注仕様の採用を促し、発注側からのVOC対策の普及を図ること。

また、公共調達においても、グリーン購入法による低VOC塗装製品の対象品目の拡大及び印刷のVOC対策の配慮事項の拡大を図ること。

- ⑥ 日常生活に伴うVOCの排出が抑制できるよう、製造業者や関係団体に対し、VOC使用量の少ない商品の製品化を促す取組や支援を行うこと。

また、消費者や企業に対し、製品の購入に当たってVOCの少ない製品を選択するよう広報・情報提供を行うこと。

- ⑦ 低VOC塗装工事の更なる普及に向け、研究体制の充実や民間等の先行事例の検証により知見を収集し、国が行う公共工事について、建築工事における水性塗料の適用部位の拡大を図ること。

また、橋梁等、鋼構造物における低溶剤、無溶剤及び水性塗料の採用を促すよう、標準仕様の改定に向けて現場での試験塗装を実施すること。

さらに、グリーン購入法における公共工事の項目について、低VOC塗料等建築資材に関する内容の充実を図ること。

- ⑧ 現在VOC自主行動計画に参画していない建設業界に対し、産業界と同等のVOCの排出削減に向けた目標の設定等、実効性のある取組を促すこと。

- ⑨ 燃料蒸発ガス低減対策について、給油所側及び自動車側の双方において実効性のある対策となるよう、必要な措置を講じること。

- ⑩ 大規模なVOC取扱施設が集中する地域（臨海地域など）の排出総量の実態や影響を把握し、一層の排出抑制策を講じること。

(3) O_xの濃度は、NO_xとVOCとのバランスに依存し、NO_xの濃度が改善されても、夏季に都市部で上昇する可能性がある。そのため、自動車排出ガス規制の強化などによるNO_xの削減量に見合ったVOC削減量とするための対策の一層の推進を図るなど、総合的な大気環境対策を推進すること。

(4) 全国的に環境基準の達成率が低いPM_{2.5}について、以下の施策を講じること。

- ① 排出インベントリの精度向上に重要であるため、発生源から排出されるPM_{2.5}の凝縮性粒子を共通の手法で測定することができるよう、汎用性の高い標準的な測定法を定めること。

- ② 船舶や航空機が集中する地域（臨海地域など）からのPM_{2.5}排出総量の実態や影響を把握し、排出抑制対策を講じること。

1 3 市街地土壌汚染対策の推進

(提案要求先 経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) 平成31年4月に施行された改正土壌汚染対策法について、各自治体から寄せられる各種の照会に対し、迅速かつ明確に対応すること。
- (2) 狭あいな土地に採用可能で低コストな土壌汚染対策技術の開発促進及び事業者が対策を円滑に行うための助成制度の拡充を図ること。
- (3) 法に基づく調査・対策において、簡易で迅速な分析法の導入を図ること。
- (4) 操業中に可能な浄化技術の開発促進及び操業中の対策に係る助成制度の整備等を講じること。

<現状・課題>

土壌汚染対策法の改正については、平成29年5月19日に公布され、主たる規制強化に係る第二段階施行については、平成31年4月に施行された。改正法及び改正政省令等の内容については、自治体の意見を踏まえた検討がなされてきたものの、調査深度の限定や土壌の移動管理など、煩雑な仕組みが新たに導入されている。

これらについては、政省令の本文、施行通知、調査及び措置に関するガイドライン、更に説明会等において、解釈が示されているものの、想定外の疑義が生じることは避けられず、自治体の窓口において対応に苦慮している状況にある。

また、中小企業の狭あいな土地における土壌汚染の調査・対策に要する費用負担が大きいことから、土壌汚染対策が進まず円滑な土地利用が進まない懸念がある。

さらに、公共事業（工事）等における土壌汚染対策に係る費用負担の問題が顕在化している。

これらの課題解決のため、国においても法制度の見直しや助成制度の整備等が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 平成31年4月に施行された改正土壌汚染対策法について、各自治体から寄せられる各種の照会に対し、迅速かつ明確に対応できる体制を整備するこ

と。

(2) 大都市の住宅と工場が混在する狭い土地に対応でき、かつ、資金力に乏しい事業者が低コストで土壤汚染対策が行えるよう早急に汚染処理技術の開発を促進するとともに、事業者が対策を円滑に行うための助成制度の拡充を図ること。

(3) 事業者が汚染範囲を迅速かつ低コストで確認し、円滑に対策を実施できるよう、都は、条例に定める土壤汚染調査のうち、汚染範囲の絞り込みに使用できる簡易で迅速な分析技術を既に選定している。

国においても、このような技術を参考にして、土壤汚染対策法に基づく調査・対策においても簡易で迅速な分析法の導入を図っていくこと。

(4) 有害物質を取り扱う操業中事業者に対しては、施設の廃止時に必要となる土壤汚染調査や対策について、制度の周知徹底を図るとともに、施設の廃止時に備えた取組を含めた啓発を行うこと。

また、操業中でも実施できる浄化技術の開発を進めるとともに、対策の実施に必要な資金の助成制度等の促進策を設け、事業者の負担軽減を図ること。

さらに、操業中からの対応を促進するには、土壤汚染の調査・対策を自主的に実施した場合、一定の条件の下で適切に行われたものであれば、法の調査・対策の義務を果たしたことになる制度を創設すること。

1 4 P C B 廃棄物処理の促進

(提案要求先 経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局)

P C B 廃棄物処理の促進を図ること。

<現状・課題>

平成28年8月から施行されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成28年法律第34号。以下「改正P C B 特別措置法」という。)に合わせ、電気事業法(昭和39年法律第170号)の省令等も改正され、高濃度P C B 使用製品については処分期間内に使用を終えて廃棄することが義務付けられた。一方で低濃度P C B 含有機器(P C B 含有の疑いのある機器を含む。)については使用期限やP C B 濃度の分析義務が法で定められていない。その上、国からの適正処理に関する周知が不十分であり、国が定める期限までのP C B 廃棄物処理の完了が厳しい状況が予想される。

また、P C B 廃棄物の処理について、平成28年7月に改訂された国の「P C B 処理基本計画」では、都道府県市の役割として、届出をしていない事業者の掘り起こし調査が示されているが、財政負担等が考慮されていない。

改正P C B 特別措置法では、法に基づく届出がなされていない高濃度P C B 廃棄物等について、都道府県等による事業者に対する報告徴収や立入検査の権限が強化され、P C B 保管事業者が不明等の場合に、都道府県等は高濃度P C B 廃棄物の処分に係る代執行を行うこともできることになったが、代執行に係る人件費等の事務執行に係る費用については財政負担等が考慮されていない。

<具体的要求内容>

P C B 廃棄物の早期かつ適正な処理の推進に向けて、

- ① 低濃度P C B 含有機器(P C B 含有の疑いのある機器を含む。)について使用期限やP C B 濃度の分析義務を法で定めること。コンデンサー等の封じ切りの電気機器については、分析により生じる代替機器購入費用等について財政措置を講じること。

また、国が把握している電気工作物設置者のデータ等を活用し、使用中の事業者に対して、国が期限内の適正処理について指導するとともに周知を図ること。

- ② 低濃度P C B 廃棄物の処理体制は確保されつつあるが、処理できない品目もあるため、現行の処理施設において無害化処理認定の品目を増やす等により処理できない品目をなくすこと。
- ③ P C B 廃棄物の処理を促進するため、P C B を含む安定器の掘り起こし調査について、より効率的かつ具体的な手法を確立すること。

また、自治体がP C B を含む電気機器及び安定器に関する掘り起こし調査を実施する場合は、自治体に過度の負担が生じないように財政措置を講じるとともに調査に必要な支援を行うこと。

- ④ 高濃度PCB廃棄物の行政代執行に係る経費について、処分費用に対してだけでなく、事務執行に係る費用に対しても財政措置を講じるとともに、円滑な行政代執行に必要な支援を行うこと。

1 5 森林循環促進に向けた施策の拡充【最重点】

(提案要求先 農林水産省)
(都所管局 産業労働局・政策企画局)

- (1) 森林循環に資する国産材の利用促進施策を拡充すること。
- (2) 森林循環の促進に必要な基盤整備や、低コスト化推進のための施策を強化すること。
- (3) 森林循環を促進するように実情に合わせて森林経営計画制度の認定要件を見直すこと。

<現状・課題>

我が国の森林は、戦後植林された人工林が伐採の時期を迎えているが、木材価格の下落などを通じた林業の低迷により、森林の管理や伐採更新が停滞している。こうした状況を受け、若い森林が極端に少ない偏った齢級構成となっており、花粉飛散の増大や森林の二酸化炭素吸収能力の低下を招いている。

また、近年、台風等の豪雨災害が頻発しており、森林の有する土砂災害防止や洪水緩和といった機能の重要性が一層高まっている。

このため、偏った齢級構成の是正や、森林の有する機能の持続的な発揮に加え、国の掲げる木材自給率50パーセントの目標を達成していくためには、伐採、利用、植栽及び保育という森林循環を促進し、全国の森林再生、すなわち治山への取組へとつなげていくことが必要である。

そこで、都は、地域材である多摩産材の利用拡大や林道等の基盤整備を進めるとともに、森林所有者と協定を結び、伐採や花粉の少ないスギの植栽及び保育の実施に取り組んできたが、急傾斜地での木材搬出技術を持つ事業者の不足等が課題となっている。

また、昨年6月に発生した大阪北部地震により、安全性に問題のあるブロック塀の倒壊事故が発生したことを受け、対策の一つとして都有施設で国産材を活用した塀の設置を進めるなど、多摩産材をはじめとした国産材の更なる活用を進めている。

さらに、都の提案により全国知事会に設置され、45都道府県が参加する国産木材活用プロジェクトチームでも、地域の活性化や防災・減災に繋がる国産材の需要創出に向け、各都道府県の創意工夫による取組について共有化を図るとともに、都道府県横断的な課題の整理・解決に取り組んでいる。

そのため、国においても、森林循環の促進に向け、以下について積極的に取り組むことが必要である。

<具体的要求内容>

(1) 森林循環に資する国産材の利用促進施策の拡充

伐採したスギ等の国産材を積極的に利用するため、国産材を使用した塀など、幅広い用途での普及を加速させる財政支援を継続的に行うこと。

また、民間利用の一層の促進や中高層建築物の木造化に向け、技術研究開発や設計・施工を担う人材育成などの施策を拡充すること。

(2) 森林循環の促進に必要な基盤整備や低コスト化推進のための施策の強化

森林の多面的機能の発揮、花粉飛散量の低減及び木材自給率目標の達成に不可欠となる林道等の基盤整備対策を強化すること。

また、急傾斜地等での森林循環を推進するため、架線系高性能林業機械の開発・普及や、架線技術者育成のための取組を強化すること。

(3) 森林循環を促進するように実情に合わせた森林経営計画制度の認定要件の見直し

森林経営管理制度の運用も見据え、林業事業者が積極的に伐採・植栽・保育を行えるように、森林経営計画における伐採上限や間伐要件を緩和するなど制度の見直しを図ること。

1 6 東京湾の水質改善対策の促進

(提案要求先 農林水産省・国土交通省・環境省)
(都所管局 政策企画局・都市整備局・環境局・建設局・港湾局・下水道局)

東京湾の水質改善に資する施策に対し必要な財政措置を講じるなど、国が中心となって広域的な視点からその実施を推進すること。

<現状・課題>

東京湾の水質については、有機汚濁の代表的な水質指標であるCOD（化学的酸素要求量）がこの20年間で大幅には改善されておらず、窒素、りん等の流入による東京湾の富栄養化に伴う赤潮や青潮の発生、雨天時における糞便性大腸菌群の増加などの課題が依然として存在する。

現在、「東京湾再生のための行動計画（第二期）（平成25年5月31日付東京湾再生推進会議策定）」に基づき、東京湾再生に向けた取組が進められており、関係する他の自治体とともに広域的な取組を進めることが重要となっている。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、お台場海浜公園において、トライアスロン競技等の開催が予定されている。このことを踏まえ、東京湾の水質改善に向けた各種の対策を一層加速していく必要がある。

<具体的要求内容>

東京湾の水質改善に向け、関係自治体が行きとむ以下の施策に対し、必要な財政措置を講じるなど、国が中心となって広域的な視点からその実施を推進すること。

○下水道

合流式下水道の改善、高度処理の導入促進等

○雨水流出抑制

貯留・浸透施設の設置等

○農業集落排水施設

未整備地域の整備促進、老朽化施設の更新整備、高度処理の導入促進等

○河川・港湾

河川や運河等での汚泥しゅんせつ等の有機汚濁対策、湿地や河口並びに港湾における干潟整備等の自然再生

1 7 食品ロス削減施策の推進【最重点】

(提案要求先 農林水産省・経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局)

食品ロス削減施策を強化するとともに、食品リサイクル法の対象を拡大すること。

<現状・課題>

日本国内で発生する食品由来の廃棄物等のうち、本来食べられるにもかかわらず捨てられている、いわゆる食品ロスは平成27年度実績で646万トンと推計されているが、これは1,300万人の東京都民が1年間に食べる食品の量に匹敵する膨大な量である。

- ① 流通段階（製造、卸売、小売）で発生する食品ロスは、食品ロス全体の3分の1にのぼる。農林水産省では、平成24年度から「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）において検討を進め、賞味期限の見直し等の成果は上がっているものの、更に実効性のある対策を進める必要がある。
- ② 平成26年4月及び平成27年8月から計31の業種区分について発生抑制の目標値を設定したものの、目標値の設定がなされていない業種区分も多い。
また、目標値は、未達成の事業者の底上げを図るという位置付けであるが、既に定期報告事業者の7割が達成している数値となっている。発生抑制は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）において最優先で取り組むべき事項であり、施策を更に強化する必要がある。
- ③ 食品リサイクル法の対象となっている業種は、食品製造業・食品卸売業・食品小売業・外食産業の4業種であり、学校などは法の対象となっていないことから、食品リサイクル法の対象とするよう検討する必要がある。
- ④ 食品廃棄物のリサイクル促進のため、リサイクル施設の整備促進が重要である。

<具体的要求内容>

食品廃棄物の発生抑制及びリサイクル促進のため、次のとおり取り組むこと。

- ① ワーキングチームにおける議論等を更に進め、賞味期限の延長など一部企業で行われている取組を業界全体に広げる方策を検討するなど、商慣習による食品ロスの削減に引き続き取り組むこと。
また、発生した食品ロスの寄贈や再流通を発生抑制の次に位置付け、促進することや流通段階における食品ロスの発生状況を事業者自らが把握するシステムの普及など、具体的な削減につながる施策を早急に打ち出すこと。
- ② 平成27年7月に告示された食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に基づき、発生抑制の目標値が設定されていない業種区分の目標値を早期に設定すること。既に設定された目標値についても、更なる排出抑制促進の

ため、目標値の見直しを検討すること。

- ③ 学校給食用調理施設について、平成27年4月に公表された学校給食から発生する食品ロス等の状況に関する調査結果を踏まえ、食品リサイクル法の対象とするよう検討すること。
- ④ 食品廃棄物リサイクル施設の整備促進を図ること。

18 ヒアリ等の侵入、定着防止措置の実施

(提案要求先 国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局・港湾局)

危険な特定外来生物であるヒアリ等を国内へ侵入定着させないため、関係国と協力して混入防止が確実に実施されるような仕組みづくりを進めるとともに、ヒアリ等が確認された場合には速やかに防除を実施すること。国以外の者が防除を行う場合には、十分な財政支援及び技術支援を実施すること。

<現状・課題>

平成29年6月9日に兵庫県尼崎市において国内で初めて特定外来生物である「ヒアリ」が確認されて以降、これまでに「ヒアリ」及び「アカカミアリ」（以下「ヒアリ等」という。）が全国各地の港湾施設のみならず物流拠点でも確認されている。

ヒアリ等は攻撃性があり、人体への被害等を及ぼす生物であることから、ヒアリ等が国内に定着した場合、国民の生活に大きな影響を与える可能性がある。

また、ヒアリが定着している米国では、人体への被害に加え、年間の経済損失が60億ドルに上ると報告されており、その駆除に要する労力やコストは甚大なものとなることから、ヒアリ等の定着防止は正に喫緊の課題である。

そのためには、ヒアリ等を海外から侵入させないための予防的な防除が何より重要であるとともに、侵入が見られた場合には、初期段階における徹底的な防除と継続的なモニタリング調査による定着防止措置が必要である。

よって、次の事項について、国の緊急的かつ継続的な実施を強く求める。

<具体的要求内容>

- (1) 特定外来生物被害防止基本方針（平成26年3月18日閣議決定）の趣旨を踏まえ、今後とも関係地方公共団体との緊密な連絡調整の下に対策を講じること。
- (2) ヒアリ等が定着している海外港湾等からの貨物に対し、ヒアリ等の混入を防止する方法等を検討し、関係国と協力して混入防止が確実に実施されるような仕組みづくりを進める等、海外からの貨物に係る予防的防除を実施すること。
- (3) 上記(2)の対策が講じられるまでの間、東京港の外貿コンテナふ頭及びその周辺におけるヒアリ等の調査について継続して実施すること。
- (4) ヒアリ等が確認された場合には、速やかに根絶及び拡散防止のための措置を講じること。
- (5) 今後も既にヒアリ等が定着している国や地域からのコンテナを取り扱う国際港湾・空港エリアからヒアリ等が侵入することが想定されることから、コ

ンテナの流通経路の把握、点検・調査の方法、緊急防除の実施体制など効果的な防除に関して検討し、関係事業者に早期に周知すること。

- (6) 地方公共団体及び関係事業者が調査・防除等を実施する場合の財政支援及び技術支援を実施すること。

19 プラスチック対策の推進【最重点】

(提案要求先 経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) レジ袋やストロー、カップなどの使い捨てプラスチックを大幅に削減するため、実効性ある施策を講じること。
- (2) 廃プラスチックの再使用・再生利用の更なる推進を図るとともに、諸外国の輸入規制を踏まえ、国内のリサイクル市場の更なる拡大のため、廃プラスチック再生品利用拡大に向けた施策を早急に推進すること。

<現状・課題>

資源の大量消費が気候変動や生物多様性の損失を地球規模で引き起こしている。パリ協定が掲げる今世紀後半の温室効果ガス実質ゼロを達成するには、使い捨て型の大量消費社会から持続可能な資源利用への大胆な移行を先進国が主導していく必要がある。

プラスチックは優れた素材であり、食品の保存等に欠かせないものであるが、その一方で、海洋ごみになった場合、海洋生態系に大きな影響を与えるリスクが増大しており、国際的にも早急かつ実効性のある対策が求められている。

- (1) レジ袋の削減には、小売業者によるレジ袋の有料化が効果的であるが、日本チェーンストア協会によれば、レジ袋の辞退率はここ数年頭打ちになっており、より実効的な仕組みが求められている。

また、現在、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）により、小売業に属する事業を行う者のレジ袋等容器包装の使用合理化に関して事業者の判断の基準となるべき事項が省令で定められ、かつ、多量に容器包装を用いる事業者に関しては主務大臣への定期報告の制度が設けられている。しかしながら、容器包装削減の目標値が定められていないことに加え、小売事業者以外は、個々の事業者の定期報告が公表される制度となっていないため、その効果に限界がある。

さらに、容器包装以外の使い捨てプラスチック製品や事業所から生じるプラスチック製容器包装は、容器包装リサイクル法の対象になっておらず、リサイクルを促す仕組みがない。特に、事業所から排出されたプラスチックについては、安易にアジアに輸出され、不適正処理による現地での環境汚染や海洋流出のリスクが高まっている。

- (2) 現在、古紙やカレットなどについては、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の特定再利用業種の制度により、利用率に係る一定の目標値を設定し、製造事業

者に利用を促している。しかしながら、使用済のプラスチック製容器包装・製品から製造される再生プラスチックについては利用を促す仕組みがない。昨年から、アジアの国々において、プラスチック輸入規制が強化されたことも踏まえ、我が国で適切に再処理・再生利用できる仕組みを早急に構築する必要がある。

<具体的要求内容>

国は、現在、「プラスチック資源循環戦略」の策定に向けた検討を進めているが、併せて、以下のとおり、具体的な施策を早期に実施すること。

- (1) 容器包装及び使い捨てプラスチック製品について、以下の対策を講じること。
 - ① 国全体でレジ袋の有料化を義務付ける方向性が示されたが、レジ袋の製造、販売に携わる零細事業者を考慮しつつ、早期に、実効性のある制度を構築すること。
 - ② 容器包装リサイクル法において、容器包装削減の目標を設定するとともに、定期報告の対象となる事業者の範囲を拡大し、全ての報告を公表するなど、更に容器包装削減を促す制度を導入すること。
 - ③ 現在容器包装リサイクル法の対象になっていない使い捨てプラスチック製品については、容器包装リサイクル法の対象となっているプラスチック製品と同様の対応を図ること。
 - ④ 容器包装リサイクル法の抜本的な見直しなどにより、事業所から排出されたプラスチック製容器包装についても、家庭からのものと同様にリサイクルを担保する仕組みを構築すること。
 - ⑤ 製造者の協力の下に、容器包装や使い捨てプラスチック製品等に環境への影響を表示するとともに、海洋プラスチック問題などの地球規模の問題を広く周知するなど、消費者に対して実効性ある普及啓発を実施すること。
- (2) 廃プラスチックの再生品利用拡大のため、以下の対策を講じること。
 - ① 資源有効利用促進法で再生プラスチックの利用率に係る目標を製造事業者に対して設定し、利用を強く促す制度を導入するとともに、排出事業者に廃プラスチック類の再使用・再生利用を義務付ける等の制度を速やかに検討・構築すること。
 - ② 我が国で適切に再使用・再生利用できる仕組みを早急に構築すること。そのため、RPFを使用する業種の団体等に対するRPF利用拡大の働き掛け、再生プラスチックを原料とする再生品等の購入に対する税制優遇措置等、実効性ある対策を講じること。

20 国立公園の活用【最重点】

(提案要求先 環境省)

(都所管局 環境局)

- (1) 東京にある3つの国立公園について、ナショナルパークとしてのブランド化を進め、世界の旅行者が長期滞在したいと望む地とすべく、アクセス改善を含む積極的な観光振興を図ること。
- (2) 国立公園事業等、本来国が実施すべき事業については、国が着実に実施するとともに、対象を拡大すること。やむを得ず都が行う場合には、それに見合う財源を措置すること。

<現状・課題>

都心部に近接する東京の国立公園は、国内外から年間約1,700万人の観光客が来訪しているが、その魅力や自然の豊かさについての認知度は高くなく、アクセスや利用のための施設も限られているなど、ポテンシャルが十分に引き出されているとはいえない。

一方、国は観光振興について、国立公園のナショナルパークとしてのブランド化を目指す「公園満喫プロジェクト」を推進しており、この中で阿寒摩周国立公園など全国8か所の国立公園を対象に重点的な投資を行っているが、東京の国立公園は未だ対象となっていない。

国立公園事業については、平成17年度にそれまで都道府県に措置されてきた補助金制度が廃止され、国が直轄事業として執行することとなったが、その対象事業は限定的なものとなった。

さらに、国が行うとした事業の進捗も、極めて不十分であるため、現在、国立公園施設の老朽化が進行している。

一方、都が事業を実施するに当たっては、国立公園整備事業等を対象に平成27年度に自然環境整備交付金が、平成29年度に環境保全施設整備交付金がそれぞれ整備されたが、いずれも国の予算は十分なものとは言えず、必ずしも継続的な措置とは言えない状況である。

については、各地域の実情やニーズ、あるいは利用の状況等に応じて、国立公園を適正に活用していくために、次の取組を早急に進める必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 東京にある3つの国立公園について、ナショナルパークとしてのブランド化を進めるため、「国立公園満喫プロジェクト」等により計画的・集中的な投資を行うこと。

また、国立公園内のアクセスや回遊性を向上させる歩道整備、エコツーリズム推進のための人材育成等、地域の観光振興のために都や地元自治体が行

うハード・ソフト対策について支援策を講じること。

その際、国立公園の豊かな自然環境の次世代への確実な継承を念頭におき、保護と利用のバランスを十分に図ること。

- (2) 国立公園の事業は、自然公園法上、国が執行することが原則であることから、これらについて、着実にを行うとともに、事業の対象を拡大すること。

さらに、東京都域の利用施設整備に係る国立公園事業について、国による執行が一部に限られ不十分なこともあり、これまで東京都が担ってきた経緯がある。こうした現状に鑑み、やむを得ず都が行う場合には、必要な財源を措置するとともに、執行のための協議を一括で行うなど、迅速に事業が行えるよう制度の運用を図ること。

また、国立公園整備事業を対象にした地方自治体に対する自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金については、十分な予算措置を図り、継続的な支援を行うこと。

7

福祉・保健・医療

1 少子社会対策の推進

1 子供・子育て支援における施策の充実【最重点】

(提案要求先 内閣府・厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・産業労働局)

(1) 子供・子育て支援のための財源を十分に確保すること。

<現状・課題>

国の子ども・子育て会議では、新制度による子供・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」の実現のためには、1兆円超の財源が必要とされていたが、新制度が施行された平成27年度以降、予算措置額は7千億円の範囲となっている。子育て支援施策の更なる拡充を進めるためには一層の財源確保が必要である。

また、公定価格の基本分単価や地域区分、減価償却費加算、賃借料加算等の額、保育所等の施設整備費補助、利用者支援事業等の運営費などが、大都市の実情に応じた額になっていない。

<具体的要求内容>

喫緊の課題である保育所待機児童対策をはじめ、地域の子育て支援、社会的養護の充実など、子供・子育て支援施策の強化・推進を図るため、恒久的、安定的財源を十分に確保するとともに、公定価格の単価などについて大都市の実情に応じた財政支援を行うこと。

(2) 多様な保育ニーズへの対応や、待機児童の早期解消を図るため、認証保育所の実績を認め、財政措置を講じるとともに、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行うこと。

また、保育所等の整備を促進するための税制措置を講じること。

<現状・課題>

都内の就学前児童人口は、区部においては、他県からの転入増等により、依然として増加している。潜在需要も含めた保育ニーズに的確に対応し、子供・子育て支援施策を更に充実させるためには、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行う必要がある。

都の認証保育所制度は、0歳児保育や13時間開所を全ての施設で実施し、大都市特有の多様な保育ニーズに対応するなど、都の保育施策の重要な柱の一つとなっている。こうした実績があるにもかかわらず、都の認証保育所は国の財政支援の対象とされていない。

地域型保育事業では、設備・運営に関する基準の多くが、国の基準に従うものとされており、例えば、家庭的保育事業についても自園調理を原則とするなど、事業形態等に即さない基準が設けられている。

< 具体的要求内容 >

今後ますます増大かつ多様化する保育ニーズに柔軟に対応し、全ての子供と子育て家庭が保育の必要度に応じてサービスを利用できるよう、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行うとともに、保育所等の整備を促進するための税制措置を講じること。

- (1) 待機児童解消に向け、区市町村や保育サービスを提供する事業者が、保育所整備に積極的に取り組むことができるよう、保育所や認定こども園の認可基準について地方自治体の裁量を拡大し、施設の設備・運営基準を弾力的に定められる制度とすること。
また、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育など地域型保育事業についても同様に、地方自治体の裁量を拡大すること。
- (2) 待機児童の多くを占める3歳未満の低年齢児を中心に受け入れ、育児休業明けなど年度途中の入所ニーズにも柔軟に対応している都の認証保育所の実績を認め、認証保育所を国の制度に位置付け、十分な財政措置を講じること。
- (3) 保育所等への用地供給を促進するため、保育所等の敷地として貸与されている土地の相続税及び贈与税を非課税とすること。

(3) 働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるため、育児休業制度について、期間延長の条件撤廃や給付金の給付率引き上げ、事業主による制度実施の徹底など制度改革を行うこと。

< 現状・課題 >

育児・介護休業法等の改正により、平成29年10月から、原則1歳までの育児休業期間について、6か月の延長が2回まで（2歳まで）可能となり、それに合わせ育児休業給付金の支給期間も延長された。

しかし、延長が認められるのは、保育所等の利用を希望しているが入所できない等の事情がある場合に限られており、その結果、例えば、保育所入所保留通知書を求めて入所申込をするケースなども見受けられる。

育児休業給付金の給付率は育児休業開始から6か月間は67パーセント、その後は50パーセントとされており、家計収入が減となるといった理由から、育児休業を切り上げざるを得ない場合がある。

事業主は従業員が育児休業の取得を申し出た場合、原則、認めなければならないが、事業主が不当な取扱いをした場合の罰則等は設けられていない。また、事業主の努力義務となっている職場内の制度周知も十分に図られていない。

働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるためには、保育施策の充実だけ

ではなく、育児休業制度の見直しも必要である。

< 具体的要求内容 >

育児休業を希望する子育て家庭が安心して制度を利用できるよう、以下の点について関係法令の改正等、必要な措置を講じること。

- (1) 保育所等に入所できない場合等、育児休業期間延長の条件を撤廃すること。
- (2) 育児休業給付金について、現行の給付率を更に引き上げること。
- (3) 希望する従業員に育児休業を取得させない等の事業主に対しては企業名の公表や罰則を設ける等、制度実施を徹底するための方策を講じること。

また、事業主が非正規労働者を含む全ての従業員に対し、育児休業制度の周知を行うことを義務化すること。

- | |
|------------------------|
| (4) 多子世帯に対する支援を拡充すること。 |
|------------------------|

< 現状・課題 >

国の制度の多子世帯の保育料負担軽減は、年収360万円未満の世帯や第1子が保育所等を利用している世帯が対象であり、収入制限や年齢制限がある。さらに、負担軽減の対象となる児童が利用する施設は、認可保育所や家庭的保育事業等とされており、一定の基準を満たす認可外保育施設等は対象となっていない。

< 具体的要求内容 >

多子世帯への保育料負担軽減の第1子の年齢制限や、収入制限を撤廃するとともに、一定の基準を満たす認可外保育施設等も多子世帯への保育料負担軽減の対象施設とするなど、多子世帯に対する支援を拡充すること。

2 企業が取り組む次世代育成支援の推進【最重点】

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 中小企業が、改正育児・介護休業法を踏まえ、育児休業期間の延長を確実に行うとともに、自主的な取組を進められるよう、両立支援制度の導入と定着に向けた施策を充実すること。
- (2) いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置義務など、育児・介護休業法の改正内容について、周知徹底を図るとともに、適切に指導監督を行うこと。
- (3) 男性の育児休業取得の促進に向け、気運醸成や取組の支援を行うこと。

<現状・課題>

急速な少子化の進行は、我が国の社会経済活動においても深刻な影響を与えるものであることから、企業における労働環境の整備や子育てと仕事を両立するための方策を推進していく必要がある。

改正育児・介護休業法により、平成29年10月から、原則1歳までである育児休業を6か月延長しても保育所に入れない場合等に関し、更に6か月（2歳まで）の再延長が可能となった。また、事業主に対し、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、育児に関する目的で利用できる休暇制度（育児目的休暇等）の措置を設けることが努力義務となったが、これらが職場で活用されるには、事業主への周知啓発を強化する必要がある。さらに、改正法では、安心して育児と仕事の両立を図れるよう、いわゆるマタハラ・パタハラ等を防止するための措置が義務化されているが、こうした内容についても周知徹底を図るとともに、措置を行わない事業者に対しては適切に指導監督を行う必要がある。

一方、従業員の育児休業取得の状況をみると、女性の育児休業取得率は8割を超えている（83.2%）が、男性の育休取得は約5%（5.14%（平成29年度雇用均等基本調査））と進んでいない。

男性の育児休業取得の促進に向けては、社会の気運醸成や支援制度の整備のほか、社内の意識改革や職場の風土づくりなど企業の取組を進めていく必要がある。

<具体的要求内容>

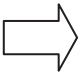
- (1) 中小企業が、育児・介護休業法の改正を踏まえ、育児休業期間の延長（1歳⇒2歳）を確実に行うとともに、育児目的休暇の導入など自主的な取組を進められるよう、助成金の拡充など両立支援制度の導入と定着に向けた施策

を充実すること。


- (2) 安心して育児と仕事の両立ができるよう、いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置など、育児・介護休業法における企業の義務について、周知徹底を図ること。また、企業が対応すべき措置義務が適切に行われるよう、指導監督を行うこと。
- (3) 男性の育児休業取得の促進に向け、気運醸成や取組の支援を行うこと。

【改正育児・介護休業法の概要①】（育児関連部分）
（施行日 平成29年1月1日）

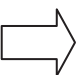
1 有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和

<p>＜改正前＞</p> <p>申出時点で以下の要件を満たす場合に育休の取得が可能</p> <p>① 過去1年以上継続して雇用されていること</p> <p>② 子が1歳になった後も雇用継続の見込みがあること</p> <p>③ 子が2歳になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかである者を除く</p>		<p>＜改正後＞</p> <p>申出時点で、以下の要件を満たすことに緩和</p> <p>① <u>過去1年以上継続し雇用されていること</u></p> <p>② <u>子が1歳6か月になるまでの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと</u></p>
---	---	---


2 子の看護休暇の取得単位の柔軟化

<p>＜改正前＞</p> <p>子の看護休暇について <u>1日単位</u>での取得</p>		<p>＜改正後＞</p> <p><u>半日(所定労働時間の2分の1)単位</u>での取得が可能</p>
--	---	---

3 育児休業等の対象となる子の範囲

<p>＜改正前＞</p> <p>育児休業などが取得できる対象は、法律上の親子関係がある実子・養子</p>		<p>＜改正後＞</p> <p><u>特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等も新たに対象</u></p>
--	---	--

4 いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置義務の新設

<p>＜改正前＞</p> <p>事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いは禁止</p>		<p>＜改正後＞</p> <ul style="list-style-type: none">●左記に加え、上司・同僚からの、妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ（いわゆるマタハラ・パタハラなど）を防止する措置を講じることを事業主へ新たに義務付け。●派遣労働者の派遣先にも以下を適用。<ul style="list-style-type: none">・育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止・妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等の防止措置の義務付け。
---	---	--

【改正育児・介護休業法の概要②】（育児関連部分）

（施行日 平成29年10月1日）

1 育児休業の再延長

原則1歳までである育児休業を6か月延長しても保育所に入れない場合等に限り、更に6か月（2歳まで）の再延長が可能。

2 育児休業等制度の個別周知

事業主は、労働者又はその配偶者が妊娠・出産した場合や家族を介護していることを知った場合に、当該労働者に対して個別に育児休業・介護休業に関する定め周知に努める。

3 育児目的休暇の新設

事業主に対し、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、育児に関する目的で利用できる休暇制度の措置を設けることに努めることを義務付ける。

3 待機児童解消に向けた支援の充実【最重点】

(提案要求先 内閣府・財務省・厚生労働省)

(都所管局 福祉保健局)

(1) 喫緊の課題である待機児童解消に向けた支援を充実すること。

<現状・課題>

都の保育所等利用待機児童数は、全国の約3割を占めており、その解消は喫緊の課題となっている。保育サービスの整備について、国は交付金や補助金で一定の支援を行っているものの、近年、建築資材や労務単価、建物の賃借料が高騰し、実勢と補助基準額とが大きく乖離している。平成29年度からは、都市部における保育所への賃借料支援が盛り込まれているが、都内の実勢に対応した補助水準となっておらず、平成30年度からは、特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村については、交付額が従前の10分の9に縮小されている。また、国は定期借地権設定のための一時金加算の創設など、土地借料への支援の充実を図っているが、普通借地権の場合の開設後の土地借料に対する補助がないなど、補助水準が十分でない。

保育所等整備交付金は、協議受付時期が年5回に限られていることや、協議受付から内示まで2か月程度かかることから、設計着手までに時間を要している。

賃貸物件による保育所改修費等補助は、工事期間が複数年度にわたる場合は補助対象外とされており、迅速な整備に支障を来している。また、近隣住民等への配慮から防音対策を講じるための防音壁設置費が補助対象となっていない。

保育所等の設置に向けた近隣住民との調整では、防音壁以外にも、園庭の砂埃対策などが必要となる場合もあるが、こうした外構工事が補助対象となっていない。

<具体的要求内容>

- (1) 喫緊の課題である待機児童解消に向けた取組を行う区市町村が、保育所等の整備を着実に進められるよう、保育所等の整備に関する交付金等の補助額、補助率を引き上げるとともに、必要な財源を確保すること。
- (2) 建物賃借料に対する補助基準額を実勢に対応した水準に引き上げるとともに、開設後の土地借料に対する財政支援を行うこと。
- (3) 保育所等整備交付金の内示手続を迅速に行うこと。
- (4) 賃貸物件による保育所改修費等補助について、複数年度にわたる工事や防音壁設置費を補助対象とすること。
- (5) 保育所等の整備費のうち、地域住民との調整で必要となる外構工事に要する経費を補助対象とすること。

(2) 国有地の貸付けについて、貸付条件を見直すこと。

<現状・課題>

国は、介護施設を整備する場合に限り、国有地の貸付料を減額しているが、その他の分野は減額対象とされていないため、地価の高い都市においては活用が図りにくい。

また、国から社会福祉法人への直接貸付けは可能となったものの、株式会社や特定非営利活動法人などの事業者に対する直接貸付けは認められていない。

<具体的要求内容>

国有地の貸付けに当たっては、低廉な価格で児童福祉施設を整備することができるよう、貸付料の減額を行うこと。また、国から社会福祉法人以外への直接貸付けも可能とすること。

(3) 安定的に保育人材が確保できるよう、保育士宿舎借り上げ支援事業等について制度運用の改善を図ること。

<現状・課題>

保育所待機児童の解消に伴う近年の保育所整備等の大幅な増加により、都内における保育人材の需要が大きく伸びている。平成30年度から平成32年度末までに全国で32万人分の保育の受け皿を整備するためには、サービスの担い手となる保育人材の確保及び定着が重要である。

国は、保育士のキャリアアップの仕組みとして、「キャリアアップ研修」の受講を要件に、技能経験を積んだ職員に対し、追加的処遇改善を行うこととした。キャリアアップ研修受講修了者の情報管理は、全国統一のシステムが必要になると想定されるが、詳細が示されていない。

保育士宿舎借り上げ支援事業は、平成29年度から、採用後10年目までの保育士へ対象が拡大されたが、採用後11年目以降の保育士は対象とされておらず、保育士以外の職員も補助対象となっていない。また、平成30年度からは、待機児童数が50人未満かつ有効求人倍率が全国平均を超えていない区市町村について、対象が採用後5年目までとされたほか、特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村については、交付額が従前の4分の3に縮小されている。

国の平成27年度補正予算では、保育士修学資金貸付事業の拡充のほか、保育補助者雇上費用や潜在保育士の就職準備金等新たな貸付事業等が創設された。これらの貸付事業に係る事務費は上限額が定められており、貸付実績の伸びに伴う事務量の増加により、システム経費や債権管理経費など事務運営上必要な経費の不足について実施主体の負担が懸念される。

平成24年度から開始した保育士修学資金貸付事業は、5年間の就労により奨学金の返済が免除となる仕組みが設けられたが、事業開始以前に一般の奨学金制

度を利用して資格を取得した保育士については、一定期間の就労に対する奨学金の返済免除の仕組みがない。

支給認定、施設型給付費及び地域型保育給付費、処遇改善等加算における賃金改善要件などの制度が複雑であるため、区市町村及び事業者に過度な事務負担が生じていることに加え、処遇改善等加算Ⅰは都道府県をまたいで配分調整を行うことが可能となっているため、全額他道府県の保育所等に配分される実態もある。

<具体的要求内容>

- (1) 保育士等キャリアアップ研修受講者の情報を全国統一的に管理できる仕組みを構築すること。
- (2) 保育士宿舍借り上げ支援事業について、待機児童数や財政力指数等に関わらず補助対象となる採用後の年数を同一とするとともに、従前と同水準の交付額を確保すること。また、採用後11年目以降の職員や保育士以外の職員も補助対象とするよう制度の充実を図ること。
- (3) 保育対策総合支援事業費補助金により実施されている保育士修学資金貸付等事業について、事業の安定的な実施が可能となるよう、事務費の上限額を引き上げるとともに、債権管理経費を継続的に措置すること。
- (4) 平成24年度以前に奨学金制度を利用して資格を取得した保育士に対し、一定期間保育士として就労した場合、奨学金の返済を支援する制度を設けること。
- (5) 支給認定や施設型給付費・地域型保育給付費等の仕組みを簡素な仕組みに見直すとともに、公定価格の基本部分単価や事務職員雇上費加算等、給付費を増額すること。
- (6) 処遇改善等加算Ⅰについて、同一法人の他の教育・保育施設の職員への配分額に上限を設けること。

4 多様な保育サービスの充実

(提案要求先 内閣府・厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

夜間保育について、多様化する保護者の働き方や保育ニーズに対応するため、午後10時以降の保育の実施に適した制度に見直しを行うとともに、実施する際の留意事項等を示した指針を定めること。

<現状・課題>

国制度における夜間保育の運営に対する支援は、給付費の夜間保育加算や延長保育事業がある。

夜間保育加算は認可の夜間保育所のみ対象となり、通常の認可保育所は対象とならないことに加え、その開所時間は、午後10時までが原則とされており、多様化する保護者の働き方や保育ニーズに対応できていない。

夜間保育所が午後10時以降開所した場合や認可保育所が夜間まで延長した場

合に対象となる延長保育事業は、深夜の運営に要する費用を考慮した補助単価になっていない。

また、夜間保育所は、認可保育所に併設して実施することも可能であるが、保育室等の直接児童の保育の用に供する設備や保育士については、運用に支障が生じない範囲であっても、併設された認可保育所との共用が認められていない。

このように、既存の国の制度は、夜間保育の推進に効果的な制度となっていないため、夜間の保育サービスの整備が進んでいない。その結果、深夜帯の保育を必要とする保護者は、主にベビーホテル等の認可外保育施設を利用せざるを得ない状況となっている。

また、夜間保育の実施に当たっては、夜間の生活の場に相応しい保育を提供する必要があるが、保育所保育指針は、夜間を想定した内容となっていないため、夜間保育の質の確保・向上を図るための仕組みがない。

こうした状況を受け、都は独自に夜間保育に取り組む認証保育所に対し、夜間の割増賃金等への支援を今年度から開始するとともに、夜間の保育において留意すべき事項を示すこととしている。

<具体的要求内容>

夜間保育について、多様化する保護者の働き方や保育ニーズに対応するため、午後10時以降の保育の実施に適した制度に見直しを行うとともに、実施する際の留意事項等を示した指針を定めること。

2 特別な支援を要する子供と家庭に係る施策の充実

1 「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえた対応

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 地域の実情を踏まえた上で、児童相談所や児童養護施設等の体制強化を図ること。
- (2) フォスタリング機関の体制等については、各自治体の実情や取組を十分考慮した上で必要な財政支援を行うこと。

<現状・課題>

国が設置した「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、平成29年8月に「新しい社会的養育ビジョン」（以下「ビジョン」という。）が取りまとめられた。

ビジョンでは、就学前の子供は、施設への新規入所を原則停止することや里親委託率75パーセント以上を実現することなどの数値目標や方針が示されているが、里親の育成や確保、里親子を支援する体制の整備、里親子が暮らしやすい社会全体の意識の醸成など、多くの課題がある。

また、平成30年7月には改正児童福祉法を受け、既存の都道府県推進計画を全面的に見直し、新たに都道府県社会的養育推進計画を策定する際の基本的考え方や留意点などのポイントをまとめた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（以下「要領」という。）が示された。

要領では、都道府県においては、新たな計画について、平成30年度から可能なものから、順次取組を進めつつ、令和元年度末までに策定することが明記された。計画には、期間中の具体的な数値目標と達成期限を設定することや、各年度における代替養育を必要とする子供数の見込み、里親等への委託の推進に向けた取組、施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組等を記載することとして示された。また、計画の進捗を確認できるように評価指標を把握することも求められている。一方、国は必要な指標を提示し、毎年、計画の各取組の指標を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行うこととしている。

ビジョンで示された目標や方針の実現に向けては、人材確保や支援体制整備に係る財政負担の増加等をはじめ、都道府県に多大な影響を及ぼすことが見込まれる。

さらに、自治体によって人口や財政事情、里親を含む社会的資源の状況は様々であり、全国一律にビジョンや要領に沿って施策を推進していくのは困難である。

また、要領では、児童自立支援施設について「当事者やその代弁者、有識者、施設関係者と意見交換を十分に重ね、その結果を踏まえ、方向性を示す」とあるが、具体的な記載ではなく、その方向性も依然として示されていない。

平成30年7月に「フォスタリング機関及びその業務に関するガイドライン」が示されたが、都では平成30年1月から関係機関が連携して里親支援を行うチーム養育体制を実施しており、新たな仕組みについては、現行の体制を踏まえた構築および関係機関の人材確保・育成が不可欠である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 地域の実情を踏まえた上で、児童相談所や児童養護施設等の体制強化を図ること。
 - ① 国は、計画の進捗のモニタリング及び評価を行うに当たっての指標を示す際には、子供の最善の利益の確保の観点に立った上で、全国一律ではなく、地域の実情に十分配慮すること。また、施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化や、児童相談所等の職員の確保・育成、里親委託の促進も含め、十分な財政支援等を行うこと。
 - ② 児童自立支援施設の在り方について、当事者やその代弁者、有識者、施設関係者と意見交換を十分に重ね、その結果を踏まえ、施設の方向性を示すこと。また、その方向性を踏まえ、施設の体制強化に向けた十分な財政支援等を行うこと。
- (2) フォスタリング機関の体制等については、各自治体の実情や取組を十分考慮した上で必要な財政支援を行うこと。

2 児童に関する相談支援機能の強化

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 児童相談所の体制強化を図ること。
- (2) 児童相談所の職員の専門性向上・人材確保を図ること。
- (3) ICTを活用したシステムを整備すること。
- (4) 区市町村の相談支援機能を強化すること。
- (5) 体罰等によらない子育ての推進に向けた普及啓発を充実すること。

<現状・課題>

家庭や地域における養育機能が低下している中で、児童虐待や非行など、子供や家庭に関する深刻な相談が増加している。相談のうち、特に、児童虐待は、対応件数が急増するとともに、その内容が複雑、困難化している。それに伴い、一時保護件数についても増加している。

さらに、平成29年の児童福祉法改正に伴い、親権者等の意に反して2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の家庭裁判所への申立てなど、児童相談所としての業務が増加している。

昨年12月に国が「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を取りまとめ、令和4年度までに、児童福祉司については人口3万人に対して1人、児童心理司についてはその半数を配置することとしており、今後、更なる人材確保・育成策及びそのための財源が必要となる。

また、一時保護所の職員配置基準は児童養護施設の基準を準用しているが、一時保護所では子供の集団が常に入れ替わり日中も常時子供が生活していること、職員が家庭から離れて不安定になりがちな児童への支援やアセスメント等を行う必要があることから、生活施設である児童養護施設と同様の基準が適切とはいえず、一時保護所独自の配置基準を設ける必要がある。

心身疾患や障害がある児童等に対しては、医療機関等への一時保護委託を行い、よりきめ細かなケアを提供する必要がある。

児童相談所は、子供を守る中核機関として、安全確認、安全確保を第一に迅速、的確な対応が求められている。また、昨年3月に起きた虐待死事案も踏まえ、児童福祉司等には、家族関係も踏まえた虐待に係るリスクなどを的確に評価する、高いアセスメント力が求められている。このため、専門性の高い職員の配置など、より一層の体制強化を進めていく必要がある。

同事案では、転居元及び転居先の児童相談所が、国指針や全国ルールに基づく引継ぎ事務を行う中で、指針等の解釈や取扱いの相違、共通のアセスメントシートや情報提供票等がなかったことなどから、リスクに係る認識のずれ等が生じた。

こうしたことから、各関係機関による迅速かつ正確な情報共有が急務となっている。

区市町村は、これまでも児童相談の一義的窓口として、子供家庭支援センターを中心にあらゆる相談に対応し、地域の子供と家庭に関する総合的な支援を実施してきた。さらに、児童福祉法の改正により、要保護児童対策地域協議会における要保護児童対策調整機関の専門職員の配置や、必要な支援を行うための拠点の整備等が求められるほか、児童相談所から区市町村への事案送致が新設されるなど、複雑、困難化する相談に迅速かつ的確に対応するため、区市町村における体制強化が必要とされている。

国は、平成29年度に、区市町村子ども家庭総合支援拠点における運営費補助を創設しているが、補助額や職員配置基準は、現在の子供家庭支援センターの運営実態を反映したものになっていない。

都は、子供への虐待の防止等に関する条例を制定し、子供の権利利益の擁護、健やかな成長を図ることを目的として、保護者による体罰等の禁止を明記した。国も、親権者が児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことを盛り込んだ児童虐待の防止等に関する法律の改正法案を平成31年3月19日に閣議決定した。体罰等は、医学的に、子供の脳の発達に深刻な影響を及ぼすこともあるとされている。しかしながら、日本では、しつけとしての体罰を容認する風潮もあり、子供が独立した人格と尊厳を持つ存在であるという考え方が、必ずしも浸透しているとは言えない状況があることから、体罰等によらない子育てを普及していくことが求められる。

<具体的要求内容>

- (1) 児童相談所の体制強化を図ること。
 - ① 児童相談所における体制整備について、必要な財政措置を講じること。
 - ② 一時保護所独自の配置基準を明確に定めること。
- (2) 児童相談所の職員の専門性向上・人材確保を図ること。
 - ① 児童福祉司、児童心理司の実践力向上に資するよう、アセスメントの手法に係る研修カリキュラムや演習型研修の手法を構築するとともに、児童福祉司・児童心理司の対応ケースについて分析し、得られたノウハウを提供するなど、職員の専門性向上のための方策を講じること。
 - ② 児童福祉行政及び法的対応や行政実務に卓越した経験と能力を有する人材を児童相談所長に任用できるよう、その資格要件を拡大すること。
- (3) 全国の児童相談所間のケース移管、情報提供等を行う場合のため、ICTを活用したシステムを整備すること。
- (4) 区市町村の相談支援機能を強化すること。
 - ① 児童福祉法の改正に伴う支援拠点の整備については、安定的な運営ができるよう、制度の充実を図ること。
 - ② 児童福祉法の改正に伴い、区市町村が体制整備や強化を進める上で必要となる相談員の専門性向上の方策を講じること。
- (5) 児童虐待の防止に向けて、体罰等によらない子育ての推進に向けた普及啓発を充実すること。

参 考

【児童相談所長の資格要件（児童福祉法第12条の3第2項）】

所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
- 三 社会福祉士
- 四 児童の福祉に関する事務をつかさどる職員（以下「児童福祉司」という。）として二年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後二年以上所員として勤務した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの

3 社会的養護施策の充実

（提案要求先 厚生労働省）
（都所管局 福祉保健局）

- （1）社会的養護の下で育つ子供への支援を、退所後を含めて充実、強化すること。
- （2）里親委託や施設の小規模化かつ地域分散化の取組の推進を図ること。

<現状・課題>

国は、ビジョンにおいて、児童養護施設等では、小規模化かつ地域分散化を原則とし、常時複数職員での職員配置を実現することとしている。令和元年度予算において地域小規模型児童養護施設及び分園型小規模グループケアについては、職員1名の加配が示されているが、ビジョンで示す常時複数配置には程遠い状態である。

都は、特に重い情緒面・行動面の問題を抱えた児童に対して心理的ケアに重点を置き支援を行う専門機能強化型施設の設置を促進しており、国は、令和元年度予算において、ケアニーズが非常に高い子供のための「4人の生活単位」類型の新設、当該生活単位における養育体制の充実を示しているが、施設当たりの当該ユニットの設置上限や、補助単価など詳細が示されていない。

また、不規則勤務や、長時間通勤による就業負担及び家賃に係る経済的負担等により、人材の確保・定着について課題となっている。

乳児院では、夜間においても授乳や呼吸確認などの業務が継続的に必要となるが、夜勤職員は1人で児童10名以上の養育にあたっているほか、一時保護委託

の受入れも行っている。そのため、夜勤職員の業務は過大で、心理的負担となっている。

自立援助ホームでは、被虐待や発達障害など様々な困難を抱える児童を多く引き受けている実態があるが、国では自立度の高い児童を想定し、職員配置基準は定員6名の場合、2.5名となっており、処遇困難な児童の支援に十分に対応できるものとなっていない。

国は、ビジョンや要領において、社会的養護の下で育つ子供たちは、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進め、施設においても「できる限り良好な家庭的環境」において養育するよう求めているが、この推進のためには施設や養育家庭等の養育の質の確保と支援の充実が不可欠である。

また、施設における小規模かつ地域分散化の取組について、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく場合でもおおむね10年程度での地域分散化及び多機能化等を図る計画を求めているが、現に大規模な施設等においては10年程度での地域分散化の促進は困難である。さらに、国は施設の小規模化を進めているが、既存の建物の解体工事費補助は小規模化後の定員数で算定されるため、小規模化を進めた結果補助額が減少し、小規模化への取組の妨げとなる状況がある。

施設の小規模化・地域分散化等により、本園において取りまとめの業務が増加するなど事務量が増大し、直接子供の処遇に当たる職員が事務業務を一部担っている。こうした事務処理への対応のため、処遇困難な子供の入所が増加傾向にある中で、きめ細かなケアの支障となっている。

国は、平成28年の児童福祉法改正に伴う通知で、乳幼児について、里親等への委託を原則とするとともに、平成30年3月に一部改正された「里親委託ガイドライン」において、心身の発達にとって大切な新生児の時期から里親委託を検討することが重要であると示している。そのためには、専門性を持つ養育家庭等の育成や手当の充実及び早期からの里親委託が可能となるような仕組みづくりが必要である。

また、施設等を退所した後、安定した生活を送るためにも、社会的養護における自立支援策の強化が求められており、都は独自に、自立支援を専門に行う職員を児童養護施設に配置している。

<具体的要求内容>

(1) 被虐待児童及び発達障害を持つ児童の増加や常時医療が必要な乳児などに適切に対応できるよう、社会的養護の体制整備を図ること。

① 社会的養護を担う施設職員の人材確保・育成等に対する支援の充実を図ること。

② 心理的ケアなどの専門的ケアを必要とする児童へ十分な対応が行えるよう、児童養護施設及び乳児院への精神科医や治療・指導職員等の専門職員の配置について早急に詳細を示すとともに、その際には地域の実情に応じた補助体系とすること。

③ 職員宿舎の借上げを行う事業者に対する補助を行うこと。

④ 乳児院における夜間の職員配置に対する支援を充実すること。

- ⑤ 医療的なケアを必要とする乳児への対応を強化するため、乳児院の看護職員の配置を充実するとともに、常時医療及び看護が必要な病虚弱児等を受け入れられるよう、措置費の病虚弱等児童加算を充実すること。
 - ⑥ 乳児院は入所児童の在籍期間が短期であり、入退所が頻繁に発生する施設であることから、乳児院の施設特性、社会的ニーズに配慮した暫定定員制度の見直しを図ること。
 - ⑦ 自立援助ホームにおいて、被虐待や発達障害など処遇困難な児童への支援を強化するため、基準以上に職員を配置したホームに対する人件費加算を創設すること。
 - ⑧ 地域小規模児童養護施設（グループホーム）や児童養護施設等を設置する法人が事業者となるファミリーホームにおいて、開設促進や安定した事業運営に向けた支援を行うとともに、本体施設からの確実なバックアップが可能となるよう、職員体制を充実すること。また、賃借物件を改修し創設する場合の建物所有者等への支援や、遠隔地にグループホーム等を設置する場合、本体施設とは別に、バックアップを行う拠点等を整備する施設に対して支援を行うこと。
 - ⑨ 施設の改築、増築における施設整備の補助について、小規模化かつ地域分散化された施設の設置を優先する場合でも地域や施設の実情を勘案して採択すること。また、解体費用については整備前の施設定員等の状況により支援すること。
 - ⑩ 直接処遇職員の事務業務の負担軽減のため、児童養護施設等における事務職員の増員に向けて支援を充実すること。
- (2) 養育家庭等へ委託の一層の推進を図ること。
- ① 社会全体での養育家庭等への理解を高めるため、一層の普及啓発を図ること。また、各自治体が取組を行うための十分な財政支援を行うこと。
 - ② 養育家庭委託についても、育児休業制度が利用できるよう、必要な措置を講じること。
 - ③ 養育家庭等が社会的養護の担い手として十分な活動ができるよう、里親と施設入所児の交流に要する経費など、児童の委託前も含めて必要な経費補助を行うこと。また、共働きの里親が安定した交流期間を確保することができるよう、企業等に対し交流期間中に取得できる休暇制度についての働きかけを行うこと。
 - ④ 改正児童福祉法で示された「里親支援事業」について、養育家庭等の安心を確保するため、登録中の里親の数や地域の実情に応じ、人員配置や相談支援業務等の充実が図れるよう、十分な経費を補助すること。また、乳幼児等の里親委託を一層進めるため、乳児院等の里親支援専門相談員を複数配置できるようにすること。
 - ⑤ 乳児の養育が可能な養育家庭等の育成・委託促進を図るため、専門的な研修内容を検討するとともに、自治体の研修実施を支援すること。また、里親手当や一般生活費等の充実を図ること。
 - ⑥ 新生児委託を進めるため、乳児院に専任職員を配置する等、地方自治体が実情に応じた柔軟な取組を展開できるよう必要な経費補助を行うこと。

- ⑦ 児童福祉法第34条の20第1項第3号には、養育里親の欠格事由として「この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（中略）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」とあるが、児童買春、児童ポルノに係る行為等により処せられた者についても、同項第4号の規定にある「児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適當な行為をした者」と同等の取扱いとするよう、早急に法の改正を行うこと。

参 考

処遇関係職員配置基準の状況

【児童養護施設及び児童自立支援施設】

区 分	児童養護施設			児童自立支援施設			
	国基準	国保護単価	都基準	国基準	国保護単価	都基準	
一般基準	一般児童	5.5 : 1	4 : 1	5 : 1	4.5 : 1	3 : 1	12 : 5 (2.4 : 1)
	3歳未満児	2 : 1 (0歳・1歳 1.6 : 1)	2 : 1 (0歳・1歳 1.3 : 1)	2 : 1 (0歳・1歳 1.6 : 1)			
	3歳児	4 : 1	3 : 1	2 : 1			
	年少児			4 : 1			
児童指導員加算	—	—	全施設1名	—	—	—	
福祉係長	—	—	—	—	—	各施設1人	

【乳児院】

区 分	乳児院			
	国基準	国保護単価	都基準	
保育士 児童指導員 看護師	2歳児未満	1.6 : 1	1.3 : 1	1.6 : 1
	2歳児	2 : 1	2 : 1	2 : 1
	3歳以上児	4 : 1	3 : 1	
	(うち看護師)	定員10人の場合は2人以上、 10人を超える場合は10人増すごとに1人以上		

4 養子縁組あっせん事業の適切な実施

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 民間あっせん機関が養子縁組あっせん事業を円滑かつ適切に実施できるよう、あっせん機関職員等の資質向上を図るための研修について、早急に実施すること。
- (2) 都道府県等が、あっせん事業の許可等を円滑かつ適切に実施できるよう、実務に携わる職員の資質向上や体制整備に資する支援を強化すること。
- (3) 養親希望者の手数料負担の軽減は、国と養親希望者の居住地の自治体により実施するものとする。

<現状・課題>

平成28年12月、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律が公布された。

平成29年11月に、政省令・告示等が示され、第三者評価に係る規定を除き平成30年4月1日から施行又は適用された。

法律の施行に伴う事業実施に際しては、事業者が、児童相談所と連携、協力し、適切な支援体制を確保して事業運営に当たれるよう、法令等について正しく理解することが必要である。

民間あっせん機関による養子縁組あっせんは、民間あっせん機関の所在地と養親希望者の居住地が異なるなど複数自治体にまたがるケースも想定される。

その場合、管内に民間あっせん機関がない自治体であっても、養親希望者からの相談を受けたり、必要に応じて支援を行うことが求められる可能性があるにも関わらず、都道府県等によって民間あっせん機関への指導の考え方や法令等の理解度に隔たりがあるのが実情である。

また、令和元年度新規事業である養親希望者等手数料負担軽減事業の国庫補助率は2分の1とされており、残りの2分の1の負担の主体は、民間あっせん機関事業者の所在地の自治体か、養親希望者の居住地の自治体かなど、詳細が示されていない。仮に前者になった場合は、民間あっせん機関事業者が所在する自治体に負担が集中する懸念がある。

<具体的要求内容>

- (1) 民間あっせん機関が養子縁組あっせん事業を円滑かつ適切に実施できるよう、民間あっせん機関職員等の資質向上を図るための研修について、早急に研修内容を定めて実施すること。

- (2) 都道府県等が、あっせん事業の許可等を円滑かつ適切に実施できるよう、管内の民間あっせん機関の有無に関わらず、養子縁組あっせんの実務に携わる可能性のある職員の資質向上や体制整備に資する支援を強化すること。
- (3) 養親希望者の手数料負担の軽減は、国と養親希望者の居住地の自治体により実施するものとする。

3 高齢社会対策の推進

1 大都市にふさわしい介護報酬及び施設基準の見直し【最重点】

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

(1) 介護報酬改定に向けて実施する介護事業経営実態調査等について更なる精緻化を進め、人件費割合や物件費・土地建物の取得費等の実態の把握・分析を適切に行った上で、東京の実態に合わせ、介護報酬へ適切に反映すること。

<現状・課題>

介護報酬は、介護サービスに要する人件費・物件費等を勘案しており、地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、地域別・人件費割合別(サービス別)に1単位当たりの単価を割増ししている。

地域区分は、民間事業者の賃金水準を基礎とした賃金指数に基づき設定するという原則に立ち、客観的に地域区分を設定する観点から、公務員(国家公務員又は地方公務員)の地域手当の設定に準拠する方法を原則としつつ、隣接地域とのバランスを考慮し、なお公平性を確保すべきと考えられる場合について、複数隣接ルールや完全囲まれルールといった特例が設けられ、また、平成24年4月の介護報酬改定時に報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から設定された経過措置については、令和2年度末まで引き続き適用することとされた。

しかし、これらの特例や経過措置によってもなお同一の生活圈及び経済圏を構成する周辺の自治体と比較して低い設定となっている保険者もあり、そうした保険者からは、今後のサービス事業の経営や人材確保に支障が生じる等の懸念が示されている。

また、地域区分の人件費割合は、人員基準で規定している介護、看護等の職種のみを勘案するという考え方を国は示している。この人件費割合は、介護報酬改定に向けて国が実施する介護事業経営実態調査の結果等を踏まえて、見直しは行われているが不十分であり、現行の介護報酬上の人件費割合と、介護事業経営実態調査における収入に対する給与費の割合には乖離が生じている。

介護事業所・施設においては、人員基準で規定していない事務員等の人件費も含めて介護報酬で賄うことが求められていることから、実態に即した人件費割合を設定するとともに、その設定の根拠等についても明らかにすべきである。

なお、国は、減価償却費・物件費には有意な地域差が見られないこと、及び土地代等が反映する居住費は原則として給付対象外となっていることから、人件費以外の費用については地域差を勘案する必要がないとの考え方を示している。

しかし、建築価格や物価等の各種調査によると、減価償却費・物件費には明らかな地域差が生じている。また、施設サービスの居住費は原則利用者負担とされているものの、居宅サービスにおいても一定の面積確保が設備基準で規定され、

その費用は介護報酬で賄うことが求められている。こうしたことから、人件費のみならず物件費や土地・建物の調達費用についても、地域差を勘案すべきである。

< 具体的要求内容 >

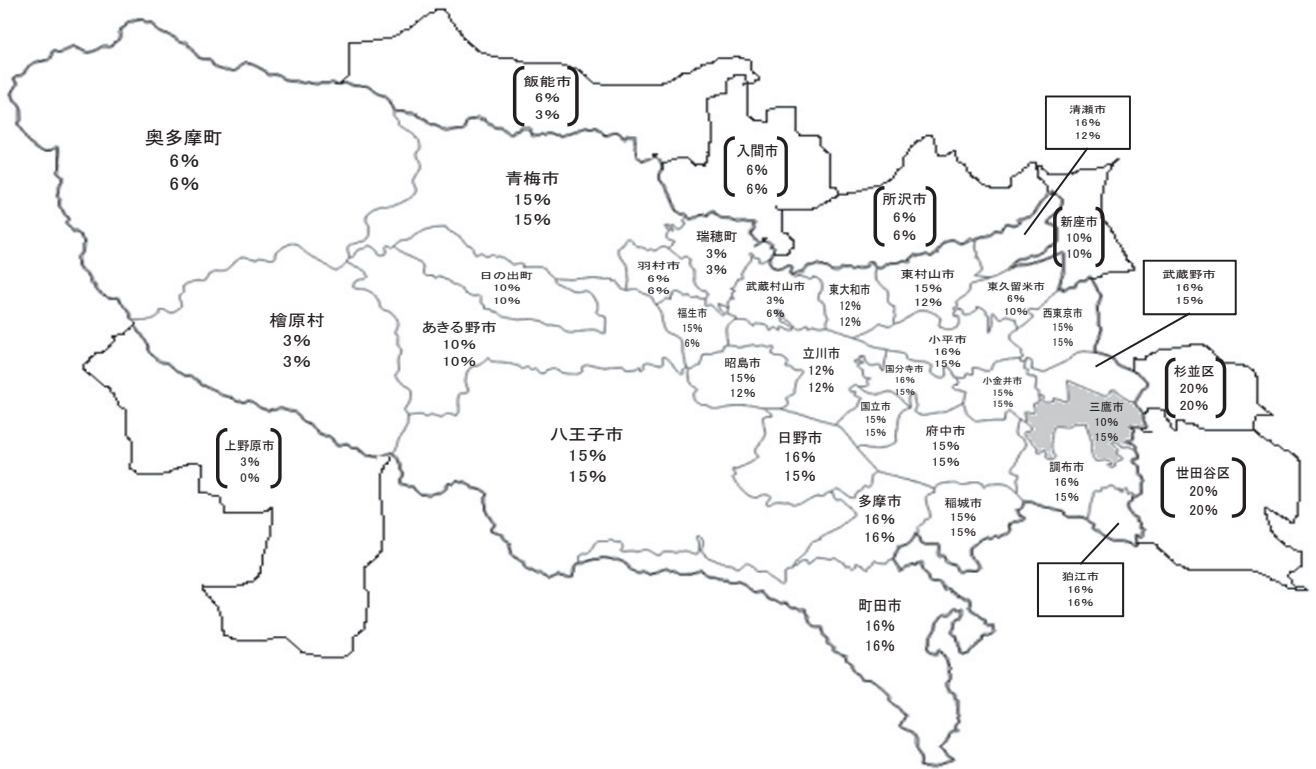
- (1) 次期介護報酬改定が、客観的で信頼性の高いデータに基づき行われるよう、介護事業経営実態調査等について、各サービスの物件費や土地建物の取得費等を含めた事業者の経営状況の把握・分析を行うなどの精緻化を進め、介護現場の実態を適切に把握すること。
また、把握したデータについて、社会保障審議会介護給付費分科会等での検討に資するよう、可能な限りその集計・分析の根拠等も併せて公表すること。
- (2) 地域区分の設定については、各区市町村からの意見を聞いた上で地域の実情を踏まえた設定をすることや、隣接する保険者間の地域的な一体性を確保するための調整を可能とするなど、広域的な調整等を行う仕組みについて、検討を行うこと。
- (3) 介護報酬の地域区分における人件費割合を、介護事業の運営実態を踏まえて適切に見直すこと。
- (4) 物件費、特に土地・建物の取得費や賃借料等の地域差について、東京の実態に合わせ、適切に介護報酬に反映すること。

参 考

○平成30年度改定における介護報酬の地域区分と上乗せ割合

地域区分	上乗せ割合	区市町村への適用
1 級地	20%	特別区
2 級地	16%	町田市、狛江市、多摩市
3 級地	15%	八王子市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、小金井市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、稲城市、西東京市
4 級地	12%	立川市、昭島市、東村山市、東大和市、清瀬市
5 級地	10%	東久留米市、あきる野市、日の出町
6 級地	6%	福生市、武蔵村山市、羽村市、奥多摩町
7 級地	3%	瑞穂町、檜原村
その他	0%	上記以外

○平成30年度改定における介護報酬の地域区分の適用状況（東京都多摩地域）



※各市町村の地域区分に基づく上乗せ割合を記載

（上段が本則に基づく上乗せ割合、下段が経過措置を含めて適用された上乗せ割合）

※網掛け部分は平成30年度改定で「完全囲まれルール」が適用された地域

○各サービスの人件費割合の状況

サービス種類	介護報酬上の人件費割合(A)	収入に対する給与費の割合※(B)	差(B-A)
訪問介護	70%	76.1%	6.1
訪問入浴介護		65.1%	-4.9
訪問看護		78.3%	8.3
居宅介護支援		84.1%	14.1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		81.6%	11.6
夜間対応型訪問介護		74.9%	4.9
訪問リハビリテーション	55%	65.2%	10.2
通所リハビリテーション		64.6%	9.6
認知症対応型通所介護		68.3%	13.3
小規模多機能型居宅介護		67.6%	12.6
看護小規模多機能型居宅介護		66.8%	11.8
短期入所生活介護		64.0%	9.0
通所介護	45%	64.2%	19.2
地域密着型通所介護		63.7%	18.7
特定施設入居者生活介護		46.0%	1.0
認知症対応型共同生活介護		62.7%	17.7
介護老人福祉施設		64.6%	19.6
介護老人保健施設		60.1%	15.1
介護療養型医療施設		60.0%	15.0
地域密着型特定施設入居者生活介護		56.5%	11.5
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		64.4%	19.4

※厚生労働省「平成29年度介護事業経営実態調査」

○介護従事者の月収（通常月の税込み月収）の地域差

	東京都	愛知県	大阪府	福岡県	青森県
所定内賃金（月給）	229,900円	213,900円	208,100円	188,100円	177,400円

資料：公益財団法人介護労働安定センター「平成29年度介護労働実態調査」

○特別養護老人ホーム建設費の地域差

	東京都	愛知県	大阪府	福岡県	青森県	全国平均
平米単価	347千円	277千円	269千円	229千円	(データなし)	277千円

資料：独立行政法人福祉医療機構「平成29年度福祉・医療施設の建設費について」

○消費者物価の地域差

	東京都区部	名古屋市	大阪市	福岡市	青森市	全国平均
指数	105.1	99.0	100.2	97.4	98.4	100

資料：総務省統計局「平成29年小売物価統計調査（構造編）」

○地価の地域差

	東京都	愛知県	大阪府	福岡県	青森県
住宅地平均価格 (/㎡)	342,600円	100,100円	148,300円	47,000円	16,300円

資料：国土交通省「平成30年都道府県地価調査」

○同一地域区分内の地価・家賃の比較

	東京都府中市	愛知県名古屋市	兵庫県西宮市
地域区分	3級地	3級地	3級地
住宅地平均地価 (/㎡)	289,000円	183,100円	250,000円
家賃（民営借家） (/坪)	6,695円	4,948円	5,670円

資料：国土交通省「平成31年地価公示」

総務省統計局「小売物価統計調査（動向編）平成30年度平均」

(2) 介護事業者が介護人材の確保・育成・定着を図り、事業運営を安定的に行うことができる介護報酬とすること。

<現状・課題>

人材不足が深刻な介護現場において、質の高い人材の確保・育成・定着に向けては、介護職員等の処遇改善とともに、資格・技能等に対する評価や、職責に応じたキャリアパスや昇給の仕組み等の構築が必要である。

資格や技能を評価する仕組みとして、国は、介護福祉士等を確保・配置し、サービスの向上を図るための体制加算を介護報酬に設けているが、取得要件が厳しいことや単価が不十分であることから取得が伸びていない。

国は、平成24年に介護職員の処遇改善を目的とした介護職員処遇改善加算を創設し、平成27年度及び平成29年度には、職位・職責等に応じた任用要件や

経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み等を要件に加算の拡充を図り、現在1人当たり月額平均3万7千円相当の改善が行われている。

しかしながら、当該加算はあくまでも経過的な取扱いとされており、恒久的なものとなっていないことや、加算額を当該年度の賃金改善に全て充当することが求められていることから、事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築することが難しい。

さらに、国は新たな政策パッケージにより、令和元年10月の報酬改定において、勤続10年以上の介護福祉士を対象に月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、「特定処遇改善加算」を創設することとしている。

この加算については、現行の処遇改善加算のⅠからⅢまでを取得していること、勤続10年以上の介護福祉士が勤務していること等の複数の要件が示され、報酬の配分については、介護職員以外の職員への配分も可能としつつ、経験技能のある介護職員に比重の高い配分となるような考え方が示されている。

平成31年4月には、事務処理手順、様式例等が示されたが、現行の処遇改善加算の事務処理に加え、特定処遇改善加算取得のための事務手続が加わり、介護事業所の事務処理が更に煩雑となることが懸念される。

<具体的要求内容>

介護職員の処遇を改善する加算については、介護報酬の基本部分に組み込むなど恒久的なものとする。恒久化に当たっては、キャリアパスや昇給等の仕組みの構築を要件に、資格や技能等に応じた人員配置等を評価する加算の充実を図り、介護事業者が長期的な視点で介護人材の確保・定着を図れる介護報酬とすること。

特定処遇改善加算の導入に当たっては、現行加算と手続の一体化を図り、介護事業所の事務負担が増大することのないようにすること。

(3) 良質な介護サービスの提供等に資する介護報酬とすること。

<現状・課題>

現行の介護報酬においては、例えば看護職員の常勤配置が必要な施設で一時的に常勤職員が欠けることになった場合、常勤換算での必要数を満たしていても、翌月の報酬が一律に3割減算されるなど、施設の安定的な運営に著しい影響を及ぼすものとなっている。

また、介護支援専門員の報酬については、平成30年の介護報酬改定において、医療と介護の連携を一層推進する観点から退院・退所加算の見直しが行われたが、介護支援専門員が退院時の支援に関わっても、結果として介護サービスの利用に結び付かなかった場合は、引き続き報酬の評価の対象とならない。このような場合でも、退院・退所加算と同程度の単位を評価する仕組みがあれば、介護支援専門員の積極的な関わりが期待できる。

福祉用具貸与の報酬について、離島等の地域に所在する事業所は、福祉用具の往復の運搬に要する経費として、福祉用具貸与費の100分の100を上限とし

て、特別地域加算を算定することができることとなっている。しかし、運搬費が高騰している現状では、加算の上限を大幅に超える運搬費が必要となるケースが生じている。加えて、月の後半に福祉用具貸与の利用を開始した場合には、貸与費本体が最大で半月分しか算定できないため、これに連動して特別地域加算も減額されることとなるが、月の前半に利用を開始した場合と運搬に要する経費が変わらないにも関わらず、著しく不合理である。

このような状況は、平成30年10月からの貸与価格の上限設定により価格設定に対する事業所の裁量の余地が狭まっていることとあわせ、離島においては、事業所の健全な運営に著しい影響を及ぼすものとなっており、利用者への安定的なサービス提供に支障が生じることも懸念される。

<具体的要求内容>

- (1) 職員配置が基準を下回った場合の介護報酬減算については、一律に3割減算とすることなく、常勤換算や期間の長短などを考慮した段階的な設定とし、施設の安定的な運営に配慮した制度とすること。
- (2) 介護支援専門員が医療機関から退院を予定している要介護（要支援）認定者・申請者に対して実施する退院後の療養環境を整備するためのマネジメントを介護報酬で評価する仕組みを充実すること。
- (3) 福祉用具貸与における特別地域加算について、上限の拡大や、貸与開始月の福祉用具貸与費が半月割りの場合でも、1月分の貸与費を特別地域加算の基準とするなどの見直しを図ること。

(4) 介護保険施設の居住費等の基準費用額について、東京の地価等を反映したものとする。

<現状・課題>

介護保険施設の人員基準を含め多くの事項は、国が「従うべき基準」として定めており、全国一律の居住費・食費の基準費用額の設定は、地価や物件費・人件費の高い大都市東京の実態に即していないため、事業者が創意工夫しながら施設運営を行うことが難しい状況にある。

<具体的要求内容>

健全な施設運営が可能となるよう、介護保険施設の居住費等について、低所得者の負担増とならないよう配慮した上で、基準費用額を東京の地価等を反映したものとする。

(5) 認知症高齢者グループホームにおけるサテライト型の創設による人員等基準の緩和を行うこと。

<現状・課題>

特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護等において認められているサテライト型施設では、当該施設に対する支援機能を持つ本体施設との密接な連携が確保される等の場合に、人員等基準が緩和され、地域において効率的なサービス提供が可能となっている。

しかしながら、認知症高齢者グループホームには、こうした規定がなく、規模にかかわらず管理者等の配置義務がある。

小規模のグループホームにおいては人件費負担が大きく、安定的な経営が困難であるため、まとまった用地の確保が困難である大都市東京において、グループホーム整備促進の支障となっている。

<具体的要求内容>

「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に人員等基準を緩和したサテライト型の認知症高齢者グループホームに係る規定を追加すること。

2 介護人材の確保及び育成

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

今後の急速な高齢化と労働力人口の減少を踏まえ、将来に向けた専門性の高い介護人材を確保・育成・定着していくための総合的な人材対策を確立し、着実に推進すること。

<現状・課題>

介護関連職種の有効求人倍率は、全職業平均を大きく上回る水準で推移しており、景気の緩やかな回復や労働力人口の減少により、全産業的に人材不足感が強まる中、介護分野での人材確保は、更に厳しくなることが予測される。

国は、昨年5月に、都道府県が区市町村の第7期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき推計した介護人材の需給結果をとりまとめているが、これによると、令和7年度末までに約55万人の人材を確保する必要があると見込んでおり、これまで以上に介護人材対策を強化していく必要がある。

今後は、区市町村においても、介護人材の確保に向けた取組を推進することが重要であり、区市町村が効果的な対策を検討するには、区域内の人材の需給状況を把握することが望ましい。しかしながら、国が提示している方法では、都道府

県レベルの需給推計しか行うことができない。

さらに、総合事業のサービスは、介護職員に加え、住民主体のボランティア等が提供しているため、需給推計では、介護職員が担うと予測されるサービス見込み量を区市町村が適切に推計する必要があるが、現行では困難である。

また、「キャリア段位制度」については、国が創設した介護職員の職業能力を評価する唯一の共通基準であり、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会がとりまとめた「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」においてもキャリア段位の取組を踏まえた介護の手順・基準の明確化等の有効性について言及しており、今後とも、職員がキャリアアップを図る仕組みとして、積極的に推進していく必要がある。

本制度の更なる普及のためには、制度を導入し、介護職員の資質向上と処遇改善に積極的に取り組む事業所を介護報酬で評価する仕組みを構築する必要がある。

加えて、国の福祉人材確保指針に基づき、職能団体が主体となって、介護福祉士の資格取得後、一定の実務経験を経て幅広い知識・技術を身に付け、質の高い介護を行い、他の現場職員を指導できるレベルに達した介護福祉士を認定する、いわゆる「認定介護福祉士」は、全科目について研修の実施が可能な団体は都内にはなく、全国でも数か所しかないなど、養成が進んでいない。

また、訪問介護等の介護現場において、利用者やその家族からのハラスメントが存在することが指摘されており、介護職員が安心して働ける環境を整備する必要がある。国は、平成30年度老健事業の「介護現場におけるハラスメントに関する調査研究」において、実態把握や取組事例の収集を行い、介護事業者向けのハラスメント対策マニュアルを作成しており、それを踏まえた実効性ある対策を講じる必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 深刻な人材不足を解消するため、介護現場における介護人材の配置状況や業務の実施状況等の実態を把握・検証した上で、総合的な介護人材対策の充実を図ること。
- (2) 介護人材の需給推計について、区市町村ごとの需給予測を可能にするとともに、介護職員が提供すると予測される総合事業のサービス見込み量を区市町村が適切に推計し多様な人材の活用を検討できるよう、見直しを図ること。
- (3) 介護職員のモチベーションを高め、個々の職員がキャリアに応じて資質向上が図れる仕組みとして、「キャリア段位制度」や「認定介護福祉士」の一層の推進を図るため、「レベル認定者」や「認定介護福祉士」の配置等について、介護報酬で評価する仕組みを構築すること。
- (4) 介護職員が安心して働ける環境を整備するため、利用者やその家族からのハラスメントについて介護事業者等の意見を聴取した上で、具体的な対策を実施すること。

3 認知症対策の総合的な推進【最重点】

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) 認知症対策を総合的に推進するため、都道府県及び区市町村が、地域の実情に応じた事業を円滑に実施するために必要な財源を措置すること。
- (2) 認知症疾患医療センター運営事業について、事業実施に必要な財源を措置すること。
- (3) 診療報酬の認知症専門診断管理料について、対象となる医療機関の要件や報酬水準を見直すこと。
- (4) 新オレンジプランに掲げられた施策について、地域の実情に応じて、効果的かつ効率的に実施できる仕組みとすること。

<現状・課題>

都における認知症高齢者は、平成28年には41万人を超えており、そのうち約6割が居宅において生活している。今後、認知症高齢者が急速に増加することが見込まれる中、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症の容態に応じた適切な医療・介護・生活支援等を受けられるようにすることが重要である。

そのためには、認知症の人と家族を支える人材の育成と地域の実情に応じた支援体制の構築が急務である。認知症の人の在宅生活の継続を困難にする行動・心理症状（BPSD）の予防や改善に向けて効果が確認された支援手法等について速やかに普及し、認知症ケアの質の向上を図るとともに、区市町村や都道府県が認知症の人と家族を支える地域づくりを推進できるようにする必要がある。

また、認知症疾患医療センターは、専門医療の提供、地域連携の推進、人材育成など多くの機能を担っているが、都内には医療機関や診療所など多くの関係機関が存在していることに加え、常勤専従相談員に係る人件費や物件費等が高い傾向にあることを踏まえ、都市部の特性に合わせた配慮が必要であるにも関わらず、国庫補助額が不十分な現状にある。

併せて、今後ますます増加する認知症の鑑別診断等を円滑に行っていくためには、認知症疾患医療センターと同等の機能を持つ医療機関も認知症の鑑別診断等に積極的に取り組んでいくことが必要であるが、認知症専門診断管理料の対象となっていない。

さらに、新オレンジプランに掲げられた施策を推進するために都道府県が実

施する医療・介護従事者向けの研修については、国が示すカリキュラムの幅広い見直しや e-ラーニングの柔軟な導入などが認められておらず、受講者の多様なニーズに応え、受講を促進できる仕組みになっていない。

< 具体的要求内容 >

- (1) 行動・心理症状（BPSD）の改善等に効果的な支援手法の普及促進など、都道府県及び区市町村が地域の実情に応じた事業を円滑に実施するために必要な財源を措置すること。
- (2) 認知症疾患医療センター運営事業に対する補助金について、事業実施に必要な財源を措置すること。
- (3) 認知症専門診断管理料は、認知症疾患医療センターと同等の機能を持つ医療機関も対象とするとともに、業務の実態に即した報酬水準とすること。
- (4) 新オレンジプランに掲げられた施策を推進するため、医療・介護従事者向けの研修の効果的かつ効率的な在り方を検討するなど、都道府県及び区市町村が円滑に事業を実施できる仕組みとすること。

4 地域医療介護総合確保基金（介護分）の充実

（提案要求先 厚生労働省）
（都所管局 福祉保健局）

地域医療介護総合確保基金について、自治体が地域の実情に応じて有効な施策展開を図れるよう、弾力的に活用できる仕組みとすること。

< 現状・課題 >

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づき、医療・介護サービスの提供体制の総合的・計画的な整備等を推進するため、都道府県は、国3分の2、都道府県3分の1の負担割合により、地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を設置している。なお、都道府県負担分は、地方交付税交付金により財源措置されているが、不交付団体である都においては、これを自主財源で賄っている。

国は、平成27年度補正予算において、「介護離職ゼロ」に向けた緊急対策として、基金の積増しを行った。

しかし、基金の活用に当たっては、原則として、各年度の所要額は当該年度の積立額により充当すべきとされていることや、平成27年度補正予算分の使途が限定されていること、基金造成事業に要する各区分（介護施設等の整備分、介護従事者の確保分）の経費の配分変更が認められていないことから、都においては多額の基金残高が累積している。

介護施設等整備事業については、平成18年度の三位一体改革との関係から、基金対象事業が地域密着型施設の整備などに限定されており、より需要のある広

域型施設の整備等へ充当できない。さらに、基金事業の配分基礎単価は令和元年度に一定程度引上げられるものの、基本的に全国一律であり、建築価格や人件費の高騰は、首都圏をはじめとした大都市においてより深刻であるという実態を十分に反映していない。特に、定期借地権の一時金に対する補助について、その補助額は、路線価の2分の1に対して、その2分の1（実質4分の1）となっているため、事業者の負担が大きく、都は、独自に上乘せして補助を行っている。また、定期借地権の存続期間を50年以上としている補助条件は民間の契約実態と必ずしも適合していない。

また、対象事業が限定的に列挙されているため、例えば、都が独自に実施している、特別養護老人ホーム等を整備する際の土地賃借料への補助や、奨学金の貸与を受けた介護職員に対して返済相当額を手当として支給する事業者、介護職員用の宿舎を借り上げる事業者や国のキャリア段位制度を活用してキャリアパスの導入に取り組む事業者への支援など、自治体が地域の実情に応じて取り組む事業が対象とならない。

<具体的要求内容>

- (1) 過年度予算分の柔軟な活用を可能とすること。
- (2) 介護施設等整備事業について、以下のような対象の拡充を図ること。
 - ① 地域の実情に応じた医療及び介護の総合的な確保のための事業に要する経費を支弁するという基金の設置目的に鑑み、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の広域型施設の整備についても補助対象とすること。
 - ② 特別養護老人ホーム等を整備する際の土地賃借料への補助など、自治体の地域の特性に応じた独自の取組も対象とし補助対象メニューの拡大を図ること。
 - ③ 大都市における建築価格や人件費の高騰及び地域差を踏まえ、既存基金事業（地域密着型施設整備費、介護医療院転換支援の補助など）の配分基礎単価を増額すること。
 - ④ 定期借地権の一時金に対する補助について、大都市における路線価の地域差などを踏まえ、補助率（2分の1）及び基準額（路線価の2分の1）を引き上げるとともに、民間の契約実態を踏まえ、存続期間に関する条件を30年以上に緩和すること。
- (3) 介護従事者確保事業について、奨学金の貸与を受けた介護職員に対し返済相当額を手当として支給する事業者や、介護職員用の宿舎を借り上げる事業者への支援など、自治体の地域の特性に応じた独自の取組も対象とすること。

参 考

○地域医療介護総合確保基金の執行状況（東京都）

1 介護施設等整備分

（単位：千円）

年度	積立額 (A)	取崩額 (B)	残高 (A)-(B)
平成27年度 当初分	6,918,363	6,918,363	0
平成27年度 補正分 (平成37年度までに充当)	14,921,750	380,047	14,541,703
平成28年度 当初分	7,736,157	7,736,157	0
平成29年度 当初分	2,206,933	2,206,933	0
平成30年度 当初分	3,845,918	1,695,097	2,150,821
計	35,629,121	18,936,597	16,692,524

2 介護従事者確保分

（単位：千円）

年度	積立額 (A)	取崩額 (B)	残高 (A)-(B)
平成27年度 当初分	920,885	920,885	0
平成27年度 補正分 (平成37年度までに充当)	1,449,182	1,449,182	0
平成28年度 当初分	1,975,850	1,975,850	0
平成29年度 当初分	565,108	565,108	0
平成30年度 当初分	2,707,868	1,272,722	1,435,146
計	7,618,893	6,183,747	1,435,146

5 介護サービス基盤の整備に向けた施策の充実

(提案要求先 厚生労働省・財務省)
(都所管局 福祉保健局)

(1) 定期借地権を利用した未利用国有地の貸付けについて、減額措置の期間を延長するとともに、貸付条件を見直すこと。

<現状・課題>

平成27年12月、国は、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策の中で、都市部の国有地を活用して介護施設等を整備する場合に、貸付料の50パーセント減額を行うこととしたが、減額措置の対象を令和2年度末までの間に契約締結した案件としている。

都では、令和7年度末までに特別養護老人ホームを6万2千人分、介護老人保健施設を3万人分、認知症高齢者グループホームを2万人分整備すること等を政策目標としており、令和3年度以降も介護施設等の整備を促進するためには、施設用地を確保する必要がある。

貸付条件についても、都市部の中でも地価の高い地域においては、貸付料を50パーセント減額しても、なお施設を整備・運営する事業者の負担が大きい。

また、この減額貸付制度では、減額期間が貸付始期から10年間に限られているほか、介護老人保健施設については、社会福祉法第2条第3項第10号に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業の用に供する場合に限られている。加えて、貸付対象についても地方公共団体又は社会福祉法人に限定されている。

さらに、貸付けの要望受付時において、貸付料の参考価格が示されないため、貸付要望者が収支を見込むことが難しく、貸付料が見込みを大きく上回ることによって、貸付料が示された時点で事業計画の見直しが必要となる事例や計画自体を取り下げる事例が発生している。

<具体的要求内容>

- (1) 貸付料の減額措置について、令和3年度以降も継続すること。
- (2) 国有地に低廉な価格で社会福祉施設を整備することができるよう、地価が高い地域においては、更なる減額を行うこと。
- (3) 貸付期間全体を通して、貸付料の減額を行うこと。
- (4) 介護老人保健施設の整備促進が図られるよう、減額貸付の対象施設に加えること。
- (5) 多様な民間事業者の参入を促すため、対象施設を整備・運営することが可能な医療法人等を減額貸付の対象に加えること。
- (6) 貸付要望者に、適正な時価に基づく貸付料の予定価格を示すこと。

(2) 社会福祉法人以外の者が特別養護老人ホーム等を整備する場合について、独立行政法人福祉医療機構の実施する福祉貸付事業の融資対象とすること。

<現状・課題>

国は平成28年7月、特別養護老人ホーム及び当該特別養護老人ホームに併設する老人短期入所施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）の用に供する建物について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることを可能とする規制緩和を行った。

これにより、社会福祉法人以外の個人や株式会社等が特別養護老人ホーム等の整備を行うことが可能となったが、現在、特別養護老人ホーム等の整備に係る独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業の対象は、独立行政法人福祉医療機構法第12条において、「社会福祉事業施設を設置し、又は経営する社会福祉法人その他政令で定める者」とされており、融資対象が社会福祉法人に限定されている。

今般国が行った規制緩和を実効性のあるものにするためには、社会福祉法人以外の者が特別養護老人ホーム等を整備する場合についても、福祉貸付事業の融資対象とすることが有効である。

<具体的要求内容>

社会福祉法人以外の者が特別養護老人ホーム等を整備する場合の整備費等について、地方公共団体の補助制度の対象となっているなど、一定の要件を満たす整備計画については、福祉貸付事業の融資対象とすること。

4 医療保険制度の改革等

医療保険制度の見直し等

(1) 国民健康保険制度の見直し等

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 医療保険制度が将来にわたり安定的で持続可能なものとなるよう、制度全般の具体的な将来像とそこに向けた道筋を示すこと。
- (2) 国民健康保険制度については、今後の医療費の増すうに耐え得る財政基盤の強化を図っていくこと。また、必要な財源を確保するとともに、地域の特性にも十分配慮すること。
- (3) 国と地方との協議の場における合意に基づく公費拡充については、令和2年度以降も確実に実行すること。
- (4) これらの事項の検討に当たっては、地方自治体や保険者などの関係団体等と十分協議すること。
- (5) 少子化対策のため、子供に係る均等割保険料軽減措置を講じること。

<現状・課題>

国民健康保険制度については、国が財政支援の拡充等により財政基盤を強化した上で、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、運営について中心的な役割を担う新たな制度が開始した。

今後、毎年約3,400億円の追加公費の財源を恒久的に確保することとされたが、高齢化に伴い、医療費の増すうが見込まれる中で、将来にわたり安定的で持続可能な医療保険制度を構築するためには、制度設計者である国の責任において、医療費等の将来推計を適切に行った上で、医療保険制度全般の具体的な将来像とそこに向けた道筋を示すべきである。

特に、国民皆保険を支える国民健康保険制度の安定化は極めて重要な課題である。今般の制度改革後においても、各都道府県における追加公費の影響を明らかにするなど、引き続き制度の運営状況を検証し、財源の確保を含めた必要な措置を講じることにより、医療費の増すうに耐え得る財政基盤の確立を図っていく必要がある。その際には、各都道府県において安定的に制度運営を行えるよう、地

域の特性に十分配慮する必要がある。

これらの事項の検討に当たっては、地方自治体や保険者などの関係団体等の納得と理解を得ていく必要がある。

また、参議院厚生労働委員会における、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議では、「子どもに係る均等割保険料の軽減措置について、(中略) 現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論すること。」とされており、少子化対策の観点から、子育て世帯の経済的負担軽減を図るべきである。

< 具体的要求内容 >

- (1) 医療保険制度が将来にわたり安定的で持続可能なものとなるよう、医療費等の将来推計を適切に行った上で、医療保険制度全般の具体的な将来像とそこに向けた道筋を示すこと。
- (2) 国民健康保険制度については、制度改革における各都道府県への追加公費による影響を分析し明らかにするなど、引き続き制度の運営状況を検証した上で、必要な措置を講じ、今後の医療費の増すうに耐え得る財政基盤の強化を図っていくこと。その際に必要となる財源については、地方自治体に負担を転嫁することがないように、国の責任において確保すること。また、各都道府県において安定的な制度運営が行われるよう、地域の特性にも十分配慮したものとすること。
- (3) 国と地方との協議の場における合意に基づく公費拡充については、令和2年度以降も確実に実行すること。
- (4) これらの事項の検討に当たっては、地方自治体や保険者などの関係団体等と十分協議すること。
- (5) 少子化対策として、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子供に係る均等割保険料軽減措置を講じること。

(2) 後期高齢者医療制度の財源確保等

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 後期高齢者医療制度における保険料負担や財政安定化基金の在り方について考えを示すこと。
- (2) 現行制度の見直しに当たっては、地方自治体や保険者などの関係団体等と十分協議するとともに、被保険者に配慮すること。また、必要な財源を確保すること。
- (3) 広域連合が安定した財政運営を行えるよう、調整交付金の算定方法等を見直すこと。

<現状・課題>

後期高齢者医療制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と若年世代との負担の明確化等を図り、国民全体で支える仕組みとして、保険料、支援金、公費の負担割合が定められた。

国は、これまで、毎年度の予算措置により保険料軽減特例措置を継続するとともに、保険料増加抑制のために、財政安定化基金を活用することとしてきた。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(以下「プログラム法」という。)では、「高齢者医療制度の在り方については、必要に応じ、見直しに向けた検討を行う」とされ、平成27年1月に決定された「医療保険制度改革骨子」を受け、保険料軽減特例については段階的に縮小し、低所得者に対する所得割は平成30年度から本則(軽減なし)とし、均等割の9割、8.5割軽減及び元被扶養者の均等割については段階的に本則に戻すこととされているが、元被扶養者の所得割の賦課開始時期については、引き続き検討するとされている。

財政安定化基金についても、国はプログラム法等を踏まえ、制度の改善について検討する中で見直しを行うことがあり得るとしているが、いまだ明確な考えは示していない。

現行制度の見直しに当たっては、地方自治体や保険者などの関係団体等の理解が得られるよう十分協議するとともに、被保険者に配慮し、丁寧な説明と周知を図る必要がある。また、地方自治体に負担を転嫁することのないよう、国の責任において財源を確保することが必要である。

また、後期高齢者医療制度における調整交付金は、都道府県単位で所得水準に応じ加減される仕組みとなっているが、わずかな所得額の変動が交付額に大きく影響するなど、広域連合の財政運営が不安定になっている。

<具体的要求内容>

- (1) 後期高齢者医療制度における保険料負担や財政安定化基金の在り方について考えを示すこと。
- (2) 現行制度の見直しに当たっては、地方自治体や保険者などの関係団体等と十分協議するとともに、被保険者に十分に配慮し、丁寧な説明と周知を図ること。また、必要な財源については、国の責任において確保すること。
- (3) 広域連合が安定した財政運営を行えるよう、国庫支出金の一部を都道府県の所得水準に応じて加減する調整交付金の算定方法等を見直すこと。

(3) 後期高齢者医療制度における老人福祉施設等所在地の財政負担 について

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

後期高齢者医療制度における区市町村間の財政負担の均衡を図るため、施設所在地の区市町村の財政負担が生じないように、財政調整の仕組みを構築すること。

<現状・課題>

広域連合が運営主体となっている後期高齢者医療制度においては、施設への入所等のため広域連合間で住所の移動があった場合に、前住所の広域連合が引き続き保険者となる住所地特例制度がある。

また、平成30年度からは、後期高齢者医療制度加入時に、施設への入所等により国民健康保険制度の住所地特例を受けている場合、その入所等が継続する間、前住所地の広域連合が引き続き保険者となる。

しかし、広域連合内の区市町村間の移動については、広域連合間の移動の際に適用される住所地特例制度のような仕組みがないため、老人福祉施設等が所在する区市町村では、他区市町村から入所している高齢者の定率公費負担分について財政負担が生じる。

<具体的要求内容>

後期高齢者医療制度における区市町村間の財政負担の均衡を図るため、住所地特例制度の対象とならない下記の場合について、施設所在地の区市町村の財政負担が生じないように、財政調整の仕組みを構築すること。

- (1) 75歳以上の者が、老人福祉施設等への入所のために、広域連合内で区市町村をまたぐ移動をした場合
- (2) 75歳に達する前に、老人福祉施設等への入所のために、広域連合内で区市町村をまたぐ移動をした場合

5 障害者施策の推進

1 障害者・障害児の支援に関する法制度

(提案要求先 内閣府・厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

障害者・障害児の支援にかかる法・制度について、障害者等の生活実態に即した効果的な仕組みとするとともに、円滑な運用を図ること。

<現状・課題>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法における障害児支援の規定については、法附則において、その施行状況等を勘案しつつ検討を加え、必要な見直しを図ることとされている。

平成30年度の制度改正に当たっては、平成28年5月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正法は成立したものの、具体的な内容や詳細、同時に実施される報酬の詳細や基準などが正式に示された時期が平成30年3月下旬と極めて遅く、自治体や事業者の準備作業に大きな負担が生じ、事業者や利用者への制度周知期間も十分ではない中でのスタートとなった。特に、新たに創設されたサービスや仕組みについては、法施行後においても、国において、制度の趣旨や事業展開の手法などについて周知を図る必要がある。

また、この見直しにおいて、高齢障害者が介護保険サービスを利用した場合に発生する利用者負担金を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みが設けられたが、対象が65歳に達する日の前の5年間にわたり、相当する障害福祉サービスに係る支給決定を受けていることなどと限定されている。

なお、障害支援区分の認定を含めた支給決定や相談支援専門員研修などについては、在り方の検討が行われたが、自治体や事業者が円滑に対応できるよう、早期の情報提供などが必要である。

障害者総合支援法に位置付けられている地域生活支援事業は、自立支援給付と相まって障害者を支える重要なサービスであり、今後とも必要に応じてメニューを充実させていくべきであるが、国の財源確保が不十分である。そのため、屋外での移動が困難な障害者の移動支援や盲ろう者への通訳・介助者派遣、青年・成人の障害者の交流・集団活動への支援など事業の充実、低所得者に係る利用者負担の軽減等、地域のニーズを踏まえて取り組んでいる都道府県や区市町村に大きな超過負担が生じている。

児童福祉法に基づく障害児入所施設については、令和2年度末までに、「障害児施設として維持」「障害者施設への転換」「障害児施設と障害者施設の併設」の3つのうちから施設の方向性を選択する必要があるが、障害者支援施設への一部転換に係る人員・設備基準を満たすことが困難な場合や、障害児施設として維持する施設において過年齢児が生じる場合があるなどの課題がある。そのため、

令和3年4月以降、現行の障害福祉サービスの指定に当たっての特例措置が終了した場合、入所者の支援継続を確保することが困難となるケースが生じるおそれがある。

障害者総合支援法附則第3条第3項によると、「政府は、障害者等の福祉に関する施策の実施状況、障害者等の経済的な状況等を踏まえ、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。平成25年度からの障害者基本計画（第3次）で「所得状況の把握について改善を検討する」とされていたが、平成30年度からの5年間の計画期間とする障害者基本計画（第4次）では「障害者の所得状況を定期的に把握する」とされ、具体的な検討や措置が行われていない。

平成30年4月から障害者の法定雇用率が引き上げとなり、障害者雇用の推進に向けた環境整備が進む中、今後、在宅勤務という形で仕事に従事する障害者が増えることが想定される。現行制度では、在宅勤務中は障害福祉サービスを利用することができないため、日常生活の支援が必要な障害者は、企業からの支援がない場合に、勤務が困難になるなどの事例が生じており、支援の在り方が課題となっている。

身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳について、国は、平成31年3月末に省令改正を行い、これまで省令に規定していた手帳の様式を削除するとともに、部長通知においてカード形式と紙の様式を示し、本人が希望する場合には新たにカード形式の手帳を交付できることとした。本通知は技術的助言であるにもかかわらず、カードの形状や材質、偽造防止対策の方法など国が示す仕様を遵守することとしており、事実上の義務付けとなっているが、これに伴う財源措置は講じられていない。国は、改正の趣旨を、「地域の障害者のニーズを踏まえ適切に対応すべきである旨の意見を踏まえた」としているが、手帳のカード化に当たっては、各自治体において、障害者や関係機関の意見等を踏まえて検討を行うなど十分な準備期間が必要である。また、手帳の提示によって各種減免・割引を行っている公共交通機関等の関係機関との協議も不十分である。

知的障害者・児に対する療育手帳については、昭和48年厚生事務次官通知等に基づき各都道府県等が知的障害の判定等を実施しているが、法律上の位置付けがない。また、知的障害の定義や療育手帳該当と判定する際の基準が明示されていないため、自治体ごとの運用に違いが生じている。

<具体的要求内容>

(1) 制度改正に当たっては、実施状況や地方自治体の意見を十分に踏まえた上で、障害者の生活実態に即した効果的な仕組みとするとともに、障害者(児)、その家族等への周知のための期間や事業運営の準備期間が適切に確保できるよう、早期にその具体的内容を地方自治体や事業者等に提示すること。

さらに、後年度負担を考慮した十分な財源を確保し、安定的な制度とするとともに、法施行に伴う経費について、十分な財源措置を講じること。

(2) 利用者負担については、高齢障害者の利用者負担軽減制度が創設されたが、

特定疾病により65歳未満で介護保険が優先して適用される障害者は対象外となるなど対象が限定的であることから、今後とも必要に応じた軽減措置を検討すること。

(3) 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方については、国において障害者総合支援法の附則における施行後3年を目途として検討することとなっているが、障害福祉サービス等給付のための判断基準の見直しに当たっては、支給決定の公平性、透明性及び客観性を担保するとともに区市町村が円滑に運用できる制度とすること。

(4) 相談支援専門員の資格要件については、5年度ごとに現任研修を修了することとされているが、やむを得ない事情で修了できなかった場合、資格を失効せずに翌年度の現任研修を受講できるようにするなど、実情に応じた見直しを行うこと。

また、相談支援専門員研修制度の見直しについては、令和2年度以降とされているところであるが、事業者に対する周知のための期間や事業運営の準備期間が適切に確保できるよう、実施時期を早期に明確にするとともに、告示改正等を行い、その具体的内容を地方自治体や事業者等に提示すること。

(5) 地域生活支援事業のうち、平成21年度からの「特別支援事業」に加え、平成29年度から創設された「地域生活支援促進事業」については、5割等の補助率が確保されているものの、その他の事業についても、事業の充実に取り組む都道府県や区市町村に超過負担が大きく生じている実態を踏まえるとともに、事業メニューの追加、個別補助事業からの移行、低所得者に係る利用者負担の軽減なども考慮した上で、十分な予算措置を講じること。

また、国庫補助対象となる事業メニューの見直しについて、早期に情報提供を行うとともに、廃止に当たっては、実施率だけではなく事業の実態や見直しによる影響を十分に考慮する一方、採択に当たっては、年代ごとに異なる利用者の社会参加のニーズや地方自治体での取組状況等を反映すること。

なお、障害者総合支援法施行3年後の見直しに当たって、平成27年12月に出された国の報告書では、通学・通所などに関する移動支援は、自立支援給付の就労移行支援や障害児通所支援における訓練として実施することとされているが、通年かつ長期にわたる通学・通所など移動支援全般について自立支援給付の対象とすること。

(6) 子供の聴覚障害は、早期に補聴器の使用などの適切な支援を行うことで言葉の遅れなどを防止し、言語能力や生活能力等を高めると言われているが、障害者総合支援法に基づき支援を受けられるのは、身体障害者手帳の対象となる重度の難聴に限られる。支援の対象とならない難聴児に対して、国として補聴器の購入費助成など適切な支援を行うこと。

(7) 障害児入所施設については、令和2年度末までに移行先が見つからない利用者に対する支援継続を確保するため、施設の実情や入所状況等を踏まえて、弾力的な対応が可能となるよう適切な措置を講じること。

(8) 障害者総合支援法附則第3条第3項の趣旨を踏まえ、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を進め、必要な措置を講じること。

- (9) 障害者の在宅勤務について、自治体の意見や福祉施策と労働施策との役割分担を踏まえ、障害者の働きやすい環境づくりの観点から、支援の在り方について検討し、必要な措置を講じること。
- (10) カード形式の障害者手帳の交付が可能となることについて、各自治体における検討や準備に期間を要することを含め、国民や事業者団体等の関係機関に制度改正の内容が正しく理解されるよう、国の責任において丁寧な説明・周知すること。また、国が示す仕様でのカード形式の手帳の発行等に必要な財源措置を講じること。
- (11) 自治体や関係者等の意見を踏まえた上で、知的障害者福祉法において、知的障害の定義及び療育手帳制度を規定すること。

2 障害福祉サービス基盤整備

(提案要求先 財務省・厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

障害者（児）の地域生活基盤の整備促進のため、地方自治体ごとの人口規模、地域の整備状況等を勘案した国庫補助制度とするとともに、関係法令上の取扱いについて関係省庁との調整を図ること。

また、国有地の柔軟な活用を図る制度とすること。

<現状・課題>

都では、障害者・障害児施策推進計画において、障害者の地域生活移行の推進や障害児への支援の充実のため、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」を策定し、グループホーム、通所施設、児童発達支援センターや主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等の地域生活基盤の整備を進めている。

また、一定年数を経過し使用に耐えなくなった設備等の更新や、入所者の生活環境改善のための、大規模修繕も行う必要がある。

さらに、平成30年7月豪雨や台風21号、北海道胆振東部地震など、多くの自然災害が発生したことを踏まえ、建物・ブロック塀の倒壊や電力のブラックアウト等により障害者（児）施設の運営に影響を及ぼすことがないよう防災・減災対策を実施していく必要がある。また、「障害者支援施設等における防犯対策の強化に係る整備について」に基づき防犯対策への整備費補助を再開したが、防災対策、防犯対策ともに恒久的な施策となっていない。

こうした基盤の整備に際し、国庫補助制度を活用しているが、当初予算が十分に確保されておらず、また、平成24年度から平成30年度まで、補正予算等により追加・前倒し協議が行われているものの、工期が短いもの等に協議対象を限らざるを得ない。さらに、平成29年度から国庫負担が1億円以上の協議案件などについて内示額を減ずる措置が実施されているため、計画や施設の状況を踏まえた施設整備が困難な状況となっている。

さらに、耐震性の低い施設の改築等については、これまで社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金により対応してきたが、平成26年度末で終了した。

制度面では、協議時期が着工の前年度となっているなど、特にグループホームの創設、防火対策、安全対策及び防犯対策に当たっては、工期が短いため活用しづらい。

国有地の活用については、新成長戦略により、地方自治体だけでなく社会福祉法人も、国から直接国有地を借りることができるようになったが、依然として社会福祉法人以外の民間事業者は転貸でしか活用できない状況である。また、国は、介護施設を整備する場合に限り、貸付料の減額を行うようになったが、その他の分野は減額対象とされていないため、他地域と比較して特に地価の高い都においては、活用が図りにくく、施設整備の促進につながりにくい。

区市町村からも、貸付料の減額、国から事業者への直接貸付けを可能とすること、未利用地だけでなく将来的に利用が終了する国有地の情報の早期提供を求める意見が多い。保育・介護分野については、未利用国有地等の情報提供がされるようになったが、その他の分野には情報提供がされていない。

<具体的要求内容>

- (1) 障害者の地域生活への移行を推進し、障害児への支援を充実していくために、障害福祉計画に位置付けられている施設の整備は極めて重要である。また、施設の生活環境改善のための修繕も不可欠である。そのため、当初予算及び補正予算により必要な財源を確保し、地方自治体ごとの人口規模、地域の整備状況等を勘案して配分すること。
- (2) 障害者支援施設については、地域特性、施設の設置状況を踏まえ、真に必要な場合には新規創設も引き続き整備費補助を行うこと。
- (3) 障害者（児）施設における防災対策及び防犯対策に係る整備に対しては、恒久的に補助を行うこと。
- (4) 障害者（児）施設の更なる耐震化整備の促進を図るため、社会福祉施設等整備費とは別に、創設、改築など工期の長い案件にも対応できる新たな交付金を創設するなど、必要な財源を確保すること。
- (5) グループホーム等は「社会福祉施設等施設整備費国庫補助」の対象となっているが、整備規模、協議日程等は大都市における状況に合わせたものとし、活用しやすい制度とすること。
- (6) 国有地に低廉な価格で社会福祉施設を整備することができるよう、介護施設と同様、貸付料の減額を行うこと。また、社会福祉法人以外の民間事業者へ直接貸し付けるなど、柔軟な貸付けの仕組みを構築すること。さらに、計画的に社会福祉施設の整備を行うことができるよう、現在利用可能な国有地の情報だけでなく、将来利用可能となる情報についても、保育・介護分野における情報提供と同様、早期に提供すること。

参 考

○整備費制度比較

【グループホーム分】

区分		社会福祉施設等 施設整備事業 (国庫事業)	障害者通所施設等 整備費補助 (都単独事業)			
補助対象法人格		社会福祉法人等	全ての法人格			
建築等	補助内容	創設・改修	創設・改修			
	補助基準額	24,300千円(創設)	29,600 千円	消防加算	重度加算	防犯加算
		10,000千円(改修)		4,500千円 (6項ロ) 1,200千円 (6項ハ)	6,000千円	500千円
	補助率	国:1/2 都:1/4 事業者:1/4	(特別助成の場合) 都:7/8 事業者:1/8			
	補助対象物件	自己所有・賃貸物件	自己所有・賃貸物件			
備品等	補助対象内容	—	1件当たり10万円以上			
	補助基準額	—	1,000千円			
	補助率	—	(特別助成の場合) 都:7/8 事業者:1/8			
協議時期		着工の前年度	当該年度			
		(令和元年度分) 国:ヒアリング日程(見込) 平成31年4月 内示 令和元年6月頃	(令和元年度分) 都:書類提出日 令和元年6月、9月 年2回実施			

※平成30年度単価

3 障害者の地域生活の実現のための報酬の改善

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

障害者を支える人材確保、良質なサービス提供のため、サービス全般にわたり基本的な報酬の改善・財源確保等を行うこと。

<現状・課題>

平成30年4月の報酬改定では、障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケアが必要な障害児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応した改正や、自立生活援助や就労定着支援等の新サービスの創設による報酬・基準の設定等が実施され、全体の改定率は0.47パーセントの増となった。また、令和元年10月から実施される新しい経済政策パッケージに基づく障害福祉人材の処遇改善の改定率は1.56パーセントの増、消費税率10パーセントへの引上げに伴う報酬改定の改定率は0.44パーセントの増と予定されている。

平成30年4月改定により、障害の重度化や高齢化、医療的ケア児等への対応について、新規サービスの創設や各種加算の見直しなどにおいて一定の改善が図られ、また、本年10月の改定により、障害福祉人材の処遇改善についても一定の改善が図られる見込みである。しかしながら、処遇改善の加算算定とならないサービスや職種があるなど、まだ不十分な点があり、更なる改善が必要である。

福祉分野においては、有効求人倍率や離職率が高く、人材の確保・定着や計画的な人材育成が難しい状況にあり、質の高い福祉サービスの提供のために、質の高い人材を安定的に確保していくことは喫緊の課題であるが、障害福祉サービス等を担う福祉人材の確保・育成・定着への取組については、介護保険サービス・保育サービスに比べても、国の支援が不十分である。

障害福祉サービスの地域区分の上乗せ割合には物件費等が考慮されておらず、また、原則として国家公務員の地域手当の設定に準拠しており、経過措置や特例によってもなお同一の生活圏及び経済圏を構成する周辺の自治体と比較して低い設定となっている自治体もある。そうした自治体からは、今後のサービス事業者の経営や人材確保に支障が生じる等の懸念が示されている。

計画相談支援・障害児相談支援については、平成30年度の報酬改定において、特定事業所加算の評価の見直し、質の高い支援の実施や専門性の高い相談支援体制等を評価する加算（初回加算など）が創設されたが、効果検証が必要である。

訪問系サービスについては、政令で国庫負担の上限が定められており、平成30年度において、都内の区市町村では、約41億円の超過額が生じている。平成30年度の報酬改定で、介護保険対象者の国庫負担基準の見直し等が行われたが、依然として区市町村の超過負担は解消されていない。

この結果、平成30年度に都内区市町村がいわば国の肩代りを行った額は、約21億円となっており、サービスの利用制限も生じかねない。

共同生活援助（グループホーム）については、地域移行を進める観点から、医療的ケアが必要な障害者、強度行動障害者、高齢重度障害者等、重度の障害者に

対して十分な支援を行えるようにする必要がある。平成30年度の報酬改定により、障害者の重度化・高齢化に対応できるグループホームの新たな類型として日中サービス支援型が創設され、最上位の職員配置基準として3:1が設けられたが、特別な支援を必要とする重度の障害者の地域移行等を進め、より質の高いサービスを行うためには、更なる職員配置の充実が必要である。

平成28年6月の児童福祉法改正により、医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとされたが、報酬が十分でないなどの理由から、地域で医療的ケア児を受け入れる児童発達支援事業所等が不足している状況にある。

また、障害児福祉計画の国指針において、主たる利用者を重症心身障害児(者)とする児童発達支援及び放課後等デイサービスや、保育所等訪問支援等の障害児支援の提供体制の整備が定められたが、報酬が十分でないなどの理由から、地域における提供体制が不足している状況である。

放課後等デイサービスについては、平成30年度の報酬改定において、障害児の状態や事業所におけるサービス提供時間によって基本報酬が設定されるなど一部改善がなされた。

しかし、児童の状態に応じた報酬区分については、事業所における児童の契約人数に対する指標該当児の割合が50パーセント以下であった場合には、事業所の報酬区分が報酬の低い区分2となり当該児童が指標該当児であってもその単価が適用されるなど、実態に応じた報酬とはなっていない。また、サービス提供時間についても、各児童への提供時間が短くても、事業所の開所時間が3時間以上であれば高い報酬区分が適用されるなど、実態に応じた報酬とはなっていない。

児童発達支援センターは、児童発達支援を利用する障害児やその家族に対する支援を行うほか、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な施設としての役割が求められているが、その機能を果たすために十分な財源措置が講じられていない。

精神障害者の地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）については、平成30年度の障害福祉サービスの報酬改定により、前年度実績など一定の要件を満たす事業所では単価の充実が図られたが、十分ではない。

<具体的要求内容>

(1) 報酬単価の設定に当たっては、人件費、物件費等（特に土地建物取得費、賃借料）が高額である大都市の実情を適切に反映させること。また、地域区分については、各区市町村からの意見を聞いた上で地域の実情を踏まえた設定とすることや、隣接する市町村で不均衡とならないよう調整を可能とすること。

また、職員の処遇改善につながるよう、福祉・介護職員処遇改善加算について、更なる措置を講じるとともに、職員の確保・育成・定着に向けた取組への支援を行うこと。

(2) 計画相談支援・障害児相談支援については、平成30年度の報酬改定の効

果を検証し、引き続き、必要に応じて報酬体系の見直しについて検討すること。

特に障害児相談支援については、障害児通所支援の利用者に限らず、発達の気になる子供を含む障害児やその家族に対する支援も含めた制度とするよう改善を図ること。

また、区市町村が実施する相談支援事業や、都道府県が実施する研修について、十分な財源措置を講じること。

- (3) 訪問系サービスについては、重度障害者の地域での自立生活を保障するために長時間サービスを提供している地方自治体が超過負担を強いられることのないよう、区市町村の支給決定を尊重し、区市町村が支弁した費用額の2分の1を国が負担すること。

また、「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」の実施に当たっては、国庫負担基準総額のかさ上げ率について、重度障害者の割合に応じたきめ細かな率を設定するとともに、更なるかさ上げを行うこと。さらに、従前どおり特別区を対象とするとともに、人口や財政力に応じた削減を行わないこと。

- (4) 重度訪問介護の報酬単価については、事業の実態に即して改善すること。
(5) グループホームについて、事業者が、利用者の状況や意向に沿った適切なサービスの提供や、夜間に十分な安全支援体制の確保を行うことができるよう、入院時加算や日中支援加算、夜間支援等体制加算などを充実させること。
(6) グループホーム事業所の運営体制に配慮した適正な報酬とするとともに、特別な支援を必要とする重度の障害者等を受け入れるグループホームの職員配置基準を充実すること。
(7) 主たる利用者を重症心身障害児とする児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、利用者の障害特性に配慮し、サービス提供の実態に即した報酬水準に改善すること。

平成30年度の報酬改定により看護職員加配加算が創設されたものの、主たる利用者を重症心身障害児とする事業所の場合、医療スコアを合算して8点以上である利用者の数が5名以上であるなど要件が厳しく、重症心身障害児や医療的ケア児の受入れが進まないおそれがあるため、要件を緩和すること。

- (8) 主たる利用者を重症心身障害児以外とする児童発達支援及び放課後等デイサービスについても、看護職員の配置を評価するなど加算が創設されたが、今後の医療的ケア児の受入れ状況等の実態を踏まえて、引き続き適切な報酬上の評価について検討を行うこと。
(9) 重症心身障害者を対象とする通所事業所の整備を進めるために、主たる利用者を重症心身障害者とする生活介護について、サービス提供の実態に即した報酬水準とするとともに、児童発達支援等と同様に定員5名以上での事業運営が可能となるよう、基準を見直すこと。
(10) 多くの重症心身障害児（者）や医療的ケアが必要な障害児（者）が在宅で生活している実態を踏まえ、可能な限り家族と在宅で生活を継続できるよう、訪問看護、短期入所等必要な事業への支援の充実を図ること。

- (11) 放課後等デイサービスについて、肢体不自由のある児童や比較的重度の障害のある児童等の受入れに対する評価をさらに充実するなど、サービス提供の実態に即した報酬水準となるよう一層の改善を行うこと。
- (12) 保育所等訪問支援については、保育所等の一般的な子育て支援施策における障害児の受入れが進むよう、事業について広く周知を図るとともに、事業の実態に即した報酬水準となるよう基本報酬において必要・十分な報酬単価に改善すること。
- (13) 児童発達支援センターが、専門職員を配置し、相談支援体制の確保や他の施設への助言等を行うなど、地域の中核的な施設としての役割を十分に果たせるよう財源を確保すること。
- (14) 精神障害者の地域移行支援・地域定着支援に係る報酬単価の更なる充実を図ること。特に、地域移行支援における体験宿泊や、地域定着支援における緊急時の滞在型支援について、実態に即した居室確保の助成を行うとともに、体験宿泊加算の利用可能な日数について、弾力的な運用を認めること。

4 就労支援の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

就労・定着支援体制の強化に向けて、地域の関係機関の連携を確保するための効果的な取組を行うこと。

また、工賃水準向上への支援策を充実し、併せて区市町村も実施主体として取り組めるよう、財政支援を行うこと。

<現状・課題>

障害者の雇用・就業等については、平成30年4月1日から法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障害者が加わるとともに法定雇用率が引上げられ、令和3年4月までに、さらに引上げが予定されているなど、環境の整備が図られている。

都内の民間企業の雇用障害者数は過去最高となったが、民間企業の実雇用率は法定雇用率を下回る等、依然として厳しい状況が続いており、今後も就労支援の取組を強化する必要がある。さらに、雇用障害者数の増に伴い、就労後の定着支援等の必要性も年々高まっている。

障害者雇用の一層の拡大と就労・定着支援の充実を図るためには、区市町村障害者就労支援センターをはじめとする多様な就労支援機関の連携体制の構築や、連携を担う専門人材の育成等就労支援機関の支援力向上と体制強化が必要である。

福祉的就労については、地域の実情に応じた支援が必要であるが、区市町村や福祉施設に対する工賃向上のための支援が十分ではない。

就労継続支援など就労系サービスは、平成30年度から基本報酬が就労定着率

や平均工賃など実績に応じた設定となったが、実績に結びつきにくい手厚い援助が必要な利用者に対する支援も評価する必要がある。

就労継続支援B型事業所は就労・訓練の場であるが、利用期間が長期化して高齢となったり障害が重度化した結果、本来の目的である就労・訓練が難しくなっている障害者も利用している。そのような利用者の移行先について、適切なサービスがない場合がある。

就労移行支援事業等の在宅利用は、通所が困難で、在宅による支援がやむを得ないと区市町村が判断した場合に限られるが、その判断基準が明示されておらず、また、支援の提供体制や作業の進捗管理等についても具体的な基準が示されていないことから、安易な在宅就労・訓練の実施に伴う不適切な支援につながりかねない。

<具体的要求内容>

- (1) 障害者の就労・定着支援をより効果的に推進するため、ハローワーク、区市町村、就労支援機関及び医療機関等の関係機関とのネットワークの充実強化及び地域障害者職業センター等による人材育成の一層の充実に努めること。さらに、自治体を実施する人材育成の取組によって報酬上の加算算定が可能となるよう検討すること。
- (2) 福祉施設の工賃水準向上への支援策を充実し、区市町村が地域の実情に応じて主体的に実施する共同受注ネットワークの支援や経営コンサルタントの派遣などの工賃向上施策に財政支援を行うこと。
- (3) 就労継続支援など就労系サービスは、平成30年度から実績に応じた基本報酬の設定となったが、実績に結びつきにくい重度の利用者等に対する支援など、サービスの質を適切に評価・検証すること。
- (4) 就労継続支援B型事業所における利用者の現状を把握した上で、高齢化や障害の重度化等に伴い就労・訓練が困難になった利用者の移行先が確保できるよう、日中活動支援サービスのあり方について検討すること。
- (5) 就労移行支援事業における在宅訓練の対象となる利用者の判断基準を明確にするとともに、訓練の進捗管理や相談支援の方法等について具体的な要件を規定すること。

参 考

(1) 障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センターは、身近な地域で、雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・助言等の支援を一体的に行うことを目的としており、全国で334か所（平成30年4月2日現在）設置・運営されている。

(2) 「工賃向上計画」による福祉的就労の底上げ

障害者が地域で経済的にも自立して生活するためには、一般就労への移行支援のみならず、福祉施設等における工賃水準の向上を図ることが重要であ

る。

このため、平成19年度から「工賃倍増計画支援事業」を創設し、都道府県ごとに工賃の倍増を図るための具体的な方策を定めた「工賃倍増計画」が策定されることとなり、5年後の平成23年度には現状の工賃の倍増を目指すこととされた。

平成24年度から平成26年度までの3年間及び平成27年度から平成29年度までの3年間については、都道府県及び事業所による「工賃向上計画」の策定及び「工賃向上計画支援事業」の実施により、目標達成に向けた取組等を奨励し、工賃向上に資する取組を計画的に進めることとされた。

平成30年度以降の3か年についても、これまでの実績を踏まえた上で新たに「工賃向上計画」を策定し、引き続き工賃向上に向けて取り組むこととされている。

「工賃向上計画支援事業」において、都道府県が取り組む具体的方策としては、経営コンサルタントの派遣等による事業所の経営改善支援、共同受注窓口を活用した品質向上支援、事業所職員の人材育成のための研修等の実施及び共同受注窓口による事業所が提供する物品等の情報提供体制の構築等に係る事業などが掲げられている。

5 精神科医療等の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

精神科医療を充実させるため、診療報酬の改善を図るとともに、精神障害者に対する各種福祉サービスを拡充すること。

法改正に伴う諸制度の実施に当たっては、地域の実情に応じたものとする。

<現状・課題>

精神疾患は統合失調症やうつ病、認知症など症状が多様であるほか、発症や病状の変化に本人や周囲も気づきにくいといった特徴もある。このため、患者が病状に応じて早期に適切な治療が受けられるよう、精神科だけでなく一般診療科医療機関に加え、保健、福祉等の地域の様々な機関が参画した医療連携体制の構築が必要である。

難治性の精神疾患を有する患者は、入院が長期化しやすい一方で、地域における支援体制の構築を目的とした「難治性精神疾患地域連携体制整備事業」は平成29年度末で終了している。

アウトリーチについては、平成30年度診療報酬改定において、「精神科在宅患者支援管理料」が新設され、一定の評価の充実が図られたが、集中的な支援を必要とする重症患者等に対しては、引き続き24時間往診体制等が要件となっているなど、医療機関の負担が大きい。

精神身体合併症医療については、救命救急入院料を算定する病棟と精神科救急

入院料を算定する病棟間の連携などに関して、診療報酬上の評価が、いまだ十分になされていない。

また、精神保健費等国庫補助金事業のうち、精神科救急医療体制整備事業費について、救急体制維持のために必要な経費に対して、十分な補助がされていない。

依存症については、重度アルコール依存症入院医療管理加算の他、薬物依存症について、通院医療としての依存症集団療法が評価されているが、他の依存症は対象となっていない。また、国は、依存症治療指導者養成研修を実施し、依存症の専門医療機関・専門医を確保することとしているが、各自治体の参加枠は一律数名程度と制限されており、都においては、希望しても受講できない医療従事者が生じている。

認知行動療法については、うつ病等の気分障害や不安障害等の一部が対象となっており、統合失調症など他の疾患は対象とされていないほか、個別の患者に実施すること等の要件がある。

発達障害者への支援については、診断や二次的な障害への対応等において医学的見地での支援が必要だが、精神科医等と連携した相談支援体制が不十分である。

国は、現行の精神保健福祉法に基づく措置入院者等の退院後支援計画の作成等を盛り込んだ退院後支援ガイドラインを発出したが、退院後支援に係る会議や転居時等の個人情報の取扱いについて詳細が示されていない。

また、各自治体の体制確保については、平成29年度から地方交付税により、必要な経費の一部のみ措置されているが、十分ではなく、本ガイドラインを受けた財政支援策も講じられていない。なお、今後、各自治体の実施状況等を踏まえて法改正を検討することとしている。

医療保護入院については、区市町村長同意の手続きを見直すとしているが、家族の範囲や確認方法など、実態に即した運用が必要である。

国は、平成29年3月31日付「災害時における医療体制の構築に係る指針」により、災害拠点病院と類似の機能を有する災害拠点精神科病院を今後整備する必要があるとしているが、災害時における精神科医療体制の構築に向けた財政支援策はDPA Tの携行式の応急用資機材等に限られるなど不十分である。

<具体的要求内容>

- (1) 地域において、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、精神疾患についても、医療連携体制推進事業の補助対象とするなど、計画の実効性が担保されるよう必要な財源措置を講じること。
- (2) 精神科在宅患者支援管理料について、対象疾患を限定することなく、精神疾患患者に継続的な医療が提供されるよう、医療機関の施設基準を緩和すること。
- (3) 難治性の精神疾患患者に対する専門的な治療が普及するよう、都道府県による地域の実情に応じた支援体制の構築に必要な財源措置を講じること。
- (4) 精神身体合併症患者に対する適切で円滑な医療提供体制を一層整備するため、一般診療科と精神科の連携を促進し、患者の受入れに必要な診療報酬の充実を図ること。

- (5) 精神科救急医療の充実のため、待機医師及び看護師等に要する経費等の人的・財政的負担の実情を考慮した上で、十分な財源措置を講じること。
- (6) アルコールや薬物等の依存症対策については、入院・通院医療とも特定の依存症のみを対象とするのではなく、依存症全体を診療報酬の対象とすること。また、「依存症治療指導者養成研修」の受講者については、自治体ごとの人口規模やニーズを踏まえて決定すること。
- (7) 認知行動療法に対する診療報酬について、対象疾患を拡大し、集団を対象とする場合にも認めるなど評価の充実を図ること。
- (8) 発達障害者支援センターへの精神科医の配置など、都道府県等が発達障害者への相談支援体制の充実を図ることができるように必要な財源措置を講じること。
- (9) 精神保健福祉法の改正等に伴う、諸制度の実施に当たっては、各自治体の意見を十分に踏まえるとともに、自治体等の体制整備に必要な財源措置を講じること。
また、現行の精神保健福祉法に基づく退院後支援ガイドラインによる「退院後の精神障害者に対する支援」については、個人情報に真に厳格に取り扱われるような仕組みを構築するとともに、そのための詳細な手順を示すこと。
医療保護入院における区市町村長同意については、患者の人権等に配慮しつつ、実態に即した運用を可能とすること。
- (10) 都道府県が地域の実情を踏まえた災害時の精神科医療体制を構築できるよう、必要な財源措置を講じること。

6 生活・雇用に関するセーフティネットの強化

生活困窮者自立支援制度の充実

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 福祉保健局)

(1) 多様な課題を抱える生活困窮者に対し、地域において総合的な支援が実施できるよう、安定的かつ十分な財源確保を図るとともに、相談支援員等の養成研修については、十分な規模を確保すること。

また、ハローワークが自治体との連携を強化し、生活困窮者に対する実効性のある就労支援を実施すること。

改正後の生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施に当たっては、引き続き地方自治体の意見を十分に取り入れて支援策を講じること。

<現状・課題>

生活困窮者自立支援法に基づき、区市等が実施主体となり、自立相談支援事業などの必須事業に加え、地域の実情に合わせて、就労準備支援、子供の学習・生活支援などの任意事業を実施している。

各事業の補助基準額については、地方自治体の人口規模等に応じて上限が設定されており、各種の任意事業を積極的に取り組む自治体ほど、基準額との乖離が大きくなる構造となっている。また、保護率の割合などにより加算される経過措置については、段階的に縮減し廃止していくとしている。今後、人材養成研修の実施や先行事例の蓄積等により、実施自治体が段階的に増加していく見込みであることから、財源不足が懸念される。さらに、平成30年6月に成立した改正法では、就労準備支援事業及び家計改善支援事業については努力義務とされ、令和4年度までに全国的な実施を目指すこととしているが、必須事業より補助率は低く、全ての自治体において実施体制を整備することは困難である。

人材育成に関しては、自立相談支援事業をはじめ、就労準備支援事業及び家計改善支援事業について、国の従事者養成研修が実施されているが、今後新たに事業に従事する者も含めると、十分な規模とは言えない。また、専門性の向上を図るための現任研修など、従事者に向けた研修が無い。

令和2年度から養成研修の実施主体を都道府県へ移行する方針が示されているが、都道府県が実施すべき研修内容が明確でなく、具体的な内容が示されなければ円滑な実施に支障を来すおそれがある。また、現在示されている国の財政措

置の内容も不十分であり、都道府県の財政負担の増大が懸念される。

生活困窮世帯の子供に対する支援としての子供の学習・生活支援事業は、高校生世代支援や家庭訪問等の取組に加え、令和元年度より、生活習慣・環境改善の取組に対しても加算措置が図られることとなった。一方、生活困窮世帯の子供へのバランスのとれた温かい食事提供などの経費は、補助対象から除外されており、子供が安心して過ごせる居場所機能の充実に取り組む自治体を支援するための財源措置が必要である。

就労訓練事業については、令和元年度から非雇用型の利用者向けの傷害保険加入料等を補助できることとなったが、事業所に対する経済的インセンティブ支援としては不十分であり、生活困窮者を受け入れることが困難となっている。また、改正法では、自治体に対し認定就労訓練事業所の受注の機会の増大を図るように努めることとされたが、その促進に向けた具体的な方策が示されていない。

生活福祉資金貸付制度については、生活困窮者自立支援制度との連携を図るものとしているが、区市町村社会福祉協議会における受付・相談及び貸付後のアフターフォローのための人件費については、経過措置により貸付原資の取崩しによることとされており、安定的な財源確保が課題となっている。

多様な課題を抱える生活困窮者の就労自立を促進するためには、就労準備支援や就労訓練を経た上で、ハローワークの雇用開拓、職業紹介機能を有効に活用し、一般就労を実現していく必要がある。

改正法に基づく事業の実施に当たっては、引き続き実施主体の区市等の意見を十分踏まえるべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 実施主体である区市等において、生活困窮者に対する包括的な支援が実施できるよう、実績に応じた国庫負担・補助基準額の引上げ及び就労準備支援・家計改善支援両事業の補助率引上げを含め、十分な財源確保を図ること。
- (2) 自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の従事者の必要数を踏まえ、必要な養成研修の実施規模を確保するとともに、現任研修も含めて更なる研修体系の充実に努めること。また、都道府県に移行予定の養成研修の実施内容を具体的に示すとともに、研修の実施に必要な財源の確保を図ること。
- (3) 子供の学習・生活支援事業に関しては、地域の実情に応じ効果的な支援が実施できるよう、国庫補助対象範囲を拡大すること。
- (4) 就労訓練事業の実施事業所の確保に向け、自治体による受注の機会の増大も含め、民間事業者の積極的な参入を促進するための具体的な対策を講じること。
- (5) 生活福祉資金貸付制度と生活困窮者自立支援制度との連携を図り、効果的な支援を実施できるよう、区市町村社会福祉協議会の体制整備のための安定的な財源を確保すること。
- (6) ハローワークにおいて、自治体に設置した常設窓口や巡回相談等のワンズ

トップ型の支援を充実させるとともに、自治体との連携を強化し、生活困窮者に対する実効性のある就労支援を実施すること。

- (7) 改正法に基づく事業の実施が円滑に進むように、引き続き実施主体である地方自治体の意見を十分に取り入れるなど、より効果的な支援策を講じること。

(2) 日常生活自立支援事業について、将来にわたり事業実施に必要な財源を確保すること。

(3) 成年後見制度利用促進基本計画の求める地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき機能を整備するために、区市町村に対し十分な財政支援を行うこと。

<現状・課題>

日常生活自立支援事業については、生活困窮者自立相談支援事業等補助金の任意事業に位置付けられているが、今後の認知症高齢者の増加等に伴い、ニーズの拡大が見込まれることから、将来的な財源不足が危惧される。都では、都内全域に専門員を配置しており、事業継続のためには安定した人件費の確保が不可欠である。

成年後見制度については、成年後見制度利用促進基本計画において、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき機能として、ア) 広報機能、イ) 相談機能、ウ) 成年後見制度利用促進機能、エ) 後見人支援機能の4つの機能の整備を求めている。国は、平成30年度より中核機関の設置運営に要する費用について一部地方交付税措置しているが、4つの機能を担う運営には不十分である。

<具体的要求内容>

- (1) 日常生活自立支援事業の今後の利用実績の増加を見据え、人件費等将来にわたり事業実施に必要な財源を確保すること。
- (2) 成年後見制度について、成年後見制度利用促進基本計画の求める地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき機能の整備に取り組む区市町村に対し、安定的かつ十分な財政支援を行うこと。

参 考

○都内区市の任意事業の実施状況（国庫負担・補助金協議時点）

区分	就労準備 支援事業	一時生活 支援事業	家計改善支 援事業	子供の学習 ・生活支援 事業	その他 事業
27年度	20	5	13	27	2
28年度	26	8	23	39	3
29年度	30	9	30	46	3
30年度	34	10	35	47	3
実施率	69.4%	20.4%	71.4%	95.9%	6.1%

○平成30年度の都内区市の超過負担の状況（国庫負担・補助金協議時点）

区分	自立相談支援事業	学習・生活支援事業
所要額が基準額を超える区市	3区3市	4区1市
平均超過率	6.6%	52.7%

○生活困窮者自立支援制度人材養成研修修了者数と事業従事者数の状況（東京都内）

区分	自立相談支援事業				就労準備 支援事業	家計改善 支援事業
	主任相談 支援員	相談 支援員	就労 支援員	計		
平成26年度修了者	11人	11人	11人	33人	—	—
平成27年度修了者	11人	11人	11人	33人	12人	20人
平成28年度修了者	23人	28人	17人	68人	10人	12人
平成29年度修了者	16人	28人	14人	58人	11人	16人
平成30年度修了者	15人	29人	10人	54人	19人	29人
修了者累計（都内）	76人	107人	63人	246人	52人	77人
事業従事者（都内）	72人	239人	143人	373人	131人	103人
うち専従	30人	75人	32人	166人	40人	16人
うち兼務	42人	164人	111人	207人	91人	87人

※研修修了者数は、修了後の異動、退職等を含む。

※事業従事者数は、平成30年9月末時点。なお、自立相談支援事業については、主任相談支援員と相談支援員との兼務等もあるため、各支援員の人数と合計は一致しない。

○居場所機能等の充実に関する都内区市の検討状況

	実施したい	検討中
区	4	12
市	2	7
合計	6	19

(平成28年2月調査)

○就労訓練事業等の認知度、就労訓練事業の認定取得意向

就労訓練事業等の認知度	構成比	就労訓練事業の認定取得意向	構成比
就労準備支援事業及び就労訓練事業の両方について知っている	18.4%	認定を取得する意向あり	3.0%
就労準備支援事業についてのみ知っている	2.9%	類似事業を実施するが、認定は取得しない予定	0.8%
就労訓練事業のみ知っている	3.9%	事業(類似事業を含む)は、実施しない予定	47.4%
就労準備支援事業も就労訓練事業も、ともによく知らない	74.0%	検討中/わからない	47.0%
無回答	0.8%	無回答	1.8%
合計	100%	合計	100%

出典：「就労準備支援事業及び就労訓練事業(中間的就労)に関するアンケート調査等報告書」(平成26年12月東京都福祉保健局)。アンケート回答数1,079社/4,000社

○総合支援資金にかかる都内区市町村社会福祉協議会の人員体制
(平成29年度と平成30年度の比較)

区分	平成29年度	平成30年度
人員体制	62名	62名
国の予算措置状況	平成27年度補正予算等による貸付原資の取崩しで対応。	平成30年度追加協議による貸付原資の取崩しで対応。

○都内自治体のハローワーク常設窓口、巡回相談、就職支援ナビゲーターの状況

区分	区	市	合計
自治体常設窓口	19カ所	4カ所	23カ所
巡回相談	20カ所	17カ所	37カ所
就職支援ナビゲーター	106人	44人	150人

※就職支援ナビゲーターは、ハローワークと自治体常設窓口を合わせた人数
(平成30年12月末時点)

○都内認知症高齢者数

区分	平成 28 年 (2016 年)	令和 7 年 推計 (2025 年 推計)
認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ	約 11 万人	約 14 万人
認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上	約 31 万人	約 42 万人
計	約 41 万人	約 56 万人

出典：東京都福祉保健局高齢社会対策部「認知症高齢者数等の分布調査」（平成 29 年 3 月）

○都内の日常生活自立支援事業の利用実績

年度	契約件数	相談件数
平成 23 年度	2, 8 6 6 (8 2 7)	1 6 5, 7 1 5
平成 24 年度	3, 0 5 5 (9 0 9)	1 7 9, 1 1 9
平成 25 年度	3, 1 5 3 (9 8 4)	1 7 4, 3 7 1
平成 26 年度	3, 3 7 3 (1, 1 6 4)	1 8 3, 4 3 2
平成 27 年度	3, 5 2 7 (1, 3 2 3)	1 8 5, 1 6 9
平成 28 年度	3, 5 1 5 (1, 3 6 5)	1 9 7, 2 7 2
平成 29 年度	3, 6 0 8 (1, 4 2 9)	2 0 5, 0 9 0
平成 30 年度	3, 7 5 3 (1, 5 2 1)	2 1 4, 3 9 3

※契約件数の（ ）内は生活保護受給者で内数

○都内の成年後見制度利用者数

後見	保佐	補助	任意後見	合計
19,863 人	3,989 人	1,225 人	486 人	25,563 人

出典：東京家庭裁判所提供資料（平成 30 年 6 月 8 日時点）

○都内の成年後見制度推進機関の設置自治体数（平成 30 年度末時点）

成年後見制度推進機関の設置自治体	49 区市（内訳：23 区、26 市）
------------------	---------------------

7 保健医療施策の推進

1 医師確保対策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

現下の医師不足の状況に対して、不足が顕著な産科、小児科、救急医療、へき地医療等の医師の早急な確保について、より実効性のある対策を国の責任において講じるとともに、医師養成課程における研修の質を担保するため、適切な制度運用を図ること。

<現状・課題>

全国的に医師不足が続く中、都内においても依然として、小児・周産期・救急・へき地医療など、特定の診療科や地域で医師の確保が困難な状況にある。

国は、平成20年度から医学部入学定員増を臨時的に認めているが、医師の養成には時間を要するため、併せて今ある危機に対し即効性のある対策も重層的に講じる必要がある。

国は、平成30年度に医療法の改正を行い、都道府県が医師確保計画を策定することとし、新たに医師偏在指標に基づく医師多数・少数三次医療圏を設定した。しかし、指標は医師の総量的な偏在状況を相対的に示しているものに過ぎず、地域の実情を十分に表すものとなっていない。また、医師多数とされた都道府県においては専攻医の定員数が制限されようとするなど、医師確保に柔軟に取り組むことができない。

医師の偏在対策は全国的な課題であるとともに、地域の医療提供体制の確保も視野に入れながら進めていくべきものであり、国において長期的な視点を持ちつつ、主体的に実効性のある医師確保対策を講じる必要がある。

新たな専門医制度は、平成30年度に改正された医師法により国及び都道府県の役割が明確化されたが、制度開始後も国が全国的な影響や研修の質を検証し、(一社)日本専門医機構に直接働きかけを行うなど、主体的に関与する必要がある。

現在、医師の地域偏在是正の視点から、専攻医の都市部への集中が問題視され、専攻医採用数について、令和2年度から新たな算定方法によるシーリングの導入が検討されている。新たなシーリングの実施によって、都市部の専攻医の定員が過度に制限された場合には、地域の医療提供体制に大きな影響を与えることにもつながりかねず、また、専攻医が希望する質の高い研修の機会が奪われるおそれがあり、制度本来の目的と乖離した仕組みとなってしまう懸念が大きなものとなっている。

専門医の質の向上という制度本来の目的に鑑み、症例が豊富で研修の体制も整った都市部の病院の機能を評価し、研修の質が損なわれることがないように十分に考慮するとともに、現状の地域医療提供体制に深刻な影響を及ぼすことがないよ

うに配慮した制度とすることが必要である。

国は、平成27年度の医師臨床研修制度の見直しから、研修希望者に対する募集定員の割合を縮小してきているが、都内の臨床研修病院では高度先進医療に加え、都内外の医師派遣や急性期患者の受入れなどを行っており、募集定員の算定に当たって、このような実態が評価される必要がある。また、募集定員倍率については、今後、令和7年度までに1.05倍となるよう更に段階的に圧縮していくとしているが、これ以上の圧縮は、研修医の選択の過度な制約となるとともに、臨床研修病院間の競争が行われず研修の質が担保出来なくなることにつながるおそれがある。国は、医師法改正により、臨床研修病院の指定や定員の設定の権限を都道府県に移譲するとしているが、そのために必要な財源は国の責任において措置する必要がある。

国は、地域の医師確保など、地域医療の課題解決のため、平成26年度からは、医師をはじめ医療従事者の確保・養成も地域医療介護総合確保基金の支援対象とした。また、医療法を改正し、地域医療支援センター及び医療勤務環境改善支援センターの法的な位置づけ、各職種の業務範囲や業務の実施体制の見直しなどを行った。しかし、都道府県における対策には限界があり、医師の養成、医師法等を所管する国の責任において、医師確保対策の更なる充実を図る必要がある。

さらに、疾病予防をはじめとする地域保健の推進はもとより、災害時や新型インフルエンザ等への健康危機管理の対応に当たっては、保健所が重要な役割を果たしており、その機能を十分に発揮するためには、公衆衛生医師の確保が必要である。

<具体的要求内容>

(1) 産科、小児科、救急医療、へき地医療などの医師の確保について、実効性のある措置を緊急に講じること。

① 医師の偏在対策において、国は、都道府県間の相対的な比較ではなく、地域の実情を踏まえた上で診療科別・地域別の必要数を示すとともに、医師多数とされた都道府県についても、医師確保に柔軟に取り組むことができるようにすること。

また、医師の地域偏在及び診療科偏在対策については、現状の地域医療提供体制の確保に配慮しながら、長期的なビジョンを持ちつつ国が主体的な取組を行うこと。

② へき地等勤務医師の安定的な確保や在宅医療を推進するため、新たな専門医制度とも対応させた医師キャリアシステムの構築を図るとともに、へき地等派遣医師に対する特別な手当を創設すること。

(2) 新たな専門医制度については、医師の地域偏在及び診療科偏在是正の観点からの取組を過度に推し進めることなく、制度本来の目的を鑑み、専攻医が希望する質の高い研修を受けられるようにするとともに、地域の医療提供体制に深刻な影響を与えないよう、適切に運用すること。

また、国が責任をもって地域医療への影響や研修の質等の検証を行い、(一社)日本専門医機構に対し必要な働きかけを行うこと。

(3) 都道府県別の初期臨床研修の募集定員を算定するに当たっては、都内外の

医師派遣や急性期患者の流入状況を反映させること。また、研修の質等を担保するため、これ以上の募集定員倍率の圧縮は実施しないこと。権限移譲により都道府県に役割を求める際には、必要な財源を措置すること。

- (4) 公衆衛生医師の安定的な確保に向けて、医師養成等において保健所での研修を改めて必修にすることや、医学生や研修医が公衆衛生分野に関心を持つ機会を提供するなど、公衆衛生分野の職務を理解する機会をより一層提供すること。

2 看護職員確保対策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) 「看護職員需給推計」は、都道府県の実効性ある看護職員確保対策に資するものとする。
- (2) 都道府県が地域の実情に応じて実施する看護職員の養成・定着・再就業対策に対して十分な財源を確保すること。
- (3) 令和4年からの教育カリキュラムを踏まえた学校・養成所の支援や離職者支援を充実強化すること。

<現状・課題>

高齢化の進展などにより、増大する医療ニーズに対応するためには、看護職員の確保に関する取組を一層進めていくことが必要である。特に、地域包括ケアシステムを推進するためには、医療機関だけではなく、訪問介護の人材確保は重要である。

都は、養成・定着・再就業を柱とする総合的な看護職員確保対策等を展開している。看護職員の需給推計については、ようやく実施されたところであるが、国が示した推計ツールでは、病院、訪問看護事業所等施設類型別の供給数が算定できず、充足状況が把握できないため、都道府県が看護職員確保対策に取り組む上で有効なものとなっていない。また、看護師等の確保の促進のために必要な財政上の措置は国の責務であるが、都において地域医療介護総合確保基金で支弁されている額は極めて不十分なものである。

現在、国において令和4年からの教育カリキュラム改正が検討されているが、学校・養成所が円滑に新カリキュラムへ移行するためには、施設整備や実習先の確保、教員確保等の課題がある。

さらに、看護師等免許保持者の届出制度は、離職者の再就業対策に有効なものであるが、届出件数の伸び悩みに加え、届出者が就業に関する状況を更新していないことがあり、効果的な支援に結びつきにくい。一層の周知を図るとともに、届出者の負担を減らす取組が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 都道府県が、看護職員が特に不足すると見込まれる施設等に対し効果的に看護人材確保対策を講じることができるよう、看護職員の供給数について、施設類型別の推計値を都道府県に提示すること。
- (2) 地域医療介護総合確保基金については、看護職員の養成・定着・再就業を図るため、訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施、看護職員等の確保のための事業、勤務環境改善や再就業促進の取組への支援等、都道府県が行う取組に必要な財源について確実に措置すること。
- (3) 学校・養成所が新カリキュラムに対応するために必要な実習室の整備や実習先の確保について支援を図ること。
- (4) 看護教員研修については、看護専任教員の確保及び看護教育の充実強化を図るため、対面式のきめ細かい研修体制を整備できるよう、国が責任を持って支援を図ること。また、カリキュラム運営の要を担う教務主任を養成する研修体制について、国が責任を持って整備すること。
- (5) 離職時等の届出制度を活用した看護師等への復職支援の強化が図れるよう、離職時に次の就業先が決まっている場合でも届出が必要であることを周知徹底すること。また、病院等の就業先による代行届出の範囲を広げ、離職時だけでなく、再就業したときも代行届出を可能とすること。

3 医療従事者の勤務環境改善

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

医療従事者の勤務環境改善、とりわけ医師の労働時間短縮は喫緊の課題である。国は、医療従事者の負担軽減に向けた取組を進めるとともに、医師の時間外労働の上限規制適用に向けて、総合的な対策を講じること。

<現状・課題>

質の高い医療提供体制を構築するためには、勤務環境の改善を通じ、医療従事者が健康で安心して働くことができる環境整備を促進することが重要である。

平成31年4月に働き方改革関連法が施行され、医療機関においてもこれまでに以上に勤務環境の改善に取り組むことが必要とされている。他職種よりも長時間労働の実態となっている医師については、令和6年に適用される時間外労働の上限水準を原則年960時間とし、地域医療提供体制確保の観点から必須の機能を果たすためにやむを得ず上限水準を超える場合は、年1860時間を上限とする特例水準が適用されることとなった。また、一定期間集中的に技能向上のための診療が必要な医師についても、研修プログラム等において想定される最大時間数を上限とする特例水準が適用されることとなった。

都はこれまで医療勤務環境改善支援センターを中心に、医業経営及び労務管理

の専門アドバイザーによる改善計画策定支援や病院管理者の意識改革のための啓発事業などを実施してきたが、今後は医師の時間外労働の上限規制適用までに、特例水準を適用する医療機関を特定する必要がある。そのため、医療勤務環境改善支援センターが個々の医療機関の勤務環境の実態を把握することが求められている。

医療勤務環境改善支援センターは、本来、医療機関の勤務環境改善への自主的な取組を支援する目的で設置されており、労働関連法規への違反に係る指導監督権限を持たないことから、法令違反が疑われる場合の対応等について、監督機関との役割分担や連携の方法・手順、根拠規定等の明確化が必要である。

国が実施した医師の勤務実態の検証結果によれば、全国の約1割の医師が1860時間を超える時間外労働を行っている状況にあり、国は、令和6年までに連続勤務時間制限や勤務間インターバルの徹底、自己研鑽の取扱いや宿日直の再定義等により、時間外労働1860時間を超える医師をゼロにしているが、医療機関がこれらの取組を確実に実行できるよう支援が必要である。

地域医療提供体制確保のための特例水準を適用する医療機関の特定に当たっては、都内には救命救急センターをはじめとする高度な医療機能等が集中し、特例水準が適用される医療機関が多数となることを見込まれることから、それらの医療機関の勤務環境改善が促進されるよう、十分な支援を行うことが必要である。

医師をはじめとする医療従事者の働き方改革は、医療機関におけるタスク・シフティングやチーム医療の推進、働きやすい環境づくりなどの組織的な取組の促進策に加え、制度面の改善、財政的な措置、上手な医療のかかり方の周知など、全体的な取組が必要であり、国が主体となってこれらの取組を推進する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 都道府県の医療勤務環境改善支援センターが医療機関への実効ある支援を行えるよう必要な施策を講じること。
 - ① 医療機関における労働関連法規に違反する事案への対応は、労働法規を所管する行政機関が中心となって対応することを明確にするとともに、法令違反が疑われる事案を把握した場合の関係機関の役割分担、連携方法等についても明確にすること。
 - ② 医療勤務環境改善支援センターに新たな役割を担わせる場合には、現状の体制や各都道府県の地域特性を十分に考慮した上で、業務手順を示すとともに適切な準備期間を設けること。
 - ③ 医療勤務環境改善支援センターがより実効性のある業務を遂行するため、人員確保も含めたセンターの機能強化の支援と必要な財政措置を行うこと。
- (2) 医師の時間外労働の特例水準の適用等に当たっては、対象となる医療機関への支援も含め適切な運用を行うこと。
 - ① 医療機関の労働時間管理の取組状況や時間外労働の実態に関する調査については、個々の医療機関の実情が適切に把握できるものとするともに、調査結果は速やかに都道府県へ情報提供すること。
 - ② 大学病院や救命救急センター機能を有する病院等の年間時間外労働時間

数が1860時間を超える医師が在籍する医療機関に対しては、速やかに国が重点的な支援を行うこと。

- ③ 地域医療提供体制確保のための特例水準を適用する医療機関の特定に当たっては、国と都道府県との意見交換の機会を設けること。
 - ④ 集中的技能向上水準については、研修プログラム等で想定される最大時間数を上限時間とするだけでなく、個々の医師の研修の進捗状況等に応じて柔軟に対応できる制度とすること。
 - ⑤ 特例水準を適用する医療機関については、地域に必要な医療機能の確保とともに、働き方改革に伴う医療機関の経営への影響も考慮しつつ、実効性のある支援を行うこと。
- (3) 労働時間短縮・勤務環境改善等のための全体的な取組を推進すること。
- ① 各職種が専門性を発揮し、業務を分担しつつ連携・協働することで、医師の負担軽減を図り、安全・安心・良質な医療を効率的に提供するチーム医療を支援する施策を推進すること。
 - ② タスク・シフティング等の推進のために、看護師等の専門性向上に資する教育の充実や、医師事務作業補助者及び看護補助者の配置等に係る診療報酬改定の評価・検証等を行うこと。
 - ③ 女性医師をはじめとした医療従事者が、仕事と家庭を両立できる多様な働き方ができ、働きやすい勤務環境づくりを進め、また、離職者の復職支援を進めるため実効性の高い取組を具体的に示すこと。
 - ④ 医師の働き方改革を進めるに当たっては、チーム医療への理解や上手な医療のかかり方の周知等の取組についても一体的に推進すること。

4 患者中心の医療・医療機関のICT活用推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

情報通信技術を活用した広範な地域での連携・協力を可能とするため、既存の地域医療連携ネットワークの取組と整合を図った上で、全国的な統一性をもった基盤整備を推進すること。

<現状・課題>

厚生労働省は、地域医療介護総合確保基金を活用した地域医療連携ネットワークの構築支援や地域の医療介護関係者の情報共有の支援を実施するとともに、今年度、医療情報化支援基金を創設し、電子カルテの導入を支援することとしており、また、全国的な保健医療情報ネットワークの令和2年度からの本格稼働を目指すとしているが、ネットワークの構築に当たっては、既存の地域医療連携ネットワークの取組等と整合を図り、多くの医療機関・関係機関が共通で使用できる仕組みとする必要がある。

<具体的要求内容>

I C Tを活用した広範な地域での連携・協力を推進するため、地域医療介護総合確保基金について、十分な財源を確保するとともに、既存の地域医療連携ネットワークとの整合を図った上で全国的な統一性をもった基盤整備を進めること。

5 外国人患者への医療提供体制等の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) 外国人が症状に応じて安心して医療機関を受診できるよう、外国人患者への医療情報提供及び医療提供体制を充実すること。
- (2) 地域の実情に応じた外国人患者の受入体制整備が進むよう、国の責任において必要かつ十分な財政措置を行うこと。
- (3) 全国的な仕組みを作る場合は、地方自治体等の意見を踏まえるとともに、基本的な制度設計を行った上で取組を進めること。

<現状・課題>

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や外国人材の受入れに関する新たな在留資格の創設により、外国人旅行者、在留外国人はますます増加することが予想され、国は、平成30年6月に「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」、12月には「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめ、外国人患者への医療提供に関する取組を推進している。

外国人患者への対応に当たっては、言語や宗教・文化、医療制度の違い等により、様々な体制の整備や配慮が求められるほか、未収金等のトラブルのリスクもあり、医療機関における受入れへの準備が必要となる。

外国人患者は軽症でも大病院を受診する事例が多いことから、地域の医療機関・関係機関が連携し、症状に応じて外国人患者を受け入れる地域の実情に応じた仕組みづくりが必要である。

また、外国人旅行者は都道府県を越え広域的に移動することも多いため、外国人患者の未収金対応、医療通訳の育成・確保、海外への適切な情報発信等を国の責任において実施するとともに、地域の実情に応じた外国人患者受入体制の整備に対する支援を充実する必要がある。

なお、国は、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」など都道府県が実施主体となる取組を新たに実施しているが、拠点的な医療機関の役割や位置付けを明確にすることなく都道府県に選出を委ねており、都道府県間で取組に差が生じるなど混乱を来すことが懸念される。

<具体的要求内容>

- (1) 外国人が症状に応じ安心して医療機関を受診できるよう、国の責任において、日本の医療制度や外国人旅行者向け旅行保険の周知等、医療情報提供の充実に向けた取組を進めるとともに、医療機関の未収金対応や医療通訳の育成・確保の取組を推進すること。
- (2) 地域の実情に応じた外国人患者受入体制の整備に対し、十分な財政措置を講じること。
- (3) 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」などの全国的な仕組みを作る場合は、地方自治体等の意見を踏まえるとともに、国において基本的な制度設計を行った上で取組を進めること。

6 病床確保の推進

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) 基準病床数制度について、都道府県が地域の医療ニーズを反映できるような仕組みとすること。
- (2) 慢性期や在宅医療等の医療提供体制の着実な整備を担保するため、療養病床から介護医療院等への円滑な転換を進めるなど、総合的な施策展開を図るとともに、医療療養病床が介護保険施設等以外に転換できるように、財政措置等の支援策を充実すること。

<現状・課題>

現行の基準病床数制度においては、特定機能病院等の高度医療を提供する病院が集積し、全国各地から患者が流入している都市部の状況等を病床数の算定に考慮することができないため、基準病床数が地域の医療ニーズを十分に反映したものとなっていない。

また、地域医療構想における将来の病床数の必要量は、療養病棟入院基本料の医療区分Ⅰの7割を在宅医療等に移行することを前提とした推計値であるが、基準病床数の算定においても、在宅療養等に対応可能な数については、地域医療構想との整合を図るため同様の考え方となっている。しかし、医療区分Ⅰの患者の7割が必ずしも在宅医療等に移行できるとは限らないため、療養病床からの移行については、医療資源や区市町村等における体制整備の状況など地域の実情を踏まえて検討すべきである。

令和12年には、都民のおよそ4人に1人が高齢者になると推計されており、急速な高齢化の進展に対応していくためには、急性期から、回復期、慢性期、在宅療養に至るまで切れ目のない医療提供体制の整備が不可欠である。

療養病床が提供してきた機能を担う新たな選択肢として、地域包括ケア強化法による介護保険法の改正により介護医療院が創設されたが、医療療養病床が介護医療院や別の機能を有する病床等の希望する形態へ円滑に移行し、必要な機能やサービスを提供するためには、財政措置等の支援が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 基準病床数制度について、都外からの患者流入などの要素を考慮し、地域医療の実情を十分に反映したものとなるよう算定方式を見直すこと。
- (2) 急速な高齢化の進展を踏まえ、受け皿となる慢性期や在宅医療等の医療提供体制の着実な整備を担保するため、療養病床から介護医療院等への円滑な転換の促進を含め、総合的な施策展開を図るとともに、地域の実情に応じて医療療養病床が介護保険施設以外の病床等へ転換できるよう、財政措置等の支援策を充実すること。

7 地域の実情に応じた病床の機能分化・連携の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) 令和7年に向けて、都道府県が地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を円滑に推進するため、地域の実情に応じた事業を実施できるよう、十分な財政措置を図るとともに、地域医療介護総合確保基金の柔軟な運用を認めること。
- (2) 地域医療構想策定後も、医療機関の整備等による医療需要や供給の変化を適切に反映し、将来の病床数の必要量等の見直しを行えるようにすること。
- (3) 将来の医療提供体制をきめ細かく検討していくため、必要なデータを活用しやすい形で区市町村別に提供すること。
- (4) 病床機能報告制度の改善を図ること。
- (5) 地域医療構想調整会議での検討内容及び方法について、新たな役割を付与する場合には、地域の実情に応じて運営できるようにすること。

<現状・課題>

平成26年度の医療法改正により、都道府県は、令和7年の医療需要と目指す

べき医療提供体制、その実現のための施策を盛り込んだ地域医療構想を策定することとなった。

地域医療構想策定後は、令和7年に向けて、都道府県が地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を円滑かつ着実に推進していく必要がある。国は、地域の実情や病床機能分化・連携の進捗状況、在宅医療等の整備状況を踏まえた柔軟な対応が可能となるよう、地域医療介護総合確保基金を設置しているところであるが、一層の財政措置が必要である。特に、医療分野においては、「1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」、「2 居宅等における医療の提供に関する事業」、「3 医療従事者の確保に関する事業」の3区分に基金が交付されているものの、「1」に重点配分されている。また、区分間の経費の流用は認められておらず、状況に応じた柔軟な運用ができない。

地域医療構想に記載する将来の病床数の必要量等は、策定時点での推計値であり、今後の医療機関の整備や入院受療率の動向等により医療需要や供給は変化するものであることから、今回の推計値を令和7年まで据え置きとするのではなく、適切な時期に見直しを行うことが必要である。

さらに、将来の病床数や在宅医療等の必要量を推計するためのデータは二次医療圏ごとに提供されているが、きめ細かく将来の医療提供体制を検討していくため、区市町村単位でも需要や供給の状況を把握することが必要である。加えて、国が提供するデータはナショナルデータベースを元に作成されているため、活用に際しての制限が多い。

現在、地域医療構想調整会議において、医療機関の自主的な病床の機能分化・連携を進めるための検討を行っているが、より実効性のある議論を進めるためには、現状の病床実態を把握し、将来の病床必要量と比較することが重要である。国は、議論活性化の観点から平成30年8月に各都道府県へ地域の実情に応じた定量的な基準の導入について通知したところである。しかしながら、より一層、議論を深化させるためには、県外からの患者の流出入による影響や他県比較を考慮した検討が可能となるよう、病床機能報告制度の改善が必要である。

また、地域医療構想調整会議の設置から2年が経過し、地域の課題について具体的な議論が行われている中で、地域医療構想調整会議の役割が通知等により随時追加されることにより、一つ一つの課題に対して十分な議論を尽くすことができなくなるおそれがある。会議運営は地域の実情に応じて柔軟に行えるものとし、円滑に会議を開催できるようにする必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 令和7年に向けて、都道府県が地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を円滑に推進するため、地域の実情に応じて必要な事業を実施できるよう、十分な財政措置を行うこと。特に地域医療構想の達成には在宅医療の推進や人材確保が不可欠であり、地域医療介護総合確保基金において、この2区分への十分な配分を行うとともに、区分間の流用など、都道府県の裁量による弾力的な活用を認めること。
- (2) 地域医療構想の令和7年時点の病床数の必要量等については、医療需要や供給の状況が変化した場合には、その変化を反映した適切な見直しを行える

- ようにすること。また、見直しに当たっては、必要なデータを提供するとともに、都道府県間における流出入を踏まえた調整が行えるようにすること。
- (3) 将来の医療提供体制をきめ細かく検討していくため、病床の必要量等を推計するためのデータ等を区市町村別に提供するとともに、都道府県が活用しやすい形で提供すること。
 - (4) 医療機関の自主的な病床の機能分化・連携に関する検討に活用できるよう、病床機能報告制度の改善を図ること。
 - (5) 地域医療構想調整会議に新たな役割を付与する場合には、地域の実情に応じて柔軟に運営できるようにすること。

8 地域医療連携の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) 入退院支援に係る診療報酬について、改定の評価・検証を行うこと。
- (2) 中小病院が担っている地域医療における役割を踏まえ、地域の実情に応じた医療が提供できる診療報酬とすること。
- (3) 地域の医療機関が実情に応じ、複数の医療機関による共同運行や看護師等が同乗して処置を行うなど、病院救急車による患者搬送を柔軟に実施できるよう、診療報酬算定の要件緩和などの改善を図ること。

<現状・課題>

急性期から回復期、在宅療養に至るまで切れ目のない連携を推進するためには、入院医療機関において入退院・転院を円滑に行うことが重要である。

平成30年度の診療報酬改定においては、入院前からの支援を行った場合の評価の新設や、退院時共同指導料の評価対象が社会福祉士等に拡大されるとともに、前回診療報酬改定の影響により、算定が大幅に減となった地域連携診療加算についても算定要件が見直されるなど、入退院支援に関する評価が充実された。

また、地域包括ケアシステムの構築に向け、都内病院の多数を占める中小病院の役割は、ますます重要となっている。平成30年度診療報酬改定では、地域包括ケア病棟入院料の評価が見直されたが、中小病院が急性期から慢性期まで地域医療ニーズに柔軟に対応し、地域医療を支えることができるよう、地域の実情を踏まえ、診療報酬の評価・検証を行う必要がある。

さらに、緊急度の低い医療機関間の転院搬送や在宅療養患者の一時的な病院搬送に当たっては、病院救急車を有効に活用することも求められる。しかし、「救急

搬送診療料」は、医療機関が自己所有する救急用の自動車等で患者を保険医療機関に搬送する際、診療上の必要から医師が同乗して診察を行った場合に算定することとなっており、複数の医療機関で共同で利用する場合や看護師等が同乗して処置を行った場合は算定できないなど、地域において患者搬送用車両の活用を促進する上で、十分なものとは言えない。

<具体的要求内容>

- (1) 入退院支援の積極的な取組や入退院支援を担う人材の確保を推進するため、診療報酬改定の評価・検証を行うこと。
- (2) 中小病院が担っている地域医療における役割を踏まえ、地域の実情に応じた医療が提供できるよう、診療報酬改定の評価・検証を行うこと。
- (3) 地域の医療機関が実情に応じ、複数の医療機関による共同運行や看護師等が同乗して処置を行うなど、病院救急車による患者搬送を柔軟に実施できるよう、診療報酬算定の要件緩和などの改善を図ること。

9 在宅療養の基盤強化

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) 地域の実情に応じて在宅療養の推進に取り組めるよう、地域医療介護総合確保基金については、十分な財源を確保するとともに、効果的に活用できる仕組みとすること。
- (2) 在宅医療に係る診療報酬について、改定の評価・検証を行うこと。
- (3) ICTを活用した医療・介護関係者の情報共有を促進するための効果的な取組を行うこと。

<現状・課題>

高齢化が急速に進展する中、在宅療養体制の整備は喫緊の課題であり、その推進のためには、住民に身近な保健・医療・福祉サービスを担う区市町村が主体となり、事業者や医師会等との協働体制の下、多職種が連携し、医療・介護サービスを切れ目なく提供する仕組みを構築することが重要である。

都は、東京都保健医療計画に基づき、区市町村の主体的な取組の支援、24時間安心な在宅療養体制の整備、在宅療養に関わる人材の育成・確保、暮らしの場における看取りの推進、在宅療養に関する情報等の都民への普及啓発など、様々な取組を進めている。

地域医療介護総合確保基金では、居宅等における医療の提供に関する事業が対象事業の一つとされているが、施設整備等に関する事業に重点配分され経費の流

用は認められておらず、また、対象外となる取組があるなど、地域の実情に応じた取組ができるような仕組みになっていない。

平成30年度の診療報酬改定では、複数の医療機関による訪問診療が可能となる見直しや、在宅療養支援診療所以外の診療所に対する評価の拡充など、質の高い在宅医療の確保に向けた充実が図られたところであるが、医療機関の実態を反映したものになっているか、改定の評価・検証を行うとともに、必要に応じて改善を図ることが必要である。

国は、「全国的な保健医療情報ネットワーク」の構築に取り組んでおり、介護保険関連情報についても共有できるよう検討を進めているが、地域においてはICTを活用した医療・介護関係者の情報共有や地域医療連携ネットワークの構築が進められており、こうした地域の取組との整合を図るとともに、地域における取組が促進されるよう、支援していく必要がある。

また、個人情報保護等のセキュリティ対策が必要であるが、BYODに関しては、地域の取組状況を踏まえた対応が必要となる。

<具体的要求内容>

- (1) 地域の実情に応じて在宅療養の推進に取り組めるよう、地域医療介護総合確保基金については、十分な財源を確保するとともに、対象となる事業を広く認めるなど、効果的に活用できる仕組みとすること。
- (2) 質の高い在宅医療の推進に向け、診療報酬改定の評価・検証を行うこと。
- (3) 「全国的な保健医療情報ネットワーク」の構築に当たっては、地域におけるICTを活用した医療・介護関係者の情報共有の取組との整合を図ること。また、地域における取組が促進されるよう、十分な財政措置を講じるとともに、セキュリティ対策に関しては地域の実情に応じた取組を行うこと。

10 がん対策の充実

(1) がん予防対策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」において、国の指針で定める検診間隔を踏まえた上で、乳がん・子宮頸がんのクーポン券配布対象者を拡大すること。
- (2) 「がん対策推進基本計画（第三期）」において新たに設定された精密検査受診率90パーセントの目標に向け、精密検査受診の重要性を国民へ普及啓発するとともに、区市町村に対し効果的な取組事例を紹介する等の支援をすること。
- (3) 職域におけるがん検診について、実施状況を把握するとともに、質の向上を図るため、精度管理・事業評価ができるような仕組みを構築すること。
- (4) 乳がん検診の精度管理を維持するために、検診従事者に対する研修事業を再開し、十分な財政措置を講じること。
- (5) 胃内視鏡検診の実施体制整備及び精度管理のため、検診従事者に対する研修事業を継続して実施するとともに、十分な財政措置を講じること。

<現状・課題>

国は、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」において、平成29年度から乳がん検診・子宮頸がん検診のクーポン配布対象を、初年度の受診対象者に限定した。国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」では、乳がん検診・子宮頸がん検診においては、隔年での受診を定めている。検診は定期的な受診が大切であることから、その後の受診を促進するため、初年度以外にも対象を拡大する必要がある。

国の「がん対策推進基本計画（第三期）」において、精密検査受診率の目標値90パーセントが新たに設定された。そのため、都は平成30年度より、区市町村における要精検者の精密検査受診結果の把握を推進し、精密検査受診率を向上させる目的から、都内における精密検査結果報告書の標準様式の

作成等の取組を進めている。しかし、精密検査受診の重要性に関する国民の理解については十分とは言えず、精密検査の受診率を向上させるためには、国民の正しい理解を促すことが必要である。

職域におけるがん検診については、検診全体に占める割合が高いにもかかわらず、制度上の位置付けが明確でないため、実施状況の正確な把握や精度管理が十分でない。国は、平成30年3月に「職域におけるがん検診に関するマニュアル」を作成したが、実施状況の把握や検診受診から精密検査までの結果把握が行われるような仕組みの構築は講じられていない。

乳がん検診については、平成28年度からマンモグラフィ検診に携わる読影医師等従事者研修の補助事業が廃止された。乳がん検診の精度管理を維持するためには、新規従事者を養成するとともに、経験の少ない従事者の更なる技術の向上を図る必要がある。

さらに、平成28年度から胃内視鏡検診従事者研修の補助事業が開始されたが、重篤な偶発症に適切に対応できる体制整備及び精度管理を図るためには、今後も継続的な研修の実施が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」における乳がん検診・子宮頸がん検診のクーポン券の配布について、定期的な受診を促すため、国の指針で定める検診間隔を踏まえた上で、配布対象者を拡大すること。
- (2) 「がん対策推進基本計画（第三期）」において新たに設定された精密検査受診率90パーセントの目標達成に向け、精密検査受診の重要性を国民へ普及啓発するとともに、目標達成に向けた効果的な取組事例を紹介する等自治体への支援を実施すること。
- (3) 職域におけるがん検診について、実施状況の正確な把握を行うとともに、企業や健康保険組合等が、従業員にとって受診しやすい環境整備や、検診受診から精密検査までの結果把握が行えるような仕組みを構築すること。
- (4) 乳がん検診の精度管理を維持するため、マンモグラフィ検診に携わる読影医師等に対する研修事業を再開し、十分な財政措置を講じること。
- (5) 胃内視鏡検診の実施体制整備及び精度管理のため、今後も継続して検診従事者に対する研修事業を実施するとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) がん医療体制の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) 高度型を含めたがん診療連携拠点病院の指定について、都の取組や人口、がん患者数、患者の受療動向等の地域の実情を踏まえ、指定要件を満たす病院を指定すること。また、指定要件の見直しに当たっては、適切な財源措置等を行うこと。
- (2) 地域医療介護総合確保基金の対象となったがん診療施設の整備事業については、必要額を確実に措置すること。
- (3) がん診療連携拠点病院機能強化事業及び地域がん診療病院等機能強化事業について、拠点病院等の取組実績を適切に評価すること。
- (4) がん診療連携計画策定料の算定要件の緩和を行うこと。
- (5) 専門医や医療従事者の養成・確保策の拡充を図ること。
- (6) 拠点病院や地域における緩和ケアの充実に向けた更なる支援を行うこと。
- (7) 小児がん及びAYA世代のがん患者への診療提供体制を国において十分検討すること。
- (8) AYA世代の多様なニーズに応じた支援体制と、介護保険制度と同様の仕組みを整備すること。
- (9) がん患者の就労支援について、関係機関、事業者等が患者支援を行えるよう情報共有の仕組みづくり等を行うこと。また、地域の実情に応じた都道府県の就労支援に対する財政措置を行うとともに、診療報酬の改定に当たっては、休日夜間等に薬物療法を行った場合、適切に評価すること。
- (10) 国民に対するがんに関する正しい知識の普及啓発を徹底すること。

<現状・課題>

都内では、現在、13医療圏に28か所のがん診療連携拠点病院等が指定されている。都は、他県に比べて人口やがん患者数が多く、また、他県からがん患者が多数流入していることから、国が指定する拠点病院等だけでは、集学的治療の提供体制が不足するため、国拠点病院と同等の機能を有する病院を独自に整備してきた。都内にはまだ、指定要件を上回る診療実績を有する病院が多数あるが、国は、複数の病院が指定されている圏域については、新たに指定する相当の理由がなければ指定は難しいとしている。

また、平成30年7月に改定されたがん診療連携拠点病院等の整備に関する指針では、医療安全管理部門等について新たに要件が追加されたが、病院の費用負担の増加も見込まれる。さらに、地域拠点病院（高度型）の指定に当たっては、都の実情が反映されたものとなっていない。

国は、がん診療を行う病院の施設及び設備整備事業について、平成27年度以降は地域医療介護総合確保基金の対象としたが、医療機関において良質かつ適切な医療を安定的に提供できる体制を確保するためには、基金への移行後も、病院の整備が計画的かつ継続的に行われる必要がある。

拠点病院等に対しては、相談支援センターの運営や緩和ケア研修会の開催に係る費用を、国と都が2分の1ずつ補助している（がん診療連携拠点病院機能強化事業及び地域がん診療病院等機能強化事業）。国は、平成24年度から、がん相談支援事業について、年間の相談件数に応じた一定の基準額を設けたため、多くの拠点病院では補助額が減少している。

がん治療連携計画策定料の算定要件は、入院中又は退院した日から起算して30日以内にかん患者の治療計画を作成し、患者に説明し文書により提供するとともに、退院時又は退院した日から起算して30日以内に連携医療機関に患者の診療情報を文書により提供した場合に限られ、退院後に入院していた病院に31日以上経過して外来を受診した患者や、外来のみでがんの診断・治療を行う患者に対しては算定できないものとなっており、がん診療に係る医療連携を幅広く進めていくためには、算定要件を緩和する必要がある。

これまで拠点病院等を中心に、緩和ケアチームや緩和ケア外来等の整備を進めてきたが、今後は、それらが連携して施設全体で緩和ケアの診療機能を発揮することが求められる。現在、都道府県拠点病院のみに設置が義務付けられている緩和ケアセンターの機能を、地域拠点病院にも拡充する必要がある。

平成29年12月に策定された「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」では、がん等の診療に携わる全ての医師・歯科医師に加え、これらの医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の医療従事者が受講対象者とされており、医師以外の医療従事者についても基本的な緩和ケアに関する知識を習得する必要がある。

小児がんとAYA世代のがん医療や支援に当たっては、小児がん拠点病院と成人の拠点病院等との連携が必要である。

AYA世代のがん患者については、年代によって就学、就労、妊娠等の状況が異なり、個々の状況に応じた多様なニーズに対応できるような情報提供や支援体制の整備が求められている。

また、AYA世代のがん患者は、介護保険の対象外であるため、在宅で療養する際に必要となる介護サービスを利用する費用は全額自己負担となり、ケアマネージャーのような支援する人材もない。

がん患者の就労支援については、平成28年12月に改正がん対策基本法に位置付けられ、国及び地方公共団体は、がん患者の雇用継続等について必要な施策を実施することとされた。

国は、事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの作成や両立支援促進員の配置等に取り組んでいるが、がん患者への支援をより効果的に進めるためには、関係機関が連携して患者の状況に応じた相談支援等を行うとともに、働きながら治療を受けられる医療提供体制の整備が必要である。

国は、がん教育を推進するとともに、国民に対しては、国立がんセンターのがん情報サービスによる情報提供など、がんに関する普及啓発を推進してきたが、がん患者や経験者が、安心して療養し、自分らしく生活を継続できるよう、国民のがんに関する理解を一層深めることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) がん診療連携拠点病院の指定については、高度型拠点病院の指定を含め、人口、がん患者数、患者の受療動向等の地域ごとの実情を踏まえ、指定数を制限することなく、指定要件を満たす病院を全て指定すること。また、指定要件の追加等による病院の費用負担等を考慮し、適切な財源措置等を行うこと。
- (2) がん診療を行う医療機関が良質かつ適切な医療を安定的に提供できるよう、地域医療介護総合確保基金の対象となった施設設備の整備事業について、必要額を確実に措置すること。
- (3) がん診療連携拠点病院において相談支援センター機能の一層の強化が図られるよう、がん診療連携拠点病院事業機能強化事業及び地域がん診療病院等機能強化事業（がん相談支援事業）について、単に相談件数だけで評価するのではなく、取組実績に見合った基準額を設定するなど、適切に評価する制度に見直すこと。
- (4) がん治療連携計画策定料の算定要件について、患者への説明・連携医療機関への情報提供等の要件を、退院した日から起算して30日以内に限定しないこと。また、入院治療だけでなく外来治療にも算定できるようにすること。
- (5) 拠点病院や地域の医療機関等における適切ながん医療の提供、また、AYA世代や高齢者等に応じたがん医療の提供ができるよう、専門の医療従事者の養成・確保策の一層の拡充を図ること。また、がん相談支援センター相談員の人材育成について、ニーズに応じた十分な研修機会を確保すること。
- (6) 地域拠点病院においても、緩和ケアセンターと同様の機能が確保されるよう支援すること。また、医師以外の医療従事者が基本的な緩和ケアの知識について習得できるよう、職種に応じた研修プログラムによる育成を行うこと。
- (7) 小児がん及びAYA世代のがん患者に適切ながん医療等が提供できるよう、小児がん拠点病院と成人の拠点病院等が連携し、これらの患者に長期的な支援が可能な体制の構築が図られるよう検討すること。

- (8) AYA世代の多様なニーズに応じた情報提供、包括的な相談支援・就労支援を実施できる体制を整備すること。また、AYA世代の患者が介護保険制度と同様の支援が受けられる仕組みを構築すること。
- (9) がん患者の就労支援をより効果的に行っていくため、国の就労支援機関やがん診療連携拠点病院のがん相談支援センター等の関係機関及び事業者等が連携して、患者の状況に応じた支援を行えるよう、情報共有の仕組みづくりや人材育成等を進めること。また、患者のニーズや地域の実情に応じた都道府県の就労支援の取組に対する財政措置を行うこと。さらに診療報酬改定に当たっては、医療機関が平日夜間や休日に薬物療法を行った場合、適切に評価すること。
- (10) がん患者や経験者が、必要な支援を受けながら安心して生活し、活躍できるよう、国民に対するがんに関する正しい知識の普及啓発を徹底すること。

(3) がん登録の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

全国がん登録を実施するに当たって、十分な財政措置を講じること。また、がん登録に携わる人材の確保・育成、オンラインシステムの環境整備を行うとともに、精度向上の観点からの対策及び国民等へがん登録の普及啓発を行うこと。

<現状・課題>

がん登録は、がんの発生状況・がん医療の実態を把握し、がん対策の評価や企画を行う際の基礎資料となるものであり、がん対策の推進に当たって重要な役割を担うため、高い精度が必要である。

平成28年1月にがん登録等の推進に関する法律が施行され、全国がん登録の実施に当たって、都道府県が負担する審議会や医療機関向けの説明会に係る事務処理費用等一部の経費のみ国庫補助の対象となっている。今後、全国がん登録を着実に推進していくためには、財政措置の充実が必要である。

法が施行されたことに伴い、がん登録は全ての病院に義務づけられたが、中小病院においては、がん登録に携わる医師等専門職が十分に配置されていないなど、体制が整備されていない。がん登録には高い専門性と秘密保持が求められるため、人材の確保と育成に十分な配慮が必要である。

平成29年4月からがん登録オンラインシステムの運用が開始され、各医療機関は都道府県へオンラインシステムによりがん登録データの届出をすることとなっているが、システム導入には、専門的知識が必要となることやシステム改修経費を負担する必要があるため、都内におけるオンライン化率は6割程度となっている。より多くの医療機関がオンラインシステムを導入するためには、わかりやすい導入手順の案内や問合せ窓口の充実、システム改修経費の確保など、中小病

院にも配慮した対策が必要である。

また、全国がん登録は、全国のがん情報を一つにまとめて管理することで、精度の高い、正確ながん情報を効率的に集め、公表することを目的として開始されたが、患者の同一人物判定に必要な情報を確実に収集する仕組みが構築されておらず、精度向上の観点から対策が必要である。

さらに、全国がん登録が開始されたことで、都道府県単位でなく全国規模のがん登録データベースが構築されてはいるが、国民及び医療機関への周知が十分に図られておらず、その重要性、必要性、有用性について理解が進んでいないため、より一層の周知活動が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 全国がん登録に必要な実施体制の整備に係る経費について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 医療機関における届出に必要な人員体制の整備に係る財政措置を講じること。また、がん登録従事者に対し、資質の向上を図るための研修を実施するなど、必要な措置を講じること。
- (3) 医療機関がオンラインシステムを導入するに当たっては、システム整備に係る技術的支援及び財政措置を講じること。
- (4) 全国がん登録情報の精度向上の観点から、患者の同一人物判定に必要な情報を確実に収集できるような仕組みを構築すること。
- (5) がん登録の必要性について、国民及び医療機関の理解と協力を得るための積極的な普及啓発を行うこと。

1 1 救急医療体制の整備

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) 救急医療の厳しい現状を踏まえ、迅速・適切な救急医療の確保に向け、更なる充実策を講じること。
- (2) 医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金及び医療施設運営費等補助金において、十分な財源を確保するとともに、地域の実情に応じた補助制度とすること。

<現状・課題>

都の救急医療体制は、「突発不測の傷病者が、いつでも、どこでも、だれでも、症状に応じた適切な医療が受けられる」という理念の下に、初期、二次、三次の救急医療機関の体系的な整備を進めている。

しかし、少子高齢化の進展や都民意識の変化等から、救急医療需要は年々増加し、その内容が高度化・多様化しており、救急医療を担う医師の負担は大きなも

のとなっている。このような中、現在、医師の働き方や労働法制に関する見直しが行われているが、医師の確保は救急医療においても大きな課題となっており、人材の確保難や救急医療の不採算性等による救急医療機関数の減少や救急医療体制の維持に支障を来すことが危惧される。

また、救急搬送に占める割合が増加している高齢者については、入院期間が長期化するなどの懸念から医療機関が受入れを躊躇することもある。

都は、平成21年から「救急医療の東京ルール」に基づき地域全体で救急患者を受け止める搬送体制を開始し、二次医療圏内において搬送先選定困難者の受入調整に中核的役割を担う東京都地域救急医療センターを89施設指定するとともに、圏域内で受入れが困難な場合に広域的に受入調整を行う救急患者受入コーディネーターを配置し、救急患者の迅速な受入体制を確保している。

こうした東京ルールによる運営形態は、平成25年度までは国庫補助対象であったが、平成26年度から国の補助事業の再編に伴い、補助要件や基準額等の変更が行われたため、補助対象外となっている。

平成28年3月に総務省消防庁及び厚生労働省から発出された国通知では、救急業務としての転院搬送の際には医療従事者を同乗させることや、緊急性の乏しい転院搬送については、医療機関が所有するいわゆる病院救急車や消防機関が認定する患者等搬送事業者等を活用することとしている。しかし、救急搬送診療料の算定は、消防機関や医療機関が所有する救急用の自動車に医師が同乗した場合で、かつ、入院基本料を算定していない日に限定されているため、医療機関の実情に応じた運用になっていない。

救命救急センター運営事業費補助については、救命救急センターの収支が赤字であっても、病院全体の収支が黒字の場合には補助基準額が2分の1とされ、その不採算性を病院に転嫁する仕組みとなっている。また、新たな充実段階評価が導入され、24時間重症・重篤な救急患者を受け入れる体制の確保や、積極的な患者受入れを強く求められている一方で、医師の働き方改革が進む中、病院側は人員体制の充実等が必要となるが、現行の診療報酬はこうした実情を十分に反映したものとなっていない。

このほか、平成28年診療報酬度改定においては、「夜間休日救急搬送医学管理料」の評価が充実されるとともに平日夜間帯も新たに算定可能となったが、救急医療管理加算については、一部項目が減額されるなど、救急医療の厳しい現状に対して十分なものとは言えない。

さらに、都では、東京消防庁が保有する消防ヘリコプターに救急医療用の医療機器等を準備するとともに、医師が搭乗し救急現場に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に対し医療処置を行うヘリコプターの運用を行っているが、国は運航会社との委託契約によりドクターヘリを配備する場合にドクターヘリ導入促進事業の補助対象としており、都の運用形態を補助対象にしていない。

今後とも、迅速・適切な救急医療を確保するため、診療報酬の改善や医師確保対策の推進、補助の充実などの国の取組を更に進めていく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 救急医療体制の確保については、救急医療の厳しい現状を十分に考慮するとともに、医師の働き方改革の動向等を踏まえ、勤務環境や診療報酬の改善などを図ること。また、救急医療機関の高齢者受入れが円滑に行えるよう検討を進めること。
- (2) 救急医療の整備については、医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金において、十分な財源を確保すること。
- (3) 「救急医療の東京ルール」など地域の実情に応じた取組が「メディカルコントロール体制強化事業」及び「搬送先困難事例受入医療機関支援事業」の補助対象となるよう要件を早急に見直すとともに、大都市における救急搬送の実態等を踏まえ、補助基準額の設定等を見直すこと。
- (4) 真に急を要する救急患者に的確に対応できるよう、救急医療の適切な受診について国民の理解促進に積極的に取り組むこと。
- (5) 転院搬送について、消防機関の救急車や医療機関が所有する救急用の自動車に医師又は看護師が同乗する場合は入院基本料を算定した日においても救急搬送診療料の対象とすることなど、医療機関の実情を踏まえた取組が進むよう、診療報酬の充実を図ること。
- (6) 医師の働き方改革による人員体制充実の必要性を踏まえ、救命救急センターの安定的な運営を図るため、診療報酬の拡充を行うとともに、救命救急センター運営事業費補助により病院全体の収支に関わらず、必要な経費を確実に補助すること。
- (7) 「救急医療管理加算2」については評価を引き上げるなど、救急搬送患者を積極的に受け入れる二次救急医療機関を支援すること。
- (8) 地方自治体がそれぞれの医療体制の現状や資源を活かしながら、ヘリコプターを用いた救急医療体制の確保が進められるよう、ドクターヘリ導入促進事業を委託契約とする運営方針を見直し、補助対象、補助内容の拡大を図ること。
- (9) 医療機関が救急患者等の受入れに伴って発生する未収金などによる不利益を被らないよう、国の責任において補助制度を創設すること。

1.2 周産期医療体制の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) 周産期母子医療センターに対するNICU運営費に係る補助基準単価について、地域の実情に応じた設定ができるよう、補助制度の仕組みの改善を図ること。
- (2) 周産期母子医療センター等で働く医師等の確保を含め、安定的な運営を図れるよう、財源措置を講じること。
- (3) NICU等長期入院児の在宅移行に向けた施策について、財政支援を図ること。

<現状・課題>

現在の地域周産期母子医療センター運営費補助のNICU病床に係る補助単価は、超低出生体重児や先天異常児等、より高度な新生児医療を提供している総合周産期母子医療センターの補助単価よりも大幅に高い単価設定となっており、実態に見合っていない。

周産期医療に対する診療報酬は改善されてきたが、周産期母子医療センターにおける医師等の確保という面では、実際に現場で働く医師等への処遇改善には、いまだ十分とは言えず、特に新生児を専門とする医師は1施設当たり常勤医が平均5名しかおらず、勤務環境や医師の確保が厳しい状況にある。

また、都はNICUの整備を進めているものの、医療ニーズや療育支援の必要性が高い児への医療・保健・福祉サービスが地域に不足しているなどの理由により、集中治療を脱した後も円滑に退院できない状況が、NICUの満床状態を解消できない要因の一つとなっている。

平成30年度診療報酬改定において、小児在宅医療に関する一定の評価がなされたものの、在宅療養等へ円滑に移行するためには、NICU入院児支援コーディネーターの配置や、地域において円滑に在宅生活を送れるようなレスパイト病床の確保、地域小児科医及び訪問看護ステーションの拡充など、引き続き環境整備を図ることにより、円滑な退院に向けた更なる支援を行う必要がある。

さらに、平成28年6月には児童福祉法が改正され、医療的ケア児の支援に関する保健・医療・福祉等の連携の推進を図ることが明記された。医療依存度の高いNICU等入院児の在宅療養への移行を更に進めるためには、入院中から退院後の生活を支援する多職種の間が重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 地域周産期母子医療センターのNICU運営費の補助単価を、国の定める

補助単価の範囲内で都道府県の裁量に応じて設定できるよう、制度改正をすること。

- (2) 周産期母子医療センター等で働く産科医や新生児科医等を確保するため、診療報酬の改善などの更なる充実策を講じるとともに、分娩手当や新生児科医に対する手当の補助等、地域医療介護総合確保基金の対象となった事業については必要額を確実に措置すること。
- (3) NICU入院児支援コーディネーターの配置促進や、在宅移行支援病床・レスパイト病床の確保、訪問看護ステーションの拡充など、円滑な退院や在宅生活を支援する仕組みを充実させるとともに、必要な財源措置を講じること。
- (4) NICU等退院児の地域における在宅療養の充実を図るため、入院中からの支援や訪問看護等に対する診療報酬を更に充実させること。

1.3 小児救急医療体制の整備

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) 小児救急医療体制を確保するため、医師確保策を緊急に講じるとともに、小児救急医療に係る診療報酬の改善等に引き続き努めること。
- (2) 小児救急医療対策に係る医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金の一層の充実に努めるとともに、補助対象を拡充・改善すること。

<現状・課題>

平成30年度診療報酬改定において、小児救急医療に係る改定が一部なされたが、不採算性の解消のためには、引き続き診療報酬の改善が図られる必要がある。

重篤な小児の救命救急医療及び集中治療については、小児救命救急センターに対する運営費補助による支援や診療報酬による評価がなされているが、実質的には多額の持ち出しとなっている。小児救命救急センターは、小児救急患者を24時間体制で受け入れるなど高度医療の役割を担っていることから、体制整備のため、実情を踏まえた適正な補助を行う必要がある。

限りある医療資源を有効に活用するには、医療機関が連携を強化し、効果的・効率的に医療を提供できる体制づくりが必要である。中でも、小児集中治療室のある医療機関で、全身状態が安定した後も引き続き医療機器（人工呼吸器等）や医療ケアが必要な患者について、平成30年度の診療報酬改定で小児在宅医療に係る評価はなされたが、在宅移行に向けた取組を更に支援する必要がある。

さらに、医療提供体制施設整備交付金や医療提供体制推進事業費補助金につい

て、地域の実情に合った小児救急医療体制の整備を進めるためには、現行制度をより柔軟に活用できるよう、補助対象の拡充等が図られる必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 小児救急医療の厳しい現状を踏まえ、引き続き小児救急医療を担う人材の確保や小児救急医療に係る診療報酬の改善などの更なる充実策を講じること。また、都の行う小児科医師の確保・育成策について恒常的な支援を行うとともに、小児集中治療室の医療従事者に対する研修等、地域医療介護総合確保基金の対象となった事業については必要額を確実に措置すること。
- (2) 初期、二次、三次の医療機関が連携を強化し、効果的・効率的に医療を提供できる体制づくりなどに対して、実効性のある支援策を講じること。また、急性期の治療を終え状態の安定した患者の転・退院支援や在宅療養中に病状が変化した患者の入院、療養患者を支える家族の一時支援等に必要な体制整備を進めるため、人材育成・確保に係る補助事業や在宅移行支援に関する診療報酬の更なる充実を図ること。
- (3) 小児救急医療対策に係る医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金の一層の充実に努めるとともに、地域の実情に見合った実効性のあるものとするため、補助対象を拡充・改善すること。

1.4 医療機関経営安定化対策の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) 大都市の地域特性に配慮して、診療報酬制度の改善を図ること。
- (2) 医療提供体制施設整備交付金について、財源を確保するとともに、更なる充実を図ること。

< 現状・課題 >

都は地方と比較して用地費や人件費等のコストが高く（地価は全国平均の4.9倍等）、診療報酬制度や医療機関の施設整備補助制度について、大都市の地域特性に合わせた特段の配慮が必要である。

診療報酬については、入院基本料等において地域加算が行われているが、都における医療機関の経営は厳しさを増しており、より一層の充実が必要である。

また、医療提供体制施設整備交付金は、都における医療機能の整備・充実を推進する上で、必要不可欠なものであるが、施設整備事業に係る算定基準は、大都市の地域特性が十分に反映されたものとなっていない。

加えて、国は平成23年度以降、医療提供体制施設整備交付金予算を大幅に減額しており、例年、計画に対して満額交付されていない状況が続いている。平成26年度からは、交付金事業の一部が地域医療介護総合確保基金の対象となって

いるが、医療提供体制施設整備交付金の予算額の減額は、医療機関の機能強化や耐震化整備に支障を来しかねない。

< 具体的要求内容 >

- (1) 患者サービスを向上させるとともに、医療機関の経営を安定化させるため、入院基本料に対する地域加算等の診療報酬について、人件費、土地取得費、物件費等、大都市の地域特性を詳細に把握した上で、必要な改善を行うこと。
- (2) 医療機関の健全な経営を確保し、狭あい・過密な大都市において患者の療養環境及び職員の執務環境の改善を図るとともに、災害対策を一層促進するため、医療提供体制施設整備交付金の財源を確保し、地域特性に配慮した算定基準とするなど更なる充実を図ること。

1.5 院内感染防止対策の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

- (1) 医療機関における院内感染防止対策を推進するため、診療報酬における施設基準等の緩和及び評価の充実を図ること。
- (2) 院内感染対策に係る医療機関の支援のため、地域における病院間の相互支援体制の構築に向けた施策の充実を図ること。

< 現状・課題 >

平成24年4月の診療報酬改定において新設された「感染防止対策加算2」は、小規模の医療機関にとっては、依然として施設基準が厳しく、感染防止対策チームの構成に必要な臨床検査技師を配置できない医療機関があるなど、実効性に欠けるものである。また、算定できるのが入院初日のみとされていることから、結果として、入院が長期となる慢性期患者への対応の評価が低くなっている。

院内感染対策事業における「院内感染地域支援ネットワーク事業」においては、医療機関の感染防止対策の支援のために、日常的に相談できる専門家の相談窓口設置のほか、ネットワーク構築や相互支援体制の構築のための取組（研修・情報交換等の実施）が補助対象とされた。しかし、地域の実情に応じた医療機関の感染防止対策を推進するためには、都道府県のみならず二次保健医療圏ごとにネットワークを構築していく必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 入院初日のみとされている算定要件を改め、入院期間が比較的長期となる慢性期患者に対応する医療機関に対して配慮するなど、実情を考慮した評価とすること。また、「感染防止対策加算2」について、医療機関の規模や機能に応じた段階的な区分を設けて、実情に即した診療報酬体系とすること。
- (2) 「院内感染地域支援ネットワーク事業」においては、二次保健医療圏も補助

対象とするなど制度の拡充を図ること。また、多くの病院を有する大都市の実情に応じた基準額とすること。

1.6 難病対策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 医療費助成制度の対象に関して、指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病や患者へ提供される医療の範囲を明確にすること。また、診断基準における検査等は、保険収載されているものに限ること。
- (2) 指定難病患者データベースの構築については、セキュリティを担保した上で、当初国が想定していた、指定医がオンラインで入力できる方法を早急に講じること。また、当面の間の対応については、個人情報保護の観点からも十分に配慮した上で、都道府県の負担を軽減する方式に見直すとともに、国が全額費用負担すること。
- (3) 難病相談・支援センター事業をはじめとした各難病事業について、事業の充実に取り組む都道府県等に超過負担が生じないよう、患者数等を適切に反映した財政措置を講じること。
- (4) 指定難病の選定に当たっては、公平性の観点から、難治性疾患克服研究事業の対象疾病だけでなく、幅広く希少性難治性疾患を検討範囲に含め、難病の要件を満たすものについては指定難病とすること。また、指定難病患者申出制度について、難病対策委員会の場で十分に検討を重ねた上で、医療機関の負担が過大なものにならないよう制度設計するとともに、詳細を早急に明らかにすること。

<現状・課題>

平成27年1月に難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）が施行され、同法に基づき、新たな医療費助成制度が開始されるとともに、

難病患者の療養生活の質の維持向上を目的として、療養生活環境整備事業の推進等が図られることとなった。あわせて、同年9月に「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が告示されたところである。

新たな医療費助成制度では、指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病に関する医療を助成対象としているが、具体的な医療の範囲が明確になっていない。

また、指定難病の診断基準に、保険収載されていない検査等が必須となっているものもあり、申請の妨げとなっている。

また、平成29年度から運用が開始された指定難病患者データベースは、当初、都道府県の指定を受けた医師が、患者が医療費助成を申請する際に必要な診断書の情報をオンラインで入力する方法が提示されていたが、当面の間は、都道府県が複数枚で構成される診断書を複写して国に提出し、国がその情報を入力する方法に変更された。本データベースは、難病法において国の責務に位置づけられている難病に関する調査及び研究の一環として構築されるものであるにもかかわらず、本業務は補助率2分の1の補助事業とされている。都内の指定難病患者数は、平成31年3月末現在、92,557人もおり、診断書を複写し国に提出する事務には大きな負担が生じている。また、診断書には要配慮個人情報も記載されており、個人情報保護の観点からも適切であるとは言い難い。

難病患者の療養生活の環境整備に係る事業のうち、難病相談・支援センター事業など一部の事業は、療養生活環境整備事業として法定化されたが、難病患者の支援事業を確実に展開していくためには、財政的担保が不可欠である。現在、要綱に基づき実施している在宅難病患者一時入院事業などについても、利用者ニーズに応えるためには、患者数等を適切に反映させた国による一層の財政支援が必要である。

現在、331疾病が難病医療費助成の対象となっており、本年夏にはさらに疾病が追加される予定が示されている。国の指定難病検討委員会では、令和元年度実施分について追加の検討の俎上に上がらなかった疾病や、検討の結果、指定難病の要件を満たさないとされた疾病について、必要な情報が得られた段階で、改めて指定難病の検討を行うこととしている。これまでの指定難病の検討範囲は、難治性疾患克服研究事業において研究されてきた疾病及び小児慢性特定疾病の対象疾病に限定されていたが、より幅広い検討が必要である。

また、新たに検討されている「患者からの申出等を起点とした指定難病に係る検討(指定難病患者申出制度)」については、難病診療連携拠点病院が窓口となり、難病医療コーディネーターが関与する仕組みが示されているものの、医療機関の業務負担がどの程度増えるのか等、現時点で詳細が明らかになっていない。

< 具体的要求内容 >

(1) 医療費助成制度の対象に関して、指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病や患者へ提供される医療の範囲を明確にすること。

また、診断基準における検査等は、保険収載されているものに限ること。

(2) 指定難病患者データベースの構築については、セキュリティを担保した上

で、当初、国が想定していた、指定医がオンラインで入力できる方法を早急に講じること。また、当面の間の対応については、個人情報保護の観点からも十分に配慮した上で、都道府県の負担を軽減する方式に見直すとともに、国が全額費用負担すること。

(3) 難病相談・支援センターの機能強化をはじめ、療養生活環境整備事業及び難病特別対策推進事業において、難病患者の支援の一層の充実が図られるよう、患者数等を適切に反映させた十分な財政措置を講じること。

(4) 指定難病の選定に当たっては、公平性の観点から、これまでの難治性疾患克服研究事業の対象疾病に限定することなく、希少難治性疾患のうち、他の研究事業の対象となっている疾病等についても幅広く検討の範囲に含め、難病の要件を満たすものについては、指定難病とすること。

また、指定難病患者申出制度について、難病対策委員会の場で十分に検討を重ねた上で、医療機関の負担が過大なものにならないよう制度設計するとともに、詳細を早急に明らかにすること。

参 考

(1) 難病医療費助成国庫補助金及び負担金の交付状況

特定疾患治療研究費国庫補助金の交付状況(東京都)

(単位:千円)

	交付申請額	補助額	交付率
平成21年度	4,612,906	2,299,141	49.8%
平成22年度	4,864,572	2,462,355	50.6%
平成23年度	5,363,305	2,583,554	48.2%
平成24年度	5,698,708	3,203,186	56.2%
平成25年度	6,164,721	4,051,396	65.7%
平成26年度	6,008,340	4,447,882	74.0%
平成27年度	52,260	50,779	97.2%
平成28年度	58,138	57,587	99.1%
平成29年度	43,757	43,757	100.0%

※スモン患者への施術費用(補助率10/10)を含む

難病医療費等国庫負担金の交付状況(東京都)

(単位:円)

	対象経費	負担金額
平成26年度	670,450,939	335,255,469
平成27年度	11,721,136,802	5,860,568,401
平成28年度	14,135,207,156	7,067,603,578
平成29年度	17,237,141,390	8,618,570,695

(2) 在宅難病患者一時入院事業 (平成31年4月1日現在)

委託病院名
東京都医療生活協同組合 新渡戸記念中野総合病院
都立駒込病院
日本赤十字社東京都支部大森赤十字病院
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター病院
都立大塚病院
日本私立学校振興・共済事業団東京臨海病院
都立墨東病院
青梅市立総合病院
稲城市立病院
国家公務員共済組合連合会立川病院
都立神経病院
社会医療法人河北医療財団河北総合病院
医療法人社団松和会池上総合病院
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター
医療法人社団東光会西東京中央総合病院

(3) 難病相談・支援センター事業に係る国庫補助基準額の推移

(単位:円)

	都予算額	国基準額	不足額
平成28年度	30,353,000	29,063,000	1,290,000
平成29年度	40,499,000	30,815,000	9,684,000
平成30年度	41,837,000	31,232,000	10,605,000

※補助率は1/2

1.7 受動喫煙防止対策の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 令和2年4月の改正健康増進法の全面施行に向けて、法の趣旨や規制内容等について、国の責任において広く周知を行うとともに、実務を担う地方自治体に対して、必要な技術的・財政的支援を行うこと。
- (2) 地方自治体が、地域の実情を踏まえた独自の対策を講じることができるよう、公衆喫煙所を設置する際の支援を行うなど対策を強化すること。

<現状・課題>

受動喫煙防止対策を強化するための改正健康増進法が平成30年7月に成立し、国や自治体の責務等については、平成31年1月に施行された。また、同年2月には政省令が公布されたところである。

本制度が実効性のあるものとなるよう、住民や関係団体等に対して、法の趣旨や規制内容等を広く周知し、理解促進を図る必要がある。また、詳細な事務要領やQ&Aの作成、自治体向け説明会の開催など、各自治体が、本年7月に開始する第一種施設における規制や、令和2年4月の全面施行に向けた準備等を円滑に行えるよう、財政措置を含め支援の充実が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 令和2年4月の改正健康増進法の全面施行に向けて、法の趣旨や規制内容等について、国の責任において広く周知を行うとともに、実務を担う地方自治体に対して、必要な技術的・財政的支援を行うこと。
- (2) 地方自治体が、地域の実情を踏まえた独自の対策を講じることができるよう、公衆喫煙所を設置する際の支援を行うなど対策を強化すること。

8 ウイルス肝炎対策の強化

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 肝炎ウイルス検査の受検を促進するため、検査の必要性を普及啓発するとともに、検査実施に係る十分な財政措置を講じること。
- (2) 医療費助成は低所得者の経済的負担に配慮し、確実な財政措置を講じること。
- (3) ウイルス性肝炎の効果的な治療法の研究・開発を推進すること。
- (4) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施にあたっては、低所得者の経済的負担に配慮するとともに、全額国負担とし、国の責任において確実な財政措置を講じること。

<現状・課題>

国は肝炎対策基本指針において、地方自治体等と協力した効果的な広報活動の実施や職域における取組を推進するとしているが、実効性ある施策を推進するためには、地方自治体への確実な財政措置が必要である。

ウイルス肝炎対策においては、早期発見、早期治療が極めて重要であり、地域特性を踏まえた検査の受検促進や、検査体制などについて充実を図る必要がある。現在、健康増進事業及び特定感染症検査等事業により区市町村及び保健所において肝炎ウイルス検査を実施しているが、補助基準額が実際の検査に係る経費に見合っていない。加えて、肝炎ウイルス検査のうちB型肝炎の検査について、国が採用する凝集法では偽陰性となる可能性があるため、より精度の高い検査方法を導入する必要がある。

また、国は医療費助成制度の創設以来、制度の対象となる治療法については拡充しているが、低所得者に対する配慮が十分ではない。

B型肝炎については、いまだウイルス排除の可能な薬剤は開発途上にあり、C型肝炎については、新薬が開発されているものの、依然として難治症例があることから、今後も引き続き、ウイルス性肝炎の根治を目指し、研究・開発を推進していく必要がある。

国において、平成30年度から都道府県を実施主体として、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」を実施しているが、当初、国負担10分の10と示されていた事業費について、最終的に国負担2分の1に変更された。国の肝炎対策基本

指針において、肝炎に関する調査及び研究に関する事項は国が主体となることが明記されていることから、本事業は本来、国の責任において確実な財政措置を講じる必要がある。また、本事業により定められている自己負担限度額は、所得に関わらず一律となっているなど、低所得者に対する配慮が十分でない。

<具体的要求内容>

- (1) 肝炎患者の治療については、国民へ正しい知識を普及するとともに、働きざかり世代への治療が確実に行われるよう、職場での理解を進めるための必要な措置を講じること。
- (2) 肝炎ウイルス検査の受検を促進するため、普及啓発を強化するとともに、区市町村及び保健所における検査実施については実態に合わせて十分な財政措置を講じること。
- (3) B型肝炎については、国が採用する凝集法では偽陰性となる可能性があるため、精度の高い検査方法を導入すること。
- (4) 医療費助成制度については、低所得者の負担の軽減措置を図るとともに、地方自治体に超過負担が生じることのないよう、確実な財政措置を講じること。
- (5) ウイルス性肝炎の効果的な治療法の研究・開発を推進すること。
- (6) 肝がん・重度肝硬変研究治療促進事業の実施に当たっては、低所得者の負担の軽減措置を図るとともに、本事業の趣旨を踏まえ、全額国負担とし、国の責任において確実な財政措置を講じること。

参 考

医療費助成制度の助成内容

B型・C型ウイルス肝炎のインターフェロン治療及びB型ウイルス肝炎の核酸アナログ製剤治療及びC型ウイルス肝炎のインターフェロンフリー治療に係る保険診療の患者一部負担額から、下記の自己負担分を除いた額を助成

自己負担額(①+②)		
①	世帯の区市町村民税非課税	なし(※)
	世帯の区市町村民税課税年額 235,000 円未満	月額1万円まで
	世帯の区市町村民税課税年額 235,000 円以上	月額2万円まで
②	入院時食事療養・生活療養標準負担額	

※ 低所得層の経済的負担に配慮し、非課税世帯については、東京都独自に「自己負担なし」としている。

9 新興・再興感染症対策の充実

1 新興・再興感染症対策の推進

(提案要求先 法務省・厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

新興・再興感染症をはじめとする感染症対策の更なる充実強化を図ること。

<現状・課題>

平成26年夏、約70年ぶりにデング熱の国内感染患者が発生し、都内においても100名を超える患者が発生した。その後、蚊の発生抑制などの対策をとったことにより、平成27年以降は国内感染患者は発生していないが、海外においては、デング熱や、同じく蚊が媒介する感染症であるジカウイルス感染症が流行し、平成28年2月にはWHOが「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態」を宣言、同年11月に緊急事態宣言は解除となったが、海外での流行は継続しており、引き続き国内においても、十分な対策が必要である。

蚊媒介感染症のまん延を防止するためには、感染の早期探知が重要であるが、そのために必要となる検査は医療機関で実施できるものがほとんどないため、行政の検査機関がほぼ担っており、現在の検査体制は十分とはいえない。今後、海外との往来が活発になる中で、増大する検査需要に現在の体制で対応可能であるかが大いに懸念される。また、ジカウイルス感染症は、ギランバレー症候群や新生児の小頭症との関連について十分な科学的知見が得られていない。

さらに、西アフリカではエボラ出血熱が平成26年3月から約2年間にわたり猛威をふるうとともに、アジアでも、昨年、中国において鳥インフルエンザH7N4に人が初めて感染した事例が報告され、また、韓国においては帰国者から中東呼吸器症候群(MERS)の患者が発生するなど、これまで経験のない新たな感染症の発生が世界各地で継続し、流行地域からの帰国者等による患者発生が危惧されている。

国際空港や港を抱える東京は、海外から新興・再興感染症が侵入するリスクが高く、一たび侵入した場合には都民の生命や健康に重大な影響を及ぼすおそれがある。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」という。)開催を控え、今後海外との往来がますます盛んになる中、海外で流行する新興・再興感染症等の国内侵入の可能性が高まっており、目前に迫った東京2020大会の開催に向けて、これら感染症の国内侵入防止対策や国内発生に備えた対策の強化が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 感染症の国内侵入防止及び感染症発生の早期探知のため、検疫体制の充実とともに、感染症サーベイランスや病原体等の検査体制の充実強化を図ること。特に国内外から短期間に非常に多くの人が集まる東京2020大会を安全か

つ円滑に開催するため、必要な感染症対策を国としても一層の強化を図ること。

- (2) 国際化の進行や人口密集など、感染症のまん延リスクの高い大都市を中心に、感染症対策を強化するため、技術的・財政的支援を拡充すること。
- (3) 新興感染症等の発生に備え、安全性、有効性の高い治療薬やワクチンの開発を推進するとともに、これらを含む医療資器材の確保や医療提供体制の確保に向けて、必要な対策を講じること。
- (4) 施設に収容されている犯罪被疑者や不法入国者等について、感染症のり患が疑われた場合に、防疫措置が確実にできるよう、収容施設の整備などの必要な対策を講じること。
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき保健所が行う患者の移送については、衛生主管部局と消防機関等との連携により、安全かつ効率・効果的な運用が行えるようルール化を行うこと。
- (6) エボラ出血熱をはじめとする一類感染症について、自治体における遺体の搬送、火葬のための体制整備を支援すること。
- (7) 蚊媒介感染症対策について、特定感染症予防指針を踏まえ、迅速検査法の開発促進や保険適用の拡大などにより検査体制を拡充するとともに、国内外の治療・研究等に携わる専門機関と協力して最新の知見を集積し、関係機関や国民に広く情報提供を行うこと。

2 新型インフルエンザに係る保健医療体制の整備

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

国は、医療提供体制の確保、予防接種体制の確立、抗インフルエンザウイルス薬やワクチン等医療物資の備蓄及び供給体制など、保健医療体制全般にわたり整備を進めること。また、国の責任において必要な財源措置を講じること。

<現状・課題>

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）は、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小とすることを目的として、国、地方公共団体等の責務、体制整備や、緊急事態発生の際の医療提供体制、社会的規制等について定めているものである。

平成25年には、特措法に基づく政府行動計画及びガイドラインが策定された。しかし、重症患者等の発生に備えた医療提供体制の確保に係る具体的な内容等は示されていない。

特定接種については、具体的な接種方法等に関する実施要領が示されていない。住民接種については、平成30年度に接種要領が作成されたが、自治体間の情

報共有や接種対象者への通知方法、使用する書式など具体的内容が示されていない部分が多く、自治体が発生時に速やかに接種を実施するための準備を進めるに当たっての支障となっている。

また、学生や単身赴任者など住民基本台帳に登録がない者への接種は、自治体の判断により実施できることとされたが、実施自治体が事前申請を受理し、接種に係る費用を負担することとされているため、学校等が多く所在する自治体の負担が増大することとなり、こうした対象者への接種を実施しない自治体が多数出ることや、自治体ごとの取扱いのばらつき、混乱が生じることが懸念される。

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄については、国は備蓄目標の見直しや効率的かつ安定的な備蓄方法などについて検討を行い、平成30年度に、国の備蓄の一部について原薬備蓄を導入する方針を示すなどの改善が試みられているが、多大な費用負担となっている都道府県の備蓄についても併せて見直しに向けた検討が必要である。

さらに、令和元年度から厚生労働省のホームページで帰国者・接触者外来等を公表する方針が示されたが、患者が、帰国者・接触者相談センターを介さずに、公表された医療機関を直接受診することが想定され、地域発生早期の特別な医療体制が機能しなくなる懸念がある。

<具体的要求内容>

- (1) 診療を継続するために必要な医療機関の運営に対する支援や診療継続に伴い発生する各種リスクへの対応、医療需要の増大に伴うスタッフの確保などについて基本的方針を示し、必要な費用に対する財源措置を講じること。
- (2) 登録事業者に対する特定接種について、接種順位や具体的な実施方法に関する実施要領等を速やかに策定し、自治体に協力を求める事項を明確にすること。実施体制の構築に当たっては、実現可能な制度となるよう都道府県等と十分な意見交換を行うこと。

また、住民接種について、発生時に備えた自治体の準備が円滑に進められるよう、実際の手順・手続等を十分に考慮したより具体的な内容を示すこと。学生や単身赴任者等の住民基本台帳に登録がない者への接種については、学校等が多く所在する自治体の過度な負担や混乱が生じないように、国として統一的な考え方や事務手順を示すとともに、実施に必要な財政措置を行うこと。

さらに、接種時には、接種対象者や具体的な接種計画を国民に十分に説明するとともに、接種による健康被害が生じた場合には、対応に万全を期すこと。

- (3) 抗インフルエンザウイルス薬について、引き続き安定的供給に努めること。
また、国において技術的な調査研究を進め、効率的な備蓄のための検討を推し進めるとともに、都道府県の備蓄に係る負担軽減のための措置についても併せて行い、廃棄処分に係る経費も含め、備蓄に係る必要な財源措置を講じること。
- (4) 帰国者・接触者外来の公表に当たっては、発生時における受診方法等を併せて周知徹底するなど、地域発生早期における医療提供に混乱を来さないよう、必要な対応を講じること。

10 健康危機管理体制の充実

1 食品の安全・安心確保のための施策の推進

(提案要求先 厚生労働省・消費者庁)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 輸入食品の監視体制の充実を図ること。
- (2) 食品の表示について、分かりやすい内容とすること。
- (3) 改正食品衛生法の施行に当たっては、適切な運用を図ること。
- (4) 食品輸出に係る施設の認定等について、食品衛生法に必要な規定を整備すること。

<現状・課題>

我が国が輸入する食品は増加し、カロリーベースで約6割に達している。そのため、輸入食品の安全性に対する消費者の関心も高く、輸入食品の監視体制を充実・強化することが必要である。

平成27年4月、包括的かつ一元的な制度として食品表示法が施行されたが、改正が検討されている遺伝子組換え表示について、事業者が取り組みやすく、消費者にとって分かりやすい内容とする必要がある。また、食品表示制度について事業者及び消費者に対して制度の十分な普及啓発を行う必要がある。

平成30年6月に公布された改正食品衛生法では、HACCPに沿った衛生管理の制度化を含めた衛生管理基準の改正、営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設並びに食品リコール情報の報告制度の創設が盛り込まれ、各自治体においては、関係例規の改正や新たな基準や制度に対応する体制構築が必要であり、また、食品関係事業者においては新たな基準に基づく衛生管理を実施することが必要となった。

特に、HACCPに沿った衛生管理の制度導入に当たっては、各食品関係事業者がその内容を十分に理解するとともに、監視員が適切に監視指導を行う必要がある。

また、食品の輸出に係る衛生証明書の発行については、改正法において明文化されているが、国と地方の役割分担は明確にされておらず、輸出に係る施設の認定、選定又は登録について明文化されていない。

営業許可や食品リコール情報の報告制度については、国は、法改正と合わせて統一的な電子申請システムを構築し、その運用経費の一部について自治体に負担を求めることとしている。また、構築されるシステムの詳細は明らかにされていないが、各自治体はシステムに入力された情報を利用することとされており、都においては、データの取込み等のために既存のシステムを改修する必要が生じる。

<具体的要求内容>

- (1) 輸出国における衛生管理の徹底及び輸入事業者への指導の強化により違反食品の輸入を未然に防止するとともに、輸入時の監視体制の充実・強化を図ること。
- (2) 食品の表示について、分かりやすい内容とすること。
 - ① 改正が検討されている遺伝子組換え表示について、事業者が取り組みやすく、消費者にとって分かりやすい内容とすること。
 - ② 平成29年に拡大した加工食品の原料原産地表示をはじめ、食品表示制度について事業者及び消費者に対して制度の十分な普及啓発を行うこと。
- (3) 改正食品衛生法の施行に当たっては、適切な運用を図ること。
 - ① 自治体の条例等改正に対する技術的助言や体制構築のための財政支援など、各自治体における法改正の影響等の状況を適切に把握し、支援を行うこと。
 - ② 国内外の食品関係事業者、消費者に対し、法改正の内容に関する普及啓発を国として責任を持って行うこと。
 - ③ HACCPに沿った衛生管理について、各地方自治体が適切な監視指導を行えるよう、監視員向け教育の実施や監視指導のガイドラインを作成するなど、必要な支援を講じること。
 - ④ 衛生証明書（輸出食品安全証明書）の発行については、国と自治体との役割分担を明確にすること。また、自治体に過度な負担とならないよう配慮すること。
 - ⑤ 営業許可や食品リコール情報の報告制度に関連して構築する電子申請システムについて、各自治体の既存のシステムと十分な互換性を有するものとするとともに、各自治体における過度な財政負担を生じないものとする。
- (4) 食品の輸出に係る施設の認定、選定又は登録について、法令で、国の責任において実施すべき事項と自治体の実施すべき事項について明確にするとともに、自治体の実施する場合にあっては必要な財源措置を講じること。

2 結核対策の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 結核予防対策を充実強化するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (2) 結核医療の維持に必要な対策を行うこと。

<現状・課題>

平成28年11月、「結核に関する特定感染症予防指針」が改正され、令和2年までに日本の結核り患率（人口10万対）を10以下にすることなどが示された。これまでの関係者等の取組により結核り患率は徐々に減少してきたものの、

平成29年の日本の結核り患率は13.3と高く、依然として「中まん延状態(り患率10を超える)」にある。

近年、外国出生患者数の増加という新たな問題が発生しており、中でも東京都は新登録患者数における外国出生患者数の割合が、全国と比較しても高い。更なるり患率の減少に向けて、外国人結核対策など、結核根絶に向けたきめ細かい予防対策をより一層推進する必要があるが、結核対策特別促進事業における財源が十分確保されていない。

また、合併症を有する患者や多剤耐性結核に感染した患者など、専門的かつ多様な医療が必要とされる患者に対し、良質かつ適切な結核医療の提供体制を確保していかなければならない状況にある。

しかし、合併症を有する患者の受入れや、外来での服薬指導等は、診療報酬で評価されていない。

さらに、抗結核薬として平成30年4月にはベダキリンが公費負担の対象となったが、公費の対象となる薬剤は13種類に限られており、多剤耐性結核など、専門的かつ多様な医療が必要とされる患者の治療に支障が生じている。

<具体的要求内容>

- (1) 結核対策特別促進事業の対象事業の多様化など、地域の実情に応じたきめ細かい予防対策をより一層推進し、結核根絶に向けた取組を強化するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (2) 行政的医療である結核医療を維持するため、専門的かつ多様な医療が必要とされる患者への対応や外来診療の評価を充実するなど、診療報酬の更なる改善その他必要な対策を講じること。
また、専門的医療に対応可能な国立病院等の結核病床を維持し、中心的な役割を担っていくこと。
- (3) リネゾリドの適応症に結核を含めるなど、薬剤耐性に対する適切な結核医療の提供体制を確保すること。

3 予防接種施策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

感染症の拡大を防止するため、予防接種対策をより一層充実するとともに、継続的・安定的な制度を構築すること。

<現状・課題>

高齢者、乳幼児等の健康と生命を守るためには、予防接種による感染症予防策の一層の充実が重要である。

国は、広く接種を推進することが望ましいとする7ワクチンのうち、平成28年10月までに6ワクチンを定期接種に追加した。

しかし、残りの流行性耳下腺炎ワクチンは、引き続き課題等の整理・検討を行うこととされており、具体的な導入の見通し等は示されていない。

また、国は、ロタウイルスワクチンについても、7ワクチンと同様に、検討した上で必要な措置を講じるとしているが、同様に、導入の見通し等は示されていない。

定期接種を円滑に実施するためには、実施主体である地方自治体の準備期間等を考慮し、ワクチンの追加等に関して具体的な年度目標等を示すなど、中長期的な展望を明らかにした上で導入を進めていく必要がある。

一方、定期接種ワクチンの増加等により、接種の複雑化や地方自治体における財政支出の増大等が懸念されている。

また、予防接種による健康被害への不安や、予防接種の有効性・安全性に関する情報提供を求める声もあることから、これらに適切に対処し、国民の理解を求めていく必要がある。

さらに、定期接種の円滑な実施には、ワクチンの安定供給が不可欠であるが、平成27年度に製造販売事業者が国の承認書と異なる方法で製造していた等により、ワクチンの出荷自粛等が行われたため、流通が滞る事態が発生した。

平成28年度以降においても、複数のワクチンについて、医療機関への安定供給が懸念される事態が生じたことから、ワクチンの安定供給対策を講じる必要がある。

風しんについては、平成24年から平成25年にかけて全国的な流行が発生したことを受け、国は、「風しんに関する特定感染症予防指針」を策定し、早期に先天性風しん症候群の発生をなくすとともに、令和2年度までに国内からの風しんの排除を達成することを目標に掲げてきたが、平成30年には首都圏を中心とした流行が発生している。これを受け、国は、抗体保有率の低い世代の男性に対する抗体検査・予防接種の実施を決めたが、目標の達成には、総合的な対策を進めていく必要がある。

また、定期接種を受けた後に医療行為により免疫を失った場合の再接種は、定期接種対象外とされ、現在は、任意接種として、医師の判断により、自己負担で行われているが、国は、予防接種法の見直しの中で、こうした場合の再接種の扱いについて検討するとしている。

<具体的要求内容>

- (1) 定期接種ワクチンの追加に関する具体的な年度目標等の中長期的な展望を早期に提示するとともに予防接種の意義やリスク等について、国民等への十分な情報提供を行っていくこと。

また、予防接種・ワクチン分科会において、感染症の発生状況、ワクチンの開発状況、予防接種の有効性・安全性に関する知見の集積等の状況を踏まえ、既存の対象疾患・ワクチンも含めた予防接種制度全般に関する検証を継続的に行っていくこと。

- (2) 定期接種の円滑な実施に向けて、以下の点に十分に配慮すること。

- ① 継続的・安定的に定期接種が行えるよう、国の責任において実施に必要な財源を確保すること。

- ② ワクチンの安定供給対策を十分に講じるとともに、価格抑制のための取組を行うこと。
 - ③ 被接種者の負担軽減や接種スケジュールの緊密化の緩和等のため、混合ワクチンの開発を促進すること。
 - ④ ワクチンの有効性や安全性を十分に検証した上で、国民に分かりやすく情報提供を行うとともに、安心して予防接種が受けられる環境整備を行うため、接種後に重い副反応が生じた場合に適切な医療を受けられる体制や、被接種者等からの相談に適切に応じる体制を整備すること。
また、複数ワクチンの同時接種や事故防止等に関する国の考え方を示し、予防接種が安全かつ統一的な方法で実施されるよう、適切に情報提供を行うこと。
 - ⑤ 予防接種の重要性や予防接種制度が担う役割等について、広く国民の理解を得るための普及啓発を強化すること。
 - ⑥ 制度変更等に際しては、住民や地域の関係者への周知や、実施主体である地方自治体の準備期間等に十分に配慮し、早期の情報提供を行うこと。
- (3) 「風しんに関する特定感染症予防指針」において目標とされた、先天性風しん症候群の発生防止や国内からの風しん排除の達成に向けた工程を定め、以下の対策を講じること。
- ① 最優先の課題である先天性風しん症候群の発生防止のため、妊娠希望女性等への抗体検査及び予防接種を推進するための継続的な財政措置を講じること。
 - ② 風しん排除に向けて、職場における予防対策の推進等を行う地方自治体に対する財源支援など、抗体保有率向上のための必要な措置を講じること。
 - ③ 風しん予防の重要性について、予防接種の勧奨や職場等における感染予防などを含め、広く国民への普及啓発を進めること。
- (4) 定期接種後に造血幹細胞移植や抗がん剤治療などの医療行為により免疫が消失・低下した場合の再接種の扱いについて、安全性や有効性の観点から必要な検討を進め、その扱いについて早期に考え方を示すこと。

4 危険ドラッグ対策の強化

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 各自治体における試験検査体制の整備を支援すること。
- (2) インターネットによる取引について、海外のサーバを利用するもの等の取締りを強化するとともに、各自治体の取組を支援し、効果的な対策を推進すること。
- (3) 危険ドラッグの原料となる化学物質が不正に流通しないよう水際対策の徹底を図ること。
- (4) 各自治体における啓発活動の一層の推進に向け、必要な支援を行うこと。

<現状・課題>

危険ドラッグを乱用した者による重大な交通事故等が発生するなど、危険ドラッグは大きな社会問題となっている。

都では、東京都薬物の濫用防止に関する条例に基づき知事指定による薬物規制を行い、成分分析結果等の基本情報を国や他の自治体に提供し、危険ドラッグの規制を推進しているが、化学構造の一部を変えた新たな製品が次々と出現する状況に対応するためには、国と地方自治体が協力して迅速な規制を行う体制が必要である。

また、平成26年度からの関係機関と連携した取締りの強化などにより、平成27年7月に都内の店舗数はゼロになったが、インターネットによる危険ドラッグの取引は、海外のサーバを利用するなど、手口の巧妙化や国外の機関との協力が必要な事例も見られるようになっており、国内外を含めた監視体制の整備が必要である。

都は、独自にビッグデータ解析を行い流通実態の把握を行うなど、インターネットによる取引に対する監視を強化しているが、国として対策を強化するとともに、各自治体の取組と連携して効果的な監視を行っていく必要がある。

また、海外からの流入品を中心に未規制薬物の流通・摘発は依然として続いており、平成27年4月に改正関税法が施行されたものの、個人輸入対策を含め徹底した水際対策が急務である。

国が取りまとめた「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」（平成26年7月）では、国・地方自治体等が、地域から危険ドラッグの乱用の根絶を図るため、訴求力の高い広報媒体・手法等を活用して、広報啓発活動を徹底するとともに、青少年による危険ドラッグの乱用の防止に向け、地域社会や家庭における薬物根絶意識の醸成が不可欠であるとしている。こうした取組を継続的に実施し

ていくためには、国からの財政支援等が必要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 国とともに地方自治体が協力して全国的に迅速な検査を行える体制整備を図るため、試験検査体制の整備に必要な、研修等の技術的支援及び財政的支援を行うこと。
- (2) インターネットによる危険ドラッグの取引について、海外のサーバを利用するもの等の取締りを強化するとともに、各自治体の取組に対し技術的、財政的支援を行い、連携して効果的な対策を推進すること。
- (3) 危険ドラッグの原料となる化学物質が不正に流通しないよう、個人輸入に対する検査命令の実施等の対策を含め水際対策の徹底を図ること。
- (4) 都道府県等が行う広域的な広報啓発や、区市町村単位での薬物乱用防止活動を継続的に行えるよう、地方自治体が行う取組に対する財政支援や啓発資材の提供を行うこと。

1 1 放射能による健康影響に係る検査体制等の整備

1 食品中の放射性物質対策の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

食品の安全を確保するため、放射性物質に係るモニタリングについて、国の責任において広域的かつ長期的な視点から、実施を主導すること。

<現状・課題>

国は、食品中の放射性セシウムについて、食品衛生法に基づく基準値を設定し、平成24年4月1日から施行した。

基準値の施行に際し、放射性セシウムのスクリーニング検査については、対象食品並びにスクリーニングレベル及び検査機器の性能要件を改正し、地方自治体に通知した。

さらに国は、平成31年3月22日、直近一年間の検査結果を踏まえて、地方自治体における検査計画の対象品目等を改正しており、これらの通知に基づき、各自治体においてモニタリング検査を確実に進めるためには、引き続き国による技術的支援及び財政措置が必要である。

また、国においては、国立医薬品食品衛生研究所等でモニタリング効果の検証研究を実施しているのみである。

<具体的要求内容>

- (1) 食品衛生法に基づく基準値を踏まえ、食品中の放射性物質の検査が各自治体等で確実に実施できるよう、技術的支援及び財政措置を講ずること。
- (2) 広域的に流通する食品については、国においても計画的に検査を実施し、その安全性を確保すること。

2 緊急被ばく医療体制の整備

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

実効性のある「緊急被ばく医療体制」を構築すること。

<現状・課題>

国は、原子力災害や放射線事故等に対応するため、原子力施設の所在又は隣接する24道府県において「緊急被ばく医療体制」を構築するとともに、当該道府

県に対し必要な診療資器材の整備等に要する費用として原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を交付している。

しかし、福島第一原子力発電所の事故では、国が想定した範囲を超えて放射性物質が飛散し、住民も広域的に避難する事態となった。このため、被ばく医療に関する診療体制が構築されていない地域の医療機関においては、必要な診療資器材等が不十分であり、避難者等への円滑な対応が難しい場合があった。

<具体的要求内容>

国の責任において「緊急被ばく医療体制」の見直しを行うとともに、全都道府県に必要な診療資器材を整備すること。

1 国際金融・経済都市の実現【最重点】

(提案要求先 内閣府・金融庁・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・
経済産業省・国土交通省)
(都所管局 戦略政策情報推進本部・総務局・財務局・産業労働局)

東京が世界に冠たる国際金融都市として輝くための都の抜本的な取組を支援するとともに、東京の「稼ぐ力」の強化に向けた「Society 5.0」実現加速化のための支援を行うこと。

<現状・課題>

都では、平成29年11月に「「国際金融都市・東京」構想～「東京版金融ビッグバン」の実現へ～」を策定し、現在は構想に掲げる施策の具体化をスピード感を持って推進している。

また、東京の「稼ぐ力」の中核となる第4次産業革命技術に関する都独自の「Society5.0」社会実装モデルの構築に向けた検討を今年度から行っている。

東京が世界に冠たる国際金融・経済都市として輝くためには、都のみならず国や民間の関係事業者が三者一体となってこうした施策に取り組むことが不可欠であり、国の対応が期待される税制見直しや規制緩和などについて、以下の項目を要望する。

<具体的要求内容>

- (1) 経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会「Society5.0」を実現するため、安全面に配慮した官民連携の開放型データプラットフォームの構築や次世代モビリティサービスの実現などを支援すること。
- (2) 国内外金融系企業、とりわけ資産運用業及びフィンテック企業の新規参入促進のため、法人税の軽減などを行うこと。
- (3) 都による誘致関係のインセンティブが付与された企業や、平成30年度に新たに導入した東京版EMP（新興資産運用業者育成プログラム）によって育成される企業など、確実に都内に拠点を置くことが見込まれる海外金融系企業を対象に、金融業の登録申請等をスムーズに進める「ファストエントリー」に引き続き取り組むこと。
- (4) 金融系外国人材等が安心して活躍できる生活環境を整備するため、
 - ① 高度外国人材の受入促進による金融系外国企業等の進出の加速化、LGBTの方々も活躍できるダイバーシティ実現の観点から、同性パートナーの在留に係る特例を創設すること。
 - ② 高度金融人材等のニーズにかなった家事使用人利用の促進を図るため、特区による高度人材の家事使用人や親の帯同要件の更なる規制緩和を実現すること。
 - ③ 国家戦略特区において、インターナショナルスクール向けに建物を整備し、貸し付けた者に係る税制優遇措置の拡充を図ること。

- ④ 外国人の都内生活の利便性向上等の観点から、ペイロールカード口座への賃金支払を可能とする労働基準法上の特例を創設すること。
 - ⑤ 家事支援外国人受入事業について、受入人材の在留期間の延長、サービス提供地域の拡大の制度拡充を実現すること。
- (5) クールジャパンの魅力発信等に資する外国人材を誘致するため、特区により、
- ① 外国人美容師の就労を可能とする在留資格緩和を実現すること。
 - ② 外国人料理人の就労を促進する在留資格緩和を実現すること。
- (6) 国際仲裁の活性化に向けて、実効的な人材の確保・育成手法や効果的な広報・意識啓発手法、国際仲裁施設整備の在り方等を検討の上、必要な措置を講じること。
- (7) ビジネス環境が充実したポテンシャルの高い都心の国有地など、産業の活性化に資する拠点等となる場を確保すること。

2 地方消費生活行政の財源確保

(提案要求先 消費者庁)
(都所管局 生活文化局)

地方消費生活行政において積極的な取組を行うために、必要な財源を継続的・安定的に確保すること。

<現状・課題>

現状、国は、平成29年度までに開始した消費者行政の充実・強化に関する事業の経費について、最長で平成39年度までは「地方消費者行政強化交付金（推進事業）」により財政支援を行うこととしている。

しかし、平成40年度以降に財政支援が行われないことになると、これまで充実させてきた消費生活相談事業や消費者被害防止のための地域における高齢者の見守りの取組強化といった区市町村の事業継続が困難になる恐れがある。

加えて、民法改正による成年年齢の引下げ、インターネットやSNSの普及などの社会環境の変化に伴う新たな消費者被害にも対応していく必要がある。

また、国は、平成30年度以降に開始される事業について、「地方消費者行政強化交付金（強化事業）」により財政支援を行うこととしているが、これまでの「地方消費者行政推進交付金」と比べて、用途が限定的であり、補助率も2分の1（一定の水準を満たさない場合は3分の1）となっている。さらに、国の予算額も、平成30年度以降削減されていることから、このような状況が続くと現行の事業が維持できず、地方消費者行政の後退を招く可能性がある。

<具体的要求内容>

地方消費生活行政推進のために、平成29年度までと同等以上の財政支援を行うとともに、必要な財源を継続的・安定的に確保すること。

3 文化政策の推進

(提案要求先 内閣府・文化庁・経済産業省・観光庁)
(都所管局 生活文化局)

芸術文化に関わる政策を都と連携して着実に実施するとともに、財政負担を含めた必要な支援を行うこと。

<現状・課題>

芸術文化は、人々に楽しさや感動、生きがいや精神的安らぎを与えるものであると同時に、芸術文化の持つ創造力は、創造産業や、観光振興、地域の活性化、新たな雇用の創出、国際交流など、様々な分野において、国や都市の国際競争力の向上や成長発展に大きく寄与するものである。

都は、平成27年3月に芸術文化振興の基本指針となる「東京文化ビジョン」を策定した。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）に向けて、多彩な文化拠点の魅力向上により芸術文化都市としての発信力を強化するとともに、アール・ブリュット等の普及推進や新たな現代美術の賞の創設など、多岐にわたる芸術文化活動を積極的に展開することにより、世界のどこにもない文化都市を目指している。

国においても、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」の中で、文化芸術活動に対する効果的な支援や、国内外の文化的多様性や相互理解の促進など、「文化芸術立国」の実現を掲げている。

一方で、東京2020大会に向けて、都内のホール及び劇場の改修が相次ぐことで、日本の芸術文化の魅力発信する拠点が失われるという問題も抱えている。この問題を、首都圏を始め全国が一体となって解決すべく、国に対して平成28年3月に緊急要望を出すとともに、都は、平成29年3月にホール・劇場等問題への対応として「ホール・劇場等施設のあり方」を取りまとめた。

引き続き、これらの政策を実現するとともに、東京の特色である文化資源や人材の集中・集積を最大限に活用した実効性のある取組を進めていく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 東京2020大会に向けて、都や大会組織委員会などが取り組む様々なプロジェクトに対し、積極的な支援を行うこと。
- (2) 上野「文化の杜」新構想など、地域の核となる文化拠点等において、優れた文化芸術が創造され、東京の魅力となって国内外に広く発信されるよう、それぞれの拠点の魅力強化策の推進に必要な支援を引き続き行うこと。
また、国公立、民間の文化施設間の連携推進についても積極的な支援を行うこと。
- (3) 舞台芸術を中心にあらゆる分野の芸術を集結させた都市型総合芸術祭など、東京全体としての演出を行う芸術分野の壁を越えたフェスティバルを構築する取組に対し、積極的な支援を引き続き行うこと。

- (4) 多様な芸術分野で才能のある人材を積極的に受け入れ、交流を促進し、作品創作に向けた新たな発想や表現を生み出す場を整備する取組に対し、積極的な支援を行うこと。
- (5) アール・ブリュット等の拠点形成や、障害者の芸術創造活動や鑑賞・参加を促すNPO等の活動に対する支援など、文化の面でバリアフリーな都市を目指す取組に対し、必要な支援を行うこと。
- (6) 能楽、邦楽、落語、茶道等、小中学生等を対象とした伝統文化体験プログラムなど、次代を担う子供たちに伝統文化の価値を正しく伝え継承する取組に対し、必要な支援を行うこと。
- (7) 都内ホール・劇場等に関する問題については、都と連携しながら引き続き必要な支援を行うこと。

4 MICE推進施策の強化【最重点】

(提案要求先 観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 国際会議等の誘致・開催に係る経費等の支援制度を拡大すること。
- (2) MICE誘致・開催に関する海外からの情報収集や分析を通じて、マーケティング戦略を強化すること。
- (3) MICE推進に係る基盤整備を図ること。
- (4) ユニークベニユ어의活用促進を図ること。

<現状・課題>

MICEの誘致を巡る国際的な競争が激化する中、シンガポールやソウルなどアジアの競合都市では、国家戦略として大規模MICE施設の整備を進めるとともに、誘致・開催に向けた支援や海外プロモーション活動の強化を図り、誘致競争力を高めている。

こうした状況を受け、都では、平成27年7月に「東京都MICE誘致戦略」を策定し、更なるMICE誘致に向けた取組を進めてきた。

今後、海外都市との誘致競争に勝ち抜き、国内でのMICE開催を増やしていくためには、国と自治体が連携して国際会議等の開催を後押しする経費助成などの支援制度を拡大していくことが必要である。

また、国際団体等との連携を一層深化させ、グローバルトレンドや競合国の動向など誘致競争を有利に進めるための情報を収集・分析し、マーケティング戦略を強化していくことが求められる。

さらに、次代のMICE業界を担う専門人材の確保・育成を図るほか、特に国際会議誘致のキーパーソンとなる大学教員等にとって、誘致活動がインセンティブとなるような仕組みを構築するなど、MICE推進に係る基盤整備を図ることが肝要である。

加えて、各地域が連携してユニークベニユ어의活用促進に向けた取組を進めることで、その利活用について全国的な機運醸成を図ることが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 国際会議等の誘致・開催を促進するため、誘致活動や開催経費に対する助成などの支援制度を拡大すること。
- (2) MICEに関連する国際団体等へ国内の関係者を配置するなど連携強化を図り、必要な情報収集・分析を行うことでマーケティング戦略を強化すること。
- (3) 若い世代に対するMICE業界への理解促進を図るとともに、大学教員等

が行う国際会議の誘致活動等の取組を適正に評価するなど、M I C E 推進に係る基盤整備に向けて、関係府省庁への働きかけを行うこと。

- (4) ユニークベニューについて、各地域が連携して活用促進に向けた取組を進められるよう全国的な機運醸成を図り、M I C E 誘致の国際競争力や都市のブランド力の向上に繋げていくこと。

5 統合型リゾート（IR）整備に伴う制度構築の着 実な実施

（提案要求先 内閣官房）
（都所管局 港湾局・産業労働局）

統合型リゾート（IR）の整備に伴う制度構築を着実にを行うこと。

<現状・課題>

平成30年7月に特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）が成立し、MICE施設、魅力増進施設、送客機能施設、宿泊施設、カジノ施設等を含む統合型リゾート（IR）が日本に導入されることとなった。

IRは、世界水準のエンターテイメントとして、日本の経済成長や観光振興を後押しすることが期待される一方で、ギャンブル等依存症、青少年育成への悪影響、マネーロンダリング等の懸念の声もある。

地方自治体におけるIRの導入手続に当たっては、立地区市町村の同意や公聴会の開催等、地域の合意形成を重視する内容となっている。したがって、今後、国において基本方針やカジノ管理委員会規則等の詳細な制度構築を行う際には、懸念にしっかりと対応し、適切な情報提供を行う必要がある。

<具体的要求内容>

- （1）ギャンブル等依存症対策、青少年の健全育成、マネーロンダリング対策等の社会的影響に対する万全な対策を講じること。
- （2）特定複合観光施設区域整備法に基づく詳細な制度構築に当たっては、地方自治体に対して早期に適切な情報提供を行うこと。

6 外国人旅行者に対する査証発給要件の緩和

【最重点】

(提案要求先 法務省・外務省・観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 観光目的で来訪する外国人旅行者に対し査証発給要件の緩和措置を行うこと。
- (2) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催時に観光目的で来訪する外国人旅行者に対して、査証発給要件の緩和措置を行うこと。

<現状・課題>

外国人旅行者に対する査証については、これまで段階的に発給要件が緩和されてきたが、多くの国・地域において依然として査証の取得が必要である。

いよいよ開催まであと1年に迫った東京 2020 大会の開催時には、様々な国・地域から旅行者が訪れることが予想される。東京 2020 大会を契機として多くの外国人旅行者を受け入れるとともに、その後の観光振興につなげていくためにも、東京に世界からの注目が集まるこの機会を生かした取組を展開することが重要である。

国は、2020年までに訪日外国人旅行者数4,000万人との目標を掲げた「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえ、「観光立国推進基本計画」に政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を定めている。都においても、2020年に2,500万人の訪都外国人旅行者数を目指しており、PRIME 観光都市・東京（東京都観光産業振興実行プラン）においては、市場別の目標も定めており、東京 2020 大会開催の契機も捉えながら、着実に査証発給要件の緩和措置を実現する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 外国人旅行者数のより一層の拡大を図るため、観光目的で来訪する旅行者に対して、短期滞在査証の免除措置や、数次有効の短期滞在査証の発行を行う対象国の拡大など、更なる査証発給要件の緩和措置を行うこと。
- (2) 東京 2020 大会の開催を契機として多くの外国人旅行者を受け入れ、その効果を全国へ波及させるため、大会開催時に来訪する外国人旅行者に対する短期滞在査証の免除措置や申請手続の簡素化など、大会の開催に合わせた査証発給要件の緩和措置を行うこと。

7 外国人の受入環境の整備促進【最重点】

1 外国人旅行者の受入環境整備の拡充

(提案要求先 国土交通省・観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 外国人旅行者が利用しやすい無料の公衆無線LAN等の整備を推進すること。
- (2) 免税販売手続に関して、外国人旅行者の一層の利便性の向上を図ること。
- (3) 外国人旅行者の利便性を高める公共交通機関等の共通パス等の発行・普及に向けた取組を推進すること。
- (4) 外国人旅行者の多様な文化・習慣に配慮した環境の整備を推進すること。

<現状・課題>

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催まであと1年と迫り、今後、東京に対する世界からの注目が更に高まることが予想される。外国人旅行者の関心やニーズの高まりを実際の訪都旅行へつなげるとともに、滞在時の満足度を高め、再来訪や更なる誘致を推進する上で、外国人旅行者に対する受入環境の整備が一層重要となっている。

国は、2020年までに訪日外国人旅行者数4,000万人との目標を掲げた「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえ、「観光立国推進基本計画」に政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を定めているが、外国人旅行者の利便性及び満足度の向上に向け、受入環境整備の促進、支援を積極的に図っていくことが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 外国人旅行者が多く集まる観光地等において、外国人の誰もが利用しやすい無料の公衆無線LANや多言語で観光情報を提供するツールとしてのデジタルサイネージの整備が図られるよう、国自らがその導入を進めるとともに、都が提供する無料Wi-Fiサービスとの連携を図ること。また、東京2020大会の開催を見据え、各地域に対しての重点的な支援を行うこと。
- (2) 外国人旅行者への免税販売に関して、事業者等への普及啓発などを通じて免税店舗の拡大等につなげるとともに、旅行者の一層の利便性の向上を図ること。

- (3) 汎用性・機能性が高い公共交通機関等の共通パスの発行・普及に向け、外国人旅行者の移動の利便性を高める「割引共通フリーパス」について、民間事業者の取組・連携を促進するとともに、外国人旅行者へのPR等による普及促進を行うこと。
- (4) 食事や生活上の習慣に一定の要件がある外国人旅行者の利便性を向上させるため、外国人旅行者が多く集まる空港や鉄道ターミナル、観光施設などの運営者等に対し、異なる文化・習慣に関する普及啓発を図るとともに、外国人の多様な文化・習慣に配慮した環境整備に向けた支援を行うこと。

2 中小・小規模事業者のキャッシュレス化の推進

(提案要求先 財務省・経済産業省・観光庁)
(都所管局 産業労働局)

「キャッシュレス・消費者還元事業」の実施期間を延長するとともに、中小・小規模事業者へ普及啓発の強化を図ること。

<現状・課題>

我が国は、少子高齢化や人口減少に伴う労働者人口減少の時代を迎え、生産性向上は喫緊の課題である。キャッシュレス化の推進は、毎年増加する訪都外国人の利便性向上、インバウンド消費の拡大、ひいては都内経済の活性化に寄与する一方、企業の観点からは、キャッシュレス化によるレジや現金管理・集計業務の短縮などの業務効率化、購買データの利活用による売上増加など、人手不足への対応や生産性の向上が期待される。

こうした中、国は、令和元年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元・割引等の支援（「キャッシュレス・消費者還元事業」）を実施する。

しかし、事業実施期間は、消費税率引上げ後の令和元年10月1日から東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）開催前までの9か月間であり、東京2020大会後も見据えた着実な浸透を目指すためには、事業実施期間を延長するとともに、中小・小規模事業者への普及啓発の強化が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 中小・小規模事業者に対する決済端末等の導入費用や決済手数料の補助期間を現行の9か月間から延長すること。
- (2) 中小・小規模事業者に対する決済手数料の補助率を引き上げること。
- (3) 中小・小規模事業者が円滑にキャッシュレス化を図れるようセミナーや導入機器のアドバイスを行うなど、普及啓発を強化すること。
- (4) キャッシュレス化の一層の推進が図られるよう観光関連の業界団体に対し働きかけること。

参 考

<キャッシュレス・消費者還元事業の概要>

- 実施期間
令和元年10月より9か月間（令和2年6月まで）
- 条件
補助期間中、本制度を利用する中小・小規模事業者に対し、3.25%以下の手数料率
- 支援内容
 - (1) 消費者への還元
中小・小規模事業者向け支援⇒ 消費者還元率5%
フランチャイズ等向け支援⇒ 消費者還元率2%
 - (2) 決済端末等の導入補助
中小・小規模事業者向け支援⇒ 端末費用補助10/10
(国2/3、決済事業者1/3負担)
 - (3) 決済手数料の補助
中小・小規模事業者向け支援⇒ 手数料補助1/3
- 対象加盟店
一部の例外業種を除き、原則全ての業種が対象
- 対象決済手段
クレジットカードのみならず、電子マネーやQRコード決済も対象

3 多文化共生社会の実現に向けた総合的な方針の策定

(提案要求先 総務省・法務省)
(都所管局 生活文化局)

国は、多文化共生社会の実現に向けた総合的・体系的な方針を定め、国、地方自治体、受入企業、在住外国人支援団体等の役割を明確にし、外国人の受入環境整備のために必要な施策を推進すること。

<現状・課題>

国内の在住外国人数は273万人を超え、地域における定住化も進んでいる。都内の在住外国人は全国の約21%にあたる約56万8千人で(平成30年12月末現在)、都民の約4%を占めるに至っており、とりわけ東京に集住している。

平成31年4月から出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(以下、「改正入管難民法」という。)が施行され、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も控え、都内の在住外国人の一層の増加や定住化が見込まれる中で、外国人が地域社会の中で安心して生活し、かつ都市の活力を支える人材として活躍することができる環境の整備が必要である。

現在、都は、平成28年に「東京都多文化共生推進指針」を策定し、外国人による起業等の活躍に対する支援に加え、医療・福祉・学校教育等において在住外国人の支援を行っている。また、東京都国際交流委員会、区市町村、国際交流協会、外国人支援団体等と連携し、東京における新たな多文化共生社会の実現に向けた取組を進めている。

一方、国においては、平成18年の総務省「地域における多文化共生推進プラン」策定以降、在住外国人全般に関する方針・計画が策定されていない。外国人を取り巻く状況がその後大きく変化し、改正入管難民法も施行されたことから、国は、現状を踏まえた新たな総合的・体系的な方針を策定する必要がある。さらに外国人の受入に当たっては、外国人が地域社会で自立した生活を円滑に送るための基礎的な日本語能力の習得や日本社会に対する理解等、国が主体となって果たすべき役割を責務として明らかにした上で、地方自治体、受入企業、外国人支援団体等、在住外国人に関わる各主体の役割を明確にするとともに、この方針に基づき必要な施策を講ずる必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 国は在住外国人を取り巻く今日的な状況を踏まえ、中長期的な視点から、多文化共生施策に関する総合的・体系的な方針を定め、国の責務、地方自治体の役割、受入企業や在住外国人支援団体等の民間の様々な主体の役割を明確にすること。
- (2) 上記に基づき、国は、全ての在住外国人が安全・安心に暮らし、社会の担い手として活躍できるよう、多様な外国人が集住する東京の特性も踏まえ、都内自治体や在住外国人支援団体等への財政支援を含め、必要な環境整備を進めること。

参 考

(1) 在住外国人数 (全国)

2, 731, 093人

※法務省統計「在留外国人」(平成30年12月末現在)

(2) 在住外国人数 (東京都)

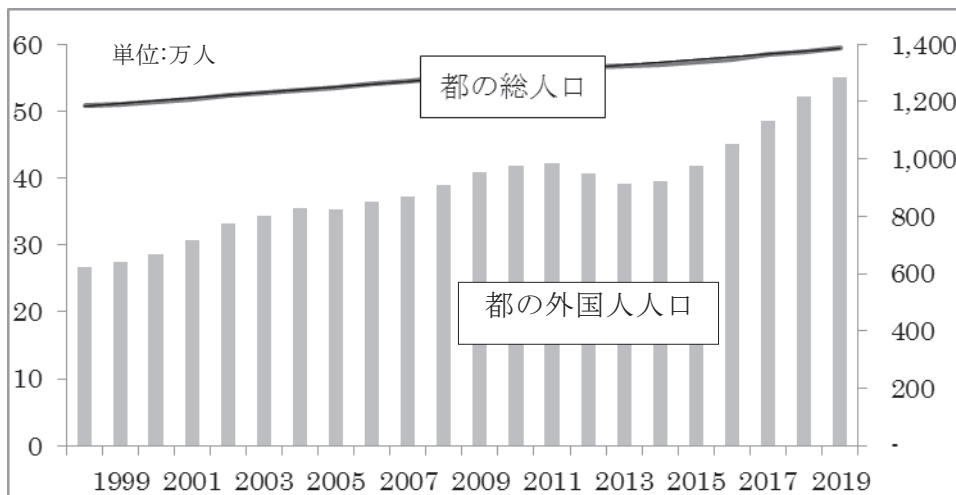
551, 683人

[国籍別外国人数上位8]

- ・中国 213, 767人
- ・韓国・朝鮮籍 97, 573人
- ・ベトナム 36, 227人
- ・フィリピン 33, 219人
- ・ネパール 27, 290人
- ・米国 18, 508人
- ・インド 12, 130人
- ・ミャンマー 10, 395人

※東京都総務局統計「外国人人口」(平成31年1月1日現在)

(3) 在住外国人人口の推移 (東京都)



8 ベンチャー企業の支援の拡充

(提案要求先 財務省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

ベンチャー企業の創業や成長の促進を図るために必要な税制上の支援措置を講じること。

<現状・課題>

ベンチャー企業は新たな発想や技術を基に創造的・革新的な経営によって新しい事業分野を開拓し、経済に活力をもたらすとともに、雇用の増大にも貢献するものである。

しかし、我が国ではベンチャー企業が数多く起業し成長する環境が十分ではない。例えば、創業時には初期設備投資や顧客開拓資金など多額の資金が必要となるが、創業間もなく信用力の乏しいベンチャー企業が十分な資金を調達できる仕組が整っていない。

国では、未来投資戦略 2018（平成30年6月15日閣議決定）において「ベンチャー支援強化」を掲げており、今後は、下記の措置を講じていく必要がある。

<具体的要求内容>

ベンチャー企業への投資拡大を図るため、エンジェル税制の対象となる特定中小会社の要件緩和や投資額の所得控除上限額を引き上げるなど、ベンチャー企業の資金調達を支援する税制措置を講じること。

9 中小企業者の円滑な資金調達の推進

(提案要求先 内閣府・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

中小企業者の資金調達に支障が生じないように、金融円滑化のための万全な措置を講じること。

- (1) 創業者向け保証制度について、個人事業者が法人成りする場合でも利用可能となるよう、要件緩和を図ること。
- (2) セーフティネット保証制度（5号）について、対象業種を的確に指定するなど適切な運用を行うこと。

<現状・課題>

景気は緩やかな回復基調にあるとは言え、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いている。

平成30年4月より、中小企業の経営改善・生産性向上に一層繋げていくため、新たな信用補完制度の運用が開始されているが、中小企業・小規模事業者の資金繰りに影響を及ぼすことのないよう留意する必要がある。

とりわけ、経営状況が比較的不安定な創業期において、創業間もない個人事業者が、創業後に会社を設立（いわゆる法人成り）した場合には、創業者向けの保証制度が利用できなくなる状況にあり、創業支援の更なる充実が求められる。

また、セーフティネット保証制度（5号）については、平成26年3月に平時の運用への移行が図られたが、信用補完制度の見直しにおいて別枠の保証が維持されたことから、本制度は業況が悪化している中小企業者が経営の安定を図る上で有効な支援であり、引き続き適切な活用が必要である。

<具体的要求内容>

中小企業者の資金調達に支障が生じないように、金融円滑化のための万全な措置を講じること。

- (1) 個人事業者が法人成りした場合であっても、事業実績が個人事業者としての創業から通算して5年未満であれば、創業者向け保証制度が利用可能となるよう要件緩和を図ること。
- (2) 中小企業者を取り巻く経営環境や実情を踏まえ、セーフティネット保証制度（5号）について、対象業種を的確に指定するなど適切な運用を行うこと。

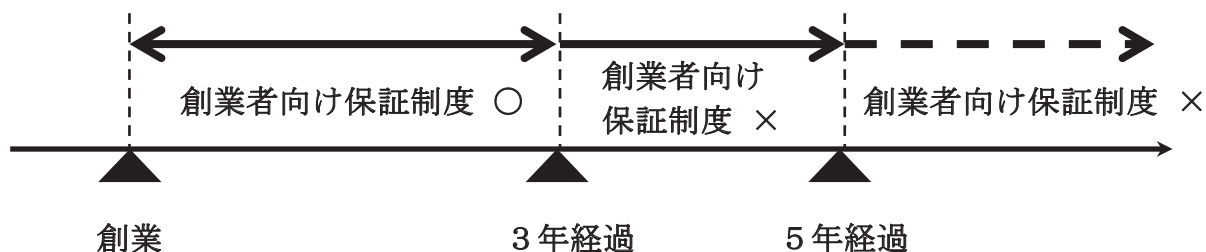
(参考) 創業後の信用保証制度の利用 (例) について



創業

- ・ 事業を営んでいない
個人が事業開始
- ・ 事業を営んでいない個人が
会社設立

5年経過



創業

- ・ 事業を営んでいない
個人が事業開始

3年経過

- ・ 法人成り

5年経過

10 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善【最重点】

(提案要求先 財務省・農林水産省・国土交通省・環境省)
(都所管局 産業労働局・都市整備局・環境局)

「都市農業振興基本法」の趣旨を踏まえ、都市農業の振興と都市農地の保全に必要な制度改善や税制措置に取り組むこと。

<現状・課題>

東京の都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を有しており、安全で快適な都市づくりに極めて重要な役割を果たしている。

しかし、現行の農地制度や税制度の下で、都市農地は相続時の高額な税負担や高齢化による担い手不足などにより年々減少し続けており、都市農業の存続に深刻な影響を及ぼしているため、都は「都市農業特区」を提案するなど、制度改善の要求を行ってきたところである。

国は、平成27年4月に制定された「都市農業振興基本法」に基づき、平成28年5月に都市農業の振興に関する施策の方向性を示す「都市農業振興基本計画」を閣議決定した。その後、国は生産緑地法を改正し、特定生産緑地制度の新設、面積要件の緩和を実施したほか、相続税納税猶予制度等の税制の改正、都市農地の貸借の円滑化に向けた新たな法律の制定など、制度改善を進めてきたが、今後、残された課題に対応する制度等の改善が必要であるため、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、「都市農業振興基本計画」に示された具体的な取組を着実に実施するなど、以下の制度改善や必要な税制措置に取り組むこと。

- ① 相続税納税猶予制度について一定の土地利用制限の下、農業経営に必要な農機具倉庫、農産物販売施設、畜舎、農業用井戸などの農業用施設用地や屋敷林等についても農地扱いとして対象を拡大するなど、相続税の軽減措置を講じること。
- ② 自治体が生産緑地を計画的に買い取ることができるよう、財政的な支援を拡充すること。
- ③ 相続税の物納により国有化される市街化区域内農地については、自治体に低額で貸付し市民農園等として活用させるなど、農的利用の継続を図り、引き続き多面的機能が発揮できる新たな制度を創設すること。

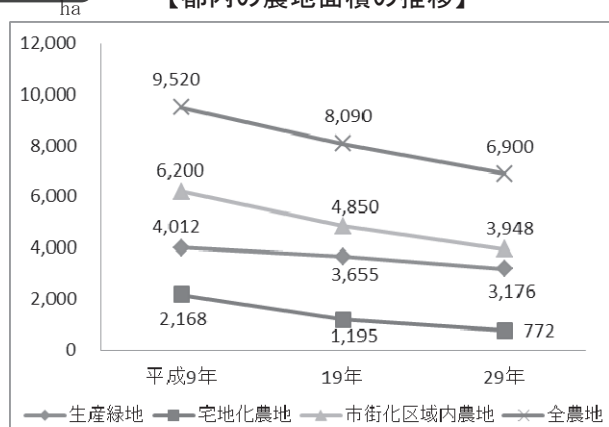
都市農業・農地の現状と国への提案

- 都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を併せ持つ都市の貴重な財産

現 状

- 東京都の農地の6割が、市街化区域内に存在、そのうち3/4以上が生産緑地
- 10年間で約900haの市街化区域内農地が減少
- 農地減少の主な要因は相続
 - ・ 地価が高いため、高額な相続税の負担

【都内の農地面積の推移】



出典：耕地及び作付け面積統計、東京の土地 2017

現行の都市農業・農地に係る制度と課題

■ 制度

生産緑地制度

- 市街化区域内で農地を保全する制度
 - ・ 固定資産税は農地課税
 - ・ 相続税は宅地課税だが、納税猶予制度が適用可

相続税納税猶予制度

- 後継者に農地を引き継ぐための税制の特例
 - ・ 終生営農が条件
 - ・ 市街化区域内では生産緑地のみが対象(田園住居地域を除く)

■ 課題

- ・ 農業に必要な農機具倉庫や畜舎、屋敷林等は、相続税が宅地課税されている
- ・ 自治体の財政が脆弱なため、買取り申出に対応できない

国への提案要求

- 都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、制度改善や税制措置に取り組むこと
 - ・ 農業用施設用地や屋敷林等について、相続税納税猶予制度の適用拡大
 - ・ 生産緑地の買取りのために財政的な支援を拡充
 - ・ 相続税で物納された土地の農的利用を継続させる新たな制度を創設

1 1 ウメ輪紋ウイルス（プラムポックスウイルス） の緊急防除

（提案要求先 農林水産省）
（都所管局 産業労働局）

- （1）PPVの根絶に向け、必要な人員、予算を確保すること。
- （2）PPV防除の強化対策を確実に実施すること。

<現状・課題>

平成21年4月、特定重要病害虫として国内への侵入が警戒されていたウメ輪紋ウイルス（プラムポックスウイルス。以下「PPV」という。）が、東京都青梅市内のウメにおいて初確認された。

その後、八王子市、あきる野市、福生市、羽村市、日の出町、奥多摩町、足立区、昭島市、小平市及び東久留米市においてもPPV感染樹が確認されたため、農林水産省は緊急防除を実施してきたが、その完了が見込めないことから、平成26年12月、緊急防除に関する省令等を改正し、防除期間を令和3年3月まで延長した。

加えて平成27年4月からは、青梅市において、PPV根絶の早期化を図るための強化対策を実施するとともに、平成28年3月には、根絶確認の精度を高める観点から農林水産省消費・安全局長通知の改正により、調査手法が見直された。

しかし、都管内においては、国の人員が不十分であることに加え、予算が計画的に確保されないため、根絶確認調査や感染植物の伐採が滞るなど、緊急防除の終息の目途が立っていない。

また、青梅市においては強化対策を実施しているが、新たな感染樹が確認されるなど、いまだに根絶には至っていない。

については以下のことを要求する。

<具体的要求内容>

- （1）PPVの根絶に向けて緊急防除を完了させるため、必要な人員、予算を確保すること。
- （2）PPV根絶の早期化を図るため、強化対策を確実に実施すること。

1 2 ライフ・ワーク・バランスの推進【最重点】

1 働き方改革の推進

(提案要求先 内閣府・厚生労働省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、働き方改革推進支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、「働き方改革」に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を合わせて実施すること。
- (2) ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、柔軟な働き方や育児・介護等と仕事の両立など、企業の働き方改革を支援する取組の推進を図ること。
- (3) 中小企業の働き方改革の推進を図るため、長時間労働に繋がる商慣行の是正に取り組むこと。また、中小企業が取組を進めるにあたって、事前の相談などきめ細かな対応を行うとともに、助言及び指導においては、それぞれの企業の事情を踏まえること。

<現状・課題>

残業時間の上限規制や年次有給休暇の付与義務などを定めた働き方改革関連法が、2019年4月から順次施行されている。中小企業の施行は、大企業の適用時期から1年先であるが、経営基盤が脆弱である中小企業が円滑に準備を進め、実情に応じた対応を図れるよう支援を行うとともに、生産性向上に向けた支援も必要である。

「仕事と生活の調和推進のための行動指針」は、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」で示す「仕事と生活の調和が実現した社会」を実現するため、週60時間以上働く雇用者の割合や年次有給休暇の取得率、男性の育児休業取得率など、2020年に達成すべき数値目標を設定している。

このため、仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス、都ではライフ・ワーク・バランスとして推進）に向けて、新たな目標を設定し、更なる取組を推進していくことが重要である。

一方、中小企業の働き方改革については、取引先からの短納期の発注や納期の短縮など取引慣行が阻害となっていることから、こうした長時間労働につな

がる商慣行の是正も必要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、改正法の周知啓発とともに、働き方改革支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、働き方改革に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を合わせて実施すること。
- (2) 全ての労働者が意欲と能力を十分発揮し、生活と仕事の調和のとれた働き方を実現していくために、長時間労働の削減や年次有給休暇等の取得促進、育児・介護等と仕事との両立支援、メンタルヘルス対策などの取組を促す施策を推進すること。
- (3) 中小企業の働き方改革の取組を進めるため、取引先の休日労働や深夜労働に繋がる短納期の発注の抑制など、長時間労働に繋がる商慣行の是正に向けた取組を行うこと。また、中小企業が働き方改革の取組を進めるにあたって、事前の相談などきめ細かな対応が実施可能な体制を整備するとともに、中小企業への助言及び指導においては、労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態などそれぞれの企業の事情を踏まえたものとなるよう配慮すること。

参 考

(1) 働き方改革関連法の概要（労働時間法制の見直し）

主な改正項目		施行日	
		大企業	中小企業
労働基準法	残業時間の上限規制	2019年4月1日	2020年4月1日
	年次有給休暇の付与義務		
	月60時間の残業の割増賃金率引上げ	※施行済	2023年4月1日
	フレックスタイム制の拡充	2019年4月1日	
	高度プロフェッショナル制度の新設		
労働時間等設定改善法	勤務間インターバル（努力義務）	2019年4月1日	
労働安全衛生法	労働時間の客観的な把握	2019年4月1日	
	産業医・産業保健機能の強化		

(2) 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(2010年)数値目標
(抜粋)

(内閣府男女共同参画局)

数値目標設定指標	現状(直近の値)	2020年
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	52.8%	全ての企業で実施
週労働時間60時間以上の雇用の割合	8.2%	5%
年次有給休暇取得率	47.6%	70%
メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合	60.7%	100%
短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)	14.8%	29%
第1子出産前後の女性の継続就業率	38.0%	55%
自己啓発を行っている労働者の割合	43.3%(正社員) 16.4%(非正社員)	70%(正社員) 50%(非正社員)
男性の育児休業取得率	2.30%	13%

2 テレワークの推進

(提案要求先 内閣府・総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省)
(都所管局 産業労働局)

東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、テレワークの導入が促進されるよう、普及啓発や企業への支援策などを拡充すること。また、テレワークが適切に実施されるよう、ガイドライン等の普及啓発を図ること。

<現状・課題>

テレワークは情報通信技術を活用し時間と場所にとらわれない柔軟な働き方を可能とするものであり、育児や介護など家庭と仕事の両立や通勤混雑の緩和等に資することから、働き方改革の有効な手法として期待されている。

国においては、東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、7月 22 日（月）から 9 月 6 日（金）の期間を「テレワーク・デイズ 2019」として実施する。

都においては、交通需要マネジメント（TDM）、テレワークと時差 Biz など新たなワークスタイルと企業活動の東京モデルを「スムーズビズ」と称し、東京 2020 大会のレガシーとして、広く社会に普及していくことを目指している。そのため、企業のテレワークの導入が促進されるよう、企業のステージにあわせた支援など施策を強化することとしている。

一方、雇用型テレワークにおいては、働く時間や場所を柔軟に活用することが可能な一方、労働時間の管理が難しい、仕事と仕事以外の切り分けが難しい、長時間労働になりやすい等の課題がある。このため、適切な労務管理がなされるよう、平成 30 年 2 月「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」の普及を図り、適切な労務管理がなされるよう推進していくことが重要である。

また、自営型テレワークについては、契約に係る紛争を未然に防止し、良好な就業形態とするために、「自営型テレワークの適切な実施のためのガイドライン」の普及啓発等を図ることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 東京 2020 大会に向けて、テレワークの活用が進むよう、テレワーク・デイズの取組などテレワークの気運醸成を強化すること。
- (2) 家庭と仕事の両立や通勤混雑緩和にも資するテレワークの活用が進むよう、中小企業をはじめ、企業のテレワーク導入を促進するための支援策を拡充すること。
- (3) 企業のテレワークの導入にあたり適切に労務管理がなされるよう、ガイドライン等の普及啓発を図ること。
- (4) 自営型テレワークについて、契約に係る紛争を未然に防止し適切な実施が

されるよう、ガイドラインの普及啓発等を図ること。

1 3 非正規労働者に対する支援の強化

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 正規雇用を希望する非正規労働者が円滑に正規雇用に転換できるよう支援策を着実に推進すること。
- (2) 非正規労働者の待遇改善に向け必要な措置を講ずるとともに、改正労働者派遣法等の関係法令が遵守されるよう、周知徹底を図ること。
- (3) 同一労働同一賃金の実現に向けた働き方改革関連法の施行にあたっては、周知の徹底と適切な運用を図ること。

<現状・課題>

非正規労働者をめぐっては、いわゆる「不本意非正規」の問題や、正規労働者と比較して雇用の不安定さやキャリア形成が不十分である、といった課題が指摘されている。

国においては、「正社員転換・待遇改善実現プラン」（平成 28 年 1 月）により非正規労働者の正社員転換・待遇改善を加速させるための取組を強力に推進しており、これまでも助成金の拡充等を図っている。

また、都においても、キャリアアップ助成金に対する上乗せ助成金により正規雇用転換の促進に努めてきたところであり、平成 30 年度からは、転換後の計画的な育成の支援など安定化や定着に取り組んでいる。

しかし、非正規雇用労働者は依然として多く、人手不足による人材の確保等から企業の正規雇用転換の取組は進んでいるものの、引き続き正規転換の促進や転換後の定着などに努めていく必要がある。

一方、これまで、非正規労働者に関するセーフティネットの構築として、社会保険（健康保険、厚生年金等）の適用基準の緩和、改正育児・介護休業法に伴う有期雇用労働者への適用の強化、改正労働契約法におけるいわゆる無期転換ルールの施行など、基準の緩和や法改正等が行われてきているが、これらの適切な適用や運用が重要である。

特に、派遣労働者については、改正労働者派遣法の施行から平成 30 年 9 月 30 日で 3 年を経過するため、派遣先事業所単位と派遣労働者個人単位の期間制限が適用となった。そのため、改正法の適切な運用に向けた周知啓発や指導が必要である。

また、平成 30 年 6 月には「働き方改革関連法」が成立し、パートタイム労働法（パートタイム・有期雇用労働法に改正）、労働契約法、労働者派遣法の改正が、2020 年 4 月から施行（中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は

2021年4月1日)される。

また、これに向けて、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針(いわゆる「同一労働同一賃金ガイドライン」)が、平成30年12月28日に告示されている。

<具体的要求内容>

(1) 企業が非正規労働者を正規雇用として雇用するインセンティブを付与する措置について、広く事業主に周知し利用促進を図ること。

(2) 有期雇用契約労働者をはじめとする非正規労働者の待遇改善に向けた必要な措置を講ずること。

具体的には、社会保険や改正育児・介護休業法、いわゆる無期転換ルール(労働契約法第18条)等の適切な適用や周知啓発をはじめ、改正労働者派遣法による派遣期間上限に関する普及啓発及び法令遵守に向けた一層の取組を行うこと。

(3) 非正規労働者の不合理な待遇差の解消に向けては、中小企業等が適切な対応をとれるよう、ガイドラインの普及啓発や具体的な助言を行うこと。

なお、派遣労働者については、派遣事業者に対して法制度の周知徹底を図るとともに、適切な運用が図られるよう指揮監督を行うこと。

参 考

(国の動向)

(1) 「正社員転換・待遇改善実現プラン」(平成28年1月)

- ・計画期間 平成28年度～平成32年度
- ・具体的な取組事項((1) ①不本意非正規の雇用労働者の正社員転換等) キャリアアップ助成金の活用促進(平成28年度～平成31年度継続的に実施)

(2) 非正規雇用労働者の処遇改善につながる法改正・適用基準緩和等の動き

○社会保険の適用拡大

- ・厚生年金・健康保険の加入対象の拡大(平成29年10月1日から) 週30時間以上働く人に加え、従業員501人以上の会社で週20時間以上働く人なども加入対象(平成29年4月1日からは、労使で合意がなされた場合、従業員500人以下の会社でも社会保険の加入対象が拡大)

○改正育児・介護休業法(施行：平成29年1月1日)

- ・有期契約労働者の育児休業取得要件の緩和 子が1歳になった後も雇用継続の見込みがあること、子が2歳になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかである者を除く →子が1歳6か月になるまでの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと

○無期転換ルールの適用(労働契約法第18条 施行：平成25年4月1日)

- ・無期労働契約への転換(平成30年4月1日から本格適用)

有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換

○改正労働者派遣法(施行:平成27年9月30日)抜粋

- ・より分かりやすい派遣期間規制への見直し

派遣先事業所単位の期間制限:派遣先の同一の事業所における派遣労働者の受入れは原則3年を上限とする

派遣労働者個人単位の期間制限:派遣先の同一の組織単位における同一の派遣労働者の受入れは3年を上限とする

(3)働き方改革関連法の概要等

○雇用形態に関わらない公正な待遇の確保(パートタイム労働法(パートタイム・有期雇用労働法に改正)、労働契約法、労働者派遣法の改正)

- ・見直しの目的

同一企業内における正規と非正規との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるようにすることで、多様で柔軟な働き方を選択できるようにする。

- ・見直しの内容

①雇用形態による不合理な待遇差をなくすための規定の整備

②労働者に対する、待遇に関する説明義務の強化

③行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続き(行政ADR)の規定の整備

- ・施行日 2020年4月1日

※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日

○短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針(同一労働同一賃金ガイドライン)

(厚生労働省告示第430号 平成30年12月28日)

・正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規雇用労働者(パートタイム労働者・派遣労働者)との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないのか、原則となる考え方と具体例を示したもの。

1 4 障害者の就業支援策の一層の充実【最重点】

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 産業労働局)

- (1) 障害者や難病患者の雇用促進や職場定着を図る施策の充実を図ること。また、障害者や難病患者の安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成の支援の充実を図ること。あわせて、改正障害者雇用促進法の「指針」の周知徹底を図ること。
- (2) 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の充実を図ること。
- (3) 民間企業の法定雇用率2.3パーセントへの引き上げを見据えて、企業に対する周知徹底や事業主に対する一層の支援策を講ずること。
- (4) 週所定労働時間20時間未満の障害者の雇用に対する支援策を講ずること。

<現状・課題>

都における平成30年6月1日現在の民間企業の障害者の実雇用率は、1.94パーセントと過去最高を更新し、雇用障害者数も過去最高となっている。

しかし、依然として法定雇用率2.2パーセントを下回っており、大企業の障害者雇用は進展しているものの中小企業の障害者雇用は進んでいないなど、更なる雇用促進の取組が必要である。

また、障害者の雇用においては、雇用されても離職する例が多く、職場定着の支援が重要となっている。さらに、難病を抱える方の就職支援や雇用継続の支援も課題となっている。

一方、障害者の雇用は有期雇用契約が多く、賃金も最低賃金といった場合も多い。このため、安定的な雇用、処遇改善や将来を見据えたキャリア形成の支援など、障害者が希望とやりがいをもって働ける環境整備が必要である。

また、このような環境整備のためにも、改正障害者雇用促進法における差別禁止と合理的配慮義務にかかる「指針」の周知徹底などの普及啓発が重要である。

加えて、精神障害者が法定雇用率の算定基礎に加わり、民間企業の法定雇用率が2.3パーセントへ引き上げられることや、雇用義務の対象となる中小企業の範囲が広がることを見据えて、中小企業をはじめ企業に対する更なる支援策が必要である。

さらに、企業がより一層の障害者雇用を進めていくためには、将来的に週20時間以上の就労を目指す、週20時間未満でしか働けない方に対する支援策が必

要となる。

< 具体的な要求内容 >

- (1) 障害者の雇用の促進とともに、職場定着が図られるよう、職場体験実習やトライアル雇用の推進、ジョブコーチ事業の拡大など施策の充実を図ること。また、障害者や難病患者が安心して活躍できる職場環境を整備するため、安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成を支援する取組の充実を図ること。あわせて、差別禁止や合理的配慮の規定の施行に伴う指針の周知徹底などを行うこと。
- (2) 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業は、特に知的障害者や精神障害者の一般就労を促進するにあたり効果的であることから、充実を図りつつ継続して実施すること。
- (3) 改正障害者雇用促進法により、精神障害者が法定雇用率の算定基礎に追加され、また、民間企業の法定雇用率が2.3パーセントへ引き上げられることも見据えて、精神障害者の雇用を含めた中小企業への理解促進や事業主に対する支援策を講ずること。
- (4) 中小企業に対し、週所定労働時間20時間未満の障害者の雇用に関する理解促進、受入れ体制づくり等必要な支援を実施すること。

参 考

【民間企業の雇用者数（東京）】

平成30年6月1日現在

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成25年度 (対前年比)	116,167.0 (2.9%)	24,148.5 (10.2%)	8,929.5 (33.6%)
平成26年度 (対前年比)	119,984.0 (3.3%)	26,803.0 (11.0%)	11,097.5 (24.3%)
平成27年度 (対前年比)	123,058.5 (2.6%)	29,361.0 (9.5%)	13,558.5 (22.2%)
平成28年度 (対前年比)	125,448.0 (1.9%)	31,712.0 (8.0%)	16,410.0 (21.0%)
平成29年度 (対前年比)	127,568.5 (1.7%)	33,996.5 (7.2%)	19,400.0 (18.2%)
平成30年度 (対前年比)	131,700.5 (3.2%)	37,022.5 (8.9%)	25,071.0 (29.2%)

※雇用者数（人）はカウント数

1 5 水道事業の国際展開の支援に向けた取組の強化

(提案要求先 内閣官房・総務省・外務省・厚生労働省・経済産業省)
(都所管局 水道局・政策企画局)

水道事業の国際展開が着実に実施できるよう、体制及び制度の整備等の必要な措置を図ること。

<現状・課題>

東京都水道局は、どのような水質にも対応できる浄水処理技術を持ち、漏水率3パーセント、料金徴収率99.9パーセントなど、世界トップレベルの水道システムを築き上げてきている。

世界的な水問題への対応など、我が国の技術に対する期待が高まる中、これまで培ってきた技術を生かし、日本企業の海外展開を後押しするとともに、途上国の水道事情の改善に貢献するため、国際展開に取り組んできた。

国際展開を着実に推進するためには、各国のニーズや事業に係るリスクを十二分に把握しつつ、海外での事業展開に当たっての戦略と戦術を練り上げて推進することが重要である。

また、水道事業には、浄水場や水道管路など大規模な施設が必要であり、その整備や改善に長い時間と多くの資金が必要となる。特に途上国では水道事業体の財政基盤が脆弱なため、事業化に当たり資金の補助が必要である。

これまで、国においても取組が進められてきたが、今後も国際展開を着実に実施していくには、引き続き、効果的な制度の整備等に取り組むことが必要である。

<具体的要求内容>

(1) 政策金融支援の改善、公的保証制度の拡充を図ること。

特に、地方自治体の国際展開支援に資するよう、円借款の運用条件緩和など、タイド条件が適用できるODAを戦略的に展開し、日本企業への受注につながるような事業推進を図るとともに、プロジェクト組成に係る経費への支援を行うこと。

(2) より効果的な海外情報の収集・提供や、トラブル、災害・テロ発生時における調整・対処など、引き続き、地方自治体の海外での事業展開の積極的な支援を行うこと。

参 考

【DAC諸国の政府開発援助実績（2016年）】

(単位:百万ドル)

支出総額ベース					支出純額ベース			
順位	国名	実績	構成比 (%)	対前年比 (%)	順位	国名	実績	対前年比 (%)
1	米国	35,121	22.3	10.7	1	米国	34,412	11.1
2	ドイツ	26,819	17.0	35.8	2	ドイツ	24,736	37.9
3	英国	18,204	11.5	-2.5	3	英国	18,053	-2.7
4	日本	16,808	10.7	11.8	4	日本	10,417	13.2
5	フランス	11,742	7.4	7.3	5	フランス	9,622	6.4
6	イタリア	5,159	3.3	27.2	6	イタリア	5,087	27.1
7	オランダ	5,145	3.3	-11.6	7	オランダ	4,966	-13.3
8	スウェーデン	5,014	3.2	-30.1	8	スウェーデン	4,894	-31.0
9	スペイン	4,672	3.0	159.7	9	ノルウェー	4,380	2.4
10	ノルウェー	4,403	2.8	2.3	10	スペイン	4,278	206.3
11	カナダ	3,974	2.5	-8.0	11	カナダ	3,930	-8.1
12	スイス	3,664	2.3	1.1	12	スイス	3,582	1.5
13	オーストラリア	3,281	2.1	-6.2	13	オーストラリア	3,278	-6.2
14	デンマーク	2,521	1.6	-5.4	14	デンマーク	2,369	-7.7
15	ベルギー	2,348	1.5	18.8	15	ベルギー	2,300	20.8
16	韓国	2,320	1.5	16.3	16	韓国	2,246	17.3
17	オーストリア	1,642	1.0	23.4	17	オーストリア	1,635	23.6
18	フィンランド	1,060	0.7	-19.0	18	フィンランド	1,060	-17.7
19	アイルランド	803	0.5	11.7	19	アイルランド	803	11.7
20	ポーランド	689	0.4	47.9	20	ポーランド	663	50.4
21	ニュージーランド	438	0.3	-0.8	21	ニュージーランド	438	-0.8
22	ポルトガル	392	0.2	10.9	22	ルクセンブルク	391	7.8
23	ルクセンブルク	392	0.2	8.0	23	ギリシャ	369	54.4
24	ギリシャ	369	0.2	54.4	24	ポルトガル	343	11.4
25	チェコ	260	0.2	30.8	25	チェコ	260	30.8
26	ハンガリー	199	0.1	28.0	26	ハンガリー	199	28.0
27	スロバキア	106	0.1	24.8	27	スロバキア	106	24.8
28	スロベニア	81	0.1	28.5	28	スロベニア	81	28.5
29	アイスランド	59	0.0	47.3	29	アイスランド	59	47.3
	DAC諸国計	157,682	100.0	10.2		DAC諸国計	144,956	10.2

出典: DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)

(注)

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・卒業国向け援助を除く。
- ・ハンガリーは2016年に加盟。
- ・ニュージーランドは2016年実績の確定値データをDACに未提出であるため、暫定値を使用。

【DAC諸国の二国間政府開発援助のタイピング・ステータス】

(約束額ベース、単位:%)

国名	アンタイト ^{*1}		部分アンタイト		タイト ^{*2}	
	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年
オーストラリア	100.0	100.0	-	-	-	-
ギリシャ	100.0	34.5	-	-	-	65.5
アイスランド	100.0	100.0	-	-	-	-
アイルランド	100.0	100.0	-	-	-	-
ノルウェー	100.0	100.0	-	-	-	-
英国	100.0	100.0	-	-	-	-
カナダ	100.0	100.0	-	-	0.0	-
オランダ	99.7	92.8	0.1	0.3	0.2	6.8
スウェーデン	99.7	93.3	0.3	1.0	0.0	5.7
イタリア	99.2	98.8	0.0	0.2	0.8	1.0
デンマーク	99.1	100.0	-	-	0.9	-
ルクセンブルク	98.2	98.0	-	-	1.8	2.0
ドイツ	98.0	97.9	-	-	2.0	2.1
ニュージーランド	n.a.	97.2	n.a.	-	n.a.	2.8
スイス	97.1	97.5	-	-	2.9	2.5
フランス	96.6	97.4	-	-	3.4	2.6
スロベニア	95.2	32.2	-	-	4.8	67.8
ベルギー	94.9	95.0	-	-	5.1	5.0
スペイン	93.3	79.4	0.1	-	6.6	20.6
日本	86.2	82.3	-	-	13.8	17.7
スロバキア	77.0	69.9	9.2	2.3	13.8	27.8
オーストリア	72.5	47.6	-	-	27.5	52.4
米国	65.9	56.4	-	-	34.1	43.6
韓国	62.3	58.0	0.0	0.3	37.7	41.7
チェコ	55.2	59.3	-	-	44.8	40.7
ポルトガル	44.6	34.1	-	-	55.4	65.9
ポーランド	35.6	32.7	-	-	64.4	67.3
フィンランド	5.2	92.8	-	-	94.8	7.2
ハンガリー	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
DAC諸国平均	84.6	80.6	0.0	0.0	15.3	19.4

出典: DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)

(注)

- ・国名はアンタイトの比率の高い順。
- ・四捨五入の関係上、合計が100%にならないことがある。
- ・ハンガリーは2016年に加盟。
- ・ニュージーランドは2016年実績の確定値データをDACに未提出。

- *1 実施するプロジェクトに必要な材及びサービスの調達先を特定の国に限定しない資金協力。
- *2 実施するプロジェクトに必要な材及びサービスの調達先を特定の国に限定する資金協力。

※2017年版 開発協力白書より

1 6 情報通信網の維持管理に対する支援

(提案要求先 総務省)
(都所管局 戦略政策情報推進本部)

島しょ部における超高速ブロードバンド環境整備後の後年度負担に対し、必要な財源を確実に措置すること。

<現状・課題>

超高速ブロードバンドは全国の整備率が99.2%に達する基本インフラであるが、都内島しょ部においては、人口規模が小さく、採算面等から民間事業者による整備が進んでこなかった。

このような状況を改善するため、都では本土と各島との通信確保のための海底光ファイバーケーブルを、各村では島内ネットワークであるF T T H網をそれぞれ整備することとし、都内島しょ部におけるブロードバンド環境の改善を進めているところである。

現在までに、都では、平成22年度に小笠原、平成28年度に神津島、御蔵島、平成29年度に新島、式根島の通信基盤の整備を完了しており、これにより、利島、青ヶ島以外の各島では、超高速ブロードバンドの利用が開始され、多方面における利活用が進んでいる。また、残る利島、青ヶ島においても国の財政支援が得られることとなったことから、平成31年度内の利用開始に向け、通信基盤整備を進めているところである。海底光ファイバーケーブル等の通信基盤施設の設置に対しては国の財政支援がなされ整備が進んだところであるが、当該施設は島しょ地域の継続的な発展に大きく寄与していくものであることから整備後も確実に維持管理していくことが不可欠である。

国は、制度整備や通信環境整備の維持管理に対する支援などを行い、条件不利地域においても、将来にわたり安定した通信環境を維持できるように適切に対応する必要がある。

<具体的要求内容>

超高速ブロードバンド環境整備後の後年度負担が大きく、運営自治体の財政を圧迫する要因となることから、ブロードバンドアクセスをユニバーサルサービス制度の適用対象とすることなど、後年度負担の軽減に向けた十分な支援策について早期に実現を図ること。

1 7 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応

(提案要求先 農林水産省・国土交通省・防衛省)
(都所管局 産業労働局・総務局)

- (1) 中国漁船の領海侵犯及び違法操業への取締り体制の強化を継続すること。
- (2) 中国漁船の違法操業により影響を受けた漁場の回復策を引き続き講じること。

<現状・課題>

東京都の伊豆諸島、小笠原諸島は、日本の広大な排他的経済水域を支えており、漁業はこうした島しょ地域の基幹産業である。しかしながら、平成26年9月から平成27年1月にかけて、伊豆諸島、小笠原諸島周辺海域に多数の中国漁船とみられる船舶が出現し、排他的経済水域のみならず、領海にまで立ち入り、違法な宝石さんご漁業を行うという由々しき状態が続いた。こうした行為は、明確な領海侵犯である。

平成27年3月に水産庁が小笠原諸島周辺海域で実施した調査によると、中国漁船の漁網が海底に残存していることや、違法操業による宝石さんごや底生生物への影響が確認された。

また、多数の大型漁船による違法操業により、漁場への長期的な影響が懸念されることから、都では、現在、漁業調査指導船により漁場への影響調査を実施している。

その後は海上保安庁や水産庁による取締りの効果もあり、中国漁船の違法操業は確認されていないものの、本年2月に母島沖の排他的経済水域内で、宝石さんご漁業に使用する網を所有している中国漁船が海上保安庁の停船命令に従わずに逃走する事件が発生している。

引き続き以下のとおり要求する。

<具体的要求内容>

- (1) 貴重な水産資源を有する我が国の排他的経済水域の権益を守るとともに、領土・領海の保全に万全を期し、都民の安全で安心な生活を確保するために必要なあらゆる対策を、引き続き実施すること。
特に、中国漁船の違法操業に対しては、万全な措置を講じること。
- (2) 中国漁船の違法操業により影響を受けた小笠原諸島周辺海域の漁場環境を回復するため、海底に残存している漁網の回収支援を引き続き講じること。

1 8 職場における女性の活躍を推進する雇用就業

施策の充実【最重点】

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 産業労働局)

女性の活躍を推進する観点から、女性の活躍推進に向けた取組を行う企業への支援策の充実や、女性の再就職に向けた施策の強化を図ること。

<現状・課題>

人口減少社会を迎える中、日本の成長を持続させていくためには、将来を担う若者だけではなく、女性や高齢者等が能力や個性を十分発揮し働き続けられることが必要である。

とりわけ、我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動や行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ、社会全体に活力を与えることにもつながるものである。

しかし、女性の有業率が描くM字カーブの底は上昇しているものの、出産・育児を機に労働市場から退出する女性はいまだに多く、また、女性の出産後の継続就業は依然として困難な状況にある。

平成28年4月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律により、常時雇用する労働者が300人を超える事業主に対し行動計画の策定が義務化された。加えて、令和元年5月には、101人以上300人以下の企業にも行動計画の策定が義務付けられる同法の改正案が成立したところである。

<具体的要求内容>

(1) 女性の活躍推進に向けた取組を行う企業に対する支援策の充実や、中小企業に対する行動計画の策定支援等を強化すること。具体的には、中小企業における女性の職域拡大に向けて、女性用のトイレや更衣室の設置など、職場内で女性が能力発揮し活躍できる環境整備に対して支援を行うこと。

また、女性管理職が相当程度少ない企業において、女性社員向けの人材育成やキャリア形成支援の取組に対して支援を行い、女性の管理職登用やキャリアアップを中小企業に促すこと。

(2) 女性のライフステージに対応した活躍を支援するため、マザーズハローワーク事業の充実強化など、子育て等により離職した女性の再就職に向けた施策を一層充実すること。

19 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進【最重点】

(提案要求先 内閣官房・農林水産省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

全国の中小企業のビジネスチャンスを拡大し、日本全体の経済の活性化を図るため、都と連携して全国の事業者にも「ビジネスチャンス・ナビ2020」の利用を促すこと。

<現状・課題>

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の開催は、東京そして日本に世界の注目が集まるとともに、様々なビジネスチャンスが生み出されるなど、全国の産業が飛躍を遂げる絶好の機会である。

東京都は、都内はもとより全国の中小企業等にこうしたビジネスチャンスを波及させていくため、東京商工会議所及び東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、東京都中小企業振興公社と連携して「中小企業世界発信プロジェクト」を実施している。

その取組の一貫として、都、国、組織委員会などの様々な発注情報を一元的に集約したポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ2020」を平成28年4月より運営しており、このサイトを全国の事業者が活用することにより、受注機会の拡大やビジネスパートナーの開拓につなげている。

さらに、平成30年8月には、ウェブによる見本市を新たに設け、本サイトに登録している企業の製品やサービスを紹介するなど、販路開拓の支援を強化している。

本サイトを含む中小企業世界発信プロジェクトについては、組織委員会の「東京2020アクション&レガシープラン2018」や、国の「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告」に掲載されるなど、都や経済団体等と連携し、東京2020大会を契機に全国の中小企業の受注機会を拡大していくこと等が位置付けられている。

また、組織委員会をはじめとする東京都の外郭団体も順次、電子入札システムとして活用を開始しており、都としても今後一層の活用促進を図るとともに、東京2020大会とその先を見据え、民間企業同士の受発注取引の活性化も進めていく。

日本全体の経済の活性化を図るためには、このサイトへの登録・案件掲載を促していくことが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 「中小企業世界発信プロジェクト」を都と連携して推進していくこと。
- (2) 特に、その取組の一環である「ビジネスチャンス・ナビ2020」について、都と連携して全国の事業者に登録・利用を促し、中小企業の受注機会の拡大を図ること。

参 考

<中小企業世界発信プロジェクトの概要>

東京2020大会等を契機とする中長期的な受注機会の拡大や販路開拓支援など、中小企業の更なる飛躍に向け、以下の取組を展開する。

① ビジネスチャンス・ナビ2020

東京2020大会等を契機とする官民の調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイトであり、受発注取引のマッチングをサポートし、中小企業の受注機会の拡大を支援する。また、サイトを通じた受発注取引や事業者のPR情報をもとに、ビジネスパートナー企業の検索を可能とする。

② 東京ビジネスフロンティア

中小企業が開発した創意あふれる製品やサービスを一堂に集め、大規模な展示会へ出展する。

<組織委員会や国における位置づけ>

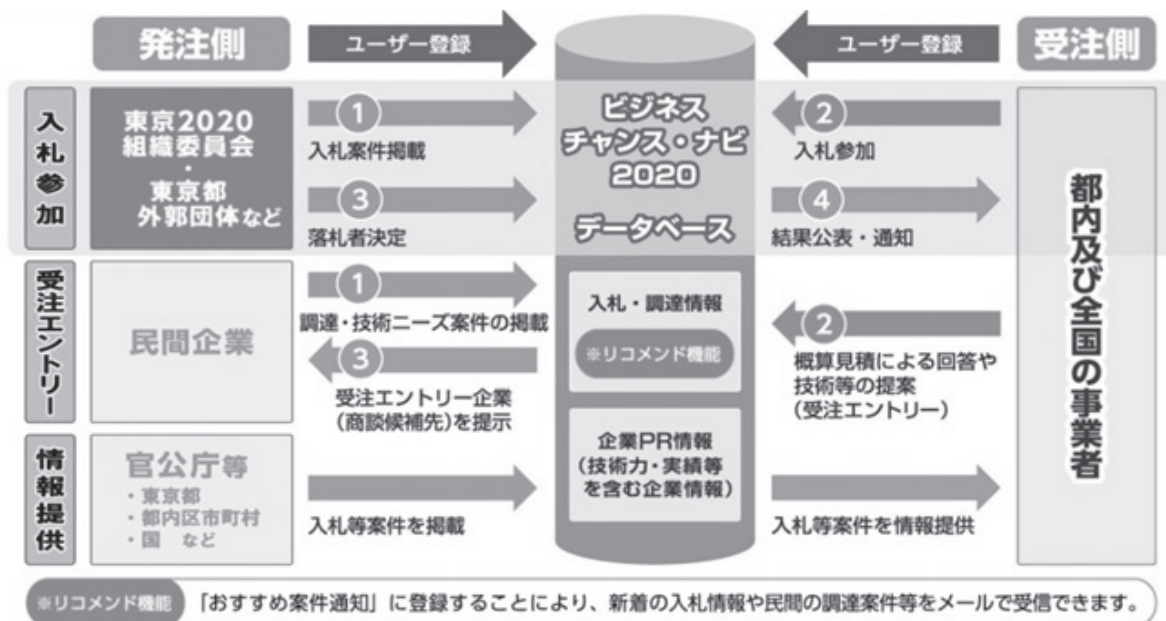
○東京2020アクション&レガシープラン2018 アクション一覧（抜粋）

東京2020大会開催等を契機とする様々な調達情報などを提供する「ビジネスチャンス・ナビ2020」を活用し、東京のみならず全国の中小企業の受注機会の拡大を支援

○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告（平成30年5月）（抜粋）

大会開催に伴う経済効果を産業の持続的な成長につなげていくため、東京都と中小企業支援機関で構成される「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」が構築し、平成28年4月から本格的に稼働されている、「ビジネスチャンス・ナビ2020」について、東京都、大会組織委員会、経済界等と連携し、全国の中小企業に広く発注情報を提供するポータルサイトとして、積極的な活用が進められている。

【ビジネスチャンス・ナビ2020の概要】



20 国内の水道事業者への支援

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 水道局)

課題を抱える国内中小水道事業者等への支援を行うに当たって、
新たな財政措置の創設を図ること。

<現状・課題>

全国に約1,400ある上水道事業者のうち、給水人口10万人未満の小規模自治体が8割以上を占めており、こうした自治体では職員が平均10人程度であることに加え、技術職員の占める割合も大規模な自治体に比べると低く、施設管理等に係る負担も大きくなっている。

水道事業が抱えるこのような課題に対し、厚生労働省では、水道の基盤の強化に向け、適切な資産管理の推進や、広域連携、官民連携の推進等を掲げた水道法の改正案を第196回国会に提出し、第197回国会において参議院及び衆議院で可決され、成立している。

こうした動きを踏まえ、公益社団法人日本水道協会関東地方支部においては、平成29年8月から首都圏水道事業者への支援事業を進めてきている。しかしながら、この取組を今後本格的に展開していく上で必要となる、事業者相互の支援を後押しする国による枠組み等が現在ない状況である。

<具体的要求内容>

大規模な水道事業者が中小水道事業者等に対して、原水水質の悪化や施設の老朽化対策、経営基盤強化等の支援を実施するに当たり、国は、事業者相互の支援を促進する新たな財政措置の創設に取り組むこと。

2 1 企業による保育施設設置への支援

(提案要求先 内閣府)
(都所管局 産業労働局)

「企業主導型保育事業」を活用した保育施設について企業の需要に応じた適切な対応を図るとともに、大都市の実情を踏まえた助成内容の支援を行うこと。

<現状・課題>

保育所の待機児童解消を図り、仕事と子育てとの両立を後押しするためには、多様な保育サービスの提供が不可欠であり、「企業主導型保育事業」による保育施設設置は、その有効策の一つである。

国は、「子育て安心プラン」による平成30～32年度末までの32万人の保育の整備目標のうち6万人を本事業で整備する方針としているが、都内企業の需要については、引き続き注視していく必要がある。

また、東京は地価や賃借料が地方と比べ高額であり、施設を設置する上で大きな課題となっている。

現行の「企業主導型保育事業」の助成制度では、整備費は地域区分に応じた助成額が設定されているものの、賃借料については定員区分に応じて全国一律の加算額が設定されており、大都市の実情に応じた額になっていない。

<具体的要求内容>

32年度以降についても引き続き企業の需要に応じ、適切に整備を進めること。

また、厚生労働省による「保育対策総合支援事業費補助金」では、保育所等の安定的な運営に資するため、平成29年度より「都心部における保育所等への賃借料支援事業」を実施し、賃借料の実勢価格と賃借料加算の収入額が乖離している地域の保育所等についてその乖離分の補助を行うこととしている。

企業主導型保育事業助成金についても、同様に、賃借料加算額を見直し、大都市の実情に応じた助成内容に充実すること。

2 2 中小企業の人材確保・定着への支援

(提案要求先 厚生労働省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

少子高齢化による労働力人口の減少を踏まえ、東京の経済を支える中小企業の人材確保・育成を促進していくための総合的な対策を実施すること。

<現状・課題>

景気回復による企業の採用活動の活発化や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴い労働力の需要が高まる中、多くの産業において人手不足が深刻化しており、人手不足による倒産も増加傾向となっている。

特に中小企業においては、募集をかけても応募者が少ない、自社の強みを求職者に伝えるノウハウが不足しているなどの課題を抱え、求める人材を採用できない状況となっている。

また、人材の計画的・中長期的な育成や活用にも課題を抱え、若年者の定着や技能承継に支障を来しているという状況もある。

さらに、国による新たな在留資格の創設等により外国人材の受入れ拡大が図られており、これに伴い、中小企業において外国人が安心して就労できる環境づくりが急務となっている。

中小企業が存続し、成長を遂げていくためには、人材の確保・育成は不可欠であり、ミスマッチの解消や実態を踏まえた総合的な支援を図る必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 中小企業が若手人材を採用できない主な要因は、学生の大企業志向や中小企業に関する情報不足であることから、企業研究促進や就業観の醸成に関する職業教育の充実を図るなど、学生や学校が中小企業に対する理解を深める対策を行うこと。
- (2) 即戦力となる中核人材の確保に向けては、ハローワークや民間職業紹介事業者との求職・求人情報の共有による連携強化や、専門知識・経験を有する人材と中小企業のマッチング支援の推進など、総合的な対策を図ること。
- (3) 外国人が安心して日本で就労できるよう、中小企業における労働環境の確保や、住宅をはじめとする生活基盤の整備等について、支援の充実を図ること。
- (4) 人材不足が深刻な建設、医療、福祉、運輸業等における人材確保状況や労働実態を踏まえ、従業員への処遇改善など、総合的な確保対策を行うこと。

2 3 高齢者の就業を推進するための支援の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

高齢者が希望や能力、経験などに応じて働き続けられるように、高齢者に向けた就業支援を一層充実するとともに、企業における高齢者雇用への理解や高齢者を受け入れる職場環境の整備を促進すること。

<現状・課題>

東京都における65歳以上の求職者(都内ハローワーク)は年々増加しているが、平成29年度における就職率は26.8%(東京労働局)に留まっている。

今後、高齢者の就業を推進し、高齢者が生涯現役で働き続けられるようにしていくには、高齢者が希望する仕事と求人とのミスマッチを解消するとともに、企業の高齢者の雇用に対する理解を促し、さらに高齢者が活躍する場を創出することが必要である。

また、平成30年「高年齢者雇用状況報告書」(平成30年11月東京労働局)によると、都内の従業員31人以上の企業のうち、66歳以上になっても継続して働ける企業は2割程度であることから、高齢者の継続雇用に向けた企業への支援を充実させることも必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 都内ハローワークに設置されている「生涯現役支援窓口」等を活用して、高齢者に向けた情報提供や相談支援を充実するとともに、教育・訓練のプログラムや職場体験等を含めた企業とのマッチング機会の拡大・充実を図ること。
- (2) 企業向けの広報等を通じて企業の高齢者雇用への理解を促進するとともに、企業が高齢者を受け入れるための職場環境を整備するため、情報提供や相談支援などを充実させること。
- (3) 65歳以上の高齢者を採用した企業や、高齢者雇用の継続雇用に向けた制度構築に取り組む企業への支援を一層充実させること。

9

スポーツ・青少年・教育

9
スポーツ・
青少年・教育

1 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援【最重点】

(提案要求先 内閣官房・内閣府・警察庁・復興庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・スポーツ庁・文化庁・厚生労働省・農林水産省・林野庁・経済産業省・国土交通省・観光庁・環境省)
(都所管局 オリンピック・パラリンピック準備局・都民安全推進本部・戦略政策情報推進本部・総務局・生活文化局・都市整備局・環境局・福祉保健局・病院経営本部・産業労働局・建設局・教育庁)

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）開催に向け、国を挙げて全面的に支援すること。

<現状・課題>

東京 2020 大会の開催が来年に迫り、大会準備も、競技会場が順次、竣工及び改修が完了するとともに、競技のテストイベントが本格化するなど、ハード・ソフトの両面において大会準備の総仕上げの段階に移ってきた。残された1年間で東京 2020 大会の成功を確実なものとし、アスリートはもとより、世界中の人々の高い期待に応えていくためには、国を挙げた開催支援体制の更なる拡充が必要である。

国が平成27年11月に閣議決定した「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」では、「大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方公共団体と密接な連携を図り、オールジャパンでの取組を推進するため、必要な措置を講ずる。」こととされている。

また、平成29年5月31日には、国、都、組織委員会、競技会場が所在する自治体の四者で、東京 2020 大会の役割分担及び経費分担に関し、基本的な方向について合意した。合意では「オールジャパンでの取組を推進するために必要な協力・支援を行う」とされており、ここには必要な地方の財源確保も含まれている。

大会の成功に向け、国を挙げて開催準備に取り組むことが必要となる中、国としてこれまで以上に役割と責任を果たしていくことが求められている。

なお、日本全国12会場で開催されるラグビーワールドカップ 2019™には、スポーツ振興や国際交流、経済の活性化、東日本大震災及び熊本地震からの復興等、幅広い効果が期待できる。このラグビーワールドカップ 2019™を成功させるとともに、翌年開催の東京 2020 大会につなげていく必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 東京 2020 大会開催に向けて、国の施策に関する事項について必要な措置

を講じるとともに、競技会場等の整備、セキュリティ対策や輸送などの東京2020大会に関する事項全般について、各種交付金・国庫補助負担金の活用や地方財政措置など財政面を含め全面的に支援を行うこと。

- (2) 競技会場として都、他自治体及び民間事業者が整備を行う恒久施設については、国庫補助負担率等国の通常の財政措置の枠組みを超えた積極的な財政支援を行うこと。

また、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」への対応や木材の活用促進など、施設の充実に資する整備についても、積極的な財政支援を行うこと。

- (3) 東京2020大会に関連するインフラ整備に関し、国の所管分については着実に整備を進めるとともに、都整備分については積極的な財政支援を行うこと。
- (4) 東京2020大会開催に向けて外国人旅行者の受入環境を整備し、その利便性の向上を図ることが重要であることから、その方策の一つとして、「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」が策定した基本的な考え方及び取組方針を踏まえ、各機関・団体と連携・協働した取組を推進することなどにより、ICTも活用しながら外国語表示・標識等の整備を促進すること。

さらに、AIによる多言語音声翻訳技術の開発及び利用促進を図ること。

- (5) 東京2020大会に向けて、外国人旅行者等が安心して医療を受けられる体制を整備するため、医療通訳の育成・活用体制の整備など、医療機関における多言語による診療体制の整備に向けた取組に対する支援を行うこと。
- (6) 東京2020大会に向けて、安定的な大会運営に資するよう、アンブッシュ・マーケティングの防止について必要な措置を講じること。
- (7) 東京2020大会に向けて、チケットの不正転売を防止するための法律が成立されたが、大会時における観客の公平な観戦機会の享受などが実現されるよう、法の実効性を高めるための必要な措置を講じること。
- (8) 東京2020大会の関係者（ID兼資格認定カードを所持する者）が大会において必要な役割を果たすために必要な期間、査証なしで入国し、滞在できるよう、必要な措置を講じること。
- (9) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第27条に基づき、東京2020大会の開催に必要な補助金を交付するとともに、大会開催に必要な資金に対してスポーツ振興くじ助成金を交付するなど必要な措置を講じること。
- (10) 東京2020パラリンピック競技大会について、円滑な開催準備のために積極的に支援を行うとともに、障害者スポーツ振興に力を注ぐこと。
- (11) 東京2020大会をドーピングのないクリーンな大会とするため、世界アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング対策について、組織委員会と関係行政機関等が連携するための体制の構築を支援するなど、国として必要な措置を講じること。
- (12) 東京2020大会を文化の面でも成功に導くとともに、日本の多彩な芸術文化の魅力を世界に発信するため、都や組織委員会が取り組む様々なプロジェクト及び全国の自治体が独自に実施する大規模かつ象徴的な文化プログラムに対し、必要な財政支援を行うこと。

また、東京 2020 大会を契機とし、文化プログラムを全国に浸透させ、レガシーとしていくため、財政支援に加え、地域で活躍するアーティストや文化団体等に対する人材育成支援や、事業の企画・実施体制を構築・強化する取組への支援等を充実すること。

(1 3) 日本文化の魅力を世界に効果的に発信していくため、国、都及び組織委員会から構成される関係者会議を活用して、各主体の目玉事業や大型プロジェクトの情報共有、戦略的広報の検討を行うなど、連携を強化すること。

(1 4) 東京 2020 大会に向けて、社会に貢献しようとするボランティアマインドの醸成、多様性を尊重し、障害者を理解する心のバリアフリーの涵養、自他を認め合う豊かな国際感覚の育成などを可能とするとともに、こうした取組について、大会終了後もレガシーとして教育活動に残していけるような、オリンピック・パラリンピック教育プログラムの展開を全国に広げること。

また、子供たちの学びを支える教員の指導力の向上を図るため、オリンピック・パラリンピックの価値や意義の理解に資する研修や、障害者スポーツ指導者講習など、オリンピック・パラリンピック教育に関する教員研修等の拡充を進めること。

(1 5) 東京 2020 大会の成功には大規模かつ質の高いボランティアの確保が必要なため、全国から幅広い世代の参加を促進する気運の盛り上げや、着実な育成のための研修環境の確保に向けた支援等を行うこと。

また、ボランティア休暇の普及・取得促進をはじめ、大会時にボランティアに参加しやすい環境づくりなど、ボランティアの円滑な運用を行う上で必要な措置を講じること。

(1 6) 東京 2020 大会は「復興オリンピック・パラリンピック」でもあり、被災地の復興なくして大会の成功はないため、大会が被災地の復興の後押しとなるよう、国として必要な事業を着実に実施するとともに、事前キャンプ地の誘致や大会関連イベント等の取組に対する支援を行うなどオールジャパンでの開催気運の盛上げにつなげていくこと。

(1 7) 東京 2020 大会の聖火リレーを安全かつ着実に成功できるよう、必要な支援を行うこと。

(1 8) 大会成功とともに開催効果を全国に広く波及させていくため、全国の自治体の実施する聖火リレーやパブリックビューイングなどの開催気運の盛上げに向けた様々な取組に対する支援を行うこと。

(1 9) 平成 29 年 4 月に公表されたセキュリティ基本戦略に基づき、国が行うべき施策について必要な措置を講じるとともに、テロを含む治安対策、サイバーセキュリティ対策、災害対策及び感染症対策を都、組織委員会等と連携して実施し、セキュリティ対策に万全を期すこと。

(2 0) 円滑な大会輸送の実現と、我が国の経済活動との両立を図れるよう、テレワークやオフピーク通勤の推進をはじめ、料金施策を含む首都高の追加対策の検討や、物流対策として、全国規模での荷主・配送先企業等の理解・協力及び 2020 アクションプラン策定に向けた情報発信等、交通需要マネジメント (TDM) の推進に向け、都及び組織委員会と連携した着実な取組を行うこと。また、混雑緩和に向けて、市民や都外からの来訪者に向けた積極的な

TDM広報に取り組むこと。

- (2 1) 東京 2020 大会の成功に向けて、大会時を見据えたテスト期間における TDM の効果検証及びその結果を踏まえた取組に対する支援を行うこと。
- (2 2) 東京 2020 大会時に想定される多くのビジネス航空の飛来に備え、受入れ環境の整備を図ること。
- (2 3) 東京 2020 大会に向けて、外国人等に対する熱中症等の関連情報の発信・注意喚起の充実を図るとともに、気象に係る高度な予測情報の提供等、暑さ対策の推進に向けた取組を行うこと。
- (2 4) 東京 2020 大会開催に向けた外国人旅行者の安心・安全確保のため、地震・大型台風等の災害時における情報提供体制の強化について、都、組織委員会等と連携して取組を推進すること。
- (2 5) ラグビーワールドカップ 2019™ の成功に向け、会場アクセス、交通・警備、セキュリティなどに関する取組に対し支援を行い、大会成功のレガシーを東京 2020 大会の成功へと繋げていけるよう、都や他の自治体の取組に対し、全面的に協力するとともに国として積極的な財政支援を行うこと。

参 考

○ スポーツ基本法（抜粋）

（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

○ スポーツ振興投票の実施等に関する法律（抜粋）

（スポーツ振興投票に係る収益の使途）

第二十一条 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもって、文部科学省令で定めるところにより、地方公共団体又はスポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下この条及び第三十条第三項において同じ。）が行う次の各号に掲げる事業に要する資金の支給に充てることができる。

- 一 地域におけるスポーツの振興を目的とする事業を行うための拠点として設置する施設（設備を含む。以下この項において同じ。）の整備
- 二 スポーツに関する競技水準の向上その他のスポーツの振興を目的とする国際的又は全国的な規模の事業を行うための拠点として設置する施設の整備
- 三 前二号の施設におけるスポーツ教室、競技会等のスポーツ行事その他のこれらの施設において行うスポーツの振興を目的とする事業（その一環として行われる活動が独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号。以下「センター法」という。）第十五条第一項第二号及び第四号に該当する事業を除く。次号において同じ。）

2 スポーツ振興事業の推進

1 国立霞ヶ丘競技場建替えの推進

(提案要求先 内閣官房・スポーツ庁・財務省)
(都所管局 オリンピック・パラリンピック準備局・都市整備局・建設局)

スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、国立霞ヶ丘競技場を、大規模国際大会が開催可能なスタジアムへと建て替えるための取組を、新国立競技場の整備計画に基づき、国が責任を持って推進すること。

<現状・課題>

国立霞ヶ丘競技場は、建替え後、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）のメインスタジアム及び国際大会の開催会場として計画されている。

平成 27 年 7 月 17 日に内閣総理大臣が旧整備計画の見直しを表明した。その後、8 月 10 日の第 2 回新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）において、知事が都としての意見を述べ、同月 28 日の第 4 回関係閣僚会議において、「新国立競技場の整備計画」が決定された。

この整備計画を基に、日本スポーツ振興センターが新国立競技場整備事業者の公募を開始し、同年 12 月 22 日に優先交渉権者を決定した。その後、平成 28 年 2 月から設計を開始し、同年 12 月に本体工事に着工した。

また、新国立競技場の整備に係る財源案について、平成 27 年 12 月 1 日に東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣、文部科学大臣、知事の三者が会談して合意し、同月 22 日の第 5 回関係閣僚会議において、「新国立競技場の整備に係る財政負担について」が決定された。これに基づいて、平成 28 年 5 月に独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号）等が改正された。

今後は、公園を含む周辺整備に向けた協議・調整、施設要件をはじめとした東京 2020 大会との整合、大会準備期間を踏まえた早期の竣工等が求められる。また、都が整備費用の一部を負担することから、大会後のレガシーとして、都民の便益が確保される必要がある。これらの課題に対応するには、国主導によるスピード感のある着実な取組が不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 関係閣僚会議において決定された「新国立競技場の整備計画」に基づき、東京 2020 大会のメインスタジアムとして期限内に着実な整備が行われるよう国が責任を持って進めること。整備に当たっては、木材調達などにおいて持続可能性に配慮したものとすること。
- (2) 新国立競技場の整備に当たっては、東京 2020 大会の施設要件、神宮外苑地区地区計画、公園整備等についての協議及び調整を行うこと。
- (3) 関係閣僚会議において決定された「新国立競技場の整備に係る財政負担

について」に基づき、大会後のレガシーとして、都民利用等によるスポーツの振興、観光の振興、周辺環境の向上、防災機能の強化等の都民便益を確保した運営管理を行うこと。

参 考

- 新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議
東京 2020 大会のメインスタジアムである「新国立競技場」の前整備計画を白紙に戻し、できる限りコストを抑制し現実的にベストな計画を策定する目的で開催
<会議の構成員>
議 長 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣
副議長 内閣官房長官、文部科学大臣
構成員 外務大臣、財務大臣、国土交通大臣
- 東京都市計画神宮外苑地区地区計画
平成 25 年 6 月、神宮外苑地区における国立競技場の建替計画の具体化を契機に、同地区一帯の再整備を進める目的で「東京都市計画神宮外苑地区地区計画」を決定
- 新国立競技場の整備計画
平成 27 年 8 月 28 日に開催された第 4 回新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議において、安倍総理大臣出席のもとで決定。整備に当たっての基本理念、スタジアムの性能、工期、コストの上限等を明示
- 新国立競技場の整備に係る財政負担について
平成 27 年 12 月 1 日遠藤東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣、馳文部科学大臣、舛添知事の三者で合意。同 22 日に新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議（第 5 回）において、安倍総理大臣出席のもとで決定
<主な内容>
(1) 新国立競技場の整備は、「新国立競技場の整備計画」に基づき、国が責任を持って進めること。
(2) 東京都も、東京 2020 大会の開催都市として、メインスタジアムである新国立競技場が大会の準備や開催に支障なく整備され、大会後もレガシーとなるよう全面的に協力する。その際、都民への便益を踏まえ、整備費用の一部を分担すること。
(3) 財源、分担対象経費、分担割合等の財源スキームの明示
<財源>
「国の負担」、「スポーツ振興くじの特定金額」、「東京都の負担」
<分担対象経費>
スタジアム本体及び周辺整備費（1,550 億円程度）、設計・監理等費用（40 億円程度）、旧国立競技場の解体工事費（55 億円程度）の合計額 1,645 億円程度から、「上下水道工事」（27 億円程度）、「道路上空連結デッキ」（37 億円程度）を除いた 1,581 億円程度

<分担割合>

「国の負担」：「スポーツ振興くじの特定金額」：「東京都の負担」＝2：1：1
(貸金又は物価等の変動や消費税率10%が適用される場合には、この割合で負担する。)

(4) 上記(3)の財源スキームを実施するために必要となる独立行政法人日本スポーツ振興センター法等の改正案の概要

2 スポーツ施設の整備促進

(提案要求先 スポーツ庁)
(都所管局 オリンピック・パラリンピック準備局)

- (1) 国の策定した「第2期スポーツ基本計画」の目標を達成すべく、地域スポーツ推進の拠点となる施設整備に向けて、必要な財源を適切に確保すること。
- (2) 地域スポーツセンター新改築・改造事業等について、新たに改修事業を補助対象とし、補助対象にかけられている制限を撤廃するとともに、国庫補助率を引き上げること。
- (3) 広域的機能を持つ都道府県が整備すべきスポーツ施設の規模や機能を踏まえ、交付金交付要綱等に定める対象となる経費及び配分基礎額の算定方法について、算定要件の拡大及び緩和を図ること。

<現状・課題>

誰もがスポーツに親しめる社会を実現するために、スポーツ施設の果たす役割は大きい。国は、平成23年8月に施行したスポーツ基本法（平成23年法律第78号）において、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにする等のため、スポーツ施設の整備等必要な施策を講ずるよう努めなければならないとしている。平成29年3月に策定した「第2期スポーツ基本計画」においても、スポーツ環境の基盤となる「場」の充実を図るため、既存施設の有効活用やオープンスペース等のスポーツができる場の創出を含め、ストックの適正化と安全で多様なスポーツ環境を持続的に確保することを施策目標に掲げるとともに、地方公共団体等と連携してスポーツができる場を広く地域に創出するとされた。

一方、都は、平成30年3月、「東京都スポーツ推進総合計画」を策定し、都民が身近な場所でスポーツ活動が行えるよう、既存のスポーツ施設や東京2020大会の競技施設を適切に管理運営するとともに、区市町村のスポーツ施設整備を支援するとしている。

こうした観点から、都は、区市町村と連携し、スポーツ振興の拠点となるスポーツ施設の整備促進を図っていく必要があるが、国のスポーツ施設整備に関する財源及び補助制度は不十分である。

<具体的要求内容>

- (1) 国の策定したスポーツ基本法及び「第2期スポーツ基本計画」の目標を達成すべく、地域スポーツ推進の拠点となる施設整備に向けて、必要な財源を

適切に確保すること。

- (2) スポーツ施設の整備とともに、既存スポーツ施設の有効活用を図るため、「学校施設環境改善交付金交付要綱」(平成31年4月25日付31文科施第65号)における地域スポーツセンター、地域水泳プール、地域屋外スポーツセンター及び地域武道センターの新改築・改造事業の四事業について、新たに改修事業を補助対象とし、地域武道センターの新改築事業にかけられている制限(財政力指数1.00を超える都道府県及び特別区は除外)を撤廃するとともに、これに社会体育施設の耐震化事業を加えた五事業について、国庫補助率を引き上げること。

なお、スポーツ施設の改修・改造については、平成22年度から独立行政法人日本スポーツ振興センター所管の「スポーツ振興くじ助成金」による助成対象事業として措置されたところであるが、安定的な財源の確保のためには、引き続き国の交付金対象事業とされることを要望する。

- (3) スポーツ施設の整備については、地域の身近な生活圏を拠点とする施設と区市町村の行政区域を越えた広域的な地域を拠点とする施設を計画的に整備することで、都民はスポーツ施設をより効果的かつ効率的に利用することができる。

しかし、「学校施設環境改善交付金交付要綱」(平成31年4月25日付31文科施第65号)では、大規模なスポーツ大会開催や選手の競技力向上につながる規模・機能を有する施設整備に対する補助としては不十分である。

したがって、広域的な機能を有する都道府県が整備すべきスポーツ施設に対し、交付金要綱等に定める対象となる経費及び交付対象施設や交付対象面積などの配分基礎額の算定方法等の改善を図ること。

参 考

(1) 学校施設環境改善交付金交付要綱(抄)

項	事業区分	対象となる経費	配分基礎額の算定方法	算定割合
24	地域スポーツセンター新改築、改造	地域スポーツクラブの活動拠点となる地域スポーツセンターの新築、改築又は改造に要する経費	ア 新築又は改築 文部科学大臣が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。 イ 改造 文部科学大臣が必要と認める額とする。	1/3
25	地域水泳プールの新改築	一般の利用に供するための地域スイミングセンター及び浄水型水泳プールの新築又は改築に要する費用	文部科学大臣が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。	ア 地域スイミングセンター 1/3 イ 浄水型水泳プール 1/2 (算定割合の特例) 地震特措法第4条の規定の適用のある

				浄水型の地域スイミングセンターにあつては1/2
26	地域屋外スポーツセンターの新改築	一般の利用に供するための地域屋外スポーツセンターの新築又は改築に要する経費	文部科学大臣が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。	1/3
27	地域武道センターの新改築	一般の利用に供するための地域武道センターの新築又は改築に要する経費（ただし、財政力指数が1.00を超える都道府県若しくは指定都市又は特別区（地方交付税法第21条の規定により東京都と特別区をあわせて1団体とみなして算定した財政力指数が1.00を超える場合に限る。）の設置するものを除く。）	ア 地域武道センター（柔・剣道場） 文部科学大臣が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。 イ 地域武道センター（柔・弓道場） 文部科学大臣が必要と認める額とする。	1/3
28	社会体育施設の耐震化	社会体育施設の耐震化に要する経費	ア 構造体の耐震化 補強を要する施設の面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。 イ 建築非構造部材の耐震対策等 文部科学大臣が必要と認める額とする。	1/3

(2) 独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付実施要領（抄）

（最近改正 平成31年1月30日平成30年度要領第8号）

<助成金名称>

スポーツ振興くじ助成金

<助成対象団体>

都道府県又は市町村（特別区含む）等

< 交付対象事業・主な要件 >

下表のとおり

助成区分	助成事業の内容		助成割合	助成限度額	
大規模スポーツ施設整備助成	Jリーグホームスタジアム整備事業	新設事業	3/4	3,000,000 千円	
		改修・改造事業		900,000 千円	
	Jリーグ拠点施設整備事業	新設事業	3/4	1,500,000 千円	
	国民体育大会冬季大会競技会場整備事業	改修・改造事業		450,000 千円	
地域スポーツ施設整備助成	クラブハウス整備事業(※)		新設事業	4/5	60,000 千円
			改造事業	3/4	11,250 千円
	グラウンド芝生化事業	芝生化新設事業		4/5	48,000 千円
		芝生化改設事業		3/4	30,000 千円
		天然芝維持活動事業		2/3	1,333 千円
	スポーツ施設等整備事業	スポーツ競技施設の整備等		2/3	20,000 千円
学校開放事業によるスポーツ活動に供する諸室の新設等					
スポーツ競技施設の大規模改修等		100,000 千円			

※ 都道府県は対象外

【参考】

「新設」・・・ 新たに施設を造る工事

「増設」・・・ 既存施設を補完する施設を当該施設に隣接して新たに造る工事

「改設」・・・ 既存施設の全部を取り壊し、更地にしてから同様の施設を造る工事

「改修」・・・ 既存施設の一部について、従前と同一の状態（構造、規模、機能が概ね同じ状態であることを指す。）に造りなおす工事

「改造」・・・ 既存施設の一部について、従前と異なる状態に造りかえる工事（施設機能の拡充のための設備等の設置を含む。）

「平成31年度スポーツ振興くじ助成金募集の手引き」より

3 競技力向上事業の推進

(提案要求先 スポーツ庁)
(都所管局 オリンピック・パラリンピック準備局)

- (1) 「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」の管理運営に当たっては、東京都の競技団体などが強化の対象としている選手についても、オリンピック強化選手と同等に施設を利用できる仕組みを構築するよう、関係機関と調整を図ること。
- (2) パラリンピック等の国際大会で活躍するトップアスリートの競技力向上のため、オリンピック強化選手と同等の「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」の利用など、パラリンピック強化選手等が必要とする支援を受けられるように、一般スポーツとの一体的な推進を早急に図ること。

<現状・課題>

- (1) 他の先進国では、国を挙げてアスリートの総合的な支援・育成に取り組むことで、国際大会で好成績を残すなど成果を上げている。こうした中で、都は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、開催都市として、東京からより多くのオリンピック選手を輩出できるよう競技力向上策を進めているが、日本代表レベルに達するためにはより高度なトレーニングや最先端のスポーツ医・科学情報などが重要である。しかしながら、「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」の利用に制約があるため、国の支援が必要である。
- (2) 都は、「東京都スポーツ推進総合計画」に基づき、障害者スポーツ振興について、一般スポーツと一体的に取り組んでいるところである。具体的には、障害者スポーツの裾野の拡大を図るとともに、パラリンピック等の国際大会で活躍する東京の選手を一人でも多く輩出できるよう、アスリートの発掘や都競技団体の競技力強化のための取組支援等を進めている。一方、国においては、平成 27 年 10 月にスポーツ庁が発足したことで選手強化に取り組む体制が整備され、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点構築が進められている。しかし、パラリンピック強化選手等の「ナショナルトレーニングセンター」の拡充棟の利用が平成 31 年度から開始となる見込みではあるものの「国立スポーツ科学センター」の利用など、依然として障害

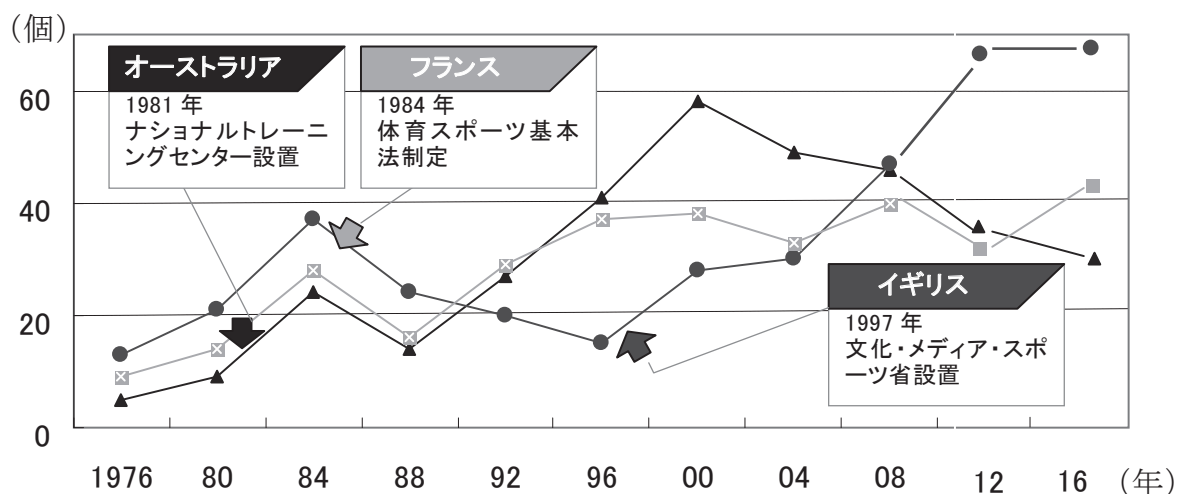
者のトップアスリートを取り巻く環境はオリンピック強化選手と同等とはいえない。東京 2020 パラリンピック競技大会まで残り 1 年となった今、こうした現状を踏まえ、これまで以上に障害者アスリートが専門的なトレーニングを行えるよう、より積極的な取組を進めていくことが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 東京から日本代表選手を輩出する取組を強力に進めていくためには、選手の練習環境を整備することが不可欠である。このため、トップレベル競技者専用のトレーニング施設である「ナショナルトレーニングセンター」や、科学、医学情報面で競技者育成をサポートする機能を持つ「国立スポーツ科学センター」の管理運営に当たっては、東京都の競技団体などが強化の対象としている将来有望な選手についても、オリンピック強化選手と同等に施設を利用できる仕組みを構築するよう、JOC（公益財団法人日本オリンピック委員会）その他の関係機関との調整を図ること。
- (2) パラリンピック等の国際大会で活躍するトップアスリートの競技力向上のため、オリンピック強化選手との「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」の共同利用を確実に実現させるなど、パラリンピック強化選手等が必要とする支援を受けられるように一般スポーツとの一体的な推進を早急に図ること。

参 考

(1) 各国の夏季オリンピックメダル獲得数とスポーツ施策



(2) ナショナルトレーニングセンター (National Training Center)

利用対象 : 主に JOC 及び JOC 加盟中央競技団体に所属する選手及びスタッフ

メリット : 各競技の専用トレーニング拠点を持つことで国際競技力の向上をより一層図りやすくなるとともに、複数競技のトレーニング場を1箇所に集約することで競技団体間の連携を積極的に推進できる。

(3) 国立スポーツ科学センター (Japan Institute of Sports Sciences)

利用対象 : JOC、JOCに加盟する競技団体、JPC、JPC強化指定選手、その他センターが認めた者

メリット : スポーツに関する科学、医学、情報面の総合的な研究支援の拠点を持つことで、科学的な分析に基づく効果的なトレーニング方法の開発やスポーツ障害などに対する医学的なサポート、スポーツに関する各種情報の収集・分析・蓄積・提供などを一体として実施できる。

4 東京 2020 パラリンピック競技大会を見据えた障害者スポーツの 推進

(提案要求先 スポーツ庁)
(都所管局 オリンピック・パラリンピック準備局)

- (1) 東京 2020 パラリンピック競技大会など国際大会に向けて、日本代表選手の強化や競技団体の財政面を含めた基盤強化を強力に推進すること。
- (2) 障害者スポーツの理解促進・普及啓発について、積極的に取り組むこと。
- (3) パラリンピックメダリストへの報奨金の増額に向けて、積極的に取り組むこと。

<現状・課題>

- (1) パラリンピック競技団体の多くは財政的に厳しい状況にあるため、専従スタッフが少なく、限られた人員が仕事の休みを利用してボランティアで運営していることが多い。このため、パラリンピック競技大会に向けたアスリート発掘のための体験会や、競技人口を増やすための広報活動などまで手が回らず、選手の育成・強化についても十分に行うことができない。

平成25年に日本財団パラリンピックサポートセンターが開設され、現在は各競技団体に対するオフィスや助成金の提供、セミナーの実施などが行われている。しかし、同センターは2022年3月末までの時限組織であるため、支援終了以降も各団体が本来の役割である競技力向上に注力できるよう、こうした支援については、国が積極的に取り組んでいく必要がある。

国は、日本の障害者スポーツ競技団体が、海外の強豪国と戦うために財政面や専門家による支援を必要としている現状やリオデジャネイロパラリンピックで、史上初めて金メダル獲得に至らなかった課題などを認識し、「第2期スポーツ基本計画」の目標及び日本パラリンピック委員会の掲げる東京2020大会の金メダル獲得目標の達成に強い危機感を持ち、日本代表選手の強化に向けて、競技用具や補装具等の経費に対する補助など、選手個人に対する支援を拡充するとともに、これを支える競技団体の財政面を含めた基盤強化に、より一層取り組んでいく必要がある。

- (2) 日本国内におけるパラリンピック競技の認知度や選手の知名度は、オリンピック競技に比べて格段に低い。このため、国においては、東京2020パラリンピック競技大会に向け、障害者スポーツの理解促進に向けた積極的な情報発信及び普及啓発に取り組む必要がある。
- (3) パラリンピックメダリストへの報奨金については、2008年北京パラリンピックから始まり、2018年平昌大会から金額が引き上げられた。しか

し、銀メダル、銅メダルについてはオリンピックメダリストと同額となったものの、金メダルについては、オリンピックメダリストへの報奨金とはまだ差がある状況である。

国は、東京 2020 パラリンピック競技大会に向け、日本代表選手の士気を高め、競技をしていく上での励みとなるよう、パラリンピックメダリストへの報奨金の増額に向けて取り組む必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 東京 2020 パラリンピック競技大会をはじめとした国際大会に向けた日本代表選手の競技力向上のため、パラリンピック強化選手が必要とする効果的な支援策、障害者スポーツ団体の財政面を含めた基盤強化を強力に推進すること。
- (2) 東京 2020 パラリンピック競技大会を成功に導くため、障害者スポーツの魅力を広く国民に発信し、効果的な普及啓発に取り組むこと。
- (3) 日本代表選手の士気を高め、競技をしていく上での励みとなるよう、パラリンピックメダリストへの報奨金の増額に向けて、積極的に取り組むこと。

3 若者の社会的自立を支援する施策の拡充

(提案要求先 内閣府・文部科学省・厚生労働省)
(都所管局 都民安全推進本部・福祉保健局・産業労働局・教育庁)

社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する相談や支援の体制が、区市町村においても整備されるよう、財政上の措置その他の措置を講じること。

<現状・課題>

平成28年2月に定められた「子供・若者育成支援推進大綱」で提言されたとおり、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の自立を促進するためには、教育、福祉、保健、医療、矯正・更生保護、雇用等の関係機関・団体が連携するとともに、行政、家庭、学校、地域が一体となって、年齢階層で切れ目のない支援を行える体制を整備する必要がある。こうした支援は、住民との接点を多く持つ区市町村が中心となって進めていくことが効果的だが、区市町村には支援を実施するためのノウハウやマンパワーが不足していることから、NPO法人等の活用などにより、区市町村の体制を整備するための財政措置が必要である。

また、若者が社会とのつながりを失うことを防ぐためには、高校中退の未然防止や高校中退者への就労支援等が重要であることから、関係省庁による連携体制の構築が不可欠である。

<具体的要求内容>

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第5条に規定された財政上の措置その他の措置を講じること。具体的には、区市町村が実施主体となって、NPO法人の協働等により、子ども・若者総合相談センターの機能を有する機関として事業を実施する場合、補助金の交付を行うこと。

また、厚生労働省の「地域若者サポートステーション事業」は、高校中退者等、若者への就労に向けた支援により社会的自立につながることから、学校への当該事業の周知や、学校、サポートステーション、ハローワーク間で必要な情報の共有を推進する等、効果的な対策を実施できるよう、文部科学省等の関係機関との連携を強化すること。

4 子ども・子育て支援新制度施行後における幼児教育の質の確保

(提案要求先 内閣府・文部科学省)
(都所管局 生活文化局)

- (1) 質の高い幼児教育のための財源を十分確保すること。
- (2) 教育標準時間認定子どもに係る施設型給付等については、幼児教育の質の確保・向上が図られることを第一義に捉え、国の責任を果たすとともに、十分な財政措置を行うこと。
- (3) 円滑な制度運用に向けた取組を行うこと。
- (4) 幼児教育の無償化について、大都市の保育料負担に配慮した上限額とするとともに、円滑な運営ができるよう、制度の改善や十分な財政措置を行うこと。

<現状・課題>

平成27年4月より、子ども・子育て支援新制度が施行されたところであるが、参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会の付帯決議の中で示された質・量の充実に必要な財源のうち消費税増税分以外の財源確保は依然として明らかになっていない。

施設型給付については、子ども・子育て支援法上、国が2分の1を負担する原則となっているが、教育標準時間認定子どもに係る施設型給付については、同法附則第9条において、当分の間、国が本来の負担を行わず、地方がその一部を負担する仕組みとされている。

また、認定こども園及び施設型給付を受ける幼稚園における教育標準時間認定子どもの預かり保育について、区市町村において一時預かり事業(幼稚園型)を委託しない場合や、本事業と私学助成による預かり保育補助との間に大きな差異がある場合など、本事業への円滑な移行が困難な場合には、引き続き都道府県による財政支援が前提となっている。

新制度は、消費税を主な財源として、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充や質の向上を進めるものであり、国の責任において、十分な財源確保を行うとともに、幼児教育の質の確保のためには、施設型給付を受けない幼稚園を含む全ての幼児教育を行う事業者に対して、十分な財政支援を行う必要がある。

さらに、新制度については、制度が複雑であることに加え、請求・給付事務をはじめ制度に係る事務が膨大かつ煩雑となっており、区市町村・事業者にとって大きな負担となっている。

一方、国は、2019年10月から幼児教育の無償化を実施することとしているが、無償化の上限額は年額30万8,400円となっており、都内私立幼稚園の平均保育料を下回っている。

また、保護者、幼稚園等施設及び自治体にとって極めて複雑な制度となっていることに加え、制度の運用にかかる事務費の国庫負担は2020年度までとなっている。

<具体的要求内容>

- (1) 幼児教育を行う全ての事業者に対して、質の高い幼児教育を行うために必要な、恒久的、安定的な財源を十分確保すること。
- (2) 施設型給付等の財政措置については、質の高い幼児教育を確保する観点から、特に、以下の点に取り組むこと。
 - ① 教育標準時間認定子どもに係る施設型給付についても、国が責任を持って必要な経費の2分の1を負担するという本則に基づき算定されるよう、早期に見直すこと。
 - ② 各園及び区市町村において、一時預かり事業（幼稚園型）への円滑な移行が図られるよう、補助単価の引上げなど預かり保育の実態に則した十分な財政措置を行うこと。
- (3) 新制度の円滑な実施に向けて、以下の点に取り組むこと。
 - ① 制度の運用状況や課題を十分に把握するとともに、必要な情報を適時・適切に提供すること。
 - ② 事務手続の簡素化や事務手引の作成等、区市町村や事業者の負担軽減を図ること。
- (4) 幼児教育の無償化について、以下の点に取り組むこと。
 - ① 大都市の保育料負担に配慮した上限額への引き上げなど、制度を拡充すること。
 - ② 自治体等の声を十分に聴き、円滑な運営ができるよう制度の改善を図ること。
 - ③ 事務費については、2021年度以降についても国庫負担とすること。

5 私立学校助成の拡充

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 生活文化局)

私立高等学校等経常費助成費補助金を一層充実すること。

<現状・課題>

公教育に果たす私立学校の役割は大きく、その振興に当たっては、学校及び保護者に対して補助を多面的に行い、学校経営の健全化と保護者の経済的負担の軽減を図る必要がある。

このため、都は、保護者負担の軽減だけではなく、私立学校の経営の安定化を図ることも重要であると認識し、経常費補助の充実を都政の重要な施策の一つと位置付け、その充実を図ってきたところである。

都の経常費補助は、私立学校振興助成法及び東京都私立学校教育助成条例に基づき、教育条件の維持・向上、修学上の保護者負担の軽減、経営の健全性向上を目的として、都内に高等学校等を設置する学校法人に対して行っている。都道府県が行う経常費補助に対しては、私立学校振興助成法に基づき、国がその一部を補助する仕組みとなっている。

しかし、国庫補助の生徒1人当たり予算単価は、地方交付税の同単価の約5分の1にとどまり、不交付団体である都にとっては経常費補助に対する国庫補助は、15パーセント程度と低い水準にある。

<具体的要求内容>

私立学校振興助成法の趣旨にのっとり、私立高等学校等経常費助成費補助金を一層充実すること。

参 考

【都の経常費補助金の実績及び予算額】

(31.4.1 現在)

学 種	平成 30 年度交付額	平成 31 年度予算額
高等学校	65,636,035 千円	66,214,456 千円
中学校	25,130,979 千円	26,043,586 千円
小学校	6,383,166 千円	6,972,373 千円
幼稚園	18,678,114 千円	17,976,252 千円
計	115,828,293 千円	117,206,667 千円

注) 千円の単位で四捨五入しているため、数字が一致しない場合がある。

【国庫補助及び地方交付税の生徒 1 人当たり予算単価 (平成 31 年度)】

学 種	国庫補助 A	地方交付税 B	割合 A/B
高等学校	55,611 円	280,700 円	19.8%
中学校	48,675 円	280,100 円	17.4%
小学校	47,141 円	280,100 円	16.8%
幼稚園	23,949 円	163,500 円	14.6%

【国の予算額、都への交付額及び都の経常費補助に占める国庫補助割合の推移】

年度	国庫補助予算額		都への国庫補助金交付額		都の経常費補助に占める国庫補助の割合
	金 額	対前年度増(△)減	金 額	対前年度増(△)減	
27年度	102,049 百万円	△1.9%	16,713,972 千円	0.3%	14.6%
28年度	102,349 百万円	0.3%	16,829,759 千円	0.7%	14.6%
29年度	102,192 百万円	△0.2%	17,139,788 千円	1.8%	14.7%
30年度	103,364 百万円	1.1%	17,271,577 千円	0.8%	14.9%
31年度	103,100 百万円	△0.3%	—	—	—

6 高等学校等就学支援金制度の必要経費の確保等

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 生活文化局・総務局)

- (1) 高等学校等就学支援金制度に係る費用については、国の責任において全額を措置すること。
- (2) 就学支援金制度及び事務手続を簡素化すること。
- (3) 就学支援金制度を拡充するとともに、都道府県が実施している授業料軽減補助に対する国の補助制度を創設すること。

<現状・課題>

国は、平成22年度から、公立高校に係る授業料の不徴収及び私立高校生等への就学支援金の支給制度を導入し、平成26年度から公立私立ともに所得制限を設け、私立高校生等に対しては、低所得世帯の生徒等への加算支給額を拡充した制度に改正した。

就学支援金については、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」において、都道府県が就学支援金を受給権者に支給することとなっており、その就学支援金の支給に要する費用については、国が都道府県に全額相当を交付するとしている。しかし、就学支援金の事務執行に要する費用については、予算の範囲内で交付するとしているにすぎず、毎年度、多額の超過負担が発生している。

就学支援金制度については、平成26年度の法改正時の附帯決議に基づき「高校生等への修学支援に関する協力者会議」で見直しに向けた検討が行われているが、そもそも単位制高校における履修単位・履修期間等に応じた特例による支給額決定ルールなど、保護者、学校及び都道府県にとって仕組みが極めて複雑であり、保護者向けの周知や所得制限導入に伴う審査件数の増により、事務が増大し、手続が非常に煩雑となっている。

また、就学支援金は公立高校の授業料を基準額として交付されており、私立高校では引き続き保護者が多額の授業料差額を負担している。さらに、都道府県において経済的理由による修学困難な高等学校等生徒の教育機会の確保に充てられていた高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金の活用期間が、平成26年度をもって終了したことも踏まえ、厳しい社会経済状況が続く中、公私格差を是正する観点から、より一層の保護者負担軽減を図る必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 国は、就学支援金の支給制度を国策として実施することから、その事務の執行に要する費用についても、都道府県及び学校に対し全額を措置すること。
- (2) 保護者、学校及び都道府県の事務負担及び費用負担軽減の観点から、就学支援金制度及び事務手続を簡素化すること。
- (3) 教育費負担に係る公私格差是正の観点から、就学支援金制度を拡充すると

ともに、都道府県が実施している私立高校生等への授業料軽減補助に対する国の補助制度を創設すること。

参 考

○ 都の現状

<就学支援金>

単位：千円

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
国からの高等学校等就学支援金事務費交付金	128,867	172,545	180,573	180,638	162,458
都の高等学校就学支援金事務に係る経費	292,701	296,293	458,640	444,786	470,317

<審査件数の推移（私立高等学校等に係るもの）>

年度	件数	増加数
平成25年度	25,715件	-
平成26年度	77,618件	51,903件
平成27年度	101,354件	23,736件
平成28年度	120,575件	19,221件
平成29年度	123,006件	2,431件
平成30年度	124,071件	1,065件

7 公立学校の教職員定数の充実及び学級編制標準 の改定

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

- (1) 都の児童・生徒数が増加する中で、各種の教育課題を解決していくため、指導方法工夫改善加配や教育格差解消のための教員の加配などの教職員定数を一層充実すること。
- (2) 後年度分を含め、具体的かつ実効性のある教職員定数改善計画を早期に国として決定すること。
- (3) 小学校第2学年の35人以下学級を今後とも確実に実施するため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に定める学級編制標準の改定を行うこと。
- (4) 小学校において、英語専科指導教員を1校につき1人配置できるように教職員定数の充実を図るとともに、英語以外の教科においても専科指導の充実に必要な支援を行うこと。

<現状・課題>

平成29年4月施行の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正により、障害のある児童・生徒への通級による指導や日本語能力に課題のある児童・生徒への指導のための基礎定数の新設等により、学校の指導・運営体制の一定の改善が図られている。

しかし、学校における児童・生徒の学力低下への不安、いじめ、不登校等の状況は依然として深刻な問題であり、また、障害のある児童・生徒の増加や障害の重度・重複化が進んでいるなど、学校現場における特定の教育課題が生じていることから、学習指導や生活指導の両面から児童・生徒一人一人の特性を十分理解し、個に応じた指導を行う必要がある。

さらに都には、要保護・準要保護世帯の児童・生徒数も多く、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身に付いていない児童・生徒に対して、学習支援を行う必要がある。

これらの課題を解決していくためには、習熟の程度に応じた少人数の学習集団による指導のための加配や、家庭環境などによる教育格差解消のための加配など、柔軟な教員加配による対応が効果的であり、教職員定数の一層の充実が必要である。

また、平成29年度から令和8年度までの10年間で加配定数を基礎定数化することが示されたものの、教職員定数の改善計画については、国の令和元年度予算においても盛り込まれず、これは今後の各都道府県の教職員採用計画や各区市町村における学校施設の整備計画等に大きく影響するため、早期に具体的かつ実効性のある定数改善計画が示されることが必要である。

学級編制の標準に関しては、平成24年度から教員の加配措置により小学校第2学年の35人以下学級が実施されてきたが、平成30年度においても、学級編制標準は改定されず、教員が基礎定数化されなかった。この加配措置が、毎年度の予算折衝の中で、仮に認められないようなことがあれば、学校現場において大きな混乱が予想されることから、令和元年度以降も小学校第2学年の35人以下学級の確実な実施のため、学級編制標準を改定すべきである。

このほか、小学校においては、高学年における英語教育の教科化等に伴い、英語の指導力を備えた専科教員の確保が必要である。

加えて、より専門的かつ効果的な教科指導の充実及び教員の長時間労働の解消に向け、英語以外の教科においても専科指導体制の一層の充実が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 各種の教育課題を解決していくためには、指導方法工夫改善加配や教育格差解消のための教員の加配などの加配定数が引き続き不可欠であることから、教職員定数を一層充実すること。
- (2) 今後の各都道府県の教職員採用計画や予算編成及び各区市町村における学校施設の整備計画等に大きく影響することとなるため、後年度分を含め、具体的かつ実効性のある教職員定数改善計画を早期に国として決定すること。
- (3) 小学校第2学年の35人以下学級を確実に実施するため「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に定める学級編制標準の改定を行うこと。
- (4) 小学校において、英語専科指導教員を1校につき1人配置できるよう教職員定数の充実を図るとともに、英語以外の教科においても専科指導の充実に必要な支援を行うこと。

8 特別支援学校の養護教諭等の定数改善

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

特別支援学校の養護教諭等については、児童・生徒数等に応じ、より多くの配置を可能とする定数改善を速やかに行うこと。

<現状・課題>

近年の社会環境や生活環境の変化に伴い、子供の生活習慣の乱れ、不登校やいじめに起因するメンタル面での支援の必要などが増加しており、児童・生徒の心身両面にわたる支援の必要性が高まっている。

特別支援学校の養護教諭には、障害の種類や程度に応じたきめ細かな支援が求められ、児童・生徒の健康面・安全面に関する指導、応急処置の対応、個人及び集団への保健指導、健康診断の実施など、保健や健康に関する重要な役割を担っていることから、児童・生徒数など学校の実状に応じた養護教諭の配置が極めて重要である。

現在の特別支援学校の養護教諭の国の配置基準は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、原則各校1人の配置としつつ、児童・生徒数が61人以上の場合には1人を加えて2人とするものとなっている。

平成19年度の学校教育法の改正により、複数の障害種別に対応した特別支援学校の設置が可能となり、複数の障害教育部門を併置する特別支援学校が大規模化し、児童・生徒数が400人を超すような学校も存在する。

しかし、現在の配置基準は児童・生徒数がどんなに多くとも1人加わるのみという基準となっており、現実の学校の実態にそぐわないものと言わざるを得ない。

児童・生徒数等に応じた段階的な算定根拠を持つ定数改善を速やかに行うべきである。

<具体的要求内容>

特別支援学校の養護教諭の定数については、その職務の重要性に鑑み、児童・生徒数等に応じ、3人以上の配置を可能とする定数改善を速やかに行うこと。

また、副校長、事務職員、学校栄養職員及び寄宿舎指導員についても、児童・生徒数等に応じた定数改善を行うこと。

9 いじめ問題等に対する取組の充実

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

各公立学校等において、児童・生徒のいじめ問題等の未然防止、早期発見・早期対応を図る体制を充実するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置に当たり、補助率の見直しなど必要な財政措置を図ること。

<現状・課題>

都においては、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」を踏まえ、平成26年6月に「東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）」を成立させるとともに、本条例に基づき、同年7月に「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を策定し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する体制を整備した。

また、都教育委員会は、同基本方針と併せて、都内公立学校を対象として「いじめ総合対策」を策定し、いじめ問題の未然防止、早期発見及び早期対応のための具体的な取組を示すとともに、条例に基づき、附属機関として「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」を設置した。本委員会において、学校におけるいじめの防止等のための対策の推進についての調査審議を踏まえ、平成28年7月に答申がなされた。

この答申では、いじめ問題を解決するために児童・生徒がいじめを訴えやすい環境の整備や、教員一人一人が児童・生徒のサインを確実に受け止め、全教員で情報を共有して解決を図るための校内体制整備をはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の積極的な活用の必要性が示されたところである。

(1) 平成30年11月に全公立学校を対象として実施した都独自の調査では、同年4月から11月までのいじめの認知件数は4万件を超すことが判明し、学校は把握した案件全てに対して、組織を挙げて対応しているところである。

都においては、平成25年度から、公立小中学校及び都立高等学校全校（平成30年度は、小学校1,280校、中学校624校、高等学校248課程）にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等について、児童・生徒や保護者からの様々な相談に応じ、いじめ問題等の未然防止や解消に効果を発揮している。平成28年度からは、高等学校定時制及び通信制課程の支援体制を充実させるため、通信制課程に新たにスクールカウンセラーを配置するほかに、全日制課程と定時制課程の併置校は、課程別にそれぞれ配置、昼夜間定時制課程は、週2回配置している。

しかしながら、平成20年度からは国の補助率が従前の2分の1から3分の1へと減じられ、都道府県の負担が大きくなった。

また、公立高等学校へのスクールカウンセラーの配置については、配置校の総数の10パーセント以内と国が定めていることから、これを上回る配置に係る経費については国の補助対象にならず、結果として都道府県の財政負担が大きくなる。

全公立学校において、児童・生徒のいじめ問題等に対応する体制を構築することが不可欠であることから、国は、スクールカウンセラーを全公立学校に配置するために必要な財政支援を行うべきである。

- (2) スクールソーシャルワーカーについては、区市町村との調整に基づき、平成28年度、平成29年度及び平成30年度は22区、25市、3町に配置したところである。

スクールソーシャルワーカーは、教育分野に加え、社会福祉などの専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境への働き掛けを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用して支援を行うものであり、児童虐待をはじめ、いじめや不登校など、児童・生徒の問題行動に対応するためには、スクールソーシャルワーカーの役割が大変重要である。

しかしながら、事業開始当初は全額国費負担事業として実施してきたにもかかわらず、平成21年度から突然に国が補助率3分の1事業へ転換したことから、配置拡大に当たり、地方自治体の負担が大きくなっている。

そのため、スクールソーシャルワーカーの配置を一層推進することができるよう、国の補助率の引上げを行うべきである。

- (3) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用を更に進め、質の向上を図っていくためには、各校に配置された非常勤のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー間や、学校・関係機関との緊密な連携の確保を図る必要がある。

現在、常勤のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを一定の地区内に配置し、困難な課題に関して活用できるようにする等、国においてはスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた検証が進められているところであるが、地方自治体が活用しやすい体制を整えることが望ましい。

常勤職員の配置を行うためには、国が、学校教育法等において正規の職員として規定し、いわゆる標準法において教職員定数として算定するべきである。

<具体的要求内容>

- (1) スクールカウンセラーの配置に当たり、国の補助率を従前の2分の1とするなど、必要な財政措置を図るとともに、規定の見直しを行うこと。
なお、スクールカウンセラーの人材確保に当たり、学校等のニーズに的確に応じることができる専門性の高い人材を養成できるよう、大学等に強く働き掛けること。
- (2) スクールソーシャルワーカーの配置拡大のために、地方自治体の負担を軽減するよう、補助率を引き上げること。
- (3) 将来的に、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化を推進するための必要な法整備を行うこと。

10 教育支援センターの機能強化、不登校特例校の 拡充等

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

- (1) 教育支援センターの機能強化に必要な人員配置、指導内容の充実及び環境整備のための財政的な支援を行うこと。
- (2) 不登校特例校の設置・運営に当たり、十分な指導を可能とする教員定数の充実及び必要な財政的支援を行うこと。
- (3) その他、不登校対策を推進するために必要な支援を継続的に
行っていくこと。

<現状・課題>

昨年度文部科学省が実施した、平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（以下「問題行動等調査」という。）によると、小・中学校の不登校児童・生徒数は、全国では139,027人、都内公立小・中学校では11,988人であり、近年増加傾向にある。

不登校となった児童・生徒は、自信を失い、社会から孤立しがちになるとともに、生活の乱れを招いたり、学力の習得の機会を失い、将来の進路選択が困難になったりするなど、深刻な課題を抱える場合が多く、学校復帰や将来の社会的自立に向けた支援は喫緊の課題である。

現在、各自治体では、不登校となった児童・生徒に対する学校への復帰等の支援策の一つとして教育支援センターを設置し、相談や学習指導等に対応している。これに加え、一部の自治体では、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間、学校を欠席している児童・生徒への教育の場として、不登校特例校を設置している。

国においては、文部科学省が開催した「不登校に関する調査研究協力者会議」の最終報告（平成28年7月）に基づき、「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（平成28年9月14日）を各都道府県教育委員会教育長等に宛てて通知し、教育支援センターの充実及び不登校特例校の設置による多様な教育機会を確保する必要性や、その具体的な取組方策について示すなど、自治体の取組を支援している。

しかしながら、平成29年度問題行動等調査によると、全国に1,421施設ある教育支援センターで相談・指導等を受けた小・中学生の人数は16,915人で、不登校児童・生徒全体の約12パーセントに過ぎない。このうち都では、区市町により78施設が設置され、2,050人の小・中学生が教育支援センターで相談・指導等を受けたが、不登校児童・生徒全体の約17パーセントという状

況である。また、不登校特例校については、平成31年4月現在、全国で12校しかなく、そのうち公立学校は5校という状況である。

このような状況に鑑み、各自治体では、地域の実情や特性等に応じ、様々な不登校対策を講じている。都においては、教育支援センターの充実を図るため、特定の地区における重点的な取組を支援するモデル事業を平成29年度から実施している。また、不登校特例校を早期に整備できるよう、将来的に学校への移行を見据えつつ、当分の間、分教室の形で不登校特例校を設置・運営する全国初のスキームを創設し、区市町村による設置促進を図っている。

一方、不登校児童・生徒の支援を充実していくためには、自治体だけの取組では限界があり、国による支援が必要である。

国による支援の必要性については、平成29年2月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下「法」という。）において、個々の不登校児童・生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすることなどという基本理念（第3条）の下、教育機会の確保等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものと示されている（第4条）。さらに、法では、国及び自治体は、教育支援センターや不登校特例校の整備及び充実のために必要な措置を講ずるよう努めることも示されている（第10条・第11条）。

なお、法第7条に基づく基本指針（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（平成29年3月31日））において、不登校児童・生徒等に対する教育機会の確保等の施策については、国や自治体等の相互の密接な連携の下で行うことが重要であるとされている。

こうしたことから、国及び自治体の協力の下、不登校に関する様々な背景や状況に応じて、具体的かつ実効性のある取組を推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 教育支援センターの機能強化を図るための人員配置、財政的支援

不登校となり、長期間ひきこもりの状態にある児童・生徒が、教育支援センターに通えるよう支援を行うとともに、教育支援センターに通っている児童・生徒の個々の状態に合わせ、適切な相談対応や学習支援等を十分に行うことのできる体制を構築するため、設置者に対し、人員の配置、指導内容の充実及び施設環境整備等を行うための財政的支援を行うこと。

(2) 不登校特例校の設置・運営に対する教員定数の充実、財政支援

不登校となった児童・生徒が再チャレンジを図り、自ら選択した進路に向け、自分のペースで学ぶことができるような、新たな学びの場を広げるため、不登校特例校の設置者である区市町村に対し、個々の児童・生徒の状況に応じた少人数指導を可能とする教員定数の充実や、設置・運営に対する財政支援を行うこと。

(3) 不登校対策推進のための継続的支援

上記のほか、不登校対策全般において、施策を推進していくために必要な支援を継続的に行うこと。

1 1 学校における働き方改革の実現【最重点】

1 学校における働き方改革の実現に向けた人的支援・財政的支援

(提案要求先 文部科学省)

(都所管局 教育庁)

学校における働き方改革を推進し、教員の長時間労働改善と教育の質の向上を図るため、業務負担の軽減や勤務時間の把握に係る人的措置・財政的支援を行うこと。

<現状・課題>

学校では、教員が子供たちの学力向上に向けて熱心に授業改善などの取組を行っていることに加え、子供たちをめぐる不登校・中途退学対策、いじめへの対応、子供の貧困への対応といった社会状況の変化に伴った多様・複雑で困難な課題に真摯に向き合っている。こうしたことにより教員の多忙化が進展している。

平成30年9月、文部科学省が教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（確定値）を公表したが、前回調査時点（平成18年度）と比較して、平日・土日ともに勤務時間が増加していることが判明した。とりわけ中学校における部活動については、土日の勤務時間が大幅に増加しており、早急に部活動顧問の負担を軽減するとともに、専門的な技術指導を充実させることが必要である。

「学校における働き方改革」は、国における最重要課題の一つであり、平成31年1月25日には、中央教育審議会学校における働き方改革特別部会において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が取りまとめられた。答申では、①勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進、②学校及び教師が担う業務の明確化・適正化、③学校の組織運営体制の在り方、④教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革、⑤学校における働き方改革の実現に向けた環境整備の5つの施策の一体的な推進が必要とされている。

また同日、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定されるとともに、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」（平成31年3月18日文部科学事務次官通知）により、各教育委員会及び各学校において取り組むことが重要と考えられる方策が整理された。

教員の長時間勤務は早急に解決すべき課題であり、国、教育委員会、学校が一体となり、具体的かつ実効性のある取組を講じ、学校における働き方改革を強力に推進する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 教員の事務作業等に係る負担を軽減するため、業務を補助するスクール・サポート・スタッフや給食費等に係る学校徴収金事務システムの導入等の人的措置・財政的支援を複合的に行うこと。特に、スクール・サポート・スタ

ップについては、国庫補助を拡充するとともに配置人員を拡大するなど、財政的支援を充実すること。

- (2) 校務の中核的役割を担う教員の負担軽減のため、主幹教諭に加え、同様の業務を行う教諭の授業時数の軽減が可能となるよう財政的支援を行うこと。
- (3) 教員の中でもとりわけ多忙な副校長の事務作業等に係る負担を軽減するため、副校長の業務を補助する外部人材の導入等に係る経費について、財政的支援を行うこと。
- (4) 教員の勤務時間の把握に向け、出退勤システムの導入に対する財政的支援を行うこと。
- (5) 専門的な指導ができる部活動指導員等の導入を促進・拡大するための財政的支援を行うこと。
- (6) 部活動指導員や外部指導員等の円滑な運用に向けた環境整備を図ること。

2 学校における働き方改革の実現に向けた勤務条件の弾力化

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

学校における働き方改革の実現に向け、民間企業（私立学校等を含む。）に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」を、公立学校の教育職員にも活用できるよう、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正等を行うこと。

<現状・課題>

現在、都においては、可能な限り柔軟で多様な勤務時間制度の運用を行っているものの、教育職員の業務の特殊性から、柔軟な働き方のニーズに応えるには、現行法令の枠内の手法では限界があると認識している。

今後、「学校における働き方改革」を実現するためには、教育職員の業務の特殊性に対応し、勤務時間の弾力的な運用が可能となるような仕組みを整備していく必要がある。

国の「教員勤務実態調査」の結果等から、教育職員については、夏季休業期間中の時間外労働が学期中に比べて大幅に少ない現状にあり、このような業務の繁閑の差を踏まえて、1年単位の変形労働時間制を導入することができれば、年間を通じて勤務時間にメリハリを付け、長期休業期間中に自己研鑽^{さん}や休養の時間を確保し、資質向上や健康管理に資することなどが可能となる。

しかしながら、教育職員を含む地方公務員の勤務条件は、地方公務員法等を踏まえて条例で定めることとされているものの、労働基準法で規定されている「1年単位の変形労働時間制」が地方公務員には適用除外とされており、民間企業に比べて柔軟かつ多様な働き方が法令上制約されている状況にある。

なお、私立学校等では既に導入・運用されている実態があり、導入することによる効果は明らかである。

<具体的要求内容>

教育職員の柔軟かつ多様な働き方を実現するため、労働基準法（昭和22年法律第49号）で規定する「1年単位の変形労働時間制」について、公立学校の教育職員においても活用が可能となるよう、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の改正等を行うこと。

参 考

○ 「1年単位の変形労働時間制」等の導入 関係法令

① 労働基準法

（労働時間）

第三十二条の四（抜粋）

使用者は、…（略）…第三十二条の規定にかかわらず、その協定で第二号の対象期間として定められた期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において、…（略）…労働させることができる。

二 対象期間（その期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとする。（略））

② 地方公務員法

（他の法律の適用除外等）

第五十八条（抜粋）

3 労働基準法第二条、…（略）…第三十二条の三から第三十二条の五まで…（略）…の規定は、職員に関して適用しない。

③ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

（教育職員に関する読替え）

第五条（抜粋）

教育職員については、地方公務員法第五十八条第三項本文中「第二条、」とあるのは「第三十三条第三項中「官公署の事業（別表第一に掲げる事業を除く。）」とあるのは「別表第一第十二号に掲げる事業」と、「労働させることができる」とあるのは「労働させることができる。この場合において、公務員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない」と読み替えて同項の規定を適用するものとし、同法第二条、」と、「第三十二条の五まで」とあるのは「第三十二条の五まで、第三十七条」と、…（略）…と読み替えて同条第三項及び第四項の規定を適用するものとする。

1 2 児童ポルノ等の自画撮り被害から青少年を守る施策の充実

(提案要求先 内閣府・警察庁・総務省・法務省)
(都所管局 都民安全推進本部)

- (1) 青少年が児童ポルノ等の自画撮り被害に遭わないようにするため、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の改正など、被害につながる青少年への働きかけ自体を抑止するための規制の在り方を検討すること。
- (2) 国が実施している自画撮り被害児童に関する調査について、被害児童のネット上の行動パターン等を析出し、都道府県による被害防止に向けた普及啓発等の対策に資する情報提供を行うこと。

<現状・課題>

急速なスマートフォンの普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、青少年（18歳に満たない者）のインターネット上のトラブルが顕著となっており、都に寄せられる相談をみると、特に児童ポルノ等の性的な画像等に関するトラブル相談が多く寄せられている。

そのうち、脅されたり、だまされたりするなどして、青少年が自分の裸体等をスマートフォン等で撮影させられた上、メール等で送られる被害や、このような被害につながりかねない働きかけを受けたことに関する相談が多いことが近年の特徴である。

児童ポルノ事件として立件されたものだけでも、自画撮り被害児童数は増加しており、児童ポルノ被害全体の約4割前後を占め、懸案となっている。

一旦被害に遭い、画像がインターネット上に流出すると、回収は困難で、青少年の健全育成上深刻な事態を招くことから、被害の未然防止を図ることが喫緊の課題である。

都では、第31期青少年問題協議会において対策を審議し、本提案事項を含めた答申がなされ、東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和39年東京都条例第181号）を改正した。

<具体的要求内容>

- (1) 青少年が児童ポルノ等の自画撮り被害に遭わないようにするためには、そ

の判断能力が未成熟であることに鑑み、被害につながる青少年への働きかけ自体が行われないようにする必要がある。

そこで、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）の改正により、同法第7条第4項の児童に裸体等を撮影させ、送らせることにより児童ポルノを製造する罪に未遂処罰の規定を設けるなど、被害につながる青少年への働きかけ自体を抑止するための規制の在り方を検討すること。

- (2) 警察庁が実施している「自画撮り被害に遭った児童の心理特性に関する調査研究」（「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画～児童の未来を守る社会のために～」平成29年4月18日犯罪対策閣僚会議）について、被害児童のネット上の行動パターン等を析出し、都道府県による被害防止に向けた普及啓発等の対策に資する情報提供を行うこと。

参 考

■児童ネットトラブル相談件数（東京都）

事項	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
総数（件）	2,482	2,425	1,405	924	1,757
相談割合（％）	4.4	5.8	7.6	7.0	5.4

■児童ポルノの自画撮り被害児童数の推移（全国）

事項	26年	27年	28年	29年	30年
自画撮り被害児童（人）	289	376	480	515	541
自画撮り被害のうちコミュニティサイト起因（人）	231	315	392	398	
コミュニティサイト起因のうちスマートフォン使用（人）	176	253	352	358	

※ コミュニティサイト

SNS、プロフィールサイト等、ウェブサイト内で多数人とコミュニケーションがとれるウェブサイト等のうち、出会い系サイトを除いたものの総称

1 3 学校施設の空調設備整備に対する支援【最重点】

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

区市町村立学校の空調設備整備が推進されるよう、財源を早急に確保し、財政支援を行うこと。

また、都立高等学校等についても、新たに空調設備整備の補助制度の対象に加え、財政支援を行うこと。

<現状・課題>

(1) 区市町村立学校の空調設備整備事業について

昨夏の猛暑は災害に相当すると言われており、校外学習から帰校した児童が熱中症により死亡するという痛ましい事故も発生した。そのため、熱中症対策に対する保護者等の関心も高く、学校施設の空調設備整備についてはより一層の取組が求められている。

東京都は平成22年度から教室の冷房化に取り組み、独自の補助制度を実施するなど、安心・安全な学校環境整備を推進してきたが、学校体育館の空調設置はほとんど進んでいない。学校体育館は、被災時には避難所としての機能を有するため、平成30年の西日本豪雨災害においては避難所の熱中症対策にも注目が集まり、教室と同様に空調設備整備を推進する必要がある。

そのため、都においては、平成30年度から、学校体育館等への空調設置について補助制度を創設し、国が対象としていないリース方式の空調整備事業についても区市町村の取組を支援している。

国においては、平成30年度に「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」により普通教室・特別教室については採択がなされたが、学校体育館等の空調設置事業についての採択はなかった。令和元年度以降については、採択方針によると空調事業の優先度が低く、十分な財政措置がなされているとは言えない。また、現在の空調設備整備補助単価は実勢工事価格と大きく開きがあり、区市町村に対しての十分な補助とはなっていない。

体育館への空調設置により児童・生徒の安全を確保するとともに、避難所機能の向上により国土強^{じん}靱化を図るためには、国庫補助額の十分かつ安定的な確保が必要である。

(2) 都立高等学校等の状況について

都立高等学校等については、現在、施設老朽化に伴う改築や改修に加え、非構造部材の耐震化やトイレ洋式化等の対応もあり、さらに、昨年6月に発生した大阪北部を震源とする地震に伴う被害の発生を踏まえ、ブロック塀の安全対策にも着手するなど、多くの施設整備案件を抱えている現状がある。

こうした中、昨夏の猛暑に伴い、暑さ対策として、今後は学校体育館に空

調設備の整備を進めていくことや、特別教室への空調設備整備の推進に努めていくことも、強く求められている。

空調設備の整備は、緊急に実施することが求められており、かつ多額の費用を要することから、財源の確保が必要不可欠となっているものの、都立高等学校等については、学校施設環境改善交付金の対象外となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 普通教室・特別教室に加え、学校体育館を含む屋内体育施設においても空調設備整備が推進されるよう、補助の在り方の見直し及び当初予算の確保を行うこと。
- (2) 都立高等学校等についても、空調設備の整備には多額の費用が必要なことから、新たに補助制度の対象に加えること。

1 4 学校における法的相談体制等への支援

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

学校において、いじめや虐待をはじめとする様々な問題に対し、教員等が日常的に弁護士に相談し法的助言を受けられる体制を整えることができるよう、体制整備の在り方を提示するとともに、財政支援をはじめとする体制整備の促進策を速やかに講じること。

<現状・課題>

国は、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備等や生徒指導上の諸問題に対応するため、平成29年度から、地方公共団体等において、法律の専門家である弁護士がその専門的知識・経験に基づき、いじめの防止等の対策に関わることにより、法的側面からのいじめの抑止、法令に基づく対応の徹底等、生徒指導上の諸課題の解決に向けた先進的な取組の開発のための「いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究」事業を実施している。

そのさなかにあつて、本年1月に千葉県野田市において、小学校4年生の女兒が父親の虐待によって死亡するという極めて痛ましい事件が発生した。本事案に関しては、学校が保護者との関係を重視し過ぎたことで、子供の安全確保がおろそかになり重大な事態に至ったものと捉えられており、このような事件の再発を防ぐために、学校における組織的な対応はもとより、設置者・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有の上、連携して迅速に対応することができる体制を構築することが急務となっている。

しかしながら、各市区町村における顧問弁護士等は、当該自治体の様々な法律問題に対応する必要があることから、必ずしも学校教育に関する法律問題に傾注できる状況にあるとは言えず、また、任用の形態も様々であり学校現場の抱える課題に即応できる状況にあるとは言い難い。

いじめや児童虐待、保護者や地域住民からの強い要求等が深刻な社会問題となっており、学校における対応も複雑・困難化する中であつて、教職員が安心して、未来を担う児童・生徒の指導育成に取り組むことができるよう、法律の専門家を学校に適切に配置するための国による確実かつ十分な支援が必要である。

- (1) 現在、都教育委員会では「学校問題解決サポートセンター」において学校だけでは解決困難な問題に対して、公平・中立の立場でその解決に向けての助言を行うとともに、第三者的機関としての解決策の提示等を実施しているが、対応実績は僅少である。
- (2) 平成31年3月1日に文部科学省から依頼のあつた「教育委員会・学校における法務相談体制に関する調査について」の東京都における取りまとめで

は、都内62市区町村のうち、56地区において法律相談体制があると回答しているが、対応する弁護士等との契約を行う部局は首長部局が主となっている。また、契約人数は区市町村の多くが1、2名となっている。

- (3) 同調査において、弁護士等に日常的に相談できる体制のある区市町村は15地区に留まっており、相談を申し込んでからアドバイスを得られるまでに時間を要する等の地区が多く、課題への即応性や機動的な機能を果たすことが想定されていないことが伺える。
- (4) また、国に求める支援としては、財政支援や人材の確保といった内容が多く寄せられた。

<具体的要求内容>

- (1) 現在行われている調査研究は「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」に位置付けられている事業ではあるが、保護者や地域住民からの強い要求や、学校が必要とする様々な問題への法的側面からの支援を受けるための体制整備に向け、調査研究成果の普及にあっては、スクールロイヤーの役割や体制整備の在り方について、当該事業の範囲にとらわれることなく提示すること。
- (2) 教育委員会における法律相談等体制の整備に当たっては、区市町村の対応に財政力の違いによる差異が生じないように、補助制度を創設するなど国として十分な財政支援を行うこと。
- (3) 財政措置や弁護士の確保に関して、地方自治体任せにすることなく、財務省や法務省等の関係省庁と積極的に必要な調整を行うなど、省庁横断的に本課題への対応に取り組むこと。

1 5 外国人の子供に対する教育の充実

1 日本語指導等が必要な児童・生徒に対応した教員配置の拡充

(提案要求先 文部科学省)

(都所管局 教育庁)

- (1) 外国人児童・生徒及び帰国児童・生徒の日本語指導等に対応した教員定数について、必要な財源を確保すること。
- (2) 日本語学級について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の関係法令の整備を図るなど、教員の配置のための措置を行うこと。

<現状・課題>

文部科学省の調査によると、平成28年5月1日現在、公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童・生徒は34,335人で、11年前(平成17年度調査 20,692人)に比べ13,643人増加している。また、「1人」在籍校が全体の40.6パーセントを占める一方で、「30人以上」が在籍する学校は191校に上る。

このような状況にもかかわらず、必要な日本語指導を行う「日本語学級」については、法令等に規定がなく、学級として認められていないため、国の予算による人的措置もなされていないなど、制度的に未整備となっている。

平成29年度から令和8年度までの10年間で、加配定数の基礎定数化として、外国人児童生徒等教育の充実が示されたが、公立学校における外国人児童・生徒への日本語指導を行うため教員配置のより一層の充実と法令等の整備が求められている。

<具体的要求内容>

- (1) 現在実施している外国人児童・生徒及び帰国児童・生徒の日本語指導等に対応した教員定数について、日本語指導が必要な外国人児童・生徒の増加に対応することができるよう、より一層の充実を図ること。
- (2) 日本語学級について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の関係法令の整備を図るなど、教員の配置のための措置を行うこと。

2 教員以外の人材の活用への支援

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

公立学校において、日本語指導が必要な外国人児童・生徒を指導するに当たり、教員以外の外部人材を確保・活用することができるよう支援すること。

<現状・課題>

公立学校において、日本語指導が必要な外国人児童・生徒の母語の多様化が更に進むことが懸念されているため、公立学校における日本語指導が必要な外国人児童・生徒の指導において教員以外の外部人材を活用できるようにすることが必要となっている。

<具体的要求内容>

通訳者等の「専門家」による学校支援体制の整備により、公立学校において日本語指導が必要な外国人児童・生徒を指導するに当たって教員以外の外部人材を確保・活用することができるよう支援すること。

3 日本語指導が必要な児童・生徒に向けた指導用教材の開発・作成

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

日本語指導が必要な外国人児童・生徒の多様化に対応した指導用教材等を開発・作成するなど、教員の日本語指導の充実に向けた支援を行うこと。

<現状・課題>

公立学校において、日本語指導が必要な外国人児童・生徒の母語の多様化が更に進むことが懸念されていることから、外国人児童・生徒の指導の充実に向け、多言語に対応した指導資料が求められている。

<具体的要求内容>

多言語に対応した指導用教材等を開発・作成し、日本語指導が必要な外国人児童・生徒に対する教員の日本語指導の充実に向けた支援を行うこと。

10

治安对策

10
治安
对策

1 首都東京を守るテロ対応力の強化

1 テロへの効果的対処【最重点】

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) テロ対策資器材及び鑑定機器等の充実強化を図ること。
- (2) テロ対策の強化を図るための施設を建設すること。
- (3) 爆発物等テロの手段を封じ込める対策を強化すること。
- (4) テロ等重大事案への捜査能力の向上を図ること。

<現状・課題>

世界各地では、爆発物、銃器、車両及び刃物等を使った、市民を標的としたテロ事件が相次いで発生しており、我が国においても、過激思想に影響を受けた者やテロ組織と関わりのない個人による同種のテロ事件が発生する可能性は否定できない。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が迫る中、大規模な国際スポーツ大会は、国際テロ組織等にとって格好の攻撃対象であることを踏まえると、首都東京におけるテロ対策の強化は、国と東京都が連携して対処すべき喫緊の課題である。

<具体的要求内容>

- (1) テロの未然防止と事案発生時の事態対処に万全を期すため、最先端技術を駆使したテロ対策資器材及び鑑定機器等の充実強化を図ること。
- (2) 羽田空港の24時間開港に伴う国際線増便や、東京 2020 大会の開催決定を受け、空港を狙ったテロに備える「東京国際空港テロ対処部隊」を発足させたことから、同隊の拠点となり、訓練設備を備えた庁舎を建設すること。
- (3) 国内外研究機関による研究成果等について情報収集するとともに、テロ防止啓発ポスター等を作成し、民間事業者や地域住民に広く配布するほか、広報啓発動画を制作し、街頭ビジョンや交通広告等のあらゆる媒体を使って情報発信することにより、官民が連携したテロ対策を強化すること。
- (4) CBRN鑑識を実現する最新のNBC検知資器材、テロ等重要事案発生時の捜査能力の向上に資する捜査用装備資器材、次世代映像規格(4K)を取り入れたビデオ採証システム関連資器材及び高度映像解析システムの導入並びに捜査員の人材育成と能力向上のための必要な財源を確保すること。

2 テロに備える体制整備

(提案要求先 内閣官房・原子力規制庁・厚生労働省)
(都所管局 総務局・福祉保健局)

- (1) テロ対策を総合的に推進するための体制を整備すること。
- (2) 放射性物質、爆薬の原料となりうる薬品等の管理を強化すること。
- (3) N B C R テロ等の災害で必要とされる特殊医療に関する国立専門センターを設置すること。

<現状・課題>

世界の各地でテロが頻発しており、日本もテロリストから名指しされている状況にある。さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会開催を控え、テロへの対処を重視して、平成 27 年 3 月に東京都国民保護計画の変更を行っているが、首都東京を守る対応力の強化が一層必要となっている。大量殺傷物質(N：核物質、B：生物剤、C：化学剤、R：放射性物質)などが用いられることも考慮しなくてはならない。特に、N B C R テロが発生した場合は、住民にも甚大な被害が想定され、国が総合的に対応力を強化する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 国民保護法に基づく体制に加えて、N B C R テロ等の事案発生から緊急対処事態(大規模テロ)の認定に至るまで、国が総合的に対処する体制を整備し、自治体と国との情報連絡体制やテロ発生時の連携内容を明確化すること。
- (2) 研究所・病院等において、放射性物質の保管・管理を徹底するとともに、爆薬の原料となりうる薬品については、「毒物及び劇物取締法」の対象とならないものでも、法令による規制の対象とするなど、改善策の推進を図ること。
- (3) 災害時において、災害現場に専門医師を派遣し、起因物質の特定や活動部隊への助言及び特異症状から診断を行うための国立の専門センターを首都圏に設置すること。また、治療にあたる医療機関への助言や、高度専門的処置が必要な患者を収容し専門治療を行うこと。平常時は、テロ災害に対する調査・研究・情報収集や医療機関に対する研修及び訓練等の指導を行うこと。

参 考

(1) テロ対策を総合的に推進するための体制整備

- ・NBCR攻撃による災害が発生した場合、緊急処理事態認定後であれば、国が「国民の保護に関する基本指針」(※)に基づき、医療体制の確保等、NBCRに特有な各種の措置を講じる。
- ・しかし、事態認定に至らない場合には、災害対策基本法等の法令を適用し、各自治体が自然災害対策における仕組みにより対処することとなっており、この段階における国から自治体への支援及び連携の仕組みが不明確である。

※『国民の保護に関する基本指針』

第4章 NBC攻撃による災害への対処

○NBC攻撃による災害が発生した場合、内閣総理大臣は、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮して、NBC攻撃に関する迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を講じさせる・・・。

(2) 放射性物質、爆薬の原料となりうる薬品等の管理強化

爆発物原料の管理強化の動き

(平成21年11月25日 政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部資料「主なテロの未然防止対策の現状」等より)

- ・平成17年3月、過酸化水素製剤等の化学物質について、購入目的に不審な点がある者等への販売自粛など、適切な管理と販売を行う旨の指導を、薬局・薬店や毒劇物の販売業者等に対して行うよう、厚生労働省が、都道府県等に通知及び関係業界団体に依頼
- ・平成19年5月、薬局等で購入した過酸化水素製剤等を使用した爆発物の製造を図った者を検挙。同年9月、都道府県等及び関係業界団体に対して、上記通知及び依頼の内容につき再周知
- ・平成20年10月、インターネットを介した過酸化水素製剤等の販売における本人確認の徹底及び警察への協力等について依頼
- ・平成21年12月、爆発物の原料となり得る化学物質の適切な保管管理の徹底等について、関係業界団体に依頼

(3) NBCRテロ災害発生の総合的に対処できる専門機関が存在しない。

①NBCRテロ災害発生の総合的に対処できる専門機関とは

- ・NBCRテロ災害すべてに対応
- ・災害現場での指導助言
- ・患者を収容し専門治療

②NBCRに関する既存の専門機関は個別対応のみ

N・R：独立行政法人 放射線医学総合研究所（千葉県稲毛区）

- ・国の三次被ばく医療の中心機関で高度専門的な除染及び治療を実施
- ・全国の地域被ばく医療機関に対し必要な支援及び助言を行う機関
- ・緊急被ばく用医療施設4床保有

B：国立感染症研究所（新宿区戸山）

- ・感染症を制圧し、国民の保健医療の向上を図る予防医学の立場から、広く感染症に関する研究を総合的に行う機関
- ・医療施設は有していない。

C：財団法人 日本中毒情報センター（つくば市）

- ・化学物質や動植物の成分によって起こる急性中毒について、治療に必要な情報の収集・問い合わせに対する情報提供を行う。
- ・医療施設は有していない。

2 サイバー攻撃対策の強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) サイバーテロ対策協議会を開催し、必要な情報を共有すること。
- (2) サイバー攻撃の発生を想定した官民共同訓練の実施による緊急対処能力の向上を図ること。
- (3) 情報セキュリティ事業者等の知見を活用すること。
- (4) サイバー攻撃対策に従事する捜査員の能力向上や情報収集を行うこと。
- (5) サイバー攻撃対策に関する装備資器材の充実強化を図ること。

<現状・課題>

近年、国内外において政府機関等に対するサイバー攻撃が続発しているところ、我が国の政治・経済・社会の機能が集中する首都東京でサイバーテロ等が発生した場合は、都民、国民の生活や社会経済活動だけでなく、国の治安、安全保障にも重大な支障を及ぼすおそれがある。

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」のような、大規模な国際スポーツ大会は、国際テロ組織やテロを実行する者にとって格好の攻撃対象であり、リオデジャネイロ2016大会、平昌2018大会では現にサイバー攻撃が実行されたことを踏まえると、国と東京都が緊密に連携して、①平素から官民が最新の情報を共有し防御力を高める、②官民が連携して事案対処能力を高め、被害の発生と拡大を防止する、③サイバー攻撃事案の捜査及び攻撃者・手口に係る実態解明を推進するといった総合的な取組を強化することが、喫緊の重要課題となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 重要インフラ事業者等で構成されるサイバーテロ対策協議会を開催し、民間有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有等を行うこと。
- (2) サイバー攻撃の発生を想定した官民共同の訓練を実施（外部委託）し、実機を使用した事案対処等を行うことで緊急対処能力を高めること。
- (3) 情報セキュリティ事業者等の優れた知見をサイバー攻撃の事案対処に活用すること。
- (4) サイバー攻撃対策に従事する捜査員に対する研修を実施（外部委託）して

対処能力の向上を図るほか、海外の法執行機関やセキュリティ事業者等との連携による情報収集を行うこと。

(5) サイバー攻撃の実態解明のために必要な装備資器材の充実強化を図ること。

3 総合的な治安対策の充実・強化

1 治安対策の充実・強化【最重要】

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 首都警察特別補助金を増額すること。
- (2) 警察活動における人的基盤の強化を行うこと。
- (3) 新たなICTの活用を見据えた警察情報管理システムの基盤整備を図ること。
- (4) 国際海空港等における水際対策の推進を図ること。

<現状・課題>

平成30年中の都内における刑法犯認知件数は、11万4,492件で、犯罪抑止総合対策を開始した平成15年以降16年連続で減少し、戦後最少を記録した。これは、戦後最悪であった平成14年に比べて約6割も減少したことになり、各種取組の成果が着実に現れていると言える。

しかしながら、昨年11月に発表された「都民生活に関する世論調査」における「都政への要望」の中で、「治安対策」は、高齢者対策、防災対策に次いで挙げられ、その割合も約半数と高い割合を占めている。これは、極めて厳しい状況が続いている振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺、ストーカー・DVに起因する人身安全関連事案及び深刻な社会問題となっている児童虐待事案等により、都民が治安の回復を十分に実感するに至っていないことを意味している。

こうした状況の下、警視庁では、深刻化するサイバー空間の脅威への対処、テロ等不法事案の防圧検挙等への対応が新たに求められる一方、個々の犯罪一つ一つが悪質化、巧妙化、潜在化するなどして、治安対策に係る負担は、従前と比べてむしろ増大している。

さらに、警視庁は、国会や官邸等をはじめとする政府機関が集中する首都の治安維持を担う警察としての特殊性を有していることから、潜在的に他の道府県とは比較できない膨大な警察事象を抱えており、東日本大震災に際しては、発災当日からこれまでに延べ23万人を超える職員を被災地に派遣するなど、日本警察の中核として、全国にわたる治安維持に当たる責務も担っている。

また、来年に迫る東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けた治安責任を果たすことはもとより、大会前後の治安環境の変化を見据えた諸対策も、併せて進めていかなければならない。

- (1) 現行の警察法施行令(昭和29年政令第151号)第3条第4項の定めでは、首都警察の任務遂行に関する特殊事情を参酌し、国が所要額の一部を補助することとなっていることから、超過勤務手当の補助として昭和44年度から

昭和54年度までは10億円、55年度以降から現在までは15億円が交付されているところであるが、近年、我が国に対するテロ攻撃の脅威の高まりや東京を取り巻く社会情勢の変化等により首都警察としての業務負担が著しく増大しており、さらに、東京2020大会に向け、治安対策を強化する必要があることから、首都警察の財政需要について適正な負担を求める。

(2) 警視庁には、平成27年度に71人、平成28年度に83人、平成29年度に60人の地方警察官の増員が行われるなど、人的基盤の強化を図っているところではあるが、治安情勢が一段と厳しくなる中、多岐にわたる警察活動を効果的に推進し、「世界一安全な都市、東京」を実現するためには、更なる人的基盤の強化が必要である。

(3) 各種犯罪や交通事故の未然防止を図るための各種防犯活動及びパトロール活動については、これまで、警察官個々の経験則等に基づく、様々な方法で行っている状況にある。

より効果的に犯罪や交通事故を抑止していくためには、ビッグデータ・AI等の新たなICTを活用し、より高度な分析を行い、防犯活動等に効果的な場所、方法等を考えていく必要がある。

また、交通管制や雑踏警備・災害警備等の各種警察活動においても、新たなICTを活用して状況を予測することで、対応策の決定等を迅速かつ効率的に支援する必要がある。

そこで、新たなICTの活用を見据え、警察情報管理システムの基盤整備を図ることが必要である。

(4) 東京都では、東京2020大会開催に向け、大型クルーズ客船の更なる誘致を目指しており、今後東京湾に同客船の発着等に対応できる新客船ふ頭が整備される予定である。

また、羽田空港でも同様に、首都圏空港の航空需要増加に対応するため、空港容量の更なる拡大と、国際線の増枠に必要な施設整備等を進め、東京の国際競争力を強化している。

これら国際海空港等における施設整備等の推進及び4月から施行される改正入管法の影響により、今後も外国人入国者数の大幅な増加が予想されているところ、これに伴う銃器薬物密輸入事犯の増加はもとより、特に外国人が嗜好とするコカイン等の違法薬物の所持・施用事犯の増加が懸念されている。

そこで、国内への違法薬物の流入による治安悪化を防ぐ対策の一環として、違法薬物密輸入事犯及びコカイン等の違法薬物事案の取締りに資する装備資器材の充実強化を図ることが不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 現行の15億円から25億円に増額すること。
- (2) 「世界一安全な都市、東京」を実現するため、更なる人的基盤の強化を行うこと。
- (3) 各種警察活動の高度化、迅速化、効率化を図るため、新たなICTの活用を見据え、警察情報管理システムの基盤整備を図ること。

- (4) 違法薬物の流入による治安悪化を防ぐ対策の一環として、
- 携帯型薬物特定システム (T r u N a r c)
 - コカイン予試験試薬
- 等の装備資器材の充実強化を図ること。

2 暴力団の対立抗争事件等への警戒、取締り強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

暴力団の対立抗争事件等の警戒、取締り強化を推進するため、可能な限りの方策を駆使して情報収集の強化を図り、保護対策の万全と捜査活動に資する装備資器材を充実させること。

<現状・課題>

- 1 暴力団情勢については、六代目山口組が3つに分裂した後、対立状態が継続しており、その動向は予断を許さない状況である。
都内においても、暴力団が関わるトラブルのほか、準暴力団の台頭による利権をめぐる軋轢が懸念されている。
- 2 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴対法）」制定以降、最大の抗争状態に直面している現状を踏まえ、当庁では、各団体傘下組織事務所等の関連箇所に対する警戒及び視察を強化して動向を注視している。また、暴力団等から危害を被るおそれのある者に対する保護対策についても、暴力団対策の基盤活動として、都民、国民の生活の安全と平穏を確保する極めて重要な対策であり、これには、保護対象者の行動の把握とご犯者に関する情報の収集が重要となる。
- 3 今後も対立抗争の未然防止や発生時の早期対応及び保護対策等に万全を期すため、可能な限りの方策を駆使して情報収集を強化することが喫緊の課題であり、捜査活動に資する装備資器材の充実が必要である。

<具体的要求内容>

暴力団の対立抗争事件等の警戒及び取締りのため、捜査活動に資する装備資器材の充実を図ること。

3 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う

交通管制・交通規制対策【最重点】

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

定周期式信号機の集中制御化、リアルタイム信号制御等の整備、光ビーコンの整備、視覚障害者用音響式信号機の整備、歩行者感応等制御の整備、エスコートゾーン等の整備及び交通規制標識等の整備を進めるため、お台場等の臨海地区及び羽田国際空港地区の道路を道路法に基づく補助対象道路とすること。

<現状・課題>

臨海地区及び羽田国際空港地区には、道路法に基づかない道路が一部あり、交通安全施設等整備事業における費用の補助対象道路となっていない。

同地区については、東京 2020 大会に係る関係車両の円滑な輸送と都市活動の安定な両立を図るため、オリンピックルートネットワークをはじめ、各競技会場や非競技会場として位置付けられる選手村、メディアセンター、羽田空港周辺などに直結する重要なルートであり、東京 2020 大会後も、レガシーとして残すべき地区である。

また、輸送の成否そのものが大会成功の鍵を握ることから、東京 2020 大会期間中に大会関係者、観客など 1 千万人以上の人の移動が生じる中で、同地区における整備を進めることにより、その実効性を担保するものである。

<具体的要求内容>

定周期式信号機の集中制御化、需要予測信号制御の整備、光ビーコンの整備、視覚障害者用音響式信号機の整備、歩行者感応等制御の整備、エスコートゾーン等の整備及び交通規制標識等の整備は、いずれも交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則（昭和 41 年総理府・建設省令第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの各号に規定する指定道路特定事業としての補助を受けて整備を実施していることから、オリンピック会場等へ直結する臨海地区及び羽田空港地区の一部の道路についても、道路法に基づく補助対象道路とすること。

4 大規模災害対策の推進【最重点】

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

災害対策資器材の充実強化を図ること。

<現状・課題>

警視庁は、平成23年の東日本大震災をはじめ、近年では平成28年の熊本地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震などに際し、部隊を派遣して現場における災害活動を行ってきた。

災害警備の適否は、事前にどれだけ準備できるかにかかっており、これまでの災害現場における救助活動で得られた経験を踏まえ、切迫する首都直下地震等の大規模災害に対する備えを万全にするため、災害対応能力の強化に向けた救助資器材及び現場支援資器材の拡充、充実を図るなど、大規模災害対策を強力に推進する必要がある。

<具体的要求内容>

首都直下地震等の大規模災害に係る危機管理体制の強化に向け、救助部隊が長期間、継続した救助活動を可能にする現場支援資器材の充実により、災害発生時の事案対処能力の向上を図ること。

5 薬物乱用根絶等に向けた対策の強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 薬物乱用根絶に向けた広報啓発活動を強化すること。
- (2) 薬物再乱用防止対策を推進するための財源を確保すること。

<現状・課題>

都内における薬物事犯被疑者の検挙人員は、平成17年をピークに漸減傾向にあったものの、平成26年から増加に転じ、平成30年中は、2,498人にまで増加し、全薬物押収量も増加傾向にあるなど、依然として根強い薬物の供給・需要実態が認められる。特に、大麻事犯による検挙人員は、734人と過去5年間で最多となり、中でも未成年者を含む30歳未満の年齢層の占める割合が半数を超えるなど、極めて深刻な事態となっている。

当庁では、薬物乱用防止を目的とする視聴覚DVDを作成し、YouTube 警視庁公式チャンネル内で視聴を可能にしているほか、ホームページや広報課ツイッターに、各分野の専門家の見解をまとめた「大麻を知ろう。～What's CANNABIS?～」を掲載するなど、インターネットやSNS等のメディアを通して青少年を含む都民、国民に対し広く広報啓発活動を推進している。今後は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催及び入管法改正による訪日外国人の増加が見込まれる中、海外における薬物の規制緩和を踏まえた密輸防止のため、国際海空港等水際における広報啓発活動も検討する必要がある。

覚醒剤事犯については、検挙被疑者の約6割以上が再犯者との平成29年の全国統計を踏まえ、当庁では、『NO DRUGS警視庁』と銘打ち、薬物再乱用防止に向けたセミナーを実施しているところ、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」及び「再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）」において、再犯の防止等に係る役割分担及び責務が規定されたことに伴い、今後、国、都及び市区町村、更には、相談機関、医療機関、自助活動を実施している民間機関等との連携を一層強化し、薬物再乱用防止対策を推進しなければならない。

よって、関係機関と連携した研修会等を積極的に開催するとともに、水際における密輸防止のための広報啓発活動、関係機関の専門家等による薬物依存症に関する普及啓発講演及び簡易薬物検査キットを導入したセミナー等の充実を図る必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) ラジオ・テレビ放送に限らずインターネット・SNS等広域かつ不特定多数が視聴するメディアを活用し、国民が安易に違法薬物に手を出さないよう広報啓発活動を推進すること。
- (2) あらゆる薬物再乱用防止対策の充実に向けた財源を確保すること。

6 子供・女性等の被害防止に向けた対策の強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 防犯カメラや自発光式表示板等の整備を図ること。
- (2) 子供・女性を犯罪から守るため、各種広報啓発活動を推進すること。

<現状・課題>

平成30年中における都内のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案(DV)の相談件数、児童虐待事案における通告児童数は、いずれも高水準で推移しているところ、子供や女性が被害者になるケースが多い人身安全関連事案に対処するための対策は喫緊の課題である。

また、コミュニティサイト等に起因する事犯の被害も、依然として後を絶たないほか、女性の意に反してアダルトビデオへの出演を強要する問題、いわゆる「JKビジネス」により児童が性犯罪被害に遭う問題及び若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題が深刻な状況にあり、更には通学路において子供が被害者となる事案が発生するなど、子供や女性が被害者となる犯罪等の発生が社会に大きな不安を与えている情勢を踏まえ、子供や女性をはじめとする都民、国民の生命、身体及び財産の保護の観点から、警察として積極的に対策を講じる必要がある。

- (1) 警視庁では、自治体等と連携し、民間団体に対して街頭防犯カメラの設置を働きかけているが、大規模な設置は見込めない現状であることから、犯罪発生の蓋然性が極めて高い繁華街における犯罪の予防及び被害の未然防止を図るため、街頭防犯カメラシステムを導入しているところである。

現在、繁華街に設置している街頭防犯カメラは、一定の犯罪抑止力を挙げているが、イベントの開催時には人が集中し、子供や女性を対象とした痴漢行為等のわいせつ事案や、通行する車両を横転させるなどの器物損壊等の粗暴事案が発生するなど、高性能の街頭防犯カメラを増設する必要性が依然として高い。

また、同システムの犯罪抑止力を更に高めるためには、街頭防犯カメラが設置されていることを、多言語表示可能な表示板を使用して、来日外国人等を含めた人々により広く周知する必要がある。

- (2) 警視庁では、ストーカー・DV等の人身安全関連事案はもとより、子供・女性に対する犯罪に対して各種法令を適用した厳正な取締りを行っているほか、平成29年7月施行のいわゆる「JKビジネス」の営業を規制する条例、平成30年2月施行のいわゆる「自画撮り画像」を要求する行為に罰則を設けた「東京都青少年の健全な育成に関する条例(都青少年育成条例)」に基づく取締り、更には、同年6月、「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」において決定された「登下校防犯プラン」に基づき、通学路における子供の安全確保のための対策を推進している。

これら諸問題に対しては、警察のみならず、関係行政機関、民間団体、業界団体等と連携した広報啓発活動を推進する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 渋谷スクランブル交差点に、街頭防犯カメラシステムを増設すること。
既存の街頭防犯カメラシステム整備地区に対し、広報啓発に有効な自発光式表示板、デジタル式表示板を導入すること。
- (2) アダルトビデオ出演強要問題、いわゆる「JKビジネス」及びいわゆる「自画撮り」に関する被害の発生等、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえて、従前からのストーカー・DV等人身安全関連事案対策に加え、子供、女性等を犯罪から守り、さらには通学路等における子供の安全を確保するため、関係行政機関、民間団体及び業界団体等と連携した広報啓発活動を推進すること。

7 特殊詐欺の被害防止に向けた対策の強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 特殊詐欺の被害防止に向けた広報啓発活動を強化すること。
- (2) 特殊詐欺の被害防止に資する機器を充実強化すること。

<現状・課題>

特殊詐欺は、主に高齢者を中心とした被害者を言葉巧みに騙して財産を奪う卑劣な犯罪であり、その被害は都内だけでなく全国的に発生し、都民、国民の体感治安を悪化させる大きな要因となっている。

被害を防止するためには、都民、国民に対し、犯人の電話に出ないことが被害防止につながることや、最新の手口などの広報啓発活動により、国民に広く周知することが不可欠であることから、都道府県別の個別の広報のみでなく、全国放送のテレビ、ラジオなどの主要メディアを活用した大規模な広報の実施が必要である。

また、犯行予兆電話、いわゆるアポ電をきっかけとした強盗事件が連続発生したことから、高齢者宅に自動通話録音機等の防犯機器の設置を推進する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) テレビやラジオ放送等の広域かつ多数が視聴するメディアを活用するなど、特殊詐欺の手口等を周知するための広報啓発活動を推進すること。
- (2) 特殊詐欺の被害を防止するため、高齢者宅に設置する自動通話録音機等の機器の充実強化を図ること。

参 考

平成 30 年中の特殊詐欺被害状況

都内	認知件数	3,913 件	(前年比+403 件、+11.5%)
	被害額	約 84.5 億円	(前年比+約 4.7 億円、+5.9%)
全国	認知件数	16,493 件	(前年比-1,719 件、-9.4%)
	被害額	約 356.8 億円	(前年比-約 38.0 億円、-9.6%)

8 サイバーセキュリティ対策の充実・強化【最重要】

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

サイバーセキュリティ対策に関する広報啓発活動を推進すること。

<現状・課題>

情報通信技術の進化に伴い、生活が豊かになる反面、その技術を悪用した新たな犯罪が発生するなど、サイバー空間の脅威は日々深刻化している。

近年内閣府が実施した世論調査の結果では、インターネットの利用に関連するトラブルについて「不安がある」、不安に感じる犯罪について「インターネットを利用した犯罪」が最も多く挙げられている一方で、インターネットを安全・安心に利用するための対策に「何を行えばよいか分からない」との回答も散見されるなど、サイバーセキュリティ対策に関する知識が十分に浸透されていない現状にある。

さらには、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、サイバー空間を利用した観戦チケットにかかる詐欺や大会運営に携わる企業を狙った標的型メール攻撃等、全国に被害を及ぼす事案の発生が懸念されている。

こうした中、「警察におけるサイバーセキュリティ戦略の改定について(平成 30 年 9 月 6 日付け警察庁乙官発第 11 号ほか)」において、民間事業者等における自主的な被害防止対策の促進が掲げられており、警視庁では、区市町村及び商工会議所等と協定を締結し、中小企業者に対する支援を行うなど、社会全体のサイバーセキュリティ対策の強化に向けて取り組んでいる。

<具体的要求内容>

都民、国民のサイバーセキュリティ意識を更に醸成するため、チラシの配布やポスターの掲示による周知方策のほか、大手 SNS 企業との連携による全国規模の情報発信、実際にパソコンやスマートフォンに触れることができる体験型イベント及び中小企業者を対象とした実機セミナーを拡充するなど、総合的な広報啓発活動を強化するとともに、それを推進するための財源を確保すること。

9 特例施設占有者に対する権限行使の義務化【最重点】

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

特例施設占有者の権限行使を義務付けること。

<現状・課題>

近年、拾得物取扱量が急増し、平成30年中は都内において約414万件という過去最多の数字を記録するなど、拾得物取扱件数が増加し続けている状況である。

こうしたことから、遺失物業務にかかる事務の見直し等を実施することが当庁としての喫緊の課題となっているが、とりわけ、施設占有者からの届出が全拾得物の約8割を占め、そのうち特例施設占有者（鉄道、バス及び航空等）が約5割を占める現状にある。

特例施設占有者は、拾得物を自ら保管し、返還等ができることとされているが、そのほとんどは、これに拠らず警察署に提出している状況であり、警察署の大きな負担となっている。

<具体的要求内容>

特例施設占有者に対し、遺失物法（平成18年法律第73号）において拾得物の保管、返還等の一連の手続を原則義務付けるなどの制度改正を行うこと。

10 外国人犯罪対策の推進

(1) 不法就労対策の強化

(提案要求先 出入国在留管理庁・厚生労働省)

(都所管局 都民安全推進本部・警視庁)

- (1) 不法就労などに係る偽装滞在者を発見、摘発するための入国審査、在留審査等を強化すること。
- (2) 外国人雇用状況の届出が適正になされるよう、関係機関が連携して実効性のある対策を行うこと。

<現状・課題>

- (1) 不法残留者は、平成26年まで一貫して減少していたものの、平成27年から22年ぶりに増加に転じ、平成31年1月1日現在の不法残留者も約7万4000人と5年連続で増加し、今後の動向について予断を許さない状況にある。

また、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を悪用するなどして身分や活動目的を偽って在留許可を受けた偽装滞在者による、不法就労の増加が懸念されている。

こうした偽装滞在者は、不法入国者及び不法残留者などの不法滞在者と同様に、公正な労働市場を侵害し、偽装滞在に加担する雇用主やブローカーに不正な利益をもたらすばかりでなく、治安の悪化につながることから、不法滞在者対策と併せて偽装滞在者対策の強化が必要である。

- (2) 偽装滞在者や不法滞在者の多くが不法就労を行っていると言われており、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、不法就労を目的とする外国人入国者の増加も懸念される。こうした外国人を低廉な労働力として雇い入れ、不法就労を助長する悪質な雇用主が存在することから、不法就労を防止し、適正な雇用を推進する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 不法に就労する偽装滞在者を発見、摘発するため、入国審査、在留審査、実態調査及び違反調査を強化すること。
- (2) 外国人雇用状況の届出を怠ることや虚偽の届出を防ぐため、関係機関が連携して届出制度の周知、徹底を図ること。
また、悪質な違反者に対しては、厳正に対応するとともに、罰則の引上げや行政処分の導入など実効性のある対策を行うこと。

(2) 留学生を受け入れる教育機関への指導強化

(提案要求先 出入国在留管理庁・外務省・文部科学省)
(都所管局 都民安全推進本部・生活文化局・警視庁)

留学希望者に対する厳正かつ的確な事前調査を行うとともに、留学生の所属する教育機関に対し、適正な受入れ及び在籍管理を義務付ける法律を整備すること。

<現状・課題>

留学生の中には、不法就労等、本来の入国目的から逸脱する者が依然として存在し、留学生の所属する教育機関の中には、不法就労を助長していると疑われかねないものも存在する。

都においては、平成29年9月に日本学生支援機構及び警視庁と、外国人留学生等の滞在支援に資する施策に関する協定を締結し、留学生のルール、マナーの改善による安全安心の向上に取り組むなど、様々な活動を行っている。

今後も、国の「留学生30万人計画」の推進に伴い、留学生が更に増加することを踏まえ、今まで以上に留学生の適正な受入れ及び在籍管理を徹底する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 留学生として、その本来の目的に合致した生活基盤を有しているか否かを確認するため、留学希望者に対する厳正かつ的確な事前調査を関係機関が連携して行うこと。
- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に基づき、留学生の在留管理を確実にを行うとともに、留学生の所属する学校教育法（昭和22年法律第26号）に定めのある教育機関に対し、適正な受入れ及び在籍管理を義務付ける実効性のある法律を整備すること。
- (3) 学校教育法に定められていない日本語教育機関に対し、適正な受入れ及び在籍管理を行うよう義務付け、国において指導監督できるよう法律を整備して、実態調査等を徹底すること。

4 再犯防止施策の充実

(提案要求先 法務省)
(都所管局 都民安全推進本部)

(1) 国において、再犯防止施策に主体的に取り組むこと。

また、再犯防止推進計画に盛り込まれた各施策に関し、その具体的内容等を明確にするとともに、地方公共団体の理解を得て進めること。

(2) 地方公共団体が、地方再犯防止推進計画策定など再犯防止推進施策を推進するにあたり、国において必要な支援を行うこと。

(3) 保護司を始めとする民間協力者が活動しやすい環境を整備すること。

<現状・課題>

都内刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は約半数であり、また刑法犯の犯罪少年に占める再犯者率は36.5パーセントと上昇傾向にあるなど再犯の抑止への取組の重要性が増している。

こうした中、国においては、平成29年末に再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）を閣議決定した。推進計画では、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）（以下「推進法」という。）第2章に基づき、「就労・住居の確保等」や「保健医療・福祉サービスの利用の促進等」、「地方公共団体との連携強化等」など、7つの重点課題ごとに具体的施策が盛り込まれている。

推進法第2章第1節では、国の施策が規定されているが、これらの中には、従前から地方公共団体が実施主体となり、犯罪をした者か否かにかかわらず、住民に提供してきている各種サービスが含まれている。同章第2節では、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じ、施策を講ずるよう努める旨、規定されている。

しかし、推進計画では、各施策の具体的な内容やその実施主体が明確に示されていない事項が多く、特に、第1節に対応した課題に関する各施策については、国と地方公共団体との役割分担が明確でない。

また、再犯防止を推進するためには、行政の取組に加え、民間協力者が活動しやすい環境を整備することが不可欠である。保護司の活動拠点であり、非行少年の立ち直り支援や再犯防止に寄与する更生保護サポートセンターは、順次、設置が進んでいるものの、都内33の保護区全てに設置がされている状況ではない。

(平成31年3月末現在)

< 具体的要求内容 >

(1) 再犯防止施策推進のため

- ① 国が主体的に再犯防止施策の充実・強化に取り組むこと。
- ② 国と地方公共団体とが連携して再犯防止施策に取り組めるよう、推進計画に盛り込まれた各施策に関し、その具体的内容、財源負担や国が想定している実施主体を明確にするとともに、地方公共団体の理解を得て進めること。

(2) 地方公共団体において、地方再犯防止推進計画の策定など再犯防止施策を推進するにあたり、国において必要な支援を行うこと。

(3) 各地域において更生保護の取組が促進されるよう、

- ① 犯罪をした者等の立ち直りに取り組んでいる保護司への活動支援を充実させること。
- ② 国所管施設の提供や民間施設確保のための財政措置など、都内全保護区に更生保護サポートセンターが設置されるよう、引き続き積極的かつ実効性ある措置を取ること。

5 国民保護事案に関する対策の推進【最重点】

(提案要求先 内閣官房・消防庁・外務省・防衛省)
(都所管局 総務局)

- (1) 我が国の平和と安全を守り、核・ミサイル問題の解決を図るために、国際社会と緊密に連携し実効ある措置を講じること。
- (2) 北朝鮮のミサイル発射や核実験に関する情報収集、地方公共団体や国民に対しての情報提供を的確かつ迅速に行うこと。
- (3) 国民に対して普及啓発を積極的に行い、国民保護の事態に応じた対応に関する理解を一層促進すること。
- (4) EMP（電磁パルス）攻撃について被害予測や対策などを的確に実施するとともに、地方公共団体などに対しても情報提供を行うこと。

<現状・課題>

北朝鮮は、平成28年から平成29年にかけて弾道ミサイル発射を繰り返し、日本の排他的経済水域や太平洋上に落下する事態もたびたび生じており、一部の地域においてはJアラートによるミサイル発射情報の伝達が行われた。

また、平成29年9月3日には6回目の核実験を強行するなど、こうした北朝鮮の挑発行動は北東アジア及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものである。

北朝鮮は平成30年4月に核実験と大陸間弾道ミサイル発射実験中止、北部の核実験場廃棄を宣言し、その後、南北首脳会談、米朝首脳会談が実施された。これらの会談では、朝鮮半島の完全な非核化に向け取り組むこととしたものの、平成31年2月の第2回米朝首脳会談では合意に至らなかった。このため、非核化や既存ミサイルの廃棄が実現されたわけではなく、我が国は依然として北朝鮮の脅威に見舞われている。

さらに、通信・電力等のインフラが狭い国土に集積している我が国においては、EMP攻撃も深刻な問題である。

今後、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などを控え、世界から多くの来訪者も見込まれている。

こうした状況を踏まえ、国民等が安心して住み、働き、訪れることができるよう、国民保護事案に関する対策の推進に万全を期することが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 我が国の平和と安全を守り、核・ミサイル問題の解決を図るために、国際社会と緊密に連携し実効ある措置を講じること。

- (2) ミサイルの発射時刻や種別、方向、着弾地点など、ミサイルに関する詳細な情報及び核実験に関する情報について、的確に情報収集を行うとともに、地方公共団体に対して迅速に情報提供を行うこと。あわせて、国民に対しても同様に迅速な情報提供を行うこと。
- (3) 国民に対して国民保護に関する措置の重要性について普及啓発を積極的に行い、弾道ミサイル発射など、具体的な事態に対する理解を促進すること。
- (4) EMP攻撃については、国民生活に不可欠な社会的インフラに対し、広範囲にわたり多大な影響を及ぼすことが懸念される事案であり、国として対応すべき課題である。そのため国は検討を加速化させ、被害や国民生活への影響を予測し、対策についての的確に実施するとともに、早急に地方公共団体や国民に対しても情報提供を行うこと。

参 考

○ 北朝鮮による核実験・弾道ミサイル発射の最近の状況

【核実験実施】

- 平成29年9月3日（6回目）
- 平成28年9月9日（5回目）
- 平成28年1月6日（4回目） など

【弾道ミサイル発射】

- 平成29年11月29日（排他的経済水域に着水）
- 平成29年9月15日（日本上空通過、北海道など一部地域で全国瞬時警報システムが鳴動）
- 平成29年8月29日（日本上空通過、北海道など一部地域で全国瞬時警報システムが鳴動） など

○ 朝鮮半島の非核化に向けて実施された主な会談

- 平成30年4月27日
南北首脳会談（朝鮮半島の完全な非核化実現を目標とした「板門店宣言」署名）
- 平成30年6月12日
米朝首脳会談（シンガポール）（朝鮮半島の完全な非核化に取り組む「共同声明」署名）
- 平成31年2月27日、28日
米朝首脳会談（ベトナム・ハノイ）（非核化に向けた交渉決裂）

参考
1

省庁別提案要求事項一覽

参考 1
省庁別提案
要求事項一覽

省庁別提案要求事項一覧

省庁名	区分	事項名	
内閣官房	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	
	国境離島の維持・保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	
	災害対策	1 首都直下地震等への備え	
	都市整備	21 公共事業推進のための行政代執行法の改正	
	都市整備	43 ITSを活用した高度な交通対策の一層の推進	
	都市整備	48 米軍基地対策の推進	
	環境・エネルギー	5 ヒートアイランド対策・暑熱対応の推進	
	生活・産業	5 統合型リゾート(IR)整備に伴う制度構築の着実な実施	
	生活・産業	15 水道事業の国際展開の支援に向けた取組の強化	
	生活・産業	19 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進	
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援	
	スポーツ・青少年・教育	2 スポーツ振興事業の推進	
	治安対策	1 首都東京を守るテロ対応力の強化	
	治安対策	5 国民保護事案に関する対策の推進	
内閣府	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	
	国境離島の維持・保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全	
	行財政改革	7 社会保障・税番号制度の拡充等	
	災害対策	1 首都直下地震等への備え	
	災害対策	2 帰宅困難者対策の推進	
	災害対策	4 災害医療体制の充実	
	災害対策	5 災害時における安定的な燃料供給体制の確立	
	災害対策	6 大規模災害時における被災者の生活再建支援制度の在り方	
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	
	都市整備	6 ライフライン施設の耐震化などの推進	
	都市整備	13 国際競争力強化に資するまちづくりの推進	
	都市整備	23 東京における一体的な都市づくりの推進のための仕組みづくり	
	都市整備	38 BRT整備推進のための制度の創設・拡充	
	都市整備	43 ITSを活用した高度な交通対策の一層の推進	
	環境・エネルギー	3 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	
	福祉・保健・医療	1 少子社会対策の推進	
	福祉・保健・医療	5 障害者施策の推進	
	福祉・保健・医療	10 健康危機管理体制の充実	
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	
	生活・産業	2 地方消費生活行政の財源確保	
	生活・産業	3 文化政策の推進	
	生活・産業	9 中小企業者の円滑な資金調達の推進	
	生活・産業	12 ライフ・ワーク・バランスの推進	
	生活・産業	21 企業による保育施設設置への支援	
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援	
	スポーツ・青少年・教育	3 若者の社会的自立を支援する施策の拡充	
	スポーツ・青少年・教育	4 子ども・子育て支援新制度施行後における幼児教育の質の確保	
	スポーツ・青少年・教育	12 児童ポルノ等の自撮り被害から青少年を守る施策の充実	
	警察庁	都市整備	43 ITSを活用した高度な交通対策の一層の推進
		スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
スポーツ・青少年・教育		12 児童ポルノ等の自撮り被害から青少年を守る施策の充実	
治安対策		1 首都東京を守るテロ対応力の強化	
治安対策		2 サイバー攻撃対策の強化	
復興庁	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化	
スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援		
総務省	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	
	行財政改革	1 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保	
	行財政改革	2 都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し	
	行財政改革	3 社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う国の責任による確実な財源の確保等	
	行財政改革	4 財政上の不合理な措置の是正	
	行財政改革	5 地方税収納金整理資金制度の創設	
	行財政改革	6 地方法人課税の分割基準の適正化	
	行財政改革	8 「ふるさと納税」制度の見直し【新規】	
	行財政改革	9 自動車関係諸税の見直し及び地方税財源の確保	
	行財政改革	10 自治体情報セキュリティクラウドの推進	
	行財政改革	11 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化	
	行財政改革	12 LGWAN(総合行政ネットワーク)環境のセキュリティ確保	
	災害対策	2 帰宅困難者対策の推進	
	都市整備	6 ライフライン施設の耐震化などの推進	
	都市整備	28 浄水場更新事業等に対する財政措置の強化・充実	
	都市整備	29 防災行政無線の安定運用に向けた電波法の改正	
	都市整備	39 都市高速鉄道整備の充実・強化	

省庁別提案要求事項一覧

省庁名	区分	事項名
総務省	都市整備	43 ITSを活用した高度な交通対策の一層の推進
	都市整備	44 無電柱化事業の推進
	環境・エネルギー	1 気候変動対策の推進
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現
	生活・産業	7 外国人の受入環境の整備促進
	生活・産業	12 ライフ・ワーク・バランスの推進
	生活・産業	15 水道事業の国際展開の支援に向けた取組の強化
	生活・産業	16 情報通信網の維持管理に対する支援
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
	スポーツ・青少年・教育	12 児童ポルノ等の自撮り被害から青少年を守る施策の充実
	消防庁	災害対策
環境・エネルギー		4 水素社会の実現に向けた着実な取組
治安対策		5 国民保護事案に関する対策の推進
法務省	都市整備	17 マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進
	都市整備	20 公共用地取得に係る登記関連法の改正【新規】
	都市整備	46 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進
	都市整備	48 米軍基地対策の推進
	福祉・保健・医療	9 新興・再興感染症対策の充実
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現
	生活・産業	6 外国人旅行者に対する査証発給要件の緩和
	生活・産業	7 外国人の受入環境の整備促進
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
	スポーツ・青少年・教育	12 児童ポルノ等の自撮り被害から青少年を守る施策の充実
	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化
治安対策	4 再犯防止施策の充実	
外務省	国境離島の維持・保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全
	都市整備	48 米軍基地対策の推進
	生活・産業	6 外国人旅行者に対する査証発給要件の緩和
	生活・産業	15 水道事業の国際展開の支援に向けた取組の強化
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化
	治安対策	5 国民保護事案に関する対策の推進
財務省	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現
	行財政改革	1 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保
	行財政改革	3 社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う国の責任による確実な財源の確保等
	行財政改革	4 財政上の不合理な措置の是正
	行財政改革	8 「ふるさと納税」制度の見直し【新規】
	行財政改革	9 自動車関係諸税の見直し及び地方税財源の確保
	災害対策	2 帰宅困難者対策の推進
	都市整備	22 公共事業と農地保全を両立するための制度改正
	都市整備	46 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進
	都市整備	48 米軍基地対策の推進
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充
	環境・エネルギー	8 都市再生推進のための国有財産の活用
	福祉・保健・医療	1 少子社会対策の推進
	福祉・保健・医療	3 高齢社会対策の推進
	福祉・保健・医療	5 障害者施策の推進
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現
	生活・産業	7 外国人の受入環境の整備促進
	生活・産業	8 ベンチャー企業の支援の拡充
	生活・産業	10 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
スポーツ・青少年・教育	2 スポーツ振興事業の推進	
文部科学省	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現
	国境離島の維持・保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全
	行財政改革	7 社会保障・税番号制度の拡充等
	都市整備	27 私立学校の耐震化対策に係る助成の拡充
	環境・エネルギー	1 気候変動対策の推進
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充
	環境・エネルギー	9 小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進
	生活・産業	3 文化政策の推進
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
	スポーツ・青少年・教育	2 スポーツ振興事業の推進
	スポーツ・青少年・教育	3 若者の社会的自立を支援する施策の拡充
	スポーツ・青少年・教育	4 子ども・子育て支援新制度施行後における幼児教育の質の確保
	スポーツ・青少年・教育	5 私立学校助成の拡充
	スポーツ・青少年・教育	6 高等学校等就学支援金制度の必要経費の確保等
	スポーツ・青少年・教育	7 公立学校の教職員定数の充実及び学級編制標準の改定
スポーツ・青少年・教育	8 特別支援学校の養護教諭等の定数改善	
スポーツ・青少年・教育	9 いじめ問題等に対する取組の充実	

省庁別提案要求事項一覧

省庁名	区分	事項名
文部科学省	スポーツ・青少年・教育	10 教育支援センターの機能強化、不登校特例校の拡充等
	スポーツ・青少年・教育	11 学校における働き方改革の実現
	スポーツ・青少年・教育	13 学校施設の空調設備整備に対する支援
	スポーツ・青少年・教育	14 学校における法的相談体制等への支援【新規】
	スポーツ・青少年・教育	15 外国人の子供に対する教育の充実【新規】
厚生労働省	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化
	災害対策	4 災害医療体制の充実
	災害対策	5 災害時における安定的な燃料供給体制の確立
	都市整備	26 病院等の耐震化対策に係る補助制度の拡充
	都市整備	28 浄水場更新事業等に対する財政措置の強化・充実
	都市整備	46 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進
	都市整備	48 米軍基地対策の推進
	環境・エネルギー	1 気候変動対策の推進
	福祉・保健・医療	1 少子社会対策の推進
	福祉・保健・医療	2 特別な支援を要する子供と家庭に係る施策の充実
	福祉・保健・医療	3 高齢社会対策の推進
	福祉・保健・医療	4 医療保険制度の改革等
	福祉・保健・医療	5 障害者施策の推進
	福祉・保健・医療	6 生活・雇用に関するセーフティネットの強化
	福祉・保健・医療	7 保健医療施策の推進
	福祉・保健・医療	8 ウイルス肝炎対策の強化
	福祉・保健・医療	9 新興・再興感染症対策の充実
	福祉・保健・医療	10 健康危機管理体制の充実
	福祉・保健・医療	11 放射能による健康影響に係る検査体制等の整備
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現
	生活・産業	12 ライフ・ワーク・バランスの推進
	生活・産業	13 非正規労働者に対する支援の強化
	生活・産業	14 障害者の就業支援策の一層の充実
生活・産業	15 水道事業の国際展開の支援に向けた取組の強化	
生活・産業	18 職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策の充実	
生活・産業	20 国内の水道事業者への支援	
生活・産業	22 中小企業の人材確保・定着への支援	
生活・産業	23 高齢者の就業を推進するための支援の充実【新規】	
スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援	
スポーツ・青少年・教育	3 若者の社会的自立を支援する施策の拡充	
治安対策	1 首都東京を守るテロ対応力の強化	
治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化	
農林水産省	国境離島の維持・保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全
	都市整備	22 公共事業と農地保全を両立するための制度改正
	都市整備	46 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進
	都市整備	48 米軍基地対策の推進
	都市整備	54 島しょ港湾等の整備促進
	都市整備	56 島しょ港湾等の防災対策の推進
	環境・エネルギー	9 小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進
	環境・エネルギー	15 森林循環促進に向けた施策の拡充
	環境・エネルギー	16 東京湾の水質改善対策の促進
	環境・エネルギー	17 食品ロス削減施策の推進
	生活・産業	10 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善
	生活・産業	11 ウェルシュウイルス(ブラムボックスウイルス)の緊急防除
	生活・産業	17 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応
	生活・産業	19 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進
スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援	
経済産業省	国境離島の維持・保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全
	災害対策	5 災害時における安定的な燃料供給体制の確立
	都市整備	6 ライフライン施設の耐震化などの推進
	都市整備	43 ITSを活用した高度な交通対策の一層の推進
	都市整備	44 無電柱化事業の推進
	環境・エネルギー	1 気候変動対策の推進
	環境・エネルギー	2 ゼロエミッションビークルの普及促進
	環境・エネルギー	3 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大
	環境・エネルギー	4 水素社会の実現に向けた着実な取組
	環境・エネルギー	12 微小粒子状物質(PM2.5)・光化学オキシダント(Ox)対策の推進
	環境・エネルギー	13 市街地土壌汚染対策の推進
	環境・エネルギー	14 PCB廃棄物処理の促進
	環境・エネルギー	17 食品ロス削減施策の推進
	環境・エネルギー	19 プラスチック対策の推進
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現
	生活・産業	3 文化政策の推進
	生活・産業	7 外国人の受入環境の整備促進
	生活・産業	8 ベンチャー企業の支援の拡充
生活・産業	9 中小企業者の円滑な資金調達の推進	
生活・産業	12 ライフ・ワーク・バランスの推進	
生活・産業	15 水道事業の国際展開の支援に向けた取組の強化	

省庁別提案要求事項一覧

省庁名	区分	事項名
経済産業省	生活・産業	19 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進
	生活・産業	22 中小企業の人材確保・定着への支援
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
国土交通省	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現
	国境離島の維持・保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全
	災害対策	1 首都直下地震等への備え
	災害対策	2 帰宅困難者対策の推進
	災害対策	3 緊急地震速報の改善
	災害対策	8 災害情報等の多言語発信について【新規】
	都市整備	1 建築物の耐震化の推進
	都市整備	2 木造住宅密集地域の整備促進
	都市整備	3 総合的な治水対策の推進
	都市整備	4 東京港の地震・津波・高潮対策の推進
	都市整備	5 大規模水害対策の推進
	都市整備	6 ライフライン施設の耐震化などの推進
	都市整備	7 羽田空港の液状化対策の推進
	都市整備	8 長周期地震動対策の推進
	都市整備	9 利水・治水対策の推進等
	都市整備	10 下水道事業に対する交付制度の拡充
	都市整備	11 水の有効利用の促進
	都市整備	12 不法係留船対策の推進
	都市整備	13 国際競争力強化に資するまちづくりの推進
	都市整備	14 市街地の開発に係る諸事業の推進
	都市整備	15 大都市圏における地籍調査の推進
	都市整備	16 既存住宅ストックの活用と空き家対策の促進
	都市整備	17 マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進
	都市整備	18 都営住宅ストックの有効活用
	都市整備	19 大都市補正の適用地区拡大
	都市整備	22 公共事業と農地保全を両立するための制度改正
	都市整備	23 東京における一体的な都市づくりの推進のための仕組みづくり
	都市整備	24 首都移転の白紙撤回
	都市整備	25 鉄道施設の耐震化の推進
	都市整備	26 病院等の耐震化対策に係る補助制度の拡充
	都市整備	30 住宅セーフティネット制度の改善【新規】
	都市整備	31 サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のための財政支援【新規】
	都市整備	32 東京外かく環状道路の整備促進
	都市整備	33 高速道路網の整備推進及び有効活用等
	都市整備	34 国道等の整備推進
	都市整備	35 道路・橋梁事業の推進
	都市整備	36 鉄道駅のバリアフリー化の推進
	都市整備	37 都市鉄道ネットワーク等の強化
	都市整備	38 BRT整備推進のための制度の創設・拡充
	都市整備	39 都市高速鉄道整備の充実・強化
	都市整備	40 連続立体交差事業の推進
	都市整備	41 踏切対策推進のための制度の創設・拡充
	都市整備	42 交通結節点における施設整備助成の拡充
	都市整備	43 ITSを活用した高度な交通対策の一層の推進
	都市整備	44 無電柱化事業の推進
	都市整備	45 バス事業の環境整備の促進【新規】
	都市整備	46 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進
	都市整備	47 首都圏新空港の調査検討の推進
	都市整備	48 米軍基地対策の推進
	都市整備	49 小笠原航空路の整備促進
	都市整備	50 物流機能の強化等に向けた東京港整備の推進
	都市整備	51 魅力的な水辺空間の創造に対する支援の拡大
	都市整備	52 震災にも強い東京港の機能強化
	都市整備	53 民有港湾施設の適切な維持管理の推進
	都市整備	54 島しょ港湾等の整備促進
	都市整備	55 東京港の新海面処分場の財源確保
都市整備	56 島しょ港湾等の防災対策の推進	
環境・エネルギー	1 気候変動対策の推進	
環境・エネルギー	2 ゼロエミッションビークルの普及促進	
環境・エネルギー	4 水素社会の実現に向けた着実な取組	
環境・エネルギー	5 ヒートアイランド対策・暑熱対応の推進	
環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充	
環境・エネルギー	7 公園整備事業等の推進	
環境・エネルギー	8 都市再生推進のための国有財産の活用	
環境・エネルギー	9 小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進	
環境・エネルギー	11 道路環境対策の推進	
環境・エネルギー	12 微小粒子状物質(PM2.5)・光化学オキシダント(Ox)対策の推進	
環境・エネルギー	16 東京湾の水質改善対策の促進	
環境・エネルギー	18 ヒアリの侵入、定着防止措置の実施	
生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	
生活・産業	3 文化政策の推進	

省庁別提案要求事項一覧

省庁名	区分	事項名
国土交通省	生活・産業	4 MICE推進施策の強化
	生活・産業	6 外国人旅行者に対する査証発給要件の緩和
	生活・産業	7 外国人の受入環境の整備促進
	生活・産業	10 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善
	生活・産業	12 ライフ・ワーク・バランスの推進
	生活・産業	17 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応
環境省	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
	国境離島の維持・保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全
	都市整備	38 BRT整備推進のための制度の創設・拡充
	都市整備	39 都市高速鉄道整備の充実・強化
	都市整備	49 小笠原航空路の整備促進
	環境・エネルギー	1 気候変動対策の推進
	環境・エネルギー	2 ゼロエミッションビークルの普及促進
	環境・エネルギー	3 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大
	環境・エネルギー	4 水素社会の実現に向けた着実な取組
	環境・エネルギー	5 ヒートアイランド対策・暑熱対応の推進
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充
	環境・エネルギー	9 小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進
	環境・エネルギー	10 自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化
	環境・エネルギー	12 微小粒子状物質(PM2.5)・光化学オキシダント(Ox)対策の推進
	環境・エネルギー	13 市街地土壌汚染対策の推進
	環境・エネルギー	14 PCB廃棄物処理の促進
	環境・エネルギー	16 東京湾の水質改善対策の促進
	環境・エネルギー	17 食品ロス削減施策の推進
	環境・エネルギー	18 ヒアリ等の侵入、定着防止措置の実施
	環境・エネルギー	19 プラスチック対策の推進
環境・エネルギー	20 国立公園の活用【新規】	
防衛省	生活・産業	10 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
	治安対策	1 首都東京を守るテロ対応力の強化
	都市整備	48 米軍基地対策の推進
防衛省	生活・産業	17 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応
	治安対策	5 国民保護事案に関する対策の推進

参考
2

所管局別提案要求事項一覽

参考 2
所管局別提案
要求事項一覽

所管局別提案要求事項一覧

局名	区分	事項名
政策企画局	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現
	災害対策	1 首都直下地震等への備え
	都市整備	24 首都移転の白紙撤回
	環境・エネルギー	15 森林循環促進に向けた施策の拡充
	環境・エネルギー	16 東京湾の水質改善対策の促進
都民安全推進本部	生活・産業	15 水道事業の国際展開の支援に向けた取組の強化
	都市整備	43 ITSを活用した高度な交通対策の一層の推進
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
	スポーツ・青少年・教育	3 若者の社会的自立を支援する施策の拡充
	スポーツ・青少年・教育	12 児童ポルノ等の自撮り被害から青少年を守る施策の充実
戦略政策情報推進本部	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化
	治安対策	4 再犯防止施策の充実
	行財政改革	7 社会保障・税番号制度の拡充等
	行財政改革	10 自治体情報セキュリティクラウドの推進
	行財政改革	12 LGWAN(総合行政ネットワーク) 環境のセキュリティ確保
総務局	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現
	生活・産業	16 情報通信網の維持管理に対する支援
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現
	国境離島の維持・保全	1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全
総務局	行財政改革	1 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保
	行財政改革	2 都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し
	行財政改革	5 地方税収納金整理資金制度の創設
	行財政改革	8 「ふるさと納税」制度の見直し【新規】
	行財政改革	11 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化
	災害対策	1 首都直下地震等への備え
	災害対策	2 帰宅困難者対策の推進
	災害対策	3 緊急地震速報の改善
	災害対策	5 災害時における安定的な燃料供給体制の確立
	災害対策	8 災害情報等の多言語発信について【新規】
	都市整備	5 大規模水害対策の推進
	都市整備	6 ライフライン施設の耐震化などの推進
	都市整備	7 羽田空港の液状化対策の推進
	都市整備	29 防災行政無線の安定運用に向けた電波法の改正
	都市整備	49 小笠原航空路の整備促進
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現
	生活・産業	17 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
	スポーツ・青少年・教育	6 高等学校等就学支援金制度の必要経費の確保等
	治安対策	1 首都東京を守るテロ対応力の強化
治安対策	5 国民保護事案に関する対策の推進	
財務局	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現
	行財政改革	1 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保
	行財政改革	2 都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し
	行財政改革	3 社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う国の責任による確実な財源の確保等
	行財政改革	4 財政上の不合理な措置の是正
	行財政改革	5 地方税収納金整理資金制度の創設
	行財政改革	8 「ふるさと納税」制度の見直し【新規】
	行財政改革	9 自動車関係諸税の見直し及び地方税財源の確保
	都市整備	21 公共事業推進のための行政代執行法の改正
主税局	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現
	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現
	行財政改革	1 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保
	行財政改革	4 財政上の不合理な措置の是正
	行財政改革	5 地方税収納金整理資金制度の創設
	行財政改革	6 地方法人課税の分割基準の適正化
	行財政改革	8 「ふるさと納税」制度の見直し【新規】
	行財政改革	9 自動車関係諸税の見直し及び地方税財源の確保
	都市整備	21 公共事業推進のための行政代執行法の改正
生活文化局	行財政改革	7 社会保障・税番号制度の拡充等
	都市整備	27 私立学校の耐震化対策に係る助成の拡充
	生活・産業	2 地方消費生活行政の財源確保
	生活・産業	3 文化政策の推進
	生活・産業	7 外国人の受入環境の整備促進
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
	スポーツ・青少年・教育	4 子ども・子育て支援新制度施行後における幼児教育の質の確保
	スポーツ・青少年・教育	5 私立学校助成の拡充
スポーツ・青少年・教育	6 高等学校等就学支援金制度の必要経費の確保等	
オリンピック・パラリンピック準備局	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
都市整備局	スポーツ・青少年・教育	2 スポーツ振興事業の推進
	都市整備	1 建築物の耐震化の推進
	都市整備	2 木造住宅密集地域の整備促進
	都市整備	3 総合的な治水対策の推進
	都市整備	5 大規模水害対策の推進
都市整備	7 羽田空港の液状化対策の推進	

所管局別提案要求事項一覧

局名	区分	事項名
都市整備局	都市整備	8 長周期地震動対策の推進
	都市整備	9 利水・治水対策の推進等
	都市整備	11 水の有効利用の促進
	都市整備	13 国際競争力強化に資するまちづくりの推進
	都市整備	14 市街地の開発に係る諸事業の推進
	都市整備	15 大都市圏における地籍調査の推進
	都市整備	22 公共事業と農地保全を両立するための制度改正
	都市整備	23 東京における一体的な都市づくりの推進のための仕組みづくり
	都市整備	25 鉄道施設の耐震化の推進
	都市整備	32 東京外かく環状道路の整備促進
	都市整備	33 高速道路網の整備推進及び有効活用等
	都市整備	34 国道等の整備推進
	都市整備	35 道路・橋梁事業の推進
	都市整備	36 鉄道駅のバリアフリー化の推進
	都市整備	37 都市鉄道ネットワーク等の強化
	都市整備	38 BRT整備推進のための制度の創設・拡充
	都市整備	40 連続立体交差事業の推進
	都市整備	41 踏切対策推進のための制度の創設・拡充
	都市整備	42 交通結節点における施設整備助成の拡充
	都市整備	44 無電柱化事業の推進
	都市整備	46 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進
	都市整備	47 首都圏新空港の調査検討の推進
	都市整備	48 米軍基地対策の推進
	環境・エネルギー	4 水素社会の実現に向けた着実な取組
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充
	環境・エネルギー	7 公園整備事業等の推進
	環境・エネルギー	8 都市再生推進のための国有財産の活用
	環境・エネルギー	16 東京湾の水質改善対策の促進
生活・産業	10 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	
スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援	
スポーツ・青少年・教育	2 スポーツ振興事業の推進	
住宅政策本部	都市整備	16 既存住宅ストックの活用と空き家対策の促進
	都市整備	17 マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進
	都市整備	18 都営住宅ストックの有効活用
	都市整備	30 住宅セーフティネット制度の改善【新規】
	都市整備	31 サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のための財政支援【新規】
環境局	都市整備	49 小笠原航空路の整備促進
	環境・エネルギー	1 気候変動対策の推進
	環境・エネルギー	2 ゼロエミッションビークルの普及促進
	環境・エネルギー	3 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大
	環境・エネルギー	4 水素社会の実現に向けた着実な取組
	環境・エネルギー	5 ヒートアイランド対策・暑熱対応の推進
	環境・エネルギー	6 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充
	環境・エネルギー	8 都市再生推進のための国有財産の活用
	環境・エネルギー	9 小笠原諸島世界自然遺産保全管理の推進
	環境・エネルギー	10 自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化
	環境・エネルギー	12 微小粒子状物質(PM2.5)・光化学オキシダント(Ox)対策の推進
	環境・エネルギー	13 市街地土壌汚染対策の推進
	環境・エネルギー	14 PCB廃棄物処理の促進
	環境・エネルギー	16 東京湾の水質改善対策の促進
	環境・エネルギー	17 食品ロス削減施策の推進
	環境・エネルギー	18 ヒアリ等の侵入、定着防止措置の実施
	環境・エネルギー	19 プラスチック対策の推進
	環境・エネルギー	20 国立公園の活用【新規】
	生活・産業	10 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
福祉保健局	災害対策	4 災害医療体制の充実
	災害対策	5 災害時における安定的な燃料供給体制の確立
	災害対策	6 大規模災害時における被災者の生活再建支援制度の在り方
	都市整備	26 病院等の耐震化対策に係る補助制度の拡充
	環境・エネルギー	10 自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化
	福祉・保健・医療	1 少子社会対策の推進
	福祉・保健・医療	2 特別な支援を要する子供と家庭に係る施策の充実
	福祉・保健・医療	3 高齢社会対策の推進
	福祉・保健・医療	4 医療保険制度の改革等
	福祉・保健・医療	5 障害者施策の推進
	福祉・保健・医療	6 生活・雇用に関するセーフティネットの強化
	福祉・保健・医療	7 保健医療施策の推進
	福祉・保健・医療	8 ウイルス肝炎対策の強化
	福祉・保健・医療	9 新興・再興感染症対策の充実
	福祉・保健・医療	10 健康危機管理体制の充実
	福祉・保健・医療	11 放射能による健康影響に係る検査体制等の整備
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
スポーツ・青少年・教育	3 若者の社会的自立を支援する施策の拡充	
治安対策	1 首都東京を守るテロ対応力の強化	

所管局別提案要求事項一覧

局名	区分	事項名	
病院経営本部	災害対策	4 災害医療体制の充実	
	災害対策	5 災害時における安定的な燃料供給体制の確立	
	福祉・保健・医療	3 高齢社会対策の推進	
	福祉・保健・医療	5 障害者施策の推進	
	福祉・保健・医療	7 保健医療施策の推進	
	福祉・保健・医療	9 新興・再興感染症対策の充実	
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援	
産業労働局	都市整備	22 公共事業と農地保全を両立するための制度改正	
	環境・エネルギー	15 森林循環促進に向けた施策の拡充	
	福祉・保健・医療	1 少子社会対策の推進	
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	
	生活・産業	4 MICE推進施策の強化	
	生活・産業	5 統合型リゾート(IR)整備に伴う制度構築の着実な実施	
	生活・産業	6 外国人旅行者に対する査証発給要件の緩和	
	生活・産業	7 外国人の受入環境の整備促進	
	生活・産業	8 ベンチャー企業の支援の拡充	
	生活・産業	9 中小企業者の円滑な資金調達の推進	
	生活・産業	10 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	
	生活・産業	11 ウメ輪紋ウイルス(プラムポックスウイルス)の緊急防除	
	生活・産業	12 ライフ・ワーク・バランスの推進	
	生活・産業	13 非正規労働者に対する支援の強化	
	生活・産業	14 障害者の就業支援策の一層の充実	
	生活・産業	17 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応	
	生活・産業	18 職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策の充実	
	生活・産業	19 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進	
	生活・産業	21 企業による保育施設設置への支援	
	生活・産業	22 中小企業の人材確保・定着への支援	
	生活・産業	23 高齢者の就業を推進するための支援の充実【新規】	
		スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
		スポーツ・青少年・教育	3 若者の社会的自立を支援する施策の拡充
建設局	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	
	都市整備	2 木造住宅密集地域の整備促進	
	都市整備	3 総合的な治水対策の推進	
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	
	都市整備	6 ライフライン施設の耐震化などの推進	
	都市整備	9 利水・治水対策の推進等	
	都市整備	12 不法係留船対策の推進	
	都市整備	14 市街地の開発に係る諸事業の推進	
	都市整備	19 大都市補正の適用地区拡大	
	都市整備	20 公共用地取得に係る登記関連法の改正【新規】	
	都市整備	21 公共事業推進のための行政代執行法の改正	
	都市整備	32 東京外かく環状道路の整備促進	
	都市整備	33 高速道路網の整備推進及び有効活用等	
	都市整備	34 国道等の整備推進	
	都市整備	35 道路・橋梁事業の推進	
	都市整備	40 連続立体交差事業の推進	
	都市整備	41 踏切対策推進のための制度の創設・拡充	
	都市整備	44 無電柱化事業の推進	
	都市整備	46 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	
	環境・エネルギー	7 公園整備事業等の推進	
	環境・エネルギー	8 都市再生推進のための国有財産の活用	
	環境・エネルギー	11 道路環境対策の推進	
	環境・エネルギー	16 東京湾の水質改善対策の促進	
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援	
	スポーツ・青少年・教育	2 スポーツ振興事業の推進	
港湾局	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	
	都市整備	4 東京港の地震・津波・高潮対策の推進	
	都市整備	34 国道等の整備推進	
	都市整備	35 道路・橋梁事業の推進	
	都市整備	44 無電柱化事業の推進	
	都市整備	46 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	
	都市整備	49 小笠原航空路の整備促進	
	都市整備	50 物流機能の強化等に向けた東京港整備の推進	
	都市整備	51 魅力的な水辺空間の創造に対する支援の拡大	
	都市整備	52 震災にも強い東京港の機能強化	
	都市整備	53 民有港湾施設の適切な維持管理の推進	
	都市整備	54 島しょ港湾等の整備促進	
	都市整備	55 東京港の新海面処分場の財源確保	
	都市整備	56 島しょ港湾等の防災対策の推進	
	環境・エネルギー	16 東京湾の水質改善対策の促進	
	環境・エネルギー	18 ヒアリ等の侵入、定着防止措置の実施	
	生活・産業	5 統合型リゾート(IR)整備に伴う制度構築の着実な実施	
交通局	都市整備	36 鉄道駅のバリアフリー化の推進	
	都市整備	39 都市高速鉄道整備の充実・強化	
	都市整備	45 バス事業の環境整備の促進【新規】	

所管局別提案要求事項一覧

局名	区分	事項名
交通局	環境・エネルギー	4 水素社会の実現に向けた着実な取組
水道局	災害対策	5 災害時における安定的な燃料供給体制の確立
	都市整備	9 利水・治水対策の推進等
	都市整備	28 浄水場更新事業等に対する財政措置の強化・充実
	生活・産業	15 水道事業の国際展開の支援に向けた取組の強化
下水道局	生活・産業	20 国内の水道事業者への支援
	都市整備	3 総合的な治水対策の推進
	都市整備	10 下水道事業に対する交付制度の拡充
教育庁	環境・エネルギー	16 東京湾の水質改善対策の促進
	スポーツ・青少年・教育	1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援
	スポーツ・青少年・教育	3 若者の社会的自立を支援する施策の拡充
	スポーツ・青少年・教育	7 公立学校の教職員定数の充実及び学級編制標準の改定
	スポーツ・青少年・教育	8 特別支援学校の養護教諭等の定数改善
	スポーツ・青少年・教育	9 いじめ問題等に対する取組の充実
	スポーツ・青少年・教育	10 教育支援センターの機能強化、不登校特例校の拡充等
	スポーツ・青少年・教育	11 学校における働き方改革の実現
	スポーツ・青少年・教育	13 学校施設の空調設備整備に対する支援
	スポーツ・青少年・教育	14 学校における法的相談体制等への支援【新規】
警視庁	スポーツ・青少年・教育	15 外国人の子供に対する教育の充実【新規】
	都市整備	43 ITSを活用した高度な交通対策の一層の推進
	治安対策	1 首都東京を守るテロ対応力の強化
	治安対策	2 サイバー攻撃対策の強化
東京消防庁	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化
	災害対策	7 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた消防体制の充実強化

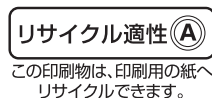
令和2年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求

印刷番号 (31) 2

令和元年6月

発行 東京都政策企画局総務部渉外課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
03-5388-2153 (直通) 都庁内線 21-211

印刷所 株式会社アライ印刷
東京都世田谷区羽根木1丁目12番7号
03-5376-9123 (代表)





TOKYO 2020



TOKYO 2020

PARALYMPIC GAMES



東京都